

Title	駐露時代(1883-1886)の花房義質
Author(s)	Maltseva, Svetlana
Citation	大阪大学, 2009, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/826
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

博士論文

題目 駐露時代（1883—1886年）の花房義質

提出年月 2009年6月
言語社会研究科言語社会専攻

氏名 Maltseva Svetlana

目次

はじめに.....	3
第1章	
花房義質の紹介	
1.1 職業外交官としての花房義質.....	9
1.2 花房義質についての先行研究.....	16
1.3 花房義質の第二次駐露時代（1883—1886年）の資料の紹介.....	22
1.4 第二次駐露時代初期、ロシアへの渡航.....	24
1.5 1883—1886年代の年表	28
第2章	
1884年の中央アジアのメルフ地方とロシアへの併合に関する花房義質の報告書	
2.1 歴史的背景	32
2.2 メルフ地方のロシアへの併合に関する花房義質の報告書.....	39
第3章	
1885年のペンジェ事件に関する花房義質の報告書	
3.1 歴史的背景.....	46
3.2 ペンジェ事件に関する『亜富汗論近況第二』 駐露日本特命全権公使花房義質の報告.....	52
3.3 ペンジェ事件に関する『「アフガン」論近況第三』花房義質の報告.....	67
3.4 「英露「アフガニスタン」論大概」花房義質の報告.....	76
3.5 明治18年7月19日付「明治18年七月在露国日本公使館報告」	91
3.6 ペンジェ事件に関する8月の報告.....	98

第4章

1885年—1886年のバルカン問題に関する花房義質の報告

4.1 バルカン問題の歴史的背景.....	112
4.2 東ルーマリアをめぐる危機に関するコンスタンチノーブル会議の前段階についての花房義質の1885年11月4日付『東「ルーマリヤ」変革(第4)』報告.....	120
4.3 セルビア・ブルガリア戦争勃発を背景としたコンスタンチノーブル会議に関する11月中の花房義質の報告.....	132
4.4 コンスタンチノーブル会議の最終段階に関する花房義質の報告書、1885年12月の『ブルガリア変革(第7)』と『ブルガリア変革(第8)』.....	145
4.5 セルビアとブルガリア和平交渉に関する花房義質の報告、1886年1月の『ブルガリア変革(第10)』.....	162
まとめ.....	167
参考文献.....	176
附録.....	185

はじめに

明治期の日本は、近代国際社会へ徐々に踏み出しつつある時期であった。この明治外交が形成されていく時期に、日本最初の外交官の一人である花房義質（はなぶさ・よしもと）（1842—1917）がいた。当時、欧米列強諸国やアジア隣国との激しい外交戦が繰り広げられる中、彼は榎本武揚公使の下役で、樺太千島交換条約の締結（1875年）に係わる一方、朝鮮国でも「壬午事変」（1882年）時に在朝鮮弁理公使を務めた。多くの外交上の業績を残した後も、農商務次官、宮内次官、枢密顧問官、日本赤十字社長等を歴任し、輝かしいキャリアを有していた。

日本が国家を再建するという重大な課題を掲げた明治期は、欧米列強諸国によるアジアやアフリカなどの植民地獲得競争が激しくなり、国際情勢が大きく変動していく時期にあたる。鎖国時代の日本から脱却し、「弱肉強食¹」の国際状況に適応するため、欧米諸国に立ち向かい新しい国づくりを目指した若い外交官の一人であった花房義質は、一年あまり

¹信夫清三郎『日本外交史』第1巻（1853-1972）、東京：毎日新聞社、1974年、18頁。

の欧米留学を終え、当時 27 歳で外交の世界へ進む。1870 年代前半に清国、朝鮮での業務を経て、1873 年に彼は臨時代理公使として派遣され、マリアルス号事件でロシアの仲裁と、日露間の国境確定交渉という当時の日露関係における二大課題に取り組むことになる。1855 年 12 月に調印された日露条約では、懸案の国境は択捉島とウルップ島の間とし、択捉全島を日本領とした上で、樺太島にはこれまで通り国境を設けないことが決定した。よって明治政府はこの樺太島国境問題を受け継いだわけである。1873 年以降「樺太島放棄論」は日本政府見解の主流になりつつあり、東アジアへの南下政策が積極的に進められていった。極東においてウラジオストクなどに海軍基地を設置してその防御を考えたロシアは、同時にバルカン半島における大国の争いの中で自らの立場の確保を目指し、日本との領土問題のより早い解決を望んだ。「樺太島放棄論」という日本の主張はロシアの国益に応じるものであったため、日本にとっては日露間の国境画定問題解決の好機であった。そして 1873 年に花房はこの重要な交渉を行う公使に任命されるまでに、つまり榎本武揚が駐露特命全権公使に任命されるまでに、しばらくの間、臨時代理公使として交渉の準備を行い、さらに、マリアルス号事件に関してロシア皇帝に仲裁の承諾を得て、見事に二つの重大な任務を成功させた。だが、自らは外交官として未熟であり、より一層勉強したいと実感したため、帰国の希望を日本政府に伝え、1876 年 10 月に帰国した。

そして、1876 年 11 月に花房は朝鮮へ派遣される。日朝修好条規の調印後、朝鮮政府は可能な限り江戸時代からの「交隣」関係を継続するという方針を選んだ。よって外交代表の首都での駐在、外国人の国内旅行を認めなかった。花房は、日朝修好条規で規定された釜山以外の二港開港につき朝鮮国と交渉し、それを転換させるために釜山に日本人居留地を設けることを提案した。こうして翌年 1 月に釜山口租界条約が調印され、海外で初めて日本人居留地が設定された。1880 年－1882 年は弁理公使として京城に駐在した時期であり、花房義質は 1882 年、朝鮮の壬午軍乱の渦中にいた。壬午軍乱とは、1882 年 7 月 23 日に大院君らの煽動を受けて、朝鮮の漢城で大規模な兵士の反乱が起こり、政権を担当していた閔妃一族の政府高官や、日本人軍事顧問、日本公使館員らが殺害され、日本公使館が襲撃を受けた事件のことである。その際、花房公使らはイギリスの軍艦に乗せられ、帰国を無事に果たしたが、8 月 23 日に花房はソウルに戻り、朝鮮政府に対して事件に関する謝罪、犯人の逮捕処刑、損害賠償など厳しい要求をした。しばらくして、大院君らが捕らえられ、朝鮮政府は妥協の姿勢を示したので、30 日に花房は日本側の代表として、済物浦条約を調印した。この結果日本は、朝鮮側から賠償を受けると同時に、初めて国外に駐兵する権利

を得た。

このように明治期の外交体制整備が進む過程の中で花房義質は、いわゆる職業的外交官の一人として、ロシアとの国境確定交渉、マリアルス号事件、釜山日本人居留地の設置、壬午事変の解決に結びついた済物浦条約の締結などといった重要な実績を残した。当時、日本は条約改正に関する欧米諸国との交渉が難航しており、こうした状況を背景に花房義質は職業的外交官としてのキャリアの最盛期を迎え、1883年－1886年に二度目となるロシア駐在を任命される。そして1886年にロシアから帰国した後、外交世界から引退した。

1950年以降の研究では、外交官としての花房義質の活動の重要性は認識されているが、その研究の殆どは1870年－1880年代の花房の朝鮮駐在期に関するものである。具体的には、1870－1880年代の開港場の決定問題、それとの関連で起こる公使駐京問題、使臣入京道路問題などに関して花房が日本政府に提出した報告が、朝鮮政府の入京路一定論提議の論破資料であると高く評価されている。明治初期における日朝国交回復交渉の事情の解明にとって、花房は対馬の日本側の官吏が交渉の妨げの主因であると指摘し、花房が残した資料が「征韓論」の発生と明治6年（1873年）の政変に影響を及ぼしたという評価も見られる²。他方、日本外交研究における花房公使の駐露時代（1883－1886年）の活動についての深い研究はまだなされていない。花房はロシア駐在期間中、不平等条約改正問題に携わった。この時のロシア政府の内意を報告するという役割、条約改正についての日露交渉における花房公使の役割を重要視した研究は極めて少ないが存在する³。

以上の先行研究を踏まえた結果、1883年5月から1886年8月までの3年間に限って、ロシアにおける特命全権公使花房義質の活動を本研究の主な対象として考察する。1883年（明治16年）3月3日、花房は三条太政大臣の訓令によって駐露特命全権公使に任命され、同月にロシアへ赴いた。さらに太政官訓令によって、「瑞典ノ威国公使兼勤」となった。翌月に三条太政大臣の訓令によって、男爵の初叙位階に相当する従四位が与えられた⁴。日本政府は1883年－1886年にわたって在ペテルブルグ日本公使花房に様々な具体的な使命を与えていた。それは、当時のロシア内政の現状やロシア外交の特徴、露欧関係、列強諸国の態度、アジア・太平洋地域におけるロシアの外交方針、朝鮮問題をはじめとする当時の様々なアジアにおける死活的な問題、列強諸国の立場等を調査、情報収集するということ

² 詳しくは、第1章「花房義質の紹介」、「先行研究」を参照。

³ 鹿島平和研究所編『日本外交史』第2巻、東京：鹿島研究所出版会、1970年。

⁴ 『枢密院高等官転免履歴書大正ノ一』内閣記録、枢密院文書、国立公文書館所蔵。

であった。花房は日本政府の要請に応じて、駐在期間中次々と報告書を提出している。それは、1884年2月の『メルフ地方のロシア帝国併合に関する』（外交史料館所蔵）、1885年5月―8月の太政官記録（国立公文書館所蔵）の『亜富汗論近況ノ件其二』、『亜富汗論近況ノ件其三』、『英露「アフガニスタン」論大概』の報告、1885（明治18）年―1886（明治19）年の『ブルガリアの変革の件』などである。

花房義質の駐露時代（1883年―1886年）の活動の歴史的な役割を把握するためには上記の未刊の資料を分析し、その真意を明確にすることが必要である。この課題を明らかにするために第一に歴史的な背景、即ち1884年のロシアの中央アジア・メルフ地方の併合への動き等を述べ、第二に、本論文の焦点である駐露時代の花房義質が残した資料の意義について論じる。第二次駐露時代（1883年―1886年）の花房義質の活動と、その進展が主な研究の題目となる。かつて外交に関わった花房が、その豊富な経験を生かすことができる人物として日本政府に派遣されたことを前提とする。1880年代に発生した出来事と時間の経過につれ、国際関係が変動していく。それに応じて、変遷していく駐露特命全権公使という立場にいた花房の活動の内容を考察する。

本論文の課題は1883年―1886年にわたって花房が取り組んだ問題の中から、

- ・メルフ地方のロシアへの併合と英露関係
- ・ペンジェ事件と英露関係
- ・ブルガリアの統一問題をめぐるロシア、イギリス等の列強国間関係

といった問題に関して、駐露日本特命全権公使・花房義質が駐在期間中に書いた日本政府宛報告書を紹介する。即ち、公式文書を中心に分析を行い、彼の駐露時代における活動の本質を明らかにし、明治期の日本外交史における花房義質の歴史的な役割を捉えなおすための作業を行うことである。

本論文は、4章から構成されている。

第1章では、花房義質という人物を紹介し、彼の生い立ち、職業外交官としての経歴、彼の外交の知識を考察する。この章の主な目的は、1883年に駐露特命全権公使となった花房の使命に関して論じ、1883年―1886年間、即ち本論文の対象となる時期も含めて花房義質の活動の経緯を明らかにすることである。

第2章では、1884年の中央アジアにおけるメルフ地方のロシア併合の件に関して、花房義質が毛筆で書いた未刊史料を紹介し、メルフ併合の歴史背景を論じながら、その報告書の詳細な分析を行う。その報告書の意義を論じ、花房駐露特命全権公使本人の視野に立ち、

どのような状況でメルフ併合の重要性を認識したのか、なぜ日本政府にその件について報告したのかという点について論じる。

第3章においても、主に毛筆で書かれた未刊史料を活用する。1885年ペンジェ事件発生後、英露が戦争勃発の危機に直面した状況を背景に、様々な出来事に関して1885年5月から8月にかけて送付された花房義質の報告書を紹介し、その分析を行う。次に彼の情報収集の特徴について触れ、花房が残した資料に基づき、英露が直接衝突を避けることができた経緯、中央アジア・アフガニスタンをめぐる英露対立の原因を明らかにする。第三に、ペンジェ事件を背景に起こったイギリスの巨文島占領をめぐる英露摩擦の経緯と、それに関して花房が残した発言を明らかにしながら、ロシアに駐在していた日本公使の観点から判断された英露対立の本質とその意義について論じる。そして、日本政府にとって花房が収集した情報は、どの程度重要であったのか、当時日本外交が抱えた問題にどの程度影響があったのかという点を考察する。

最後の第4章では、ブルガリアの変革に関する花房公使の報告書の分析を主として、毛筆で書かれた未刊史料を用いながら、その歴史的背景を論じる。アフガニスタンをめぐる英露対立が大いに反映された東方問題、また、1885年9月にブルガリアと東ルーメリアの統一が唱えられたことによって、バルカン半島における現状が悪化する中、欧州列強国の変動していく態度を観察していた日本公使花房が、なぜ日本政府にそれを詳細に紹介したのか、その理由を明らかにする。

結論として、本論文の最終目的は主に下記の3点を明らかにすることである。

・かつて欧州での一年に及ぶ留学を終えたばかりの花房義質は、外交官職に就き、清国、朝鮮で任務に就き、そしてロシアで樺太島千島交換条約の締結とマリアルース号事件の解決にかかわり、1883年に特命全権公使として二度目となるロシア赴任を経験する。花房が公使に問われる能力を持つ外交官として日本政府に認められたという原点に立ち戻って考えてみると、1883年—1886年における赴任の使命は何だったのか。

・彼は、1883年—1886年ロシアで駐在期間中、外交官として成功したのか。外交上ではどのような役割を果たしたのか。

・花房義質が慎重に収集した情報は、日本政府の要望にどの程度応じるものだったのか。日本外交にとってその意義はどのようなものであったか。
という点である。

無論、明治期の外交において花房義質が残した実績、特に、開港をめぐる朝鮮との交渉、

樺太島千島交換条約の締結、マリアルース号事件におけるロシア皇帝の仲裁に関する交渉、条約改正問題に関する花房の役割などについては様々な先行研究が存在している。しかし、本研究は、未刊史料を活用しながら、1883年－1886年にわたる外交官花房義質の活動を分析し、その結果、日本が条約改正問題、朝鮮問題に取り組んでいる中、不明点が多かった明治時代のこの時期について、彼がロシアやイギリスなど欧州列強諸国のアジアに対する態度や外交上の懸案事項などについて情報収集し、貴重な情報提供者であったことに着目した全く新たな研究である。本研究はまた、明治期の日本外交の成立に関する先行研究が残した様々疑問や不明な点の解明にとっても有用となる。よって、花房義質研究、明治期外交史の知られざる側面を明らかにするものとして価値があるだろう。

明治期の外交史に関する新しい、個性を持った歴史研究を生み出すために、先行研究で扱われる重要な情報を把握する一方、日本の国立公文書館、外交史料館などに所蔵されている花房義質関係の未刊史料を紹介し、その分析を行うことが本研究での最も重要な作業となる。勿論、上記の史料は全て毛筆で書かれた史料であり、本研究の最初の課題は全文の解読と活字化の作業であり、これは論文作成の準備段階にあたる。さらに、花房義質公使関係の文書の一部が戦災により焼失していることが先行研究では明らかになっており、残されている史料が数か所に離散していることを考慮に入れると、花房義質研究は非常に困難な作業を伴うものとなる。ただ、大量に残され、離散している花房義質日記については、毎日の記録があるため、1883年－1886年の1000日以上分の記録を年表に収録することができた。残されている史料を日付や背景をもとに正確に整理し、他の関連史料と照らし合わせると、先行研究における幾つかの史料の日付の誤りを発見した。これも本研究の重要な成果の一つである。筆者は、2年8か月にわたり時間が許す限り、収集した未刊史料の解読に力を入れた。よって本論文ではその解読の結果に基づき、明治外交の成立と成長していく明治外交のメカニズム、そして、ペンジェ事件、朝鮮をめぐる国際緊張の時代に活躍していた日本外交官花房義質の毎日の活動、日本の外交の大きな勝利に繋がっていく彼の外交上の小さな勝利と、難題に取り組む花房の葛藤の経緯を明らかにする。これにより、明治期の国際関係、外交史における多くの疑問の解明や、新たな研究への展望が開かれる。

第1章 花房義質の紹介

1.1 職業外交官としての花房義質

花房義質は1842年1月1日に岡山藩士花房端連の長男として生まれた。『子爵花房義質君事略』によれば、父端連は「藩の小吏より身を起して大阪留守居役に累進し、一藩の財政を管理し、後に伏見留守居役から周遊方に転じ、京都に出て藩の外交の衝に当たる⁵」という人物であり、維新に際して藩の参謀として東海道鎮撫総督に仕えた。明治初年の藩政改革に際して帰県、岡山藩政試補、権大参事を歴任した。

花房は8歳になると藩校に入り、四書五経を学ぶかたわら、蘭書を見玉順蔵に、砲術を水谷亦六郎に学んだ。19歳の時、1860年に父と共に大坂に移るや緒方洪庵の門下に入る。1861年8月に岡山藩大坂詰大砲を任され大坂海岸防御に従事した。1863年には京都詰に転じ、禁門の守備に当たった。以降明治維新にいたるまでの期間は、藩主の命を受けて国事に奔走した時期であった。1865年10月には、御所で条約勅許・兵庫開港の会議に列し、翌二年には藩主の命により赴いた長崎で後藤象二郎、五代友厚、坂本竜馬、大隈重信、副島種臣等を知った。慶応三年には藩主の内命により、香港・インドを経てフランス・イギリス・アメリカに外遊、帰国は1868年10月であった⁶。1869年に外交官へ出仕し、外交の道へ進む。当時、花房は27歳。職歴は以下の通りである。

1869年4月	外交官お雇
1869年7月	外務大録
1870年2月	外務権少丞
1871年8月	外務大記（この年、柳原外務大丞に随行し清国に渡航）
1871年12月	外務少丞（この年、沢外務卿に随行し清国に渡航）
1872年5月	外務少丞
1872年8月	外事右局長兼考法局長心得（この年、対馬釜山に赴き朝鮮国と交渉）
1873年9月	兼外務一等書記官・ロシア公使館在勤（ペテルブルグ着任）

⁵黒瀬義門『子爵花房義質君事略』東京：東京印刷、1913年、1-2頁。

⁶黒瀬義門『子爵花房義質君事略』39-62頁。

1876年10月	免兼官
1877年1月	外務大書記官
1877年9月	兼代理公使（日朝修好条規で規定された釜山以外の二港開港につき朝鮮国と交渉）
1878年3月	外務省記録局長心得
1880年4月	弁理公使・朝鮮国京城在勤
1882年11月	外務省三等出仕
1883年3月	特命全権公使・露国駐在
1886年8月	帰朝
1886年12月	兼伏見宮別当
1887年1月	免露国駐在

ロシアから帰国し、外交の世界から身を引いた。1886年末、伏見宮別当に任命され、1887年7月第一次伊藤内閣の農商務次官を務めた後、同年宮中顧問官に就任し、そして帝室会計審査局長官を兼任する。1907年9月には子爵に叙せられる。また1911年12月から1917年7月に没するまで枢密顧問官の職にあった⁷。

次に職業外交官としての花房義質の活動を紹介したい。1870年代前半に清国、朝鮮での業務を経て、1873年に彼は臨時代理公使として派遣された。日本政府は、マリアルス号事件でロシア皇帝の仲裁と、日露間の国境確定交渉という二つの難題を抱え、この二つ課題に取り組む「十分な能力がある人物」を必要とした。北方領土問題に詳しい人物であることは勿論、その人物に交渉を行うためのしかるべき権限と、ロシアに対して権威付けとなる高位の役職を与える必要もあった。そのための慎重な人選を進める一方、マリアルス号事件に対応する人物を早急に決めなければならなかったため、日本政府は花房に一等書記官を兼任し、臨時公使としてマリアルス号事件の交渉と国境確定予備段階交渉に当たるといふ二つの重要な使命を与えた。ペテルブルグに到着して、ロシア皇帝アレクサンドル二世に謁見すると、流暢な英語でコミュニケーションを取り、アレクサンドル二世から必ず仲裁裁判において公平な判決をするという宣誓を得た。これにより、その任務を成功させる前提ができた。結局、日本政府はすべての条件を満たしている人物として榎本武

⁷東京都立大学付属図書館事務室編『花房義質関係文書目録』第1期、東京：北泉社、1996年、4-6頁。

明を選定し、1873年6月の榎本のロシア到着まで花房は、公使館の建物の設備を整えるなどの重要な仕事に加え、臨時代理公使として交渉の準備を行い、さらに、マリアルス号事件に関してロシア皇帝との仲裁に関する交渉を成功させた。1873年3月にロシア皇帝が仲裁を正式に受諾し、4月に花房はペール公使ラヴァルと仲裁期間を定める協定を調印した。これによって、法権を目指していた日本は、欧米諸国に対する人道主義の立場を表明することができたと専門家が指摘している⁸。樺太千島交換条約締結の意義とは、当時、欧米諸国に押しつけられた不平等条約で苦しんでいた日本が、欧州大国の一つロシアには対等な交渉相手として見られ、領土問題は「血の一滴零さず」、平和的手段で解決したことである。こうした領土問題のみならず、アジアにおける大国の覇権地区の分割をめぐる大国間外交戦略などが花房の職業的関心を引き起こすきっかけとなった。だが、当時、自らは外交官として未熟であり、外交官として技術を磨きたいと実感したため、帰国の希望を日本政府に伝え、1876年10月に帰国した。1876年に帰国することにあたり、彼は情報収集のためにイギリス、アメリカを経由した。イギリスでは、イギリスの極東戦略や対ロシア戦略に関して元駐日公使オールコックの意見などを聞いた⁹。

帰国直後、1876年11月に花房は朝鮮へ派遣される。本人は、ロシアとの領土問題を解決でき、国家が安定し、ロシアの妨害はないだろうと判断して、「西南」、つまり朝鮮に目を向ける時期だと考えていた¹⁰。当時、ロシアの南下政策の対応としては日本政府が釜山など大陸で立脚地も必要とし、さらにロシアの外交政策を観察してきた詳しい人物にそれを実現する使命を与えた。当時、朝鮮政府は近代国際体制を十分理解できず日本も含めた外国との江戸時代における交隣関係を頑固に継続していた。1876年に日朝修好条規が調印されたにもかかわらず、日本公使の首都での駐在、日本人も含めた外国人の国内旅行を認めなかった。花房は、日朝修好条規で規定された釜山以外の二港開港に関して朝鮮国と交渉し、釜山に日本人居留地を設けることを提案した。こうして翌年1月に釜山口租界条約が調印され、海外で初めて日本人居留地が設定され、朝鮮植民地化の出発点ともなった。1880年－1882年は弁理公使として京城に駐在した時期であり、花房は多忙な日々をおくっている。1880年5月に日本は、元山の開港を実現し、釜山と同様に居留地を設置した。そして花房は、朝鮮との関係を進展させるために、国王をはじめ、朝鮮のエリートに近代国

⁸ 犬塚孝明『ニッポン青春外交官』東京：NHK ブックス、2006年、97頁。

⁹ 同上 144頁。

¹⁰ 同上 119頁。

際体制の意味を説き、新式武装、日本式軍隊の編成の必要性を訴えた。仁川開港に関する交渉にも成功し、居留地を設置することにあたって朝鮮に日本の軍事教官の派遣を確約させた。1882年7月23日に大院君らの煽動を受けて、朝鮮の漢城で大規模な兵士の反乱が起こり、政権を担当していた閔妃一族の政府高官や、日本人軍事顧問、日本公使館員らが殺害され、日本公使館が襲撃を受けた事件、いわゆる壬午軍乱が起こった。その際、花房公使らはイギリスの軍艦に乗せられ、帰国を無事に果たしたが、8月23日に花房はソウルに戻り、朝鮮政府に対して事件に関する謝罪、犯人の逮捕処刑、損害賠償など厳しい要求をした。しばらくして、大院君らが捕らえられ、朝鮮政府は妥協の姿勢を示したので、30日に花房は日本側の代表として、済物浦条約を調印した。この結果日本は、朝鮮側から賠償を受けると同時に、初めて国外に駐軍する権利を得た。

このように明治期の外交体制が整えられる中、花房義質は、いわゆる職業的外交官の一人として、ロシアとの国境確定交渉、マリアルース事件、釜山日本人居留地の設置、壬午事変の解決に結びついた済物浦条約の締結などといった外交上の重要な実績を残した。当時、日本は条約改正に関する欧米諸国との交渉が難航しており、こうした状況を背景に花房義質は職業的外交官としてのキャリアの最盛期を迎え、1883年—1886年に二度目となるロシア駐在を任命される。そして1886年にロシアから帰国した後、外交の世界から引退した。

花房はロシアに二度渡航した。第一期は、1873年9月から1876年10月まで、第二期は、1883年5月から1886年8月までである。第一期（1873年—1876年）の花房の駐在活動は多少研究されており、たとえば、樺太千島交換条約において彼が重責を果たしたことなどは述べられているが、第二期（1883年—1886年）に関してはほとんど研究されていない。花房義質の履歴書¹¹には、1883年—1886年にわたるロシアでの使命と活動について以下のように記録されている。

1883年	3月3日	任特命全権公使	太政官
		二等官相当二等年俸下賜之事	同上
		露國在勤被仰付之事	同上
		瑞典那威國公使兼勤被仰付之事	同上
	4月26日	叙従四位	同上

¹¹ 『枢密院高等官転免履歴書大正ノ一』内閣記録、枢密院文書、国立公文書館所蔵。

	11月21日	露西亜國皇帝陛下ヨリ贈与シタル神聖スタニスラス第一等勲章ヲ受領シ及用スルヲ許ス	同上
1885年	12月21日	波斯國皇帝陛下ヨリ贈与シタル獅子太陽第一等勲章ヲ受領シ及用スル	同上
1886年	3月16日	改交際官官制勅任一等ス	同上
	7月12日	上級年俸下賜	外務省
	8月30日	帰朝	同上
	10月20日	叙従三位	同上
	12月27日	兼任伏見官別當	宮内省

1883年（明治16年）3月3日、三条太政大臣の訓令によって、駐露特命全権公使に任命される。その後、太政官の訓令によりスウェーデンとノルウェーの公使兼勤に任命される。続いて、同年同月17日にロシアへ赴き、翌月26日に三条太政大臣の訓令によって、男爵の初叙位階に相当する従四位が与えられる。ロシアへの渡航途中には『露国赴任途上の日誌』を作成している。1883年3月末、妻がロシアへ渡航する。広東、香港、サイゴン、シンガポール、コロンボ、そして欧州のイタリア、フランス、ドイツ等を経由して、花房は1883年5月9日にサンクト・ペテルブルグに到着している。さらに、1883年5月に、『駐露公使花房義質日誌』の作成が開始されており、日誌は3年にわたってほぼ毎日の出来事が記録されている。1883年5月16日に、国書を提出するにあたって、ロシア皇帝アレクサンドル三世に謁見する。3年間にわたってペテルブルグ市中心部のグランド・モルスカヤ大通り48番に彼は暮らした。ペテルブルグに到着した直後から、ロシア外相ギールスをはじめとするロシア外務省の高官、駐露各大使や公使、軍の司令官、軍人、政治・行政エリートなどとの接触が始まった。これらの人物たちは、必要に応じて、本人も報告で指摘したように、起こった出来事の解説や情報提供をする役割を果たしていた。さらに、数回、花房はロシアの首都ペテルブルグを離れて、ロシア国内（モスクワなど）やヨーロッパを旅行した。例えば、1883年8月—9月中にはスウェーデン、及びノルウェーに滞在し、国書の提出のためスウェーデン皇帝に謁見する。また、1885年8月17日—9月2日の陸奥宗光のロシア訪問にあたって、8月23日—29日にモスクワへ旅行した。この旅行ではモスクワとその周辺を見学し、モスクワ知事ペルフィリエフをはじめとする行政界・財政界な

どのトップ人物と接触した。1883-1886年にわたり、花房の支えとなったのは、大前退藏、岩倉具経、二橋謙、安藤謙介、山内勝明、天野瑚次郎、加藤増雄、高田政久¹²といった在露国在勤公使館書記官、駐露日本公使館の職員である。そのうち、二橋謙や天野瑚次郎などはロシア語、及び英語、フランス語の様々な情報を日本語に翻訳して、花房の情報収集にとって必要な準備を行い、重要な役割を果たした。

花房は数十年後、過去を振り返り、自ら1883年-1886年の活動を評価している。『子爵花房義質君事略』という花房義質の回想録では、「翌明治16年の三月に特命全権公使に任ぜられて露国在勤を仰せ付けられ、瑞典、ノルウェーの公使を兼勤することになった。この時期、露西亜の先帝の即位式が行われるので、臨時の特派大使として、伊藤公爵がヨーロッパに滞在中であったので直ぐに遣わされることになり、自分もまた在留の公使としてその即位式に参列するため早く行くようにということで三月に発って行った。露西亜皇帝の即位式は非常に盛んな大層なものであるが、式が大層盛んであったという迄でそれを精しく話せば賑やかな話であるが、自分は任務を無事に勤め上げて勲章を賜り、さらに記念金牌をも賜ったのである。それから明治17年、18年、19年迄在留したがその間に条約の改正の事の談判が多少あった。まだ至って事のまとまらぬ段階なので、時々書面の往復がある位のことで格別之と云って仕出来たということはなく、唯だ無事に三年を過ごした譯である。そして明治19年の8月に帰朝した¹³」。即ち、花房は条約改正問題が1883年から1886年までの在露期間中における最大の出来事であったと評価している。

1883年から1884年にわたり、日本と欧米列強諸国との交渉はイギリスの「頑強」な交渉カードによってたびたび中止されていた。花房は、1883年に「条約改正ニ関スル露国政府ノ内意」という覚書を送り、ロシア政府が「納得しやすい」交渉カードを明記した。条

¹² Lensen G.A., *Japanese Diplomatic and Consular Officials in Russia*, Tokyo: Sophia University, 1968, pp. 14, 18, 19, 25, 27, 44, 54, 87, 169-171

大前退藏は、1885年にペテルブルグ公使館の「書記生」、1886-1891年の間は「随行員」となっている。

岩倉具経は、1885-1887年にペテルブルグ公使館の「書記官」となっている。

二橋謙は、1882-1885年にペテルブルグ公使館の「書記生」となっている。

安藤謙介は1877-1879年にコルサコフ領事館の「書記一等見習」、1881年にペテルブルグ公使館の「三等書記生」、1885年には「書記生」となっている。

山内勝明は、1882-1883年、ペテルブルグ公使館の「書記官」となっている。

天野瑚次郎は、1885年に「書記生」となっている。

加藤増雄は、1886-1888年にペテルブルグ公使館の「書記官」となっている。

高田政久は、1880-1883年にペテルブルグ公使館の「大使館付き海軍武官」となっている。

¹³ 黒瀬義門『子爵花房義質君事略』、151-152頁。

約改正問題に関するロシア政府の態度は極めて協力的であり、日本側の要望に応えるものであった。従って、ロシアは条約改正についてのイギリス、フランス、ドイツの反対意見を無視し、ロシアにとって日露不平等条約は無期限の条約ではなく、むしろ期限付きの条約として、改正すべきものであるとロシア政府は考えていた¹⁴。花房はロシア政府の内意を明記し、その結果、条約改正問題に関する日露交渉は進展し、1889年8月にロシアは大隈外相の条約改正案を可決した。そこでついにイギリスは譲歩し、欧州との条約改正交渉はようやく纏まったと指摘すべきであろう。

このように、1883年—1886年に花房は条約改正問題に関わったことが明らかになっている。しかし、第二訪露期における花房の駐露公使としての使命を明確にするために、この時期の歴史的背景の焦点を記述しなければならない。1875年以降、つまり樺太千島交換条約締結後、日露関係は非常に良好であったと指摘できるであろう。1870—1880年代のロシア帝国における資本主義の発展につれ、ロシア商工業界の極東への進出が積極化し、日本側は灯油などに関心を持っていたため、日露貿易流通総額は多くはないものの、上昇傾向にあった。しかし当時のロシア極東地域は鉄道の欠如などでかなり隔離した地域であり、その上、イギリスが清国などへの進出を積極化したため、ロシアのこの地域の防御への意識も欠けていた。ロシアにとっては、日本が太平洋への出口という戦略的な意味を持ち、さらに流通総額も多くないため、ロシア政府は不平等条約を改正することを承諾した。よって、1870年代後半—1880年代前半は、外交上日本を対等な相手として扱う大国の一つだった友好的なロシアの「存在」が、徐々に利害関係が対立する「存在」へと変動していく時期にあたる。その変動の原動力は第一に朝鮮問題であるが、本研究ではこの問題、及びこの問題をめぐる日露関係に深入りしないが、ロシアに対する日本外交方針の転換期をもたらした問題の大きな存在は考慮に入れなければならない。

無論、当時の日本政府は、どんどん植民地化されていくアジアに対する欧米諸国の政策を注意深く観察していた。欧米国の清国や朝鮮などへの進出、中央アジアの諸汗国を勢力下に置くロシアの南下政策など、日本が眼を光らせた点は多く存在していた。当時の日本外務卿であった井上馨は、1885年7月11日に、在外各帝国公使宛に（花房を含めて）『欧米各国ノ連合政策打破方ニ關シ訓令ノ件』を送り、「今や欧米諸国大ニ植民政策ヲ拡張シ競テ東洋ニ着手ス誠ニ東洋多事ノ日ト云ハサルヲ得ス」、そして「今日我国ニ於テ切ニ希望ス

¹⁴ Кожевников В. В. Российско-японские отношения в 18-19 в.в. Вл.: Изд-во Дальневосточного университета, 1997. С.84-87.

ル所ノモノハ欧米諸国カ従来ノ連合政策ヲ捨テ、各自独立シテ我国ト交際セン事二有之候」、結局「欧米諸国ノ東洋政策モ敢テ今日ノ地位ニ躊躇スル事ナカルヘシ...¹⁵」と述べている。

よって日本は、アジアに対する列強諸国の動向を、自らの対アジア戦略の方針に影響を与えるものとして注意深く観察していた。その代表的な例としては朝鮮をめぐる国際的緊張が挙げられる。ペンジェ事件直後、英露が紛争に直面していた状況を背景に、イギリスが朝鮮領土である巨文島を占領した直後、ロシアは朝鮮半島に付属する他の諸島および海港を占領すると通告した。これにより日本政府は、対清と対朝鮮方針の選択を迫られた。結局、日本は、朝鮮の分割を一時的に放棄し、清国の主導下で朝鮮を日清両国による共同保護下におく方針を選んだ¹⁶。こうした日本外交戦略は、無論、多様な要因が存在するが、その一つとは、欧米諸国の対アジアの方針に影響されることであり、日本政府はその本質を理解せざるを得なかった。それゆえに、列強諸国の外交に関する徹底的な情報提供が必要且つ重要になってくる。

花房はかつて、1870年代の第一訪露の際、イギリスなどの対極東政策についての情報収集を首尾よく行った。よって、1880年代に新たな情勢に対応すべきであった日本政府のため、花房は再び列強国についての情報収集に着手する。本稿において、筆者はその第二訪露期にわたる花房義質の情報収集の内容とそのプロセスの特徴について論じる。

1.2 花房義質についての先行研究

第二次訪露期間（1883－1886年）についての先行研究は極めて少なく、条約改正問題に関して花房義質が関わったことについてのみとなる。全体的に花房義質という明治期の人物を中心に置く研究は極めて少ないと言っていいだろう。先行研究は圧倒的に明治5年（1872年）から明治15年（1882年）にかけての朝鮮での活動に関するものである。具体的に説明しておこう。

毛利敏彦（1992）¹⁷は、明治初期の日朝国交回復交渉の実相解明にとって貴重な史料で

¹⁵日本外交文書頒布会編『条約改正関係大日本外交文書』第2巻、東京：日本外交文書頒布会、1942年、390-391頁。

¹⁶信夫清三郎『日本外交史』第1巻、132頁。

¹⁷毛利敏彦「明治初期日朝国交不調原因論：外務大丞花房義質「尋交商量渋滞之縁由略」の紹介」『法学雑誌』38、大阪市立大学法学会、1992年、715-732頁。

ある『尋交商量渋滞之録由略』（外務大丞花房義質の朝鮮国出張報告書）の全文を紹介している。毛利は次のように指摘している。明治初期の数カ年にわたる日朝間の国交不調状態は、日本国内の政情にも複雑な影響を及ぼした。政界の一部には朝鮮側に誠意なしと非難する「征韓論」が台頭したし、1873年に起きた政府首脳大分裂事件（明治6年政変）にも朝鮮問題が密接に絡んでいた。このような国交不調状態が生じた主要な原因は、毛利が指摘しているように、以前は日本側の見解では、日本政府が政権交代という新しい事態に即応して対朝鮮外交の復活と刷新を申し入れたにもかかわらず、朝鮮国政府は幕府時代の旧式の方法に固執して日本側が提示した新式国書の受理を断ったからだという説明が多かった。実はこの基本的な事実、これまで必ずしも体系的かつ実証的に解明されていたとはいえない。この問題解明については、1872年（明治5年）旧暦8月から10月にかけて朝鮮国に出張した外務大丞花房義質が、帰国直後に太政官正院に提出した報告書『尋交商量渋滞之録由略』という有用な史料がある。

毛利（1992）は、この報告書を執筆者の地位・執筆動機ないしに背景・内容などから、実地を踏んだ日本政府当事者の日朝外交観を端的に示す貴重な文書であると評価している。さらに、毛利によれば、『尋交商量渋滞之録由略』の内容において注目すべき事項は以下の通りであり、花房の報告書の分析に基づいて以下の事実が明らかになる。

・1872年（明治5年）の時点において日本外務省の対朝鮮政策実務最高責任者は、朝鮮国政府の対日基本姿勢は少なくとも関係樹立に否定的でないとは評価していた。換言すれば、朝鮮側の頑迷固陋が復交にとって最大障害だとの見解をとっていなかった。交渉の前途にも楽観的な見通しが立つわけであり、もちろん征韓論的発想に傾斜することになったはずである。

・「尋交」が「渋滞」した主因については、「対州吏人」が交渉進展を妨害したからであると花房はみなした。さらに、朝鮮側が主動的であったと記しているが、後半の事実関係の記述を見ると、むしろ主動的なのは対州吏人の方であって、朝鮮側の現地役人の方が「使役」されたと読み取れる。

・結局、花房は、朝鮮側は対日関係を原則として拒んではおらず、交渉を妨げているのは対州吏人であるので、対州吏人の妨害を排除すれば、日朝復交は実現できると判断したのである。このような認識からは、「征韓論」が生まれ得ないのは自明だろう。

このような花房の報告書を直接受けた参議が板垣退助だった。これに関して毛利は、報告書が明治6年の政変時の板垣の行動に影響を及ぼしたであろうという結論を導いている。

桜井義之（1959）¹⁸は『花房義質代理公使「入京路程概測図」について』という論文の中で、『花房義質等入京路程概測図』を紹介し、考察を試みている。1876年2月、日鮮修好条規締結後、懸案となっていた開港場の決定、それとの関連で起こる公使駐京問題、使臣入京道路問題などの解決は、花房代理公使に課せられた使命であった。花房代理公使の渡鮮使命は、日鮮修好条規第五条に従い、朝鮮政府に議して開港場の地名を指定して開港を実現し、その上での日鮮修好条規附録第三条の趣旨に基づく諸規定の議立にあった。特に開港問題の決定は最も急務とされた。花房は1877年から1882年にわたって朝鮮側と交渉をし、1881年2月28日の会談において仁川開港を受諾した。1882年9月を開港の時期と取り決め、7ヵ年にわたる開港問題は遂に完全なる解決を告げたのであった。

日鮮修好条規第五条に基づき、港口二カ所の選定、公使駐割、及び入京道路問題等商議のため朝鮮国に派遣された花房代理公使は、まず開港場二カ所の選定に着手したのである。外務卿内訓に従い、首都京城近傍の一カ所は、最初からの予定されていた。そこで釜山より京城までの海路を、木浦、群山、牙山等に寄港しながら調査を進めつつ済物浦に到着したが、調査をしたにも拘わらず、具体的に何処の港をとという結論も出さないまま京城入りをしなければならなかった。そのため、韓船5隻を用意し、代理公使花房をはじめ、政府の役人、海軍・陸軍の代表の16名が乗船した。江華水路を経由し、控海門に上陸してから、控海門、通津、金浦、陽川を経て、揚花津を渡り京城に入った。代理公使花房は、距離と時間と方向を測りながら行程を記録した。その図は、『花房義質等入京路程概測図』と呼ばれている。桜井によれば、本図の作製は、韓国政府の入京路一定論提議¹⁹の論破資料として実測されたと述べているが、本図が反証資料として交渉のいかなる段階において、具体的にどのように論破の資料としての役割を演じたのかは研究されていない。花房は、当時外交世界の新人として常に世界史的視野に立ち、困難な初期日韓交渉の事務に携わった公使苦心の一齣であったという結論を導いている。

布和（2004）²⁰は、1880年代初期の日本の対朝鮮外交を考察し、以下の通りの結論を導

¹⁸桜井義之「花房義質代理公使『入京路程概測図』について」『朝鮮学報』14、朝鮮学会、1959年、363-379頁。

¹⁹朝鮮政府の入京路一定論提議とは、従来、倭使の上京道筋は典礼主義的観念に基づくものであったが、開国の新時代に入ってから、臣民の不安や社会的動揺を考慮して、朝鮮政府が外国使臣の上京道筋を一定化しようとしたものである。

²⁰布和「1880年代初期の日本の対朝鮮外交：壬午事変までの時期を中心に」『桜花学園大

いている。1880年代に入って、日本の対朝鮮外交の課題は依然として江華島条約の実行であった。そして、仁川開港・公使駐京などの要求を実現するために、井上馨外務卿は朝鮮政府に対して「恩威並行」策の実施を決定した。1880年8月に金宏集朝鮮修信使一行が来日すると、彼らに対して限定的な開国勧告を行って好感触を得た。また、その後の朝鮮政府の開国方針決定を知って、井上は新たに清国を意識した対朝鮮独立支援策の使命を朝鮮行きの花房義質代理公使に与えた。この時期の日本政府の対朝鮮政策の方針は、武器提供・開国勧告・関税交渉等のいわゆる「親日化」策であり、布和は当該期の一連の日朝交渉事件について、とりわけ花房の対朝鮮交渉を再検討した結果、日本の対朝鮮外交は依然として砲艦外交の継続にあったことを明らかにした。

明治時代の外交史、もしくはその時期の東アジア・朝鮮問題などを重視する研究の中で、外交官としての花房義質の朝鮮における活動がある程度取り上げられている場合がある。言及の程度は様々で、朝鮮における花房義質の活動について軽く言及するという程度から、詳細な分析に基づいてその活動を評価している場合もある。具体的な例としては下記の研究がある。

英修道（1960）²¹は、『明治外交史』の中で、花房義質の1870-80年代の朝鮮での活動について手短に触れている。1872年10月に「外務大丞花房義質を釜山に派遣した」、1880年12月に「弁理公使花房義質は漢城に赴任して朝鮮国王に国書を呈した」、1882年7月の壬午事件時「花房公使以下28名の館員は24日午後、仁川まで脱出し得た」などと述べている。

信夫清三郎（1974）²²は、花房が直接に関わった釜山租界問題、壬午事件問題、甲申事件問題などの出来事の事情と花房の活動の詳細な記録をのせるばかりでなく、花房が行った活動の評価もしている。また釜山租界問題に関連して、「この消極外交を転換させたのは、1876年11月の花房大丞の出張であった」と指摘し、開港の問題に関しては、「京城に常駐した花房公使は、国王をはじめとする政府要人に精力的に国際情勢を説き、新式武器を贈与して、日本式軍隊を編成する必要を説いて回った」と述べた。ロシア駐在期間内、1884年に花房は、台湾をめぐる清仏対立に関しては次のように指摘していた。「フランスが台湾を領土にすれば、琉球は危険に曝されるので、《我みずから台湾を占むるの計に出でざる

学人文学部研究紀要』7、桜花学園大学人文学部研究紀要編集委員会編、2004年、61-73頁。

²¹英修道『明治外交史』、東京：至文堂、1960年、40-45頁。

²²信夫清三郎『日本外交史』第1巻、102-120頁。

べからず》と主張し、前二者ができないとすれば、日本が直接台湾を占領する以外にないが、その機会は、《求めずして今まさに熟し》ている」。

ここで、研究書というよりむしろ回想録に近い、『明治十五年朝鮮事變と花房公使』という著書について言及したい。これを自費出版した武田勝蔵（1929）²³は、花房太郎²⁴と巡り合い、明治15年の朝鮮事變についての花房義質の言葉を追想する一資料とした。武田は、花房家の秘蔵の史料、花房義質自身、花房太郎、父の武田尚、久水三郎など、明治15年の朝鮮事變のその他の目撃者の証言や回顧の資料集を作成した。残念ながら、史料の解説はほとんど欠けているが、明治15年朝鮮事變の経緯の記述はこの事變の観察に有益な資料収集であったと指摘すべきである。

専門書ではなく、一般向けの書である犬塚孝明（2006）²⁵の『ニッポン青春外交官』では、花房の活動を極めて高く評価し、日露国境交渉の鍵をにぎる人物だとしている。「交法学末ダ開明ナラズ」という章では、花房子爵の第一期ロシア滞在を話題にし、彼のロシアでの活動に触れている。最初の一節では、「花房義質の抱えた日本の難題」について述べ、花房の活動、その問題に対しての主張について考察している。

1873年9月22日に一等書記官を兼任することになった外務大丞の花房はロシアへ向かうことになった。さらに、12月に臨時代理公使を命じられる。政府が花房の派遣を急いだのは、前年六月に起こったマリアルス号事件の仲裁をロシア皇帝アレクサンドル二世に依頼するためだけではなく、樺太をめぐる問題のためでもある。犬塚孝明が指摘するように、日本政府はロシアとの国境交渉には北方領土に詳しい一級の人物を充てる必要があると考えていた。犬塚は、従来は花房が国境交渉に関しては、傍観者的な立場にいたとされてきたが、実際花房は国境交渉の成功に関して重要な準備を行ったと指摘している。花房は、臨時代理公使の資格を与えられ、国境交渉のお膳立てをしなければならなくなった。日本政府は、樺太問題はアジア政策の一環と考えており、当時、樺太放棄論が普及し、開拓中判事榎本武揚はその支持者の一人であった。彼は後に、1874年（明治7）1月、駐露特命全権公使となり、樺太・千島交換条約の締結に尽力する。その頃、花房は多忙な日々

²³武田勝蔵『明治十五年朝鮮事變と花房公使』東京：武田勝蔵、1929年。

²⁴はなぶさ・たろう。(1873-1932) 明治6年4月19日生まれ。花房義質の長男。巡洋艦阿蘇などの艦長、皇族付武官などをつとめ、大正10年海軍少将。14年貴族院議員。昭和7年8月22日死去。60歳。岡山県出身。海軍兵学校卒。

²⁵犬塚孝明『ニッポン青春外交官』97-129頁。

を送っていた。マリアルス号事件の仲裁について、皇帝が正式に受諾した旨、ロシア外相ゴルチャコフとのやりとり、公使館の建物探しを初めとする細かい問題などの解決のため飛び回った。7月に榎本は皇帝アレクサンドル二世に謁見し、花房は臨時代理公使の任を解かれたが、花房は帰国しないことを決め、「外交官としてももう少し自由に勉強もしてみたい（中略）今の日本にとって必要なのは、国際社会で通用する外交官を養成すること」であると述べた。1875年（明治8年）5月7日、特命全権大使榎本武揚とロシア全権ゴルチャコフ首相との間で「樺太千島交換条約」が締結された。この条約によって、「日露通好条約」で両国民混住の地とされた樺太全島はロシア領となり、その代りに、ロシア領であった千島諸島（得撫島から占守島までの18島）が日本の領土となった。日本の樺太放棄は、ロシアに好印象を与え、皇帝アレクサンドル二世は、5月29日、仲裁に関わっていたマリアルス号事件についても日本政府には何の責任もない、との判決を下した。日本外交の勝利であった。マリアルス号事件とロシアとの国境問題が解決したことで、花房の気持ちも安堵した。犬塚は、国家が安定し、その力を「西南に用いる」ことができるという記述は対朝鮮問題のことを指し、ロシアからの脅威が無くなったことを意味していると指摘している。さらに犬塚は、1870年代の日露関係において、花房の貢献が非常に大きいと指摘している。「アジア外交の季節」という章で花房は、「西南」外交に積極的に携わることについて説明している。1876年に日朝修好条規の調印後、日本政府は積極外交に転換し、外務省七等出仕近藤真鋤を釜山の管理官（領事）に任じ、花房に同行監督を命じた。花房は釜山に日本人居留地を設けることを提案し、朝鮮側の了承を得た。西南戦争の終結後、花房は再び朝鮮行きを命じられた。官位は外務大書記官兼任の代理公使である。日朝修好条規に基づき、公使を首都漢城に駐留できるように交渉すべしという外務卿訓令が出された。さらに江華府近辺の二港を新たに開港させることについて、全力を尽くしてほしいと命じられる。やがて、花房は釜山に日本人居留地を設けることを提案し、そこで租界地が設置され、1880年5月に日本は、元山の開港を実現し、釜山と同様に居留地を設置することを成功させた。1881年、花房は弁理公使として朝鮮政府と交渉を行い、仁川開港の受諾を得、公使のソウル駐留を認める確約も取り付けたと犬塚は述べている。そして、1882年の壬午事件後、花房は日本の駐兵権を規定した済物浦条約を締結し、このことによって戦争の危機を避け、日本は大陸へ進出する土台を作ることができたと犬塚は指摘し、日本の対朝鮮政策の矛盾した本性と花房の見解について論じた。その見解とは、犬塚によれば、朝鮮独立援助論を維持していた日本のエリートが、朝鮮における清国の宗主権を認めなが

ら、朝鮮の独立を維持していくことが論理的矛盾であると気付いた点である。そのうちの一人が花房義質であった。彼はこうしたジレンマの解決方法は武力によつてのみであると考え、こうした結論は花房が列強国のパワー・ポリティクスの現場をよく理解していたからであると犬塚は論じている。そして、犬塚は済物浦条約締結を得るために、花房が清国に圧力をかけた行動などを考察した結果として、1883年に駐露公使となった花房は大陸政策に対して強硬論を唱えたと結論を導いている。

『日本外交史』(1970)²⁶では、条約改正問題に関する花房公使の役割が特に重要視されている。その他、第一次訪露期の活動についても言及されている。花房は明治7年、駐露代理公使として、「公館を開設し、同月30日皇帝に謁見し、マリアルス号事件の仲裁の旨を言上したところ、皇帝は双方に偏頗のない裁半をしなければならないと述べた」と指摘され、少なくとも、マリアルス号事件に関する交渉の中心的な人物であったと評価されている。そして同書では、花房はロシアにおける駐在期間中、第一に不平等条約改正問題に携わったことについて解明されている。1880年6月に井上外務卿は、在露、独、奥洪各公使に対し、交渉の全権委員を派遣するようにと訓令し、改正条約及び付録の文書を交付した。その後、1881年に最初の条約改正予議会が開かれ、次いで1882年1月に再び開かれた。井上外務卿を議長とし、ロシア、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、アメリカ、オランダ八ヶ国の全権委員出席の上開催された。その改正予議会について、1883年12月に『条約改正ニ関スル露国政府ノ内意』という覚書²⁷で、花房はロシア政府が内密にその意図を通知したと言及している。

上記の先行研究を踏まえた結果、第二次駐露時代の花房の活動の先行研究は、彼が条約改正問題にかかわったことについては存在するが、中央アジアめぐる英露関係、バルカン問題をめぐる欧州列強国の態度に関する花房義質の公式文書についての先行研究はとくに見当たらなかった。

1.3 花房義質の第二次駐露時代(1883—1886年)の資料紹介

花房義質の第二次駐露時代(1883—1886年)の活動を明らかにするための史料として、第一に、彼が残した公式外交文書に注目する必要がある。周知の通り、この時代の公式史

²⁶鹿島平和研究所編『日本外交史』第2巻、218、288頁。

²⁷『日本外交文書』明治期 第16巻、外務省編纂、東京：巖南堂書店、1996年。

料は、一部が外務省編纂の『日本外交文書』で以前から公表されており、その他の未刊の毛筆で書かれた史料は国立公文書館、外交史料館などに所蔵されている。花房義質特命全権公使関係の文書は、その一部が戦災を免れていることが明らかになっているが²⁸、現在は日本国内のいくつかの文書館に離散して保管されている。上記に指摘した場所以外に北海道大学、スラブ研究所、東京都立大学附属図書館、宮内庁書陵部、岡山県立記録資料館などが挙げられる。

1883年－1886年に残された史料はいくつかのカテゴリーに分類できる。本研究の課題との関連では、第一に幾つかの公式外交文書が注目に値する。1884年のメルフ地方のロシアによる併合の件の報告、1885年ペンジェ事件関係の『アフガン近況論』第2-4、1885年7月－8月にわたる同件の数枚の報告、そして、1885年末－1886年初めのブルガリア変革に関する第4－10の報告書である²⁹。第二の大きなカテゴリーは、日記、及び回想録である。たとえば筆者が北海道で調査した1883年5月から1885年にかけての毎日の記録となるスラブ研究所蔵『駐露公使花房義質日誌明治16年、17年、18年』が挙げられる。毎日の詳細な記録以外に、メモ式及び雑記帳での形の日記も残されており、外交史料館蔵の『明治16年露国赴任途上ノ日誌及感詩集』、同館蔵の『瑞典諾威国旅行日記』、『明治17年露都滞在日記』、『明治18年露都滞在中日記』、『露国より帰朝の途中における旅日記 かへりみちくさ（其一）、（其二）、（其三）、（其四）』は筆者自らが確認した。さらに、もう一つの有益な史料は1913年に花房の「古稀の祝」にあたって黒瀬義門が花房の人生を語ったことを記録した『子爵花房義質君事略』は、彼の回想録である。

さらに、海外駐留していた花房は、日本の家族、友人と文通し、私的な内容に限らず、政治的意味を持つ言及も書簡では見られ、これも重要な史料となる。花房関連の文書の書簡は、東京都立大学附属図書館を中心に約2000点が所蔵されている。その多くは伊藤博文、榎本武揚を初めとする、当時の卓越した人物との定期的な文通である。特に、本研究の対象時期である1883年－1886年については、日本外務卿井上馨、1882年－1884年に在奥国公使であった上野景範、1874年以降約10年間駐ドイツ全権公使を勤務した青木周蔵、1882－1884年に駐米特命全権公使を務めた寺島宗則などとの書簡が残されている。これらの日記、及び回想録、書簡のより詳細で本格的な分析は別稿に委ねるが、本稿では適宜それらの記録から得られる情報も盛り込んでいきたい。第二次駐露時代（1883－1886年）の花房

²⁸桜井義之「花房義質代理公使『入京路程概測図』について」363頁。

²⁹附録2－11を参照。

を考察するために、メルフ地方の併合、ペンジェ事件、ブルガリア変革に関する花房義質の公式文書を分析し、彼の活動について論じる。即ち、歴史学的な研究手法によって花房の活動の詳細を明らかにしたい。

1.4 第二次駐露時代初期、ロシアへの渡航

花房義質は赴任先ロシアへ渡航するため、1883年3月17日に「Tamis」号で東京を出発し、広東、香港、サイゴン、シンガポール、コロンボ、そしてヨーロッパのイタリア、フランス、ドイツ等を経て、1883年5月9日にロシアに到着した。そして、ロシアに到着するにあたって国書の提出等をしなければならなかった新日本公使は、1883年5月16日、ロシア皇帝であったアレクサンドル三世³⁰に謁見することになる。その謁見に関して日本政府に報告書が送られている。本報告は、明治16年（1883年）8月8日に太政大臣三條實美に上申されたものである³¹。

本報告は、1883年5月16日に行われた花房義質のロシア皇帝アレクサンドル三世との謁見を詳細に描いている。まず、「本月十三日外務卿ヨリ来ル十六日正十二時ガッチナノ離宮ニ於テ謁見ヲ賜ルヘキ旨報知アリ」つまり、1883年5月13日に地元の外務省から事前連絡が入り、場所はガッチナ離宮と明記されている。実は、アレクサンドル三世は離宮としてはツァールスコエ・セローよりもガッチナ宮殿を好み、サンクト・ペテルブルグにはほとんどいなかった³²。そして、「十六日山内書記官ヲ連レ午前十時ノ汽車ニテ都府ヲ發シ（中略）扣ノ間（三間計）ニ案内此ニテ（中略）同処ニ内外國人ノ謁見スル者數十人待合ヘリ」と記述されている。つまり、謁見の当日に日本公使館山内書記官³³と共にガッチナへ向かう汽車に乗り、到着後控えの間（三間計³⁴）にて、謁見に訪れた10人余りの外国人と同様に謁見の案内を待った。

謁見の内容に関しては、以下のように記述されている。「暫クシテ式部頭ノ通知ニ従ヒ書記官ヲ此所ニ残シ置キ奥ノ間ニ進入スレハ露帝陛下筆身書机ノ傍ニ立御アリー一拝ノ後進テ

³⁰ 在位 1881—1894 年。

³¹ 附録 1 を参照。

³² デヴェイッド・ウオーンズ『ロシア皇帝歴代誌』東京：創元社、2001年、253頁。

³³ 山内勝明（勝則？）は、1882—1883年、ペテルブルグ公使館の「書記官」となっている。Lensen, *Japanese Diplomatic*, p.54

³⁴ 控の間は、三間計、つまり 3 部屋。豪勢な皇帝陛下に関する仕草には総て敬語を使う。

御前ニ至レハ帝モ一歩ヲ進ミテ握手シ健康来着ヲ歎フト御詞アリ此是両國交際ノ益親密ナルヲ賀シ有栖川殿下ノ受セラレタル對遇ヲ謝シ皇帝陛下ノ萬壽ヲ祝シ先ツ柳原公使召還ノ御書ヲ呈シ更ニ本官就任ノ御信書ヲ呈ス帝亦有栖川殿下ノ御来遊ハ今ニ至ルマデ最兩國懇交ノ好記念タリ...」。つまり、「式部頭の指示に従い、山内書記官を控の間に残して奥の間に入ると、ロシア皇帝陛下がお一人書斎机の傍に立っておられた。私が一礼して皇帝の前に進むと、皇帝も一歩前に踏み出して握手の手を差し伸べられ、挨拶を申し上げますと、私は両国の交際が益々親密になる事をお祈りしていること、また有栖川殿下の受けられた待遇や歓迎について感謝致していることを申し上げた。それに対してロシア皇帝は有栖川殿下の御来遊は、兩國懇交の最も好ましい記念となる出来事であるとおっしゃられた」。そして、花房は柳原公使の召還に関する書類と自分の就任に関する国書を提出した。

ここで、花房が赴任したころの日露関係の特徴について幾つか説明する必要があるだろう。1875年の樺太千島交換条約締結から日清戦争にかけての時期(1875年～1894年)は、朝鮮問題をめぐる当時のロシア、日本、清国の関係、そして朝鮮問題に関わった大国の態度等をロシアが真剣に観察し、1880年代の初頭、ロシアは極東に対しては現状維持を目指していた。その理由は第一に、ロシアの経済面での立ち遅れ、そして、ロシアの極東領土における軍勢力と資金不足、その地域の遠離性、交通路が困難であったなどという点である。1883年から1884年にわたってロシア政府は、ダヴィドフ駐日ロシア特命全権公使に与えられた訓令に記述されているように、日本との政治的関係を非常に重視し、「日露間では、対立する利害が存在しない」と考えた。そして、ロシアの太平洋への出口をコントロールしている日本の戦略的存在の重大さを考慮に入れ、「ロシア側は、敵意に満ちた他国による何らかの影響の排除、そして日本におけるロシアの影響力の強化を狙っている」とロシアの対日政策の課題を明かし、条約改正問題に関するロシア政府の態度は極めて協力的であり、日露条約は改正すべきものであると認めた。実際には、日露間の貿易流通総額は比較的大したことの無い程度であったため、不平等条約の維持はロシアにとって不利であったと指摘すべきである。たとえば、1870年代後半～1880年代の初めにかけての日露間の流通総額は、日本にとっては依然として黒字であった。1878年～1882年の間、ロシアに対する日本の輸出総額は6万5千円から10万円まで増加していたが、ロシアからの輸入総額は1万円から1万8千円の増加に止まっていた。1880年代、ロシアにとっては日本との貿易は絶えず赤字だったが、灯油販売開始によって1890年代にはロシア側の貿易赤字は徐々に減少していく。さらに、1891年のシベリア鉄道建設開始は、ロシア極東地域における産

業、農業、商業等の発展の刺激となるばかりでなく、それに関連して日露貿易にも強いインパクトを与えた。ロシア極東と商談する商社が相次いで設けられ、日本側はウラジオストクとの貿易を進める目的で宮津湾を1893年に開湾した³⁵。

条約改正問題以外に、両国の皇室の交流という1880年―1890年代の日露関係におけるもう一つの重要な側面がある。皇族交流の先駆者となった有栖川熾仁親王は、日本の皇族第一人者として明治天皇から絶大な信任を受けていた。明治15年（1882年）ロシア帝国の首都であるサンクト・ペテルブルグで行われるアレクサンドル三世の即位式に天皇の名代として出席する予定であったが、即位式が延長されたにもかかわらずロシアを訪問した。訪問中に尊敬の印として冬宮に宿泊し、ニコライ皇太子（後のニコライ二世）に大勲位菊花章を贈った。また、ペテルブルク大学を見学した際、東洋学部は何百冊かの個人蔵書を寄付した。帰路には欧州諸国、アメリカ合衆国を歴訪した。ロシアでの温かい歓迎に対する感謝の印として、日本の天皇は有栖川熾仁親王の訪問歓迎に関わった全員に日本の勲章を贈った。この日本皇族代表の訪問は、両国において歴史上の重要な出来事となった。1880年―1890年代にわたって、日露間の皇族交流は盛んであった。1886年―1887年の欧米歴訪を皮切りに、小松宮彰仁親王夫婦がペテルブルグを訪問した際、アレクサンドル・ネフスキー勲章が贈られ、ニコライ皇太子と会談した。2年後、有栖川宮威仁親王（有栖川熾仁親王の弟）は、欧州各国の船隊を見学するという目的でペテルブルグを訪れ、そこで海軍設備、海軍兵学校などを見学し、ロシア皇族に日本皇族からの記念品を贈呈した。そして、日清戦争直前の1894年2月、海軍士官であった小松宮依仁親王（小松宮彰仁親王の養子）は、サンクト・ペテルブルグを訪問した。

1880年―1890年代にわたってロシア皇族の第一人者らは、返礼訪問をしていた。1887年にアレクサンドル・ミハイロビッチ大公（アレクサンドル三世の兄弟）が長崎を訪問、そして、1891年の日本訪問中に「大津事件」に巻き込まれたロシア皇族の大人物というのはニコライ皇太子である。1892年の駐日ロシア公使交替³⁶の際、新しく任命されるヒトロボ公使に与えられた訓令により、ロシアの対日本方針の基本原理は定式化された。その原理とは、対中国、対日本の関係は極めて重要であり、さらに、日本の海港はロシア海軍にとって保護所であり、その際すべての必需品を供給される所であるという評価が一般的で

³⁵Штейнгауз А.И. Русско-японские торгово-экономические отношения (1875-1894)// Россия и политика держав в странах Востока, Иркутск, 1991. С.39-51.

³⁶シェービチ公使（在務期間1886-1892年）（Дмитрий Егорович Шевич）に代わってヒトロボ（在務期間1893-1896年）（Михаил Александрович Хитрово）が任命される。

あったからである³⁷。

よって、1882年の有栖川熾仁親王のロシア訪問にあたって、ロシア皇帝に厚遇されたことに対するお礼を述べながら、花房は日露関係が友好であることを公式に、将来の希望として述べた。

また、花房は「新来公使ノ旧知人タル亦是可喜ノ一事ナリ等ノ意ヲ述ラレ尚朝鮮昨年ノ変及現今ノ模様御尋アリ簡略ニ数語ノ奉答ヲ為シテ退ヲ乞フトキ更ニ両国懇交ノ益々深カラシコトヲ望ム旨御詞アリ…」と記録している。つまり、「皇帝陛下は、新任公使の私が旧知だったとは誠に喜ばしい限りだと仰せられた。」と花房は述べている。実は、上記に指摘されているように、花房の第一訪露時期は1873年9月から1876年10月までにあたり、その間、花房はロシア皇帝アレクサンドル二世へ、日本政府からのマリアルス号事件仲裁の依頼に関する交渉をし、1875年樺太千島条約の重要な準備作業も行った。そういう意味では、ロシア外交問題などに馴染んだ、経験を積んだ外交官であり、ロシアには「旧知であった」ともいえる。また、1874年—1968年の間に駐在した日本公使21人の内、花房を含めて二人のみが以前ロシアへ外交官として渡航した経験があった³⁸という事は本研究にとっては重要ではないが興味深い事柄である。

その上、「ロシア皇帝は、1882年の朝鮮事変は昨今どのような状況かと尋ねられた。この件について、簡単に5—6語のお答えを申し上げ、辞意を表し退室しようとした時、皇帝陛下から更に両国懇交が益々深まる事を望む旨のお言葉があった」と花房は語っている。当時のロシアの対朝鮮の態度を考慮に入れると、ロシア皇帝の朝鮮事変に関する強い関心は興味深い側面であると指摘できるだろう。即ち、1876年の日朝修好条約締結後、朝鮮に対するロシアの関心は増大していたが、政府の方針は絶えず隣国としての関係を現状維持し続け、隣接している国家の保安と防護に協力していた。だが、1882年の壬午事変後、そして1882—1883年の米・朝、英・朝修好条約調印後、ペテルブルグ府の対朝鮮方針が変わりはじめ、その結果、1884年6月に露朝修好条約が締結され、ソウルにロシア公使館が設置される³⁹。そこで、1882年の壬午事変の渦中にいた花房が、ロシア皇帝に事情に詳しい

³⁷ Кожевников. Российско-японские отношения в 18-19 в.в. С.84-87.

³⁸ Lensen, *Japanese Diplomatic*, p.8.

³⁹ Хевролина В.М ред. История внешней политики России: вторая половина XIX в. (От Парижского мирного договора 1856 г. до русско-французского союза), М.: Международ.отношения, 1997. С. 169—168; Иванов И.С. ред. Очерки истории МИД , т.1.,

人物と見られ、質問されるのは当然である。このような会話はあくまでも外交作法の枠組みで行われるもので、本研究にとって重要な点とはならないかもしれないが、花房が活躍していた第二次訪露時代の特徴の理解のためには興味深い事柄であると考えられる。

1.5 1883—1886 年代の年表⁴⁰

1883 年—1886 年における花房義質の年表は、彼が残した各種の歴史史料に基づいて作成されたものである。用いた史料は、花房義質の報告書や、第二次訪露に関する公式文書⁴¹、そして 1883 年～1886 年の滞在中に彼が大量に残した日記である⁴²。当年表の原典として使用された日記に関して、幾つかの点について解説する必要があるだろう。

1883 年 3 月に赴任使命を受けた花房は『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』という雑記帳を作成した。そこには 1883 年 3 月 17 日に東京を出発するという記録があり、花房は広東、香港、サイゴン、シンガポール、コロンボ、そして欧州のイタリア、フランス、ドイツ等を経由して、1883 年 5 月 9 日にロシアに到着した。そして、ペテルブルグに到着した直後の 1883 年 5 月 16 日、ロシア皇帝であったアレクサンドル三世に謁見する⁴³。ただし、北海道大学スラブ研究所に所蔵されている『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』は、花房義質本人の日記とされているが⁴⁴、この日誌は 1883 年 5 月 14 日に開始されている。

この時点では花房はロシアに既に到着していた。日誌にはこの日付で「巴里公使館九時着大山食すロシア書状差し出す光明寺大山二人来る」と記録されており、日誌の著者はパリに滞在していたことが明らかになっている。よって、この日誌の著者は不明であり、日本公使館員か花房の個人秘書のいずれかの人物と考えられる。北海道大学スラブ研究所に所蔵されている『駐露公使花房義質日誌』は 3 冊からなり、明治 16 年—18 年（1883—1886 年）にわたって記録がある。毎日の出来事、来客の記録、各組織への訪問、郵便受取・送

М.:Олма пресс, 2002.С.448-449; Нарочницкий А.Л. Международные отношения на Дальнем востоке. М.:Мысль, 1973,С.145-146.

⁴⁰ 附録 12 を参照。

⁴¹ 『アフガン近況論』第 2-4、太政官記録、1885（明治 18）年、国立公文書館等を参照。

⁴² 『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』等を参照。

⁴³ 『外務省上伸在露国特命全権公使花房義質同国皇帝陛下へ謁見の件』国立公文書館所蔵。

⁴⁴ 図書カタログ上の書誌情報として著者標目という事項では、「花房義質」と明記されている。

付等が記載され、そのような出来事の記録の中に、「旦那様」、「義質様」、「兩人」といった表現が大量にある。即ち、その3冊ともに著者は不明であり、筆跡が多少異なることが明らかになっているため、著者は複数であり、日本公使館員と考えられる。

このように、1883年5月17日—6月21日まで、つまり、『駐露公使花房義質日誌』の著者（著者ら）がペテルブルグに到着した時点までの花房の活動、滞在場所を判定するのは困難である。ただし、『駐露公使花房義質日誌明治16年』では1883年6月15日付で、「汽車で公使とオーストリアへ行く」と記載されていることを考慮に入れると、その「公使」とは花房のことを差していると考えられ、花房はその時期にヨーロッパに渡っていたと考えられる。さらに、1882年7月—1884年12月の間在奥国公使であった上野景範が花房に宛てて1883年5月21日付でHotel Dussaux, Moskowという住所から送付された書簡に、「モスコ之長逗留ヲ止メ候、可成ハ速ニ当府江御出当府江モ速ニ御出候様屈指相待候...」⁴⁵と書かれていることを考慮に入れると、1883年5月21日の時点では花房はモスクワに滞在したと考えられるが、6月にヨーロッパに渡航した可能性もあると考えられる。いずれの場合も、明確な断定は困難である。

史料に関しては、もうひとつ解明すべき点が存在する。『駐露公使花房義質日誌明治16年』では、1883年8月5日—9月18日までの期間、スウェーデンでの滞在記録がある。さらに、外交史料館所蔵の『瑞典諾威国旅行日記』が存在し、その日記に関して紫田（1994⁴⁶）は1885年8月4日—10月31日という日付を明記した。『駐露公使花房義質日誌明治16年』の1883年8月4日—10月31日の記録と『瑞典諾威国旅行日記』の記録は完全に一致しているため、『瑞典諾威国旅行日記』は1883年8月4日—10月31日間の花房のスウェーデン旅行及びペテルブルグ帰着後の活動の記録であることは明らかである。

さらに、『明治十八年露都滞在中日記』の著者は、1885年5月4日—5月16日まで、スウェーデンとノルウェーに滞在していることが明らかになっており、同じ1885年5月4日—5月16日まで、『駐露公使花房義質日誌明治18年』の著者はペテルブルグに滞在し、花房のその時期の活動が記録されていることを指摘すべきであろう。そして、『駐露公使花房義質日誌明治18年』では1885年5月19日に「9時に大前着く」と記録されていること

⁴⁵ 附録13を参照。

⁴⁶ 紫田紳一「花房義質関係文書について」外交史料館報 第7号、1994年3月、82-103頁。但し、『瑞典諾威国旅行日記』は1885年8月4日—10月31日の日付で書かれている。

を考慮に入れると、1885年にペテルブルグ公使館で書記生を務めた大前退蔵⁴⁷は、スウェーデンとノルウェーに出張し、『明治十八年露都滞在中日記』はその旅行記である。

毛筆でかかれた未刊の史料となる1883—1886年までの日記を解読した結果を踏まえて、第二次訪露時代（1883—1886年）の花房の交流相手についても説明しておきたい。第二次訪露時代（1883—1886年）に花房と接触した人物たちはいくつかのカテゴリーに分類できる。しかし、日記はあくまでも内部用メモとして作成されたものであり、殆どの場合、氏名や苗字のみが記載され、役職・社会的地位などは明記されなかった。当時のロシア政界では貴族の子孫の多くが同時期に活躍していたため⁴⁸、名前と父称が明記されていない限り断定は極めて困難である。花房の交流相手としては、第一に、1883年5月9日の到着以来から接触のあった当時のロシア外相ギールスを初めとする現地（ロシア）の外務省の官僚、海外駐在ロシア人大使、公使などが挙げられる。元駐日公使スツルヴェ⁴⁹、駐清公使館職員ビュツェフ⁵⁰、外務卿補佐官ヴランガリ⁵¹、駐ドイツロシア大使・欧州部局長オステン・サケン⁵²、駐日公使バロン・ローゼン⁵³、駐日公使ダヴィトフ⁵⁴、駐朝ロシア公使シェペアー⁵⁵、ロシア外務卿補佐官バロン・ジョミニ⁵⁶、外務大輔・アジア局長ジノヴィエフ⁵⁷、同副長バトルスキー、同局次官オエンスキー、外務卿補佐官ラムスドフ⁵⁸、プチャーチン⁵⁹、

⁴⁷ Lensen, *Japanese Diplomatic*, p.44

⁴⁸ たとえば、アンネンコフ・イワン・バシリヴィチ（1813-1887）。政治家。1867年以降、ペテルブルグ要塞司令官。アンネンコフ・ミハイル・ニコラエヴィチ（1835—1899）。陸軍将軍。ザカスピ州の鉄道建設工事長。

⁴⁹ スツルヴェ・キリル・バシリヴィチ。1876-1883年、駐日ロシア公使。

⁵⁰ ビュツェフ・エヴゲニー・カルロヴィチ（1837—1904）外交官。清国等に駐在した。

⁵¹ ヴランガリ・アレクサンドル・ゲオルゲヴィチ（1823-1908）外交官。1863-1873年駐清公使。1882—1891年、外務卿補佐官。

⁵² オステン・サケン・ニコライ・ドミトリエヴィチ（1831-1912）。外交官。駐ドイツロシア大使を務めた。

⁵³ ローゼン・ロマン・ロマノヴィチ（1847—1921）外交官。駐メキシコ、駐日公使を務めた。

⁵⁴ ダヴィトフ・アレクサンドル・ペトロヴィチ（1838—1885）外交官。1883—1885年、駐日公使を務めた。

⁵⁵ シェペアー・アレクセイ・ニコラエヴィチ。外交官。1884年以降、駐朝ロシア公使館設立後、朝鮮駐在。1897—1898年、駐朝ロシア公使。

⁵⁶ ジョミニ・アレクサンドル・ゲンリホヴィチ（1814—1888）ロシア外務卿の補佐官。

⁵⁷ ジノヴィエフ・イワン・アレクセエヴィチ（1835-1917）1883-1891年、ロシア外務省・アジア局の局長。

⁵⁸ ラムスドフ・ヴラジミール・ニコラエヴィチ（1844—1907）公爵。政治家。外交官。1882—1896年外務卿補佐官。

⁵⁹ プチャーチン・エフィミー・バシリヴィチ（1803—1883）政治家、外交官。1855年、日露通商条約締結にかかわる。

外務省職員パシコフ、外務省職員ブロッセ等である。

第二に、ロシアに駐在していた欧米諸国、アジアの外交官である。駐露イギリス大使トルントン、駐露イギリス代理公使ケネディ、駐露フランス大使アベル、駐露フランス大使館の書記官サンシール、駐露ドイツ公使シュワイニツ、駐露オーストリア公使ギルデン、駐露スウェーデン公使ドエ、駐露デンマーク公使キュル、ペルシア領事ジャバルアリオフ、駐露アメリカ公使、駐露アメリカ大使館書記官リルマ、駐露ポルトガル公使バロン・ド・サント、ポーランド公使マゼル、ルーマニア公使クレツレスコらが挙げられる。

第三に、ロシアなどの軍人である。陸軍大臣ワンノウスキー⁶⁰、海軍大将・海軍大臣シェスタコフ⁶¹、陸軍中将チェルニャエフ⁶²、海軍中将ポシェット⁶³、ロシア海軍大将アドミラル・レスソースキー、海軍少将アバザ⁶⁴、陸軍中将リヒテル、陸軍大佐レベデフなど。

第四に、当時のロシアの行政界、政界、宮内省等及び様々な民間企業の人物である。ガリーチン⁶⁵、モスクワ知事ゼネラル・ドルゴルギー、モスクワ知事ペルフィリエフ、ニジニー・ノブゴロド州知事ゼネラル・バラノフ、式部頭スチュルメル、モスクワ美術館長バロン・フルレル、式部頭ドルゴルキー、宮内省のダシコフ、ヒリャコフ鉱山博物館長、勅使コント・キセリョフ、コチュベ⁶⁶、アンネンコフ⁶⁷など。

第五に、医師、女史、絵画の教師など、その他のサービス係である。医者リーヴェン、女史モーロ（「モロー」、「モロウ」等の表記もある）、絵画教師ペレンスなど。

⁶⁰ ワンノウスキー・ピョートル・セミョノヴィチ（1822－1904）1881－1897 陸軍大臣。

⁶¹ シェスタコフ・イワン・アレクセーエヴィチ（1820－1888）政治家。海軍大将。1882－1888年、ロシア帝国海軍大臣を勤めた。

⁶² チェルニャエフ・ミハイル・グリゴリエヴィチ（1828－1898）陸軍中将。1865年、強襲してタシュケントを占領した。その後、1875年に反トルコ運動を導くセルビア軍の司令官となり、1882－1884年トルケスタン州の知事を務めた。1884年以來、軍事理事会員。

⁶³ ポシェット・コンスタンチン・ニコラエヴィチ（1819－1899）。海軍中将。1852-1854年、プチャーチン世界一周航海に参加、日本を訪れる。1855年に、フリゲート艦「ディアナ号」で日本の二度目の訪問。1874-1888年に交通路大臣。1874－1885年に行われたペテルブルグ新港の工事長。

⁶⁴ アバザ・アレクセイ・ミハイロヴィチ（1853－1915）。政治家。海軍少将。1880年代、シェスタコフ海軍卿の同行で、極東の港一周航海で参加。旭日章が与えられた。

⁶⁵ ?ガリーチン・ニコライ・ドミトリエヴィチ（1850－1925）公爵。政治家。1879－1884年、アラハンゲルスク州の福知事。その後、内務省の経済局の福局長等を務めた。

⁶⁶ ?コチュベ⁶⁶・ピョートル・アルカデヴィチ（1825－1892）ロシア帝国技術協会の会長を務めた。

⁶⁷ ?アンネンコフ・イワン・バシリヴィチ（1813-1887）。政治家。1867年以降、ペテルブルグ要塞司令官。

第2章 1884年の中央アジアのメルフ地方のロシアへの併合に関する花房義質の報告書

2.1 歴史的背景

アフガニスタン・中央アジアをめぐる英露対立は、1870年代にロシア帝国が中央アジアに積極的に進出したことによって引き起こされ、1880年代に両国の関係は急速に悪化した。イギリスはロシア帝国の影響力が増大して中央アジア、中東からインドに至ることを恐れ、1880年代に行われたロシア・イラン国境画定交渉に介入した。またこの時、英国軍の司令部はロシア帝国を攻撃する計画を立てていた。長年にわたってロシアとアフガニスタン国境が未画定のままになっていたことを考えると、アフガニスタンに近接する現在の東南トルクメニスタンの領土であるメルフ・オアシスがロシアに併合されたことは、19世紀の大国であったロシアとイギリスの関係にとって極めて衝撃的な出来事であった。

1881年12月に締結された露波条約によってロシアとペルシアの国境線が画定され、ロシアはこの地域におけるイギリスの影響力の低下を実現させることに成功し、中央アジアへの進出を一層積極化した。ロシアは、いわゆるアラマン（隊商などを略奪していた者）の多数が居住したトルクメン民族の領地を統一すればこの地域をコントロールしやすくなると判断し、カスピ海東南岸とペルシアとの国境とを繋ぐラインを確保する目的で、まだ独立していたメルフ地方の併合を決心した。さらに、1881年11月に、ホラーサーン（東北ペルシア）の総督は、「イラン・シャーがメルフ地方の支配を放棄する」と駐テヘラン英国大使に通知した。ロシア政府はイギリスと何の交渉もせず、メルフ地方の併合を行った。1884年2月14日に、ロシアがメルフ地方の併合について公式発表して以来、イギリス政府はしばらく沈黙したが、1884年3月になってようやく、メルフ併合の対策として、いまだ未画定であった西北アフガニスタン国境に関する交渉を開始するよう、ロシア政府に提案した⁶⁸。

その1年半後、1885年4月11日（露暦3月30日）当時トルクメン領地とアフガニスタン国の臨時境界線に接近していたクシク河の左岸で、アフガニスタンとロシア兵が衝突した。アフガニスタンを自らの保護下においたイギリスと、トルクメン領地まですでに国境を拡張していたロシアは、戦争勃発の危機に直面した。イギリスはさらにアフガニスタン

⁶⁸ Becker S., *Russia's protectorates in Central Asia: Bukhara and Khiva, 1865-1924*, Cambridge : Harvard University Press, 1968, p. 105.

をめぐる英露対立を背景にして、1885年4月15日に朝鮮領土であった巨文島を占領した。英露間の緊張の舞台は、朝鮮半島まで拡大してきたのであり、アジア全域の情勢が緊迫した。

しかし、ロシア側もイギリス側も戦争を回避することを望み、アフガニスタンの北西に境界線をもうけるという目的で、和平交渉を開始した。結局、1887年9月に、ロシア・アフガニスタン間の国境を定めるペテルブルグ協定が締結され、1890年代における中東をめぐる英露間の緊張が緩和された⁶⁹。

19世紀後半に農奴解放を実施したロシアでは、その後資本主義が目覚ましく発展していた。ロシアは新しい市場を求めて南下政策を一層進め、遅かれ早かれイギリスと衝突せざるを得なかった。イギリスにとって、ロシアの中央アジアへの積極的な進出は、イギリス最大の植民地であったインドに対する極めて大きな脅威であった。この英露両国の対立関係は、太平洋地域の朝鮮問題、ヨーロッパのバルカン問題等、世界の様々な地域に反映され、1880年代の世界情勢を徐々に深刻化させていった。また英露両帝国のアジアでの覇権地図の拡張に伴い、アフガニスタン、ペルシア、中央アジアにおける影響力の強化が、ロシアとイギリスの外交における今後の重大な課題となった。

昔から豊沃な土地である「メルフ」オアシスは、アラブ帝国時代にはホラーサーン国の首都であった。昔からシルク・ロードの中継地として栄え、13世紀に「世界の女王、砂漠の真珠」と呼ばれ商業が繁栄していたその都市は、モンゴル襲来によって破壊され、その後回復できずに徐々に衰退していった。メルフ・オアシスの権力者は、相次いで交代し、結局18世紀にブハラ汗国によって完全に破壊された。18世紀の半ば、テッケ・トルクメン族はペルシアの抑圧によってテジェント・オアシスを逃れてメルフへ移動し、その地を自らの支配下に置いた。テッケ・トルクメン族とは、トルクメン民族の祖先にあたる集団で、カスピ海東南岸とアム・ダリア河の間で遊牧生活をしていた。彼らはまた略奪者でもあり、ヒワとブハラ等を結ぶカラ・クム砂漠の間を移動するキャラバン隊に対する脅威であった。そのため彼らは東北ペルシアの総督にとっては、「喉元に刺さった棘」のような存在であった⁷⁰。

⁶⁹Хевролина. История внешней политики России. С. 121-128.

⁷⁰Fraser-Tyler, W. K., *Afganistan: A Study of Political Developments in Central and Southern Asia*, London: Oxford University Press, 1953, p.159.

メルフの住民となるトルクメン民族は自分たちを、かつてペルシア国によってその周辺に追放されたパルティア人の子孫であると信ずる誇り高き民族である⁷¹。彼らは四部族の族長と長老によって指導されている族長会議により統治されていた。1860—70年代に、この地域にイギリス資本が登場して以来、メルフの富豪とイギリス資本家との間に確固たる繋がりができ、さらに一部の支配者はアフガニスタンの属国になることを希望していた。1881年にメルフの4人のカーンのうちの一人、マフトゥム・クが、その件についてアフガニスタンの王に書簡を送った⁷²。しかし、『ロシア外交史』で指摘されているように、メルフの多数の人民は他のトルクメン民族との統合を望み、さらに隣接するイラン、アフガニスタンに脅威を感じていたため、ロシアの属国になりたいという声も上がっていた⁷³。1881年11月、即ちロシア・イラン同盟締結の一ヵ月前に、ホラーサーン（東北ペルシア）の総督は駐テヘラン英国大使に対し、イラン・シャーの訓令に従ってペルシアはメルフ・オアシスの内政に干渉しないことを通知した⁷⁴。フレイザー・タイラーが指摘しているように、トルクメン民族が暮らす領土に対するロシアの野望は、トルクメン民族の領地に対するイラン・シャーの影響力が損なわれたことによって、より有利になった⁷⁵。同年、ロシア外務次官ギールスは「我々はメルフまで手を伸ばさそうと思わない。魅きつけるものは何もないからである」⁷⁶と発言しつつ、ロシア政府はそれまで未画定であったカスピ海東南岸からゲオ・テペの東側に至るペルシアの国境を平和的に画定することを狙った。そしてその東にたった一つ、独立国家として残されたメルフに対する対策を早急にとることを決定した。

メルフ・オアシスをめぐる状況には、いくつかの重要な点が挙げられる。一つは、その地方の地理的状況が独特であるということである。当時ロシア帝国はトルクメン族の領土をほぼ獲得し、メルフの領土に迫っていたが、メルフの領土は砂漠帯に挟まれ、他国の侵入が困難であった。

さらに、元々メルフ地方に接近していたロシアに限らず、ロシアの保護下にあったヒバ汗国、そしてメルフ地方の隣国であったペルシア、イギリスの保護下にあったアフガニスタンなどがメルフに強い関心を抱いていた。メルフの長老、族長間には、親ロシア、親イ

⁷¹ *ibid.*, p. 157.

⁷² Gankovsky Y.V. and others, *History of Afghanistan*, Moscow: Progress, 1985, p.162.

⁷³ Хевролина. История внешней политики России. С. 124.

⁷⁴ Fraser-Tyler, *Afghanistan*, p. 159.

⁷⁵ *ibid.* p. 158.

⁷⁶ ピーター・ホップカーク 『ザ・グレート・ゲーム』 東京：中央公論社、1992年、299頁。

ギリス、親ペルシア、親アフガニスタンなどのグループが存在していた。メルフの長老・富豪などは、ある程度自立性を確保することを希望しつつ、強国の保護下に入ることも希望していた。しかし、各国の事情と国益には相違点があった。ヒバ汗国・ペルシアなどは依然として、トルクメン人の土地は自らの権力範囲だと確信し、絶えず征服を試みていたが、メルフのトルクメン民族の抵抗があまりにも強かったために、メルフは独立を守ることができた。当時アフガニスタンは、自らの独立の危機に直面していたため、メルフなどトルクメン族の土地に積極的に進出する意図はなかった。しかし、英露によるメルフ地方支配をめぐる競争は、アフガニスタンとロシアとの境界線画定問題に影響を及ぼすほど、アフガニスタンとイギリスとロシアにとって戦略的な意義を持っていたと指摘できるであろう。

メルフの統治形態を観察すると、もうひとつの特徴が明らかになってくる。本来、当地方の住民となるトルクメン民族は、カーンと称する指導者、もしくは長老以外はいかなる権力も認めていなかった。またこれらのカーンは、基本的に戦争などの危機的な状況下でのみ選挙されていた。当地方のカーンの一人の言葉を借りると、平和が持続している間、臣民はすべて、何の制限もなく個人の自由を享受していた⁷⁷。戦争など危機的な状況下で選ばれたカーンは、数年間は形式的には指導者として認められていたが、実際には大きな権力を持たず、住民総合集会に従っていた。さらにほとんどの住民は遊牧民であり、馬車などで暮らし、多く的人是隣のペルシアなどで略奪を行っていた。例えば、ペルシアだけでも150から1000人余りが略奪を行っていた。さらにメルフ地方は略奪者の巢窟であり、メルフの富豪の多くは略奪者の指導者でもあった。即ち伝統社会の形態が強く、外部からみれば、統治が極めて困難で、混乱した政治体系であった。

もう一つ、メルフ地方の状況の特徴として、当地方の貿易が挙げられる。隣国と貿易していたメルフ住民は、よく略奪されたり、役人の横暴を受けたりしたため、ペルシアよりもむしろ、ロシアの保護下にあったヒバ汗国、ブハラ汗国など、より安全、有益に貿易できる土地を好んだ。

ロシアはメルフの併合をより円滑に実現するために、状況を整えた。まず、1881年に新皇帝アレクサンドル三世の戴冠式が開催されたとき、メルフの族長たちは当時まだロシア皇帝の臣下ではなかったにも拘わらず、戴冠式に招待された。ピーター・ホップカーク

⁷⁷Тихомиров М.Н. Присоединение Мерва к России. М.: Изд-во восточной литературы, 1960. С. 31-34.

(1992) が主張しているように、恐らくロシアの目的は、自らの軍事力の強さを見せつけるということであった。そして翌年、1882年2月に、コーカサス出身のロシア帝国陸軍中尉アリハノフは一人のコサックに同行し、商人の振りをしてメルフにたどり着いた。メルフでは、最も近いアシハバードから来たロシア商人として市民に紹介され、その二人の訪問を受けて族長会議が開かれた。アリハノフ中尉は族長に豪華な贈り物を贈って、ロシアと交易を開始するため交渉の必要性を主張した⁷⁸。さらに、メルフを通過する隊商が攻撃されたり、略奪されたりする 경우가多く、そのことがメルフの住民の責任になると指摘した⁷⁹。一方、メルフ族長は当然ながら、ゲオ・テペの（長引く流血の戦闘による）占領について承知していたが、彼らの中には親ロシア派と反ロシア派がいた。反ロシア派の族長と長老の抵抗を買収工作、賄賂⁸⁰によって取り込み、さらに1884年の初めに起こったスーダン暴動によってイギリスの注目が薄らいだという状況を利用し、ロシアは1883年11月にメルフの西側に位置していたテジェント・オアシスに進駐した。

本来、アルヘチン（アーハール）・オアシスとメルフ・オアシス間の境界線は未画定であり、多くのトルクメン族は二重属民でもあった。ペルシア兵は、境界隣接の領土で、地元住民の強奪、殺害などを繰り返し、ロシアとの境界に接近していたテジェント、カアハク、ドゥシャクなどの占領を試みたが、地元の住民の反ペルシア気運があまりにも強く、失敗に終わった。こうした事情もあり、この地域の住民はロシアに属する願望が強かった。1881年末の露波条約締結以来、ロシアとペルシア双方は、現状維持を重視したにも拘わらず、ロシアはテジェント、カアハク、ドゥシャクなどロシアに近接していた土地を相次いで獲得した。1883年末にテジェント・オアシスに進駐したロシア軍の小隊は、メルフの地元住民のパニックの原因となった。さらに同時にメルフへのペルシア軍進出についても風説が流れ、メルフ住民たちを混乱させた。状況の偵察、そしてメルフ住民がロシアに属するよう説き伏せるという目的で、ムラトフ大佐に率いられた小隊が送られる。メルフの周辺に陣営を設け、そして、再びロシア兵とマフトゥム・クリ少佐を伴ってアリハノフ中尉がメルフに送られた。アリハノフ中尉は地元のカーン、長老を訪れ、ロシアに属するためにロシア皇帝に請願を送るよう彼らを説き伏せ、次々に多数の族長と長老にロシア皇帝への忠

⁷⁸ ホップカーク『ザ・グレート・ゲーム』300-301頁。

⁷⁹ 須崎芳三郎『露国侵略史』東京：博文館、1904年、133頁。

⁸⁰ ホップカーク『ザ・グレート・ゲーム』303頁；前嶋信次『中央アジアの過去と現在』東京：博文館、1942年、304頁。

誠を誓わせた。イギリスに救援を要求するよう呼びかけた人もいたが、結局、族長会議では、ロシア帝国の属国になることが可決された⁸¹。

一方、不利になったイギリスは、メルフの陥落がメルフからたった 200 マイルの距離に位置していたヘラット・オアシスに対する脅威であると判断し、1883 年にアフガニスタンが侵略を受けた場合には、*casus belli*、つまり「開戦の口実」になると主張し、英国はあらゆる手段を使ってアフガニスタン王を保護・支援すると宣言した。その対処として、ロシアは翌年にメルフ地方を支配下に置き、「従来の露国声明の趣旨に反対するものに非ずとして、メルフ占領の正当なることを強調した」⁸²。その意味では、ロシアの勢いを止めることは不可能であったと考えられる。

メルフ地方のロシア併合の過程は、いくつかの段階で行われた。最初の段階としてメルフ地方の代表は、1884 年 1 月 13 日（露暦 1 月 1 日）にカーン、長老をはじめとするメルフ住民の総会でロシア帝国の属国になることを可決し、ロシア皇帝アレクサンドル三世に請願した。メルフのロシアへの併合の第二段階としては、メルフ地方の統治体制を整備するということが挙げられる。ザカスピ州長官コマロフ陸軍中将よりコーカサス地方総督ドゥンドゥコフ＝コルサコフ侯爵に宛てられた、メルフ併合の件についての電報 315 号（露暦 1884 年 1 月 20 日付）によると、当地には以下のような体制ができたことがわかる。「医療制度に関しては、二人の補助医師が任命される。地方を 4 つの地区に分け、各カーンには、年に二千ルーブルの割増賃金を与える。今後の統治はザカスピ州の統治規定に基づいて行われる。……」⁸³

続いて、メルフの代表団は、ザカスピ州地方長官コマロフ陸軍中将と会見する目的で、アシハバードに到着した。コマロフ陸軍中将からドゥンドゥコフ＝コルサコフ侯爵宛に、アシハバードにメルフの代表団が到着する件とメルフ併合の件で、露暦 1884 年 1 月 26 日付の報告が届いている。その内容とは、「（省略）4 人のカーン（1 つの部族を分割し、2 人の新しいカーンを選んだが、その一人のカラ・クリ・カーンは、到着しなかった）と各 2 千人から選挙された代表のうち、合計 25 人がアシハバードに到着した。2 日後、訓令が到着次第、接見を行う予定である。それまで待機する。……」⁸⁴というものであった。

⁸¹Карраев А. ред. История Туркменской ССР. Т. 1. Кн. 2. Ашхабад, 1957. С. 133-134.

⁸²内藤智秀ほか『中アジアの風雲』東京：目黒書店、1941 年、268 頁。

⁸³ЦГВИА. Ф.400. Д. 8. Л. 15; Соловьев А. Г., Сенников А. А. сост. Россия и Туркмения в XIX веке.: к вхождению Туркмении в состав России., Ашхабад: Туркменское гос. изд.. 1946. С. 231-235.

⁸⁴ ロシア側の資料では、各 2 千人の代表者の人数は、24 人と 25 人という相違点がある。

ロシアとのメルフの併合の最終段階は、メルフ住民の代表者がコマロフ陸軍中将与会見し、露暦 1884 年 1 月 31 日に、ロシア帝国に対する忠誠の誓言をしたことである⁸⁵。これによりロシアによるメルフ地方の併合は完了した。

ただし、メルフ地方の併合に関しては、歴史的な議論を呼び起こすいくつかの不明な点が存在する。特に、メルフ地方の併合の原因について、多くの議論が見られる。その議論を簡単に紹介しておこう。

一部の専門家は、ロシア、もしくはペルシアによる軍事的脅威を極端に重視している。たとえば、テレンチェフ (1906)⁸⁶は、メルフに対するロシアの軍事力とペルシアによる抑圧が、メルフ住民の意志表明に決定的役割を果たしたと指摘している。1883 年末にペルシアの小隊がメルフへ進出するとの風説をきっかけに、メルフの親ロシア派はザカスピ州長官に援助を要請した。その結果、ペルシアとロシアの軍事的脅威に直面していたメルフの指導者らは、一切の抵抗を放棄し、やむを得ずロシアの保護下に入れることを選択した。

レンスデル (1885)⁸⁷は、テレンチェフと同様に、ロシアの軍事力による脅迫を強調しているが、テレンチェフとは異なり、メルフのアラマンによる被害が大きかったペルシアがロシアに援助を求めたと解釈している。レンスデルによれば、アラマンの巣窟を攻撃するためにロシア軍の小隊が送られたが、そのことがメルフ住民にパニックを引き起こし、それをきっかけにメルフは抵抗することなく、ロシアに属することを可決したというのだ。

メルフ地方の併合は、ロシアによる巧みな宣伝活動の意義が大きいと指摘する研究者もいる。たとえばアルベコフ (1931)⁸⁸は、実地探査、偵察、そしてカーンと長老の買収工作など、ロシアが使った手段は、メルフ住民を説得するために重要な意義を持っていたと強調している。ホップカーク (1992) と前嶋信次 (1942)⁸⁹も、アラベコフと同様の指摘を行っている。それによれば、ロシアはカーンと長老から成る反ロシア派を弱体化させ、

例えば、1884 年 1 月 26 日付コマロフ中將の電報では、その人数は 25 人だが、1884 年 1 月 31 日付同差出人の電報には、その人数は 24 人と記載されている。Соловьев, Сенников. Россия и Туркмения в XIX веке., С. 231-235.

⁸⁵ ЦГВИА. Ф. 400. Д. 8. Л. 64-67; Соловьев, Сенников. Россия и Туркмения в XIX веке. С. 231-235.

⁸⁶ Терентьев М. А. История завоевания Средней Азии. Т. 2. СПб.: типо-литография В. В. Комарова, 1906. С. 242-245.

⁸⁷ Lansdell H., *Russian Central Asia*, vol. II, London: Sampson Law, 1885, pp.484-488.

⁸⁸ Арбеков П. Захват Мерва // Туркменоведение. Ашхабад, 1931, №1-2. С. 47-52.

⁸⁹ ホップカーク 『ザ・グレート・ゲーム』303 頁; 前嶋 『中央アジアの過去と現在』304 頁。

同時に親ロシア派を強化するために、買収工作と賄賂という手段を活用したという。ジラド (1977)⁹⁰もまた、ロシアのプロパガンダによって親ロシア派が圧倒的勢力となり、ロシアとの併合は時間の問題となったと主張する。

メルフ住民は無秩序状態からの脱却を希望し、近接するアフガニスタン、ペルシアなどの脅威を感じ、そしてロシアとすでに併合されていた諸トルクメンの土地との統一化を望んでいたというロシア政府の公式見解をそのまま主張する研究者もいる。『ロシア外交史』(1997)⁹¹では、ロシア領土であったゲオ・テペなどのトルクメン民族との統一を求めていたメルフの庶民は、親イギリス、親ペルシア、親アフガニスタンなどの諸グループの影響にもかかわらず、ロシアとの併合を求め、併合の原動力となったと主張されている。

経済的な原因を極めて重視している専門家もいる。チホミーロフ (1960)⁹²はアラマンの略奪活動がメルフ地方の農業や商業の発展などの大きな妨げとなり、メルフ住民自身がその排除を望んでいたと主張する。その上、当時、アシハバードを初めとするロシアに属していたトルクメンの土地との貿易が、収益をもたらすと見なされていた。メルフ住民はその発展を望み、テジェント・オアシスの占領後は特に、その多数はロシアに属することに賛成していたというのだ。

2.2 メルフ地方のロシアへの併合に関する花房義質の報告書

ここでは『メルフ地方のロシア帝国併合の件 (駐露特命全権公使花房義質の報告、コマロフ中將⁹³の電文写の添付)』史料を紹介し、分析を試みる。本報告書は、1884年2月17日に作成され、外務省記録 在魯日本公使館 各国内政関係雑件 露国ノ部 第一巻 (門1類6項3号2-9十七年 公信第三十三号) に収録されている。毛筆で書かれた原文を解読した結果は、原文は附録2を参照⁹⁴。

まず、この日本公使花房の報告書に添付されている陸軍中將コマロフ電報の日本語訳を紹介しておこう。そのロシア語原文は、筆者が入手した。日本語翻訳文はロシア語原文 (後

⁹⁰ Gillard D., *The Struggle for Asia 1828-1914*, London: Methuen, 1977, p. 144.

⁹¹ Хевролина. История внешней политики России., С. 124.

⁹² Тихомиров. Присоединение Мерва к России. С. 32-34.

⁹³ Комаров Александр Виссарионович (コマロフ・アルクサンドル・ビッサリオノヴィチ) (1830-1904) 1883年にピ州地方長官に任命される。

⁹⁴ 外交史料館所蔵。原文にはないが、適宜、句読点を付した。以下、同様。附録2Aを参照。

述) とほぼ一致している⁹⁵。

ロシア語の原文は、ロシア国立軍事史文書館に所蔵されている。1884年2月12日付(露暦1月31日)アシハバード発、電報443号、ザカスピ州地方長官コマロフ陸軍中将よりコーカサス地方総督ドゥンドゥコフ=コルサコフ侯爵宛である⁹⁶。

花房がこの報告を日本政府に送ったのは1884年2月17日、即ち、ロシア政府が併合について公式発表してからすぐのことである。したがって、花房の報告書からは、ロシアの中央アジアへの進出の積極さ、中央アジアにおけるロシアとイギリスの立場、そしてそれを観察している日本政府にとって意義といった問題点を探ることができる。

花房義質は日本政府にメルフ地方の併合について「今般中亜細亜地方ナル『メルフ』人民ヨリ露国へ帰附致度旨、ザカスピック地方長官へ願出候末、該長官ヨリハ露帝へ電信ニテ奏聞候ニ付、其電文写別紙翻訳文之通差遣候。」と報告し、情報源として「コマロフ」「ザカスピック」地方長官というロシア側官吏の名を挙げている。これはコマロフ陸軍中将のことで、コマロフ中将は1883年にザカスピ州の長官に任命された。1884年1月3日(露暦1883年12月22日)に、公式任務を受けたロシア陸軍中尉アリハノフは⁹⁷、マフトゥム・クリ少佐とコザック数人、およびいわゆるジジット(コーカサス出身の騎兵)数人と共に、メルフ・オアシスへ向かい、三日後に目的地に辿りついた。アリハノフ中尉の訪問を受けて、1884年1月13日(露暦1月1日)にメルフ住民の総会が開催され、そこでアリハノフ中尉はメルフがロシアに属するというロシア政府の宣言を発表し、略奪、奴隷売買などを打ち切るよう呼びかけた。アリハノフはメルフ族長、長老など説得するために、ロシア帝国の属民になるメリットを述べたり、メルフに対して直接的な脅迫をするなど様々な手段を使った。具体的にはロシア帝国の属民はイスラム教徒であろうと他の信者であろうと、自分の宗教を保持できると発言した。さらに、イスラム教徒のロシア軍における出世の可能性が保障されていることを説明した。これに対し

⁹⁵ ただし、ロシア原文の最終行である、「上記のこと、陛下宛に№743報告にて通知いたしました」という行を除く。附録2Bを参照。

⁹⁶ 附録2Cを参照。

⁹⁷ アリハノフ中尉自身は、回想録のなかで、メルフへは自ら率先して赴いたと述べている。Алиханов-Аварский М. Закаспийские воспоминания // Вестник Европы. Кн. 9. сентябрь. Спб., 1904. С. 73. しかし、ロシアの研究者の一部は、ムラトフ大佐の報告、その添付となる書簡などを引用し、そこでムラトフ自身が、ザカスピック長官コマロフに任命され、テジェントへ赴き、メルフ地方に代理人を送るようコマロフ中将に命令を受けたと指摘している。つまり、その代理人とはアリハノフ中尉である。Арбеков. Захват Мерва. С. 51-52; Тихомиров. Присоединение Мерва к России. С. 141; Карраев. История Туркменской СССР. С. 133.

て、それぞれの部族のカーン、長老を初めとする 300 人以上が議論した結果、ロシア帝国への帰属が可決され、ロシア皇帝宛の請願書に署名された⁹⁸。この件について、コマロフ・ザカスピ州長官はロシア皇帝に電報にて報告したということである。

つまり電報では、メルフ住民にとってロシアへ属する決断はメルフ全住民の意志表明、自由意志に基づいたものであったというロシア政府の公式立場が述べられており、花房はそれに基づいて日本政府に通知したのである。

花房はザカスピ州長官の電報を入手し、自ら報告書にその日本語訳文を添付している。公式的な情報となるその電報は、国家側の立場を完全に反映したものとなる。在露日本公使であった花房にとっては、日本政府に影響を及ぼすであろう事情を正確に伝えるということは極めて重要であり、コマロフ・ザカスピ州長官の電報を活用しているわけである。つまり花房公使の報告書は、ロシアの公式的な立場を大いに反映したものであった。

さらに、コマロフ・ザカスピ州長官の電報によってメルフ地方の併合をめぐる事実が詳細に伝えられ、それは大国による小領土の併合プロセスの記述となる。花房は、これを日本国家にとって興味深い事柄であるとの認識の上、利用している。

つづいて花房は、次のように書いていた。「尤モ該『メルフ』地方之義ニ付テハ、英国ト露国トノ間ニ、中亜細亞政略上ニ付以前ヨリ重大之関係ヲ有候者ナレトモ...」。メルフに関連して最も注意深い態度をとったのは、ロシアと英国であった。双方がアジア地域において、特に中央アジア、ペルシア、アフガニスタンなどへの影響力の強化という方針を押し進めたが、それぞれの立場は異なっていた。イギリスは、1880 年以降に、アフガニスタンを自らの保護下に置き、ペルシアまで影響力の拡張を目指していたが、イギリスの最大の植民地であったインドに対する脅威が大きな意味を持った。当時のロシア帝国ギールス外務卿の言葉を借りると、イギリスはメルフを、アフガニスタンやインド等を脅迫する戦略的な地点として見なしていた⁹⁹。英国政府内でも、ロシアの脅威に関して多少異なった見解が存在したが¹⁰⁰、それでもメルフ地方に隣接していたヘラットの

⁹⁸Тихомиров. Присоединение Мерва к России. С. 147-149; Соловьев., Сенников. Россия и Туркмения в XIX веке., С. 231-235.

⁹⁹Архив Внешней Политики Российской Империи Фонд Отчеты МИД 1884 г. Л. 71; Киняпина Н. С., Блиев М. М., Дегоев В. В. Кавказ и Средняя Азия во внешней политике России: вторая половина XVIII - 80-е гг. XIX в. М.: Изд-во Московского университета, 1984. С. 309.

¹⁰⁰英国のバルフル首相は、英国議院においてロシアの中央アジア進出の話題を取り上げた中で、砂漠帯がインドの自然の盾となっているので、ロシアの脅威はそれほど大きくないという発言をしている。Халфин Н. А. Английская колониальная политика на Среднем

防護が第一課題とされていた。

他方でロシアは、南方国境の強化、コーカサス地方などの防護ラインを画定するために、南下政策をさらに積極的に進めていた。ロシアにとっては、イギリスの中央アジアへの進出は、隣国との境界線が未画定なままでは、極めて危険なものであった。もしイギリスがメルフ地方を占領したとすれば、イギリスが中央アジアの奥に進出することになり、ロシアの境界線に対する脅威となる¹⁰¹。したがって、メルフの占領は、ロシアにとって死活にかかわる重要な意義を持ち、国家の主権にもかかわる要因であった。1879年1月に行われたロシア帝国国家評議会において、トルクメン民族の土地であったアルヘチン（アーハール）オアシスに、ロシア陣営を設置することが可決された。また、今後の最終課題として、アルヘチン（アーハール）オアシスを占領し、さらにメルフ地方の併合と南方境界線を画定するために、メルフ地方の併合は重要な要因であると評価された¹⁰²。

したがって、日本公使花房は、中央アジア全体、特にメルフ地方はロシアとイギリスにとって極めて重大な意義を持つこと、中央アジアにおける覇権地図を拡張することが戦略的な意義を持つことは、極めて当然なこととして捉えている。ロシアによるメルフ地方の占領は、アフガニスタン境界線画定問題と関連して、1885年3月30日に軍隊の衝突にいたるまで露英関係を緊迫させた要因の一つとなった。そこで、花房が残した報告において上記の言説に注目すべきである。花房は報告のなかで、露英関係におけるメルフ地方の戦略的な意義について指摘し、それを今後、中央アジアにおけるロシアとイギリスの外交方針を左右する要因として認識している。

続いて以下の通りに記録されている。「此節一向異議無之、畢竟勢ノ不可止ヲ了知セルニヨル者ト可見候」。文脈から考えると、花房公使はメルフ地方の国際的状況もメルフ住民間の世論の現状についても分析し、評価している。さらに、コマロフ・ザカスピ州長官の電報を利用し、そこで記録されていることを認識した上、ロシアのメルフ地方併合に関していくつかの原因を説明している。つまり、ロシアの併合に際してメルフ住民の意見が一致し、少なくともメルフの多数の人々は、ロシアとの併合はより有益であると見なし、さらにはロシアの圧迫からは逃れられないと多数のメルフ住民が考えていたとの認識にたつて、事柄の成り行きを説明している。そして上記の通りに、メルフ地方をロシアの属国にする

Востоке. Ташкент, 1957. С. 208.

¹⁰¹Тихомиров. Присоединение Мерва к России. С. 108.

¹⁰² Соловьев., Сенников.,Россия и Туркмения в XIX веке.,С. 100-102.

ためのロシアの宣伝活動において、そのメリットの説明と共に、脅迫などが手段となっていたということを考慮にいとると、「今回、全く異論はなく、結局、メルフ地方の併合の勢いを止めるのは不可能であることが明確であったためと思われます」という花房の言説の意味をもっと正確に理解できる。さらに、花房公使の言説は、メルフをめぐる国際的状況まで説明している。文脈から考えると、メルフ・オアシスのロシア併合過程を真剣に観察していたアフガニスタンやペルシアなど隣国のみならず、国益の確保にかかわるほど重要である出来事として捉えていたイギリスの態度も含めて、ロシアへの併合に関してどの国からも反対の声が上がらない状況であったと述べている。その意味では、メルフの併合の勢いもロシアの中央アジアへの進出とその勢いを止めるのは、極めて困難であると花房は見なしている。

報告の最後は、「何レ詳細ノ報告ニ可及候得共、此段不取敢致具伸候」と締めくくられている。上記の分析に基づいて、以下のことが明らかになった。花房はロシア内政問題などに対する列強諸国の対応、列強諸国間関係などを観察し、情報収集するという日本政府の重要な任務を担い、メルフ地方の併合についても公式発表が行われた直後、1884年2月17日に日本政府に同件について報告書を送付した。この報告では、コマロフ・ザカスピ州長官の報告書を情報源とし、メルフ地方の併合に関するロシア政府の公式的な立場を伝えた。さらに、花房は現状を調査し、自分の観察に基づきメルフ地方の併合について自らの評価を報告している。報告書によると、中央アジアにおいてロシアがメルフ地方まで覇権を拡大したことは、英露関係にとっては、戦略的な意義を持ち、メルフ地方の併合に影響を与えた国際的、内政的要因を説明している。花房はロシアの国境の画定と保全、覇権地帯の拡張の積極さをメルフ住民が克服しがたいと認識している現状という国際的な要因を説明している。一方で大国の保護下に入るということを目指したメルフ地方の多数住民は、ロシアの保護下に入ることを有益なことと見なし、併合についての彼らの意志を表明したことを認めたというメルフ地方の内政的要因も説明している。

ザカスピ州長官コマロフ中將の電文の写しでは、以下のことが注目に値する。すなわちコマロフ中將は「酋長及代表人等曰ク、『メルフ』ノ『トルクメン』ハ自治ノカナク地方ノ安寧ヲ維持シ庶民ノ幸福ヲ保護スル....」ことができるのは、「特リ隆盛ナル陛下ノ政府ノミ之ヲ能クスヘシト確信シテ....」と指摘している。電報内でコマロフは、メルフ住民の選択に影響を与えた原因を説明している。ここではメルフ地方の併合に関する公式的な立場

について述べられ、国家の側からメルフ地方の併合を促した要因が説明されている。その要因とは、内政的な要因であり、メルフの指導者らは統治を行う能力が無いこと、そして、メルフ住民の多数はその現状を変えることを望み、大国の保護下になることを決定し、さらにロシアの保護下になることは、より有益なことと見なしたということである。

広大で豊沃な領土を持ち、経済的に豊かで人口の多い東南トルクメニスタン地方の一部であるメルフ地方は、1884年に平和的にロシアへ併合された。メルフ地方が比較的円滑に併合された原因はいくつか挙げられる。ロシア帝国にすでに属していたトルクメン民族との統一を求めていたメルフ住民は、ロシアの保護下にあった中央アジアとの貿易を進めることを狙っていた一方、ペルシア、アフガニスタンなど隣接する国家に対する脅威を抱いた。さらに、ロシアによって行われたメルフ住民に対する、ロシアに属するようにと説得する宣伝の効果は少なくないともいえる。

ロシアにとってメルフ・オアシスの併合は、南方境界ラインのさらなる強化ができ、ロシア帝国のさらなる南下政策を活発化させるものであった。その後の南下の方向は、トルクメンのサリック族の住んでいるイオラタニとペンジェ・オアシスとなる。メルフ地方に隣接しているトルクメン族は、依然メルフ住民との強い絆を持ち、経済的にも総互依存関係にあった。その一つとして特に、周辺のトルクメン族へのメルフからのパンの供給を挙げておこう¹⁰³。

ただし、メルフ地方のロシアへの併合が完了した後も、ロシアの国境線であるメルフ地方、および隣接するトルクメン族の領地の安全保障は、いまだ十分に確保されなかった。ロシア帝国は、南方の境界線のさらなる防護を狙っていた。1884年4月にイオラタニ・オアシスのトルクメンのサリック族は、ロシアの属民となるよう、宣誓させられた。ロシアは、アフガニスタンの境界直近まで進出し、ペンジェ・オアシスを占領する姿勢を示した。クシク河の河沿いにある低地に位置していたペンジェ・オアシスは、西アフガニスタンとロシア間の問題の領土であり、アフガニスタンを保護下に置いていたイギリスがその対策を急速に進めた。イギリスはアフガニスタン境界画定をめぐるロシアとの交渉を促進する一方、アフガニスタン軍に武力を供給し、軍事指導者もアフガニスタンへ派遣した。つまり、イギリスは、あらゆる手段を利用して、ロシアとアフガニスタンの衝突を促す政策を進めていた。

結局、1885年3月にアフガニスタン軍はクシク河の低地まで進み、ダシュ・キョプリ要

¹⁰³ Карраев. История Туркменской СССР.С. 136.

塞の周辺でロシア軍と衝突した。クシク河周辺におけるロシア・アフガニスタン衝突の件について、再び花房公使は詳細な報告を送っている¹⁰⁴。メルフ地方の併合の件は、花房が報告書で指摘したように、英露の中央アジア政策にとって戦略的な意義を持ち、ロシアとイギリスの対アジア政策において極めて重要な出来事となった。さらに、世界中の外交・世論・諸報道機関から注目をあびた国際的意義の大きい問題だったともいえる。

1884年1月に起きた中央アジアにおけるメルフ・オアシスのロシア帝国への併合は、19世紀の歴史における国際関係、アジアの発展に、強烈なインパクトを与え、伝統的な社会の枠組みに沿って暮らしていたトルクメン民族に対して、社会の発展という面で影響を与えたと考えられる。また国際関係における当時の列強諸国に対しては、アジアの分割、覇権地図の拡張は、アジアにおける大国の外交の最も重要な方策の一つであった。

ロシアによるメルフ地方の併合は、中央アジアにおける英露間の微妙な均衡、メルフ地域における現状維持状態を乱し、双方が国益を保守しなければならなくなったため、1885年春には、ロシアと西アフガニスタン間の問題の領土であったクシク河の周辺で露兵とイギリスの司令官に導かれたアフガニスタン軍が衝突し、両国は戦争勃発寸前となった。

これに関連して、英露両国のアジア地域に対する外交、アジア地域の分割をめぐる英露関係、特に朝鮮半島に関する列強諸国の態度を注意深く観察していた日本政府は、当時ロシア帝国に駐在していた花房公使に、ロシア内政問題を初めとするロシア外交、列強諸国の外交について情報収集するようという重要な使命を与えた。花房公使はメルフ併合の件に限らず、日本政府宛に定期的に報告を送り、独自の観察をもとに、現状を分析している。1884年2月17日付の『メルフ地方のロシア帝国併合の件、コマロフ中将の電文写の添付、駐露特命全権公使花房義質の報告』は、出来事の記述のみならず、日本政府の要望に応え、以下のことを報告した。

- ・メルフ地方の併合の意義、ロシアとイギリスの中央アジアにおける立場、中央アジアにおける英露の対立の本質についての調査。
- ・メルフの併合が、今後ロシア政府の外交の方針に与える影響についての調査。
- ・今後の課題として朝鮮の併合を狙っていた日本にとって、極めて興味深い事柄であるアジアの様々な小領土の大国による併合のプロセス等を観察するという事。

花房は、国境の画定と防護という課題を負ったロシアについて、インドなど植民地の防護、覇権地図の拡大を必要としたイギリスについて、また中央アジアにおけるそれぞれの

¹⁰⁴ 『アフガン近況論』第2-4、太政官記録、1885（明治18）年、国立公文書館。

外交方針に関するメルフ地方の戦略的な意義について記載し、ロシアとの併合は、双方の今後の方針に重大な影響を与える事実として捉えている。実際に、メルフ地方の併合以降、ロシアは南下政策を一層進め、トルクメン族が住んでいるペンジェ・オアシス獲得の姿勢を示し、アフガニスタンの臨時境界線に接近した。1885年3月に起こったアフガニスタン事件（クシク河の左岸でのロシア・アフガニスタン衝突）の前兆となるメルフの併合が、戦略的に重要な意義を持つということは明らかとなった。花房は、この事情を報告し、日本政府に重視するように呼びかけている。

花房はメルフ地方の併合は、今後のロシアとイギリスの外交方針に強烈なインパクトを与えた出来事であると評価し、その後現状を観察し、報告し続けると日本政府に保証している。

メルフ地方の併合についての事実関係を明確に通知するために、ロシア帝国の公式発表文書を別紙で添付し、メルフ地方のロシアとの併合のための手段を明らかにしようとしている。花房は、メルフ全住民の意志表明、自由意志に基づく併合という点を重視していたが、脅迫とロシアに属した際のメリットの提示を両立したメルフ地方におけるロシアのプロパガンダ政策を観察し、メルフ地方の併合は、メルフの住民にとってはやむを得ない決断であると評価し、ロシアの覇権地図の拡張のプロセスとして捉えている。それは大国による小領土の併合、つまり当時の日本にとって朝鮮併合という外交における重要課題が存在していたということを考慮にいれると、日本政府にとって貴重な情報であると指摘できるであろう。

第3章 1885年のペンジェ事件に関する花房義質の報告書

3.1 歴史的背景

1869年、ロシアはブハラ汗国を自らの保護国としたので、アフガニスタンの境界線の画定をせざるを得なかったイギリスは、アフガニスタンの国境に関する交渉を開始するよう、ロシアに発議を呼びかけ、1873年1月の英露協定では、ロシアはアフガニスタンの内政には干渉せず、アフガニスタン領は中立ゾーンであると承認した。1870年代にわたり、交渉の中断時期を経て、アム・ダリア河沿いの河の上流と中流の周辺で境界線が画定されたが、西北側、つまりペンジェ・オアシスからテジェン河に至るまでの450-500キロメートルの

境界は、画定できなかつた。1884年6月にアフガニスタン王はペンジェ・オアシスを占領し、自らの支配下においた。ムルガブ河の両岸に位置しているペンジェ・オアシスの住民は、サリック、サロリというトルクメン族であり、アフガニスタン王に貢税を払うことに抵抗し、ロシアの属国になるようにとの声も上がった。

メルフ・オアシスのロシアによる併合の直後、1884年5月に中断していた交渉は再開され、イギリスは、ペンジェ・オアシスにおける情勢の悪化を考慮にいれ、アフガニスタン王の事実上の支配範囲に即して、境界線を画定することを提案した。即ち、ペンジェ・オアシスをアフガニスタンの領土とし、境界線をペンジェ・オアシスの北方に設置するように呼びかけた。それに対してロシアは、未だ画定していない境界線の西北の部分で1873年の協定の通りに、ペンジェ・オアシスの南方に設置するように提案した¹⁰⁵。当然ながら、その段階では、妥協するのが極めて困難であった。そこで、現地で状況を詳細に研究する目的で、国境画定委員会が設置された。1884年9月にゼネラル・リュムスデンは、イギリス側の国境画定委員会の会長に任命され、ロシア側の会長としてゼネラル・ゼリョーニーが任命された。ゼネラル・リュムスデンは、5千人の兵隊を率いて、現地へ赴いたが¹⁰⁶、ゼネラル・ゼリョーニーは病気で報道され、交渉は1885年春まで中断することになった。

1884年11月、既にロシア兵はテジェン河沿いに進出し、ペンジェ・オアシスに位置するアク・テペ要塞から12マイルの距離に開陣した。それに対して、英印混合部隊はメルフ・オアシスの境界線まで進出し、ロシア兵はヘーリールド河とムルガブ河の周辺へさらに進出した。この地域における諸国間の緊張は増長するばかりだった¹⁰⁷。

1885年2月にザカスピ州地方長官コマロフ中将と、メルフ・オアシス長官アリハノフ中尉に導かれたロシア兵は、ペンジェ・オアシスまで進出した。ペンジェ・オアシスの北に位置するアフガニスタン軍の歩哨を退散させ、クシク河の左岸に位置するプリ・ヒシチ(ダシュ・キョプリ)から1マイルの距離にあるキジル・テペというところに歩哨を配置した。1885年3月25日、コマロフ中将は、キジル・テペで開陣し、アフガニスタン軍に対してプリ・ヒシチからクシク河の右岸へ退陣するよう要求したが、アフガニスタン兵はそれを拒否した。その結果、1885年3月30日に露亜軍は衝突し、アフガニスタン兵は、南方のヘラット方面に退いた¹⁰⁸。

¹⁰⁵Хевролина. История внешней политики России.,С.126.

¹⁰⁶Арунова М.Р., Соколов А.Я. ред. Россия и Афганистан. М.: Наука, 1989.С.106.

¹⁰⁷Хевролина. История внешней политики России. С. 127.

¹⁰⁸ Syks P. A *History of Afganistan*. London: Macmillan & Co,1940,p.163-164.

クシク河の左岸における露匪兵衝突の件で、英露両国の最高司令官コマロフ中将とゼネラル・リュムスデンは、各自の政府宛に報告を提出したが¹⁰⁹、以前の合意で画定された両軍の前出の境界の解釈には相違点があり、当然ながら、報告の内容にも相違点があったわけである。そのような状況の中、それぞれの政府は自らの司令官を信用し、戦争を回避するのは極めて困難であると判断した。イギリス側が伝えるように、グラードストーン首相は英国議院に1100万ポンドの軍費を要求するなどして¹¹⁰、軍備を進めた。さらにイギリス政府は、ヘラット・オアシスに対するロシアの脅威は現実的であり、ロシアによるヘラットの占領は次第に事件に発展すると唱えたため、ロシアは軍備を進めながら、ボスポロスへの海峡英国軍艦の移動を保護する目的で、オスマン帝国の海峡を閉鎖するよう、三国同盟の協定に基づき、ドイツとオーストリアに呼びかけた¹¹¹。アジア地域における切迫感が高まるばかりであった。

しかし、開戦した場合、両国は弱体化し、さらに、ドイツの指導権を強化する結果を招くという戦争の好ましくない結末を考慮した両国は、境界線をめぐる交渉を継続することに決めた。まず、「交渉はロンドンで継続させる...」、そして「ペンジェ・オアシスを中立ゾーンにする...」「ロシア兵にただちに撤退するよう要求する...」「難点は仲裁する友国君主に任す...」という英国グラードストーン首相の提案にロシアは賛成した。それに関連して、1885年4月23日に元国境画定委員会のイギリス側のゼネラル・リュムスデン会長は、イギリス代表がロシア側によって侮辱されたため、ロンドンへ召還させる許可を要求した¹¹²。彼はロンドンへ呼び出され、リジヴェイ大佐が国境画定委員会の会長に任命された。

境界線の画定に関しては、サリック・トルクメン族の放牧地を保護するというロシアの1885年1月16日の提案が同意に達し、さらに、イギリス側が大変重視していたジュルフィカル・パスをアフガニスタン領土とすることに両国が同意した。結局、境界線はメルチャクの北方のムルガブ河を横断すると可決され、ロシアはペンジェ・オアシスの大部分を獲得し、1885年9月に同件のプロトコルが調印された¹¹³。

ペンジェ事件の経緯とその原因、国際政治における影響について、外交問題等の研究者

¹⁰⁹ Афганское разграничение. Переговоры между Россией и Великобританией 1872-1885. СПб.:Из-во Министерства иностранных дел, 1886,С. 72-78.

¹¹⁰ Syks, *History of Afganistan*,p.165.

¹¹¹Хевролина. История внешней политики России. С. 127.

¹¹²Syks, *History of Afganistan*,p.165; Fraser-Tyler, *Afganistan*,p.166.

¹¹³ Syks, *History of Afganistan*,p.166.

の間ではいくつかの異なる見解が存在する。歴史家の議論を簡単に紹介しておこう。

一部の専門家は、中央アジアにおけるロシア領土の拡張に伴う、インド等に対するロシアによる軍事的脅威を極端に重視している。例えば、クラウッセ（1899）¹¹⁴は、ロシアはヘラットに対する野望を持ち、アフガニスタン境界を定めるための1873年の協定を違反し、1873年に協定調印して自ら承諾した境界を超え、アフガニスタン領であるペンジェ・オアシスを攻撃したと指摘している。ペンジェ事件の緩和におけるイギリスの役割は明らかで、ヘラットを防護し、アフガニスタンの統一を確保する任務を担っていたイギリスは、外交手段により、ロシアの領土拡張には限界範囲があるのだということを認識させることに成功した。

クラウッセと同様に、フレザー・タイラー（1953）¹¹⁵もまた以下のように指摘している。アフガニスタン境界画定交渉においてイギリスは、アフガニスタンの国権防護を目的とし、国境画定委員の枠組みで行動するつもりだったが、ロシアはアフガニスタンの国権を軽視し、ヘラットにできるだけ接近できるメルフから南下し、トルクメン族の全領土の獲得を目指した。そして、ペンジェ・オアシスへ進み、アフガニスタン兵を攻撃した。ただし、クラウッセと異なり、タイラーはロシアとアフガニスタンによる互いの挑発がきっかけでペンジェ事件が発生し、ペンジェ事件はロシアの新領土の獲得の野望を明らかにしたと指摘している。また、サイクス（1940）¹¹⁶は前者と結論が一致しているが、サイクスによれば、特にペンジェ事件の際にイギリスを打倒する目的で行われた中央アジアに対するロシアの政策を緩和させたのは、三国同盟の枠組みで関わった、ビスマルク率いるドイツであったと強調している。

他方で、『ロシアとアフガニスタン』（1989）¹¹⁷で指摘されているように、イギリスは元々アフガニスタン、中央アジアにおけるロシア領土、トルクメン族の領土に対する侵略的な計画を企て、その後中央アジアにおける進出のために戦略的な拠点を設置する目的で、アフガニスタン境界線画定交渉を行っていた。そして、イギリスによって挑発されて、つまり、アフガニスタンに属さないトルクメン族の領地にアフガニスタン兵が進んだため、ロシアは攻撃をせざるをえなかった。また、ハルフィン（1959）¹¹⁸によれば、上記のことに

¹¹⁴ Krausse A. *Russia in Asia: A Record and Study*, London: G. Richards, 1900.

¹¹⁵ Fraser-Tyler, *Afganistan*.

¹¹⁶ Syks, *History of Afganistan*.

¹¹⁷ Арунова. Россия и Афганистан.

¹¹⁸ Халфин Н.А. Провал Британской агрессии в Афганистане XIX-н. XX вв. М.: Изд-во социально-экономической литературы, 1959.

加えて、イギリスは、1873年の同意事項にロシアが違反するように、アフガニスタンにロシアが攻撃するように挑発していた。そして、キニャピナ（1984）¹¹⁹は、1882年アフガニスタンの境界線画定をめぐる英露交渉の失敗の原因とペンジジ事件を促した要因について説明している。イギリスはアフガニスタンを防護する目的で、トルクメン族とペルシア間の交渉に仲介しようとし、ロシアにとって弱体化したイランはイギリスの支配下に置かれる恐れがあったため、ロシアは直ちに交渉を中断した。その結果、1873年協定では「公式には画定されなかった」、主にトルクメン族の領土をめぐる約400キロの境界の領域は未画定のままとなった。イギリスはそれを利用してペンジジェ事件でロシアを挑発した。

アルノワ（1998）¹²⁰はユルダシバエワ（1963）¹²¹に続いて、アフガニスタン、中央アジアをめぐる英露対立について論じるために、大いに外交公式文書を利用している。これによれば、1873年の英露協定では、西北アフガニスタンとロシアの境界は、アクチャ、アンドホイ要塞などに限られ、それ以降は独立しているトルクメン族の領土である草原が広がっていると強調している。即ち、アフガニスタン兵が徐々にシュグナン汗国等、つまり1873年の協定でアフガニスタンに属しない領土へ進んだことを受けて、ロシア外務省はトルクメン族の領土への進出を止めるようアフガニスタンのエミールに呼びかけたが、結局1885年の始ごろにかけてアフガニスタン兵はジュルフィカル・パスまで進出した。そこでロシア兵と衝突をせざるをえなかったと指摘している。

だが、ユルダシバエワによれば、トルクメン族であるサリックとサロリはムルガブの中流周辺とイオラント・オアシス、そして西北アフガニスタンの間の遊牧しているトルクメン族の領土を定義し、1884-1885年の初めごろの英露間のアフガニスタン境界画定交渉の流れを重視している。即ち、ロシアの1873年英露協定の解釈によれば、遊牧していたトルクメン人の領域のアフガニスタンによる占領は、協定違反となる。ロシアはヘーリルード河の周辺を境界線の画定商議の出発点と提案し、現地で調査するための国境画定委員会を開くというイギリス側の提案に同意した。だが、1884年の秋、アフガニスタン兵は主にトルクメン人が住んだペンジジェ・オアシスまで進み、ロシアはアフガニスタンによる独立の

¹¹⁹ Киняпина. Кавказ и Средняя Азия во внешней политике России.

¹²⁰ Арунова М.Р., Шумилов О.М. Граница России с Афганистаном. М.: Ин-т востоковедения РАН, 1998.

¹²¹ Юлдашбаева Ф. Из истории английской колониальной политики в Афганистане и Средней Азии, Т.: Госиздат УзССР, 1963.

トルクメン族の領土の占領について、イギリス側に異議の提出を試みたが、イギリスは直接衝突という本心を持っていたとユルダシバエワは指摘している。

アジアの覇権地図の拡大に伴う外交的な問題は、ペンジェ事件を促した要因であると結論づけている『ロシア外交史』(1997)¹²²では、以下のように説明されている。1880年のエジプト、スーダンのキャンペーンで失敗したため、グラードストーン首相の政権が低落した一方、アフガニスタンのエミールが、トルクメン族が住んでいたペンジェ・オアシス獲得の希望を示したため、イギリスはアフガニスタン支持に世論を導くという政策を進めた。さらに、アフガニスタンを出発点として、スーダン、エジプト、南アフリカ、ジブラルタルまで覇権地図を伸ばすことを企んだ。

したがって、1884年の境界画定交渉では、イギリスはエミールの実質的なコントロール領域を含めて境界線を延ばすべきだと強硬に訴え、1884年末メルフ・オアシスの境まで小隊を移動させた。その結果、徐々にペンジェ周辺にアフガニスタン、インドと英国共同の兵隊が駐留することになる。それに応じて、ロシアはヘーリルード河とムルガブ河の周辺に進んだ。したがって、露亜兵の衝突は時間の問題となった。

ジロー(1998)¹²³は当時のヨーロッパにおける国際関係の観点からペンジェ事件を評価している。ロシアはアジアにおける野望を実現するために、まず三帝同盟を更新し、ヨーロッパ方面を静穏な状態にし、それによりイギリスを孤立させられると考えたと指摘している。そして、1884年のアフガニスタンをめぐる英露交渉では、ロシアが「技術的な」理由をあげ、交渉が中断された。よって、イギリスが合意した事項も危うくなり、ロシアはアフガニスタンにおいて一方的に浸透計画を進めるようになり、結局、1885年ペンジェ事件が発生したとジローは説明している。1885年春に非常に厳しい緊張が続いたが、結局、ロシアはジュルフィカル峠を要求しないことを受け入れ、平和的解決に至った。なぜなら、ジローが解明したように、ブルガリアのアレキサンドル公がブルガリアの二つの地域を自らの支配下に置くことを決意したことによって、ロシアの態度が変化した。ロシアはバルカンに注意を向けなければならず、アジアにおける危険な行動を避けなければならなくなった。

¹²²Хевролина.История внешней политики России.

¹²³ ルネ・ジロー『国際関係史：1871～1914年：ヨーロッパ外交、民族と帝国主義』、未来社、1998年、170頁。

本章では、ペンジェ事件をきっかけにした中央アジア・アフガニスタンにおける英露政略の調査を行った花房の報告の分析が中心となる。本論文の別の章では、こうした因果関係が生じた要因となった英露の対バルカンの方針に関して、日本公使花房義質が徹底的に調査した内容について論じる。

3.2 ペンジェ事件に関する『亜富汗論近況第二』駐露日本特命全権公使花房義質の報告

花房義質の1885（明治18）年5月の『亜富汗論近況其二』という報告書は、1885年3月30日（露暦3月18日）にロシアと西アフガニスタン間の問題の領土であったクシク河の周辺で露兵とイギリスの司令官に導かれたアフガニスタン軍が衝突した事件、いわゆる「ペンジェ」事件をめぐる露英関係についての情報を日本政府に報告するために作成されたものである。花房は、アフガニスタンをめぐる英露対立は、アジア全地域の緊迫を促した要因であり、欧州列強国の対アジア態度の特質を明らかにする要因であると認識し、ロシアの公式電報やロシア高官と交流して得た情報、そして当時のイギリスとロシアの新聞の報道をもとに、それらを日本政府に報告したのである。

本節では、史料『亜富汗論近況第二』¹²⁴という駐露日本特命全権公使花房義質の報告を紹介し、分析を試みる。本報告書は、外務卿井上馨宛に、1885年5月9日に送付されたもので、1885年7月7日に太政大臣三条実美に上申されたものである。外務省記録明治18年公第52号に収録されている。毛筆で書かれた原文を解読した結果は、附録3を参照。

花房がこの報告を日本政府に送ったのは1885年5月9日、即ち、クシクの周辺で露亜兵が衝突して以来、イギリスとロシア間の緊張が増すばかりの時期だった。したがって、花房の報告書からは、アフガニスタンをめぐるロシアとイギリスの緊張の原因と衝突の経緯の調査、緊張緩和を促した要因の調査、そしてそれを観察している日本政府にとっての意義といった点を探ることができる。

本稿で分析を試みる報告では、花房が「四月二十日後ニ到リテハ…」と記しているように、ペンジェ事件直後の実態が説明されている。花房が状況を正確に伝えるために、中央

¹²⁴ 『亜富汗論近況第一』という報告書は存在したかどうか不明であり、現在は行方不明である。

アジアの地図購入を初め¹²⁵、公式文書の利用は勿論、『*The Pall Mall Gazette*¹²⁶』等当時の新聞を大いに活用しながら全面的に研究し、「露官ノ話モ交際官間ニ傳説スル処モ…」等という情報源も活用している。こうして花房は、新聞や高官との交流等を通して、まず英露による軍備が進められているという状態を明らかにしている。

「露兵『ペンチヂ』ヨリ更ニ進テ『メルチャク』ヲ取リタリトノ虚説ヲ傳ヘタル（中略）丁抹瑞典ノ間ニ軍艦ヲ徘徊スル者アリト云ヒ英艦若干既ニ『バルチック』海ニ入りタルト傳説シ（中略）英政府ハ軍費ヲ議院ニ請求スル為メ『コマロフ』『リュムスデン¹²⁷』報告ノ異ヲ數ヘテ曲ヲ露ニ帰シ…」と花房は伝えている。即ち 1885 年 4 月 20 日以降、ロシアはメルチャクを占領したという風説が伝わった一方、4 月 18 日にロシア政府宛にザカスピ州地方長官コマロフ中將の露・亜兵衝突の件の報告がロシアに届いた後、ロシアは軍備を進めはじめ、そのため 4 月 19 日にバルチック海のクロンシュタット港に停泊していたロシア軍艦は臨戦態勢となり、さらに何隻かはスウェーデンのスヴェアボルグ港へ移動するよう命じられた¹²⁸。他方、イギリスのグラードストーン首相は、1100 万ポンドの軍費を英国議院に要求し、インドより 2 万 5 千人の部隊をアフガニスタン周辺に移動させた。さらに、イギリス政府は黒海のバツム港に英国部隊を送るという計画を立てていた。イギリス海軍は全面的に臨戦態勢下に入り、バルチック海に軍艦を送る態度を示した¹²⁹。それと同時にイギリスの新聞は、ロシア軍がアフガニスタン領土でさらに奥に進み、メルチャクを占領したという風説について報道した¹³⁰。

花房は「英政府ハ軍費ヲ議院ニ請求スル為メ『コマロフ』『リュムスデン』報告ノ異ヲ數ヘテ曲ヲ露ニ帰シ露政府ハ之ニ対シテ『コマロフ』ノ報告ヲ公布シ曲却テ英ニ在ルヲ論スル…」と報告し、イギリス政府が軍の費用を議院に請求したことを解明するために、コマロフ中將の報告とリュムスデン報告が事実とは反していることを挙げている。コマロフ中將とゼネラル・リュムスデンのペンジェ事件に関する報告の内容の食い違いのため、両政

¹²⁵ 『駐露公使花房義質日誌明治 18 年』、北海道大学所蔵。

¹²⁶ *The Pall Mall Gazette*.1865 年に創設されたイギリス新聞。1923 年に *Evening Standard* に改名。

¹²⁷ General Sir Peter Stark Lumsden. ロシア・アフガニスタン間の国境画定委員会のイギリス代表。

¹²⁸ Кондратенко Р.В. Военный порт императора Александра 3 в Либаве.Ч.1// Исторический альманах “Цитадель”№2(5) 1997.

¹²⁹ Berryman J. *British Imperial Defence Strategy and Russia: The Role of Royale Navy in The Far East 1878-1898*, Birkbeck College, University of London,2002.p.24 ; Gankovsky,History of Afganistan, p.164.

¹³⁰ *The Pall Mall Gazette*, 29 apr.1885,№ 6279-vol.XLlp.1-7.

府は軍備を開始し、さらにロシアによるアフガニスタン領土奥への進出についての風説が流れたため、花房は「外形頗ル切迫ノ趣アリテ宣戦実ニ旦夕ニ迫レル者ノ如ク…」と英露間対立は克服しがたい状態であると認識し、開戦の恐れについて警告している。

クシク河での露・亜兵衝突の件の報告¹³¹は、露暦 1885 年 3 月 30 日付ザカスピ州地方長官コマロフ中將よりコーカサス軍管区司令官宛上申書¹³²と国境画定委員会のイギリス側の会長ゼネラル・リュムスデンより英国政府に 1885 年 4 月 18 日（露暦 1885 年 4 月 7 日）に送付されたものである¹³³。両国はこの報告にて論争していた。その要点を紹介しておこう。ゼネラル・リュムスデンは自らの報告書にて¹³⁴コマロフ中將の報告書との相違点について、以下のように指摘している。上記の報告書は 10 項目から作成され、注目すべき項目は以下の通りである。

第 1 項目：コマロフ中將の発言：露暦 1885 年 3 月 13 日に「露部隊が、露側に所属するクシク左岸に位置しているダシュ・キョプリまで進んだ」。それに対するリュムスデンの反論：「ダシュ・キョプリのもう一つのトルコ語系地名とは、プリ・ヒシチになるので、以前その土地はアフガン国の支配下であり、したがって露国の領土要求は不当となる。クシク左岸は本来アフガン国支配下の領土となり、依然として露国によるその占領の要求は前代未聞の出来事となる。」（中略）

第 4 項目：コマロフ中將の発言：「アフガン軍は、露軍がアフガン軍の攻撃を企んでいないということを確認したその日から、徐々に露軍の陣営のほうへ少しずつ進むことにした。」それに対するリュムスデンの反論：「むしろ、毎日に執拗に繰り返されていた露軍の挑発があったため、アフガン軍を襲撃する露軍の強固な意図があるとアフガン軍は確信できた。」（中略）

¹³¹ ロシア国立軍事史文書館に所蔵されている。Афганское разграничение. Переговоры между Россией и Великобританией 1872-1885. СПб: Из-во Министерства иностранных дел. 1886 (『アフガン境界。露英交渉 1872—1885 年』、サンクト・ペテルブルグ、1886 年) という史料集にも収録されている。

¹³² コマロフ中將の報告は、国立公文書官所蔵の『アフガン近況論第三』報告に日本語訳文が附録されている。Афганское разграничение. С.289-307 にロシア語原文を参照。

¹³³ Юлдашбаева. Из истории английской колониальной политики. С.54 ; リュムスデンの報告書は数枚であり、例えば 1885 年 4 月 17 日付、1885 年 4 月 23 日駐露英国大使トートンによるイギリス海軍大臣宛等；コマロフ中將の報告書は同様に複数であり、最も詳細なものは、露暦 1885 年 3 月 30 日付ザカスピ州地方長官コマロフ中將よりコーカサス軍管区司令官宛の報告であり、その全文の日本語訳は『アフガン近況論第三』に収録されている。『アフガン近況論』第 2-4、外務省記録、1885 (明治 18) 年、国立公文書館を参照。

¹³⁴ 露訳文。Афганское разграничение. С.259-261.

第5項目：コマロフ中将の発言：「露暦 1885 年 3 月 15 日、露軍は、偵察という目的で進出し、その援護部隊として一つの中隊を配置したのに対し、アフガン軍は三つの中隊、武装、騎兵隊を活動させた。」それに対するリュムスデンの反論：「偵察こそ、ロシアの侵略的な意図の証明となる。さらに、250 人からなる露軍の中隊は、合計で 225 人からなるアフガン軍の三つの中隊を上回る。」(中略)

第6項目：コマロフ中将の発言：「アフガン軍の大胆さと破廉恥を示す態度は、段々高まってきた。」それに対するリュムスデンの反論：「そのような態度は、露軍の行為に対する当然の反応であり、それよりむしろアフガン軍は、衝突を回避するために全力を尽くした。」(中略)

第8項目：コマロフ中将の発言：「露暦 1885 年 3 月 17 日に、予は、アフガン部隊司令官にクシク左岸から退くよう断固要求したが、恐らくイギリス顧問の助言では、それを拒絶する内容の返事を渡された。」それに対するリュムスデンの反論：「予は、知らせた通り、上記の事実は、全く誤っていたのである。」(中略)

第10項目：コマロフ中将の発言：「露暦 1885 年 3 月 18 日に、以前の要求を実現させるつもりで、ロシア部隊はアフガン陣営のほうへ進み、それでもやはり平和的な解決を望んだが、しかし、アフガン軍によって攻撃されたことによって戦闘を開始せざるを得なかった。」それに対するリュムスデンの反論：「露軍は、攻撃するつもりで進出して、当然ながらアフガン軍は、自らを防衛せざるを得なかった。」(中略)

上述した項目は、クシク左岸での露亜衝突の件に関する事実の叙述や、その解釈等であり、イギリスはロシアの態度の侵略的な本質を暴露させようとし、戦争まで至らなかったにも拘わらず断固として国益を確保するという立場に立った。その結果、イギリスが軍備を進め、グラードストーン首相は、英国議院に 1100 万ポンドの軍費を捻出した¹³⁵。

当然ながら、両国政府は自らの最高司令官を起用し、相互に自分の司令官の報告書を公表した。イギリスは、ロシア側のコマロフ中将の行動の取り調べをするよう提案したが、ロシア皇帝が、コマロフ中将の行動の正否の判断は、皇帝自らのみに行う権利があると発言したためロシアはそれを拒否し、さらに 1885 年 4 月 20 日(露暦 1885 年 4 月 9 日)にロシア外相ギールスが、駐露英国大使トルントンに伝えたように、コマロフ中将は、アフガニスタン軍を攻撃するようにロシア政府に命令されなかったが、状況に応じて行動した。アフガニスタン兵によって、挑発され、アフガニスタン軍の陣営を襲撃する命令をしたと

¹³⁵ Афганское разграничение.; Арунова ., Шумилов. Граница России с Афганистаном. С.19.

示されている。ギールス外務大臣が指摘したように、最も重要なのは、コマロフ中将が、ペンジェ・オアシスを占領するつもりはなかったということである。ロシア兵は、衝突直後にクシク左岸まで撤退したと伝えられた¹³⁶。英露対立の根本とは、ペンジェ・オアシスを含めて、ロシアの属邦になるトルクメン族の土地とアフガニスタンの領土の西北部の一部の境界線が未画定であったことであり、1872—1873年間に締結された協定の内容について、双方の解釈には相違点があった。つまり、アフガニスタンをめぐる英露間の緊張の原因の一つは、ロシアとアフガニスタン間の国境が未画定であり、以前締結した協定の解釈は双方共に相違点があり、特に臨時境界線の定義については両国の間でかなり意見が食い違っていたと指摘すべきであろう。

続いて花房は「本月一日二日ニ到テ龍動ヨリ達スル電報英廷ハ平和ノ望アル（中略）常ニ平和ヲ唱ヘル『パール・マール・ガゼット』ノ如キハ亜富汗境界『ジュルフィカル』『メルチャク』ノ北ヲ以テ画スルニ決セリト云テ平和ヲ証スル者アルニ論ナク...」と述べている。5月1日から2日にかけて、英政府の電報では、平和への展望が明らかになり、平和を唱える『パール・マール・ガゼット』等は、アフガニスタン境界はジュルフィカル・パスとメルチャクの北方で画定されると報じている。

イギリスの提案は、1885年4月25日のロシア側への電報によれば、「境界線は、ジュルフィカル・パスの北位置するヘーリルードを始点とし、ジュルフィカル・パスはアフガニスタンに属し、イシリムはロシア領とし、次に境界線をクシク右岸の沿いに設置する。ペンジェ・オアシスの東方境界の調査は完了してないため、境界画定委員会の調査が済んだ後、画定する。その先、以前提案したラインより30ヴェルスト¹³⁷の距離で臨時線を設ける¹³⁸。」と伝えられた。それに対してロシア側は電報で「ロシアにとっては、ジュルフィカル・パスの範囲のイギリスによる定義は不明であり、さらにイギリス提案の境界線は、メルチャクより下に12ヴェルスト距離に位置し、トルクメン・サリック民族の領土を横断することになる。以前、ロシアは、トルクメン・サリック民族の領土の統一を保証するメルチャクより北方の地域に境界を設置するというを提案したが、その提案を維持しつづける¹³⁹...」と伝えた。上記のイギリス提案は、1885年5月1日にガッチナ王宮でアレクサンドル三世の主導でロシア帝国国家評議会が開催された時に主題となり、ロシア政府は、境界

¹³⁶ Юлдашбаева. Из истории английской колониальной политики. С.155.

¹³⁷ 1ヴェルストは、1066,781メートルに相当。

¹³⁸ Афганское разграничение. Документ 112.С.283.

¹³⁹ Афганское разграничение. Документ 111,С.281.

線の設置等に関して、可能な限りの譲歩の限界まできていた。花房はこのことを次のように報告している。「本月一日露帝『ガッチナ』宮ノ会議ハ戦ノ避クヘカラサルヲ決セラレタル也ト傳フル者アリテ...」、つまり、イギリスとの戦争を避けられないという不安、換言すれば平和条約の締結に対する失望を参加者が発言した一方、結局、イギリスの提案は、今後の交渉の基礎となり、平和を築く出発点でも成り得る。即ち、現在イギリスの提案は全て無条件で受け入れるのは困難であるが、完全に拒否もしないという二面性を持つロシアの立場が明らかになった¹⁴⁰。しかし、イギリス政府は、譲歩する意向を示し、1885年5月1日に英国外務卿グランウイルからロシア外務省への覚書では「露軍兵は、ペンジェより撤退すること、ペンジェの範囲は、メルチャクの北方に位置する地点に限るというロシア外務卿のペンジェの範囲の定義を承諾すること¹⁴¹...」と記した。それを判断した花房は「英国幾分ノ退讓夙ク既ニ案ニ在リト知ラレタリ...」と伝えた。

この状況の実態を観察し続けていた日本公使花房は、「未タ平和ノ状況ヲ現セス之ヲ外務ノ高官ニ質セシニ戦機熟セリト云フ者ハ双方軍備ノ整フヲ云フ者ニシテ必スシモ虚傳ニ非ス...」、「英国カ軍費ヲ請求スルノ実アルト...」と、戦争の危機は乗り越えてない恐れはあるが、「英国ノ退讓之ニ類スル者アリテ平和ノ局ヲ結ヒ得ヘキ者今日露政府ノ望ム処ニシテ此望數日前ニ比スレハ更ニ一層増セル也...」という平和を展望した判断に達している。つまり、花房はイギリス議会が軍費の増大を承諾したという事情を断定した一方で、当時のマスコミが報道したことを調査しながら、ロシアとアフガニスタン間の境界が未画定だったことは英露対立の懸案事項となると認識した。そして、境界線をめぐるロシアとイギリスの交渉に当然ながら注目し、イギリスが譲歩の意志を示したため、ジュールフィカルとメルチャクの所属に関する約束が成立したという焦点を挙げ、英露間の平和成立は可能であると結論づけている。

「外務二三ノ高官ニ質セシニ」、即ち外務省の2-3人の高官に聞いた話として花房は「出征将官ノ行為ヲ糺問スルハ露帝ノ決シテ肯セラレサル処ニシテ之ヲ仲裁ニ付スル（中略）英廷ノ要スル処出征将官ノ軍事ニ関セル行為ハ措テ論セス唯両政府ノ發セル訓令共ニ其兵ノ前進ヲ禁シタルニ関セス終ニ此衝突ヲ生シタルハ全ク訓令ノ解釈如何ニ在ルコトナレハ...」と報告している。ロシアは、イギリスが譲歩した後、賛成するものの、いくつか条件を設けてまた詳細化する意志を示したため、4月の終わりごろから5月の初めにかけてそ

¹⁴⁰ *The Pall Mall Gazette*, 4 may 1885, № 6283-vol. XLI. p. 7.

¹⁴¹ Афганское разграничение. Документ 114, С. 287.

の交渉を続けた。両国の最高司令官の行動の正当性を互いに調査するのは妥協できない点となり、ロシア外交高官は仲裁者に任せざるを得ない状況であった。だがイギリス側は司令官の行動の調査を延期する意向を示した。兵の進出は中止するという取り決めにもかかわらず、衝突が生じたと指摘した。もともと両国が締結した協定の解釈は食い違っていたからである。このようにロシア外務省の高官より話を聞いた花房は、報告にてアフガニスタンをめぐる英露衝突の原因を説明している。「亜富汗兵カ『ムールガヴ』左岸ニ在リシハ果シテ其理アルカ露兵カ同シク該岸ニ至レルハ果シテ非ナラサルカ」、つまり、アフガニスタン兵がムルガブ¹⁴²左岸にいたのは果たしてその正当性があるのか、ロシア兵が同じくその岸にまで行っていたのは果たして非がなかったか、と今回の衝突のきっかけは訓令の解釈の違いによると花房は論じている。

1885年4月24日に、イギリス政府よりロシア外務省宛の電報では、「双方は、自分たちの司令官を信用するのは当然であるが、コマロフ中將の報告とリュムスデンの報告の内容の正当性を取り調べる提案をする。今後の対話が困難にならないよう、第三国に任せる提案をする¹⁴³…」と述べられ、それに対しロシア側は、4月28日に電報にて「露国は、取調に反対である¹⁴⁴…」という返事をした。そして、5月1日にロシア外相ギールスからイギリス政府への電報では、「以前と同様に、露国は、取調に反対しているので、相違点等は第三国に判断を任せることに同意する¹⁴⁵…」ということであった。同1日英国外務卿グランウイルからロシア側への覚書で「露亜兵は、ペンジェより撤退すること、ペンジェの範囲は、メルチャクの北方に位置する地点に限るという露西亜外務卿の提案に承諾すること、さらに、同地点には、露側の提案通り、境界線を設置すること¹⁴⁶…」と述べた。イギリスは譲歩の意向を提案し、5月5日のロシア外相ギールス宛の覚書では、「双方の相違点に関する交渉は、第三国に任ず提案を提出し、境界線画定に関する交渉を回復する¹⁴⁷…」と提案の上、交渉の再開を求めた。デンマーク王が仲裁者になるという報道は1885年5月6日に『パール・マール・ガゼット¹⁴⁸』に載ったように、「仲裁者ノ丁抹王タルヘシト云フ説アレトモ是レ最モ未タ決セサルノ事ナリ…」と花房は報告の別の箇所でも仲裁に関しての詳

¹⁴² クシク河は、ムルガブ河の支流である。

¹⁴³ Афганское разграничение.С.265.

¹⁴⁴ Там же.Документ 101,С.265.

¹⁴⁵ Там же. Документ 106, С.265.

¹⁴⁶ Афганское разграничение.Документ 114, С.287.

¹⁴⁷ Там же. Документ 113, С.286.

¹⁴⁸ *The Pall Mall Gazette*, 6 may1885,№ 6285-vol.XLI.p.7-8 .

細を書いている。

そして、「英国既ニ『ペンヂデ』ノ挙曲偏ニ露ニ在リトスルノ論ヲ止メ軍事ノ行為ハ措テ論セス境界又多少ノ退讓ヲ辞セスト云フノ意アルヲ見レハ露ハ殆ト其欲スル処ヲ全クスル者也然ルヲ尚固ク執テ應セサルノ理ナケレハ即チ其意ニ應セシ也...」と伝えている。つまり、イギリスは、既にペンジェの問題はロシア側に責任があるという議論を止めており、軍事行動を横において議論しない、境界も多少譲歩してもかまわないという意向がある事を見れば、ロシアは殆どその欲しい所を全て手にし、応じないと固執する理由がなければ、自然とその意に応じることになると報告している。そこで、「境界又多少ノ退讓ヲ辞セスト云フノ意アルヲ見レハ露ハ殆ト其欲スル処ヲ全クスル者也然ルヲ尚固ク執テ應セサルノ理ナケレハ即チ其意ニ應セシ也...」という花房が残したことは大変興味深い。文脈から考えると、イギリスが境界線をめぐって多少譲歩する意向があったことを考慮に入れると、ロシアは1884年のメルフ・オアシスのロシアによる併合以降、ペンジェ・オアシスのトルクメン族を含めて、中央アジアのトルクメン族の全てにまで覇権地図を拡大する政策を進めた¹⁴⁹。そして、ロシアは中央アジア情勢において有利になり、目指している領土を獲得できるだろうと花房は結論づけている。

1885年3月3日のロシア側のメモランダムでは、「両国の兵の進出を中止し、イギリス政府はこれをアフガニスタン兵に知らせた、ロシア政府の同じような行いを期待している¹⁵⁰...」とある。また、同月17日にイギリス政府からロシア外務省宛の文書では「近日、グランヴィル外相は、議会のスピーチで、ロシアとアフガニスタン兵の進出を禁止するという協定が締結されたと公表し、それに関連して、ロシア政府はその約束を『協定（アレンジメント）』と名づけるのは賛成か¹⁵¹...」とある。イギリス側によって協定（アレンジメント）と定義されている約束を重視している花房は、「但シ両兵互ニ前進ヲ止ムヘシトノ事（所謂三月十七日ノ「アレンジメント」ナル者）ハ其実二月下旬英国ノ發議ニテ双方同意ノ上三月三日双方将官ニ傳タルナリ...」という衝突の原因を解明するためこれを取り上げ、「然ルニ亜富汗兵カ其後更ニ進テ河岸ノ左ヲ占タルハ不可争ノ事實ナレハ露ニ於テハ決シテ背信ノ責ニ任スルノ理ナシ...」つまり、アフガニスタン兵がクシク左岸を占領したことは真実であり、ロシアには決して信義・信用に背いた責任を負う必要はないと花房は主張して

¹⁴⁹ Fraser-Tyler, *Afganistan*, p.162.

¹⁵⁰ Афганское разграничение. Документ 54, С.165.

¹⁵¹ Афганское разграничение. Документ 57, С.167.

いる。要するに、花房の見解では、アフガニスタン兵がいわゆる3月のアレンジメントを破り、ロシアはその反応としてアフガニスタン兵を攻撃したというわけである。これはロシアがアフガニスタン人に挑発させられ、攻撃したというロシア政府の公式立場と一致している。

したがって、花房は平和の実現について、出発点は1885年5月1日で、境界線をめぐる交渉が進展すれば、イギリスの境界線の提案に承諾するのは可能であるというロシア国家評議会の結論や、マスコミの報道を調査しながら判断し、「去ル一日『ガッチナ』宮ノ会議モ世間傳フルカ如キ戦ヲ決スルノ議ニハ非スシテ平和ノ着歩ヲ議セタルコト明瞭トナリタリ...」と記し、さらに「評議ナリシカ仲裁ノ論受クヘカラズト固執スル人モアリシカモ外務卿主トシテ平和ヲ主張シ今若シ英国ノ退讓ニ出テタル此論ヲ斥ケテ受ケサラハ両国ヲシテ戦争ノ惨状ニ陥ラシムルノ外ナシ...」と報告している。情報源によると、会議では仲裁に承諾することに反対の声が上がっていたが、外務大臣が平和を主張し、今もし英国が譲歩したことを承諾しなければ戦争の危機に直面すると警告し、「予職ヲ奉シテ平和ヲ保スルヲ以テ自ラ任セリ若シ此論ヲモ斥クヘシトナラハ予ハ職ヲ奉スル...」などと発言した。それに関連して、花房は「所以ヲ知ラスト迄ニ論セリト云フ果シテ然ラハ¹⁵²今回ノ平和『ギールス』氏ノ力多キニ居ルト云フヘシ...」と、ロシアが平和への意向を示したことは、ギールス外務卿の貢献が大きいと指摘している。

結局、英露間の緊張緩和の展望が見えつつある時点で花房は、「両国政府ノ論ハ愈確定ニ及ヒ露国官報ハ五月八日（露曆四月二十六日）ヲ以テ『ペンヂデ』一挙『ゼネラル・コマロフ』ノ行為訓令ニ違ヘル者ニ非ラザルハ明カナレトモ...」と記載している。1885年5月8日（露曆4月26日）付の『露国官報』ではベンジェ事件はコマロフ中將の行為は訓令に正当な行いであったことは明らかであると指摘されている。その『露国官報¹⁵³』の記事を日本公使館の書記生を務めた二橋兼が日本語に翻訳し、これを報告書の附録文¹⁵⁴とした。その『露国官報』で得た情報を元に花房は「此挙ヨリシテ英露両政府間曾テ互ニ約シテ共ニ其兵ノ前進襲撃ヲ止メタル訓令ノ解釈ニ付テ異議ヲ生シ各其己レノ見ル処ヲ是トシテ之

¹⁵²本稿の筆者は、ロシア外務省外交史料館で調査中、ギールス外務卿関係文書が所蔵されている外務大臣官房文書ファイル、外交官個人文書ファイルの閲覧を拒否されたため、ギールスの発言を公式文書によって断定することは困難である。

¹⁵³Правительственный Вестник Российской империи. ロシア帝国官報のことで、1868年10月21日日付最高訓令に基づき創刊され、国立出版局の下で1869-1917年間に発行された日刊紙であった。露帝各省の官報となる。

¹⁵⁴ 附録3Bを参照。

ヲ変スルヲ欲セス故ニ不得止ハ此一件ハ仲裁ニ附シテ兩國ノ榮名威光ニ害ナカラシメ以テ境界論ヲ議定スルニ障リナカラシメントストノー文ヲ掲載シ以テ定界論ノ尋常脚步ニ復シテ漸次其目的ニ達スヘキヲ公布シ...」と伝えた。即ち、衝突の主な原因とは、1872年－1873年の間に締結した協定、それに基づいた双方の臨時境界線、そして協定解釈について相違点が存在し、1885年3月17日の露亜兵の前進禁止という取り決めに破らざるを得ないことになったという状況であった。「双方とも自分の見る所を正しいとしてこれを変えようとしないので、やむを得ず」、双方が承諾した仲裁に任せるという決定をきっかけにして境界をめぐる交渉が進展し、徐々に事件前後の交渉の流れにもどりつつあると花房は結論づけている。

花房は「英政府ハ『リュムスデン』ヲ龍動ニ召還シ境界論ノ議ニ与ラシメ境界論委員ノ任ハ大佐『リヂウエイ』ニ委ス...」といった境界線の交渉の詳細を載せ続けている。1885年5月6日にイギリス政府からロシア外相ギールス宛の覚書において、「直に境界線の設定をめぐる交渉を再開すること、同意事項は協定化すること、境界線画定委員会は全権を失い、それに当たってリュムスデンはロンドンに呼び出されること、今後決議は、政府間で行われること、リヂウエイ大佐を境界線画定委員会の会長とする¹⁵⁵...」といった内容で交渉が進められた。

そして「英国カ『ポルト・ハミルトン』港ヲ取りタリトノ事ハ露人ノ深く悪ム所ナルハ前報載スル処ノ如クナリシカ爾後英露間ニ問答アリシヤ否聞ク処ナシト雖モ頃日新聞紙ニ該港ハ英カ取りタルニ非ラス一時艦隊ヲ其邊ニ置キタル迄ナリト云ヘルヲ露人モ果シテ如此ノミト云テ少シク解ケタルノ趣アリ...」と記載されている。即ち、「イギリスが『ポルト・ハミルトン』港を取ったことはロシア人が大変嫌がる話であることは、前の報告に載せた通りであるが、その後英露間にやりとりがあったかどうかは聞いていない。最近の新聞でその港はイギリスが取ったのではなくて一時艦隊をその周辺に設置しただけだという話が載り、ロシア人もその通りのようだと行って少し緊張が解消したようである」と花房は報告している。

当時中央アジア・アフガニスタンをめぐる英露摩擦にさらなる悪影響を与えた英国の「ポルト・ハミルトン」港について、日本公使花房は言及している。1885年4月26日にイギリスは軍艦数隻で朝鮮海峡にある朝鮮に属する巨文島を占領した。ロシアとイギリスは、アフガニスタンと中央アジアの勢力を伸張しようと争っていたため、巨文島の地理的重要

¹⁵⁵ Афганское разграничение. Документ 110, С.282.

性を理由に、イギリス、ロシア両国が極東に勢力を伸ばそうとする野心を持っていた。朝鮮の独立性について、国際関係を考慮に入れると朝鮮は清国の属邦であるから、清国は黙認することができず、さらに、清国政府がイギリスの巨文島領を承認するならば、ロシアもまた朝鮮の一部を占領する必要があると駐清ロシア公使は脅迫した。それを深刻に観察していた日本は、何らかの対応をすべきであった。よって、巨文島の占拠の風説が伝わると、日本の在外使臣は、ペテルブルグ、京城、支那あるいは欧州でそれぞれ必要と思われる措置、つまり、事件の確認、占拠の真相、第三国の干渉等について調査し、政府に報告した¹⁵⁶。在ペテルブルグ公使であった花房義質は、ロシア政府の内意を調べるよう命令された。命令遂行のために、花房はまず情報収集を行ったと考えられる。イギリスによる巨文島占領は「露人ノ深ク悪ム所クル...」、当然ながらロシア側の不安を抱え、戦略的に大打撃であるなどいうことを、少なくとも花房公使が理解していたことは明らかである。

そして、遂に「露国ハ『ヘラット』ヲ取ルヘキ意ナキヲ証明セリトノ報知龍動ヨリ達シテ諸新聞ニモ載セタレトモ如此ノ証明ハ例令之ヲ為スモ時ニ及テ破ルニ難カラス又惑ハ破ラサルヲ得サルコトアルヘケレハ有無ハ事ニ利害ナキ者ノ如シ...」と報告されている。即ち、「ロシアは、ヘラットを占領すべき意思がないことを証明したという情報がロンドンから届き、各新聞に載っている...」と花房が伝える。たとえば、1885年5月4日号『平和の締結¹⁵⁷』という記事では「イギリス政府は、ロシアはヘラットを占領する意向がないとロシア政府より保障を得ている...」などと報道されているが、花房は報告で「このような証明が存在するとすれば、時に破るのは難しくなく、或は破らざるを得ないこともあるので、意思があるかないかは利害に係わることである...」と指摘している。当時の欧州列強諸国関係の特質とは、たとえば三国同盟など、バルカン問題等に関する同盟国間対立関係が存在し、各同盟国が同盟国としての義務を怠り、国益を最優先する態度をとる例が少なくはなかった¹⁵⁸ということを考慮にいれると、花房が残した言葉の意味を正確に読み取れるであろう。

当時のアジア地域の外交をめぐる英露関係、特に朝鮮半島に関する列強諸国の態度を注意深く観察していた日本政府は、当時ロシア帝国に駐在していた花房公使に列強諸国の外交について情報収集するという重要な使命を与えた。そして、アジアにおけるイギリスと

¹⁵⁶鹿島平和研究所編『日本外交史』第3巻、近隣諸国及び領土問題、東京：鹿島研究所出版会、1970年、100頁。

¹⁵⁷ *The Pall Mall Gazette*, 4 may. 1885, № 6283-vol. XLI. p. 1.

¹⁵⁸ Хевролина. История внешней политики России. С. 252—253.

ロシアの対立がクライマックスへ向かった数年間は、花房の駐露第二次期間にあたり、花房公使は 1884 年のメルフ併合の件に限らず、日本政府宛に定期的に報告を送り、独自の観察をもとに、現状を分析している。1885 年 5 月 9 日に『亜富汗論近況第二』という報告にて、駐露特命全権公使花房義質は出来事の記述のみならず、日本政府の要望に応え、以下のことを報告した。

- ・ペンジェ事件の経緯と原因、ペンジェ事件直後のアフガニスタンにおけるロシアとイギリス両大国の立場、アフガニスタンをめぐる英露の対立の本質、危機克服のための外交上の手段についての調査。

- ・ロシアとアフガニスタン間の境界画定英露交渉をはじめとする、両政府の外交の方針にペンジェ事件が与えた影響についての調査。

- ・朝鮮をめぐる現状を深刻に観察していた日本にとって、極めて興味深い事柄である 1885 年 4 月のイギリスによるハミルトン港占領に対するロシアの反応を観察するということ。

1885 年 4 月 20 日以降、ロシア・イギリス両国は、戦争を回避しがたいと判断しながら軍備を進める一方、双方とも、仲裁役の第三国に不同意を要求する意向を示し、さらにアフガン境界線に関する「妥協の輪郭」が見えてくるようになった。そのような妥協を促した原因は両国の合理的な立場であると、ロシア外相ギールスの発言などを引用しながら花房は評価している。両国が歩んできた決して容易ではない妥協への道の詳細な記録が、本報告書の中軸となる。本報告では日常に起きた出来事の記録が大量に残され、非常に密度の高い報告書であるので、焦点を絞って纏めておこう。

ロシア側のコマロフ陸軍中將の報告書とイギリス側のゼネラル・リュムスデンの報告におけるペンジェ事件の事情の記述には相違点が存在し、さらに両政府は、自らの司令官が正当であると公表した。イギリス政府がロシア司令官の行動の取り調べを提案したが、ロシア側はそれを拒否し、戦争は回避しがたい状況となった。これに関連する花房公使の発言は注目に値する。イギリスは、ロシア軍が以前の英露合意に違反したことを「敵対行為」と主張したということに関して日本特命全権公使は、「露政府ハ之ニ対シテ『コマロフ』ノ報告ヲ公布シ曲却ヲ英ニ在ルヲ論スル...」と述べた。実祭には、リュムスデンの報告が届いた直後、英国議会は軍備に 1100 万ポンドの資金を割り当てることを可決し、両国とも交渉が決裂した場合、戦艦などを準備態勢にし軍備を進めていた。

しかし、両国は戦争を回避することを望んだため、まず、司令官の報告に違いがあるという第三国の判断に同意し、露・亜境界線をめぐる交渉を再開した。同史料の別の箇所に

は、ロシアによる情報収集に関連した事例が記されている。「本月一日露帝『ガッチナ』宮ノ会議ハ戦ノ避クヘカラサルヲ決セラレタル…」と花房はまず指摘する。両国政府側は、相変わらず戦争は避けられないと判断し、軍備を進めたにも関わらず、「平和ヲ唱ルル『パール・マール・ガゼット』」とあるように世論では平和への希望が盛り上がった。なぜなら、ロシアが「亜富汗境界『ジュルフィカル』『メルチャク』ノ北ヲ以テ画スルニ決セリト..」と、境界線に関するイギリスの提案を受け入れる意向を示したからである。要するに、その後の1885年9月に露・亜間国境線の画定に関する英露プロトコルの締結を促進した予備交渉段階を花房は明らかにしたのである。

さらに、上記の状況を観察していた花房は、元々両国が1873年に締結した協定の解釈は食い違っていたという事情を明記し、報告にてアフガニスタンをめぐる英露衝突の原因を説明しようとしている。「亜富汗兵カ『ムールガヴ』左岸ニ在リシハ果シテ其理アルカ露兵カ同シク該岸ニ至レルハ果シテ非ナラサルカ...」、つまり、開陣したムルガブ左岸にアフガニスタン兵とロシア兵が進んだのは訓令の解釈の違いに原因があるのであるが、どちらの解釈が当たりを得ているのか第三国の仲裁に委ねることになったと花房は論じている。「此挙ヨリシテ英露両政府間曾テ互ニ約シテ共ニ其兵ノ前進襲撃ヲ止メタル訓令ノ解釈ニ付テ異議ヲ生シ各其己レノ見ル処ヲ是トシテ之ヲ変スルヲ欲セス故ニ不得止ハ...」。衝突の主な原因とは、この英露両国の政府間でかつて互いに約束して兵隊の前進襲撃を止める訓令の解釈について独自の見解が生じたことであり、双方とも自分が正しいという立場を変えようとせず、両国ともやむを得ず仲裁に任せているため、平和の望みがあると結論づけている。

もう一点、注目すべきところは、ハミルトン港に関する記述である。ペンジェ事件の英露対立を背景に、1885年4月にイギリスが朝鮮領土であったハミルトン港を占領した。これを上述のように日本政府は大変重視し、この地の現状と大国の立場を現地に駐在している公使・大使に観察するようという使命を与えた。日本政府の要請に応じて、花房は「英国カ『ポルト・ハミルトン』港ヲ取りタリトノ事ハ露人ノ深ク悪ム所クル...」等と述べている。ハミルトン港のイギリス軍による占領が英露対立を一層悪化させたということ、少なくとも花房自身も理解していたという点も、本研究の議論との関連では断片的であるが、興味深い事柄である。

そして、1885年5月1日にロシア・アフガニスタン境界線画定をめぐって、イギリスとの交渉に関するロシア帝国国家評議会のガッチナ会議において、イギリスとの合理的な妥

協と境界をめぐる順序立った交渉の支持者であったギールス外相は、戦争の回避を克服しがたいと確信していたメンバーに応じて、妥協の必然性を訴えた熱烈な演説をした。花房はその発言の要点を本報告に記載し、「今回ノ平和『ギールス』氏ノ力多キニ居ルト云フヘシ…」と評価している。ギールス外務大臣の活動は、ロシア外交史の専門家¹⁵⁹によってかなり高く評価され、ロシア史上ではギールス外務大臣の時代（1882-1895）は、「平和的一時的中断」と名付けられている。ギールスは英露対立の究極的な悪化以来、イギリスによる地中海の海峡への占領、及び、オスマン帝国の弱体化により、あまりにも無抵抗であることを恐れながらも、三帝同盟の力を借りることを提案した。バルカンにおけるイギリスの影響力の強化を恐れていたオーストリアとドイツがロシアを支持したため、ガッチナ会議でロシアは境界線に関するイギリスの譲歩に対する承諾を示し、ペンジェ事件の平和的解決、アジアにおける長期的英露対立の緩和という展開を見せた。つまり、アフガニスタンをめぐる英露対立におけるギールス外務大臣の慎重な立場もかなり重要な意味を持つと評価すべきである。

遂に三国同盟の枠組みでドイツとオーストリアの協力を得たロシアは、地中海の海峡におけるイギリス軍艦通過禁止を実現し、イギリスはヨーロッパにおいて孤立状態に置かれた。さらに、イギリスはアフリカなどの植民地での軍事政策に相次いで失敗し、ロシアも三国同盟において潜在的な対立関係であったため、ヨーロッパにおける立場が不安定であった。こうしたペンジェ事件の緩和を促した国際的背景を考慮に入れると、ロシアとイギリスの平和への希求は正しいと指摘できるであろう。このような両国の政治家と世論の潮流を多量の情報から正確に読み取った花房は、報告書の数か所で平和締結実現について唱えた。さらに、サリック・トルクメン民族が住んだペンジェ・オアシスをロシアが獲得したことと、トルクメン族の殆どの領地に影響を及ぼした1885年9月の露・亜境界線画定に関するプロトコルの内容を考慮に入れると、「露ハ殆ト其欲スル処ヲ全クスル者也」という花房の境界線交渉についてのコメントの意味が明確になってくるだろう。

本章で分析を試みるアフガニスタンの近況に関する史料の特徴として挙げられるのは、日本公使花房義質が報告書のための情報源の一つとして、当時のイギリスとロシアの新聞に記載されている情報を最大限に利用していることである。まず明記されているイギリス

¹⁵⁹Иванов. Очерки истории МИД т.1 (1860-1917гг.), т.3 (биографии министров иностранных дел).;Хевролина.История внешней политики России.;Орлов А. С. История России. М.: МГУ, 2008.

の『パール・マール・ガゼット』、『露国官報』などが挙げられる。引き続き送られた6月から8月中のアフガニスタン近況についての報告群では、『ジュルナル・ド・サンクトペテルスブルグ』というロシアの外務省の半公式報道機関やその他欧州の新聞報道が報告書の元になっていることが明らかになった。

同史料の別の箇所にも、新聞の伝聞などの事例が記載されているが、花房は新聞から獲得した情報の内容を日本政府に伝えるのみならず、その情報をロシア外交高官に確認や解明をしながら、ペンジェ事件に絡んでいたイギリス、ロシアなど大国の現状や外交方向に関する分析の材料にしている。花房は、1885年4月から8月の間、ロシア外務卿ギールスを初めとして、元ロシア外務卿の補佐官ジョミニ、ロシア外務省・アジア局の局長ジノヴィエフ、イギリス大使トルントン、スウェーデン公使、デンマーク公使ゼネラル・キュール、ドイツ大使らと直接訪問や社交行事などを通して接触していたことが明らかになっており、留学経験を積み¹⁶⁰英語等外国語が堪能な花房は、イギリスの新聞等で報道されている情報をたびたび調査しながら、ロシア外務省の高官から直接に情報を入手していた¹⁶¹。さらに別の箇所では、コマロフ中将の行動の正当性について公布されているという内容の『露国官報』をもとにして、前進襲撃を止めた訓令の解釈について両国には異なる見解が生じていると、衝突の主な原因について花房はコメントし、双方が立場を変えないため、両国の名誉にとって害とならぬよう、商議を仲裁者にまかせるロシアの立場、要求についても説明している。

露・亜間国境の未画定や、既に締結された協定などに対する両国の解釈の相違など、ペンジェ事件の原因を花房は調査し、そして戦争の勃発に直面した両国が、軍備を進めていた状態から国境画定交渉の開始に至るまでの経緯も明らかにした。さらに、日本政府が注意深く観察していた巨文島のイギリスによる占領についても調査した。これを元に日本政府は、イギリス艦隊の巨文島占拠は、ロシアにとっては朝鮮攻略に着手する好機であると判断した。日本はこれに冷静に対応し、井上外務卿は朝鮮分割政策も考えたが、結局、清国との妥協への道、合理的な方針を選択した¹⁶²。よってアフガニスタン近況に関する史料は、1885年4月―8月にわたる時期における英露間の対アジア戦略の詳細な史料にもなり、日本政府による対朝鮮戦略方針が転換した時期の世界情勢について、多くの情報を提供す

¹⁶⁰ 香港・インドを経て、フランス・イギリス・アメリカを外遊した。黒瀬義門『子爵花房義質君事略』1-2頁。

¹⁶¹ 『駐露公使花房義質日誌明治18年』、北海道大学所蔵。

¹⁶² 信夫清三郎『日本外交史』第1巻、132頁。

る役割を果たしたということが指摘できるだろう。

花房は引き続き、1885年5月－8月にわたって、英露の緊張緩和時期までアフガニスタンの近況に関する報告を送付し続けている。その内容は別の節で分析しているが、ロシアとアフガニスタン間の国境画定交渉の具体化となる。ただし、ペンジェ事件をめぐるロシアとイギリスの立場を日本政府に報告するには、ロシアとイギリスの国際関係の本質を理解する必要があり、花房は三帝同盟などについて情報収集を始めた。ペンジェ事件を超越している情報である一方、ロシア、イギリスなどの外交の本質を明らかにするには有益な情報であると考えられる。

3.3 ペンジェ事件に関する『「アフガン」論近況第三』花房義質の報告

本報告書は、外務卿井上馨宛に1885年5月23日に送付されたもので、1885年8月4日に太政大臣三条実美に上申されたものである。明治18年公第59号の外務省記録に収録されている。毛筆で書かれた原文を解読した結果は、附録4を参照。

日本特命全権公使花房がこの報告を日本政府に送ったのは1885年5月23日、即ちペンジェ事件直後である。イギリスとロシアが戦争の勃発の危機に直面して以来、花房は1885年5月9日付の『亜富汗論近況第二』という報告で、ペンジェ事件発生直後の現状を観察した結果、以下のことを明らかにした。両政府が開戦をせざるを得ないと判断し、ロシアとイギリス両軍の軍備が進められている一方、1885年4月半ば、双方がロシア・アフガニスタン間の境界線をめぐる交渉を再開したことによって、やや緊張は緩和し、平和への展望が見えた。

具体的には、花房は露・亜間の国境が一部は未確定であること、さらにイギリスとロシアは、その件をめぐる1872—1873年にわたり締結された協定の解釈に相違点が生じ、ロシア兵とアフガニスタン兵は互いの進出の正当性を主張していることなどをペンジェ事件を促した要因の一つとして挙げた。したがって、花房は、ペンジェ事件の経緯について、ロシア政府宛のザカスピ州コマロフ中将の報告と境界線確定委員長ゼネラル・リュムスデンの報告との間に相違点が生じたと伝えた。そして、両政府は互いに自らの司令官の正当性を主張していると強調し、ロシアは司令官の行動に関する取調べに反対したため、英露間対立は増すばかりであったが、結局、両政府は争点を仲裁者に任せ、境界線をめぐる交渉を開始するという妥協に達したことを明らかにした。

1885年4月末に境界線をめぐる交渉が再開して以来、イギリス側は交渉の最終目的として協定の締結を提案したが、ロシアはそれを拒否した。ロシア側はアム・ダリア河とヘーリルード河間の境界未確定地域の取調べを行わなかったからであると唱えた。花房が『亜富汗論近況第二』で報告しているように、1884-1885年初めに現地で取調べの目的で設置された境界線確定委員会の会長リュムスデンがリジヴェイ大佐と交代し、したがって、詳細は現地の取り調べが済み次第、交渉の中軸をロンドンで纏めるということで双方は同意した。

1885年4月25日、イギリスは、境界線を具体化した提案を出した。ヘーリルード河周辺、ジュルフィカル・パスの北方から境界線は始まり（ただしジュルフィカル・パスはアフガニスタンに所属）、続いて、イスリムをロシア領とし、クシク河右岸沿いに継続し、メルチャクを下流より12ヴェルストの距離で、境界を確定するという提案をロシア政府に提出した。それに対して、ロシア政府はイギリスの提案全ては承諾することができないと発言し、その理由を公表した。だが、アフガニスタンの現状が変わり次第、花房が報告しつづけている。

まず第一に、『「アフガン」論近況第三』報告にて、日本公使花房は、「境界線ノ事ハ龍動ニ於テ議スベシトノ申合ニ基キ英ハ『グランヴィル』『キムベルリ』二氏之ヲ任シ露ハ大使『スタール』之カ主トナリ中亜細亞測量ヲ以テ世ニ知ラレタル『レスサル』ヲシテ参贊タラシメ龍動ニ會議シテ約案ヲ調成シ伯得府ニ送り...」と伝えた。つまり、1885年5月4日から5日にわたり、英露政府間の公式電報で約束されているように、境界線の件はロンドンで議論するとの申し合わせに基づく¹⁶³。1885年5月11日に双方が同意したように、イギリスはグランヴィルとキムベルリの二人をこれに任命し、ロシアは在英大使スタールが主席となり、中央アジア測量で世に有名なレスサルを賛同させ¹⁶⁴、1885年5月7日にロンドンで会議をして条約案を纏め上げる。そして「此案『チエルフィカル』『メルチャク』ノ二所ヲ挙テ『アフガニスタン』ニ帰スヘシトセル...」、と花房が詳細を記載している通り、ジュルフィカル・パスとメルチャクの二ヶ所をアフガニスタンに属させるという案をペテルブルグ府に送った¹⁶⁵。それに対し、ロシアは1885年5月21日にメモランダム形式で

¹⁶³ *House of Commons Papers.1884-1885 Central Asia, Further correspondence respecting Central Asia, №2.* London : Ordered, by the House of Commons, to be printed, 1884-1885.p.28

¹⁶⁴ *House of Commons Papers.1884-1885 Central Asia*,p.30

¹⁶⁵ *ibid.*,p.29

返事を出し、ジュルフィカル・パスとメルチャクをアフガニスタン領とするという案に異議を唱え、その理由として、花房が正確に報告しているように、「露領ノ要害ヲ失スル者ナリトテ露政府ノ異義ヲ生シ...」、つまり、ロシア領土の自然の要害地を損なう事になると論じた¹⁶⁶。

それに対し、1885年5月22日に送付されたメモランダム¹⁶⁷でイギリス政府は「英政府ハ此要害ノ地『アフガニスタン』防御ノ為メ不可欠トシ固執シテ動カス此故ヲ以テ未タ妥定ニ至ラス...」という花房からの報告の通り、この自然の要害地はアフガニスタン防御の為に不可欠であると固執して譲らないため、未だ条約が定まらないという状況であった。

花房は以前と同様に新聞の報道情報を研究しながら、ロシアで交流している外交官と会談し、「欧州諸新聞之ヲ傳ヘテ事再ヒ破綻ノ恐アリト云フ者アルニ至レリ露国外務ノ高官ニ聞ク所ニヨレハ事速決ヲ期シ難ケレトモ互ニ相譲ル処アリテ平和ヲ破ラスシテ局ヲ結フヘキハ疑ヲ容レス...」すなわち、その事件をめぐって再び破綻の恐れがあるが、ロシア外務省の高官から聞く所によれば、事件の早期決着は難しいが、互いに相譲る所があり、平和裏に局面を決着することは間違いない、と伝えた。

平和的決着を確信した上、花房が主張している。「唯土人ノ相互ニ争擾ヲ起スヘキ機会ヲ減セン為メ計ル処ノ者両意相恰ハサル処アレトモ又大体ヲ破ルニ足ル者ニ非スト云ヘリ其詳細ヲ聞クヘカラスト雖トモ『ヂェルフィカル』『メルチャク』ノ二所境界線ノ基礎タルハ動スヘカラサルノ実ニシテ其孰ニ属スヘキヤノ点ニ付テ互ニ争フ所アル者タルハ明ラカナリ...」つまり、「ただ、1885年5月21日にロシア側のメモランダムで指摘されているように、アフガニスタンの土地の住民が相互に争いを起こすような機会を減らす為の措置として、メルチャクをロシア領として確保するというロシアの見解に対して、1885年5月22日、イギリスはその措置は争いの予防にとっては無駄であると述べ¹⁶⁸、英露の意見は合わないところもあるが、大体を破る程のものではないといえる。その詳細を聞く事は出来ないが、ジュルフィカル・パスとメルチャクの二ヶ所は、境界線の基礎だけは動かしてはならないのが現実であり、それが何処に属するべきなのかという点について互いに争う事は明白である」という結論に花房は達している。

次に、1885年5月20日に『パール・マール・ガゼット』が報道している¹⁶⁹。「露国ハ『カ

¹⁶⁶ *ibid.*,p.33

¹⁶⁷ *ibid.*,p.35

¹⁶⁸ *ibid.*,pp.33-35

¹⁶⁹ *The Pall Mall Gazette*,20 may 1885,№ 6297-vol.XLI,p.7.

ブル』ニ『ポリチカルエゼント』ヲ置シコトヲ望ミ英ハ之ヲ拒ムトノ説アリ又露国ハ英人ヲシテ『ヘラット』防御ニ係ル建築ノ工事ニ関係セシムルヲ拒ムトノ説アレトモ共ニ未タ確説ヲ得ス...」、即ち、「ロシアはアフガニスタンのカブールにポリティカル・エージェントを設置することを望み、イギリスはこれを拒むとの説がある。またロシアはイギリス人を使ってヘラット防御に係わる建築工事に関わることを拒むとの説があるが、共に未だ確認されていない」と花房は指摘している。さらに、「但シ二国既ニ境ヲ接シ商賈ノ往来互ニ之アルヲ知ラハ官吏ノ駐紮又其故ナキニ非ス之ヲ望ム素ヨリ其理アルヘシ唯果シテ今日此議ヲ決スルヤ否未タ知ルヘカラサルノミ...」つまり、「二ヶ国の国境地区で互いに貿易による往来があることを認識の上、官吏が駐在する必要がある、これを望むことが理由である。ただ果たして今日この議案を可決するか否かは、まだ全く分からない」と花房は指摘している。

そして花房は、以下のように報告している。「此引續キ談判アレトモ仲裁ノ論ハ殆ト忘レタルカ如ク欧州諸新聞ハ丁抹王日耳曼帝ノ間ナルヘシト論スル者アレトモ英露両政府ノ間ニハ未タ何等ノ運ヒモ付サルカ如シ元ト...」境界をめぐる論争について、引き続き交渉がなされているが、仲裁の話は殆ど忘れたかのように、欧州諸新聞によると、解決はデンマーク王¹⁷⁰とドイツ帝¹⁷¹の間で行うべきだと論じる者がいるが、英露両政府の間には未だ何の動きも見受けられない。

両政府の動きを観察している日本公使花房の報告は続く。「此事露政府ニテハ言語文字ノ上ニ於テノミ同意シタレトモ眞實ニ於テハ始メヨリ此意アラサリシ者ノ如ク露国新聞ハ英国ノ面目ヲ存セシムヘキ為メ詞ヲ仲裁ノ口ニ借リテ理直露ニ在ルヲ云シムル迄ナレハ眞ニ仲裁ト名クヘキ者ニ非ス事実如此ナルヲ思ハバ英国モ必ス強テ之ヲ望サルヘシト迄論セリ頃日外務ノ高官ニ質セシニ仲裁ノ事ハ露国今日未タ思ヒ及ハスト答ヘリ蓋シ仲裁ヲ要セストスル者露政府ノ意ナルヲ知ルニ足レリ...」つまり、元々この事をロシア政府は言語文字の上だけで同意したが、表向きには、初めからこの意思はなかったかのような振舞いであると花房は認識し、ロシア新聞はイギリスの面子を保つ為に言語文字による仲裁を口実にし、理に叶っているのはロシアであると言わせるに至ったことは、真に仲裁と名づけられるものではない。事実このことを思えば、イギリスも必ず強いてこれを望まないと言論じている。この日、外務高官に質問したが、仲裁の件についてロシアは今日まだそこまで思

¹⁷⁰ *The Pall Mall Gazette*, 6 may 1885, № 6285-vol. XLI, p. 8.

¹⁷¹ *The Pall Mall Gazette*, 6 may 1885, № 6285-vol. XLI, p. 7.

い至っていないと答えた。この事から、実際には仲裁は必要でないということがロシア政府の意思であるということを知るには充分だったと花房は実態について評価している。

そして花房は以下のように伝えている。『コマロフ』 將軍ニハ露歴五月二日ノ詔書ヲ以テ三月十八日（我三月三十日）『ダシュケプリ』ノ挙先見果決其當ヲ得テ勇敢又賞スルニ堪ヘタリトノ賞詞アリテ金剛石ヲ以テ裝飾セル金刀ニ『膽略』字ヲ記セルヲ賜リ又其幕僚少佐『ザクリエフスキー』ニモ同シク『膽略』字ヲ記セル金装刀ヲ賜ヘヲ。つまり、1885年5月17日の『ジュルナル・ド・サンクトペテルスブルグ』が報道しているように¹⁷²、コマロフ將軍には、露曆5月2日の詔書により、露曆3月18日（3月30日）ダシュ・キョプリの挙動に対し、先を見通し果断に決断し、適切に事に当り、その勇敢な行為は賞に値するとの賞賛の言葉があり、ダイヤモンドで裝飾した金製の刀に「膽略」の字を記したものを賜った。又幕僚少佐ザクルジェフスキーにも同じく「膽略」を記入した金装刀を賜った。「此他未タ広報ナシト雖モ勲章ヲ送ラレタル數三百ニ及ヘリト傳説スルヲ以テ見レハ顕賞洽ネキ事知ルヘキナリ...」、つまり、この他は未だ広報されていないが、勲章を贈られた数は300に及んだと伝えられているのを見れば、顕彰は広くあまねく行われたと知るべきであろう。

そこで『「アフガン」論近況第三』という報告にはコマロフ中將報告の日本語の翻訳が添付されているという点に注目すべきである¹⁷³。コマロフ中將はその報告にて1885年3月30日に生じた露・亜兵の衝突の直前、直後の様子を描いている。日本語訳文は、ロシア語原文と完全一致している¹⁷⁴。ロシア語原文、ロシア国立軍史文書館で所蔵され、1885年3月30日付ダシュ・キョプリ発、ザカスピ州地方長官コマロフ陸軍中將よりコーカサス軍区長官宛である。史料を引用しながら、衝突直前の出来事を省略して説明しておこう。コマロフ中將はダシュ・キョプリを平和裏に占領するようにとの命令を受け、そこへ赴き、アフガニスタン兵に接近しているロシア兵隊を見かけ、クシク左岸に拡大するために、騎兵隊を張り、大砲の二門等を設置した。

ロシア語の原文：

Место это выбрано мною в видах того, чтобы не возбуждать в афганцах ложной тревоги и в надежде привести в исполнение данные мне указания о занятии Таш-Кёпри мирным

¹⁷² *Journal de St.Petersbourg*,5(17) mai 1885,61 annee(6 serie) ,№117.

¹⁷³ 附録4Bを参照。

¹⁷⁴ 附録4Cを参照。

соглашением, оставив афганские войска сидеть спокойно в их лагере на правом берегу р. Кушка. Оказалось, что афганцы, немедленно после появления русских войск на равнине севернее Таш-Кёпри, поспешили выслать на левый берег Кушка сильный отряд кавалерии, к которой потом присоединили небольшую часть пехоты и два орудия. Тогда же я должен был принять необходимые меры для охранения своего бивака...

日本語の翻訳：（中略）而シテ予カ得ル所ノ命令「タシ、ケプリ」占領ノ事ハ之ヲ和談ニ譲リ以テ其命ヲ奉ラント欲セシカ為メナリ然ルニ亜富汗人ハ「タシ、ケプリ」以北ノ原ニ露兵ノ出ツルヲ見ルヤ忽チ「クシク」ノ左岸ニ強大ナル騎兵隊ヲ張り後チ之ニ加フルニ歩兵若干ト大砲二門トヲ以テセリ予於是我カ障営ヲ保護スルニ適當ノ手段ノ施スヲ要用ト認メ...

1885年3月29日（露曆3月17日）にアフガニスタン兵に、クシク左岸、ムルガブ右岸のクシク河に接流する所から退くよう要求したが、アフガニスタン兵は従わず、要塞を至急に増築・強化した。史料では下記の通りに指摘されている。

ロシア語の原文：

17-го марта, утром, я послал с разъездом, под командою сотника Кобцева, письмо к Наиб-Салару-Теймур-Шаху, начальнику афганских войск, с категорическим требованием в течении одного дня убрать все свои посты с левого берега Кушка и с правого берега Мургаба ниже впадения в него Кушка. Хотя со стороны афганцев, в ответ на это письмо, было заметно только новое усиление войск на левом берегу Кушка и лихорадочная работа по возведению укреплений...

日本語の翻訳：

（中略）予果斷ヲ放スニ決シ三月十七日「コブツエフ」ニ百人隊ヲ附シ派遣シ書ヲ亜富汗將「ナイブ、サラル」ニ致シ彼レ「クシク」ノ左岸ト「ムールガブ」ノ右岸「クシク」接流スル所ヨリ下ニ出セル先鋒ヲ一日間ニ引キ拂フヘキヲ嚴求セリ亜富汗人ハ我此求メニ對シ尚只「クシク」ノ左岸ニ兵力ヲ増シ且ツ壘寨ヲ忙築スル...

衝突直前、国境画定委員会イギリス側のカピテン・エットとロシア側のザクルジェフスキー中佐が集会し、3月17日の前進中止に関する協定の時点、アフガニスタンの先鋒の地について質問されたとき、当日アフガニスタン番兵はクシク左岸に陣営していた。しかしその数は僅に数人に過ぎず、当時、ロシアの斥候もクシク及びダシュ・キョプリの橋に達し、ロシア兵が一応クシク河に接近していた。ロルド・グランウィルの電信写しではその

場所から撤退しないという約束が記載された。即ちその場所を占領する権利を主張した。アフガニスタン兵の先鋒前進は全く同電信に示されている約意に反する者なるとロシア士官は答へた。

ロシア語の原文：

...капитан Иэт отвечал, что расположение некоторых афганских постов изменить можно, но совершенное удаление их за Кушк будет равносильно оставлению позиции, которые афганцы, на основании соглашений между заинтересованными кабинетами, вправе занимать беспрепятственно; при этом просил самого подполковника Закржевского ответить: где именно находились афганские посты в день соглашения, т. е. 5-го (17-го) марта. На это наш офицер отвечал, что он признает, что действительно афганские посты в указанный день находились на левом берегу Кушка, но эти посты были составлены всего из нескольких человек, что русские разъезды тоже доходили до Кушка и моста Таш-Кепри, а теперь раз русские войска подошли к реке Кушку, — левого берега этой реки не покинут и занимать оный вправе на основании того же соглашения, о котором говорится в телеграмме лорда Гранвиля, копия с которой ему прислана; наступательные же действия афганских постов идут совершенно в разрез с условиями, постановленными в той же телеграмме...

日本語の翻訳：

(中略)「カピテン、エット」曰ク亜富汗ノ先鋒或ハ更迭スルヲ得ヘキ者アリ然レトモ其先鋒ヲ悉ク「クシク」ヨリ引き拂フハ乃チ陣ヲ棄ツルニ等シ亜兵目下布陣ノ場所タルヤ露英両政府間ニ成レル約意ニ基キ彼レ妨ケナク占據スルノ権アリト此際「カピテン、エット」中佐「ザクルジェフスキ」ニ乞ヒ約成レル日即チ三月五日(十七日)ニ於テ亜富汗ノ先鋒何地ニ在リシヤヲ知ンコトヲ欲セリ我士官答ヘ曰ク此日亜富汗ノ番兵「クシク」ノ左岸ニ在リシ事ハ承認スヘシト雖モ是レ僅ニ數人ニ過ヂズシテ當時露ノ斥候亦「クシク」及「タシ、ケプリ」ノ橋ニ達セリ今ヤ露兵一タヒ「クシク」河ニ接近セシ以上ハ復タ其左岸ヲ棄ツルコトナカルヘク且ツ曩日握手セル「ロルド、グランウィル」ノ電信寫ニ所載ノ夫ノ約定ニ於已ニ此ヲ占領スルノ権アリ却チ亜富汗ノ先鋒前進ノ拳ハ全く同電信ニ示セル約意ニ違フ者ナリト...

遂に、3月30日に、露・亜兵が衝突し、アフガニスタン兵はロシア軍の攻撃に絶えられず、アフガニスタン諸兵は馳進した。コマロフ中將はアフガニスタン兵を追撃しなかった。即ち、クシク左岸からのアフガニスタン兵引揚を要求することが目的だったと証明したか

ったと主張した。そして同じように理由で、ロシア兵はペンジェに進行せず、ロシア兵をクシク左岸に引揚げ布陣した。

ロシア語の原文：

Преследовать бегунов я не приказал, желая тем доказать, что единственной моей целью было исполнение моего требования об очистке левого берега Кушка. В тех же видах, я распорядился не только остановить всякое движение войск к Пенде, но даже не остался ночевать в афганском лагере, а через несколько часов после боя перевел войска обратно на левый берег Кушка и там расположил биваком...

日本語の翻訳：

(中略) 我諸兵馳進『クシク』ノ彼岸ニ渡リタレハ亜兵復タ持スル能ハスシテ全ク潰走セリ予之カ追撃ヲ命セサリシ者ハ予カ目的トスル所偏ニ『クシク』左岸ヨリ亜兵引揚ノ要求ノ全クセントスルニ在リシヲ証センコトヲ欲シテナリ右ノ趣意ナルヲ以テ予ハ嘗ニ我兵ヲシテ『ペンヂ』ニ向ヒ進行セシメサルノミナラス亜富汗ノ陣営ニサヘ據ラスシテ戦後數時ヲ経再タヒ我兵ヲ「クシク」ノ左岸ニ引揚ケ此ニ至テ始メ布陣セリ...

上記の報告書は、『「アフガン」論近況第三』最終部分と大いに関係している。『「アフガン」論近況第三』最終部分では、コマロフ中將らはロシア皇帝に与えられた勲章の本意について花房は明記し、それを証明するために、コマロフ中將の報告の日本語訳を添付したわけである。花房は、「人或ハ其賞ノ過当ナルヲ疑フ者アレトモ之ヲ賞スル者ハ曰ク彼カ戦勝素ヨリ賞スルニ足ル者アリ某勝利ノ後兵ヲ『クシク』左岸ニ退ケテ其右岸ニ據ラサル等処置皆宜キヲ得タリ...」と伝えた。即ち、人あるいはその賞の範囲が広過ぎだという疑問があるが、賞すること自体は、彼は戦に勝ったわけで、当然ながら賞するに値するものである、コマロフ中將は勝利の後、兵隊をクシク左岸に退けて、その右岸に占拠しなかった等の処置はすべて適切であった、と花房は指摘している。「我兵ヲシテ『ペンヂ』ニ向ヒ進行セシメサルノミナラス亜富汗ノ陣営ニサヘ據ラスシテ戦後數時ヲ経再タヒ我兵ヲ『クシク』ノ左岸ニ引揚ケ此ニ至テ始メ布陣セリ...」、つまり、露・亜兵の衝突直後、ロシア兵は直ちに撤退し、ペンジェを占領しなかったというロシア側の主張を花房は伝えている。続いて、花房は「蓋シ露皇ノ意モ彼カ羣蠻ヲ撻伐スルニ當リ能ク其偽計ヲ案シテ敵ノ意表ニ出テ我軍ヲ全クシテ我国威ヲ輝カシ併セテ境界線ヲ進ムルノ基ヲ為セリト云フニ在テ詔書中先見果決ノ文字アル即チ此意ヲ表セル者ナリト云テ其過当ノ賞ニ非サルヲ証セリ以テ露国々論ノ一斑ヲ見ルニ足ル...」と述べている。ロシア皇帝の意も、コマロフ中將が群がる

蛮人を討伐するに当って、よく作戦を練り上げ敵の意表をついてロシア軍を完全に勝利に導き、国威を輝かし、境界線を進める為の基礎を成した事にあり、詔書の中に先見果決の文字がある。即ちこれはロシア皇帝の意思を表したものであって、過剰な顕彰でないことを証明しており、これを以ってロシアの国論の一般を見る事が出来ると花房は結論づけている。

1885年5月9日から23日の間、即ち、『亜富汗論近況第二』を送付した時点と『「アフガン」論近況第三』を作成した時点の間に、ロシア・イギリス両国は、戦争を回避したい意向を明確に示し、国境線確定に関する交渉が続いている一方で、双方とも軍備を進めるという状況であった。ロシア側のザカスピ州地方長官コマロフ陸軍中将の報告書とイギリス側のゼネラル・リュムスデンの報告におけるペンジェ事件の事情の記述には相違点が存在し、さらに両政府は、自らの司令官が正当であると公表し、イギリス政府がロシア司令官の行動の取り調べを提案したが、ロシア側はそれを拒否し、仲裁役の第三国に不同意を要求する意向を示した。

したがって、ロシア・アフガニスタン間の国境画定交渉についての詳細な記録が、本報告書の中軸となり、その焦点を紹介しておこう。まず、第一に、花房は、「英ハ（中略）龍動ニ会議シテ約案ヲ調成シ伯得府ニ送リシニ（中略）此案『チエルフィカル』『メルチャク』ノ二所ヲ挙テ『アフガニスタン』ニ帰スヘシトセル...」と報告した。即ち、1885年5月11日にイギリスはジュルフィカル・パスとメルチャクの二ヶ所はアフガニスタンに属するという条約案をロシアに送ったが、それに対して、花房が報告にて明記したように、「露領ノ要害ヲ失スル者ナリトテ露政府ノ異義ヲ生シ...」つまり、ロシア領土の自然の要害地を損なうため、ロシアは反対だった。さらに、それに対し、「此要害ノ地『アフガニスタン』防御ノ為メ不可欠トシ（中略）未タ妥定ニ至ラス...」という花房からの報告の通りに、イギリスは、この自然の要害地はアフガニスタン防御の為に不可欠であると主張し、未だ条約が決着しない状況であると花房は指摘している。ジュルフィカル・パスの所属問題が原因でイギリスとロシアの境界線画定交渉が進展しないという状況下、「平和ヲ破ラスシテ局ヲ結フヘキハ疑ヲ容レス...」という記録を残し、花房は平和を確信していた。

だが、『亜富汗論近況第二』という史料の別の箇所には、これまでも数回挙げている仲裁の事柄があり、本史料においてこれに関連する日本公使花房の発言は注目に値する。花房は、自分で判断した事情を外務の高官に確認しながら、「仲裁ノ論ハ殆ト忘レタルカ如ク」と指摘し、その理由を明記の上、「詞ヲ仲裁ノロニ借リテ理直露ニ在ルヲ云シムル迄ナレハ

真ニ仲裁ト名クヘキ者ニ非ス事実如此ナルヲ思ハバ英国モ必ス強テ之ヲ望サルヘシト迄論セリ頃日外務ノ高官ニ質セシニ仲裁ノ事ハ露国今日未タ思ヒ及ハスト答ヘリ蓋シ仲裁ヲ要セストスル者露政府ノ意ナルヲ知ルニ足レリ...」、即ち、ロシアとイギリスは形式上仲裁に同意したが、1885年5月に交渉が再開されて以来、両国にとっては交渉過程における最優先事項にはならなかった。両国間の外交公式文書にて、境界線、現地の境界線画定委員会について具体的な決定がなされたが、仲裁のことは殆ど取り上げられていない¹⁷⁵。仲裁者を任命することによって、そして、仲裁者の判断を承認するとすれば、ペンジェ事件に関してロシアは全面的に責任を負うという意味になる。仲裁は言語上の議論にすぎないと、5月22日付の『パール・マール・ガゼット』において主張されていることを考慮すると、花房が公式役人から獲得した「露国今日未タ思ヒ及ハスト答ヘリ蓋シ仲裁ヲ要セストスル者露政府ノ意ナルヲ知ルニ足レリ...」という情報の本意は明確になってくる。

もう一点、注目すべきところは、ペンジェ事件に関連して、コマロフ中将与ザクルジェフスキー少佐へのロシア皇帝による賞の授与、さらにペンジェ事件に関するコマロフ中將の報告の日本語訳に関して花房が残した記述である。花房は、「彼カ戦勝素ヨリ賞スルニ足ル者アリ（中略）我兵ヲシテ『ペンヂ』ニ向ヒ進行セシメサルノミナラス...」と伝えた。即ち、コマロフ中將が軍事衝突において勝利したことは賞するに値するものであると評価し、処置はすべて適切であったというロシアの公式立場を明らかにし、ロシア兵は直ちに撤退し、ペンジェを占領しなかったというロシア側の主張を花房は伝えている。続いて、花房は「露皇ノ意モ彼カ羣蠻ヲ撻伐スル（中略）我国威ヲ輝カシ併セテ境界線ヲ進ムルノ基ヲ為セリ...」と述べた。即ち、ロシア皇帝が賞を与えたこととは、ロシアが以前中央アジアにおいて進めたロシア領の拡張と覇権地区の拡張の政策に適った行動であり、さらに領土の拡大の根拠を確保する措置であったというロシア政府の評価でもあった。「露国々論ノ一斑ヲ見ルニ足ル...」と花房が指摘したように、外交方針の必然的な事柄としてロシア国内では捉えられ、維持されたという証明になると指摘できるだろう。したがって、こうした花房の評価はかなり重要な意味を持つ評価であると考えられる。

3.4 『英露「アフガニスタン」論大概』花房義質の報告

本報告書は、外務卿井上馨宛で、1885年6月1日に送付され、1885年9月8日に太政大

¹⁷⁵ Афганское разграничение. Документ 116-130, С. 307-339.

臣三条実美に上申されたものである。明治18年公第54号の外務省記録に収録されている。毛筆で書かれた原文を解説した結果は附録5を参照。

1885年6月1日、花房は、『アフガニスタン』定境ノ事ハ『ペンチテ』ノ一波瀾平和ノ談ニ帰シタルヲ以テ目下開戦ノ所ナキカ如シト雖トモ二国未タ兵備ヲ弛メスシテ談判ヲ重ヌルノ時ナレハ変化未タ測ラレサル者アリ...』と記している。即ち、ロシア、イギリス両国の軍備が進む一方、和平への交渉がまとまることは予測しがたいという結論を出し、続けてより深く英露対立の本質を解明するために、1883年-1885年にわたるアフガニスタンをめぐる英露対立の経緯を研究した。さらに、花房は「頃日英政府カ議院ニ下付シタル『アフガニスタン』一件書類ハ諸国新聞等皆之カ大要ヲ記シ『ジュルナルドサンペテルスプーブル』又其大要ヲ記セリ此日報ハ世呼テ露外務卿ノ機関トスル者ニシテ特ニ露国ノ論意ヲ詳ニシタル者ノ如クナレハ今其大略ヲ抄譯シテ以テ露国論意ノ在ル所ヲ知ルニ便セントス...』と記している。つまり、今回の報告の内容はイギリス議院で公表されたもので、公式見解を大いに反映したものであり、『ジュルナル・ド・サンクト・ペテルスブルグ¹⁷⁶』というロシアの半公式報道機関・ロシア外務省機関誌による報道も含めてその大要を掲載したものとなる。本報告の主要な目的は、花房が自ら説明したように、特にロシア側の論意が詳細に述べられているため、大略を抄訳することによってロシアが意図していることの本質を知り、日本政府に対してペンジェ事件の参考として提供することであった。

本報告は二つの部分からなる。一つは、1885年5月24日に『ジュルナル・ド・サンクト・ペテルスブルグ』が掲載した、中央アジア・アフガニスタンをめぐるロシアとイギリスの境界線に関する交渉、大略等の手短な紹介である。ここで報告の文を区切って、その内容に関して解説していきたい。まず花房は「露国外務大輔カ露曆一千八百八十三年十二月三十一日ノ書ヲ以テ在露英大使ニ告ルニ『アフガニスタン』ノ兵『ジュグナン』ノ地方ニ攻入り其首長ヲ禽ニセル旨ヲ以テシ大使ハ直ニ之ヲ本国外務卿ニ送り...』という説明している。即ち、1883年12月にアフガニスタン兵がシュグナンを占領したことに対するロシアによる異議の申し立ての時期を記載している。「十月三日露政府ハ其委員ノ派遣ヲ遅延センコトヲ請ヒ一月十五日迄ナラテハ到着シ難シト云ヘリ十四日英大使ハ『グランヴィール』ニ報スルニ露国定境委員將軍『ゼリョノイ』亜細亜寮頭及『ジノヴィエフ』ト會晤ノコトヲ以テシ『ゼリョノイ』ノ言ニ定境委員カ境界線ノ基礎ヲ知ルコトナクシテ其常ヲ始ルハ甚タ歎スヘキノ事ナリト云ヒ願クハ先ツ一定ノ間地線ヲ定メ委員ハ此内ニ就テ境界線ヲ定

¹⁷⁶ *Journal de St.Petersbourg*,12(24) mai 1885,61 annee(6 serie) ,№124.

ムルコトニ為シタシト...」つまり、1884年10月までは、境界画定委員会の延期についての英露交渉までのアフガニスタンをめぐる英露関係の経緯について説明している。

英露間の公式外交文書で明らかになっているところでは、ロシア外務大臣補佐官ウランガリは、アフガニスタン兵がシュグナン地方に攻め入り、その部族長を捕虜にしたという内容の、1883年12月31日付の文書¹⁷⁷を在露イギリス大使に送り、大使は直ちにこれをイギリス外務大臣に送った。一方、ロシア外務大臣はロシア皇帝の命令であるとして、イギリスの威権をもってアフガニスタン兵を退去させ、今後再びこのような暴挙が起こらないようにするよう、イギリスに要請する旨を伝えた。これを皮切りに、その後1884年5月17日に在露英大使トルントンは、イギリス外務大臣に次の内容を報告した¹⁷⁸。

ロシア政府は委員を任命してイギリス委員と共に問題の現地に行き、両国が平等に満足できるような境界線を画定する事に同意している。また、それに加えロシア外務大臣はアフガニスタン人委員をこの事に当らせたが、ただ、それは実際に現地を熟知している者として加えたのであって両委員と同じ権限を持つ者ではないとしている。同じ5月21日、イギリス大使は、近頃ロシア参謀が出版したアジア・ロシア領の地図を論じ、ロシア外務大臣に示してムルガブ河からヘーリールド河の間に位置するサラクスに至るまでの地はメルフ地方に属すものではなく、アフガニスタンに属すものだとし、ロシアに申し入れた¹⁷⁹。ロシア外務大臣はこれに答えて、この地はメルフにも属さず、アフガニスタンにも属さない自主自立のトルクメン族の領地であると述べた¹⁸⁰。1884年5月28日にイギリス外務大臣は、ロシア政府がそのような見解に立つのであれば、交渉において譲歩は期待出来ない訳ではないとその大使に答えた¹⁸¹。

1884年6月17日、イギリス外務卿グランヴィルはイギリス大使を通じて、ロシア外務大臣に、同年5月17日の文書に記載された国境画定委員の件にイギリス政府が同意したと伝え、また政府は国境確定委員を1884年10月1日にサラクスへ派遣させる旨も伝えた¹⁸²。1884年5月27日にイギリス外務省が入手したその使臣の報告では、ロシア陸軍大佐アリカノフは兵を率いてペンジェ・オアシスに向い、クシク河に沿ってプリ・ヒシチまで遡る

¹⁷⁷ Афганское разграничение. Документ 1, С.33.

¹⁷⁸ Там же. Документ 7, С.61.

¹⁷⁹ *House of Commons Papers. 1884-1885 Central Asia*, p.40.

¹⁸⁰ *ibid.*, p.42.

¹⁸¹ *ibid.*, p.43.

¹⁸² Афганское разграничение. Документ 9, С.69.

うとしている事が述べられている¹⁸³。

1884年6月23日に在露英大使トルントンはその外務大臣に対し、ロシア外務省の文書を送り、アフガニスタンのエミールはペンジェを占領するため兵を派遣したが、同所はサリク・トルクメンの住んでいる地であるため、この地をアフガニスタン兵によって占領することは、ロシアは許さないだろうと報告している¹⁸⁴。

翌日イギリス大使は、ロシア外務大臣が自身との対話の中で、「あの文書は公のものではないが、ペンジェをアフガニスタンの領地と見ることについては硬く拒否し、エミール兵をその地に送る正当な理由は無い…」と話したことを伝えた¹⁸⁵。1884年7月2日に在露英大使は、イギリス外相グランヴィルに答えて、国境画定委員の件についてイギリスの提案に対してロシアの同意があったと述べ、かつロシア政府は前記の境界をホジャ・サレーにとどめることをもって、アフガニスタン境界の起点とする事を欲していると伝えた¹⁸⁶。

1884年7月25日付でロシア外務大臣に送付した文書の中で、イギリス政府はその意中を打ち明け、アフガニスタンの国境はサラクスの近傍に接しているという現実を挙げ、その境界が果たして何処に在るのが最も適当とすべきかを検討するのは、実際現地人の政権に潜んでいる総ての事柄を取り調べる国境画定委員の務めであり、彼らを取り調べるべきだと述べた¹⁸⁷。同7月30日、ロシア政府はイギリス政府に望む事として、委員に示すべき訓令を今一層確実なものにする事を挙げ、さらにサリクスはトルクメンに帰属させなければならないことを明らかにするよう要請した¹⁸⁸。

しかし、グランヴィルはこの要請を拒否した。1884年10月3日にロシア政府は委員の派遣を遅らせる事を要望し、1885年1月15日までの到着は困難であると伝えた¹⁸⁹。1885年1月14日、在英大使はグランヴィルに、ロシア国境画定委員将軍ゼリョーニー、アジア局長ジヴィエフとの会談について報告した。ゼリョーニーは、委員が境界線の基礎知識を知らずにその仕事を始めるのは甚だ嘆かわしい事であると述べ、可能であれば、まず一定の緩衝地線を定め、委員はこの内に杭打ちをして境界線を定める事にしたことを自信を持って伝えるようにすべきであると述べた。

¹⁸³ *House of Commons Papers.1884-1885 Central Asia* ,p.43.

¹⁸⁴ *ibid.*,p.47.

¹⁸⁵ *ibid.*,p.49.

¹⁸⁶ Афганское разграничение.Документ 11, С.71.

¹⁸⁷ Там же.Документ 18, С.84.

¹⁸⁸ Там же.Документ 19, С.87.

¹⁸⁹ Там же.Документ 26, С.100-101.

そして、花房は新聞の記事に基づき、それを要約して境界線確定をめぐる交渉の停止から衝突までの経緯を説明している。史料ではその説明の範囲は、「八十五年一月廿八日露外務卿カ在英大使ニ送レル書ハ左ノ意ナリ結局ヲシテ速カナラシメンコトヲ欲シ...」という説明から、1885年4月4日の時点、「四月四日『グランヴィル』ハ之ニ答ヘテ露国カ一意始計ヲ主張シテ英国ノ所論ヲ斟酌セサルハ失望ノ至ナル由ヲ云ヒ併セテ如此ナラハ談判殆ト談絶スヘキノ恐アル由ヲ云ヒ尚互ニ平等ノ位置ヲ以テ談緒ヲ続キ両国相安スルヲ得ヘキノ方便ヲ見ルヲ得ンコトヲ露国ニ望メリ...」まで、つまり、双方による過激な行動が展開され、イギリスはヘラットがロシアによって攻撃されることを恐れるようになり、緊張はすでに克服しがたい状況まで来ている段階であった。

そして、1885年1月28日にロシア外務大臣が在英大使に送った文書の内容は次のとおりである。ロシア政府は速やかに締結することを希望し、ロシア政府の意向が深く考慮されたものであって、イギリス政府に対しても注意を払っている事を信じ、将軍ゼリョーニーの作製した地図をイギリス大使に送付した。この地図はアフガニスタン領界から遠く隔たったダウンタバドをもって、緩衝地帯の北端とし、その南端はロシア委員の見るところではヘラットの平地の北を巡る高地をもって限りとするものである。この線は以前、1875年にイギリス陸軍大佐マク・グレーゴルがアフガニスタンの真正境界と見なした事に拠るものである。ペンジェ・オアシスの地は、近頃アフガニスタン人が占領したものであるが、これを緩衝地の中に置いた。ロシア政府の意向は、この地図に基づいて今後定めるべき境界線を侵犯しようとするものではなく、この線はあくまで、双方委員及び政府の間で合意した後、決定すべきものとなっている。故にこの地図は、ただ双方委員の間に生じる無用な異議を避けて、その作業を容易にしようとする為に存在するものである。加えて、ロシア政府の為に今後定めるべき境界は、アフガニスタン人の一時的な占領によって返還要求が生じる恐れがないようにする事を望み、またロシア側の委員がその将来の境界を予め実際に見て、現状を把握することを妨げないといったことなどをロシアは希望しているのに外ならない¹⁹⁰。

しかし、1885年2月23日のグランヴィルの回答書は、前記のロシア政府の保証を破棄しており、このような有様では、両国委員がサリクスにおいて会合しても、両国政府の希望に適合し得ない徴候を示している。ロシア委員は英国委員に会ったとしても、ただイギリス政府が既に拒否した議題を重複するだけで、これは両国委員の為にどうする事も出

¹⁹⁰ *House of Commons Papers.1884-1885 Central Asia* ,p.141-142.

来ない障害となり、双方とも互いに会議を中止して交渉は決裂してしまう。よって、両政府の議決を待つしかない状況に置かれてしまった。現況はこのようなもので、たやすく事が運ぶようにした計画も無駄で、かえって困難を増幅することになった。

プリ・ハトゥーム、ペンジェの件で、ロシア政府は 1884 年 12 月 20 日付のけグランヴィル書簡の中で書かれている内容には同意できなかった。プリ・ハトゥーム地方は大佐マク・グレーゴルが指摘するように、アフガニスタン真正の境界線から 80-90 キロメートル離れたところにあり、この真正境界線というのはヘラットよりヘーリルードに至る道によって北面を区切った一帯の山脈を以って構成されるもので、かつて、プリ・ハトゥームに配置されたロシア兵は未だこの地においてアフガニスタン人が住んでいるところを見たことがないのである。また近頃アフガニスタン人がペンジェを占領したことは疑いようもなく、これは昨年 2 度もその地を旅行したことがあるロシア人によって明らかとなっており、この件を 1872 年-1873 年の条約に照らして、当時既にアフガニスタンがこの地を領有したと見なさない訳にはいかない¹⁹¹。

このような事実とは無関係にイギリス政府は、ロシア政府が提出した議案、すなわち緩衝地を定めて境界を論議する為の区域を定めようとする議案を退けて受理しなかったため、ロシア政府も直ちに境界線を予定して、互いに両国の威光と権力の及ぶ限界を定める以外、策が無い所まで来ていた。ロシアの意向によれば、この境界線は ジュルフィカルの南 90 ヴォルストにあるヘーリルード右岸から始まり、ケリジェリア、ケリシスーメを経て、エグリゲウク川に達し、その右岸の丘陵に沿ってチェメニビードの古い建物跡に及び、なおクシク右岸の丘陵に沿ってハヴェジカンに出て、それよりメルチャクの北にまで至る。メルチャクはアフガニスタンに属すべきであり、これにより北はカイザル平地を区切りとし、西はサンガラクを限りとする山嶺に沿い、アンドホイを東方線外に置いて、アム・ダリアの岸ホジャ・サレーに接すべきものとした。前記は大佐マク・グレーゴルも真正の境界と定めたものであり、今もしアフガニスタンがこの境界に砦を築くことなく、この地方の住民に恐怖を与えないようにするならば、この境界線を両国の境界とするのに何ら妨げるものはない。ただし、ペンジェをロシアの威権のもとに置かなければならない事は論ずるまでもない。なぜなら、この地は主としてサリク・トルクメン人の居住する所であって、ヨ

¹⁹¹ Афганское разграничение. Документ 41, С.129-135; Mac Gregor C.M. Narrative of a Journey through the Province of Khorassan and on the N.W. Frontier of Afghanistan in 1875 by 1879, London: Allen & Co, 1879, vol. I, p. 241.

ラタン、ツアルバク等に暮らす同人種の者は、以前すでにロシアに従属しているので、ペンジェをアフガニスタンに属させれば人種を分割しなければならない、このような略奪闘争を習いとする遊牧民を分割する事は取りも直さずロシアとアフガニスタンとの間に争いが生じる元であって、巡りめぐってまた英露両国の紛争の火種となる事があってはならなかった¹⁹²。

1885年2月19日に在露英大使がグランヴィルに送った書簡の中で、ロシア兵はアフガニスタン兵の前進に対して、この時既にジュルフィカルに兵を進めていることを述べ、ロシア外務大臣はアフガニスタンが兵戦を挑発することがなければ、衝突を避ける手立てを尽くすと記した¹⁹³。同日にリュムスデンへの電報においてロシアの大佐アリカノフは皇帝の命を受けたと述べ、アフガニスタン兵にアク・テペに退くことを要求したが、リュムスデンはこれを拒否したと伝えた¹⁹⁴。

1885年3月3日、ロシアの騎兵一隊がウルシドシャンからやって来て、アフガニスタン番兵が退却せざるを得ない羽目になったと報じ、また大佐アリカノフはプリ・ヒシチを占領する命令を受け、リュムスデンに占領を受諾するか否かを問いただした。また同日にはリュムスデンはロシア兵がジュルフィカル、アクロバド、プリ・ヒシチを占領したと報じられた。グランヴィルは3月3日にリュムスデンに電報を打ち、ロシア兵が更に前進する事があれば、アフガニスタン兵はこれを力づくで止めさせるべきであると述べた¹⁹⁵。

1885年3月4日以降、リュムスデンは衝突時期が迫った事を報じた¹⁹⁶。3月13日にイギリス外務大臣はイギリス大使を通じて、ペンジェを襲撃する事があってはならないということ厳重にロシア政府に申し入れた。ロシア政府はこれに答えてペンジェ襲撃は全く事実無根の説であると弁解した¹⁹⁷。

1885年3月13日にグランヴィルはロシア大使スタールに対し、ロシア外務大臣ギールスより1月16日に発示された提議には同意する事が出来ないと述べた。グランヴィルは現在の政権とは無関係に、ひとえに地理・人種に基づいた境界線画定は不可能であるとし、かつてギールスが論拠とした大佐マク・グレーゴルの意見も退けて、それは一個人の旅行士官の私見を記したものであり、政府の見解とは別であると指摘した。バドゲイ、ペンジ

¹⁹²Афганское разграничение.Документ 46,С.147—153.

¹⁹³ *House of Commons Papers.1884-1885 Central Asia*,p.151.

¹⁹⁴ *ibid.*,p.154.

¹⁹⁵*ibid.*, p.163.

¹⁹⁶ *ibid.*, p.165.

¹⁹⁷Афганское разграничение.Документ 63,С.199—205.

エはアフガニスタンが国に属していたと主張した。その上、ペンジェを除外して境界を定める事は出来きず、正しい境界はヘーリルードの川上シリアジに至り、マイメナ、アンドクージよりホジャ・サレーに達するものであると主張し、後述する緩衝地を画いて現地で測量の出発点の区域とし、この中に境界を定める事に同意させようと述べた。彼らの提案とは、北はサリ・テペよりサリヤジに至り、それからマイネメ、アンドホイを経て、ホジャ・サレーに至る。南はジュルフィカルの南方の6マイルの距離でヘーリルードから始まり、ケリジェリヤス、ケリジスーメーに至る。そしてエグリグウク川に達し、それからシヤマンイベイドに至り、クシク川右の山脈に従って、カヴージカンに達し、更にメルチャクの北に至り、カイゾル、サンガラクの野を区分する山脈に従って、ホジャ・サレーに至るものである¹⁹⁸。

1885年3月27日グランヴィルは、両国は今こそ互いに過激な行動を止める必要がある事を主張し、ギールスもヘラットの攻撃を避ける気があるなら、約束は成立し難いものではないと述べた。これより以前、12日にロシア外相ギールスはイギリスの外務大臣グランヴィルに、露暦1月16日(28日)に発議した境界線は変更すべきでないという意思があり、国境画定委員の現地での測定作業を遅延させないために、直ちに会合の開始を取り纏める事を望むと答えた。この際にもギールスはアフガニスタン攻撃を回避する意志を述べ、双方の権力が及ぶ限りの地域を境界とし、一定の線を描く事が得策であるとの意見を述べた¹⁹⁹。

1885年4月4日にグランヴィルは、ロシアが自国の意見を主張しイギリスの諸論に納得しないのはイギリスにとって失望の極みであり、このような状況ならば、交渉は殆ど決裂する恐れがあると答えた。双方は互いに対等な位置に立ち、交渉を開始し、両国にとって合理的な策を見出す事をロシアに呼びかけた²⁰⁰。

上記の外交上の交渉については、特に1883末期から1884年初めごろ、メルフ地方併合などの中央アジアにおけるロシアの積極的な南下にあたり、1884年1月のメルフ地方併合後の境界線画定委員会の設置というイギリス側の対策が展開された時期について詳細に報告されている。イギリスはこの委員会の中にアフガニスタン代表を取り入れるようロシアに呼びかけ、ロシアはアフガニスタン代表を補助顧問の役割に制限するという条件でこの

¹⁹⁸ *House of Commons Papers.1884-1885 Central Asia*,p.167-168.

¹⁹⁹ Афганское разграничение. Документ 63, С.199—205.

²⁰⁰ Там же.Документ 70,С.212.

提案を承諾した。そして、イギリスは1884年10月1日に委員会をサラックスに派遣することを提案し、ムルガブとヘーリルードとの間に位置するサラックスに至るまでの地域がアフガニスタンに属するという提案をしたが、1872年—1873年に同意した時点で、ロシアはその地方はトルコメン族の領地であると主張した。さらに、アフガニスタン兵のペンジェ周辺への進出をロシアが抗議したのと同様に、イギリスはロシアのアリハノフ大佐に率いられた部隊のプリ・ヒシチまでの移動に反対する。このように、双方はペンジェ・オアシス周辺で互いの進出に対して警戒している状況であった。さらに、イギリスとロシアの元には、近接しているロシアとアフガニスタン領土の地図がそれぞれあり、その解釈もそれぞれであった。つまり、露亜間の境界線画定の出発点には不同意が生じていたことが本交渉にとっての懸案事項となった。ロシアは、1872年—1873年の同意事項を守ろうと、アム・ダリア河のホジャ・サレーをアフガニスタンのエミールの領土の起点とし、それに対し、イギリスはサラックスを起点とするよう主張した。続いて、表向きはエミールの国益を保護するとイギリスは訴え、ヘーリルード河の周辺を大変重視し、ヘーリルードを起点に、ヘーリルードとムルガブ河の間の領地をホジャ・サレーまで現地で測定するよう提案した。その理由としては、アフガニスタン王の国益の保護とメルフ地方併合後のエミールの緊張感を解消するためであると論じた。それに対しロシア政府は多少譲歩し、ヘーリルードを起点とすることに同意した。ただし、条件を設けた。その条件とは、1884年1月16日の提案の通り、トルクメン部族の領地・遊牧エリアの境界が分割されないように、境界線を設置することである。トルクメン部族であるサロリ・サリック部族の多くはメルフより南方のイオラント・オアシスとムルガブ河の間の領域で暮らしていた。

だが、現地での調査は度々延長された。ロシアはサラックスでの境界線画定委員会の会長集会に対し、場所的に不利と判断して、イギリスに下記の理由で1885年1月まで延長するよう呼び掛けた。つまり、以前サラックスは無人の土地であったが、最近1万人（主にトルクメン・サロリ）が移住したのである。したがって、突然第三国の軍隊が現れるのはパニックのもとになるため、境界線確定委員会の集合場所を変更したいとロシアは申し出たが、イギリスが強く抵抗したため、ロシアはやむをえずゼネラル・ゼリョーニーの病気を理由にして延長することにした。こうして、両国側の境界線画定委員会がロシア側の会長ゼネラル・ゼリョーニーの不在により現地調査を延期したことにより、イギリス側は具体策として、1884年後半に行われた取り決めを背景に、アフガニスタン軍はペンジェを占領し、イギリス軍司技師の協力を得てペンジェ、ムルガブ、メルチャク、アンドホイの周

辺に要塞を設置し、ジュルフィカル・パスに陣営した。一方、ロシア軍はペンジェ・オアシス方面に向い、クシク河に沿ってプリ・ヒシチまで進み、プリ・ハトゥームを占領し、イオラント・オアシス、チャバル等のトルクメン族にロシアへの忠誠を誓わせた。それに関連してロシアは、そのサロリ族のペンジェに住んでいる親戚はロシアに属する希望を持っていると主張するようになり、したがって、ペンジェにおけるアフガニスタンのエミールの支配は不当であると主張するようになった。

こうして、以前双方は、境界線画定委員会による現地での調査を開始するまでに、境界線の測定の出発点またはその領域を画定することに両国の外務省間で努力を重ねたが、境界線の地図のみならず、その画定の原則にも相違点が存在していた。即ち、ロシア側は、現地住民の人種的・地理的な解決を望んだが、イギリス政府は、現地の部族における政治的關係、つまり現地のトルクメン部族がアフガニスタンの支配下に置かれる正当性を最も重視していた。さらに、境界線測定の出発点確定の困難は、これに関連する両国の意見に、以前の個人旅行者が残した旅行記や、現地へ派遣された軍官等の偵察の記録など、つまり個人による一方的な判断が大きな影響を及ぼしていた。たとえば、1875年－1879年に書かれたイギリスのマック・グレーゴル大佐のホラーサーン・アフガニスタン境の旅行記²⁰¹、1881年－1884年にわたるロシアの地理学者レッサルのアシハバード、サラクッス、ペルシヤ、アフガニスタン境界周辺への旅行記など²⁰²が挙げられる。マック・グレーゴル大佐の

²⁰¹ Mac Gregor. Narrative of a Journey.

²⁰² Лессар П.М. Военные железно-дорожные постройки русской армии в кампанию 1877-1878 гг. СПб., 1879 ; Лессар П.М. Военные пути сообщения на индо-афганской границе. // «Сборник географических, топографических и статистических материалов по Азии» (СМА). Вып. ХLI. СПб., 1890; Лессар П.М. Заметки о Закаспийском крае и сопредельных странах. // «Известия Императорского Русского географического общества» (ИИРГО). Т. XX. Вып. 1. С. 1-87. СПб., 1884; Лессар П.М Мервские ханы. Положение Мерва и Атека в конце 1882 года. // СМА. Вып. VI. СПб., 1883. С. 62-82. ; Лессар П.М. О распределении вод Келата и Дереза между этими ханствами и Атеком. Восточный берег Теджена у Серакса и южнее его. // СМА. Вып. VI. СПб., 1883. С. 39-61.; Лессар П.М. Пески Кара-кум. Пути сообщения Закаспийской области с Хивою, Мервом и Бухарою. // СМА. Вып. VI. СПб., 1883. С. 83-121.; Лессар П.М. Поездка в Серакс. // ИИРГО. Т. XVIII. СПб., 1881 (Отдельное издание: СПб., 1882) ; Лессар П.М. Пути из Асхабада к Герату (1882 г.) // СМА. Вып. VI. СПб., 1883. С. 1-38.

旅行記は、花房が前述しているように、ロシア側が地図作成の際に提案した境界線測定の領域の元となった。ロシアの地理学者レッサルは、1885年5月23日に花房が報告したように、ジュルフィカル・パスとメルチャクの所属をめぐる交渉委員会のロシア代表の一人であった。レッサルはヘーリルード河とアム・ダリア河間の境界線画定の地図を作成し、ロンドンでそれに基づいて議論を行い、ジュルフィカル・パスの定義の調整議論の元にもなる²⁰³。

ただし、イギリスにはロシアによるプリ・ハトゥームの占領、プリ・ヒシチの占領に関して、ロシア軍が与えた命令等に対する危機感が生じ、こうしたロシアの行動はヘラットに対する脅威であると判断し、測定ゾーンをロシア側が提案することを拒否した²⁰⁴。いずれにせよ、両国の不同意点は、ジュルフィカル・パスの範囲の定義とその所属、後にはメルチャクの所属、ムルガブ河における境界線が交差する地点、そしてムルガブとアム・ダリアの間の境界線の経路といった点である²⁰⁵。こうしたことを背景に、イギリス・インド総合部隊はメルフ・オアシスの境界線まで進出し、ロシア兵はヘーリルード河とムルガブ河の周辺へ進出した。1885年2月、ロシア兵はペンジェ・オアシスまで進出し、ペンジェの北に位置するアフガニスタン軍の歩哨を退却させ、クシク河の左岸に位置するプリ・ヒシチに接近するキジル・テペに歩哨を配置した。したがって、ロシア兵とアフガニスタン兵の衝突は時間の問題であった。

新聞記事に記載されている上記の事情について、花房はアフガニスタンをめぐる英露対立の経緯を下記のような観点から日本政府に説明している。ロシアは1883年末にすでに中央アジアの進取政策を進め、ロシアとアフガニスタンは互いにその地方において軍隊を進めるようになった。それ以降、英露の交渉が再開したが、互いに往復問答を重ねる中、ロシアは忽ちメルフを占領したため、双方は、現地で調査をする目的で、両国委員会を設置することに同意した。イギリスは直ちに委員を派遣し、アフガニスタン政権の及ぶ地はその所領にすべきとの意見を主張したが、ロシアはアフガニスタン政権の及ぶ地であっても今後アフガニスタンに属させてはいけないと主張した。現地での境界の測定に際し、地理・人種を重視したロシアは、委員会によって現地で画定領域を定めることを望んだが、イギリスと同意に達することができなかつたため、委員の派遣を遅らせ、現地で画定領域につ

²⁰³ Афганское разграничение. Документ 123-124, С.329-333.

²⁰⁴ Юлдашбаева. Из истории английской колониальной политики. С.125-131.

²⁰⁵ Афганское разграничение. С.82.

いての論争を避けることを考えた。イギリスはアフガニスタン政権の力が及ぶ地を測定する範囲に取り入れるという意向を捨てず、アフガニスタンが占領している地を確保すべきと主張し、ペンジェ等の要所はアフガニスタン兵によって保護され、ロシア兵が背信的にペンジェを攻撃すれば、戦争の口実になりかねないと主張した。

そこで、花房はペンジェ事件の経緯を調査した上、ペンジェ事件が発生した原因の分析を試みたと考えられる。「露モ亦タ要所ヲ失シテ人種ノ混合地形ノ不利ヲ来タスヲ欲セス...」と述べ、前述の境界線画定プロセスに関する英露間における相違点を指摘した。ロシアは、トルクメン族が住んだ領域の獲得と自らの支配下での統一を目指したため、1872年－1873年の協定を大変重視していた。その協定では、ロシアとアフガニスタン間の北西境界は、1873年1月のプロトコルでは、アクチャ、サリプリ、メイメネ、シベルガン、アンドホイ地方はアフガニスタンの北西境とし、それより南方の草原は「独立のトルクメン族の領地とする」、即ち、アフガニスタンの領土外とした²⁰⁶。したがって、ロシアが上記の独立するトルクメン族を統一し、自らの支配下に置くという政策を進める一方で、アフガニスタンのエミールが1883年にシュグナン、ルジャン、1885年にジュルフィカル等を占領したことは1872－1873年の協定違反と判断し、ロシアはイギリスに異議を絶えず申立てたが、イギリスはエミールの政権の力が及ぶ地域はアフガニスタンの領土として確保されるという、1872－1873年の協定の解釈の基本原則に基づいてそれを拒否していた。「両政府ハ互ニ進ムヲ制スルノ約ヲ成シタレトモ是ヨリ前既ニ露ハ前論ヲ變スルヲ肯セスト...」という花房の指摘にもあるように、こうした英露間の解消しがたい矛盾は、双方が1885年3月17日、前進禁止協定として解決を試みたが、ロシアは地理・人種に基づく境界線画定という原理を強く維持し、これを放棄しない策を進めた。

「露モ亦タ要所ヲ失シテ人種ノ混合地形ノ不利ヲ来タスヲ欲セス...」という花房の記述があるが、これは地理・人種に基づいた境界を定めるべきであるというロシアの主張と、ペンジェ事件発生後「英ハ直ニ委員ヲ派シ現ニ『アフガン』政権ノ及フ処ハ其所領タルヘシトノ議ヲ執リテ実地ノ穿鑿ヲ始メタレモ...『アフガン』政権現ニ及フ処ノ猶廣キヲ以テ英ハ之ヲ棄ルヲ欲セス...」というアフガニスタンの政権が現在及ぶ地を測定する範囲にとり入れるよう、イギリスはその考えを破棄しない立場をとっていた、1872年－1873年協定が未解決となっている原因となっている克服しがたい矛盾を花房が説明しきれていないと考えられる。

²⁰⁶ Арунова. Граница России с Афганистаном. С.9.

「書類ノ終末トシタレハ此後ノ事ハ書中ニ就テ見ルヲ得スト雖事実ノ顕著ナル者ヲ以テ之ヲ言ヘハ如此双方ニテ避ント計リタル衝突ハ終ニ之ヲ避ルヲ得スシテ其一且衝突スルヤ英政府カカヲ以テ拒ムヘシト令シ英将校カ助ケテ経劃スル処アリシニ論ナク『アフガン』兵仮令勇ナルモ露国節制ノ兵ノ前ニハ枯木ノ疾風ニ遇ヘル...」と花房は指摘した。彼の見解では、双方が避けようとした衝突は避けることが出来ず、衝突を避けることをイギリス政府が努力したとしても、イギリス将校が作戦の助言をしたとしても、アフガニスタン兵が例え勇敢であっても、「規律正しいロシア兵の前には枯木が疾風に遇ったように破れて」撤退した。アフガニスタン軍の弱さは、「英国自カラ兵力ヲ以テ之ニ当ルニ非サレハ殆ト天下ノ笑ヲ免カレサル者アリ...」というほどであった。イギリスの助けを受けたアフガニスタン軍の屈辱であるという花房による評価は興味深い。「露ハ『コマロフ』以下ニ賞ヲ領チテ忌憚スル所ナク英ハ事ニ托シテ『リュムスデン』ヲ召還スル等勝敗自ラ定リタルノ色アリテ...」とあるように、ロシア皇帝はコマロフ中將に勲章を与えることによって自国の勝利を証明し、イギリスがリュムスデンを召還することによって自らの敗北を証明したという花房の発言は、ペンジェ事件における「有罪者」を指す思いがけない見解であり、やがて、ペンジェ事件の挑発者に関する歴史学者の間の議論²⁰⁷の接点になるかもしれない。

さらに花房は記述している。「即今両国相持シテ決セサル者ハ『ジュルフィカル』『メルチャク』ノ孰レニ属スヘキヤノ一点最モ重ク之ニ次ク者ハ境界ニ堡砦ヲ築クヲ許スヤ否ノ点ニナルヘシ曩日龍動ニ於テ一旦露大使カ右二所ヲ舉テ『アフガン』ニ属セシムルノ議ニ同意シタルモ露政府ハ之ヲ肯セサル等畢竟談判ノ一曲節ニシテ故ラニ時日ヲ移シテ互相譲與ノ議決スルヲ待ツ者ノ如シ而シテ昨今相傳フル処ヲ以テスレハ互相ノ譲與稍相近ツキ右二所ハ舉テ『アフガン』ニ付スルコトトシ両政府ノ意向殆ト是ニ定マレリト云ヘハ結局蓋シ遠キニ非サルヘシ...」。即ち、1885年6月の時点では、ロシアとイギリスの間の境界線をめぐる交渉は、ジュルフィカルとメルチャクの所属という点におさまったと伝えた。既にロシアは、ペンジェ・オアシスをロシア領と認めれば、この2カ所をアフガニスタンに所属させると同意したが²⁰⁸、イギリスによるジュルフィカル山路の定義が不明であるため²⁰⁹、そして、イギリスが提案した境界線に関して、ムルガブ河を横断する地はメルチャクより約12キロメートルの距離で横断するという点についてロシア側からの異議が生じた

²⁰⁷ 「歴史背景」節を参照。

²⁰⁸ Афганское разграничение. Документ 85,С.235.

²⁰⁹ Там же. Документ 111,С.281.

ため²¹⁰、交渉は多少止まったが、全体的には双方が譲歩した。ただし、交渉は順調であったが、イギリスによるアフガニスタン境界線沿における要塞構築は、状況を悪化させる要因となるのではないかと花房は危惧した。

さらに、花房は英露間の平和の展望について述べている。「果シテ永久ノ平和ヲ保スルニ足ルヘキヤ否ヤハ世人ノ未タ洞知シ能ハサル所ナリト雖成ル説ニ従ヘハ露国ノ執拗『グラツトストーン』ノ位ヲ危クスルノ勢アリ同氏ニシテ位ヲ去ラハ之ニ代ル者ハ守旧党即主戦党ナルヘク主戦党位ヲ得ルハ露ノ宰トセサル所ナレハ露帝ハ主トシテ此譲與ヲ可トセラレタルナリト云ヘリ未ダ其真偽ヲ知ラスト…」と指摘した。つまり、永久の平和を保障するに足るものか否かは、世人にはまだ明らかになっていない。その上、グラートストーンが辞職したら、交代するのは守旧党、すなわち主戦党である。主戦党が政権を得ることは、ロシアには良くない。しかし、ロシアが譲与することが可能と考えれば、多少長続きする平和を得る事が期待されると強調した。上記の花房の発言は非常に興味深いといえよう。さらに、日本公使花房は、イギリス内政問題とロシアに対するその影響を観察した結果、その結論を導き出した点を指摘すべきである。具体的には、1885年6月に行われたイギリス首相の交代を取り上げ、さらに、自由党政権から保守党への交代の要因は、保守党がロシアとの戦争の開始を主張していたことであるため、ロシアが譲歩する期待が見込まれるという結論に達した。実際には自由党の政権は1885年のスーダンにおける政策の失敗、マフデイの反乱の際のエジプト守備隊等の撤退、スーダンのイギリス総督ゴードン戦死等の責任を負うため、ロード・グラードストーン首相が辞職し、その代わりとして、ガスコイン＝セシル（マクス・ソールズベリ）がイギリス保守党の代表となった。

これまでの先行研究において、アフガニスタンをめぐるロシアとイギリスとの緊張の緩和を促した要因については、外交上・国際的な要因であるという説明が多かった。たとえば、サイクス（1940）²¹¹はイギリスを打倒する目的で行われた中央アジアにおけるロシアの政策を緩和させたのは、三国同盟の枠組みで関わった、ビスマルク率いるドイツであったと強調している。さらに、双方が開戦すれば、ドイツが絶対的なヘゲモニーを握るという状況下ではロシアとイギリスの弱体化を促すため、双方が妥協する意向を示したと指摘している。グラードストーン首相のペンジェ事件における役割についても言及している。1885年のグラードストーン首相の失墜の原因はペンジェ事件、スーダンにおける困難、そしてド

²¹⁰ Там же.

²¹¹ Syks, History of Afganistan.

イツとの「熱意ある関係」、即ちビスマルク率いるドイツの脅威的な存在であると言及している。フレザー・タイラー（1953）²¹²は前者と結論が一致しているが、グラードストーン首相の政権は、外交上でのいくつかの失敗があったが、いずれにせよロシアはヘラットへの進出を放棄したため、妥協の実現ができていたと強調している。『ロシア外交史』（1997）²¹³では、ロシアはボスポラス海峡への英国軍艦の移動を保護する目的で、オスマン帝国の海峡を閉鎖するよう、三国同盟の協定に基づき、ドイツとオーストリアに呼びかけた²¹⁴。大国の圧迫に譲歩したトルコはそれに従い、さらに、バルカン問題などヨーロッパにおけるロシアの立場の重大さを考慮にいれ、ロシアは妥協する意向を示した。一方、イギリスはアフリカの植民地政策において失敗し、さらに三帝同盟の働きによってヨーロッパにおいて孤立させられたため、双方はペンジェ事件に関して妥協をせざるを得なかった。このように、この件に関しては外交上の説明が圧倒的に多いが、当時のイギリス政権についての言及やペンジェにおける役割等の評価も見られる。たとえば、クラウッセ（1899）²¹⁵は、ペンジェ事件におけるグラードストーン首相の立場を厳しく批判している。つまりペンジェ事件直後、グラードストーン首相は「行動を起こすべきだった（ロシアと開戦するという意味であると本論文の筆者は捉えている）」にも拘わらず、「do-nothing policy」、つまり進んで行動しない政策を見せ躊躇するばかりで、ロシアによるペンジェ占領の正当性を承認し、ロシアに譲歩したため、ペンジェ事件は解決できたと指摘している。他方では、ユルダシバエワ（1963）²¹⁶は当時のイギリス政権の指導者ら、特に当時のグラードストーン政権に対立する野党であった保守党のリーダーの一人、ランドフ・チャーチルの「ヘラットへの態度の深刻さのため、イギリスは直ちにロシアを攻撃すべきであり、攻撃対象としてウラジオストクと黒海を選ぶべきだ…」といった呼びかけを引用し、これをイギリス外交の侵略的な本質の証明であると言及している。ただし、イギリス政府の政権交代はペンジェ事件の解決を促した要因として重視されず、実際、その後の1886年1月にはグラードストンの第三次内閣が成立している。即ち花房が指摘したように、ロシアにとってインパクトが大きく、ロシア皇帝が譲与することになった要因であると言えるほど、保守党に交代したイギリスの内政問題は大きな要因とはいえない。しかし、当時のロシアは三帝同盟の枠組み

²¹² Fraser-Tyler. *Afganistan*.

²¹³ Хевролина. История внешней политики России.

²¹⁴ Хевролина. История внешней политики России. С. 127.

²¹⁵ Krausse. *Russia in Asia*. p240.

²¹⁶ Юлдашбаева. Из истории английской колониальной политики. С.156.

でバルカン問題をめぐってオーストリアとの関係悪化という問題に直面し、経済発展が遅れていたロシアは本来アジアとヨーロッパにおいて慎重な外交方針を進めていたため、ペンジェ事件を含め、イギリス内政における圧力という要因が浮上すれば、ロシアにとってこれは全く軽視できる出来事であるとは考えられない。

しかし、花房は「多少永続ノ和平タルヲ得ヘキカ如シ...」、つまり長続きするであろう平和を得る事が期待されると述べており、その後 1887 年 9 月にロシア・アフガニスタン間の国境を定めるペテルブルグ協定が締結され、1890 年代における中東をめぐる英露間の緊張が緩和されたという結果を瞬時に、そしてみごとに正確に予測したと指摘すべきであろう。

3.5 明治 18 年 7 月 19 日付「明治 18 年七月在露国日本公使館報告」

本報告書は、外務卿井上馨宛で、1885 年 7 月 19 日に送付されたもので、1885 年 9 月 30 日に太政大臣三条実美に上申されたものである。明治 18 年公第 77 号の外務省記録に収録されている。毛筆で書かれた原文を解読した結果は、附録 6 を参照。

まず花房は 1885 年 7 月の時点における英露間の境界線交渉の現状と問題点に着目し、「露英ノ異議殆ント将ニ一致ニ帰セントシテ唯『ヂュルフィカル』ノ一事両意未タ全ク合セサル...」と「英国宰相更迭ノ事起レリ...」、つまり露英の異議は殆ど一致に向かうとしていたが、ただジュルフィカルの一件につき両者の意見が全く合わないまま、この交渉の事態を困難にさせる要因として、1885 年 6 月前半にイギリス首相の交代劇が起きた²¹⁷と花房は報告した。この交代劇の原因とは、ロシアからの危機への対応として「此異議ノ為メ備ヘテ用ヒサル兵費ノ論ヨリ生セル...」、つまり用いられなかった軍備への戦費が原因である²¹⁸と花房は伝え、さらに英露交渉に対するその影響は「諸国新聞モ此更迭ニシテ果シテ行ハレハ露英ノ関係必ス一変スヘシト...」と報告した²¹⁹。ただし、「當時露政府ハ猶望ヲ舊宰相ニ属セル者ノ如ク外務ノ高官モ多クハ旧宰相ノ復職期スヘシト云ヒ反対党政府ノ組織成就セサルヲ欲スルノ意ヲ見ハセリ...」つまり、ロシアは自由党の復帰を望んでいるという意見もあった²²⁰。だが、英露交渉は元グランヴィル外相が交渉し続けたことによって、「露国ハ

²¹⁷ 1885 年 6 月にグラッドストーンはガスコイン＝セシル（ソールズベリ）に交代された。

²¹⁸ *The Pall Mall Gazette*, 1 june 1885, № 6305-vol.XLI.p.11.

²¹⁹ *The Pall Mall Gazette*, 3 june 1885, № 6307-vol.XLI.p.1.

²²⁰ *The Pall Mall Gazette*, 8 june 1885, № 6312-vol.XLI.p.1; *The Pall Mall Gazette*, 10 june 1885, № 6314-vol.XLI.p.11.

之ニ由テ英政党ノ更迭ニ既ニ決セル兩國間ノ安件ヲ変スル者ニ非サルヲ保シ得タル」、つまり首相交代にも拘わらず、既に成立した兩國間の案件が変更されることはないという保証をロシアから得た。しかし、新聞は「英守旧党ニシテ位ヲ得ハ兩國ノ事必ス破綻セント論スル...」（イギリス守旧党が優位を獲得すれば、兩國間で成立した案件は必ず破綻する）と論説した²²¹。これに対して「外務高官ノ輩ハ龍動ノ談判ハ新内閣就職ノ上ハ速ニ定ルヲ疑ハス...」とロシア側は関心を示さず、外務高官の話によれば新内閣が成立したら、交渉を促進させられると確信している。解決予測期間に関しては、上記の外交高官によると、「境界実地ノ定域ヲ盡了スルハ三ヶ月ヲ要スル...」、即ち境界実地の定域を完了するには三ヶ月必要であり、よって早期の平和状態成立に関して、「早晚平和結局ノ望絶ヘサルヲ證セリ...」と望みが絶えた訳ではない事を立証したと花房は説明している。

そして、新首相が議院で行った演説で、「外交方針ノ多少變化セサルヘカラサル...」、その上、世論ではその外交方針の変更というのは「露英間ノ變化ヲ論セル...」、ロシアに対する方針を指している²²²と花房は伝えた。ロシア政府の半公式刊行機関であった『ジュルナル・ド・サンクトペテルスブルグ』はこのようなイギリス民衆の心配に対して、政党の交代にも拘わらず既に決定した条件を変える意向がないと報道した²²³。花房も「露国ハ英国ト談判シタリ決シテ其甲党又ハ乙党ト談判シタルニ非ス故ニ政党ノ更迭ハ兩國既決ノ事ヲ變化スルヲ得スト...」と述べた。即ち、交渉成立した事項を締結したのはA党かB党ということではなく、イギリス政府が可決した事項は変化しないと解明している。

次に、「『アフガン』ニ内乱起レリト云ヒ『アミール』弑セラレタリト云ヒ皆露国ノ教唆ニ由ルト云ヒ或ハ露国ノ大兵境界ニ派往スト傳フルカ如キ不安ノ音信一ニシテ足ラス事実ニハ露カ『カスピク』海東ノ鉄路電線ヲ増設シ兵數ヲ増加シ英カ印度鉄路ヲ『アフガン』境内ニ延長シ何シモ其督促ヲ嚴ニシテ急速ノ成就ヲ期シ英ハ更ニ『アフガン』ヲ助ケテ『ヘラット』ノ城堡ヲ修理シ許多ノ大砲ヲ備ヘシメ援兵ヲ送ル等双方戦備益々急ニ夫ノ論地タル『ヂュルフィカル』ノ如キモ露国兵數ヲ増加シ『アフガン』亦其守兵ヲ増加スル等ノ事アリ...」と花房は伝えている。アフガニスタンで内乱、エミールの殺害等の風説が流れている一方で、ロシアの大軍が境界に派遣され、ロシアがカスピ海東の鉄道線路や電線を増

²²¹ *The Pall Mall Gazette*, 18 June 1885, № 6321-vol.XLI.p.1, 11-12.

²²² *The Pall Mall Gazette*, 23 June 1885, № 6325-vol.XLI.p.8; *The Pall Mall Gazette*, 8 July 1885, № 6337-vol.XLI.p.1.

²²³ *Journal de St.Petersbourg*, 26 June (8 July) 1885, 61 annee(6 serie) , №167; *Glasgow Herald* , Friday, July 10, 1885; Issue 164; *The Pall Mall Gazette*, 27 July 1885, № 6355-vol.XLI.p.11.

設し兵の数を増やし、イギリスはインドの鉄道をアフガニスタン国境内に延長し、ヘラットの城壘を修理し、数多くの大砲を備えさせて援兵を送るなど、つまり、ロシアとアフガニスタンの境界線方面は不安定な状況であった。双方による軍備の増強が進み、ジュルフィカルではロシアが兵数を増加し、アフガニスタンは守備兵を増加した²²⁴。

それに加え、「談判局ヲ結ハサル間ハ兵備未タ解クヘカラスト論シ『アフガン』ニ對セル救援ノ約ハ等閑ニスヘカラスト云ヒ言『ヂュルフィカル』ノ『アフガン』ニ屬セサルヘカラサルニ及ヒシ」と花房が報告しているように、イギリス首相が議院で行った演説では²²⁵、交渉が終了しない内は軍備を解散せず、アフガニスタンに対する救援を継続し、ジュルフィカルはアフガニスタンに所属するという方針を断固として打ち出した。つまり、イギリスの主張は『ペンヂデ』ノ二舞ヲ重ネテ是ニ見ルハ殆ト免レ難キ勢ヲ成シ...」つまり、境界の周辺で英露衝突の勃発を導くだろうと花房は判断する。

新聞または外交官との交流で情報を得た花房は、英露間の交渉難航の原因は、ジュルフィカル・パス地域のイギリス製の地図とロシア製の地図が相違していることであると確信した。花房は、外務大臣の機関が編集する『ジュルナル・ド・サンクト・ペテルスブルグ』を読み、「所謂『ヂュルフィカル』ハ『ヘリルード』河畔ニ位セル山間ノ一地ニシテ英国陸軍大尉『ピーコック』ノ圖ニ其地名ヲ記入セル處ヲ云フ也露国ハ此圖ヲ據トシテ其所ヲ定メ之ヲ『アフガン』ノ領トシテ存スヘキヲ諾セリ英国カ『アフガン』ノ為メ存スルヲ約セシ者果シテ是ニ限レリトセンカ両国既ニ異議ナシ若シ此他ニ及ヘル者ナリトセハ英国ハ露ノ諾セサル者ヲ以テ『アフガン』ニ許セリト云ハサルヘカラスト寧此理アランヤト云ヒ以テ陽ニ世間読者ノ過慮ヲ防キ陰ニ英国ノ要求其度ニ過ルヲ詰ルノ意ヲ見ハセリ...」と書いている。つまり、ジュルフィカルはヘーリルード河畔に位置する山間の一つの地であり、イギリス陸軍大尉ピーコックの地図に地名が記入された地域を指していると明記し、ロシアはこの地図を根拠として境界を定め、これをアフガニスタン領とすることを承諾した。イギリスがアフガニスタンとその領土について確約したことは維持し続け、両国共に既に異議はなかった。ロシアは、イギリスはアフガニスタンに関して許容することがあつてはならないという理屈があると述べ、表向きには世間読者の行き過ぎた考えを防ぎ、裏ではイギリスの過度な要求を摘む意向を表明した²²⁶。『ジュルナル・ド・サンクト・ペテルスブル

²²⁴ *The Pall Mall Gazette*, 15–25 July 1885, № 6344-6353-vol.XLI.p.7-11.

²²⁵ *The Pall Mall Gazette*, 8 July 1885, № 6337-vol.XLI.p.1.

²²⁶ *Journal de St.Petersbourg*, 5 (17 July) 1885, 61 annee(6 serie) , №176 ; *The Pall Mall Gazette*, 17 July 1885, № 6346-vol.XLI.p.7-8.

グ』の論説では、花房が書き加えたように、「談判ノ順成ニ障碍アル如此甚シキモ露国ハ目下開戦ノ案ナシトスル者唯外務官ノ話ニ止ラス海軍卿陸軍参謀本部長等頃日外国ニ旅行シ其他各国公使等前日和戦ニ疑ヲ抱キテ敢テ動カサリシ者モ頃日發シテ或ハ其本国ニ帰省シ（中略）他国ニ旅行スルノ迄ニ上レリ...」、つまり、英露交渉の成り行きに対するこのような著しい障害があれば、ロシアは開戦に本気になるが、ただ、外務官だけでなく海軍大臣²²⁷、陸軍参謀本部長等が近日外国に旅行したため、その他各国公使等はそれまで開戦に疑いを抱いていた。会戦の可能性をを表明していた人たちは、近日国外へ出発して本国に帰省する²²⁸か他国に旅行する途上にあった。

他方、「新聞ハ右『ヂュルフィカル』ノ事ニ就テ諸新聞ノ囂々スル處多クハ議院ノ演説ヲ誤解セル者ナリト論シ就中『ハール・マール・ガゼット』ノ如キハ『ヂュルフィカル』ハ露国既ニ『アフガン』ノ為メ之ヲ棄ルヲ諾シ今日其説ヲ変セサル者ナリ...」と花房は伝え、ジュルフィカルの件について、諸新聞は英国議院の演説を批判していると述べている。その中でも『ハール・マール・ガゼット』では、ロシアはすでにジュルフィカルをアフガニスタンのために放棄することを承諾し、その説を変えていないと報じている²²⁹。ただし、『アフガン』若シ其山北ノ牧場井泉等既ニ露ニ許シタルノ地ヲ以テ再ヒ之ヲ復セントシ英国実ニ之ヲ助クト云イシカ露ノ諾セサルヤ...』と花房が指摘しているように、アフガニスタンがもしその山北の牧場や井戸や泉など既にロシアに許した地を再び元通りにしようとし、イギリスが本当にこれ援助すると表明すれば、ロシアは間違いなく承諾しなかった²³⁰。

こうして、政権の交代に伴うイギリスの内政危機にも拘わらず、諸新聞が書き立てた程、ロシアとのアフガニスタンの国境画定交渉には影響はなく、交渉は絶えず継続していた。まず、花房自身も『サリスブリー』若シ之ヲ今日ニ争フテ開戦ノ口実ノト為シト欲スルカ如キコトアラハ實ニ犯罪ノ擧ト云サルヲ得スト云ヒ其他績テ到ル龍動電報ニ諸新聞ノ言フ所ヲ傳ヘテ中亜細亜ノ形勢モ曩ニ報シタルカ如ク急迫ナラスト云ヒ露大使ノ談判モ都合好ク見ユ等ノ事アリテ大ニ其音調ヲ改メ露新聞ノ之ヲ揚載スル者亦彼等カ無根ノ説ヲ傳ヘテ

²²⁷ シェスタコフ海軍大臣は 1885 年 7 月にスウェーデンを訪問する。 *Daily News* (London, England), Friday, July 3, 1885; Issue 12239.

²²⁸ 『駐露公使花房義質日誌明治 18 年』、北海道大学所蔵。1885 年 6 月 2 日の記録「スウェーデン公使は暇乞いに来る」等、年表を参照。

²²⁹ *The Pall Mall Gazette*, 7 July 1885, № 6337-vol.XLI.p.1; *The Pall Mall Gazette*, 16 July 1885, № 6345-vol.XLI.p.7-8.

²³⁰ Афганское разграничение. Документ 123, С. 344-345.

世間ヲ騒カスヲ止メ稍平静ニ帰スルノ趣アル...」と、イギリス首相交代を戦争の口実としようとするのであれば、中央アジアの形勢は順調であり、ロシアの大使の話によると解決は可能で平和が成立していく状況であると記録した。

ジュルフィカルの件は最も重要であり、両国の議論は進展せず、さらに花房の見解では、交渉のプロセスを悪化させる要因がいくつか生じる。花房は最も重要な二つの要因について言及している。それは、イギリス領事官職員へのロシア側による捕虜事件とアフガニスタン内乱の風説である。この二件について花房は記録を残した。「『レシト』在留英領吏カ『セラクス』ニ至ルノ途ニ驢馬ヲ失ヒ其露領ニ在ルヲ聞知シ之ヲ取戻ス為メ書記（土人）ニ案内者ヲ付シ露官ニ宛タル書ヲ待セテ遣リシニ露官之ヲ捕ヘテ苛酷ノ取扱ヲ為シタリトテ両国政府ノ照會トナリ露政府ハ取調ヲ諾シタレトモ將軍『コマロフ』ノ報スル所ニ據レハ彼ノ者ハ始メ英領事ノ書記タルヲ告ケス却テ闇牒タルノ證跡アリシニ由リ捕ヘタレトモ護衛兵ヲ付シテ『ペルシア』ニ送り帰セリト申立タリト云フノ一事ヲ加ヘタリ...」。つまり、レシト在留英領書記がセラクスに向かう途中驢馬を失い、露官に宛てた書を持っていたが、露官はこれを捕らえて過酷な対応をした件が、両国政府に知らされ、ロシア政府は取調べを許可したが、將軍コマロフの報じたところによると、その者ははじめイギリス領事の書記であることを告げず逆に間諜の痕跡があったので捕らえたが、護衛兵をつけてペルシアに送り返したと申し立てたと一言付け加えた²³¹。この件は今後重大な事にはならないが、両国に「紛紜ノ生シ易キ一證トスルニ足レリ」、つまりゴタゴタを生じ易くする一因となると花房はこの事件に関する印象を述べている。

平穩を乱す可能性を持つ要因は、アフガニスタンの内乱である²³²と花房は考えた。「重大ノ關係ヲ生スヘキノ恐アル者ハ『アフガン』ノ内乱ナリ前日傳ル所未タ全ク實ナラサリシモ昨日ノ電報稍其詳細ニ及ヘルヲ以テ見レハ全ク虚傳ナラサルカ如シ此事若シ實ニシテ速ニ平定セスレハ露ニーノ詞柄ヲ與フル者ナリ...」。つまり事情は確認中だが、この事がもし事実としたら、速やかに平定しなければ、ロシアに一つの口実を与えることになることと花房は言及しているが、ロシアがこうした状況でより有利になることの理由は全く説明していない。ただし、既述の報道及び本報告からその情報も読み取ることができる。花房は本報告にて、ロシア軍がアフガニスタンとの境界の周辺に駐留していること、ロシアがカスピ海東の鉄道線路や電線を増設し兵の数を増やしていること、イギリスがインドの鉄道をア

²³¹ *The Pall Mall Gazette*, 13 July 1885, № 6342-vol.XLI.p.7.

²³² *The Pall Mall Gazette*, 6 July 1885, № 6336-vol.XLI.p.7.

フガニスタン国境内に延長し、ヘラットの城壘を修理することなどを伝えているが、こうした状況を記録するばかりでアフガニスタン内乱とエミール殺害の風説との因果関係は特定できなかった。即ち、アフガニスタン反乱など、ロシア境界線周辺の領土に対する危険が増すような実態になれば、その周辺において必要以上のロシア軍が駐留することに口実ができ、トルクメニスタン地域とアフガニスタンの境界線地域の不安定に繋がっていくわけである。

ただし、英露間の境界線画定交渉の発展過程の観点から考察すると、境界の周辺における両国軍の集中、要塞構築作業、イギリス領事官職員のロシア側による捕虜事件などによって地域には、両国の世論には不安な気運を生み出したが、交渉にほとんど影響がなかった。6月にはイギリス議院で新首相ソールズベリの演説があり、上記の通り花房が解明したように、交渉が終了しない内に軍備を解体せず、アフガニスタンに対する救援を継続し、ジュルフィカルはアフガニスタンに所属する方針を断固として打ち出すというイギリス新政府の綱領を明かした。ロシア政府は冷静にこれに対応し、相変わらずジュルフィカル山路がアフガニスタンに所属することを固く維持し続けたが、イギリス製の地図とロシア製の地図でのジュルフィカル・パスの定義に相違があったため、現地で測量の必要性を強調した。とにかく、両政府が交渉を続け、平和成立への意志を表明した²³³。1882年の壬午軍乱の経験者であった花房は、この地域における双方の軍隊の駐留増加などを重視していたことは無論、英露軍の衝突の発生、つまり「ペンジェの二の舞」を促すポテンシャルがある程度存在していたと指摘している。ただし、ペンジェ事件後、アフガニスタンのエミールは、アフガニスタン軍や役人などに英露の現地測定や何らかの接触を避けることを命じ、平和への意向を表明した。さらに、アフガニスタンのエミールであったアブドロフマン・カンがイギリス軍隊の派遣も拒否した²³⁴。ヘラット要塞の増築のためにイギリス技師を受け入れたが、その際憤慨の態度を示した²³⁵。こうしたアフガニスタンのエミールの平和的な立場は、交渉が成立しつつあったとき、調停の緩衝剤の役割を果たし、むしろ境界周辺地域を安定させ、平和への成立を促した要因の一つであった²³⁶。

よって、1885年7月の時点では、アフガニスタンをめぐる英露交渉はほぼ成立しつつで

²³³ Афганское разграничение. Документ 131-132, С. 339-341.

²³⁴ Арунова. Граница России с Афганистаном. С. 19-20.

²³⁵ Syks, *History of Afghanistan*, p. 166.

²³⁶ Халфин. Провал Британской агрессии в Афганистане XIX-н. XX вв. С. 141.

あった。双方にとって交渉の懸案事項であったジュルフィカル山路の所属のことは、ロシア製の地図とイギリス製の地図が一致していなかったため、さらにロシアの現地測定委員会会長が到着しなかったため、現地で測定ができず、双方はひとまず現地で駐留しているロシアの司令官が土地の測量を行うと同意した。1885年7月中にその作業は終了し、8月初めにロシア政府に現地測定の地図が送付された²³⁷。

そして花房は不安を促す風説などを伝える一方、ロシアの中央アジアにおける有利な立場を説明できるような事情も伝えていき、三帝同盟の枠組みで行う予定会合の件とペンジェ危機における三帝同盟の役割についても論じている。まず、ロシアが今回の事件において、優位に立つことが出来たのは、「露澳獨ノ和平固キヲ得タルニ由ル者ニシテ...」、つまり三帝同盟の枠組みで和平が強固であったためであると花房は指摘した。実際に、ボスポラス海峡でのイギリス軍艦通過の件がトルコによって禁止させられたのは、オーストリアとドイツがロシアを支持し、トルコに圧力をかけたためである。さらに、「去年『シクルネウイス』ノ會アリテヨリ欧州大陸ノ平和ヲ固クシタルノミナラス露獨ノ間ニハ罪犯交付ノ約ヲ締シテ...」と花房が伝えたように、1884年9月に開催されたスケルネヴィツィ²³⁸の会合では、欧州大陸の平和を堅固なものにただけでなく、ロシアとドイツの間で犯罪交付の条約が結ばれ、「乱党出沒ノ弊ヲ防キ...」といった効果があると花房は指摘した。さらに、オーストリアとドイツの間には協同関税の議論が起り、貿易の利益を平等にしようとする動きがあった²³⁹。花房は「着々同盟ヲ堅クスルニ在ルヲ以テ見レハ益々三大国大交際ヲ親密ニシ以テ欧州大陸ノ平和ヲ堅宰ナラシメントスルノ會タルハ疑ヘカラス...」と、着々と同盟を堅固にするのを見れば、益々三大国が各々交際を親密にして、欧州大陸の平和を堅牢なものにすることは疑いようもないという結論を導いている。この会合の意義というのは、花房が説明したように、「『バルカン』半島ニ於ケルノ政略上多少計劃アルヘキハ勿論『アフガン』ノ事若シ今日速ニ局ヲ結スンハ或ハ此會ニ於テ結局ノ趣向ヲ定メ得ルコトナシトスヘカラス...」、つまり、バルカン半島において政略上いくらかの計画があるのは勿論であるが、アフガニスタンの件も、もし今日速やかに解決できなければ、この「三帝同盟」という会において最終的な手立てを定め得ることを否定すべきではないと指摘した。

実際、最初に1873年に成立した三帝同盟は1881年に復活して以来、その主要な課題は

²³⁷ Афганское разграничение. Документ 147, С. 369.

²³⁸ Skiernewiczy ポーランド、ワルシャワ付近。

²³⁹ *The Pall Mall Gazette*, 6 sept. 1884, № 6082-vol. XLI, p. 7-8.

第四者の戦争勃発の際、同盟国が中立的な立場をとることであったが、相変わらず反イギリス的性質を持っていた。欧州大陸における平和を守るという課題を掲げていたが、具体的には、海峡の中立化（イギリス軍艦などの海峡の通過の予防など）、さらにヨーロッパで弱い立場にあったロシアにとってはバルカン半島（特にセルビア）におけるオーストリアの脅威の克服であった。とにかく、露・澳・独の三国共、欧州における妥協を築く外交手段として見なし、セルビアの即位をめぐる露・澳摩擦が生じた件のみならず 1884 年—1885 年に特に中央アジアをめぐるロシアが同盟国の支持を得たことを考慮に入れると、三帝同盟は完全に同盟の働きをしていたと指摘できるであろう。ただし、特に 1885 年—1886 年のブルガリアをめぐる危機、その現状の悪化につれ、同盟国は徐々に分裂していく。その結果、欧州における力関係は変動していき、1883 年—1888 年に独・澳・伊三国同盟が成立し、そして 1891—1892 年に露・仏同盟が成立した。しかし、1885 年 7 月の時点で花房が正確に指摘しているように、三帝同盟の圧力によりペンジェ事件をめぐる露・英の立場は動揺し、ペンジェ危機も解決への展望も開かれていく。

最後に、「露英ノ事ハ両国戦備ノ急ナルト英国輿論ノ囂キトニ論ナク目下欧州ノ治平ヲ害スヘキ大戦ヲ開ヘキ虞ナキカ如シ...」と花房は伝えている。英露の件について、両国が戦備を急いでいると英国輿論が騒ぎ出しているが、そのような論説はなく、欧州の治平を害するような大戦を開く恐れはないようだ、と花房は英露間の平和的な解決を確信している。

3.6 ペンジェ事件に関する 8 月の報告

本報告書は、外務卿井上馨宛で、1885 年 8 月 9 日に送付されたもので、1885 年 10 月 13 日に太政大臣三条実美に上申されたものである。明治 18 年公第 79 号の外務省記録に収録されている。毛筆で書かれた原文を解読した結果は、附録 7 を参照。

1885 年 6 月—7 月にわたっての出来事を花房は手短かに諸点を説明している。「英露ノ紛議將ニ平和ニ帰結セントスルノ際英国宰相ノ更迭アリテ英議院ノ論再ヒ氣焰ヲ発シ為メニ諸新聞等モ両国ノ争ハ終ニ砲火相接スルノ避クヘカラサルヘキヲ説クニ至リタレトモ七月十八九日ニ至リテ諸説再ヒ音調ヲ更メ稍平静ヲ復スルノ趣アリシハ曾テ報スルノ處ノ如シ其序曲ニ在テハ俄ニ之ヲ窺ヒ知ルニ由ナク唯『デュルファイカル』東方ノ連山及ヒ之ニ從テ通セルニ大路ヲ露領ニ属セシメント云ヒ『アフガン』ニ属セシメント云ウノ議兩國互ニ固執シテ相譲ルヲ欲セス一時世上ニモ此不穩ノ説ヲ傳フルニ至リタルナレトモ龍動伯徳府ノ間

ニ幾回ノ往復ヲ重ネ双方互ニ稍相譲ル所アルベキヲ認メ此平穩ノ趣ヲ為セシハ疑フベカラザル者アリ然レトモ...」即ち、英露の紛争に関する協議が今にも和平に至ろうとする時に、イギリスの首相の交代があり、ロシアとの和平についてイギリス議院の論議は直ちに気炎が上がったという時期を描いている報告となる。そのため、諸新聞などが両国の戦争を回避できない状況にあると記載するが、以前に花房は、1885年7月19日付の『「アフガン」論近況』という報告にて伝えたように、1885年7月18日から19日にかけて、各新聞共に直ちに論調を改め、やや平静を取り戻した。1885年5月—7月にロシアとイギリス間の境界線に関する交渉が進展したとはいえ、ジュールフィカル東方の連山に沿って通じる大路がロシアかアフガニスタンのどちらに属するかという英露間の議論をめぐって両国は互いに譲歩せず、一時世間的にもこの不穏な関係を伝えられるまでになったが、花房は双方が互いにある程度相譲るところがあるはずだと認め、その上で平穩への意向を示したことが明らかであると伝えている。それは特に、花房が1885年5月23日付の『「アフガン」論近況第三』や1885年7月19日付の『「アフガン」論近況』という報告において明かにしている。

和平実現の展望を確信した花房は、「兩國互ニ兵備ヲ解カス鉄道ノ設置城砦ノ修築ヲ急ナル等ハ依然トシテ變セス唯英宰相カ去ル四日ヲ以テ議院ニ於テセル演説ニ兩國相持スル處互ニ相容レサレトモ又頓悟の望アリ其決議ノ今日ニ於テ遅々スル者ハ専ラ露国ニ於テ調査未タ盡ササル所アリテ之ヲ明ニセント欲スルカ為ナリトノ意アルヲ以テ...」と伝え、下記の情報を獲得し、実態把握のために双方による軍備の進展について報告している。

1885年6月—7月にわたって、特にジュールフィカル・パスに関して、双方による定義などを理由に境界線の画定に関するロシア側とイギリス側の地図には相違点が生じた。よって、現地で境界画定委員会は地形測量を進める一方²⁴⁰、1885年7月にわたり、メルフ地方の周辺に駐留したロシア軍はジュールフィカル・パス方面へ移動させられ、イギリス側は技師・技術者の団体を送りヘラットにおける要塞の強化を進め、さらにヘラット周辺のピシン鉄道をホジャックまで延長した²⁴¹。こうして、花房が前述の通り伝えたように、両国は互いに軍備を中止せず、鉄道の設置、城砦の修築等に急いでいる状況は依然として変わらずである。さらにイギリス首相が1885年8月4日、議院で行った演説では、両国の主張は受け入れないが、転機になる期待もあると発言した。つまり、その決議が現在遅々と進まない原因は、専らロシアにおいて境界線に関する現地での調査が未だ完了していない点に

²⁴⁰ Афганское разграничение. Документ 133-134, С. 344-345.

²⁴¹ *The Pall Mall Gazette*, 15—25 July 1885, № 6344-6353-vol. XLI, p. 7-11.

あり、それを明らかにして欲しいという要望がある²⁴²、と花房が指摘した。

「頃日之ヲ露国外務ノ高官ニ質セシニ尤ト此山中ハ兩國共ニ未タ詳ニセサル者アリシタリ
始メ『ジュルフィカル』ヲ『アフガン』ニ属セシムヘキヲ許シタルモ露ハ英国所製ノ圖ニ
其地名ヲ記シタル所ヲ指シ之ヲ許ストノ約シタルニテ其他露境ノ警備ニ要スルノ地ハ勿論
露ニ属スヘキノ意ナリシニ英国ハ此名ヲ以テ附近山河ノ陔要ヲ総称セル者トシ此陔要ノ地
ヲ挙テ『アフガン』ニ属セシメサルヘカラスト云ヒ再ヒ是ニ異議ヲ生シタルナレトモ兩國
国境ヲ界ルニハ各々其拠守スヘキ陔要ノ地ヲ保チテ之ヲ固クスルニ非スンハ互ニ永久ノ安
全ヲ保スヘカラサルハ明カナレハ更ニ協議スル所アリテ今度英国ニ於テ特ニ此方面ノ山河
形勢ヲ詳ニセル地圖ヲ製シタレハ此圖ニ據リテ互ニ其拠守警備ノ点ヲ明ニシ退讓割與ノ点
ヲ定メ即チ境界一定ノ線ヲ畫スルヲ議スヘキヲ決シ其圖今既ニ英ヲ發シテ露ニ至ルノ路ニ
在レハ遠カラスシテ其圖ヲ得此諸点ヲ詳議スルノ運ヒニ至ルヘシトノ答ナリシ此詳議果シ
テ互相退讓ノ意ヲ以テスル者トセハ別ニ不時ノ異変ヲ生起スルニ非サルヨリハ必ス遠カラ
スシテ其好結果ヲ見ルヲ得ヘシ但シ嘗テ報セル露官ノ話ノ如ク暑熱既ニ散シテ風霜未タ成
ヲ逞クセサルノ時ニ於テ實地ノ定域を畫了スルニ至ルヲ得ヘキヤ否ハ今日未タ之ヲ確言ス
ルヲ得スト…」と花房は伝えている。ロシア外務高官に質問した花房は、ロシアのジュル
フィカルについての見解の要点を説明している。即ち、ロシアは最初にジュルフィカルが
アフガニスタンに属することを承諾し、ロシアはイギリス製の地図にはその地名が記入さ
れていることを指摘し、それを承諾する約束をした。ただし、ロシアはその他のロシアと
アフガニスタン境界の警備を必要とする地は勿論ロシアに属すべきと主張し、イギリスは
この地名は附近山河の限りを総称するものであるとし、その要地をすべてアフガニスタン
に属させなければならぬと主張している、と花房は説明しているが、説明自体は不十分
であると考えられる。花房自身は1885年5月23日付の報告書で、イギリス側はグランヴ
イルとキムベルリを任命し、ロシア側は在英大使スタールが主席となり、ロシア地理学者
レスサルも参加し、提案の交換が行われた。まず、ロシアは1885年5月21日にメモラン
ダムにてロシア領土の自然の要害地を損なうことを理由に、ジュルフィカル・パスとメル
チャクをアフガニスタン領とするという案に異議を示した。イギリスは1885年5月22日
に送付されたメモランダムで、要害地はアフガニスタン防御の為に不可欠であると固執し、
交渉は進展しなかったと報告した。ただし、両国間で意見の食い違いが生じたのは、そも
そもジュルフィカル・パス等の定義に相違点があると言及されている。イギリス製の地図

²⁴² *The Pall Mall Gazette*, 5 august 1885, № 6362-vol.XLI. p.7.

とロシア製の地図が異なることがまさに双方の口実の元であり、その説明を花房は試みている。以前、1885年7月19付の報告にて花房は、イギリス陸軍大尉ピーコックの地図を取り上げ、ジュルフィカルはヘーリルード河畔に位置する山間の一つの地であると説明したが、花房の説明の不十分な点はロシアとイギリスの地図の詳細が欠けていることであると指摘すべきであろう。双方にとって領土の防御に不可欠である地はどこか、なぜイギリス製の地図の境界線はロシア側の領土の防衛を損なう提案であると判断されたか、そして、ロシアの提案も全く同じであると見なしているという点については、その地図の詳細な紹介をしない限り、アフガニスタンをめぐる英露摩擦の本質として明記するのは困難である。ここで、その両側の地図にもとづく相違点を紹介しておこう。1885年5月11日、その後5月22日付けイギリス側のメモランダムの基本となった境界線に関するイギリス側の提案は以下の通りであった。まず、境界線は、ジュルフィカルより北方に位置するヘーリルード河から始まり、ジュルフィカルはアフガニスタンに属するようになる。続いて、アク・ラバットとスメ・ケヒリジ間の土地を横断して、境界線はイスリムまで続く。イスリムはロシア領土とし、そして、エグリ・ギョックの左岸沿いに沿って、チェメニ・ビッドはロシア領土とする。クシク河の左岸の沿いの傾斜地に添って、境界線をまっすぐムルガブ河まで延ばす。そしてベンディ・ナディリより北方の地点でムルガブ河を横断し、ベンディ・ナディリはロシア領土とする。この地点からホジャ・サレーまで境界線確定委員会の判断に基づいて境界線が画定されたが、以前（1885年1月16日）にロシア側が提案した境界線より30ヴェルスト北方となる²⁴³。さらに、1885年5月16日に、メルチャクをアフガニスタン領土とするイギリスの追加要求がペテルブルグに送られた。それに対してロシアは1885年5月19日、イギリス政府に異議を送っている。ロシアはアフガニスタンによるペンジェ占領を理由に現地調査を行わなかったため、やむを得ず境界線をイギリス製の地図をもとに、ジュルフィカル・パスよりも北方であるヘーリルード河からハウジ・ハンまでとするイギリス側の提案に賛成した。ただし、ロシアはハウジ・ハンからメルチャクより北方の地点を境界線が横断する提案を出し、放牧地を含むサリック・トルクメン族の領域はロシア領土であると主張した。また以下のような条件でムルガブ河より東の境界線も画定するとロシア側は主張した。境界線は、ロシア製の地図ではカイソルとサンガラク間の山中とメイメネとアンドホイ間の地域までとし、メイメネとアンドホイはアフガニスタン

²⁴³Афганское разграничение. Документ 119, С. 324. 1887年に確定されたアフガニスタンとロシアとの境界は附録15「地図」を参照。

領土であり、もしジュルフィカルの境界線画定が不十分であれば、その拡大は可能だが、ロシア領土を略奪者の攻撃から守る目的でメルチャクをロシア領土にするという条件を設ける²⁴⁴。

こうして、1885年4月—5月中電報の交換を通して、また1885年5月21日—22日のメモラandum交換を通して、両政府は以下の不同意点を明らかにした。第一に、ジュルフィカルがアフガニスタンに属することにロシアは反対するわけではないが、イギリス製の地図に記載されているものの、ロシア製の地図ではそのような地名も存在せず、よって、まずは地形測量をロシア側が行うことを訴えた。ロシアは、この地方のロシア製の地図に基づき、ジュルフィカルはヘーリルード河沿いの低地であると定義していた。他方で、イギリスは地形測量を行ったため、ジュルフィカルを山中大路と定義し、その大路はヘーリルード河の右岸の沿いに位置する。この大路を通り抜ければ、南トルクメニアに位置するヘーリルード河の谷に辿り着くので、ロシアにとっても、アフガニスタンにとっても戦略的に重要な地である。こうしてロシアはギョック・ギャドゥック峰をふくむ所謂ジュルフィカル・パスの西方の部分をアフガニスタンに譲ることに承諾したが、今後の交渉は地形意測量の結果に基づくものであると強調した²⁴⁵。結局、ロシアによる地形測量の結果、ジュルフィカル・パスの東方出口はロシアの領土となり、これによりアフガニスタンの略奪者に対する防御が確保できると判断されたので、8月中にジュルフィカル・パスの所属の件は解決した。

第二に、イギリスの提案では、境界線はベンディ・ナディリより北方の地点でムルガブ河を横断し、ベンディ・ナディリはロシア領土とすると主張されている。よって、ベンディ・ナディリは、メルチャクよりも南方に位置しているので、以前(1885年1月16日²⁴⁶)のロシア側の提案に従えば、境界線はメルチャクより北方の点でムルガブ河を横断するということになる。トルクメン族の放牧地の確保ができないため、ロシアはその1月16日の提案を維持し続ける。第三に、ムルガブ河とアム・ダリア河の間の境界線画定に関する不同意である。この境界線は1885年1月16日にロシア側が提案した境界線より30ヴェルスト北方となるというイギリスの提案に対して、ロシアは北の境界線画定により、アフガニスタンの領土は北方に拡大されるため、ロシアは、トルクメン族の領域がそこまで達して

²⁴⁴Афганское разграничение.Документ 121,С. 325.

²⁴⁵Там же.Документ 124,С. 333.

²⁴⁶Там же.Документ 46,С. 145-153.

いることを口実にし、メルチャク獲得を補償として要求した。イギリスは、メルチャクがロシアに属することに反対したが、ロシアはトルクメン族の放牧地を確保し、メルチャクより北に境界線を画定するという原則をこの地の境界線画定に適用するよう提案した。ムルガブ河より東を占める境界線はアンドホイに達しホジャ・サレーに至る。こうしてロシアが特に重視していたこの地の住民の権利確保にとって平等な条件が整い、加えて、ムルガブ河より東への境界線の提案がロシア側の提案と一致したため、1885年6月、ロシアとイギリスはこの件に関して同意した²⁴⁷。

したがって、その後の交渉は1885年9月のプロトコル調印に至るまで、その不同意点を解決していくという段階になる。花房は、この段階は、両国の国境を定める為にはそれぞれの拠守すべき要地を保ち、これを画定しなければ、互いに永久の安全が保たれない事は明白であるため、互いに協議する意思があり、イギリスは山河形勢の詳細な地図を作製し、この地図によって互いの拠守警備の地点を明らかにし、退譲しあい、分割する地点を定め、境界線画定を議論すべきと決めたと理解している。「詳議果シテ互相退讓ノ意ヲ以テスル者トセハ別ニ不時ノ異変ヲ生起スルニ非サルヨリハ必ス遠カラスシテ其好結果ヲ見ルヲ得ヘシ...」。この詳議は相互に退讓の意を持つものであれば、別件で不測の異変が生きていかなければ、必ず将来的に好結果を得ることになるだろうと花房は境界画定の好機について唱えている。交渉の問題点、懸案事項は全般的にジュルフィカルの所属について、両国の地図の解釈に共通点が見つからない限り平和は成立しないと花房は少なくとも理解していたと指摘すべきであろう。

次に、花房は「同所平穩ノ状ヲ現ハシタルハ以上記スル所ニ止マラス露外務卿モ去ル五日ヲ以テ露京ヲ発シ妻子ヲ具シテ獨逸ニ遊浴セル等談判ノ大勢既ニ定マリタルヲトスルニ足ル者トス外務卿ノ此行ハ其名遊浴タリト雖トモ獨澳兩國ニ議スル為アル者タルハ人皆之ヲ疑ハス本府澳大使カ頃日賜暇ヲ以テ此本国ニ帰レル等ノ事ヲ見テモ来年伝説セン三帝會合ノ舉ト相関スルノ行タルヲ知ルニ足レリ...」と伝えている。即ち、1885年8月5日にロシア外務大臣はロシアの首都を出発し、2ヵ月にわたり妻子を連れてドイツに遊浴した等²⁴⁸と報道され、ロシア外務大臣のこうした行動は、その名目は遊浴と発表されたが、独澳両国と議論する為であると世論はそれを確信した。在日オーストリア大使がこの頃休暇を

²⁴⁷ Афганское разграничение. Документ 134, С. 345.

²⁴⁸ *The Pall Mall Gazette*, 4 august 1885, № 6361-vol. XLI. p.7.

賜って、本国に帰った等の事情を考慮に入れると、お伝した三帝会合の件と相互関係があることは明確であり、平穩の状況を述べたのは、三帝同盟の枠組みにおいてロシアの発意で行われたオーストリアとロシア間の交渉で、交渉の大勢は既に定まったものと思われるからであると花房は結論に達している。

そして、「但獨帝ノ此會ニ列セラルヘキヤ否ハ其高齡ニシテ且病後ナルカ為メ今日之ヲ確言シ得ヘカラス且此會合ノ地獨逸国ニ在ルヘキヲ伝説シタレトモ去ル六月七日ヲ以テ澳帝先ヘ駕ヲ扛ケテ『ガスタイン』ニ獨帝ヲ是先ツ兩帝ノ會合ヲ了セラレタレハ再ヒ三帝ノ獨逸國中ニ會合セラルル事アルマシキニ似タリ...」と花房が報告している。「ただし、ドイツ皇帝がこの会に出席なさるか否かは高齡であることと病後である為²⁴⁹」花房は今日これを確言する事が出来ない。この会合の地がドイツであると伝えられたが、花房は 1885 年 8 月 23 日-25 日のクレムシル²⁵⁰におけるオーストリア帝、ドイツ帝に外務大臣が同じ道中でロシア帝の会合の風説について説明した²⁵¹。実際には、花房が報告書にて書いた通り、1885 年 8 月 7 日にオーストリア皇帝はガスタイン²⁵²にてドイツ皇帝と面会した²⁵³。これでもまず両帝の会合が終了し、再び三帝が独逸国内で会合されることは本当らしいと花房は指摘した。

さらに、「露帝ハ即今『フィンランド』ニ幸セラレ近日同灣ニ舉行スル海軍大操練ヲ觀テ一旦還御ノ後露曆八月中旬（我ハ八月下旬）ヲ以テ澳国ニ向テ發駕アルヘシト外務高官ハ秘話セリ獨帝モ*²⁵⁴案之ヲ許サハ*²⁵⁵ノ意ヨリスルモ先ハ往キ會セラルナルヘシ...」と日本公使花房は報告した。つまり、1885 年 8 月 7 日から 11 日にかけて、ロシア皇帝はフィンランドに行幸され、近日同灣にて舉行された海軍大訓練を觀閱した²⁵⁶。そして、アレクサンドル三世は、露曆 8 月中旬（西曆 8 月下旬）にオーストリアに向けて發駕するとロシア外務高官が内密に話したという情報を得た花房は早速それも日本政府に報告している。

²⁴⁹ *The Pall Mall Gazette*, 2 june 1885, № 6307-vol.XLI.p7.

²⁵⁰ *Kremsier* 当時、オーストリア、シレジア州の町。

²⁵¹ *The Pall Mall Gazette*, 8 august 1885, № 6365-vol.XLI.p7.

²⁵² *Bad Gastein* オーストリア、ザルツブルク州の南部に位置する名温泉。

²⁵³ *The Pall Mall Gazette*, 8 august 1885, № 6365-vol.XLI.p7.

²⁵⁴ 一字不明

²⁵⁵ 二字不明

²⁵⁶ *The Pall Mall Gazette*, 7 august 1885, № 6364-vol.XLI.p7.

これは1885年8月13-14日にスケルネヴィツィで開催されたロシア皇帝とオーストリア皇帝の会合のことで、その会合はアフガニスタンをめぐる三帝同盟の立場が確保された一方で、1881-1883年、東ルーメリア憲法等のバルカン諸問題をめぐる露・澳摩擦の現状の継続をよりよく明らかにした会合である²⁵⁷。ただし、イギリスとの対立の中でロシアは三帝同盟のメカニズムを大いに活用し、花房が前記で指摘したように、三帝同盟では相互関係が維持されていることが明確になったのみならず、アフガニスタンをめぐる英露紛争における緊張緩和に決定的な役割を果たした。

最後に、花房は三国同盟の枠組みにおける会合の主題や結果について推測としてコメントしているが、原文は判読不明であるため、その詳細は不明である。

もう一つの8月の報告書は、外務卿井上馨宛で、1885年8月19日に送付されたもので、1885年11月4日に太政大臣三条実美に上申されたものである。明治18年公第57号の外務省記録に収録されている。毛筆で書かれた原文を解読した結果は、附録7を参照。

「イギリス製作の詳細な地図の提出後、両国の境界を画定する交渉は進展したとはいえ、前便で報告したが、現在、交渉が進んでいるとはいえ、議論の焦点であるジュルフィカルの周辺に両兵とも互いに既に占めた領域を守り、侵犯する事もないが、退散もしない」という様子を花房は1885年7月19日付の報告書にてすでに伝えている。そして、世間に伝わっている風説をもう一度よく考えると、ロシア政府の意中を理解できるだろうと花房は指摘した。アフガニスタンをめぐる英露紛争における両国の内意を日本政府に提出するために、下記のように状況を解明している。

「露政府意中英国守旧党政府ト此約ヲ了スルヲ利トセス改進黨再ヒ政權ヲ握ルヲ待チテ之ヲ了センコトヲ欲シ事ニ托シテ時日ヲ費シ（中略）英国守旧党ニ在テモ現議員改進黨ノ多数ナルニ係ラス已レ政權ヲ掌握セルハ偏ニ『アフガン』論ニ於テ改進黨論ノ分裂アリシニ原スルヲ知ル...」。アフガニスタンをめぐる英露対立についてイギリス内政はその関係に着手した。守旧党が政權を掌握し、アフガニスタン論に関する改進黨内に意見の分裂がある。分裂というのは、花房が説明したように、「改進黨計劃ノ俛ニ結了セハ自己ノ衆望亦忽チ離レ去ランコトヲ憚リ此議員ノ改選ヲ了セサル間ハ『アフガン』論ニ於テ衆望ヲ繫續センコトヲ欲シ...」つまり、改進黨の計画のままに協定を結べば、守旧党の大衆の支持率が急落することを恐れ、その議員改選が終らない間はアフガニスタン論に関しては大衆の人

²⁵⁷Иванов. Очерки истории МИД т.1 (1860-1917гг.), т.3 (биографии министров иностранных дел).С.146.

気を繋ぎ続けていると花房は指摘した。しかし、1885年7月19日付の報告にて、イギリス政権の交代事情はロシア政府の立場を動揺させるわけではなかったとも述べている。とにかく、ロシアはイギリスの政党、首相の交代にも拘わらず、交渉を続ける意志を表明したことは前述の報告からも明らかである。

1885年8月9日付の報告書にて花房が明記しているように、境界線画定の主な障害とは、ロシアはジュルフィカル・パスがアフガニスタンに所属することに承諾する意向を示したが、ジュルフィカルの範囲についてイギリス側の定義とその地図に承諾しなかった点である。同報告書で花房が明記しているように、アフガニスタンとの境界沿いの防護要塞、境界線の防護に不可欠である領地は極めて重要で、ロシアの解釈はイギリスと相違点があったため、ロシアは現地での測量の必要を強調した。よって、1885年8月の時点でロシア政府が地形測量を完了できたのは、それまでに要望をし続け、準備していたからである²⁵⁸。その後の交渉の動向としては、1885年8月後半に地形測量完了の上、1885年8月17日付でロシア政府はイギリス政府宛の電報で、1885年10月にムルガブ周辺で英露間の境界線画定委員会を招集すること、及び委員会の課題としてペンジェの境界画定完了の上、ジュルフィカルの境界線を画定することを提案した。そして1885年8月23日付の電報でイギリスはジュルフィカルを委員会の集合場所とし、さらに、クシク河とムルガブ河が交わる地点である、面積6マイルのペンジェ・オアシスをロシアが獲得することに同意した。さらにペンジェのナディル地方もロシア領に含むというロシア側からの追加要求を双方の同意の上、1885年9月10日（露暦8月29日）にロシア・イギリス間において、ロシアとアフガニスタン間の北西境界線を完全に画定するプロトコルが調印された²⁵⁹。

1885年8月の出来事に関して花房が残した記録を通して顧みると、イギリスはジュルフィカル・パスを確保することをアフガニスタンのエミールに約束したため、その地方沿いの警備要塞もアフガニスタンの境界の防護に欠かせないと主張した。ロシアはこれに対しかの地はロシア領を守る要地になると主張し交渉は進展しなかった。花房は、「両国互ニ此事ヲ速了スルヲ願ハサルノ意アリト...」と、両国互いに交渉を速やかに終了させることを望んでいない意向があるなどと指摘している。果たしてそれが事実かどうかは確証を得ることが出来ないが、未だ全くこの協定が結ばれていない状況であるのにロシアでは、「外務卿ハ二ヶ月賜暇ヲ以テ外国ニ旅行シ...」とロシア外務大臣の外国への旅行のことが述べら

²⁵⁸ Юлдашбаева. Из истории английской колониальной политики. С.159.

²⁵⁹ Афганское разграничение. Документ 149-151, С. 371-379.

れている²⁶⁰。さらに、「皇帝亦近日澳国ノ行アルベキ等目下頗ル平穩ノ趣アリテ...」とロシア皇帝もオーストリアへの行幸がある等²⁶¹と概ね平穩な様子であることが指摘されている。

他方で花房はイギリス側が交渉を急がない理由として、イギリス陸軍大臣の議院での演説を挙げている。「招集セル豫備兵ハ遠カラスシテ解散セシムヘキヲ以テセルアリ加之議院閉場英皇ノ勅語ニモ『アフガン』境界論ハ遠カラスシテ満足ノ結果ヲ得ヘキ望アリト」。召集した予備兵の解散や、上議院閉場の際のイギリス皇帝の勅語などから、アフガニスタン境界論は近い将来満足のいく結果を得る望みがある²⁶²などと花房は報告した。つまり、イギリスはこの紛争の解決への意向を示しているわけである。

いずれにせよ、花房は境界問題解決に達していない理由を述べている。「地圖ニ據テ両国ノ據守スヘク割譲スヘキ諸点ヲ塾議スルニ由ル者ナルカ（中略）未タ確説ヲ得ス露外務官ハ即今英国議院閉場シ宰相四方ニ散シ急速ニ事ヲ決スルノ時ニ非ストノミ語レリ...」。上記の地図によって両国が固守する領地、割譲すべき地の諸点について時間をかけ熱心に議論しているためではないかという考えられる一つの理由を取り上げたが、とにかく交渉が進まない理由はまだ確認できなかったと記している。しかし、交渉が止まった原因を多様な情報源から正しく読みとり、イギリス国議院は閉場し、総理大臣も出張しているため、急速に事を決める時ではないと花房はロシア外務官にもそれを確認した。

そして、英露の交渉がこのように遅々として進まない間に、「英土攻守ノ同盟将ニ成ラントスト云ヒ或ハ英清ノ同盟既ニ成レリ露清ノ境將ニ忙心カラントスト傳説セリ...」と、イギリス・トルコ攻守同盟、英清同盟の成立の風説について花房は記した。これはイギリスなど大国の外交方針に関わる事情が記載されているもので、こうした花房の記述は注目に値する。前者のイギリス・トルコの同盟は、イギリスがエジプトに対処したような従来の方策を改め、トルコには国権を多少増加させることを認め、その代わりとして英戦艦を黒海に入れる許諾を得る、と花房はイギリスとトルコの接近の本質を説明しようとしているが、ここで歴史的背景を詳細に紹介する必要がある。1876年—1882年におけるフランスとイギリスによるエジプトの経済コンドニミアム廃止以来、特に1882年のエジプト内乱を促したイギリス・エジプト戦争とその結果としてのエジプトへのイギリスによる実質上の政治的支配の成立以来、アフリカの分割をめぐるフランスとイギリスの摩擦は増大した。当

²⁶⁰ *The Pall Mall Gazette*, 4 august 1885, № 6361-vol. XLI, p. 7.

²⁶¹ *The Pall Mall Gazette*, 8 august 1885, № 6365-vol. XLI, p. 7.

²⁶² *The Pall Mall Gazette*, 14 august 1885, № 6370-vol. XLI, p. 7.

時、イギリスで政権を握ったのは自由党のグラードストーンであった。外交に関しては不干渉主義であった彼は、当初フランスとの共同軍事介入を嫌がったが、暴動が起こったとき、イギリス領事が攻撃され、やむを得ず重い腰を上げた。他方、フランスは国内事情で政権が交代し、軍事介入をする準備がなかったため、イギリスは単独でエジプトを占領した²⁶³。フランスによるチュニジアの占領をイギリスが承諾したにも拘わらず、フランスはイギリスによってエジプトが保護下に置かれることに抵抗していた。その代わりとして、スエツの中立化、エジプトからのイギリス軍撤退等を訴えた。欧州列強諸国のこの件に関する会議は何度も失敗に終わり、さらに表面上イギリスはオスマン・トルコの国権、エジプトの貢税の支払いを承認し、介入しなかったため、トルコはイギリスの占領を承諾していた。1880年代にわたってフランス、イギリス、トルコの間でエジプトからのイギリス軍撤退に関する交渉が行われたが、三帝同盟もそれに反対し、ロシアは特にフランスとの同盟締結を促し接近し始めた際、ある程度フランスとの関係を維持したが、あまり積極的に行動しなかった。こうして、イギリスとトルコはこの件をめぐるは盟友であったが²⁶⁴、いずれにせよエジプトにおけるイギリスの立場は不安定であったため、1885年3月にアフガニスタンをめぐる危機に際して、イギリスが慎重な立場をとったことにある程度の影響を及ぼした。

それはロシアと三帝同盟の枠組みの関係と海峡問題、また東方問題全体にも関連するであろう。そして花房はそれを強く認識し、下記の記録を残した。「土耳其ヲシテ別ニ露ニ當ラシメントスルノ計劃ニシテ（中略）為メ今度埃及ニ遣ルヘキ全權公使『ドリュモンド、ウォルフ』ヲシテ先ツ『コンスタンチノーポール』ニ至ラシメ土廷ト協議スヘキノ報アレトモ佛国ト協議スル所ナキニヨリ佛ハ埃及ノ事ニ付英国ノ方畧己レヲ疎外ニスル所アルヲ喜ハス終ニ此囂々ノ論ヲ生セルナリト...」。つまり、今度エジプトに派遣すべき全權公使「ドリュモンド、ウォルフ」をコンスタンチノーブルに赴任させ、トルコ官廷と協議するという情報があるが、フランスとの協議がない為、フランスはエジプトの件について、イギリスの政略はフランスを疎外していると不満を表し、最終的にこの騒々しい議論を生んだ、とその詳細も記した²⁶⁵。よってイギリスはトルコを通してロシアに当らせようとする計画であったという発言は注目に値する。即ち、三帝同盟の枠組みでは、1883年のセルビア王

²⁶³ 佐々木雄太『イギリス外交史』、東京：アルマ、2005年、69頁。

²⁶⁴ Лависс Э., Рамбо А. История XIX века, т.8, ч.2, М.: ОГИЗ 1939; Луцкий В.Б. Новая история арабских стран., М.: 1966.

²⁶⁵ *The Pall Mall Gazette*, 12 august 1885, № 6368-vol.XLI, p7.

即位の危機をめぐる露澳摩擦、そしてドイツの技師の協力を得てトルコがボスポラス海峡の工事を行ったことは、ドイツがロシアにせよイギリスにせよどちらからも海峡の占領を防御する目的で行ったとロシアは判断し、トルコにおけるドイツ、イギリスのさらなる影の強化を大変恐れていた。その危機の峰は 1885 年春のペンジジ事件にあたり、ロシアとの戦争準備の背景として、イギリスが海峡にイギリス軍艦を通過させるように、トルコに呼びかけたことは花房も認識し、英土同盟が実現すれば「成就セハ露英ノ間必ラス變態ヲ生スヘシト云フ」、つまり英露間に必ず紛争が生じると言われていると指摘した。ペンジエ危機の際に、三帝同盟の働きによってロシアはイギリス軍艦の移動を防ぐことができたが、東方問題とアフガニスタン、アフリカの分割をめぐる三帝同盟とイギリス、そして三帝同盟の中に因果関係が生じるため、いずれの問題をめぐるても大国の立場は変動していった。よって、こうした同盟成立は非常に強いインパクトがあったと指摘すべきであろう。同様のコメントを残した花房もそれを認識し、当時の大国の外交メカニズムの性質をつかんでいた。

英・清同盟に関しても花房は報告している。「英清同盟ノ事ハ『グラドストーン』在職ノ日ニ起原シ『ロベルト、ハルト』其事ニ任シ北京ニ於テ談判ヲ遂ケ六月九日恰モ『ガラドストーン』カ辞職ヲ決スルト同時ニ之ヲ結ヘリト『レプブリク、フランセイス』新聞カ細カニ其情ヲ知レリト...」。即ち、グラードストンの退職の時期に交渉は始まり、その時にロベルト・ハルトは交渉のために北京に派遣された。1885 年 6 月 9 日にグラードストーンが辞職を決めると同時にこれを締結したことを『レ・パブリク・フランセイズ』誌が詳細にその情報を記載した²⁶⁶と花房は同盟をめぐる事情を紹介した。実際に、自らの狙いを持ったイギリスは 1884 年—1885 年の安南をめぐる仏・清戦争の際、トンキンと清国の境界線上でのフランスの影響の増大、貿易の特権が与えられることなどを恐れ、そして、フランスによる清国における開港に抵抗した結果、清国政府の信用を得て、仏・清和平交渉の際、清国の代表はイギリスのロベルト・ハルトとなった。結局、清国は安南とトンキンにおいてフランスの保護下に置かれることが承認され、南方境界はフランスとの貿易のために開かれた。その後、1886 年にイギリスは清国の弱体化を利用し、1876 年英清通商協定を変更させ、輸入アヘンの関税を引き上げた。さらに、清国の弱体化を背景に、1885 年イギリスがビルマを攻撃し、1886 年 1 月 1 日にビルマが大英帝国領となった²⁶⁷。こうして、イギリスはこ

²⁶⁶ *The Pall Mall Gazette*, 12 august 1885, № 6368-vol. XLI, p7-8.

²⁶⁷ Нарочницкий. Международные отношения на Дальнем Востоке. С.148-150.

の地域における国益の可能性を計算していたが、その実現に向けて清国と同盟を締結するまでには至らなかった点を指摘すべきである。ただし、1880年代前半清国には、ロシアと朝鮮の間に位置するホシエト湾の所属等をめぐって、ロシアと清国間の国境再検討の動きが生じたため、イギリスはその交渉において清国を支持すると訴え、そういった意味では「英清同盟」が成立される可能性も高まっていた²⁶⁸。

こうしたアジアにおける大国の動きを日本政府の忠実な職員・外交官であった花房が深刻に捉えていたのは当然である。仏清紛争の勃発の際、清国の属国であった朝鮮を独立させようとした日本では、フランスが安南同様に朝鮮に対して等しい権利も持つまでに至るのではないかという声も上がり、1884年末に花房は伊藤博文宛の書簡で、フランスによる台湾占領の危惧を唱え、したがって、琉球は危険に晒されることになり、日本は台湾を占領するほかないと指摘した²⁶⁹。以前、朝鮮王はロシアに朝鮮の保護と軍隊を訓練するための軍事教官の派遣も求めた。その倍賞としてロシアは永興湾の租借権を求め、1885年4月に第一露朝密約の草案が確定したが、アフガニスタンをめぐる危機を背景に、1885年4月15日イギリスは海軍基地を設ける目的で巨文島を占領し、ロシアは強い攻撃を受けた²⁷⁰。その対策としてロシアは別の朝鮮の海港を占領しなければならなくなると清国に訴え、さらに、ウラジオストク湾に爆弾を設置した²⁷¹。さらに、1885年4月18日に日清天津条約が締結された²⁷²。

このような事情は殆ど同時に報道され、花房は「各同盟皆露国ニ對シテ相結ヘル者ナリト...」と、各同盟はロシアの脅威に抵抗する手段であると伝えた。花房はロシア外務大臣ギールスと面会した機会にこれを確認しようとした。「英清の協約果たして如何？」と質問し、以下のような説明を得た。まず「未だ確報を得ていないので、その事実の有無は知らないが、ハミルトン港の事を推測するならば、イギリスの成案にはこのような計画が無かったとは言い難い。ただし確報を得ていないので、イギリスに対しても問を發せず、ハミルトンの事も私談にこの事を問い及ぼし、漠然とした答を得たまでに止めた。」つまり、英清同盟の締結については不明であると指摘し、ハミルトン港占領の件でのイギリスの立場は判明していないとロシア外務大臣は主張している。ハミルトン港の占領直後、在朝鮮口

²⁶⁸ Нарочницкий. Международные отношения на Дальнем Востоке. С.153.

²⁶⁹ 信夫清三郎『日本外交史』第1巻、129頁。

²⁷⁰ 同上 132頁。

²⁷¹ Иванюв. Очерки истории МИД т.1. С.449.

²⁷² 『日本外交年表主要文書』上、東京：原房、1976、91頁。

シア公使館の書記官スペアーは大至急に朝鮮へ向かい、イギリスの行動に対する抗議を發表するよう、そしてロシアの軍事教官のみを受け入れるよう朝鮮王を納得させ、朝鮮政府は公式にその抗議を發表し、他国にその件を調整するよう呼び掛けた。ロシアは朝鮮における現状維持を目指し、アフガニスタンをめぐるイギリスとの交渉の最中に清国との紛争が勃発するのを大変恐れていた。よって、ロシア代理公使ヴェベールに、朝鮮におけるイギリスの海軍基地を撤退するよう、また、清国との紛争勃発を回避するようという指令が与えられた²⁷³。こうした背景のなか、上記の花房とロシア外務大臣ギールスとの会話は行われた。

続いて、ギールスはアフガニスタンをめぐる英露対立の緩和の展望について「またアフガニスタンの事だが、戦闘することなく約定に至る望みは、未だ絶たれていないので、徒に枝葉を繁くする事は望まないと云った」と日清同盟についての見解を述べた。「私は日清同盟の間に対して、両国は既に境土を接しておらず、欧州各国に対しても、両国の利害が異なる所があつて、国力又余りありと云うのではない。利害が同じでない一友国を助ける為このような協約を結んで、他の友国の情誼を損なうような事は、日本政治家のなさざる処である。新聞が伝える報道は、東洋に在駐するイギリス人が自己中心的な想像を写し出したものに似ていると語ったが、果たしてそれならば、日本は今後も従前と同じくロシアの良き友であるべきだ。ロシアは現在、朝鮮に対して友好貿易のほか何事も為す意思がないのだから、英清が実際に朝鮮を守る為、ロシアに対する攻守を約束しようとする協定は用いる所が無いものになってしまう、と微笑して語った」。つまり、まずロシア外務卿は日本と清国の国境が接近していないので、両国間の領土問題は存在しないと指摘し、その上、日本と清国の欧州各国に対する現状は異なっていると強調した。両国には不平等条約改正の要因は存在していたが、清国は大国の覇権圏に分割され、大国への依存は増す一方だったが、日本は西洋政治体制などを取り入れる改革を進め、不平等条約改正を進めた。こうして欧州に対するそれぞれの利害は異なり、日清同盟は友国に援助を与えるという本質を持ち、他の友国に対して、即ちロシアに対する損害にはならないと主張した。

実は19世紀後半、1880年代の初頭にロシアは極東に対しては現状維持を目指していた。その理由は、第一にロシアの経済面の立ち遅れ、そしてロシアの極東領土における軍事力と資金の不足、この地域の遠離性、交通路の困難などがある。よって、日本は、全くロシア帝国の仮想敵国と見なされていなかった。換言すれば、ロシアは日本からの脅威をあな

²⁷³ Иванов. Очерки истории МИД т.1. С.449.

どっていた。1876年に日本政府は江華島事件を契機とし、朝鮮側に対する不平等条約となる「日朝修好条規」を締結し、朝鮮の開国に成功した。それにも拘わらず、ロシア側は日本に対する態度を変更せず、非常に好意的な態度をとっていた。ロシア政府は1883年—1884年にわたって、ダヴィドフ駐日ロシア特命全権公使に与えられた訓令で指摘されるように、「日露間では、対立する利害が存在しない」ため、そして、ロシアの太平洋の出口をコントロールしている日本の戦略的存在の重大さを考慮に入れ、「ロシア側は、敵意に満ちた意図を持つ他国による何等かの影響を排除し、そして日本におけるロシアの影響力の強化を狙っている」とロシア対日政策の課題を挙げ、日露間の貿易流通総額が比較的大したことのない程度であったため、こうした不平等条約の維持はロシアにとって不利であり、条約は改正すべきものであると認めた。

この事はアフガニスタン論ではないが、花房はその一つの関連事項として記録し、日本政府に参考として報告した。即ち、清国、日本、朝鮮における大国の態度、ロシアの外交方針について日本政府に参考として提供できると花房は考え、上記の記録を残した。これは花房が日本政府にとって大変重要な事柄である朝鮮問題について、ロシアの内意等の情報収集をしていた証明であると指摘できる。

第4章 1885年—1886年のバルカン問題に関する花房義質の報告

4.1 バルカン問題の歴史的背景

1877年から1878年の露土戦争の結果、1878年のサン・ステファノ条約によって、ロシアの支援を受けたセルビア、モンテネグロ、ルーマニアの三公国の独立と、ロシアの影響を強く受けた自治国である大ブルガリア公国の成立が定められた。サン・ステファノ条約が現実に施行されれば、ロシアの勢力圏が大きく南に広がりエーゲ海にまで達することになるため、イギリスとオーストリア・ハンガリーはこの条約に強く反対した。しかし、三公国が独立を宣言し、コンスタンチノーブル近郊にまでロシア軍が進出している状況下では、秩序が保たれていた戦前のパリ条約の体制に戻ることはもはや現実的ではなかった。こうして起こったロシアとオーストリア・ハンガリーの対立にもっとも中立的な立場を取っていた列強は、双方と三帝同盟を結んでいたドイツ以外になく、ベルリンにおいて双方の利害を調整するための国際会議が開かれることになった。

1878年6月―7月に開催されたベルリン会議は、ドイツのビスマルクが主催した国際会議であり、イギリス、フランス、ドイツ、オーストリア・ハンガリー帝国、ロシア、イタリア、オスマン帝国の7か国が参加し、バルカン半島の新独立国の領域が決定された。その結果、1878年7月にベルリン条約は締結され、サン・ステファノ条約で定められたセルビア、モンテネグロ、ルーマニアの三国の独立は、ベルリン条約でも認められた。セルビアとモンテネグロの領土は戦前に比べて拡大したものの、サン・ステファノ条約で得た領土の大部分はオスマン帝国に返還することになった。さらに、サン・ステファノ条約によって成立した、広汎な自治権を持つ大ブルガリア公国は三分割された。マケドニアはオスマン帝国に返還され、残る地域のうち、バルカン山脈以北がオスマン帝国主権下の自治国であるブルガリア自治公国となり、バルカン山脈以南はオスマン帝国の一部であった東ルーメリア自治州となった。ブルガリア自治公国はオスマン帝国に貢納の義務を負い、東ルーメリア自治州に関してはキリスト教徒の総督をスルタンに任命することとなった。

1879年にブルガリア議会はバッテンバーグ家のアレクサンドルを、ブルガリア公として選出した。アレクサンドルは露土戦争に義勇将校として参軍しており、またロシアのアレクサンドル二世のいここでもあった。ロシアも当初、アレクサンドル公を支持したが両者は次第に対立する関係となった。1884年にアレクサンドル公はロシア軍事顧問団を国外追放した。1885年9月に東ルーメリアにいたブルガリア人が蜂起し、アレクサンドルはそれを支持し東ルーメリアとブルガリアの統合を宣言した。突然、国境を接することになったセルビアは、これに驚き、1885年11月にブルガリアに宣戦布告した。スリヴニツァで両国軍は衝突したが、ブルガリアは大勝し、周辺諸国を驚愕させた。オーストリアが仲介に動き、休戦協定を結ばせるとともに、1886年コンスタンチノーブル会議を開催し、東ルーメリアとブルガリア公国の統合が承認され、ブルガリア自治公国となることが約束された。ただしオスマン帝国の宗主権も改めて承認された。

1885年9月18日に東ルーメリアの首都フィリポリで住民の反乱が起こり、トルコの総督が追放され、東ルーメリアはブルガリア公国との統合を唱えた。東ルーメリアにおける変革はベルリン条約に違反したものであったので、オスマン帝国、欧州大国、バルカン小国などの反応は消極的であった。特にロシアは、この変革に驚かされ、ロシアの発意によりこの変革が起きたと欧州列強諸国が捉えるようなことがあれば、彼らとの関係が悪化することを危惧した。そもそもベルリン会議では、東ルーメリアとブルガリア国の統合は将来的に可能なことであると認められおり、1885年は中央アジア・アフガニスタンをめぐる

英露摩擦が究極的に悪化した時期であったため、さらなる大国との対立関係は好ましくなかった。それ以前からセルビアにおける鉄道の建設、セルビア王の即位をめぐる露奥間の関係も悪化していたという背景があり、また、フィリポリ事件と、東ルーメリアとブルガリアの統合の先頭に立ったアレクサンドル公がイギリスと強い絆で結ばれていたため、ロシアは公に対して否定的な態度を示した。

よって、1885年9月25日、ロシアはトルコを除くベルリン条約に調印した各国に、ブルガリア政府とトルコ政府に対して危機の対応をするようにとの集団陳情を作成する目的でコンスタンチノーブルにおいて会議を開催するよう呼び掛けた。それと同時に、ロシアは、紛争に巻き込まれることを恐れ、ブルガリアに駐在していたロシアの教育士官やロシア軍の司令官を召還した。

ロシアは、開催される予定の会議において、第一にベルリン条約の条項に基づき、オスマン帝国の権利を保護し、スタチュ・コー（現体制）を回復することを目指した。そして、そのためトルコのハイ・コミシオネールを派遣することを考えた。第二に、スタチュ・コー回復にとって不可欠な状況としてアレクサンドル公の排除を唱えた。第三に、自治州であった東ルーメリアの憲法や行政制度の変革を目指した。欧州大国には、コンスタンチノーブルでの会議の開催に関する各国の意見は大幅に一致していたものの、それぞれ異なる立場が存在していた。まず、予備段階としてベルリン条約に参加した大国は独自調査をもとに行動し始めた。9月24日にイギリスは、東ルーメリアとブルガリアの統合はベルリン条約に違反したものであると唱え、オスマン帝国政府に全面的に現状を維持するようにとの意志を表明した。同時に、ブルガリアにおけるオスマン帝国の支配権を保障できる方法は、ブルガリアと東ルーメリアにおけるアレクサンドル公の『ペルソナル・ユニオン』であると唱えた。東ルーメリアとブルガリアの新政府を公認し、アレクサンドル公を支持する意向を表明したオーストリア・ハンガリー帝国は、トルコの即座の武力干渉による危機解決の方法を提案した。いずれにせよ、オーストリアは、フィリポリ事件はベルリン条約に違反したものとしてみなし、批判的な声を上げたが、内密にはイギリスと同様にその統合を支持した。なぜなら、イギリスと同様に、統一したブルガリアはロシアの脅威に対してよりよく抵抗できると確信していたからである。ドイツは露・澳摩擦を緩和させるような、双方との友好関係を保つような戦略を選択し、いずれの場合でもベルリン条約参加各国の会議開催に賛成していた。トルコは、危機が開始した直後、ベルリン条約参加各国に、条約の第16条に基づきブルガリアに対する武力適用についての覚書を送ったが、弱体

化したオスマン・トルコは、実際には外交上の手段のみで解決できると認識し、大国に協力するよう呼び掛けた。そして、1885年10月4日、コンスタンチノーブルでベルリン条約参加国による会議が開催されるよう、4日から5日にかけて、各国の意見書が用意された。1885年10月14日、各国大使で構成された会議の意見書は、トルコ宮廷とブルガリア政府に提出された。1885年11月5日に第1回目の会議が開催され、その後11月7日に第2回、11月9日に第3回、11月12日に第4回がそれぞれ行われた。イギリスは、会議を妨げる策を選択し、東ルーマリアとブルガリアの統合を公の独自支配下において実施すること、いわゆる『ペルソナル・ユニオン』を主張した。ロシアに続いて、トルコが東ルーマリアとブルガリアの統合はベルリン条約に違反したものであると主張した。トルコはスタチュ・コーの回復を強く支持し、同様にベルリン条約に違反した総督アレクサンドル公の排除も支持していた。他方で、アレクサンドル公が東ルーマリアとの統合を発表した直後、トルコ政府宛に、統合はトルコに対する脅威ではなく、トルコの権力の下で行われるものであることを保証した。しかし、トルコはイギリスの圧力により譲歩し、11月9日の第3回会議では、スタチュ・コーの回復をすでに重視せず、アレクサンドル公の支配権の排除も維持せず、ただ東ルーマリアからのブルガリア軍撤退を断固として訴えるのみになった。三帝同盟の力を借りたロシアは、スタチュ・コーの回復という最初の要求に戻るようオスマン帝国政府に呼びかけた。三帝同盟も多少譲歩しなければならなくなり、イギリスが会議を長引かせたにも拘わらず、トルコの変化した立場も考慮にいれ、11月19日の第6回会議で各国はある程度妥協した。トルコはスタチュ・コーの回復とアレクサンドル公の排除を大国の集団決議に委ね、東ルーマリアの臨時総督の役割を果たすハイ・コミシオネールの派遣、トルコと欧州大国が混在する委員会の設置、東ルーマリアの憲法や行政制度の詳しい調査とその改善を発案した。ロシア、トルコ、オーストリア、ドイツ、イタリアはそれを可決したが、イギリス、フランスは反対した。こうしてロシアとイギリスの間でのトルコの立場をめぐる状況でのイギリスの妨害が本会議の中軸となる。

しかし、会議開催中、統合に抗議したセルビアは、ブルガリアに対する領土要求を出し、11月14日、セルビアはブルガリアに宣戦し、積極的にブルガリア軍を攻撃していた。セルビアは本営をツァリブロードに設置し、ドラゴマン峡まで前進し、スリヴリニツァに達した。よってブルガリアの首都であるソフィアの占領、またブルガリアの敗北は時間の問題となった。しかし、スリヴリニツァ（11月19日）とツァリブロード（11月24日）でブルガリア軍は見事に勝利し、ブルガリアは戦争の形勢を逆転した。ブルガリアは連続で勝

利した結果、ブルガリア領からセルビア軍を撤退させた。そして、ブルガリア軍はセルビア領であるピーロトに前進した。セルビアの占領、セルビア王ミーランの陥落を防止するため、オーストリアは戦争へ参入し、セルビア全領土を占領すると脅迫した。三帝同盟に加盟したオーストリアは、ロシアの承認を得ていない限り、勝手な占領の決断は許さないと、ロシアとオーストリア間で亀裂が生じた。

1885年11月25日、即ち、コンスタンチノーブル会議の第7回会議以降、バルカン危機の解決に各国が同意する可能性は徐々に薄くなっていく。イギリスの妨害政策は継続され、東ルーマリアへのトルコの委員派遣に関してロシア、ドイツ、オーストリアは賛成だが、イギリスが絶対的に反対である。しかし、完全な同意に至らなかったにも拘わらず、欧州列強国はトルコ政府にトルコからの委員を派遣するよう呼び掛けた。その派遣の準備のため、11月29日にトルコ政府の代表として二人の官吏が赴任するが、慎重な立場を取っていたブルガリア政府によって、その任務を正式には認めず、これが任務の妨げとなり失敗に終わった。とうとうコンスタンチノーブル会議は、スタチュコーの回復という会議の課題を達成できず、ロシアが主張したアレクサンドル公の排除も承認されず、ブルガリアと東ルーマリアの統合に関する承認か不承認かも決定できないまま、会議は失敗に終わった。

よって、ベルリン条約に参加した欧州列強諸国は、トルコの属国であるブルガリアとその上位国であるトルコの間で、ブルガリアと東ルーマリアの統合を二カ国間の直接合意によって認める方針を主張するようになった。1885年12月末から1886年1月にかけて、ブルガリア・トルコ間の交渉が続いた。その結果、1886年2月1日にブルガリアとオスマン帝国間で協定が結ばれ、その協定は大国の承認を求めて各政府に提出された。協定は概ねベルリン条約の内容と一致しており、東ルーマリアはオスマン帝国の自治州として認められ、アレクサンドル公がその総督に任命された。ただし、5年ごとに総督は選挙により交代し、その上、ブルガリア総督の上官である東ルーマリアのトルコ総督に必ず承認されなければならない。その他、ブルガリアとトルコは、第三国が侵攻した場合、互いに軍事的援助をするよう取り決め、さらにブルガリアはトルコに年貢として東ルーマリアの分を払うことが義務づけられた。オスマン・トルコから分離し、東ルーマリアとの統合を狙ったブルガリアにとってそれはかなりの譲歩であったが、決断に至ったのにはいくつかの原因が存在した。まず、セルビアとの講和条約が結ばれたものの、セルビアの領土要求が最終的に解決しなかった。その上、ブルガリアが東ルーマリアを支配下に置いたことを口実にギリシアは対トルコの開戦を唱えた。1885年12月にギリシアは軍備を進め、その緊張状

態を注意深く観察していた大国は、各国による集団覚書によって 2 度、つまり 1886 年 1 月 11 日と 1 月 24 日に、武装解除するようギリシアに呼びかけたが、その要求は拒絶された²⁷⁴。

東方問題の解決方法は、大国の集団決議制度、いわゆる「グレート・パワーズのコンサート」という方法である。ブルガリアと東ルーマリアの統合をめぐる危機の基本的な解決法は、スタチュ・コーを継続・回復し、統合を不承認し、セルビアとギリシアの領土要求を無効にし、オスマン帝国の東ルーマリアへのトルコ軍進駐のきっかけを無くすということである。しかし、大国の集団決議制度はうまく機能しなかった。これを実現するためにコンスタンチノーブルで会議が開催されたが、スタチュ・コーの回復とアレクサンドル公の排除を強調したロシアと、公の権力下で東ルーマリアとの『ペルソナル・ユニオン』の確保を目指したイギリスは衝突した。会議開催中ブルガリアの上位国であったトルコを自分の見方につけるという駆け引きにより、英露対立関係は会議の中軸となった。その上、セルビアとブルガリアとの戦争でセルビアが敗北しつつあり、オーストリアが戦争に参入すると脅迫したことにより、三帝同盟間の大国に亀裂が生じたことが明らかになった。結局、コンスタンチノーブル会議で、トルコのハイ・コミシオネールの派遣は可決されたが、統合は承認も不承認もされず、トルコの派遣委員の任務も失敗した。こうして、勝利したブルガリアが国家の国際的威信を強化した結果となり、スタチュ・コーの回復、アレクサンドル公の排除に関して大国は自らの見解を変えざるを得なかった。よって、東ルーマリアとブルガリアの統合をめぐる、トルコとブルガリアが 1886 年 2 月 1 日に締結した協定により、アレクサンドル公は東ルーマリアの総督とされ、5 年ごとに交代制度が設置されることになった。1886 年 4 月 5 日に、ベルリン条約の参加大国とトルコが、上記の条約を承認したが、ロシアの要求にしたがって、協定文からアレクサンドル公の名前を削除するという多少の変更があった。ただし、上記の条約の本質とは、以前イギリスが訴えた目的、即ちアレクサンドル公の権力により東ルーマリアとの『ペルソナル・ユニオン』を設置することが実現したということであった。よってそれまでアレクサンドル公の排除を強調し

²⁷⁴ Marriott J.A.R. *The Eastern Question. A Study in European Diplomacy*, London: Oxford, Clarendon Press, 1917, pp.312-319; Jelavich B. *Russia's Balkan entanglements, 1806-1914*, NY: Cambridge University Press, 1991, pp.178-190; Gallanger T. *Outcast Europe: The Balkan 1789-1989s*, NY: Routledge, 2001, pp.56-57; Георгиев В.А. Восточный вопрос во внешней политике России. Конец XVII-начало XX вв., М.: Наука, 1978. С.250-257; Золотуха М.Ю. Россия, западноевропейские державы и Османская империя в период международных кризисов на Балканах (1885-1888гг.) М.: Наука, 1993, С.81-137; Хевролина. История внешней политики России. С.240-250; Иванов. Очерки истории МИД, т.3. С.146-147.

ていたロシア外交は失敗に終わり、イギリスとオーストリアの勝利であったと指摘すべきであろう。

最後に、東ルーメリアをめぐる危機に関する先行研究が多少みられるが、本論文では外交史の観点から議論されたものを紹介しておきたい。その経緯とその原因よりも、むしろ欧州列強諸国の外交方針に関するそれぞれの研究の見解を紹介したい。

マリOTT (1917)²⁷⁵は、ロシアのエージェントが東ルーメリアにおいて統合を積極的にプロパガンダしたにも拘わらず、1885年9月に統合が実現した際、ロシアは真逆の立場をとったことについて、マリOTTは「ポリティカル・パラドクス」（政治的逆説）と名づけている。しかし、その時点では、1878年に比べるとアレクサンドル公をはじめとするブルガリアのリーダーが既にロシアの「操り人形」ではなくなっており、ロシアにとって統合は好ましくなかったと説明した。バルカンにおけるロシアの進出を阻止するため、イギリスにとっては統合したブルガリアがバリアの役割を果たすため、イギリスはその統合を支持したと強調した。さらに、マリOTTはコンスタンチノーブル会議の全体の流れを評価し、ロシアに対してイギリスはアレクサンドル公のためにペルソナル・ユニオンを確保したため、会議で優越にたっていたことを明らかにした。

ジェラヴィチ (1991)²⁷⁶は、1878年－1887年のロシアとブルガリアの関係に着目し、ロシアの対ブルガリア政策とは、手短かに言えば、可能な限りブルガリアにおける影響を拡張し、確固たる土台をつくることであると指摘した。それはオスマン帝国との海峡における主導権争いに関連して、中央アジアにおける英露対立の影響を大いに受けたことを強調した。

ジェラヴィチは1885年の東ルーメリアの危機を分析し、ロシアの態度を特徴づけている。まず、ロシアはブルガリアの統合を拒否したというよりむしろ、ロシアの指導下という状況を放棄しようとしているアレクサンドル公が率いているブルガリアを認めれば、露土戦争の結果が無効になるため、ロシアは反対の立場をとったと説明している。そして、東ルーメリアの危機への解決手段としてロシアがなぜ外交的手段を選んだのか説明している。ブルガリアとの陸地接点のないロシアが軍事的行動に及ぶとすれば、陸路はルーマニア領土を経由して軍隊の移動をしなければならず、海路はイギリスとの摩擦により通過が困難であったため、外交手段を選んだのである。上記のマリOTTと同様にジェラヴィチも指

²⁷⁵ Marriott. *The Eastern Question*.

²⁷⁶ Jelavich. *Russia's Balkan entanglements*.

摘しているように、野望を持つロシアに対してイギリスが抵抗したのは、そもそもブルガリアをロシアの覇権地帯拡大に対抗するバリアとして考えたからである。よって、コンスタンチノーブル会議における英露衝突とオスマン帝国の立場をめぐる争いが会議の中軸となったと結論づけている。

グリゴリエフの『ロシアの外交における東方問題』(1978)²⁷⁷では、前者と同様に、国益を獲得しようとしているイギリスとオーストリアはコンスタンチノーブル会議でロシアと争っていたと指摘しているが、ロシアの対ブルガリア外交方針の失敗の原因の一つとして、情報提供不足と、駐ブルガリア・ロシア外交代表間の争いも挙げている。具体的に、駐ソフィア・ロシア外交代表と駐フィリポリ・ロシア外交代表の間には、東ルーメリアとブルガリアの統合に関して異なる見解が存在していた。駐ソフィア・ロシア公使館は、オスマン・トルコと衝突して東ルーメリアの統合を得ることを唱えたブルガリア政府を支持していたが、駐フィリポリ領事館は、トルコとの妥協策を選んだ東ルーメリア総督を支持していた。こうした立場の対立によって、ロシア政府では情報も欠如しており、統合はアレクサンドル公の個人発議によって行われたと誤って信じ込み、ロシアが行動を起こしたことを強調している。

ゾロトゥーハの『1885-1888年バルカンをめぐる国際危機におけるロシア、欧州列強国、オスマン・トルコ』(1993)²⁷⁸では、大量の外交文書が用いられ、バルカンにおける危機の記録、各国の立場、コンスタンチノーブル会議の流れとセルビア・ブルガリア戦争の詳細な記録と分析が記載されている。まず、1885年までの経緯を調べ、東ルーメリアの統合は、ロシアにとって突然な出来事であったと見なしている。そして、統合に関するロシアの反対立場の原因として、アレクサンドル公の反ロシア的見解とトルコによる東ルーメリアの占領の恐れなどが明記されている。ゾロトゥーハはロシアの発議で開催されたコンスタンチノーブル会議における各国の立場を徹底的に分析し、ロシアの脅威への抵抗を強化できる統合したブルガリアを支持していたイギリスとロシア間の、トルコの立場をめぐる争いが会議の中軸であると強調している。そして、具体的には三帝同盟を亀裂させるという、会議におけるイギリスの目標なども指摘している。セルビア・ブルガリア戦争において、ブルガリアがセルビア領土へ進出したとたん、オーストリアは戦争に参入するという脅迫をしたことと、その際のドイツの調停的な政策についても指摘されている。ビスマルクは

²⁷⁷ Георгиев. Восточный вопрос.

²⁷⁸ Золотуха. Россия, западноевропейские державы.

三帝同盟の中で露奥摩擦を和らげることのみならず、イギリスとロシアが衝突せざるをえなくなることを期待し、バルカン危機に際してもっとロシアの参加を促進させるようにロシアを挑発しようとした、という非常に興味深い結論を導いている。そして、以前ロシアが唱えたスタチュコーの回復、アレクサンドル公の排除などが実現不可能であったため、コンスタンチノーブル会議は失敗に終わったことを強調している。『ロシア外交史』の著者と同様に、ブルガリアと東ルーメリア統合に対するロシアの拒否の理由として、アレクサンドル公の親イギリス的見解と彼に対するロシア皇帝の憎悪などが取り上げているが、最も重要な原因としては、国際状況から考えると、海峡の指導権獲得が難しい状況だったため、統合は時機を逸した出来事と認め、ロシアはスタチュ・コーの回復、つまり統合以前の体制維持を選択したと指摘している。

4.2 東ルーメリアをめぐる危機に関するコンスタンチノーブル会議の前段階についての花房義質の1885年11月4日付『東「ルーメリヤ」変革（第4）』報告

1885年9月18日の東ルーメリアの首都フィリポリにおける変革の結果としてのブルガリア公国と東ルーメリア自治州の合併が発表されて以来、ロシアは大きな衝撃を受け、慎重な立場を取っていた。それまでベルリン会議の参加国は、東ルーメリアとブルガリア公国の統一が長期的に起こると見ており、その件に関して各国の立場はほぼ一致していた。しかし、ロシアはドイツ、オーストリアなどの各国とこの合併の時期について議論していなかった。なぜなら、この時期は1885年10月の中央アジア・アフガニスタンをめぐる英露摩擦により、英露関係が非常に悪化していたからである。イギリスと意見が対立し、東方問題も悪化すれば、戦争に発展することをロシアは恐れていた。さらに、セルビア王の即位をめぐる露奥間の関係が悪化していた状況を背景に、フィリポリ事件および東ルーメリアとブルガリアの合併の先頭に立ったアレクサンドル公はイギリスと強い絆を持っていたため、ロシアは公に対して消極的な態度を示した。1885年9月25日、ロシアはトルコを除くベルリン条約を調印した各国に対して、ブルガリア政府とトルコ政府に向けてその危機への対応をするための陳情書を作成させることを目的として、コンスタンチノーブルで会議を開催するよう呼び掛けた。

しかし、その段階で、ベルリン条約に参加する大国は独自調査をもとに行動し始めていた。9月24日、イギリスは東ルーメリアとブルガリアの合併はベルリン条約に反したものにな

ると唱え、オスマン・トルコ政府に現状を維持するようとの意志を表明した。しかし同時に、東ルーメリアとブルガリアの合併による新政府を公認し、アレクサンドル公を支持するとの意向を伝えた。オーストリア・ハンガリー二重帝国は、危機解決の方法としてトルコによる即座の武力干渉を提案した。いずれにせよ、オーストリアは、フィリポリ事件はベルリン条約に違反したものとして見なし、批判的な声を上げた。さらに、その合併に抗議したセルビアは、ブルガリアに対する領土要求を支持した。ドイツは露・澳摩擦を緩和させるような、双方との友好関係を保つような戦略を選択し、ベルリン条約の各国が参加する会議の開催に賛成していた。トルコは危機が始まった直後、ベルリン条約の各国に対して、ベルリン条約第 16 条に基づきブルガリアに対する武力行使についての覚書を送ったが、弱体化したオスマン・トルコは、外交上の手段のみで解決できると判断し、大国に協力するよう呼び掛けた。そして 1885 年 10 月 4 日から 5 日にかけて、コンスタンチノープルでベルリン条約の参加国の会議が開かれるよう各国の意見書が用意された。10 月 14 日に、各国大使で構成される会議の意見書は、トルコ宮廷とブルガリア政府に提出された²⁷⁹。

本報告書は外務卿井上馨宛で、1885 年 11 月 4 日に送付されたもので、1886 年 1 月 9 日に内閣総理大臣伊藤博文に上申されたものである。明治 18 年公第 3 号の太政官記録に収録されている。毛筆で書かれた原文を解読した結果は、附録 8 を参照。

花房は本報告にて、「各國大使會議ノ意見書ハ（中略）土廷ニ呈シ（中略）『ブルガリア』政府ニモ呈出シタリ（中略）露國ニ發論ニ基キ（中略）治安ヲ保シ流血ヲ避ケテ（中略）土廷カ上國權ヲ保維シテ（中略）東『ルーメリヤ』ノ『ブルガリア』ト合セルハ伯林約ヲ犯セン者タル（中略）境界線ニ兵ヲ集ムルヲ停シテ（中略）此舉ノ發起者自カラ其責ニ任セサルヘカラス...」と述べている。つまり、意見書の内容は、トルコ宮廷が各大国に対して東ルーメリア事変について対応するために、ロシアの発案に基づいて各国の意見をまとめたものとなる。その内容は、まず治安を確保し、流血を避ける方法を考えるために会議を開催する。次にトルコ宮廷が持つ「上国権」を保持し、これを濫用しない態度をトルコが示したため、諸大国はこれを評価した。また、東ルーメリアとブルガリアの合併はベルリン条約を違反するものであると認め、その発起者は自ら責任を負わねばならないとの主張がされた。花房はこの件に関して、スタチュ・コー（現体制）を維持する目的で、まず東ルーメリアに対するトルコの「上国権」が承認されたとことを確認し、具体的には危機

²⁷⁹ Золотуха. Россия, западноевропейские державы.С.95-111;Jelavich,Russia's *Balkan entanglements,1806-1914*, pp.185-186.

を予防するために軍備の中止等を行うといった、ベルリン条約の各国の同意事項について伝えた。その他、各大国は決してこの変革を賛助しない、一切軽率な挙動があってはならないと自戒し、兵備を止める勧告をし²⁸⁰、セルビアはブルガリア領に兵を進出させ、ギリシアも急いで兵備を進め、戦争が切迫した状態であったということについても花房は日本政府に報告した。

他方では、「土廷ハ此各大使ノ書意好厚ナルヲ謝シ（中略）助カアランコトヲ求メ（中略）『ギリキ』『セルビア』ニ鎮静ヲ（中略）本会議ノ基礎ヲ議セリ...」と花房が報告したように、トルコ宮廷は各国大使の意見書が好意的であることに大変感謝し、ギリシア、セルビアを調停し、不法占有行為を抑えるために、10月19日の各大使宛の陳情にて助力を求めた。花房は指摘していないが、上記の陳情はイギリスとオーストリアがブルガリアの権力者であるアレクサンドル公を厚く支持していたという状況下で、危機の悪化を恐れていたロシアの助言を受けて作成されたものである²⁸¹。「土耳其政府主トシテ各國代人ノ『コンスタンチノポリ』ニ来會スルヲ請フ（中略）唯『ブルガリア』『ルーメリヤ』ノ変ニ處スルノ方法ヲ議セントストノミ...」と花房が伝えているように、本会議は、参加者、開催方法、議題の範囲などについて議論を重ねた結果、トルコ政府は各国代表がコンスタンチノープルを来訪し、会議の議題は東ルーメリアの事変に対処する方法に限定することを提案した。その結果、各国はこの会議の開催を承諾した。10月29日に開会すべきであったが、トルコがまだその副委員を任命しなかった為に、11月3日まで延長されたと新聞では報道されているが、11月3日を過ぎても開会されていない²⁸²。

続いて、「『ギリキ』『セルビア』ハ（中略）兵備ヲ止メス（中略）『ブルガリア』領ノ一要地ナル『ヴィーデン』府方面ノ居民多ク『セルビア』人ナル（中略）不平ヲ補フ（中略）一朝機アラハ忽チ兵カヲ以テ之ヲ占メントスル（中略）『ブルガリア』モ此方面ノ兵備ヲ厚クシ（中略）『ブルガリア』政府ハ数百ノ『セルビア』人ヲ獄ニ繋ケリト...」と、緊迫した実態について花房は報告している。即ち、ギリシア、セルビアは兵備を中止せず、セルビアは、ブルガリア領の一要地であり多くのセルビア人が居住しているヴィーデン府の方面について、セルビア人が住んでいる土地がブルガリア領になったため、元々そこはセルビア領であったと主張し、不公平を補う一助にするために、ひとたび機会があれば、忽ち

²⁸⁰Золотуха. Россия, западноевропейские державы.С.109.

²⁸¹Золотуха. Россия, западноевропейские державы.С.116.

²⁸² *The Pall Mall Gazette*,4 nov.1885,№ 6440-vol.XLI,p.7.

兵力を使って占有するという状況であった²⁸³。ブルガリアも、この方面の兵備を集中し、両軍は境界付近で相対峙し、何時でも一大事変が起りうる情勢であった²⁸⁴。10月末から11月初め頃の新聞では、ブルガリアとセルビアが互いに国境付近に軍隊を集中させ、国境の周辺における角面堡の建設などで軍備を整えていることや、セルビアとブルガリアとの国境に近接していたクルスラ村などへのセルビアによる占領についての報道などが数多く見られる²⁸⁵。ブルガリア政府は数百のセルビア人を捕虜にし、監獄に收容した等の報道もある。また、「今日迄両兵共ニ犯スコトナキ者其实タリ然レトモ此論頗ル難事ト見へ…」など、事変の報道に殆ど切れ目がないが、諸報道は11月4日まで両軍互いに侵犯することはないのが実態であると花房は強調している。

今後戦争が勃発するか否か、大国の対策はどうなるのか、その疑問を解くための鍵を得る機会が花房に訪れた。当時花房が外務卿に拝謁した際、セルビア公使が部屋を出るのを待ち、代わってその部屋に入ったところ、ロシア外相が花房に向かって、セルビア公使を指し、バルカン半島の諸小邦においてロシアは無数の生命財産を投げ打っている²⁸⁶と言い出した。それが話のきっかけとなり、花房は話の内容を詳細に記録した²⁸⁷。ロシア外相が語ったことの焦点を纏めておこう。

「フィリポリ事変において、ロシアにとって有利にはならない兄弟争いを止め、今後セルビア・ブルガリア間の紛争は避けたい。もし回避できなければ、半島全体は直ちに流血の地となるにちがいない。かつてロシアが自らの無数の犠牲を払って行った軍事行動によって得られたスタチュコー（現体制）を、治平を望む各国が強く望めば、近い内に会議の基礎は定まる。アレクサンドル公はブルガリアの総督であり、セルビアとブルガリアの関

²⁸³ *The Pall Mall Gazette*, 16 oct. 1885, № 6424-vol. XLI, p. 7.

²⁸⁴ *The Pall Mall Gazette*, 26 oct. 1885, № 6432-vol. XLI, p. 7; *The Pall Mall Gazette*, 27 oct. 1885, № 6435-vol. XLI, p. 7; *The Pall Mall Gazette*, 30 oct. 1885, № 6436-vol. XLI, p. 7; *The Pall Mall Gazette*, 31 oct. 1885, № 6437-vol. XLI, p. 7; *The Pall Mall Gazette*, 2 nov. 1885, № 6438-vol. XLI, p. 7; *The Pall Mall Gazette*, 4 nov. 1885, № 6440-vol. XLI, p. 7.

²⁸⁵ *The Pall Mall Gazette*, 4 nov. 1885, № 6440-vol. XLI, p. 7.

²⁸⁶ 1878年の露土戦争でロシアは大勝し、同年のサン・ステファノ条約で、ブルガリアは露土戦争の功績によりトルコから開放され自治権を獲得し、エーゲ海にまで及ぶ広大な領土を獲得した。だが、ブルガリアは事実上ロシアの保護国であった。ロシアはこれを足掛かりに南下政策を展開しバルカン半島に強い影響力を持つ事になる。投資もしていたものと推測される。これを恐れた欧州列強は、この条約対する干渉を行い、新たにベルリン条約が結ばれる。この条約によって、当初決められていた領土のうち東ルーメリアとマケドニアを放棄させられた。以降ブルガリアの対外的な目標はサン・ステファノ条約時に認められた領土の回復となった。Хевролина. История внешней политики России. С. 206—219.

²⁸⁷ 引用文を省略する。附録の資料を参照。

係に多少でも対立が見られたら、ロシアは必ずこれを防ぐ必要がある。しかし、今回の対応は遅かった。」要するに、バルカン半島全体が戦争に陥るという危険性を克服するため、ロシアがスタチュ・コー（現体制）を維持することを、コンスタンチノーブルでの会議の基礎とするという、ロシア側の方針の情報が、花房が獲得した情報の第一要点である。

次に、花房は、コンスタンチノーブル会議の延期はトルコが副委員を任命しないことが原因であることを確認した。「自ら主として各国の委員を招待しながら自国の委員を任命しないのは別にその理由があるはず」と上記の理由で確信できなかった花房が外務大臣に質問すると、彼は次のように答えた。「元々各国の意見には相違点があり、異なる事情が存在する。フランスは議員選挙で忙しく、イタリアは外務卿の交替で訓令が遅延された。イギリスの意見は少し他国と異なり、アレクサンドル公を逐ったことは会議の議案にすべき事ではないとし、イギリスはその採決は拒否すると言い出した。だがトルコは、勿論、この議案を提出する意であったが、イギリスに遠慮するところがあり、未だこれを決定することが出来ない為に副委員も未だ任命しない。即ち、トルコは、主催国として各国間に異論があるうちは開催したくないため、さらに遅延してイギリスの意向が多少同一に帰するのを待つ状態である」。イギリスはバルカン半島におけるロシアの南下への対策を取り、アレクサンドル公を擁護し、バルカン半島に英国の影響を強めようとする意図をもっていった。花房が獲得した情報の第二要点は、このような会議の延長とイギリスの狙いに関する情報である。

この状況下で、花房が会議におけるロシアの意向をロシア外相に訪ねたところ、下記のような説明を受けた。「1. 国境紛争の根拠が存在するため、東ルーメリアを切り離し、ブルガリアを元のままにしたい。2. セルビアやギリシア等の国境警備に係わる問題で、意図せぬ行動を口実に非難されるのをなくす。3. ベルリン条約の基礎を固め、各国の委員に命じて、東ルーメリアの憲法は国家を尊重に扱い、制度が複雑なものは簡単にする。総督は高給を貰っている文官や武官の数が多過ぎるのを廃止し、要するに政治費を省き租税を軽くし、官庁の建物、調度品など簡素にし、その上で旧形を保持しようとするものである。」換言すれば、ロシアの主張事項とは、ベルリン条約に反したものである東ルーメリアとブルガリアの統一の不承認、スタチュ・コー（現体制）の維持である。それによりセルビア、ギリシアの領土要求を却下し、東ルーメリアの憲法を改善する。

ロシア外相は次にこう述べている。「上記の事項に関してオーストリア、イタリアの意見は一致している。しかし、イギリスはアレクサンドル公がイギリス皇室の懇意で親しくし

ているので、公に不利な条件を与えるのは反対である。ベルリン会議が締結した際、イギリスは分割論の主張者であったが、現在は合併を賛助する意思があり、『ペルソナル・ユニオン』を許すべきとの議論がある。『ペルソナル・ユニオン』とは、アレクサンドル公にブルガリアの君主権があり、公を東ルーメリアの総督にし、一人で両国の政治を摂らせようというものである。『ペルソナル・ユニオン』が達成されれば、その名目はスタチュコー（現体制）の維持であるというが、真の合併との違いはなく、ギリシア、セルビアなどを緩和させる方法はなくなるため、スタチュ・コー（現体制）の維持とはいえ、実質的には合併である。ギリシア、セルビアはブルガリアに内紛があったほうが、勢力が東ルーメリアに向うことになり好ましいが、合併すれば、ブルガリアの矛先は当然セルビアに向かい、ギリシア、セルビアなどを刺激して、これを鎮静する方法がなくなり、旧来の政略目標であるスタチュコーの維持を実行する理由がなくなってしまう。トルコ宮廷はアレクサンドル公の処遇についての議事を行ってはいけない事を知っていたが、議事にはしないという取り決めが覆りそうにないを見て、開会を遅延することにした。」即ち、オーストリア、イタリアはスタチュ・コーの維持の必要性を認めているが、イギリスは、アレクサンドル公がイギリス皇室と懇意で、強い絆を持っており、公が率いる『ペルソナル・ユニオン』、即ち合併を主張している。しかし、ロシア外相は、合併こそセルビア、ギリシアの領土要求を促し、ベルリン条約による制度の破壊につながるという見解を花房に述べた。

そして、ロシア外務卿は下記のように続けている。「しかし、東ルーメリアとブルガリアの合併はイギリスの本願だが、以前両方はトルコの領地であって、露土戦争で共にトルコから独立させられ、隣接した公国になった経緯がある。むしろ合併することにより、東ルーメリアとブルガリア両国間における国境紛争が国内問題となり、また対セルビア問題にもトラブルが生じれば、合併を望む国民は政府の責任を問い、国民はアレクサンドル公の退任を望むに至ってしまう。よってイギリスも大いに異議を立てることが出来ず、トルコ政府もイギリスに依存するところなくなる」。彼はブルガリアの事変は元々イギリスが深く関係し、強い影響力を持っていると判断した。果たしてそうなのかとの花房の質問に対し、「それを立証する確かな証拠は無い」とロシア外相は答えた。また、ギールス外相の説明によれば、「バッテンブルグ家は元々イギリスとの関係も深く、イギリスは親戚であり友好関係のあるアレクサンドル公の勢力が治めるこの地域（ブルガリア）には国益が大いにありと判断した。ロシアの南下を防ぎ、バルカン半島に利権の足掛かりを作る。もしアレクサンドル公がその地位を利用して、ブルガリア地方にイギリスの勢力を置くことを表向き

に承認されない時は、裏でイギリスがこれを賛助する事は疑う余地がない。多少の改革を行って、強制的にスタチュコー、即ち 1878 年サン・ステファノ条約締結のときの旧体制を守ろうとするが、永久の策ではない」。

ロシアは以前この合併を主張したにもかかわらず、既に成立していく合併よりもむしろ分割状態を望んでいるのは、花房には理解できることであった。その理由はロシア外相がベルリン条約は東欧半島の現状を定めるものであると答えた内容にある。「従ってロシアにとってはベルリン条約を守ることができないとすれば、始めから条約はない方が良く」とロシア外務卿は論じ、「しかしこれを変更すれば、ギリシア、セルビア、モンテネグロは勿論、マケドニア、アルバニアなど至る所から悲しみや苦しみの訴えが上がり、東欧半島にトルコの存在がなくなれば、混乱は果てしなく続いてしまう。トルコが欧州に良く受け入れられない理由は、世間では様々な論説があるが、ロシアとトルコの戦争のためでもなく、またトルコ帝国の衰廃のためでも無い。バルカン半島が混乱しているからである。今日はまだこのバルカン半島の抱えるいろいろな諸問題を解決すべき時ではない。よってロシアは固くベルリン条約を守り、欧州の平和を保持することを望む者になる」とギールス外相は主張した。つまり、露土戦争で得られた結果でもある、ブルガリアと東ルーメリアの合併は本来ベルリン条約を調印した大国にも将来的には必ず起こることは承知されている。ロシアは今のところ現状維持を意図しているが、イギリスの態度は問題である。即ち、ロシアの南下を防ぐ目的で、イギリスがバッテンブルグ家の親しい絆を通してブルガリアにおける影響力を大きくすることを絶対に防ぐべきとロシアは考える。その上、合併が実現されたら、ベルリン条約に反する現象が生じ、それらを認めるためにベルリン条約の改正を促す恐れがあり、セルビア、ギリシアなどのバルカン小諸国が領土要求する根拠もできる。トルコのあらゆる意味での無力さによって、バルカン半島の状態は混迷を増すばかりになるとロシア外相は主張した。よって、いわゆるスタチュ・コーの維持が現時点で唯一のバルカン問題の解決方法であるというのがロシアの見解である。

東ルーメリアの憲法に関しては、ロシア外相が次のように主張した。「東ルーメリアの憲法は各国委員が共同で作成したものだが、それは机上の空論で実情に合わない。例えば立法議会政治の立法府の権限が重すぎて、行政府の権限が軽く、両府の釣合が取れず行政に支障を来たして、治安確保に手が回らなくなる。その他政府の組織が複雑過ぎ、役職人員が多過ぎ、そのために借金をする破目になる等、要するに新小国には適切ではない制度が多い。その制度の改正はベルリン条約の根幹には触れずに出来る。しかし会議も未だ開

くに至らず、未だ改正論に至らず、この問題は先の長い案件であるから、いつ自分（ロシア外相）自身でこれを議題にする機会があるのか」という。ロシア外相は、ベルリン条約が生み出した東ルーメリアの憲法は、欠点が多く、立法権は権限がありすぎて、執行権は弱いなど具体的な例も語った。つまり、新小国に適切ではない制度であると述べた。西欧化していく新国家の成立過程の中、憲法や内閣制度の成立に関する具体的な問題に取り組んでいる日本国家、そして日本公使花房にとってその発言は注目すべきものであり、その憲法の欠点を解明している新聞記事までも本報告に添付することにした。

続いて、コンスタンチノーブル会議が 1885 年 11 月 5 日に開催してからの様子を記述している 1885 年 11 月 9 日付の本報告書の「追録」の紹介と分析をしておきたい²⁸⁸。

まず、コンスタンチノーブルの会議が 11 月 5 日に開かれたこととその内容を花房は「會議ハ本月五月ヲ以テ開キタレトモ（中略）各員互ニ全権字様ヲ示スニ止リ（中略）同七日ヲ以テ第二會議ヲ開キタレトモ未タ其詳細ヲ知ルヲ得ス...」と報告した。即ち、各委員が互いに全権状を示し、議論するところなく、7 日に第 2 会を開いたが、未だその詳細を確認していないことを花房は記している。

会議開催の背景に関して、『アレキサンドル』公ハ露國狙撃軍第十三大隊ノ名誉長ニシテ中將ノ名誉官タリシニ露帝之ヲ停メタル（中略）露國ノ意向ヲ示セル者トシ（中略）『ブルガリア』ニ君臨セン間ハ合併ノ舉決シテ認許スヘカラス（中略）公ヲ逐付セサルヘカラス...」と花房が伝えたように、アレクサンドル公は、ロシアの狙撃軍、第 13 大隊の名誉長で、しかも中將の名誉官であったが、ロシア皇帝はこれを解任した。情報原は、露暦 10 月 24 日（11 月 5 日）の官報である²⁸⁹。明らかにロシアの意向を示したものであると花房は結論づけている。その意向というのは、公がロシアの意に反し、勝手に兵を動かし、和平を乱す行動をとったため、公がブルガリアに君臨している間は、決して勝手な振舞いをする人物に合併、さらには、大ブルガリアを任すことはできないというものである。よって、アレクサンドル公を追放すべきというロシアの主張であると花房は報告した。

11 月 7 日（露暦 10 月 26 日）『アジア・ハヴァス』の記事を掲載した『ジュルナル・ド・サンクト・ペテルスブルグ²⁹⁰』では、ロシアには現在、両州の合併を許す理由はなにも一つなく、スタチュコーを維持しなければならないとの意向を詳細に論じている。「ロシア

²⁸⁸ 附録 8B を参照。

²⁸⁹ *The Pall Mall Gazette*, 5 nov. 1885, № 6441-vol. XLI, p. 7.

²⁹⁰ *Journal de St. Petersburg*, 26 oct. (7) nov. 1885, 61 annee (6 serie), № 285, p. 1.

の交際官中の話に拠れば」と花房ははっきり情報源を指し、コンスタンチノーブルの会議の様子について伝えている。「露國カ今日兩洲合併許スヘキノ理アルヲ見ス『スクチュコー』ヲ維持セサルヘカラス（中略）當府交際官中ノ話ニ據レハ（中略）英政府若シ更迭スル事アラハ或ハ『アレキサンドル』公ヲ逐フテ各國均シク合併ヲ是認スルニ至ルモ知ルヘカラザレトモ『サリスブリー』侯ニシテ執権タラン間ハ決シテ公ヲ逐フヲ肯セサルヘク英國之ヲ肯セサル間ハ露國決シテ合併ヲ肯セサルヘシ（中略）露政府ハ始メ嚴ニ『アレキサンドル』公ヲ廢セン事ヲ望ミタレトモ（中略）伯林約ノ舊ニ復スルヲ得ハ露ハ必ラスシモ公ヲ廢スルヲ望マサルヘシ（中略）『ブルガリア』『ルーメリヤ』ノ人民恐ラクハ此君ヲ奉スルヲ欲セサルヘシト（中略）英國ノ鋒ヲ避ケタリト...」。つまり、イギリス政府は首相の交代、アレクサンドル公の追放、各国が合併を認めるかどうかといったようなことの結末を予測しがたい。現時点で言えるのは、サリスブリーの政府は、決して公の追放を肯定しない。こうしたイギリスの立場が継続している間、ロシアから合併を言い出してはいけない。ロシア政府は始め頑なにアレクサンドル公を排除する事を望んだが、イギリスの意向を考慮して、ベルリン条約に定めた通りに状況に戻すなら、ロシアは必ずしも公を排除する事を望まないはずだ。ロシアが公を排除する事を望まなくとも、ブルガリアとルーメリアの人民は恐らくはアレクサンドル公を欲しないはずだといい、ある程度イギリスからの攻勢、即ち南下政策に対する対応ができる。よってこの回避の道を考慮に入れ会議を開催する意向がある。とロシア高官が語ったとのことである。様々な説があることを花房自身も確認し、『ジュルナル・ド・サンクト・ペテルスブルグ』に記載されている記事も含め、結局それぞれ推測に過ぎないが、参考とすべき価値があると見なして記事を翻訳して本報告に添付した。

コンスタンチノーブル会議におけるイギリス代表の選択について花房は触れている。「當府在留英大使『トルントン』ハ昨年末『コンスタンチノボル』ニ轉任ノ命ヲ奉シ（中略）測ラスモ『アフガン』論ノ葛藤甚シキニ至レルヲ以テ引続當府ニ在テ（中略）『コンスタンチノボル』ニ各大國使臣ノ集議ヲ要シ（中略）『ルーマニヤ』在留公使『ホワイト』ヲ以テ集議ニ与カラシメタリ（中略）『ホワイト』ハ久ク『ルーマニヤ』ニ在テ此半島ノ議ニ熟セルカ故ニ（中略）英國カ事ニ付テ人ヲ選フノ周密ナル亦以テ見ルニ足ル者アリ事大体ニ閑セスト雖モ外交上或ハ時ヲ之アルヘキノ事ナレハ國ニ所聞ヲ録ス...」。駐露期間中、花房が接触する機会があった駐露英大使トルントンは 1884 年にコンスタンチノーブルへの転任の命を奉じたが、1885 年春中に予想もしなかったアフガン論議が高まったので、新任の地

へ赴任できず引続きロシアに駐在していた。任務終了後、現地へ赴いたものの、バルカンでの駐在の経験を生かすことができるルーマニア在留公使ホワイト²⁹¹がイギリスの代表として選ばれた。そして、花房自身はなぜこの出来事に関心を持ったのか、次のように説明する。大国の外交上の出来事における個人的事情、不愉快な事柄が存在するかもしれないが、「イギリスの人選、人事のやり方はとても緻密で適材適所に徹し、見習う点が多い」のである。本論文では詳細な論考は及ばない事情ではあるが、交渉を行う人物、その人選はまさに交渉の流れに影響を与えるだろう。不平等条約の欧米諸国との交渉の中断の繰り返しに苦しんでいた日本にとっては、大国の外交の仕組みなどを解明することは有益であった。よって花房は外交上に発生する問題への大国の対応しかた、交渉の人物の選び方は日本政府にとって興味深い事柄であると認識し、それを記録したのである。

本報告は、文書自体も長文であり、多様性を持つ歴史的史料である。ブルガリアと東ルーマニアの統一をめぐる国際危機発生の原因、ロシアの立場とその見解、バルカンをめぐる緊張緩和を目的として開催されるコンスタンチノーブル会議の延期といった事柄を花房はその報告の主題にした。しかし、ロシア外相とのインタビューという形式でバルカン問題を解明への情報を得た花房はその問題の多様性に気づいていく。

まず、花房は、セルビアとブルガリアの開戦の恐れを背景に、スタチュ・コーを回復させる目的で、ロシアの発議によりコンスタンチノーブル会議が開催されることを知った。しかし、トルコ側による委員の決定が遅延していることが表向きには報道されており、それが正確なのかどうかという花房が抱いた疑問は、ロシア外務卿ギールスとの話のきっかけとなった。これは花房にとって貴重な機会となり、彼はこの会話の内容を自身のバルカン問題に対する見解に生かしていく。よってバルカン半島におけるロシアの立場と国益、ロシア側から見た欧州各国の立場と国益、以前から花房が関心を寄せている英露関係といった様々な側面は、本報告の中軸となる。第一に、花房が確認できたことは、セルビア・ブルガリア間の紛争勃発の回避を第一課題として担うロシアはスタチュ・コーの回復を会議の基礎と定める。ブルガリアの総督アレクサンドル公が、イギリス皇室の親戚でありイギリ

ス側と親しい間柄にあり、イギリスに影響されやすく、実際イギリスはアレクサンドル公への影響を通してバルカン半島に英国の影響を強めようとした。このためアレクサンドル公の排除は第二課題となり、スタチュ・コー回復の実現が絶対的条件となった。よってア

²⁹¹ Sir William White.

アレクサンドル公の排除はロシアの基本的要求にもなり、絶えず反アレクサンドル公の気運は強かった。花房はそれを認識し、コンスタンチノーブル会議の開会と第一回の結果について、「追録」で論じた際に、ロシアのこうした態度の証明として、公がロシアの第13大隊の名誉長で、中将の名誉官であったが、ロシア皇帝はこれを解任したことに触れている。

最後に、『ジョナル・ド・サンクト・ペテルスブルグ』の記事の日本語訳²⁹²に触れ、その翻訳が本報告に記載された動機について考察する。花房自身は、なぜ11月7日（露暦10月26日）『ジュルナル・ド・サンクト・ペテルスブルグ』の記事の日本語訳を添付したのか。記事ではロシアが両州の合併を許す理由はなにも一つなく、スタチュ・コーを維持しなければならないというロシアの意向に関して詳細に論じられており、情報提供の機能を大いに果たすだろうと花房は説明している。これは本論文の花房の報告書と活動の真意を調査する基本的な課題であり、あらゆる側面から検討すべきである。さらに記事では、ブルガリアと東ルーメリア合併に関して、以前、各国が締結した条約の条項に違反するものである²⁹³と強調されている。その上、合併の件はたちまち大論争を招き、欧州列強及びロシアの覇権争いを掻き乱すことなく実現する事は不可能であり、平和を維持する手段は唯一つ、現体制の回復（スタチュ・コ・アンテ）という手段のみであると論じられている。さらに、政体を変革するにあたっては、他国の政府が決してこれに干渉すべきではないが、本件の場合にはこれを適用しないことが論じられ、バルカンをめぐる危機は欧州列強国の集団的解決によって成されることが正当化された。

これに関連して、同記事では、ベルリン条約を維持するのであれば、東ルーメリアの憲法改正も必要であり、この憲法はベルリン条約の一部ではないものの、欧州各国委員の制定に係わるものであれば、同様の手段で憲法を改正すべきであると指摘している。実際には、スタチュ・コーの回復は、コンスタンチノーブル会議の第一課題だとすれば、憲法改正はギールス外相が花房との会話中に指摘したように、「旧に戻して乱を避ける意味である」、つまり、スタチュ・コー回復の一助となるため、本会議において追加課題として東ルーメリアの憲法改正に関する議題が出てきた。ギールス外務卿はその憲法の欠点について説明したが、『ジュルナル・ド・サンクト・ペテルスブルグ』の記事ではさらに詳細に解明されている。まず、なぜそのような不完全な憲法が成立したのか、元来各国委員はこの憲法を起案するに当り、実地の状況も知らずに、欧州列強の法制・法理論に倣ったという解

²⁹² 附録 8C を参照。

²⁹³ 引用文を省略する。記事の全文の附録を参照。

説が興味深い。そして、ルーメリアのような新小国においては単純な制度が必要であり、行政官の権力を強くしなければならない。立法権と行政権との間に混乱が生じていたため、優れた人物が必要であったが、当時ブルガリア人は政府に対する敵対があり、人民の中から適当な人物を見出すことができず、また、国自体が貧窮していたため、西ヨーロッパの国々から多数の人を招聘することできなかった。ルーメリア州はフランスの制度に倣って6郡26邑に分けられ、毎郡毎邑に長が置かれた。各郡の議会は二ヶ月間開会し、残りの十ヶ月間は議会より選任される十名の常置員がこれに代わった。これはルーメリアの政治制度の欠点であると指摘されている。同記事の内容をギールス外相の発言の内容と照らし合わせると、立法権は権限がありすぎ、執行権は弱く、優秀な人物も不足している。外国人も招待することができず、新小国にとっては相応しくない制度が成立した。

当記事における花房の関心は、コンスタンチノーブル会議におけるロシアの課題に限られたものではないだろう。本論文の筆者は、花房の第二次期ロシア訪問にかかわる史料の徹底的な調査をした。そのなかで当節と関連する一つの興味深い事実が挙げられる。それは陸奥宗光と花房の話である。1882年に伊藤博文は、西洋諸国の憲法、政治・行政制度の調査プロジェクトを立ち上げた。伊藤も同年ドイツへ渡航し、その滞在中ビスマルク首相に謁見、また当時ドイツの法律家、政治家とも議論する。その目的は日本憲法の起案、内閣制度の導入である²⁹⁴。それ関連して陸奥宗光は、1883年1月、伊藤博文の勧めによりヨーロッパに留学する。1884年にロンドンに到着した陸奥は、西洋近代社会の仕組みを知るために猛勉強した。内閣制度の仕組みはどのようなものか、議会はどのように運営されているのか、民主政治の先進国イギリスが、長い年月にわたって生み出した知識と知恵の数々を日記に記録もする。また、ウィーンではシュタインの国家学を学んだ。1886年2月に帰国するが²⁹⁵、帰国する前に1885年8月17日～9月2日にかけて陸奥はロシアへ旅行する。その滞在中に陸奥は花房の同行で外務省を訪問し、8月23日—29日にモスクワへ出かけ、モスクワ知事ペルフィリエフをはじめとする行政・財政などのトップの人物との交流を親密に行う²⁹⁶。これにより、花房は現地の新聞記事を通して紹介されたヨーロッパの新小国が成立した時期の欧州列強国によって作られた憲法の問題点や欠点などに関する情報が参考

²⁹⁴ Жуков А.Е. ред. История Японии. Т.2, М.: Институт востоковедения РАН, 1998, С.115.

²⁹⁵ 岡崎久彦『陸奥宗光とその時代著』 東京：PHP 研究所、1999年；萩原延壽『陸奥宗光』 下巻、東京：朝日新聞社、2007年。

²⁹⁶ 附録12「年表」を参照。

になると考えたのである。

今後花房は、1885年11月～12月にわたるコンスタンチノーブル会議の経緯を解説していくが、本報告で記述されている事柄についての知識がどのように生かされているのかを本章の別の節にて考察する。

4.3 セルビア・ブルガリア戦争勃発を背景としたコンスタンチノーブル会議に関する 11月中の花房義質の報告

1885年11月中のコンスタンチノーブル会議ではロシアに続いて、トルコが東ルーマリアとブルガリアの統合はベルリン条約に違反するものと主張し、公式に不承認を唱えた。そして、東ルーマリアとブルガリア双方におけるスタチュ・コー、つまり現体制の維持を目指し、それに関連してベルリン条約に違反した支配者アレクサンドル公の排除を唱えた。しかし、アレクサンドル公を支持していたイギリスは東ルーマリアとブルガリアが統合した国家をアレクサンドル公の支配下に置くことを望み、『ペルソナル・ユニオン』を主張した。さらに、イギリスは会議での妨害策を継続し、トルコ政府に圧力をかけた。具体的には、もしロシアの傀儡が統合された国家を支配するとなれば、トルコがブルガリアと東ルーマリアに対する支配権を失うことになるかとトルコ政府を脅迫したのである。他方では、アレクサンドル公が東ルーマリアとの統合を発表した直後、トルコ政府宛に、統合はトルコに対する脅威ではなく、トルコの権力の下で行われることを保証した。その結果、当初は公の追放などを唱えていたものの、その後イギリスに傾いたトルコは11月9日の第3回の会議では、まずスタチュコーの維持をすでに重視せず、アレクサンドル公の支配権の排除も主張せず、ただ東ルーマリアからの撤退を訴えた。こうした変化したトルコの立場は、イギリスの圧迫に譲歩し、やむを得ないものだったが。三帝同盟も多少譲歩しなければならなくなり、イギリスの会議を長引かせる行動にも拘わらず、トルコの変化した立場も考慮にいれ、11月19日の第6回会議にて各国はある程度妥協した。東ルーマリアの臨時知事の役割を果たすハイ・コミシオネールを派遣し、トルコと欧州大国が混在した委員会を創設し、東ルーマリアの憲法や行政制度を詳しく調査し、改善を考えるとということをつトルコが発案した。ロシア、トルコ、オーストリア、ドイツ、イタリアはそれを可決したが、イギリス、フランスは反対した。

しかし、11月14日にセルビアはブルガリアに対して宣戦し、積極的にブルガリア軍を

攻撃していた。セルビアは本営をツァリブロードに設置し、ドラゴマン峡まで前進し、スリヴリニツァに達した。よってブルガリアの首都であるソフィアの占領とブルガリアの敗北は時間の問題となった。しかし、スリヴリニツァ（11月19日）とツァリブロード（11月24日）にてブルガリア軍は見事に勝利し、ブルガリアは戦争の形勢を逆転した。

1885年11月16日付の『ブルガリア変革（第5）』報告書は、外務卿井上馨宛に1885年11月16日に送付されたもので、1886年1月12日に内閣総理大臣伊藤博文に上申されたものである。明治18年公第3号の外務省記録に収録されている。毛筆で書かれた原文を解読した結果は、附録9を参照。

1885年11月7日の第2回目のコンスタンチノーブル会議では、トルコの主張が主題となった。トルコはバルカンをめぐる危機の解決はすべてベルリン条約に基づいてなされるべきと主張し、各国大使には異議がなかったが、イギリスのホワイト大使は、オスマン・トルコ帝国の統一性を断固として主張し、さらに当会議の一つの重要な課題は、東ルーマリアの住民の状況を改善することであると発言した。上記の問題に関して各政府内で今後の意向について協議する必要があるため、具体的な決議まで至らず会議は終了した²⁹⁷。その会議の結果について花房は、「第二集會ニ（中略）『スタチューコー』（依囑）ヲ可トスルハ異議ナカリシ（中略）『ブルガリヤ』政府ニ通スル事ハ未タ決スル（中略）止メリト…」と伝えている。即ち当会議の結果は、各国の意見の概要を陳述するという段階に止まったが、スタチューコーの維持を可決することに異議はなかったが、ブルガリア政府にこれを通告する事は未だ決議しておらず、各国は自らの意向をまだ詳しく見極められない段階で止まっているという。

コンスタンチノーブル会議が各国の意見交換という段階で止まっている背景には、セルビアとブルガリアの間の現状がますます悪化し、11月8日から9日にかけて両国の哨兵が互いに発砲を始め、10日にセルビア兵は300人ほどで25人ほどのブルガリア兵を駆逐した²⁹⁸。ブルガリアはそれが不法行為であるとセルビアに通告し、これに対しセルビアは越境し捕虜としたブルガリア兵を解放し、危害を加えなかったことを伝えた。ブルガリア政府はその兵に対して、この300人のセルビア兵を盗賊とみなして群盗を撃退せよと号令し、13日朝7時半にセルビアを襲撃した。セルビアはこのようなブルガリアの行動は理由も無

²⁹⁷ Золотуха. Россия, западноевропейские державы. С.121; *The Pall Mall Gazette*, 10 nov.1885, № 6446-vol.XLI.p.7.

²⁹⁸ *Glasgow Herald*, Friday, Nov. 11, 1885; Issue 270; *The Pall Mall Gazette*, 10 nov.1885, № 6446-vol.XLI.p.7.

く戦い挑んだものと判断し、その上、国の威信にかかわるものとして、宣戦布告を発表した。このように切迫した状況の詳細を、花房は『セルビヤ』『ブルガリヤ』ノ間ハ日々ニ益々悪キヲ加ヘ本月八日兩國之哨兵互ニ放銃ヲ始メ九日至リテ猶不止ニ於テ終ニ今夕ニ至テ『セルビヤ』兵三百計ヲ以テ二十五人計リナル『ブルガリヤ』兵ヲ逐ニ斥ケ『ブルガリヤ』ハ之ヲ『セルビヤ』ニ報シテ（中略）『ブルガリヤ』政府ハ其兵ニ命シ此三百人ノ『セルビヤ』兵ヲ見テ群盜ト為シ討テ退ケヨト令シ十三日朝七時半ヲ以テ之ヲ襲撃セリ...」と伝えている。

11月14日の朝6時以降、両国は戦時状態に入ると宣言し、セルビア公使ランカベール²⁹⁹はそれをブルガリア政府に発表すると同時に、国中に布告した。そして、セルビアは14日にツァリブロード、クリストーラ、グレゴワ、ヴラシナの四箇所等に等しく兵を前進した。この宣戦の情報はまだブルガリアの首都には達しておらず、以前からセルビアは兵を集中していたブルガリアは、セルビア兵がブルガリア国境を越えたを見ると、セルビアに対して宣戦布告を行わずに妄りに国境を超えることを許されないと主張した。11月14日、正式に宣戦を通告し、直ちに防禦兵を出発させた³⁰⁰。「(十四日)朝六時以後ハ兩國相待ツテ戦時ノ状タルヘキツ宣ヘ今交際官『ランカベール』ヲシテ之ヲ『ブルガリヤ』政府ニ傳ヘシメ同時ニ之ヲ國中ニ布告シ（中略）十四日ヲ以テ『ツァリブロード』『クリストーラ』『グレゴワ』『ヴラシナ』四所均シク其兵ヲ進メリ此宣戦ノ報未タ『ブルガリヤ』都ニ達セサルニ夙ク既ニ『セルビヤ』兵進テ境ヲ越タリト見ヘ『ブルガリヤ』ハ『セルビヤ』カ宣戦ナクシテ妄リニ其兵ヲ進ミテ境ヲ侵セル者恕スヘキニ非ラスト即日（十四日）式ヲ具ヘテ宣戦ヲ行ヒ直チニ防禦ノ兵ヲ發セリ...」。このように花房はセルビア・ブルガリア間の開戦について詳細な情報を報告した上、それに対するロシアの立場の変動について下記のように触れている。

1885年11月15日付の『ジョルナル・ド・サンクト・ペテルスブルグ』で情報を載せ、ロシアは痛歎の意を表した³⁰¹と花房は指摘している。続いて、彼は「露國カ治平ヲ欲シテ拮据スルノ厚キニ關セス終ニ事ノ是ニ至レルヲ慨キ之カ為メニ真主唱ニヨリテ集リタル『コンスタンチノポリ』ノ會議モ殆ント無効ニ歸スヘキヲ歎シ是レ畢竟英國ノ異見之ヲ始ニ遅々セシメタルニ由ルトシ又『トルコ』政府カ不斷ニシテ固ク依囑ノ政略ヲ執テ速ニ決

²⁹⁹ Mr.Rangabe.駐ブルガリアセルビア公使。

³⁰⁰ *The Pall Mall Gazette*, 14 nov.1885, № 6449-vol.XLI.p.8.

³⁰¹ *Journal de St.Petersbourg*, 3(15) nov. 1885, 61 annee (6 serie) , № 293,p.1; *The Pall Mall Gazette*, 16 nov.1885, № 6452 -vol.XLI.p.11.

スル能ハサル...」と記述している。ロシアは治平を望んだが、国家財政事情が困難であるにもかかわらず、とうとう近隣が戦争状態になってしまったことを嘆き、そのロシアの主張によって開催されたコンスタンチノーブル会議も殆ど機能しなくなった事を嘆いた。結局、イギリスの反対意見により遅々として調整が進まず、トルコ政府は優柔不断で、断固としてスタチュコー回復政略をとり、速やかに決定する能力が無い。セルビア・ブルガリア間の開戦と、東ルーメリアとの統合をめぐるコンスタンチノーブル会議におけるロシアの立場とイギリスの反対の立場に右往左往するトルコの立場について花房は報告した。

歴史的背景という原点に立ち戻って考えると、フィリポリ府で起こった変革、つまりブルガリアと東ルーメリアの統合は、ベルリン条約に違反するものであったが、大国によって将来的に可能な出来事として認識されていた。ロシアもそれを目指したが、アレクサンドル公の下のブルガリアでは反ロシア気運が強かったため、アレクサンドル公が率いる統一したブルガリア国家には反対であった。よって、ロシアはスタチュ・コー回復を促す目的で会議を開催することを提案した。その会議ではブルガリアの上位国であったオスマン・トルコの立場が鍵を握っていた。さらに、アフガニスタンをめぐる英露対立、ロシアにおける 1882 年～1886 年の経済危機によって産業・金融制度が大きな被害を受けたことを考慮に入れると、ロシアはトルコに圧力をかけるが、三帝同盟の枠組みにも支持を期待したが、オーストリアとの摩擦を考慮に入れ、トルコに対して慎重な立場を取らなければならなかった。

他方では、イギリスは東ルーメリアとの統合によって一層強まったブルガリア国家がよりよくロシアの脅威に立ち向かうだろうと考え、アレクサンドル公の率いるブルガリアを支持していた。したがって、ブルガリアの統合へのトルコの立場をめぐるロシアとイギリス間の争いは本会議の中軸となった。しかし、こうした花房の実態の解明は、トルコ政府が「優柔不断」であるという、トルコ政府のある程度の本質をつかんだが、その説明は不十分であるという印象を受ける。花房の認識が十分でなかったのか、ロシア側から公式に得た情報が不足していたのか、いずれかの原因が考えられる。花房は、自身でも「爾後『コンスタンチノブル』ノ會議モ再ヒ其体面ヲ改ムルコトナク澳露英各々別ニ執ル所アルヘシト雖モ未タ其詳ヲ得ス確信期アル（中略）『セルビヤ』『ブルガリヤ』カ互ニ宣戦セルノ大略ヲ報シ餘ハ得ルニ随テ漸ク將ニ之ヲ報セントス...」と伝えている。即ち、その後、コンスタンチノーブルの会議も再びその体面を改める事はなく、ブルガリア・ロシア・イギリスは各々個別の立場があり、未だその詳細は得ていないが、確信を得る自信はある。まず

セルビアとブルガリアが互いに宣戦した大略を報じ、その他の情報は今後入手した順にこれを報告する、と花房は記している。

そして、下記の通り、引き続き送られてきた 1885 年 11 月 21 日付の『ブルガリア変革(第 6)』という報告にて、コンスタンチノーブル会議における各国の立場に起こった変化についての解明を補おうとしているが、これらの説明から、各国の立場がどのように変化したのかということ、またその原因は十分には読み取れない。

『ブルガリア変革(第 6)』告書は、外務卿井上馨宛に、1885 年 11 月 21 日に送付されたもので、1886 年 1 月 25 日に内閣総理大臣伊藤博文に上申されたものである。明治 18 年公第 7 号の外務省記録に収録されている。毛筆で書かれた原文を解読した結果は、附録 9 を参照。

まず花房は説明している。「『セルビヤ』ハ『ブルガリヤ』ニ向テ宣戦シ直チニ四所等シク進テ『ブルガリヤ』ノ境ニ入り同時ニ『トルコ』政府ニ告ケテ(中略)『トルコ』帝ノ威權ヲ害スルノ意アルニ非ラス却テ帝威ノ依然『ブルガリヤ』ニ行ワレテ虜ノ如クナラシメンコトヲ欲スル者ナリト云ヒ共ニ之ヲ敵視セサラン事... 各大國ニ向テハ『セルビヤ』謹テ伯林會議ノ規約ヲ守リ...」つまり、セルビアは、ブルガリアに宣戦し直ちに 4ヶ所へ同時に前進し、ブルガリアの国境を超えた。それと同時にトルコ政府宛にこの宣戦の旨を告げ、この行動はトルコ帝の威厳を損なう意思は無く、かえってトルコ帝の威光を引続きブルガリアに及ぼせるためであるとセルビアは説明した。その上、セルビアはトルコに対してブルガリアを敵視しない事を希望し、各大国に対して、ベルリン会議の規約を守るよう呼び掛けた。また、各大国の忠告に従い、両国の捕虜の交換が決定された³⁰²。

そして、花房は「會議ノ決未タ何ノ日ニ在ルヲ知ラス而シテ境場事日々ニ疎ク終ニ自ラ兵ヲ執テ之レヲ處スルノ止ヲ得サル(中略)『トルコ』ニ敵スルノ意決シテ之レアルニ非ラス又伯林約ニ違フノ意毫モ之アルコトナシト...」と伝え、コンスタンチノーブル会議に着目する。11月21日の報告書作成時点では、会議は第6回まで至った。花房自身が情報不足であると述べているが、開戦の件をセルビアから説明を受けたトルコは、ベルリン条約を違反していない事を了解しただけで、国益を損なわれたとは少しも思っていないと花房は強調している。花房は続けて説明している。「『トルコ』ヲ害スルノ意ナキ(中略)詳説スレハ『セルビヤ』カ今日ノ挙ハ『ブルガリヤ』『ルーメリヤ』ノ合併ヲ許スヲ欲セサルニ過キス決シテ『トルコ』ヲ害セントスルニ非ラストノ意ハ之ヲ了得セリ...」これを詳説す

³⁰² *Journal de St.Petersbourg*, 9(21) nov. 1885,61 annee (6 serie), № 296,p.2.

れば、セルビアがブルガリアと東ルーマリアの統合に反対の立場を取っているためであると花房は結論を導いた。

アレクサンドル公はセルビア侵入後、自国防衛のためにトルコに援助を求めた。東ルーマリア統合の事変は急に起こり、流血の恐れがあったので、これを救うために自ら兵を動かしたという説明の上、トルコ帝に認可を申し上げた。秩序を守り、平安を保持し、反乱が隣接する国家に及ぶことを回避するという命令がトルコ政府からアレクサンドル公に出された³⁰³。そして、花房が報告で次のように続けている。「公ハ『セルビヤ』ノ侵入ニ對シテ防禦スルノ外『トルコ』ニ向テ援助ヲ乞ヒ『ルーマリヤ』合併ノ舉ハ事草卒ニ起リ勢ニ流血ノ恐レアルヲ以テ之ヲ救ワンカ為カ敢テ自カラ之ニ当リ恭シク其認可ヲ乞ヘ（中略）秩序ヲ守リ平安ヲ保シテ乱ノ隣邦ニ及フヲ避クヘシトノ命ヲ得タリ（中略）『トルコ』ハ之ニ答フルニ『セルビヤ』ノ侵犯ハ『ルーマリヤ』合併ノ源ニシテ偏ニ『アレキサンドル』公ノ自カラ招タニ由リテ起レリ故ニ今『セルビヤ』兵ヲ退カシメントセハ公先ツ『ルーマリヤ』ヲ去テ本領ニ還歸セサル可カラス...」。つまり、ブルガリアの援助の要求に対してトルコは、セルビアによる侵犯は、東ルーマリア統合の件を源とし、ひとえにアレクサンドル公が自ら起こしたことなので、今セルビア兵を撤退させようとするなら、アレクサンドル公は直ちに東ルーマリアを撤退し、本国に帰還しなければならないと主張した。トルコは東ルーマリアから撤退することを要求し、それを促進させるために、会議でこれを決定することを目指した。その意向をブルガリアに知らせ、その立場を変えようとしなかった³⁰⁴。その上、花房は、「『トルコ』ハ『セルビヤ』ノ宣戦ヲ以テ之レニ敵スル者ト視效サスト...」と記し、トルコはセルビアの戦線布告が一方的に不正であるとは認識しておらず、アレクサンドル公の依頼を退け、その上退去を申し付けたと報告の別の箇所でも説明している。

花房自身も、ブルガリアのトルコへの援助要求について「図ラサリキ隣境自立ノ一邦『セルビヤ』故ラニ難ヲ構ヘ妄リニ兵ヲ動カシ来リテ『ブルガリヤ』ノ境ヲ侵セリ伯林約ノ第一条宣戦ノ権ヲ『ブルガリヤ』ニ許サス擅ママニ宣戦スヘカラズ故ニ敢テ之ヲ為サズ但『ブルガリヤ』ハ土帝ノ属国ナリ属国ノ境ヲ侵セリ状ヲ具シテ上國ノ援助ヲ乞フトノ旨ヲ陳セリ...」と説明している。ベルリン条約は第一条で宣戦の権利をブルガリアに許しておらず、勝手に宣戦してはいけないことになる。しかし、ブルガリアはトルコ帝の属国であり、属国の領土を侵略する際、他国がブルガリアの上位国であるトルコに援助を求めるのは当然

³⁰³ *The Pall Mall Gazette*, 16 nov. 1885, № 6452 -vol. XLI. p. 11.

³⁰⁴ Золотуха. Россия, западноевропейские державы. С. 121.

であるが、トルコはそれを退け、セルビアによる侵略には対応もしなかったと花房は指摘しているものの、トルコの対ブルガリア方針の本質は十分に明らかにしていない。そこで1870年－1880年代のヨーロッパ秩序の仕組みの原点に戻ると、本来1877年－1878年の露土戦争後、1878年に締結されたベルリン条約では、オスマン・トルコはヨーロッパ部分とアジア部分に分けられ、さらに弱体化した。オスマン・トルコ帝国のヨーロッパ部分（東ルーマリアなど）に軍隊を駐留する権利が認められたが、逆に欧州大国が海峡における指導権の問題に取り組んでいるなか、東ルーマリアなどでのトルコ軍による占領が、むしろスタチュー維持の破壊につながる出来事になると判断の上、こうしたトルコ軍の移動をできるだけ予防するため、欧州大国はトルコに定期的に圧力をかけていた。ロシアとイギリスの間で均衡を取らなければならなかった困難な外交事情を抱えるトルコは、バルカン危機に関しては欧州大国の決断に任せていたが、セルビアとブルガリアの間の戦争の際は、トルコが今後ブルガリア軍の撤退させることと東ルーマリアの占領することとを実現する好機と判断し、戦争の勃発はブルガリアのせいであると発表し、セルビアによる侵攻は正しいと唱え、属国であるブルガリアの援助を拒否した。

そして、花房は、『『セルビヤ』ノ攻撃ハ勢益々急ニシテ『セルビヤ』王親カラ将トシテ境ヲ越ヘ本営ヲ『ツアリブロード』ニ置キ『ドラゴマン』ノ峡ヲ扼シ更ニ進テ『スリヴリニツァ』ニ迫レリ『スリヴニツァ』ハ首都『ソフィア』ヲ距ル僅カニ二百程ナルヲ以テ『ブルガリヤ』ハ（中略）之ヲ防カサレハ首都危キ（中略）『アレキサンドル』公ハ徒ニ『ルーマリヤ』ヲ擁シテ却テ本國首都ヲ失スルニ至ランコトヲ慮リ自カラ帰リテ『ソフィヤ』ニ入り又其兵ノ『ルーマリヤ』ニ在ル者ヲ召還シ専ラ防禦ニ従事セシメ更ニ『トルコ』ニ告ルニ『ブルガリヤ』人民ハ公ト共ニ恭順ヲ土帝ニ表シ...』と伝えている。セルビアの攻撃は勢いを増し、本営をツアリブロードに置き、ドラゴマンの峡を抑えて、前進し、スリヴリニツァに近くまで至った³⁰⁵。スリヴリニツァは首都ソフィアから僅か200キロメートル程の距離であり、ブルガリアが全力を尽くして守ることができなければ、首都に危険が迫ると伝えている。したがって、アレクサンドル公はルーマリアの保護も考え、スリヴリニツァだけに専念すれば首都の壊滅に繋がるので、公の率いる軍隊がソフィアに入り、またルーマリアに在る者たちを召還し、専ら防御に従事させた³⁰⁶。ブルガリア人民はアレクサンドル公と共に、トルコ帝に対して忠実・従順の意志を表明し、ブルガリア兵が公と同じく

³⁰⁵ *The Pall Mall Gazette*, nov.1885, № 645 -vol.XLI.p.7.

³⁰⁶ *The Pall Mall Gazette*, 16 nov.1885, № 6452 -vol.XLI.p.11.

東ルーメリアを退去しその証明とした³⁰⁷。ブルガリアは連続で敗北し、首都壊滅の問題に直面した状況の中で、アレクサンドル公は東ルーメリアから撤退したわけである。

次に、戦争の前線のニュースから目を移した花房は、11月16日の第5回会議と11月19日の第6回会議に着目した。まず、第5回と第6回会議に関しては、花房が「会議ハ既ニ五回ニ及ヒタレトモ英國ノ議同シキヲ得サルカ為メ僅カニ『アレキサンドル』公ノ退還ヲ促スニ止リ殆ント未ター事ヲモ決セサルノ状ナリ（中略）『ブルガリヤ』兵ハ公ト同シク『ルーメリヤ』ヲ退去セル由ヲ以テセリ元ト『コンスタンチノポリ』會議ノ最モ難スル処ハ各國意見ノ一ニ帰セサル処ハ公ヲ退クルノ一事ナリシニ今日計ラスシテ此事既ニ定マリタレハ此上ハ誰カ代リテ『ルーメリヤ』ヲ治メサル可カラス（中略）『トルコ』政府タルハ素ヨリ論ヲ待タサルコトナレハ『トルコ』ハ此報ヲ得テ直チニ委員（ハイコムミスシヨネル）ヲ派シテ先ツ其政ヲ撰セシメ併テ今後改革ノ地ヲスヘキヲ孜シ會議モ亦之ヲ可決セリト（中略）第六回會議ノ結果トス善シ開會以來ノ嘉好結果ナリト...」とコメントしている。11月16日の第5回会議では躊躇している様子だが、元々コンスタンチノープル会議の最も困難な課題とは、各国の意見が一致しなかったアレクサンドル公を退去させる件であったが、結局、断固として決定された上で、ルーメリアの今後の支配問題が確立した。トルコ政府にとっては元々想定外の事であり、トルコはこの情報を得て今後改革の地域を保護するため、直ちに委員ハイ・コムシオネールを派遣し政事に就かせた。これは11月19日、即ち第6回会議で可決された³⁰⁸。開會以来、ようやく解決の展望が見えてきたと花房は結論づけている。

勿論、上記の会議はブルガリアとセルビアの戦争を背景に続けられ、花房も報告では途中でこの戦争の報告を続けている。「始三日間ハ連戦殆ト皆「セルビヤ」ノ勝利ニシテ（中略）「セルビヤ」王モ親カラ將トシテ「ソフヒヤ」ニ向ヒ境ヲ垓テ「ツアリブロード」ニ本營ヲ置キ前軍ヲ進メテ「ドラゴマン」峽ヲ扼シ更ニ進テ「スリヴニツア」ニ迫リ（中略）十七日已来「ルーメリヤ」ヨリ帰り来リテ「中略」防禦スル者アリ（中略）首都既ニ近キ「中略」両兵互ニ勝敗アリテ「セルビヤ」兵是ヨリシテ進ム能ハス（中略）西北「ウイヂシ」（中略）始メ一挙トシテ敵ノ手ニ陥ルヘキ事ナリシモ今日専ラ精銳ヲ「スリヴニツア」方面ニ集メタル（中略）北部ノ戦報ハ殆ト之レヲ聞カサル（中略）「セルビヤ」兵ハ一意「ソフヒヤ」ヲ得ントスル者ノ如クナル（中略）「ブルガリヤ」兵亦能ク防キ容易ニ此目的ノ達

³⁰⁷ *The Pall Mall Gazette*, 16 nov. 1885, № 6452 -vol. XLI. p. 11.

³⁰⁸ Золотуха. Россия, западноевропейские державы. С. 124.

スベカラズ数日ヲ出テスシテ休戦又ハ講和ノ意ヲ生スルナルベク（中略）戦ハ宣戦ノ口実「ブルガリヤ」ヲシテ独リ大ナラシムヘカラス（中略）「ブルガリヤ」公ハ既ニ「ルーメリヤ」ヲ去テ「ブルガリヤ」ニ帰リタレハ先其口実ヲ失タリト云ヘリ随テ「トルコ」モ停兵退還ヲ促スノ理アルベク各大國モ無為ヲ責ムルノ理アルベク況ヤ「セルビヤ」モ全勝期シ易カラサルヲ知タルヘケレハ終ニ久シク交戦シテ徒ニ流血ヲシテ多カラシムルコトナカルベシ...」即ち、セルビアとブルガリアは休戦に至らず、3日間連戦し、セルビアは勝利しブルガリア国境を越え、セルビア王も御自身が指揮官として、ソフィアに向い、ツァリブロードに本営を置き、前軍を進めドラゴマン峽を確保し、スリヴニツァに迫り、その勢いは数日も掛からず、ソフィアに迫ろうとしていたが、ブルガリアでは17日以降ルーメリアから召還され首都に向ってきた防御兵が、首都に接近し、両兵互いに勝ち負けを繰り返したため、セルビア兵は前進できなかつた。西北ライジンなどの地で、当初は敗色濃厚の情勢だったが、強力な軍隊をスリヴニツァ方面に集め、北部の戦線はブルガリア軍が殆ど勝利した。連日の戦争はこのようにセルビア兵が懸命にソフィアを占領しようとしているが、ブルガリア兵がよく防戦し、容易にその目的を達することができず、4日、5日もしない内に休戦または講和の展望が生じる可能性があつた。そして花房の報告による現状は以下の通りである。「各国は休戦、そして講和するよう忠告すべきである。元々宣戦の口実が、ブルガリアにのみ責任がある訳では無く、ブルガリア公は責任を感じなくとも良いはずであるが、ルーメリアを撤退しブルガリアに帰ってしまったので、自ら責任を認めた結果になつてしまった。各大国は傍観して対応しなかつた事の責任を負うべきで、これを反省すべきである。ましてセルビアも連戦連勝する事が極めて困難であると悟つたはずで、今後はしばらく、無駄に交戦して血を流す事はそう多くは起こらないであろう」と花房は指摘した。花房が発言したとおり、既にほぼ休戦・講和段階に至っていたが、これより以前に、戦争を回避する可能性は充分にあつた。

東ルーメリアの統合によりブルガリアはベルリン条約を犯し、スタチュ・コーの維持が崩壊した結果、セルビアとギリシアが領土要求をする根拠ができた。まさにセルビアとの戦争はその結果であり、花房は当然な事柄として受け入れたがブルガリアが単独でその責任を負うわけにはいかないと強調している。その責任を共有すべきなのは、まず援助を拒否し、属国に対する侵攻の事実を無視したトルコ、そして、花房の表現を借りれば、それを「傍観していた」大国である。これらの国々は、セルビアが戦争の意向を示した段階で、セルビア政府に共同声明などを発表し戦争を回避しようとした。しかし、セルビアとブル

ガリアの戦争を中止させることで欧州列強国の意見は大体に一致していたが、アレクサンドル公政権の崩壊（ロシア）、セルビアの占領（オーストリア）、勝利したアレクサンドル公を統一のリーダーとし、反ロシアの風潮を強める（イギリス）といったように、それぞれ各国が戦争を好機として利用するという狙いも持っており、セルビアが連続して敗北した時点までは、即ち、オーストリアが戦争突入の脅迫をするまでは、大国の積極的な対応はなかったと指摘すべきである。

そのころ、ロシア外務大臣と面談した³⁰⁹花房は、ギールス外相の言葉を全部記録し、東方問題におけるロシアの立場と狙いを解明していく。まず、ロシア外相は、セルビア・ギリシアの領土要求について指摘する。つまり、セルビアとギリシアは好機を利用し、さらに「ブルガリアの事変がバルカン半島全体に変化を起こすと誤って思い込み」、その国力では負担しきれない程の軍備を整備し、軍隊を移動させたりして、セルビアは戦争まで開始した。ただし、ロシア外務大臣が花房に説明したとおり、「ブルガリアの事変は欧州大国が願う平和維持の意向に対してに危機感を抱かせるまでには至らず、また非公式にイギリスが、セルビアとギリシアを保護する以外は、他にこれを援助する国が無く、三帝国も足並み揃えて援助を退けたのをセルビアとギリシアが見て、ついには兵を動かす機会を失ったのである。そのままなら、なんの問題も無かったが、しかし、ブルガリア公が自国において人望が無くし、自分の地位存続が危うくなったので、何か事件を起こして国民の人心を一つに結束して、自分の地位を維持しようとした。同様にセルビア王も自分の地位がすでに安定しておらず、大量の兵隊を集中したことで内乱の種になるおそれがあった」。即ち、ブルガリア事変が起こったばかりの段階では、欧州大国はセルビアとブルガリアが戦争勃発に至らない限りは、今回のバルカン半島における深刻さを十分に認識していなかった。むしろ、最初の段階ではロシアの意見は、特に東ルーメリア・ブルガリア統合を促進させる援助をやめれば、ブルガリアの実態が悪化し、アレクサンドル公の統一のリーダーとしての地位が危うくなり、住民の反対などの気運が生じるので、統合以前の状態に戻ると考えた³¹⁰。欧州大国の戦略はブルガリアやセルビアに正式な援助をせず、東ルーメリアとブルガリアとの統合を正式に承認拒否し、いわゆるスタチュコー、現体制を回復させることであった。スタチュ・コー回復が実現されれば、セルビアもギリシアもブルガリアに対す

³⁰⁹ 引用文を省略する。ギールス外相の発言は全部記録され、報告に記載されている。『ブルガリア変革（第6）』の原文の附録9Bを参照。

³¹⁰ Хевролина. История внешней политики России. С.242-243.

領土要求のきっかけを失い、今回の危機の解決への展望が現れる。ただし、セルビア・ブルガリア間の戦争が勃発してしまったので、ブルガリアとセルビア双方のリーダーはこの機会を利用して自己保全を目指したとギールス外相は花房に説明した。

次に、花房が記録したロシア外務大臣の発言によれば、セルビア王は自己保全の目的で「兵を動かす事を選び、これを実行し、ついに宣戦を告げるに及んだとの情報がある。ギリシアも殆どこれと状況が同じだが、幸にも兵力が充分でなく、トルコを敵とせずに行動する道が無いと、今日まで兵を動かさなかったのである。ブルガリア公もイギリスの支援は演説や談判に限られ、僅かばかりの実質的援助も財貨の貸与にとどまり、その他頼りにする道が無い事については認識不足であり、自らその地位を退くべきであることを知らねばならない。国内には以前からイギリスの保護を快く思わない人が多い。だから彼らは、ブルガリア公の兵力は最終的にセルビア兵を防ぐには不足しており、イギリスの支援も既にセルビア兵を退けるには足らないと考える一方で、トルコによってセルビアを沈黙させる困難さを知らなかった。この人びとはアレクサンドル公を追い払って、国家の安寧に専心すべきである。故にセルビア宣戦の件は一時流血を免れなかったが、結果的には平定を早める仲立ちをした事になった。このようにして事変が治まれば、その後アレクサンドル公が依然ブルガリアに君臨せざるを得ない事は明白である。故にロシアは公を追放するという議案を提出せずに止めた。セルビア王も各大国の勧告を聞き入れる事が出来ず、最後には無謀な行動をして、貨財を減らし、人命を損じ、一つも得する所が無いと、その地位を退くべきである。ただギリシアはこの件を見て、自ら戒め、あえて妄動する事が無かったので、このような王位に影響を及ぼすような事態を免れることが出来たのだと言った。」つまり、依然ロシアは、アレクサンドル公の統一のリーダーとしての立場の強化とブルガリアにおけるイギリスの影響力強化を恐れていた。セルビア・ブルガリア間の戦争の意向を中止するように呼びかけていたが、戦争が勃発した直後、ロシアはこれがバルカン半島をめぐる危機を解決する好機として見なした。なぜなら、戦争の初期段階でブルガリアは相次いで敗北し、それは最終的にブルガリアの敗北に繋がるとロシアは確信し、その場合、やがて住民はアレクサンドル公を追放し、国民には反イギリスの気運が強くなると考えたロシアは、今後自らの傀儡のリーダーを薦めることができると期待していた。ただし、その後の12月中の報告で花房が詳細に伝えるように、セルビア・ブルガリア戦争による転機が起こり、ブルガリアは、スリヴニツァ、ツァリブロードにて（19日と24日）勝利し、セルビア軍を自国領土から追放し、28日にセルビア領であるピーロト府を占領した。

親オーストリアのセルビア王であったミーラン王政権の崩壊を恐れていたオーストリアは戦争に参入し、セルビアを占領すると脅迫した。こうした行為は三帝同盟の原則に反したものであり、このためロシアとオーストリア間の対立によって三帝同盟に亀裂が生じる危機に直面し、今後のバルカン半島危機も新しい段階を迎えた。ただ、イギリスも、セルビアの裏でオーストリアが干渉する危険性を認識したので、戦争中止の意向を示した³¹¹。かつてセルビア・ブルガリア戦争の勃発防止の努力が欠けていた欧州大国は今や一丸となり、1885年12月に平和交渉を進めた。

花房がロシア外務大臣から直接に受けた説明は、「アレクサンドル公がルーメリアを退去する以前の事であるが、併せて考慮すべきところがあるので紙末に添付した」ということである。よって、バルカン半島の危機におけるロシアをはじめとした各国の立場とそれを調停する目的で開催されたコンスタンチノーブル会議の流れと、ベルリン条約の制度の将来性などについて深く考察していた日本特命全権公使花房義質の上記の11月16日と11月21日の二つの報告書から以下の通りのことが読み取れる。纏めて焦点を紹介しておこう。

まず、花房はコンスタンチノーブル会議において、ロシアとイギリスの圧力によりトルコ政府が優柔不断な政略をとっていることを強調している。東ルーメリアをめぐる危機の鍵を握る人物はアレクサンドル公であった。ただし、ロシアとイギリスにとってこの人物の権力の使い道はそれぞれ異なっていた。ロシアは、スタチュ・コー回復・維持を目指し、ブルガリアと東ルーメリアの分割を主張し、ベルリン条約を違反した者としてアレクサンドル公の追放を呼び掛けた。ロシアにとってイギリスの影響を受けている人物が統合されたブルガリアの先頭に立つのは好ましくなかった。イギリスは将来的にバルカン半島における自らの影響力を拡張する目的で、イギリス皇室と親しかったアレクサンドル公が率いるペルソナル・ユニオンで統一されたブルガリアの実現を目指した。よって、コンスタンチノーブル会議におけるアレクサンドル公の排除（ロシア）、その克服（イギリス）という二つの正反対な立場が現れ、トルコをいずれかに傾かせるために両国が争っていた。花房ははっきりと解明していないが、会議のその全体的な傾向はある程度読み取れる。ただし、トルコの立場が変動していくことによって、コンスタンチノーブル会議の流れがどのように変わっていくかについて花房は全く触れなかった。とにかく、本会議は速やかに決定する能力が無いと花房はコメントを残し、これはまさにその通りである。

第二に、花房は、トルコの属国であるブルガリアが、セルビア・ブルガリア戦争勃発後、

³¹¹Золотуха. Россия, западноевропейские державы.С.127-128.

上位国であるトルコに援助を要求したが拒否されたという事情を挙げて、その現象の説明を試みた。まず、花房は、セルビアがブルガリアと東ルーマリアの統合に反対の立場を取っており、ブルガリアを侵攻し、トルコは自らの領土に対する侵略であることを認めようとしないと指摘した。報告書の別の箇所で、ブルガリアに前進したセルビア兵を撤退させようとするなら、アレクサンドル公は直ちに東ルーマリアを撤退し、本国に帰還しなければならなかったと記録した。トルコは戦争勃発の際、ブルガリア軍を撤退させることと東ルーマリアを占領することを実現する好機と判断し、戦争勃発はブルガリアのせいであると発表し、セルビアによる侵攻は正しいと唱え、属国であるブルガリアへの援助を拒否した。しかし、花房はしっかりとした意義づけをしなかった。こうしたトルコの行動を判明できる要因が述べられているが、花房の説明を読むと因果関係があるかどうかの判断が難しくなる。花房は朝鮮での勤務を経た日本の外交官として、第三国による開戦の際、上位国と従属国との関係、欧州大国との関係の関連で上位国と従属国など事柄を観察できるトルコの政策に関心をよせていたと指摘すべきであろう。1873年と1882年の二度の征韓論事変と、1882年花房が渦中にいた壬午事件の際に、清国の従属国であった朝鮮との戦争開始の議論は日本政府内では議論に花が咲いた。しかし、朝鮮との戦争にまでは至らず、朝鮮の上位国であった清国と妥協政策を選んだ日本は、1884年の甲申事件をきっかけにして、両国は朝鮮で反乱が発生する際や、派兵をする際の相互事前通告などを認めた天津条約を交わした。無論、ベルリン条約の枠組みで欧州大国に「束縛された」オスマン帝国と、大国の勢力圏に分割された清国、東ルーマリアと朝鮮の現状はそれぞれ異なるが、欧州大国に対応せざるを得なかったトルコは自らの国益をどのように確保しようとし、外交上どのようにバランスを取っていたかという記述は少なくとも国際情勢や大国の方針についての情報提供であった。

第三に、アレクサンドル公がルーマリアを撤退しブルガリアに帰ってしまったので、自ら責任を認めた結果になってしまったという花房の発言に注目すべきである。東ルーマリアの統合によってブルガリアはベルリン条約を犯し、スタチュ・コーを崩壊させた結果、セルビアとギリシアは領土要求をする根拠ができたので、戦争という悲惨な結果をブルガリアは自ら招いたのである。ただし、まさに花房の発言通り戦争勃発を「傍観した」諸大国の責任を負うべきである。たとえば、ロシア外務大臣と面談し、発言の内容を全部記録し、花房は自分一人では判明しなかった問題の説明を補った。まず、戦争勃発の原因としてセルビアとブルガリアのリーダーの資質の悪さ強調した。というのも、両者とも内政に

において自分の地位が危なくなったので、戦争をこうした国民の緊張・不満の解消の方法として利用したとギールス外相は語った。その上、ロシアは、大国による東ルーメリア・ブルガリア統合を強化させるための援助をやめれば、ブルガリアの実態が悪化していくにつれ、統合のリーダーとしてのアレクサンドル公の地位が危うくなり、住民が反対する気運が生み出され、統合が失敗し、国民はアレクサンドル公の退陣を求めると考えた。そうなればブルガリアの敗北によって、自然とスタチュ・コー回復・維持の実現が導かれるため、ロシアは公の追放もそれほど頑なに主張しなくなった。これは大国によるそれぞれの国益追及の一つの例であるが、まさに、花房の発言の通り、大国は戦争に責任を担わなければならないのである。

さらに、そもそもスタチュ・コーの継続がセルビアとギリシアの領土要求を抑制するので、ロシアはそれを最重要視したということ、花房はギールス外相の発言を引用していることから考えると、少なくとも本人はそれを認識したと指摘できるであろう。

しかし、花房は重視しなかった点、つまり、トルコによるスタチュ・コー維持放棄という危うい傾向は、ベルリン条約の制度を減ぼす恐れがあり、大国の集団決議制度による東方問題の解決という方法が危うくなるとロシアは唱えた。ロシアの自発性に導かれた三帝同盟は、ヨーロッパ大陸におけるイギリス支配の克服をなによりも考えており、この状況に危機感を感じた。そして大国間には、三帝同盟国、イタリアという一つのブロックと、イギリスとフランスのブロックという破裂が生じ、コンスタンチノーブル会議の成功は、花房が指摘したとおり、幻となった。

4.4 コンスタンチノーブル会議の最終段階に関する花房義質の報告書、1885年12月の『ブルガリア変革（第7）』と『ブルガリア変革（第8）』

1885年11月25日以降、即ち、第7回以降のコンスタンチノーブル会議は、イギリスの妨害政策によってバルカン危機の解決を参加国が同意する可能性は徐々に薄くなっていたという状況であった。つまり、東ルーメリアへのトルコの委員派遣に関してロシア、ドイツ、オーストリアは賛成だが、イギリスは絶対的に反対であった。しかし、上記の大国は、完全に同意できなかったにも拘わらず、トルコ政府にトルコ委員を派遣するよう呼び掛けた。その派遣の準備として、11月29日にトルコ政府の代表として二人の官吏が赴任するが、慎重な立場を取っていたブルガリア政府によって、その任務は正式には認められず、

これが任務の妨げとなり、二人の官吏の任務遂行は失敗に終わった。コンスタンチノーブル会議が、スタチュコーの回復という会議の課題を達成できず、ブルガリアと東ルーマリアの統合に関して承認か不承認か解決できず、会議は失敗に終わった。その背景としては、セルビアとブルガリア間の戦争が継続し、ブルガリアが連続して勝利した結果、ブルガリア領からセルビア軍を撤退させただけでなく、セルビアを占領する姿勢を示した。それに対しオーストリアは、かわりにセルビアの保護を目的にセルビア全領を占領すると宣言した。これによりバルカン危機に取り組もうとする大国間に亀裂が生じた。

本報告書は、外務卿井上馨宛に、1885年12月4日に送付されたもので、1886年1月29日に内閣総理大臣伊藤博文に上申されたものである。明治18年公第10号の外務省記録に収録されている。毛筆で書かれた原文を解読した結果は、附録10を参照。

11月25日³¹²に開催された第7回のコンスタンチノーブル会議に関して、花房が次のように報告している。『『コンスタンチノポリ』之会議（中略）英使ヲ除クノ外各使ハ皆『トルコ』委員ヲ『ルーマリヤ』ニ派シ（中略）各國亦同シク（中略）委員ヲ派シ（中略）及訶ヲ為サシムルニ同意シ又此當委員執務ノ方法等ニモ異議ナカリシ（中略）英使ハ其後ノ会ニモ或ハ訓令ヲ欠キ（中略）各國ノ議ニ同セス...』。即ち、イギリス大使を除く各国の大使・公使は、東ルーマリアの臨時行政を行う目的で皆トルコ委員をルーマリアに派遣する事に同意した。また、大国の代表の同行、臨時総督という役職を委任するなど、その委員執務の方法等にも異議はなかった。しかし、イギリス大使はその後の会議でも、訓令が欠けていることを理由に各国の決議に同意しなかった。つまり、花房は、コンスタンチノーブル会議においてイギリスが会議を妨げ、わざと延期させる戦略を続けていることについて報告し続けている。

しかし、花房が次に報告しているように、『『ブルガリヤ』ハ『セルビヤ』ニ勝チテ大ニ國中ノ人心ヲ固クシ併セテ外国ノ感情ヲ起サシメタル（中略）事情大ニ開会ノ日ト異リタレハ此上ハ最早此会ヲ止メテ大会議ヲ開クニ非サレハ其效ヲ見サルヘシ...』と、会議の背景で勃発したセルビア・ブルガリア戦争は、展開期に入った。まず、ブルガリアはセルビアに勝った³¹³。そしてブルガリア国中の人心が固く結束し、他国にとって良い状況となってきた。よって、現時点での事情は大いに開会当初の時期とは異なり、もはやこの会を止

³¹² 花房が残した記録では11月21日だが、第7回の会議開催日は11月25日である。Золотуха. Россия, западноевропейские державы. С.125.

³¹³ *The Pall Mall Gazette*, 24 nov. 1885, № 6457-vol. XLI, p. 8; *The Pall Mall Gazette*, 25 nov. 1885, № 6458-vol. XLI, p. 8.

め、大会議を開かなければ、委員派遣の効果は得られないと花房は結論づけている。即ち、コンスタンチノーブル会議は、このように変化した状況の中で十分に機能しなくなり、とうとう失敗に終わっていく。第7回にも決定された事項、つまり、東ルーメリアへのトルコ委員の派遣、スタチュコーの回復・維持、ロシアが主張したアレクサンドル公の排除などといった本来のコンスタンチノーブル会議の目的は達成し難い状況になってしまった。ただし、花房が伝えているように、「但『ゼリビヤ』『ブルガリヤ』ニ休戦ヲ（中略）議シ露國ノ撥議ニヨリ各國同意ナル由ヲ記シ（中略）各國使臣連名ノ書ヲ（中略）両政府ニ呈出セリ...」、つまり、セルビア・ブルガリア間の休戦について個別に協議し、ロシアの発議により、各国は同意書をセルビアとブルガリアに駐在する各国使臣の連名で24日に両政府に提出した³¹⁴。

続けて花房は伝えている。「『トルコ』ハ（中略）『アレキサントル』公ニ答ヘテ其恭順ヲ領シ且ツ委員ヲ『ルーメリヤ』ニ派スルノ議決ヲ告ケ（中略）彼地方ノ平安ヲ保シ秩序ヲ復スルノ事ニ従フヘキノ意ヲ告ケ（中略）決議ハ各大國ノ意ニシテ...」という。花房の前報『11月21日のブルガリア変革の第6』において、トルコについて報告されたように、ブルガリアの人民は公と共に恭順の態度をトルコ帝に表明し、トルコはその恭順を了承したわけである³¹⁵。11月中の会議では変動していたトルコの立場は、やがて11月12日の第4回会議で提案として文字化され、花房が主張したように、トルコ委員をルーメリアに派遣することが、ルーメリアの平安を保ち、秩序を回復させるとの見解をブルガリアに告げた。この決議は各大国の意見であり、それは上位国が属国を保護するという好意によるものであると花房は説明した。

さらに、花房は「公ハ（中略）答ヘテ属國臣民實ニ上國ニ抗スルノ意ナキ（中略）決シテ派員ヲ拒ムト云ハス...」と述べ、アレクサンドル公は、属国（ブルガリア）の臣民が上位国（トルコ）に反抗する意志はないとかつてトルコ帝に奏上したことは明らかであり、決して派遣を拒むはずがないとの見解を持っていた³¹⁶。トルコは最終的にその委員を派遣し³¹⁷、これは花房が説明しているように、「『トルコ』ハ終ニ其委員ヲ派シ前モ兵ヲ各所ニ備ヘテ萬一カ抗スルコトアラハ之ヲ力掣セント拷スル（中略）委員ノ行果シテ秩序ヲ復ス

³¹⁴ Золотуха. Россия, западноевропейские державы. С.128-129; *The Pall Mall Gazette*, 25 nov. 1885, № 6458-vol. XLI, p.8; *The Pall Mall Gazette*, 27 nov. 1885, № 6460-vol. XLI, p.8.

³¹⁵ *The Pall Mall Gazette*, 14 nov. 1885, № 6449-vol. XLI, p.8.

³¹⁶ *Journal de St. Petersburg*, 12(24) nov. 1885, 61 annee (6 serie), № 302, p.1.

³¹⁷ *Journal de St. Petersburg*, 12(24) nov. 1885, 61 annee (6 serie), № 302, p.1.

ルニ至ルヘキ...」、直ちに兵を各所に備え、力で抵抗する事があれば、強制的に抑える見込みであった。この委員の強制的な行為で、果たして秩序を回復できるだろうか？各国は直ちにその対策を採るべきであるが、トルコ委員の状況を把握していないと花房は疑問を呈している。実際に、セルビアが敗北したという実態を背景に、ブルガリアの国際的な立場が強化され、この勝利が国際的に統合の承認を要求できる根拠となるため、逆にトルコによるハイ・コミショネールを東ルーメリアへ派遣することへの抵抗が生じた際、トルコ軍の派遣によりさらなる住民の抵抗が生じる恐れがあった。欧州大国が東ルーメリアをめぐる危機の解決を探るために開催された会議が失敗に終わりつつある状況下で、大国はこのトルコでの状況を把握すべきであり、適切な対策をとるべきであると花房は警鐘を鳴らしている。実際には、花房が書いた事態の説明と解釈は、トルコもロシアも、ブルガリアの勝利を背景に統合の不承認が困難であることを理解していく時期にあたる。したがって、双方の方針は転換し、今後ブルガリアと東ルーメリア統合を承認するための条件に関して1885年末に交渉をすることが提案される³¹⁸。

戦況の報告に一端立ち戻った花房は、11月27日にかけて状況を伝えている。「十七日以来多ク『ブルガリヤ』ノ勝利ニシテ（中略）『セルビヤ』カ其兵ヲ國內ニ退カシムルヲ肯セサルヨリ未タ戦ヲ止メス（中略）『スリヴニツァ』ノ西ニ戦フテ（中略）二十三日ニハ進テ『ドラゴマン』峽ノ要所ヲ抜キ二十四日『ツアブロード』（『セルビヤ』國境）ノ北部ニ戦テ又勝ち二十三日ニハ『セルビヤ』ヨリ又休戦ノ議ヲ起シ（中略）『アレキサントル』公自ら首トシテ境ヲ抜ヘ（中略）『セルビヤ』ノ地ニ入り『ピロト』府（中略）二十七日（中略）『ブルガリヤ』兵代リテ之ヲ占メタリ...」。即ち、セルビアとブルガリアの戦いは17日以来、ほとんどブルガリアが勝利し、セルビアの勢いは日ごとに消沈していった。この時すでに休戦の提案が出たが、セルビアはその兵を国内に撤退しなかった。未だ戦いを止めず、11月20日—21日は大雪にも拘わらず、スリヴニツァの西方で戦い、ブルガリア兵がセルビア兵を退けた。23日にドラゴマン峽の要所を抜け、24日にセルビア国境の北部ツアブロードで交戦し、ブルガリアが勝利した。26日にはセルビアより休戦の提案があり、各国大使も休戦の勧告をしたが、全く無駄であった。当日、アレクサンドル公自らが軍を率いて国境を越え、セルビアの領土へ入り、27日早朝から夜まで戦いは続いた後、セルビア兵は完全に撤退し、ブルガリア兵はピーロト府を占領した³¹⁹。

³¹⁸Золотуха. Россия, западноевропейские державы.С.131-132.

³¹⁹ *The Pall Mall Gazette*,20-27 nov.1885,№ 6454-6460-vol.XLI.p.8.

そして、ブルガリアの連続勝利によって、再び生じた休戦についての議論に関して、花房は『セルビヤ』ハ連戦不利ナル（中略）速ニ休戦ノ勸告ヲ諾シタレドモ『ブルガリヤ』公ハ敵ヲ境外ニ斥ケ自身『セルビヤ』ニ入りテ後其命ヲ謹マント云テ（中略）『セルビヤ』ノ地ニ入り『ピロート』府ヲ取りテ之ニ抛リ先ニ『セルビヤ』ニ在ル澳公使カ（中略）澳國政府ノ意ヲ陳シ歐洲今日ノ秩序ハ動スヘカラス...」と指摘している。即ち、セルビアは連戦で不利になるため、速やかに休戦の勸告を承諾したが、公にはセルビア兵がブルガリア領土にいる間は受け容れられないと撥ね付けた。そして、セルビア兵を国外に退去するならば、謹んで受諾しようとしたが、公は遂に国境を越えて、セルビア領を占領した。それに対し在セルビア・オーストリア公使が、オーストリア政府の意見を述べ、今日の欧州の秩序を乱すべきではないと発言した³²⁰。ここで、花房が欧州大国の態度を転換させた重要な出来事について記述している点に注目すべきであろう。つまり、セルビアの領土であったピーロートのブルガリアによる占領直後、オーストリアはセルビアで現在即位している歴代王朝が滅びる危険に直面しており、これが欧州における秩序の崩壊に繋がる恐れがあると唱えた。すでにセルビアに前進しているブルガリアを止めるため、オーストリアはセルビアを占領すると脅迫し、これを駐ソフィア奥国公使がブルガリア政府に伝えた。しかし、三帝同盟の規定に基づき、そのような行動は単独では決定できず、承認もされないため、ロシアはこのオーストリアの行動は三帝同盟の破壊につながる決断であると主張した。よって三帝同盟の枠組みで、露奥間の摩擦は、ブルガリア危機が始まって以来、初めて悪化し、三帝同盟の亀裂の証ともなった。

こうした状況の転換の前兆を正確に読み取っていた花房も、「公ノ兵連戦如何ニシテ止スレハ終ニ澳兵ト相会スル（中略）公ノ意既ニ敵兵ヲ境外ニ斥ケ自身敵地ノ一府ニ抛レリ武名ニ於テ恥ル處ナク國辱又洗キ（中略）澳國激切ノ勸告ヲ以テス聴カサルヘカラスト決セルナリ...」と指摘している。即ち、もしこのままブルガリア公の兵が勝ち進んで行けば、最終的にはオーストリア兵と交戦することになるため、初めてブルガリアが提案を承諾した。ブルガリア公の心情としては、既に敵兵を国境外に退け、自身が敵地の一府にいたため、「武名に於いて恥るところがなく、国の恥を洗そいだ」。即ち、花房が指摘したように、戦に敗れ敵に国土を蹂躪されたことは、統治者・武将であるブルガリア公にとっても、国にとっても屈辱であったため、進軍した後に敵地において提案を受諾することは、武将として恥じることなく、国辱を払拭することが出来たと考えたのである。それまでにすでに

³²⁰Золотуха. Россия, западноевропейские державы.С.129.

各大国の休戦勧告があったものの拒んでいたが、オーストリアの痛烈な勧告により、オーストリア軍との戦争突入の危機感を感じたブルガリアは提案を承諾せざるを得なかった。

11月28日-29日の状況は、『ウイヂン』方面ハ『セルビヤ』兵猶深ク『ブルガリヤ』ノ内ニ在リ『ウイヂン』城ヲ攻ムルノ時ナレハ休戦ノ令未タ至ラスシテ戦ヒ二十八日ノ夜ニ及ヘリ二十九日ヨリハ両軍全ク戦ヲ止メ『ピロト』『アクパラカン』ノ間ヲ限リテ互ニ兵ヲ進メス始テ休戦講和ノ條目ヲ議セリ（中略）『セルビヤ』ハ休戦ノ期ヲ十二月三十一日迄トナシ両軍當日占拠セルノ地ハ各互ニ之ヲ守ラント...』と花房が伝えているように、休戦が成立してもヴィジン方面はブルガリア国内の奥地まで現在セルビア兵が占領していて、ヴィジン城を攻撃しており、28日の夜までに休戦の命令が未だ届かず戦い続けていた。しかし、29日に両軍は完全に休戦した。ピーロト、アクパラカン間に限り互いに兵を進めず、初めて休戦講和の条目の議論が成立するようになる。しかし、セルビアは休戦時期を12月31日までとし、両軍は当日占拠している領地は互いがその地を守ると述べた³²¹。

続いて、セルビア・ブルガリア間の講和成立の具体化に関して花房は、「第一『ブルガリヤ』國中ニ至ル『セルビヤ』兵ヲ悉ク退クヘシ第二『ブルガリヤ』ハ休戦ノ為ノ限リタル線内ニ其兵ヲ存留スヘシ第三休戦定ルノ後ハ直チニ講和ノ委員ヲ任スヘシト云ヘリ其後『セルビヤ』ハ其兵ヲ『ウイヂン』方面ニ在ルモノト『ブルガリヤ』兵ノ『ピロト』ニ在ル者ト各互ニ退ケント（中略）『セルビヤ』ヨリ軍費ヲ償フニ非サレハ不可ナリト（中略）肯セス（中略）両議相合サル...』と報告し続けている。ブルガリアは、平和条約締結のため条件を次のように提示した。第一にブルガリア国中に駐軍しているセルビア兵を全軍撤退する。第二にブルガリアは休戦のために設定された国境線内にその兵を駐留する。第三に休戦が定まった後、直ちに講和の委員を任ずる。その後両国はそれぞれ、セルビアはヴィジン方面に駐留する軍を、ブルガリアはピーロトに駐留する軍を互いに撤退する。ブルガリアはセルビアが賠償金を支払わなければ条約を了承せず、両者の協議は物別れとなる³²²。このようにして、花房が指摘しているように、「未タ定マル所ヲ知ラサレ（中略）世人ハ議成ラサル（中略）『ヂユナル、ド、サンペテルスブルグ』（中略）平和期シ難キ...」。つまり、未だ条約の締結は達していないが、世論は両国の協議が成立しない事を心配し、『ヂユナル・ド・サンクト・ペテルスブルグ』誌で伝えられた状況を指して平和の実現は難

³²¹ *The Pall Mall Gazette*, 30 nov. 1885, № 6462-vol. XLI, p. 7-8; *The Pall Mall Gazette*, 1 dec. 1885, № 6463-vol. XLI, p. 7-8.

³²² *The Pall Mall Gazette*, 1 dec. 1885, № 6463-vol. XLI, p. 7.

しいと花房は嘆いた³²³。

そして花房は続けて伝えている。「『ブルガリヤ』ノ変起ルヤ露帝ハ先ツ其将校ノ『ブルガリヤ』ニ在ル者ヲ召還シ（中略）『アレキサントル』公ヲ露國ノ軍籍ヨリ削除シ（中略）公ノ兵力連戦連勝シテ（中略）気鋒勇鋭忍耐守律ノ諸目ヲ具備セルヲ感賞アリテ是偏ヘニ露國将校カ積年従事シテ励精養成セル（中略）陸軍少将『プリンス、カンタクーゼン』ニ賞詞ヲ賜ヒ同少将ト共ニ『ブルガリヤ』『ルーメイヤ』ノ軍ニ従事セシ将校下士官ニ洽ネク此意ヲ傳ヘシメラレ...」。この段落で花房は、ロシアが対ブルガリア方針どう変化させたのか、その原因は何だったのかということについての説明を試みている。最初に、ブルガリア事変が発生した際、ロシア皇帝はまず、ブルガリア在住の将校・士官、司令官を召還し、続いてアレクサンドル公をロシアの軍籍より削除しその不快感を示したが³²⁴、その後、アレクサンドル公の兵が連戦連勝して敵兵を国境外に退け、セルビア兵の前進を食い止め、今やブルガリアには勢いがあると感じた。ロシアはブルガリア兵の気質は鋭く勇敢で忍耐強く、規律を遵守する等の能力を兼ね備えている事を褒め、それはロシア将校が永年従事して一心に励み養成した結果であるとした。そしてロシア将校が今後もブルガリアに従事して励精養成するようにと、ロシア皇帝は陸軍少将プリンス・カンダクーゼンに賞詞を賜え、同少将と共にブルガリア、ルーメリアの軍に従事していた将校下士官にも贈った。つまりロシア皇帝が従事した将校下士官全員に前述の賞詞を与えたということは、ロシアとブルガリア関係改善の前兆を意味するということが花房の残した言葉の中から読み取れる。花房が「本月一日（露十一月十八日）ノ官報ニ載セタリ（『カシタクーゼン』ハ『ブルガリヤ』ニ陸軍卿タリシヲ変乱ノ為メ召還セラレタル人ナリ）...」と説明し続けているように、12月1日（露暦11月18日）の官報にも記載されている³²⁵。カンタクーゼンはブルガリアの陸軍卿であったが、争乱勃発の為、召還された。花房はそれに加え、「外國新聞ハ此事ヲ論シテ露帝ハ夙ニ『アレキサントル』公ヲ除名シタル失策ヲ覺リ此好機会ヲ以テ先ツ此領ヲ為シテ少シク之ヲ恢復シ『ブルガリヤ』『ルーメリヤ』ニ失シタル人望ヲ維カシコトヲ計ル者ナリト評セリ（中略）露國ハ公ヲ逐フノ議アリテ後之ヲ止メタレトモ是レ逐ハサルモ自カラ其地位ニ任サルニ至ラント豫想セルニ由ル者トシテ公ノ『ブルガリヤ』ニ君タルヲ

³²³ *Journal de St.Petersbourg*, 20 nov.(2dec.)1885,61 annee (6 serie),№ 309,p.1; *Journal de St.Petersbourg*, 21 nov.(3 dec.) . 1885,61 annee (6 serie) ,№ 310,p.1-2.

³²⁴ *The Pall Mall Gazette*,5 nov.1885,№ 6441-vol.XLI,p.8.

³²⁵ ただし先行研究では、11月30日の官報のことが指摘されている。Золотуха. Россия, западноевропейские державы.С.133.

欲セサル…」と記している。つまり外国の新聞もこの事を論じて、ロシア皇帝は早急にアレクサンドル公を除名したことで、露官の召還は失策であったとして、この機会にまず公の直属の部下に、公の軍隊へ賞詞を与えてその失策を回復し、ブルガリアはルーメリアにて失った人望を繋ぎ止めることをロシア皇帝が企てたと報じた。よって初めて、公を追放する議案を取り下げた。追放すれば自らがその地位に任命されるかもしれないと考えたからである。とにかく、ロシアは、公がブルガリアの君主になるのは希望しないと花房は指摘した。ロシア皇帝の内心も含めて花房は解説しようとし、「公ノ兵力善ク戦ヒ國內人心モ益々公ニ傾キ他外國モ大ニ感情ヲ異ニシタレハ露國モ多少其意ヲ変セルナル…」と報告しているように、公の兵が善く戦い、国内における国民の支持もますます公に傾き、各大国の感情が変化してきたため、ロシアもその対応を変化したのであった。

次に、「外國人中ニハ澳國カ『セルビヤ』ヲ煽動シテ戦ヲ起サレメタルハ策ノ最モ失セル者ナリ露國カ之ヲ支ルニカメスシテ『ブルガリヤ』ノ人望ヲ失シタルハ多年ノ事業ヲ泡沫ニ付スル者ニシテ更ニ過テルノ甚タシキ者ナリト云ヒ露人中ニモ出ヲ除名シタルハ輕忽ナリ大國ノ体度ヲ失セリト云ヒ或ハ獨逸帝モ之ヲ可トセスシテ私ニ其意ヲ露帝ニ書送セラレタリト云ヒ又露帝ハ之ヲ悔ヒテ責メ陸軍卿ニ在リトシ（中略）賞詞ノ事アリシハ事直チニ『アレキサントル』公ニ係ラス（中略）公ニ對セル露帝ノ意又稍前日ニ異ナルノ徴トスヘキ（中略）評論モ全ク其故ナキニ非ラス…」と花房は伝えている。外国ではオーストリアがセルビアをそそのかして、戦いを起こさせたことは策略として最悪であったと評価された。ロシアがブルガリアを支援せずにブルガリアの人望を失い、「多年の事業を泡のように失った」。つまり、以前ロシアがバルカン半島において築いた実績を失い、更に最悪の過ちを犯したというふうに判断している者もいる。ロシア人の中にも公を除名した事は軽率であったと考えている者もいる。またドイツ帝もこれを批判し、ひそかにその見解をロシア皇帝に書き送ったことが伝えられている。また、ロシア皇帝はこれを後悔し、その責任は陸軍卿にあるとした。その後間もなく、賞詞を贈った事は直接アレクサンドル公には無関係だが、公に対するロシア皇帝の思い、つまり陸軍卿を責めた件はこれまでとは異なる兆候と見るべきであり、この評論も全く根拠がないものではないと花房は結論づけている。

上記の賞詞の件、それに関連するアレクサンドル公のヨーロッパ世論のロシア対ブルガリア態度に関するドイツ皇帝の評価についても、風説が入り混じった花房の記述の目的は、ブルガリアの連続勝利後、変化した状況に対するロシアの対策を伝えるための記述であると考えられる。即ち、ロシア政府はブルガリアの勝利を考慮に入れ、東ルーメリアとの統

合の件に対する態度を変えないといけないことを認識した。まず、11月30日にコンスタンチノーブル会議でロシア大使ネリードフ³²⁶は、ロシアはブルガリアと東ルーメリアの統合に関する立場を変えるべきであり、その統合はすでに実現された事として承認すべきであると発言し、徐々にこうした見解はロシア政府の正式な見解になりつつあった。しかし、この時期のロシアのブルガリアと東ルーメリア統合承認の条件は、相変わらずアレクサンドル公の追放であるが、アレクサンドル公による独占的な統合という他の欧州大国の主張とは異なり、ロシアは両府による平等な統合を主張していた³²⁷。よって、ブルガリア軍を訓練したロシア司令官などにロシア皇帝から賞詞が贈られたという事の発表などは、当然ながらブルガリアの事変に対するロシアの政策が変化したことの証ともなり、ロシアとブルガリア間の改善への展開の兆しともなる。結局、アレクサンドル公の排除という条件は不可能となり、ブルガリアをめぐる危機は1886年1月にトルコ・ブルガリア協定によって解決に向かい、東ルーメリアがオスマン・トルコの属国であることの維持が承認されたが、支配はアレクサンドル公に任せられ、アレクサンドル公は東ルーメリアの最初の知事として認められた³²⁸。ロシアはより早い段階でこれを認識し、外交方針を変えようとした。

次に花房は「陸軍中将『チェルニャエフ』ハ曾テ『セルビヤ』ノ兵権ヲ握リ其独立ノ戦ヲ為シ『セルビヤ』最高ノ勲位ニ居レリ今度ノ戦起ルニ及ンテ中将ハ此勲章ヲ返却シ且書ヲ『セルビヤ』王ニ奉リ我曾テ王國ノ軍ニ在テ『トルコ』ト戦ヒ此寵異ノ光榮ヲ辱クセリ今ヤ陛下ハ當時『セルビヤ』ノ旗下ニ在リテ共ニ其公共ノ仇敵ト戦ヒタル『ブルガリヤ』人ニ向テ戦ヲ起セリ此時ニ方リテ身猶此寵榮ニ居ルヲ得スト陳セリ事大体ニ関セスト雖モ其人近コロ日本ニ遊ヒ我皇上ノ寵遇ヲ蒙リタルノ因ヲ以テ是ニ付シ珎シ併セテ露國人心ノ一斑ヲ見ルニ供ス…」と、第二期駐露中の花房が交流していた³²⁹陸軍中将チェルニャエフ³³⁰のことを取り上げている。陸軍中将チェルニャエフはかつてセルビア軍の司令官であり、セルビア独立の戦いでの功績によってセルビア最高の勲位が与えられた。しかし、セルビア・

³²⁶ ネリードフ・アレキサンドル・イヴァノヴィチ。1885年のロシア外務省へ就職。1879年駐独代理公使を経て、1883年に駐土大使のポストに就く。

³²⁷ Золотуха. Россия, западноевропейские державы. С.131.

³²⁸ Золотуха. Россия, западноевропейские державы. С.136.

³²⁹ 附録12「年表」を参照。

³³⁰ チェルニャエフ・ミハイル・グリゴリエヴィチ（1828－1898）陸軍中将。1865年、タシケントを強襲して占領した。その後、1875年に反トルコ運動を導くセルビア軍の司令官となり、1882年－1884年トルケスタン州の知事を務めた。1884年以来、軍事理事会員。

ブルガリア間で戦争が勃発したとき、チェルニャエフはこの勲章を返却した。陸軍中将チェルニャエフは、セルビア王国の軍にいてトルコと戦い、王より異例の寵愛を受けた。アレクサンドル公と共に仇敵であるトルコと戦うブルガリア側に参加した。この時に、彼は自分自身に寵栄を得ずと語っている。本報告の主題からは外れるが、陸軍中将チェルニャエフはその頃日本に外遊し、日本国天皇の厚遇を受け、清新な印象を与えた。ロシア人の国民性、ロシア人の心の一端を伺い知る参考のため彼について記載したことを花房は自分自身で説明した。

最後に、花房が附録として伝えた情報に注目したい。まず、本報告ではブルガリア変革という主題を超えた範囲で情報が伝えられている点を指摘すべきであろう。11月の報告では、東欧の行政・憲法の詳細な仕組みを紹介し、本報告ではロシアの政治体制、行政制度などが紹介されている³³¹。特に、君主の絶対的な権力の下に置かれた諸院省を初めとする、当時のロシア国内の行政機関、裁判の仕組みなどを記述している。まず、花房は諸院省とその長官、府知事などについて、諸々の政事や官吏の勤怠など1年ごとに報告を作成している点を挙げている。ロシア皇帝は自らそれを熟覧した結果、問題のある記述や疑問に付箋を付ける。それを諸行政単位に基づき議会、国議院で審議する。そして花房はこの制度の具体的な機能として、裁判の過程を紹介している。県裁判所の法官は大体皆適切な人であり、県民が無実を訴える声を聞いていたが、ある時一人の裁判所長の素行が悪く、民衆がこれに反発した。これを受けて司法卿が審議する所となったが、解決には至らなかった。花房から見た当時のロシア法務制度とは、司法官は終身官であり、司法卿が司法官を辞めさせる事が出来ない点を花房は論じた。確かにロシア帝は裁判上多くの障害が起こる原因は、専ら法官の終身官であると語ったという説もあると花房は強調している。しがたって、ロシア皇帝が前司法卿チボーコフの法務卿を更迭した例を挙げ、悪質な法官を辞任させることもあると花房が指摘したが、いずれにせよ、その記述の目的は「もともと政治記事の内容には信用が置けないが、ロシア皇帝が努めて自ら政務を執っている一端を窺い知ることが出来る」というものだった。

この調査は、以前の報告書³³²で記述されたように、1885年8月17日—9月2日に陸奥宗光がロシアを旅行した際、陸奥によるイギリス、オーストリアなどの西洋近代社会の仕組

³³¹ 1885年12月4日の『ブルガリア変革（第7）』の添付文「紀聞」の附録10Aを参照。

³³² 1885年11月4日付の『東「ルーメリヤ」変革（第4）』と題した花房義質の報告書。

みや内閣制度の仕組み、議会の運営などの調査にインスピレーションを受けたことがきっかけであったと考えられる。

当時ロシアのインテリゲンツィアの主流の一つであったスラブ主義とバルカン危機をめぐるロシアの外交方針関連の情報は、1885年12月12日付の『ブルガリア変革（第8）』と題した報告書の中軸となる。

この報告書は、外務卿井上馨宛に、1885年12月12日に送付されたもので、1886年2月9日に内閣総理大臣伊藤博文に上申されたものである。明治18年公第12号の外務省記録に収録されている。毛筆で書かれた原文を解読した結果は、附録10を参照。

まず、12月12日の時点での休戦に関する様子を花房は伝えている。『『ブルガリヤ』『セルビヤ』ノ休戦ハ十二月三十一日迄ト云ヒ又一月十三日迄ト（中略）交互退兵ノ議亦行ワレス（中略）互ニ兵ヲ増派シテ（中略）再ヒ敵對ヲ始メタリト（中略）小戦ハ僅カニ半時間ニシテ止ミ（中略）露伊獨三國在澳大使附士官ト澳國ト相共ニ両軍ノ間ニ入り先ツ休戦ノ議ヲ定ムヘキニ決セリト...』つまり、ブルガリアとセルビアの休戦は1月13日までで、お互い撤退に関する議論は行われず、相変わらず互いに軍を増長している。1月9日、両兵の間に再び敵対関係が生じ、小さな戦闘を起こした。露・伊・独・三国の在オーストリア大使、士官はオーストリアと共に両軍の仲介として休戦の議論を始めた。

そして、花房は「露國ハ當時ノ政略専ラ半島ノ舊体ヲ維持シテ歐洲大國間ノ平和ヲ保スルニ在タルヲ以テ先ツ其將校ヲ召還シ續テ『アレキサンドル』公ヲ軍籍ヨリ削除スル等ノ舉アリタレトモ皆露國カ事ヲ起セルニ非ラサルヲ証スルニ止リ『トルコ』兵ヲシテ『ブルガリヤ』『ルーメリヤ』ヲ蹂躪セシムルヲ許サス又澳國ノ威權ヲシテ獨リ半島ニ重カラシムルヲ許サハルハ勿論ナレハ澳國カ竊カニ『セルビヤ』ニ銃砲軍資ヲ給スルハ露ノ甚タ喜ハサル...」と報告している。即ち、ロシアは政略としてバルカン半島の旧体制、あるいはスタチュコーを回復・維持することを強調した。以前、ロシアの将校を召還し³³³、続けてアレクサンドル公を軍籍より削除したことから、欧州大国はこの事変はロシアが起こしたのではないと捉え、議論を放棄した。トルコ兵によるブルガリア、ルーメリアの占領を恐れていたロシアは蹂躪してはいけないと主張する。オーストリアの権威をバルカン半島に拡張するのは当然反対であり、オーストリアがひそかにセルビアに銃砲軍資を供給することをロシアは警戒した。

³³³ *The Pall Mall Gazette*, 5 nov. 1885, № 6441-vol. XLI. p. 8; 『ブルガリア変革 第7』附録10Aを参照。

花房はバルカン半島におけるロシアとオーストリアの摩擦に関する状況を興味深く観察した。『セルビヤ』軍中澳國將校多キカ如キハ各人頗ル之ヲ憤リ『ブルガリヤ』兵ノ勝利ヲ聞テハ殆ト露兵カ澳兵ニ勝タリト云フ色アリテ之ヲ喜ヒ露帝カ此勝ヲ喜ヒ『カンタクーゼン』以下ヲ賞セラレタルノ擧モ人之ヲ評シテ澳國ニ對セル表意ナリト...」。つまり、セルビア軍の中に、オーストリアの士官が沢山いることに対してロシア兵は憤慨し、ブルガリアの勝利を知ったロシア兵は、ブルガリアがオーストリア兵に勝ったこと意味すると捉えた。花房が以前の報告で既に記載した時期に、ロシア皇帝がカンタクーゼン³³⁴などを賞したことはオーストリアに対する当てつけともとれた。こうしたロシア軍、ブルガリア軍の司令官に対するロシア皇帝の厚遇は、花房自身も先行研究においても、ロシアの対ブルガリア政略が改善された前兆であるとみなされているが³³⁵、ブルガリアの勝利は、対セルビアの勝利だけでなく、対ロシアの勝利であったという事情は、ロシアの消極的反応を呼び起こさせたオーストリアのバルカンにおける影響力拡大にとって有利に働いたと考えられる。

さらに、花房はロシアの世論について触れている。『スラブ』協會ト云（『スラブ』人種ノ利益ヲ計ルー私社ニシテ東方論ニ勢力アル）社ヨリ醫官六人看護婦十人金拾萬『フランク』ツハヲ送ル（中略）會長『ゼネラル、ヂュルノヴィ』カ演説ニモ『セルビヤ』王ハ『スラブ』人全体ノ利益ヲ忘シ『スラブ』協同ノ大敵ニ誘惑セラレ此戦ヲ起セリト（中略）澳國ヲ誹議シ（中略）此語ノ激ニ過クルハ其後帝ノ叱責ヲ蒙レリトノ説アル（中略）私社ノ集會ニシテ慈善ヲ勸ムル演説ナレハ政略ト相關セストモ云ハ、云フヘケレトモ人心澳國ヲ敵視スルハ高官貴族モ之ヲ衆中ニ公言シテ忌サル者又掩ヘカラサルノ實タルヲ見ルベシ...」。ここで花房は、医務官と看護婦に対してスラブ協会から賞金を与える³³⁶こともスラブ主義に反映された外交政策の例の一つであると論じている。花房は自らスラブ協会の主な活動の目的はスラブ人種の利益を計ることであり、これは一私社であるが東方論に勢力を持つ組織であると解明した。花房が直接に聞いたのか不明であるが、スラブ協会会長ジュルノヴィ將軍の演説も記載している。セルビア王はスラブ人全体の利益を忘れ、スラブ共通の大敵に唆され、この戦いを起こしたとジュルノヴィは主張した。スピーチでは遠まわしにオーストリアも非難した。スピーチの終わりに³³⁷「われらスラブ人が共同の

³³⁴ ブルガリア陸軍大臣。

³³⁵ Золотуха. Россия, западноевропейские державы. С.133.

³³⁶ Золотуха. Россия, западноевропейские державы. С.133.

³³⁷ 会長ジュルノヴィ將軍の演説の記録は、1885年12月12日付の『ブルガリア変革（第8）』

利益を確立し得たのは、ロシア皇帝の公式文書にこれが記述されているからである。スラブ人のために新たな時代の到来を始めることを予は今決意する。わが党の党員はわが皇帝の一声があれば、すぐにこれに応じて、1812年（ナポレオン一世がロシアに攻め入った年）に国民が行ったように「神明は味方に御座るぞ」と唱えながらわが皇帝の側に集まり、祖国の為には己の財産を投げうち、己の生命を棄てても惜しくないという気概を持って」と語った。花房は「言葉が余りにも激しいので、皇帝のお叱りを受けたとの説がある」とコメントした。そのような演説は政略と全く無関係とは言えないが、ロシア人がオーストリアを敵と見ており、高官貴族が公の場で民衆に向って敵視する発言を行い、目を覆うような悪劣な行動をとる実態を見せるべきではないと花房は警戒している。

次に、「イグナチェフ³³⁸氏」の会話を取り上げた花房は、『『イグナチェフ』氏（中略）露土戦争ノ後『サンステファン』（中略）條約（中略）ハ（中略）人種風俗宗教地理ニ基キ定メタル（中略）半島ノ昌平特リ之ニ由テ望ムヘキ者ナル（中略）伯林會議ノ机上論ニ破ラレタリ此机上論ノ想像地圖ハ永久ニ存シ得ヘカラサルハ勿論ナレハ早晚今日ノ如キ変ヲ生スルハ素ヨリ露人ノ期シ待テル處ナリ然ルニ今『ブルガリヤ』カ僅カニ其動クノ機ヲ誤テリトテ各國共ニ途方ヲ失シ其持論ヲ忘レ露國ニシテ分割ヲ唱ヘ英國ニシテ合併ヲ可トスル等殆ト冠履倒置ノ奇勸ヲ呈シ江湖ノ笑柄トナレリ...』と報告している。露土戦争の後、サン・ステファノ条約は、人種・風俗・宗教・地理という原則に基づき、半島の平和確保への働きを持った、困難な現実を解決することができる条約になるはずだった。しかし、最悪なことに、ロシアの南下政策を警戒した欧州列強が干渉し、ベルリン会議を開催して親露の大ブルガリア公国を机上論で三分割してしまった。この机上論による境界線は、永久に存続し得ないことは当然であり、遅かれ早かれ今日のような事変が起こることは、初めからロシアが思っていた事である。ロシアは、各国とも対処の方法が分からず、その持論を忘れ、ロシアはブルガリアの分割を唱え、イギリスは統合を推奨するなど、真逆の意見が対立する事態となり、世間の笑いものとなった。イグナチェフ自身も親スラブ主義に近い政治的信条を持っていた人物であると考えられるが、サン・ステファノ条約以降のロシアの対バルカン政策を「降服的政策」とするロシアの世論を評価している。

続けてイグナチェフの話の花房は記録している。『『ブルガリヤ』ニ『ルーメリヤ』ヲ合

に記載されている。附録 10B を参照。

³³⁸ イグナチェフ・アレクセイ・バプロヴィチ（1842－1907）政治家、ロシア陸軍中將。正確なフルネームなどは不明であり、完全な断定は困難である。

併スルヲ許セハ『セルビヤ』ヲ『ボスニヤ』『ヘルゼゴビナ』ノ方ニ廣ムルヲ許サ、ル可カラサル者自然ノ勢ナルニ澳國此自然ノ合併ヲ妨ケ己レヲ利セントシ竊ニ『セルビヤ』ヲ煽シ『ブルガリヤ』ノ一方ヲ許シ貸スニ財ト兵トヲ以テシ此兄弟ノ争ヲ起サシメタリ露國ハ唯目前ノ平和ヲ欲シテ所謂半生半熟ノ手段ヲ以テ之ニ処シ平和ヲ望テ平和ヲ得ス徒ニ素論ヲ棄テ大計ヲ誤ラントス可歎也ト語レリ見ルヘシ露國カ戦ヲ避ントシテ百方盡カスルモ廟堂ノ内既ニ異議多キ...」。ブルガリアにルーメリアとの統合を許せば、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナに今後適用できるというのが自然な流れである。ただ、オーストリアは、自国を有利にしようとしそかにセルビアを煽り、一方でブルガリアを許し、ブルガリアの方にはお金と兵隊を貸している。以前、セルビアとブルガリアはトルコから独立のため共に協力して戦った兄弟のような関係であったが、オーストリアは争いが起こるように仕向けた。ロシアは、永遠の平和でなく、ある程度安定するような平和中断を望み、「中途半端な手段を持ってこれに対処したため、」平和は得られず、国家の将来を見誤ってはならないとイグナチェフは語った。こうした説明を受けた花房は、「ロシアは戦争を避けるために全力をつくしているが、ブルガリア事変をめぐるロシアの戦略に関して既に異議が多く、その異議というのは、ロシアの世論のことを指していると考えられる」と記している。

ロシアの戦略に関する異議の多さの証明の一つになっている『パール・マール・ガゼット』に記載されたノヴィコフ婦人の通信を取り上げ、12月12日の『ジョルナル・ド・サンクト・ペテルスブルグ』は記事を掲載している³³⁹。「『ジョルナル・ド・サンクト・ペテルブルグ』ニ英新聞『パール・マール・ガゼット』ノ摘訳『ノヴィコフ』婦人ノ通信ヲ掲ケ（中略）露國政略ノ正直公明ナルヲ英國公衆ニ示セル（中略）『ブルガリヤ』カ勝ニ乗シテ『セルビヤ』ニ入ルニ及テ澳國ハ露國ノ發議ヲ以テ強テ『アレキサンドル』公ニ休戦ヲ詔セシメタリト云ヘル者ハ誤リナリト...」。つまりロシアの政略は、イギリス公衆にとって正直公明である。ブルガリアが勝利し、セルビアに侵入したことで、オーストリアはロシアの發議により干渉を行い、アレクサンドル公に休戦を命じるよう仕向けたというのは誤りだったと記事では述べられており、花房自身も、その記事は正確であると捉え、事情説明に有益であると認識した上、日本語訳して本報告に添付した。まず、その記事では³⁴⁰、三帝同盟の協議の一つの目的は、ロシア・ブルガリアが相反する利益問題を調整し、平

³³⁹ *Journal de St.Petersbourg*, 30 nov. (12 dec.) 1885,61 annee (6 serie), № 319,p.2; *The Pall Mall Gazette*. 7 dec.1885, № 6468,p.2.

³⁴⁰ 引用文を省略する。日本語訳全文は附録 10C を参照。

和を維持することである。よってオーストリアはブルガリアと東ルーマリアの統合は、ベルリン条約に違反しないというロシアの認可を得てから成立すべきものと認識している。ロシアは、オーストリアはボスニア・ヘルツェゴヴィナの統合に向けた口実ができることを承知しているからこそ、東ルーマリアとブルガリアとの統合がそうした事態の先駆けとなることを警戒していた。そして、もしオーストリア兵がセルビアの領地に侵入すれば、オーストリアのロシアに対する宣戦布告とみなす旨を確約したことが強調されている。よって、こうしたオーストリアの行動は、三帝同盟の基本的な原理を揺るがす悪質な行動であった。

しかし、花房は指摘していないが、これは彼本人が論じた事柄の一つを克服する史料ともなる。以前花房は、ロシア司令官の召還とアレクサンドル公のロシア軍のリストからの除名は失策であるとしたが、その原因を調査しなかった。「統合が起こり、ロシアにはブルガリアの同盟国との友好関係を堅持し、セルビアやギリシアに戦争を起こさせないという課題が出てきた。そしてブルガリアの軍役にあるロシア軍士官を召還することにした。なぜなら、もし、アレクサンドル公がその仕官を東ルーマリアに送ろうとすれば、東ルーマリアはトルコの領地であるので、その行為はトルコに攻め入るものと受け止め、トルコはこれを開戦の宣告と見なし、必ず復讐するに違いない」とロシアがそうせざるを得なかった理由を論じている。ロシアの対応によりブルガリアとの関係にとっては悪影響となったが、とりあえず、トルコとの戦争を回避することができた。

バルカン半島における平和の確保、そのためのスタチュコーの回復・維持を唱えたロシアは、コンスタンチノーブル会議の開催を提案し、大国による集団決議で、以前望んでいたブルガリアと東ルーマリアの統合を食い止める政策を実現しようとした。コンスタンチノーブル会議の失敗はロシアのバルカン半島における方針の失敗に繋がっていく。そして、このロシアの政略を評価する時期がきた。このロシア政略に対するロシアのエリート、ロシア国民、ブルガリア国民による評価を花房は大量の情報から読み取り、有益な物を選び出して日本政府宛にバルカンをめぐる政略と欧州大国の立場を解明していく。

11月19日—25日の第6回目と第7回目のコンスタンチノーブル会議で主題となったトルコによる改案に基づく決議に花房は着目する。スタチュ・コーの回復・維持を長期的に延期したトルコ政府は、スタチュ・コーの回復・維持が可能な時期までに臨時知事の役割を果たすハイ・コミシオネールの派遣を提案し、それが可決されたと花房は報告した。ただし、次にセルビア・ブルガリア戦争の戦況を密着して注目していた花房は、ブルガリア

が連続して勝利した戦況の詳細な記録を取るのみならず、この勝利はバルカン半島の状況を転換させる出来事であると認識した。実際この状況は、コンスタンチノーブル会議開会時の事情とは大きく異なるため、トルコの委員派遣も無効になると判断した。すでに、トルコによる占領への防衛に関する、フィリポリ市住民の集会が大量に開かれ、トルコ軍が派遣されれば、一層ルーメリア住民の抵抗が高まる恐れがあった。よって大国やトルコなどはそうした状況を把握すべきであり、適切な対策をするべきであると花房は警戒している。現実には、花房が指摘した理由も含めて、トルコのハイ・コミシオネール派遣の予備段階である、トルコ委員二人の派遣にもイギリスとフランスは大反対した。だが、欧州列強国間で意見が分かれたにも拘わらず、11月29日にトルコの委員がフィリポリ市に到着した。しかし、ブルガリア政府はセルビア戦争中に東ルーメリアにおける内乱の発生を避けたかったため、フィリポリ市長はブルガリア政府から訓令がないことを口実にし、トルコ委員の訪問を正式には認めず、さらに東ルーメリアから撤退した軍も現在セルビアと戦い、即ち、トルコ属国を侵略した敵と戦っていたため、できる限り慎重に対応しようと、ハイ・コミシオネールの派遣を拒否した。花房が論じた危険性をブルガリア政府も感じていた。よって、政府は注意深く対応した結果、内乱が発生しやすい状況、そしてもともとセルビアと戦争中であったブルガリアにおいてはハイ・コミシオネールの派遣は実現しにくい策であると欧州大国及びトルコは判断した。その結果、1885年12月6日、ロシア、オーストリア、イタリア、トルコが、ハイ・コミシオネール派遣の取りやめについてのプロトコルに調印した。コンスタンチノーブル会議の主な決議は導入されず、スタチュコー回復・維持にまでは至らず、会議は失敗に終わった。

次に、コンスタンチノーブル会議の後期に起こった問題、セルビアの完全な敗北とミーラン王の即位の撤退を防ぐ目的でセルビア・ブルガリア戦争に参入するとしてオーストリアがブルガリアを脅迫したことに花房は注目した。彼はブルガリアによる休戦締結をより早く促した要因の一つとして評価しているが、オーストリアのその決議の原因について一切分析せず、さらにこうした三帝同盟の加盟国であったオーストリアの発言がロシアをはじめとする欧州大国の立場にどのような影響を与えたのか詳しく論じていない。

他方では、ブルガリアの連続勝利の結果、ブルガリアが国際的威信を強化していく状況の中で、長期的なスタチュ・コー回復・維持を狙ったトルコのハイ・コミシオネールの派遣を実現できなかったロシアは対ブルガリア策を変えるべきであると認識した。上記の12月4日の報告書で花房は、かつてロシア皇帝が、ロシアの狙撃軍第13大隊の名誉長・中将

の名誉官リストから早急にアレクサンドル公を除名したことは失策であったと論じ、ブルガリアで教育したロシア司令官への誉詞などを挙げ、ロシアの対ブルガリア方針の転換を正確に読み取った。

これは二つの報告書におけるブルガリア変革という主題とは離れている事項として見なすべきだが、花房の関心を呼び起こした事柄を研究するきっかけはまさにブルガリア危機である。それは、バルカン半島において譲歩し続けたロシアの外交方針に対する、当時のインテリゲンツィアの主流の一つであったスラブ主義者による評価に着目したことである。

花房が交流していた陸軍中将チェルニャエフとの出来事を載せたり、スラブ協会会長の反オーストリア的な熱烈なスピーチも載せたりした。陸軍中将チェルニャエフはかつてセルビア軍の司令官として対オスマン帝国戦争で戦ったとき、セルビア国の最高勲章が与えられたこと、塞・勃間戦争が勃発したとき、中將はこの勲章を返却したことを記述した。それは、ロシア人の国民性を新鮮な目で見られると花房は論じたが、しかし、中將チェルニャエフのこうした行動の原因を殆ど解明しなかった。中將チェルニャエフは当時ロシアの有名なスラブ派スラブ賛美者の一人でもあり、かつてオスマン・トルコからスラブ民族を解放するプロパガンダ運動の中心であった「ルスキー・ミール」新聞の編集者でもあった。当時保守主義の主流であったスラブ賛美主義のコンセプトの一つはパンスラビニズムである。つまり、スラブ民族はロシアが中心となり統一化するというイデオロギーを主張した一人であった。当然ながら、スラブ民族間での争いはそのようなイデオロギーにダメージを与えるものとして見なされ、中將チェルニャエフはそれに対する批判的な見解を表明しようとした。このような記述は、当時ロシアのインテリゲンツィアの間で流行していた社会学・政治学思想を垣間見ることができるものだといえる。

こうしたロシア貴族の中のスラブ主義者たちのオーストリアへの敵視、ロシアのコンプロマイズ的な立場についての消極的見解は、当然な反応であった。バルカン半島におけるロシア外交方針に対する、ロシア世論の批判的な評価がここからは当然読み取れるが、全く別の側面からのアプローチもできる。1885年にイギリス艦隊の巨文島占拠、朝鮮をめぐる英露摩擦への対応として、対清妥協策の展開を背景に、同年に日本でいわゆる大阪事件³⁴¹

³⁴¹大阪事件とは、朝鮮で政変を起こし、日本国内の改革に結びつけようという発想に基づくものであった。自由党員の大井憲太郎は、世論の動きを国内改革に利用しようと考えた。即ち、再び朝鮮の改革派にクーデターを起こさせ、その結果、日清間に緊張関係をつくり

が起こった。反乱者は、朝鮮でクーデターを起こせば、清国との戦争の挑発もでき、日清戦争を通して日本人の愛国心を呼び覚ますことを狙った。無論、オスマン・トルコの抑圧からのバルカン半島のスラブ民族を解放するというロシアの任務とは異なるが、パンアジア主義が台頭しつつある時代に、このバルカン問題は、外交面においてイデオロギーを広める方法と世論の態度の関係は日本政府にとっても参考になるものだった。

4.5 セルビアとブルガリア和平交渉に関する花房義質の報告、1886年1月の『ブルガリア変革（第10）』

バルカン半島におけるスタチュコーの回復・維持を最重要課題として担ったコンスタンチノーブル会議が失敗に終わりつつあることを背景に、ブルガリア軍はセルビア軍との戦闘に相次いで勝利し、セルビア軍をブルガリア領から撤退させることができた。さらに、セルビア領であるピーロトに達し、セルビア領土を占領する形態に達した。同時に、東ルーメリアの臨時知事の予備段階として行われたトルコ代表のソフィアにおける派遣任務も失敗した。よって、ベルリン条約に参加した欧州列強諸国は、トルコの属国であるブルガリアとその上位国であるトルコは、ブルガリアと東ルーメリアの統合を二カ国間の直接承認によって認める方法を主張するようになった。よって、1885年12月末から1886年1月にかけて、ブルガリア・トルコ間で交渉が続いた。その結果、1886年2月1日にブルガリアとオスマン・トルコの間で協定が結ばれ、大国に承認するよう各政府宛に提出された。その二カ国協定の内容は、ほぼベルリン条約の内容と一致していた。東ルーメリアはトルコの領土でことが認められ、アレクサンドル公がその総督に任命された。ただし、5年ごとに総督の選挙交代があり、その上、ブルガリア総督の上官である東ルーメリアトルコ総督に必ず承認されなければならなかった。その他、ブルガリアとトルコは、第三国が侵攻してきた場合、互いに軍事的援助をするよう取り決めた。さらに、ブルガリアはトルコに毎年東ルーメリアの分の税金を支払うことが義務づけられた。

オスマン・トルコから分離し、東ルーメリアとの統合を狙ったブルガリアにとってはそ

出させ、その隙に一举に国内改革を断行しようという計画を立てた。大阪事件研究会編著『大阪事件の研』東京：柏書房、1982年に参照。

れがかなりの譲歩であったが、その決断にはいくつかの原因が存在した。まず、セルビアと講和条約が結んだものの、セルビアの領土要求は最終的に解決しなかった。その上、ブルガリアが東ルーマリアを支配下に置いたことを口実にしたギリシアは対トルコの開戦を唱え、1885年12月にギリシアは軍備を進めた。その緊張状態を注意深く観察していた大国は、集団覚書を通して1886年1月11日と1月24日の二度、武装解除するようにギリシアに呼びかけたが、その要求は拒絶された。

『ブルガリア変革(第10)』報告書は、外務卿井上馨宛に、1886年1月20日に送付されたもので、1886年2月9日に内閣総理大臣伊藤博文に上申されたものである。明治18年公第18号の外務省記録に収録されている。毛筆で書かれた原文を解読した結果は、附録11を参照。

まず、本報告にて花房は『『セルビヤ』『ブルガリヤ』ノ休戦議定リ交互退兵ノ事行ワレタル...』と、セルビアとブルガリアの休戦協議に着目した。休戦協議が成立したことと、両国それぞれの軍の撤退も行われたことを述べた。そして、ギールス外相にブルガリアと東ルーマリアの統合の件の会議について、ベルリン条約を変更する事になるのか否か、どこまで議論が進むのかについて尋ねた。『『ギールス』氏ニ此會議果シテ開カルヘキヤ若シ開カハ伯林約ヲ変スルニ至ルヘキ者タルヤト問シ(中略)各國定見ヲ異ニシテ會議スル事ニ益ナキハ近例既ニ顕著ナリ露國ハ此種ノ會議ヲ(中略)開クヲ欲セス(中略)『トルコ』ヲシテ専ラ之ニ任セシメ各國ハ己レニ害ナキヲ見テ...』。つまり、花房公使の質問に対し、ギールス外相は次のように答えた。「各国とも意見が異なっており、会議をしても無益な事は最近の様子から顕著である。ロシアはこの会議の開催に反対している。むしろ主催国であるトルコに全て任せ、各国の国益に損害はないと見ている」とギールスは述べた。しかし、「各國ハ『トルコ』ノ委員ハ『ブルガリヤ』ノ代人ト共ニ『セルビヤ』代人ト會ヒ平和ノ約ヲ議スヘキニ嘆シ更ニ露討論ノ上其議約ノ地ヲ選定セントシテ未タ定マラス...』と花房が説明したように、各国は、トルコがブルガリアとセルビアの代理人に直接会って和平条約を締結する役目を果たすべきなのに、トルコが何もしないことを嘆いた。更にロシアが主張している平和条約の国境に関する事項や分割・統合問題は未だ定まっていなかった。

次に、花房は、『『ブルガリヤ』『ルーマリヤ』ノ合併ハ自國ニ相当ノ擴張ヲ得ルニ非サレハ許スヘカラストノ説ヲ主張シ益々軍備ヲ修スル(中略)和約ノ協議ニ及フヲ得ス(中略)露國主トシテ各國ニ議シ各大國ノ意向テ『ギリキー』『セルビヤ』『ブルガリヤ』ニ等シク兵備ヲ解クベコトヲ勸メ(中略)『ギリキー』ハ未タ此勸説ヲ容レス頻リニ陸海ノ軍備ヲ擴

張ス...」と述べ、ギリシアの武装解除の問題に着目している。そもそも領土要求のきっかけとなったブルガリアと東ルーマリアの統合を許せば、セルビア、ギリシア、ブルガリアは益々軍備を拡張し、平和条約の成立が困難になる。よってロシアが中心となって各大国にこれらの国の軍備縮小を提案し、各大国はギリシア、セルビア、ブルガリアにそれぞれ軍備を中止することを勧めた。セルビアはその勧告の受け入れを表明したが、ギリシアは引き続きに陸海の軍備を拡張している。本報告の別の箇所、花房はブルガリアとトルコ間のセルビア・ブルガリア講和交渉に着目し、軍備拡張にも注目している。具体的には『セルビヤ』ト『ブルガリヤ』ノ和約ハ『トルコ』委員ト共ニ『セルビヤ』ニ議スルニ定マレリト（中略）『トルコ』現ニ六拾万ノ兵アリ甚タ『ギリキ』ヲ懼レスト（中略）各國既ニ『ギリキ』ノ軍備ヲ止メンコトヲ勸ムルニ急ニ海軍ノ如キハ英國主トシテ之ヲ力拒スヘキノ説アル...」と伝えているように、セルビアとブルガリアの和平条約は、トルコ委員と共にセルビアで議論されることが決定された。ギリシアに駐留しているトルコ軍は強大で、当時総勢 60 万の兵に達しており、それは万一の防御のためであった。各国は既にギリシアの軍備を中止することを勧告したが、ギリシアの海軍にたいしては突然イギリスがギリシアの軍備を拒むべきなどと主張した。イギリスが特にトルコの防御の目的で、ギリシアの武装解除を強く唱えた。

そして、東ルーマリアをめぐる国際緊張緩和の展望について、花房が「事情再変スルニ非サレハ和約成ル（中略）『ブルガリヤ』『ルーマリヤ』ノ合併（中略）一局ヲ結フヘキニ似タリ（中略）今日ニ必スシモ得ヘカラザル...」と記しているように、なにも変更がなければ、和平条約は成立するが、ブルガリアはルーマリアの統合、「碁で云う一局勝負」のように一気に取りまとめることは今日すぐには実現できないというものではなかった。

花房が接触したロシア外務次官バロン・ジョミニ³⁴²は、花房にイギリスの策略は、三帝国の協同を妨げ、世界の治安を妨げると現況を評し、今回のバルカン危機をめぐる国際緊張におけるイギリスの政略について説明した³⁴³。その説明は以下の通りである。

元々ロシア・オーストリア両国がバルカン半島で覇権を争うのは、紛れも無い事実だが、イギリスの妨げがなければ、セルビア・ブルガリア紛争などの国際紛争及びベルリン条約に違反した行動などは起こるはずがない。起きたとしても最初の会議でやめさせるはずである。今でもロシア・オーストリア両国の間に不信感が全くなければ、オーストリアはセ

³⁴² 『駐露公使花房義質日誌明治 16 年、17 年、18 年』、北海道大学、スラブ研究所所蔵。

³⁴³ 附録の史料を参照。

ルビア王を助けて内乱を防止させ、必要ならば自国軍にセルビアを軍事制定させて内乱を防ぎ、ギリシアとブルガリアへのトルコ侵入も防ぐ。また、ブルガリアのトルコへの要求を受け入れれば、各国とも少しの異議がないとはいえないものの、オーストリア軍が一時的にセルビアを占領すれば、内乱が収まり平穏の日はある。この軍事制定を退けなければどうなっていたかという花房の疑問に、ロシアはオーストリアのこの行為を許さず、またこれを許さない事によりセルビアの内乱を未済に防ぐことを考慮したため、セルビアの異議に応えることが出来なかった。両国はお互いのために歩み寄る姿勢を見せたが、全てが前述のように両国の思い通りにいったわけではなく、結局イギリスの謀略がこのような結果をもたらしたのであった。

そして、花房は、ロシアとオーストリア間の互いの政略に関する秘密文書についての情報を提供した。つまり、前外務卿アンドラスシー³⁴⁴がオーストリア皇帝から問われた内容に対する意見書を作成し、それを現外務卿カルノキー³⁴⁵に示し、現外務卿がその意見書をオーストリア皇帝に提出した。その意見書は国家の機密文書であり、その内容を知る事は出来なかった。ロシア・オーストリア同盟の件でアンドラスシーは条約書を作成し、これを両国の絆を確固たるものとする第一義とした。カルノキーは両国の君主及び臣民がお互いに信じ合い、もし両国了解すれば、必ずしも条約書は必要でないとアンドラスシーに反論した。アンドラスシーはバルカン半島の回教民を保護するには、オーストリア・ロシア両国はそれぞれ自ら責任者を任命する所だが、条約書を作成し、両国の威権に制限を設けなければ、今日お互いを信じている両国も、明日たちまちお互いを疑い争ってしまうと、懇切丁寧に論じたが、カルノキーはこの論を受け容れなかった。カルノキーはアンドラスシーに単に異議を唱えているわけではなく、ただ両国の利害に係わる重要な問題をこのように容易に制定すべきではないと主張していたのであった。

花房はブルガリアとセルビアの講和の詳細、ギリシアの武装解除の問題の詳細を述べ続けているが、本報告の中軸は、欧州列強諸国の外交、特に、19世紀後半におけるロシアとイギリス、ロシアとオーストリア、ロシアと三帝同盟間の関係の本質を明らかにすることであったと指摘すべきであろう。まず、ロシア外務次官バロン・ジョミニの手短な言葉を用いて、19世紀にわたるロシアの対イギリス外交方針の「痛嘆」と「苦勞」、オーストリアの「裏行動」の「悔しさ」を述べている。1880年代に中央アジア、アフガニスタンをめ

³⁴⁴ Count Gyula Andrassy.1871-1879年にオーストリア・ハンガリー二重帝国の外務大臣。

³⁴⁵ Count Gustav Kalnoky.1881-1898年にオーストリア・ハンガリー二重帝国の外務大臣。

ぐる英露摩擦の究極的な悪化を背景に、バルカン半島におけるブルガリアとセルビアに対するロシアの影響力が低下しつつあり、代わりにオーストリアとイギリスの影響力が増大しつつあった。イギリスとロシアはヨーロッパとアジアにおける影響力圏の拡張・分割をめぐる公然と衝突することが多かった。ロシアは三帝同盟でオーストリアと同盟関係結んだが、そもそも三帝同盟の本質は反イギリスであり、海峡とオスマン・トルコにおけるイギリスの影響を妨げることが課題の一つであったが、バルカンにおいてロシア・オーストリア間に克服しがたい利害対立が起きてしまった。ブルガリア総督のアレクサンドル公は個人的にオーストリアとイギリスに傾いて、セルビアの王ミーランは親オーストリアの気持ちを抱いた。ロシア外務次官バロン・ジョミニの上記の言葉から、花房はロシア・オーストリア関係の基礎とは、同盟国であるにも拘わらず不信な関係であると読み取っている。そもそも今回の東ルーマニア危機はロシア・オーストリアの対立の「二の舞」ともいえ、露土戦争後、ロシアはサン・ステファノ条約によって統一したいいわゆる大ブルガリアの成立を唱えたが、オーストリアはロシアのバルカンにおける影響力拡大を恐れ、イギリスとドイツと一丸となり、条約の条項の再検討を訴えた。1878年のベルリン条約によりブルガリアは総督の支配下となる北ブルガリア自治公国と南ブルガリア（いわゆる東ルーマニア）の二つの地域に分割された。その上、オーストリアはボスニア・ヘルツェゴヴィナを占領する権利を得て、セルビアにおける影響力を拡大した。このため、セルビアで予定されていた鉄道建設は、さらにロシアとの関係悪化を促し、1883年セルビア王ミーランの即位をめぐるロシアとオーストリアは再び衝突した。

これに関連して、ベルリン条約の頃のロシアの同盟国であったオーストリアの外務大臣アンドラスシーと、東ルーマニア危機の頃の外務大臣カルノキーのロシアに対する同盟関係への異なるアプローチは、花房が残した記述の中でも興味深い点である。アンドラスシー時代のオーストリアにとっては、バルカン半島の回教民を保護し、ボスニア・ヘルツェゴヴィナを獲得し、セルビアにおける影響力を拡大するため、互いに国益を守るための「文字化された」協定は影響力圏の分割を意味していた。それは三帝同盟の枠組みでのロシア・オーストリアの同盟関係や、さらに1877年のブダペストでのロシア・オーストリア協定のことを指し、将来的にオーストリアのボスニア・ヘルツェゴヴィナの獲得を認める代わりに、ロシアはオスマン・トルコとの戦争の際に、オーストリアが中立の立場をとる保証を得た。しかし、東ルーマニア危機の頃には、セルビアの敗北を好機にセルビアの占領を狙っていたオーストリアにとってはロシアとの同盟関係はむしろ妨げとなっていた。

ロシア外務次官バロン・ジョミニが指摘したようなブルガリアにおけるトルコ軍進軍の予防など、両国には共通課題があったにも拘わらず、バルカンにおける両国の国益に関する事情に対立関係が生じていたため、セルビア、ブルガリアにおけるオーストリアの調停的な役割の必要を唱えたジョミニは、ロシアとオーストリアの利害関係をある程度軽視していたと指摘すべきであろう。イギリスはこの状況を利用して、東ルーメリア危機を解決するため開催されたコンスタンチノーブル会議で妨害政策を展開したため、ブルガリアとセルビアの戦争の予防や、スタチュコーの回復・維持は極めて困難な課題となった。よって会議が失敗に終わり、戦争化におけるオーストリアによるセルビア占領の脅迫という事実は、ロシアとオーストリアの対立が克服しがたい性格を持つものであることを証明した。

こうしたバルカン半島をめぐるロシアとイギリスの対立、ロシアとオーストリアの摩擦の本質の解明は、当時（1880年代）の日本政府にとっては欧州列強諸国の外交の本質についての情報「蓄積」時にあたる。花房の多様な情報提供の意義は非常に大きかった。こうした欧州大国の争いは、1880年代の朝鮮をめぐる国際緊張にも反映し、1880年—1890年代にはロシアとの良好な関係は徐々に変動した。極東に積極的に進出したロシアは敵となる可能性を持つ国家となり、日清戦争の時代を経た日本にとっては、対清国・対朝鮮の政策の際、大国の態度にかなり依存しており、常に大国と同盟を組む必要性が高まった。よって、長年にわたるロシアとイギリスの敵対関係も考慮に入れた日本は、1900年代にイギリスとの同盟成立という方針を選択した。

まとめ

日本が近代世界へ開国した明治期、日本の主要な課題は近代国家を建設することであり、それを成功させるためには近代世界の仕組みを知ることが第一課題であった。日本が西洋の科学や技術、政治や法律などの知識を取り入れたことはよく知られているが、西洋外交手段や国際関係の知識を取り入れたことも見逃せない。条約改正、近代化を成功させるための外部状況を整え、当時の外交目標であった朝鮮、清国への進出といった課題を実現しようとした日本は、外交面では列強国への依存が非常に多く、まず大国の現状をしっかりと把握し、その上、大国の外交手法を取り入れ実践する必要がある。即ち、世界情勢における力の均衡について概観し、近代外交の巧妙さを知り、これを取り入れることによって外交を成功させ、日本国家の将来を確固たるものにすることが発展への一つの道であり、文明

開化の一つのコンセプトでもあったと指摘すべきであろう。したがって世界情勢の詳細な情報を提供するというごく基本的な外交の課題は、明治期における日本にとって適切な朝鮮戦略の方針を選択し、そして列強国に対する対等な立場を獲得し、協力関係を構築するために、さらにその重要性が高まっていた。

このことを誰よりもはっきりと認識していたのは花房義質であった。彼は典型的な明治期の職業外交官であった。若いころに欧米留学を経験し、キャリアの黎明期に樺太千島交換条約、マリアルス号事件の解決に携わり、朝鮮における開港問題などを成功させた花房は、日本の抱えた外交問題を内政面からも理解し、無論、中近東における英露間、英仏間の対立が東アジア地域に強い影響を及ぼしていることを認識していた。1884年にフランスと清国の安南領土をめぐる戦争に関して、伊藤博文に宛ててフランスによる台湾占領の危惧を述べ、琉球には侵攻の危険が迫っていると警鐘を鳴らしたことが先行研究で明らかになり、その上、1882年に済物浦条約締結の時の花房の行動が歴史学者に研究された結果、彼が大陸政策における強硬論者の一人であったことが明らかとなった。いわゆる大陸政策の強硬論とは、朝鮮問題などを武力解決することを意味し、列強国のいわゆるパワー・ポリティクスの手段を取り入れていることを表している概念である。

1875年に樺太千島交換条約締結によって日露間の領土問題は平和的な手段で解決された。大国との境界画定交渉に直接的にかかわり貴重な経験を得た花房は、これをアジアにおける大国の狙いや外交課題などを考えるきっかけとし、列強国の外交戦略などに花房は関心を寄せていった。第一次訪露の際の任務完了後、帰国の途中で彼は極東政略や対ロシア戦略などについて情報収集をするためイギリス、アメリカに行った。イギリスとロシアを中心に大国の外交方針に対する日本政府の理解を深めるため、情報収集は彼の外交官としてのキャリアの中軸であった。

そして花房は、朝鮮側との開港問題などで最高レベルの国交交渉にかかわり、外交官としての経験を積むにつれ、その情報収集の「特技」を磨いた。それは、国家の公式見解や世論のバロメータとなるマスコミが記載する情報の活用や、出来事の関係者である外交高官などあらゆる情報源からの情報収集プロセスに見られることが本研究では明らかになった。

1883年―1886年にわたる花房義質の情報収集の活動の成果について、下記のことが明らかになった。したがって、年別に簡潔にまとめておく。

・1883年

日本の特命全権公使としてサンクト・ペテルブルグに到着して数日後の1883年5月16日、花房はロシア皇帝アレクサンドル三世に謁見する。まずアレクサンドル三世に国書を提出し、花房は両国関係がより親密になるようにとの希望を述べ、さらに、1882年に行われた有栖川熾仁親王のロシア訪問の際の手厚い歓待に対して謝礼を述べた。一方、ロシア皇帝は、日本の皇族との交流は両国の友好関係にとって好ましい記念すべき出来事であると指摘した。こうしたごく平凡な国書提出の手續きに関して花房が送った報告書の内容に記載されている、当時の日露関係における両国の皇室交流は重要な側面を有している。1882年の有栖川熾仁親王の訪問以降、1880—1890年代にわたって、日露間の皇族交流は盛んであり、こうした最高レベルでの交流においてロシアは日本を対等な相手として見なした。これはまさに当時の日露の良好関係の証の一つであると言えよう。

1883—1884年にわたって特命全権公使花房は主に条約改正問題をめぐるロシアの内意を明らかにし、日露交渉に重要な情報提供を行う役割を果たしたことは先行研究では明らかとなっている。その花房の活動の大事な側面の一つを考察した全ての歴史学者に敬意を供しつつ、本稿の筆者は、これまでの研究が触れてこなかった日本外交「地図」における「空白地点」、つまり未考察である側面について論じる。

・1884年

1884年、花房は従来通りペテルブルグにて日本の代表としての義務を果たしている。ロシア滞在中、花房は日常におけるあらゆる難題に取り組みつつも、ロシア、ヨーロッパ等への旅行や見学を行い、ペテルブルグの華やかな社交会にも顔を出していた。この時期の日記や雑記帳には、訪れた場所、接触した人間などが大量に記載されている。ロシア外務卿ギールスを初めとして、ロシア外務卿の補佐官ジョミニ、ロシア外務省・アジア局の局長ジノヴィエフ、イギリス大使トルントン、スヴェーデン公使、フランス大使、ベルギー公使、デンマーク公使のゼネラル・キュール、オーストリア公使ギルデン、ドイツ大使らと直接訪問や社交行事などを通して接触している。無論、彼らは花房の重要な情報源の一つであったことを指摘しなければならない。

1884年に花房は、当時のロシアの国内情勢からみて当然の事柄とされたメルフ地方の併合について日本政府に報告書を送付する。中央アジア地方にあったメルフ・オアシスのロシア帝国への併合は、19世紀における中央アジアをめぐる英露間の対立を促した要因であると花房は認識し、ロシアの公式電報をもとに、それを日本政府に報告したのである。他方で日本側は、アジアにおける列強諸国の動向を、朝鮮を初めとする自らの対アジア戦略

の方針に影響を与えるものとして注意深く観察していた。そのため、花房が送付した報告書では、ロシアとイギリスの対中央アジア戦略の本質、ロシアの対中央アジア政策の積極性が伝えられ、さらに日本側の関心を引き起こす事柄である大国による小領土併合の具体的な事件としてメルフ地方の併合プロセスを詳細に報告している。1884年2月17日付の在露日本公使花房義質のメルフ地方の併合に関する報告書では、1880年代の外交史において列強諸国の対アジア政策における転換点であるメルフ地方の併合が明記されており、これは1880年代の国際関係の本質を解明するための注目すべき史料であると指摘すべきであろう。

さらにこの時期のメルフの併合と、それが英露関係に及ぼす影響、またアジアにおける影響を考えることをきっかけにして、花房はロシアとイギリスという列強国間に生じた露・亜の境界画定問題を調査・情報収集を始めた。その一つの証として1884年の雑記帳の一つの中に、ジュルフィカル峠とメルチャクという地名の記録を挙げている。この二カ所の所属をめぐる問題は、記録の一年後、1885年のペンジェ事件発生後、英露が戦争勃発の危機に直面していた時期に、露・亜境界画定交渉の懸案事項となり、ロシアはこの地を放棄しななければ、交渉成立と緊張緩和は実現し難かった。即ち、花房はアフガニスタンをめぐる英露間の対立の本質を把握するために事前に情報収集を徹底的に行い、英露間の領土問題やその困難な展開を予測していたため、この事件を把握するための効果的なアプローチをいち早く確立することができた。

・1885年

1885年は花房にとって、ロシアとイギリス間、または欧州大国間の関係についての情報収集の最も「収穫があった」時期にあたる。なぜなら、この時期に相次いで欧州大国間の微かな均衡を崩す挑戦に満ちた出来事が相次いで発生するからである。その出来事とは、1885年の3月のペンジェ事件と1885年9月のブルガリアの変革である。二件とも花房は出来事の展開、経緯の記録のみならず、それをきっかけにして、ロシアとイギリスの現状、ヨーロッパ大陸における三帝同盟の役割、大国外交戦略の性質を調査した。ここで各事件をそれぞれ取り上げ、花房が収集した情報の分析によって得られた、この報告書の日本にとっての意義について論じる。

当時の日本の指導者らは、日本外交の懸案事項となる条約改正を急がなければならなかった理由として、列強の東アジアにおける帝国主義的活動を挙げ、それを注意深く観察し、これに対応するためには、条約改正によって実質的な独立を獲得しなければならないと強

調していた。不平等条約を改定して、日本の独立を回復するだけでなく、帝国主義に推転しつつある国際政治に対応していくための前提条件をつくりだすという狙いがあったと指摘すべきであろう。他方では、この時期は日本の対朝鮮政策の転換期にあたるため、英露のアジアにおける動きを観察する必要があるがあった。アフガニスタン・中央アジアをめぐる英露対立は、1870年代にロシア帝国が中央アジアに積極的に進出したことによって引き起こされ、1880年代に両国の関係は急速に悪化した。イギリスはロシア帝国の影響力が増大して中央アジア、中東からインドに至ることを危惧した。長年にわたってロシアとアフガニスタンの国境が未画定のままになっていたことを考えると、アフガニスタンに近接する現在のトルクメニスタン東南の領土であるメルフ・オアシスがロシアに併合されたことは、19世紀に大国であったロシアとイギリスの関係にとって極めて衝撃的な出来事であった。花房は報告書にあるように、それをはっきり認識していた。

メルフ併合の1年半後、1885年3月30日（露暦3月18日）当時トルクメン領地とアフガニスタンの臨時境界線付近のクシク河左岸で、アフガニスタンとロシア兵が衝突した。アフガニスタンを自らの保護下においたイギリスと、トルクメン領地まですでに国境を拡張していたロシアは、戦争勃発の危機に直面した。イギリスはさらにアフガニスタンをめぐる英露対立を背景にして、1885年4月15日に朝鮮領土であった巨文島を占領した。英露間緊張の舞台は、朝鮮半島まで拡大し、アジア全域の情勢が緊迫したのである。しかし、ロシア側もイギリス側も戦争を回避することを望み、アフガニスタンの北西に境界線をもうけるという目的で、和平交渉を開始した。結局、1887年9月、ロシア・アフガニスタン間の国境を定めるペテルブルグ協定が締結され、1890年代における中東をめぐる英露間の緊張は緩和された。

1885年4月－8月中のペンジェ事件をめぐる英露関係について、花房は報告書を送付し続けている。花房は、状況をよりよく理解するために、アフガニスタンをめぐる英露対立問題の1883年－1884年にわたる経緯を深く研究した。つまり、クシク河左岸でのロシア兵とアフガニスタン兵の衝突を促した原因を観察し、それを詳細に日本政府に通知している。このために花房は、1885年4月17日に『駐露公使花房義質日誌』に記録しているように、中央アジアの地図などを獲得している。報告書において花房は、英露対立の根本とは、ペンジェ・オアシスを含め、ロシアの属邦であるトルクメン族の土地とアフガニスタン領土の西北部の一部境界線が未画定であったことであり、さらに、1872年－1873年に締結された英露間協定の内容に関して、双方の解釈に相違点があったと伝えている。そして、

花房は、どちらの政府の訓令の解釈が当を得ているのかを友国君主の仲裁に任せること、ジュルフィカル峠とメルチャクの問題の領域は、アフガニスタンに帰属すべきとすること、またはロシア領土の自然による要塞を損なうというロシア政府の異議などについて詳細に報告している。そして、イギリス政府にとってその自然による要塞地はアフガニスタン防御のため欠かせない、といった花房公使による詳細な記録は、彼が英露のアフガニスタン国境をめぐる交渉の流れ、言い換えれば、英露間係の緩和への道を詳細に注視していたということが分かる。こうして、ロシア国内からの観察の結果、1885年6月1日付の報告では、多少は長続きするだろう平和を得る事が期待されると述べ、その後1887年9月に、ロシア・アフガニスタン間の国境を定めるペテルブルグ協定が締結され、1890年代における中東をめぐる英露間の緊張が緩和されたという結果を早くから瞬時に、そして正確に予測した。

ペンジェ事件によって明らかとなった露・亜間国境の未画定と既に締結された協定などの解釈の相違といったペンジェ事件の原因を花房は調査し、そして戦争の勃発に直面した両国が軍備体勢から国境画定交渉の開始へと態度を転換した経緯も明らかにした。さらに、日本政府が深刻に観察していた巨文島のイギリスによる占領についても調査した。こうしたことを背景に、イギリス艦隊の巨文島占拠は、ロシアにとっては朝鮮進出着手の好機であると日本政府は判断した。しかし、日本は冷静に対応し、井上外務卿は朝鮮分割政策も考えたが、結局、清国との妥協という合理的な方針を選択した。よって、花房のペンジェ事件に関する報告の詳細は、1885年4月―8月にわたる英露間の対アジアの戦略の詳細ともなり、日本政府の対朝鮮方針転換期に、当地の現状についての情報提供をする役割を果たしたと言えるだろう。

ペンジェ危機を調査のきっかけとした花房は、ロシア外交における三帝同盟の役割について調査もする。彼が、ロシアがペンジェ事件において優位に立つことが出来たのは、三帝同盟の枠組みが強固である為であると花房は論じた。花房は、もっと同盟関係を強化すればするほど、ますます三大国が各々交際を親密にして、欧州大陸の平和を堅牢なものにすることは疑いもないという結論を導いた。三帝同盟国のバルカン半島における政略はそれぞれであると言及しているが、バルカンをめぐるロシアとオーストリアの摩擦といった三帝同盟の弱点はペンジェ事件解決との関連では重視していない。花房はアフガニスタンの事件を早期解決できるのならば、三帝同盟の役割は否定できないと論じた。よって、ペンジェ事件の調査に関連して、花房は欧州大国の外交、英露関係の展開を把握できるよう

に、ロシアと三帝同盟の役割に目を光らせたが、この時期のバルカンは一時的平和中断の時期にあたるので、露・奥の摩擦はそれほど深刻ではなかった。このためアフガニスタンをめぐるロシアは三帝同盟の助けを借りたことによって危機緩和することができたという結論を花房は導いた。しかし、三帝同盟がよく機能していたため、欧州平和が持続できたという花房の結論は現実とは異なっていたと指摘すべきであろう。

さらに、花房は1885年8月19日付の『アフガン境界論近況』という報告において、イギリスによるハミルトン港の占領、日清同盟の締結など当時の国際問題についてロシア外務卿と会談した際の、日露関係と対朝鮮ロシア外交方針についてのロシア外務卿の発言を日本政府に通知している。つまり、これは花房が日本政府にとって大変興深い事柄である朝鮮問題について、ロシアの内意等の情報収集をしていた証明であると指摘できる。

同年末、ヨーロッパの平和に対する三帝同盟の役割について、花房が自分の認識の誤りに気づく出来事が起きた。それは1885年9月にブルガリアと東ルーマリアの統合をめぐるバルカン危機である。1885年9月の東ルーマリアをめぐるバルカン危機、セルビア・ブルガリア戦争勃発についての花房公使の報告によって、ヨーロッパ大陸における各国がどのような立場をとっていたか、そして海峡をめぐる英露対立の状況などが明らかになった。

当然ながら、欧州大国の激変を観察するにつれ、花房は、欧州列強国の関係の本質について考えることになった。日本の外交官にとっては遥かに遠い存在であったバルカン問題をよりよく理解するために、花房は頻繁にロシア外務卿ギールスやロシア外務次官ジョミニなどに直接質問している。こうした集めた情報を踏まえて、日本政府に以下のことを報告した。欧州列強国は東ルーマリアをめぐる危機をいわゆる「グレイト・パワズ・コンサート」(欧州列強国の集団決議)で解決しようとした。そのため、コンスタンチノーブルで会議が開催され、花房が報告したようにこの会議において、ブルガリアの総督であったアレクサンドル公の支配下の元で、いわゆる『ペルソナル・ユニオン』によって東ルーマリアとの統合を唱えたイギリスは、スタチュ・コーの回復・維持、アレクサンドル公の排除などを目指したロシアと衝突した。よって、ブルガリアの上位国であったオスマン・トルコ帝国は、会議中にロシアとイギリスの争いの影響によって優柔不断な行動をとらざるを得なかった。この時、殆ど同時にブルガリアとセルビアの戦争が勃発し、ブルガリアが勝利したことを背景に、ロシアが唱えたスタチュコーの回復・維持の実現は難しくなり、会議は失敗に終わりつつあった。その上、1886年2月にオスマン・トルコ帝国とその従属国であったブルガリアの間の協定締結後、ロシアが反対していた東ルーマリアにおけるアレク

サンドル公の支配が認められた。よって、バルカンの影響力圏の拡張を目指す欧州大国間の長きにわたる戦闘の第一ラウンドはイギリスの勝利となった。花房は、ブルガリアと戦ったセルビアが敗北に直面していた時、ブルガリアへのオーストリアによる戦争介入という脅迫に着目し、こうしたオーストリアの行動は、三帝同盟の基本的な原理を揺るがす悪質な行動であると指摘した。その上、花房はロシア貴族内のスラブ主義者たちのオーストリアへの敵視、外交におけるロシア政府の妥協的な立場などを取り上げ、三帝同盟の将来性について考えることにした。花房は、ヨーロッパ大陸における平和の保障に対する三帝同盟の役割について考えなおしたかどうかは明らかにしていないが、東ルーマリアをめぐる危機の詳細な調査を通じて、少なくともロシア外務省のトップ人物との会話を通じてバルカンをめぐるロシアとオーストリアの摩擦について把握することができた。

しかし、バルカン危機をめぐる情勢を伝える目的で送った報告には別の効果もあった。報告書では東欧の行政・憲法の詳細な仕組みが紹介され、さらにロシアの政治体制、行政制度などが紹介されている。君主国であったロシアの行政制度に着目し、君主の絶対的な権力の下に置かれた諸院省を初めとする、当時のロシア国内の行政機関、裁判の仕組みや問題点の記述のみならず、東ルーマリアの憲法の長所と短所をうかがい知ることができる記述も残した。東ルーマリアの憲法は花房が提供した情報によると、欠点が多く、立法権は権限がありすぎ執行権は弱く、その他政府の組織は複雑過ぎ、役職人員が多過ぎる。つまり、新小国には適切ではない制度である。なぜそのような不完全な憲法が成立したのか、元来各国委員はこの憲法を草案するに当り、実地の状況も知らずに、欧州列強の法制・法理論に倣って制定したという花房の解説が興味深い。立法権と行政権との間に混乱が生じていたため、これを纏める優れた人物が必要であったが、国自体が貧窮していたため、西ヨーロッパの国々から多数の優秀な人物を招聘することができず、換言すれば、外国人の力を借りることができなかつた。当時の日本にとって、憲法の発布と内閣制度の成立の直前に、こうしたロシアという君主国が抱えた行政問題の記術は勿論、さらに東ルーマリアの憲法に関する情報は、非常に参考となる情報であった。

・1886年

明治19年に解任されるまで、駐露花房公使は欧州大国が直面したバルカン問題を観察している。花房公使はロシアでの任務を終え、1886年6月にペテルブルグを出発し、日本へ向かう途中、同年6月―8月の間にヨーロッパ経由でアメリカへ向かった。1886年8月1日―14日までニューヨークやワシントンを周遊し、アメリカ大統領にも会見している。会

見中、その年の冬に大統領の日本訪問があるということが話題となる。そして、1886年9月に横浜へ向けてアメリカを出発する。

1883年－1886年にわたる彼のロシア滞在における使命や活動内容などの「輪郭」が、上記の考察によって明らかになった。

かつて彼は1870年代にイギリスなどで、大国の政略や、イギリスの対ロシア方針に関する情報収集を行った。1880年代に、日本は近代的な外交アプローチによって開港など朝鮮をめぐる諸問題の解決を試みた交渉にも携わった。しかし、当時の日本と清国との矛盾に満ちた関係に気づき、彼は対朝鮮の政策に関しては武力解決が相応しいと思うようになる。第二次訪露にあつたて、イギリスとロシアの対アジア戦略、三帝同盟の戦略と露・墺摩擦などを観察した花房には特命全権公使の役割を通して、欧州大国の外交の現場にもう一度携わるチャンスが訪れた。1880年代の三帝同盟の存在は、英露紛争の際にイギリスの勢いを抑える要因、平和維持保障の要因である一方、バルカンをめぐる露・墺摩擦のために三帝同盟を十分に機能させることができないというロシアが抱えたジレンマも存在する。しかし、1880－1890年代にロシアが同盟形成の巧みな政策などによって国際情勢における影響力を強化していき、それは極東におけるロシアの積極的な政策に繋がっていく。1880年－1890年代には日本のロシアとの良好な関係は徐々に変化した。極東に積極的に進出したロシアは敵となる可能性を持つ国家となり、日清戦争の時代を経た日本は、対清国・対朝鮮政策を決断する際、大国の態度にかなり依存しており、常に大国と同盟を組む必要性が高まった。よって、長年にわたるロシアとイギリスの敵対関係も考慮に入れた日本は、1900年代にイギリスとの同盟成立という方針を選択した。1886年に帰朝した花房義質は外交界から離れたが、しかし、国際関係の変動をロシアの現場から花房が観察し、獲得した情報は、その後日本政府が内閣制度成立、条約改正交渉、朝鮮進出政策、日英同盟成立などを展開していく過程の中で有益なものであり、花房を明治期の有能な外交官として評価したい。

本稿では日本の外交政策、内政の両面にとって有益となる花房の情報収集の意義を明らかにした。本稿で十分に検討できなかった花房義質の第二次訪露時代の大量の日記や書簡の分析は、別稿で準備する。また、花房義質の第二次訪露時代の日露関係、ロシアの対朝鮮政策、朝鮮問題などの検討も今後の検討課題になるだろう。

参考文献

日本語

史料

『枢密院高等官転免履歴書大正ノ一』内閣記録、枢密院文書、国立公文書館所蔵

1883年8月3日 「外務省上申露国特命全権公使花房義質露国皇帝陛下、謁見、上陸国書棒呈済之事」、太政官記録、国立公文書館所蔵

1883年8月4日「予議会ニ於ケル露国政府ノ態度ニ関スル件」露国駐劄花房公使より井上外務卿宛、外務省編纂『日本外交文書』第16巻、東京：巖南堂書店、1996年

1883年8月8日 外務省上申露国特命全権公使花房義質露国皇帝陛下、謁見、上陸国書棒呈済之事 御国書棒呈済之事 右謹テ御覧ニ供ス」、太政官記録、国立公文書館所蔵

1883年10月6日「条約改正ニ関スル露国政府ノ内意申報ノ件」露国駐劄花房公使より井上外務卿宛、外務省編纂、『日本外交文書』明治期 第16巻、東京：巖南堂書店、1996年

1883年12月22日「条約改正ニ関スル露国政府ノ覚書寫送付ノ件」露国駐劄花房公使より井上外務卿宛、外務省編纂、『日本外交文書』明治期 第16巻、東京：巖南堂書店、1996年

1884年1月13日「最惠国条款ニ条件ヲ附スルノ件」露国駐劄花房公使より井上外務卿宛、外務省編纂、『日本外交文書』明治期 第16巻、東京：巖南堂書店、1996年

1884年2月17日 「報告第三十三号」、外務省記録、外交史料館所蔵

1884年5月8日「露国政府訓令ノ大意内報ノ件」露国駐劄花房公使より井上外務卿宛、外務省編纂、『日本外交文書』明治期 第17巻、東京：巖南堂書店、1996年

1884年10月20日「我覚書ニ基キ条約改正交渉開始方承諾ノ件」露国公使より井上外務卿宛、外務省編纂、『日本外交文書』明治期 第17巻、東京：巖南堂書店、1996年

1884年10月21日付の花房義質の書簡、井上馨関係文書、『井上馨関係文書目録』、国立国会図書館、1975年

1885年2月15日 「リスボン」万国郵便会議ニ二橋書記生差遣ノ件」露国駐劄花房公使より井上外務卿宛、外務省編纂、『日本外交文書』明治期 第18巻、東京：巖南堂書店、1996年

1885年5月9日 「亜富汗論近況其二」、太政官記録、国立公文書館所蔵

1885年5月23日 「アフガン」論近況其三」、太政官記録、国立公文書館所蔵

1885年6月1日 「英露「アフガニスタン」論大概」、太政官記録、国立公文書館所蔵

1885年7月8日 「英独ノ新提案ニ関スル露国政府ノ意向内報ノ件」露国駐劄花房公使より井上外務卿宛、外務省編纂、『日本外交文書』 明治期 第18巻、東京：巖南堂書店、1996年

1885年7月19日 「明治十八年七月在露国日本公使館報告「アフガン」論近況」、太政官記録、国立公文書館所蔵

1885年8月9日 「明治十八年八月在露国日本公使館報告「アフガン」論近況」、太政官記録、国立公文書館所蔵

1885年8月19日 「明治十八年八月第二在露国日本公使館報告「アフガン」境界論近況」、太政官記録、国立公文書館所蔵

1885年8月31日 「在露国特命全權公使花房義質報告伯得堡開港式ノ件」、太政官記録、国立公文書館所蔵

1885年11月4日 「十一月第一東「ルーメリヤ」変革（第四）」、太政官記録、国立公文書館所蔵

1885年11月16日 「明治十八年 十一月第二在露國日本公使館報告「ブルガリヤ」変革（第五）」、太政官記録、国立公文書館所蔵

1885年11月21日 「明治十八年在露國日本公使館報告十一月第三「ブルガリヤ」変革（第六）」、太政官記録、国立公文書館所蔵

1885年12月4日 明治十八年在露國日本公使館報告十二月第一「ブルガリヤ」変革（第七）」、太政官記録、国立公文書館所蔵

1885年12月12日 明治十八年在露國日本公使館報告十二月第二「ブルガリヤ」變革（第八）」、太政官記録、国立公文書館所蔵

1886年1月20日 明治十九年 在露日本公使館報告一月第一「ブルガリヤ」変革(第十）」、太政官記録、国立公文書館所蔵

1886年3月9日 「条約改正会議露国代表正式任命方ノ件」露国駐劄花房公使より井上外務卿宛、外務省編纂、『日本外交文書』 明治期 第19巻、東京：巖南堂書店、1997年

「明治16年露国赴任途上ノ日誌及感詩集」、外務省記録、外交史料館所蔵

「駐露公使花房義質日誌明治16年、17年、18年」、北海道大学、スラブ研究所所蔵

「瑞典諾威国旅行日記」、外務省記録、外交史料館所蔵

「明治17年露都滞在日記」、外務省記録、外交史料館所蔵

「明治 18 年露都滞在中日記」、外務省記録、外交史料館所蔵

「露国より帰朝の途中における旅日記 かへりみちくさ（其一）」、外務省記録、外交史料館所蔵

「露国より帰朝の途中における旅日記 かへりみちくさ（其二）」、外務省記録、外交史料館所蔵

「露国より帰朝の途中における旅日記 かへりみちくさ（其三）」、外務省記録、外交史料館所蔵

「露国より帰朝の途中における旅日記 かへりみちくさ（其四）」、外務省記録、外交史料館所蔵

「かへりみちくさ（其二）（筆書き）最初の部欠」、外務省記録、外交史料館所蔵

「かへりみちくさ（其三）（筆書き）最初の部欠」、外務省記録、外交史料館所蔵

「かへりみちくさ（其四）（筆書き）最初の部欠」、外務省記録、外交史料館所蔵

1883 年 1 月 21 日付の小松原英太郎の書簡、東京都立大学附属図書館所蔵

1883 年 3 月 30 日付の井上馨の書簡、東京都立大学附属図書館所蔵

1883 年 5 月 4 日付の上野景範の書簡、東京都立大学附属図書館所蔵

1883 年 5 月 21 日付の上野景範の書簡、東京都立大学附属図書館所蔵

1883 年 7 月 12 日付の上野景範の書簡、東京都立大学附属図書館所蔵

1883 年 9 月 27 日付の浅山顯藏の書簡、東京都立大学附属図書館所蔵

1883 年 10 月 7 日付の小松原英太郎の書簡、東京都立大学附属図書館所蔵

1883 年 12 月 28 日付の石幡貞の書簡、東京都立大学附属図書館所蔵

1884 年 10 月の岩倉具定の書簡、東京都立大学附属図書館所蔵

1884 年 1 月 15 日付の奥義制の書簡、東京都立大学附属図書館所蔵

1884 年 6 月 12 日付の關新吾の書簡、東京都立大学附属図書館所蔵

1884 年 7 月 12 日付の井上馨の書簡、東京都立大学附属図書館所蔵

1884 年 8 月 9 日付の寺島宗則の書簡、東京都立大学附属図書館所蔵

1885 年 1 月 12 日付の青木周蔵の書簡、東京都立大学附属図書館所蔵

1885 年 1 月 30 日付の關新吾の書簡、東京都立大学附属図書館所蔵

1885 年 3 月 18 日付の小松原英太郎の書簡、東京都立大学附属図書館所蔵

1885 年 3 月 20 日付の關新吾の書簡、東京都立大学附属図書館所蔵

1885 年 3 月 27 日付の浅田徳則の書簡、東京都立大学附属図書館所蔵

1885年6月12日付の小松原英太郎の書簡、東京都立大学附属図書館所蔵
1885年11月12日付の浅田徳則の書簡、東京都立大学附属図書館所蔵
1886年1月24日付の關新吾の書簡、東京都立大学附属図書館所蔵
1886年2月26日付の井上馨の書簡、東京都立大学附属図書館所蔵
1886年5月5日付の小松原英太郎の書簡、東京都立大学附属図書館所蔵
1886年9月6日付の井上馨の書簡、東京都立大学附属図書館所蔵
1886年9月17日付の石幡貞の書簡、東京都立大学附属図書館所蔵
1886年10月23日付の岩倉具経の書簡、東京都立大学附属図書館所蔵
1886年11月24日付の大谷光勝の書簡、東京都立大学附属図書館所蔵
単行本
犬塚孝明『ニッポン青春外交官』、NHK ブックス、2006年
岡崎久彦『陸奥宗光とその時代著』、PHP 研究所、1999年
黒瀬義門『子爵花房義質君事略』、東京印刷、1913年
佐々木雄太『イギリス外交史』、アルマ、2005年
信夫清三郎『日本外交史』第1巻、第2巻（1853-1972）、毎日新聞社、1974年
武田勝蔵『明治十五年朝鮮事變と花房公使』、1929年
デヴェイッド・ウオーンズ『ロシア皇帝歴代誌』、創元社、2001年
英修道『明治外交史』、至文堂、1960年
萩原延壽『陸奥宗光』下巻、朝日新聞社、2007年
ピーター・ホップカーク『ザ・グレート・ゲーム』、中央公論社、1992年
前嶋信次『中央アジアの過去と現在』、博文館、1942年
須崎芳三郎『露国侵略史』、博文館、1904年
ルネ・ジロー『国際関係史：1871—1914年：ヨーロッパ外交、民族と帝国主義』未來社、
1998年
辞書・辞典・全集類
伊藤博文編『秘書類纂』、中巻、秘書類纂刊行会、1933年
大阪事件研究会編著『大阪事件の研』東京：柏書房、1982年
鹿島平和研究所編『日本外交史』第2巻、鹿島研究所出版会、1970年
鹿島平和研究所編『日本外交史』第3巻、近隣諸国及び領土問題、鹿島研究所出版会、1970
年

- 外務省編纂『日本外交文書』明治期第16巻—18巻、巖南堂書店、1996年
- 外務省編纂『日本外交文書』明治期第19巻、巖南堂書店、1997年
- 『条約改正関係日本外交文書』、第1巻、日本外交文書頒布会、1941年
- 内藤智秀ほか『中アジアの風雲』、目黒書店、1941年
- 『日本外交年表主要文書』上、原房、1976年
- 『日本近現代人命辞典』、吉川弘文館、2002年
- 『明治人命辞典』上巻、日本図書センター、1987年
- 『明治人命辞典』下巻2、日本図書センター、1988年
- 『明治人命辞典』下巻3、日本図書センター、1994年
- 新聞・雑誌・カタログ類
- 稲葉千春『ロシア外交史料館 日本関連文書目録 1 (1850—1917年)』、ナウカ、1997年
- 『井上馨関係文書目録』、国立国会図書館、1975年
- 桜井義之「花房義質代理公使『入京路程概測図』について」『朝鮮学報』14、朝鮮学会、1959年、363-379頁
- 布和「1880年代初期の日本の対朝鮮外交：壬午事変までの時期を中心に」『桜花学園大学人文学部研究紀要』7、桜花学園大学人文学部研究紀要編集委員会編、2004年、61-73頁
- 毛利敏彦「明治初期日朝国交不調原因論：外務大丞花房義質「尋交商量渋滞之縁由略」の紹介」『法学雑誌』38、大阪市立大学法学会、1992年、715-732頁
- 紫田紳一「花房義質関係文書」について」外交史料館報、第7号、1994年3月、82-103頁
- 『花房義質関係文書目録』東京都立大学付属図書館事務室編、第1期、北泉社、1996年
- 英語
- 史料
- House of Commons Papers.1884-1885 Central Asia, Further correspondence respecting Central Asia, №2.* London : Ordered, by the House of Commons, to be printed, 1884-1885.
- 単行本
- Becker S., *Russia's protectorates in Central Asia: Bukhara and Khiva, 1865-1924*, Cambridge : Harvard University Press, 1968.
- Berryman J. *British Imperial Defence Strategy and Russia: The Role of Royale Navy in The Far East 1878-1898*, Birkbeck College, University of London,2002.
- Fraser-Tyler, W. K., *Afganistan: A Study of Political Developments in Central and Southern Asia*,

- London: Oxford University Press, 1953.
- Gallanger T. *Outcast Europe: The Balkan 1789-1989s*, NY: Routledge, 2001.
- Gankovsky Y.V. and others, *History of Afganistan*, Moskow: Progress, 1985.
- Gillard D., *The Struggle for Asia 1828-1914*, London: Methuen, 1977.
- Jelavich B. *Russia's Balkan entanglements, 1806-1914*, NY: Cambridge University Press, 1991.
- Krausse A. *Russia in Asia: A Record and Study*, London: G. Richards, 1900.
- Lansdell H., *Russian Central Asia*, vol. II, London: Sampson Law, 1885.
- Lensen G.A., *Japanese Diplomatic and Consular Officials in Russia*, Tokyo: Sophia University, 1968.
- Mac Gregor C.M. Narrative of a Journey through the Province of Khorassan and on the N.W. Frontier of Afghanistan in 1875 by 1879, , vol. I, London: Allen & Co, 1879.
- Marriott J.A.R. *The Eastern Question. A Study in European Diplomacy*, London: Oxford, Clarendon Press, 1917.
- Sykes P. *A History of Afganistan*. London: Macmillan & Co, 1940.
- 新聞・雑誌・カタログ類
- Daily News* (London, England), Friday, July 3, 1885; Issue 12239.
- Glasgow Herald*, Friday, July 10, 1885; Issue 164.
- Glasgow Herald*, Friday, Nov. 11, 1885; Issue 270.
- The Pall Mall Gazette*, 20 apr. 1885, № 6271-vol. XLI.
- The Pall Mall Gazette*, 21 apr. 1885, № 6272-vol. XLI.
- The Pall Mall Gazette*, 4 may 1885, № 6283-vol. XLI.
- The Pall Mall Gazette*, 5 may 1885, № 6284-vol. XLI.
- The Pall Mall Gazette*, 6 may 1885, № 6285-vol. XLI.
- The Pall Mall Gazette*, 9 may 1885, № 6289-vol. XLI.
- The Pall Mall Gazette*, 20 may 1885, № 6297-vol. XLI.
- The Pall Mall Gazette*, 1 june 1885, № 6305-vol. XLI.
- The Pall Mall Gazette*, 2 june 1885, № 6307-vol. XLI.
- The Pall Mall Gazette*, 3 june 1885, № 6307-vol. XLI.
- The Pall Mall Gazette*, 7 july 1885, № 6337-vol. XLI.
- The Pall Mall Gazette*, 8 june 1885, № 6312-vol. XLI.

The Pall Mall Gazette, 10 june 1885, № 6314-vol.XLI.
The Pall Mall Gazette, 18 june 1885, № 6321-vol.XLI.
The Pall Mall Gazette, 23 june 1885, № 6325-vol.XLI.
The Pall Mall Gazette, 6 july 1885, № 6336-vol.XLI.
The Pall Mall Gazette, 8 july 1885, № 6337-vol.XLI.
The Pall Mall Gazette, 13 july 1885, № 6342-vol.XLI.
The Pall Mall Gazette, 15 – 25 july 1885, № 6344-6353-vol.XLI.
The Pall Mall Gazette, 27 july 1885, № 6355-vol.XLI.
The Pall Mall Gazette, 4 august 1885, № 6361-vol.XLI.
The Pall Mall Gazette, 5 august 1885, № 6362-vol.XLI.
The Pall Mall Gazette, 7 august 1885, № 6364-vol.XLI.
The Pall Mall Gazette, 8 august 1885, № 6365-vol.XLI.
The Pall Mall Gazette, 12 august 1885, № 6368-vol.XLI.
The Pall Mall Gazette, 14 august 1885, № 6370-vol.XLI.
The Pall Mall Gazette, 6 sept. 1884, № 6082-vol.XLI.
The Pall Mall Gazette, 16 oct. 1885, № 6424-vol.XLI.
The Pall Mall Gazette, 26 oct. 1885, № 6432-vol.XLI.
The Pall Mall Gazette, 27 oct. 1885, № 6435-vol.XLI.
The Pall Mall Gazette, 30 oct. 1885, № 6436-vol.XLI.
The Pall Mall Gazette, 31 oct. 1885, № 6437-vol.XLI.
The Pall Mall Gazette, 2 nov. 1885, № 6438-vol.XLI.
The Pall Mall Gazette, 4 nov. 1885, № 6440-vol.XLI.
The Pall Mall Gazette, 5 nov. 1885, № 6441-vol.XLI.
The Pall Mall Gazette, 10 nov. 1885, № 6446-vol.XLI.
The Pall Mall Gazette, 14 nov. 1885, № 6449-vol.XLI.
The Pall Mall Gazette, 16 nov. 1885, № 6452 -vol.XLI.
The Pall Mall Gazette, 20-27 nov. 1885, № 6454-6460-vol.XLI.
The Pall Mall Gazette, 30 nov. 1885, № 6462-vol.XLI.
The Pall Mall Gazette, 1 dec. 1885, № 6463-vol.XLI.
The Pall Mall Gazette. 7 dec. 1885, № 6468-vol.XLI.

ロシア語

史料

フォンド 133 「外務大臣官房文書」、ファイル 102 「駐東京公使館・ダヴィドーフ公使の電報」、ロシア帝国外交史料館所蔵

フォンド 195 「駐東京公使館文書」、ファイル 84 「ロシア公使館と日本外務省との文通、受け入れ書類」、ロシア帝国外交史料館所蔵

Афганское разграничение. Переговоры между Россией и Великобританией 1872-1885. СПб.: Из-во Министерства иностранных дел, 1886.

Соловьев А. Г., Сенников А. А. сост. Россия и Туркмения в XIX веке: к вхождению Туркмении в состав России. Ашхабад: Туркменское гос. изд.. 1946.

単行本

Арунова М.Р., Соколов А.Я. ред. Россия и Афганистан. М.: Наука, 1989.

Арунова М.Р., Шумилов О.М. Граница России с Афганистаном. М.: Ин-т востоковедения РАН, 1998.

Георгиев В.А. Восточный вопрос во внешней политике России. Конец XVII-начало XX вв., М.: Наука, 1978.

Золотуха М.Ю. Россия, западноевропейские державы и Османская империя в период международных кризисов на Балканах (1885-1888 гг.) М.: Наука, 1993.

Киняпина Н. С., Блиев М. М., Дегоев В. В. Кавказ и Средняя Азия во внешней политике России: вторая половина XVIII - 80-е гг. XIX в. М.: Изд-во Московского университета, 1984.

Кожевников В. В. Российско-японские отношения в 18-19 вв. Вл.: Изд-во Дальневосточного ун-та, 1997.

Нарочницкий А.Л. Международные отношения на Дальнем востоке. М.: Мысль, 1973.

Терентьев М. А. История завоевания Средней Азии. Т. 2. СПб.: типо-литография В. В. Комарова, 1906.

Тихомиров М. Н. Присоединение Мерва к России. М.: Изд-во восточной литературы, 1960.

Халфин Н. А. Английская колониальная политика на Среднем Востоке. Ташкент, 1957.

Халфин Н.А. Провал Британской агрессии в Афганистане XIX-н. XX вв. М.: Изд-во социально-экономической литературы, 1959.

Юлдашбаева Ф. Из истории английской колониальной политики в Афганистане и Средней

Азии, Т. : Госиздат УзССР,1963.

辞書・辞典・全集類

Жуков А.Е. ред. История Японии. Т.2, М.: Институт востоковедения РАН, 1998.

Иванов И.С. ред. Очерки истории МИД , т.1 (1860-1917гг.), т.3 (биографии министров иностранных дел) М.:Олма пресс, 2002.

Карраев А. ред. История Туркменской СССР. Т. 1. Кн. 2. Ашхабад, 1957.

Лависс Э.,Рамбо А. История XIX века, т.8,ч.2, М.: ОГИЗ 1939.

Луцкий В.Б. Новая история арабских стран.,М.: 1966.

Орлов А. С. История России М.: МГУ, 2008.

Хевролина В.М ред. История внешней политики России: вторая половина XIX в. (От Парижского мирного договора 1856 г. до русско-французского союза)., М.: Междунар.отношения, 1997.

新聞・雑誌・カタログ類

Алиханов-Аварский М. Закаспийские воспоминания // Вестник Европы. Кн. 9. сентябрь. Спб., 1904.

Арбеков П. Захват Мерва // Туркменоведение. №1-2. Ашхабад, 1931.

Кондратенко Р.В. Военный порт императора Александра 3 в Либаве.Ч.1// Исторический альманах “Цитадель”№2(5) 1997.

Лессар П.М. Военные железно-дорожные постройки русской армии в кампанию 1877-1878 гг. СПб., 1879 .

Лессар П.М. Военные пути сообщения на индо-афганской границе. //Сборник географических, топографических и статистических материалов по Азии (СМА). Вып. XLI. СПб., 1890.

Лессар П.М. Заметки о Закаспийском крае и сопредельных странах. //Известия Императорского Русского географического общества (ИИРГО). Т. XX. Вып. 1. С. 1-87. СПб., 1884.

Лессар П.М Мервские ханы. Положение Мерва и Атека в конце 1882 года. // СМА. Вып. VI. СПб., 1883. С. 62-82.

Лессар П.М.О распределении вод Келата и Дерегеза между этими ханствами и Атеком. Восточный берег Теджена у Серакса и южнее его. // СМА. Вып. VI. СПб., 1883. С. 39-61.

Лессар П.М. Пески Кара-кум. Пути сообщения Закаспийской области с Хивой, Мервом и Бухарою. // СМА. Вып. VI. СПб., 1883. С. 83-121.

Лессар П.М. Поездка в Серакс. // ИИРГО. Т. XVIII. СПб., 1881 (Отдельное издание: СПб., 1882).

Лессар П.М. Пути из Асхабада к Герату (1882 г.) // СМА. Вып. VI. СПб., 1883. С. 1-38.

Штейнгауз А.И. Русско-японские торгово-экономические отношения (1875-1894) // Россия и политика держав в странах Востока, Иркутск, 1991.

フランス語

新聞・雑誌・カタログ類

Journal de St.Petersbourg, 5(17) mai 1885, 61 annee(6 serie) ,№117.

Journal de St.Petersbourg, 12(24) mai 1885, 61 annee(6 serie) ,№124.

Journal de St.Petersbourg, 26 june (8 julie) 1885, 61 annee(6 serie) ,№167.

Journal de St.Petersbourg, 5 (17 julie) 1885, 61 annee(6 serie) ,№176.

Journal de St.Petersbourg, 26 oct. (7) nov. 1885, 61 annee (6 serie) ,№ 285.

Journal de St.Petersbourg, 3(15) nov. 1885, 61 annee (6 serie) ,№ 293.

Journal de St.Petersbourg, 9(21) nov. 1885, 61 annee (6 serie) ,№ 296.

Journal de St.Petersbourg, 12(24) nov. 1885, 61 annee (6 serie) ,№ 302.

Journal de St.Petersbourg, 20 nov.(2dec.) . 1885, 61 annee (6 serie) ,№ 309.

Journal de St.Petersbourg, 21 nov.(3 dec.) . 1885, 61 annee (6 serie) ,№ 310.

Journal de St.Petersbourg, 30 nov. (12 dec.) 1885, 61 annee (6 serie) ,№ 319.

附録1 1883年5月16日に行われた花房のアレクサンドル三世に謁見に関する報告

「外務省在露國特命全權公使花房義質同國皇帝へ謁見シ國書ヲ捧呈セシ旨ヲ稟告ス外務省稟告在露國特命全權公使花房義質本年五月十六日ガツトナ離宮ニ於テ該國皇帝陛下へ謁見之上御國書捧呈相濟候議ヲ以テ其節ノ手續書送越候條即別紙相議此段上申候也

十六年八月一日 書記官主査 外務

外務省上申在露國特命全權公使花房義質同國皇帝陛下へ謁見ノ上御國書捧呈之事右謹テ御回覽ニ供ス

明治十六年八月八日 太政大臣三條實美 左大臣熾仁親王

公文類聚 明治十六年

本月十三日外務卿ヨリ来ル十六日正十二時ガッチナノ離宮ニ於テ謁見ヲ賜ルヘキ旨報知アリ十六日山内書記官ヲ連レ午前十時ノ汽車ニテ都府ヲ發シ汽車上式部頭同伴一時間程ニテガッチナニ着セリガッチナノ停車場ニ宮内省ノ馬車出迎ヒマタ離宮ノ階下ニハ儀仗兵半小隊程アリ俸銃ノ礼ヲ行ヘリ殿内ニ於テ「クーリイル」(舎人ノ類)出迎ヒ扣ノ間(三間計)ニ案内此ニテ盥櫛等ヲ作シ休息ス暫時アリテ掌典出来リ謁見ノ間ニ案内セリ同処ニ内外國人ノ謁見スル者數十人待合ヘリ暫クシテ式部頭ノ通知ニ従ヒ書記官ヲ此所ニ残シ置キ奥ノ間ニ進入スレハ露帝陛下筆身書机ノ傍ニ立御アリ一拝ノ後進テ御前ニ至レハ帝モ一歩ヲ進ミテ握手シ健康来着ヲ歎フト御詞アリ此是兩國交際ノ益親密ナルヲ賀シ有栖川殿下ノ受セラレタル對遇ヲ謝シ皇帝陛下ノ萬壽ヲ祝シ先ツ柳原公使召還ノ御書ヲ呈シ更ニ本官就任ノ御信書ヲ呈ス帝亦有栖川殿下ノ御来遊ハ今ニ至ルマデ最兩國懇交ノ好記念タリ觀新来公使ノ旧知人タル亦是可喜ノ一事ナリ等ノ意ヲ述ラレ尚朝鮮昨年ノ変及現今ノ模様御尋アリ簡略ニ数語ノ奉答ヲ為シテ退ヲ乞フトキ更ニ兩國懇交ノ益々深カラコトヲ望ム旨御詞アリ終ヲ待テ再拝シ自ラ戸ヲ開テ出レハ戶外人アリ来ラ戸ヲ開キ式部頭アリ挨拶ス掌典ニ伴ハレテ曾テ休息セル一室ニ歸リ来レハ午餐ノ設アリ式部頭並ニ掌典及山内書記官ト同シク之ヲ賜ハル餐後宮内省ノ馬車ニテ停車場ニ到リ午後三時歸府セリ」

附録2 A1884年の中央アジアのメルフ地方とロシアへの併合の件、花房義質の報告書

「今般中亜細亞地方ナル「メルフ」人民ヨリ露国へ帰附致度旨、ザカシピック地方長官へ願出候末、該長官ヨリハ露帝へ電信ニテ奏聞候ニ付、其電文写別紙翻訳文之通差遣候。尤モ該「メルフ」地方之義ニ付テハ、英国ト露国トノ間ニ、中亜細亞政略上ニ付以前ヨリ重大之關係ヲ有候者ナレトモ此節一向異議無之、畢竟勢ノ不可止ヲ了知セルニヨル者ト可見候。何レ詳細ノ報告ニ可及候得共、此段不取敢致具伸候。敬具。

特命全權公使 花房義質

十七年二月十七日

外務卿井上馨殿」

B 同報告の添付文

「別紙 在魯国公使館

電文写

本日露曆一月三十一日、「アスハバド」ニ於テ、「メルフ」地方「トルクメン」四種民酋長〔原文のまま〕並ニ二千車毎ニ各一人ノ割ヲ以テ撰挙シタル代表人廿四名ハ、「メルフ」全民ノ意ヲ以テ、自今陛下ノ属民タルコトヲ希望スルコトヲ公然誓ヘリ。酋長及代表人等曰ク、「メルフ」ノ「トルクメン」ハ自治ノカナク地方ノ安寧ヲ維持シ庶民ノ幸福ヲ保護スルハ、特リ隆盛ナル陛下ノ政府ノミ之ヲ能クスヘシト確信シテ、右ノ決定ニ及ヒタルナリ、ト。

ザカスピック地方長官

陸軍中将コマロフ」

C 同報告の添付文のロシア語原文

Документ № 100³⁴⁶

Телеграмма № 443 из Асхабада 31 января 1884 года.

От начальника Закаспийской области генерала Комарова Кавказскому наместнику князю Дундукову-Корсакову.

Сегодня в Асхабаде ханы четырех пленен мервских туркмен и двадцать четыре уполномоченных, избранные по одному от каждой двух тысяч кибиток, приняли безусловно подданство его императорского величества, подтвердив это торжественной присягою за себя и весь народ мервский к этому решению. По заявлению ханов и уполномоченных туркмены Мерва пришли вследствие сознания, что сами собой они управлять не могут и что только сильное правительство русское может водворить в Мерве порядок и благоденствие, докладывая, что об этом вместе с сим всеподданнейше донесено государю императору № 743. Генерал-лейтенант Комаров.

附録 3

A 「亜富汗論近況第二」

「上申 外務省記録 明治 18 年 公第五二号

右露国特命全権公使花房義質ヨリ亜富汗事件ニ付キ別冊報告第二号到来候間及上申候也

³⁴⁶Центральный Государственный Военно-Исторический Архив,Фонд,400. Д. 8. Л. 15; Сост. Соловьев., Сенников., Россия и Туркмения в XIX веке .,С. 231.

明治 18 年 7 月 7 日 外務卿伯爵井上馨 太政大臣公爵三条実美殿

亜富汗論近況 第二

明治 18 年 5 月在露国日本公使館報告

露英「アフガニスタン」論近況

四月二十日後ニ到リテハ露官ノ話モ交際官間ニ傳説スル処モ再タヒ平和結局ノ望ヲ生シタルカ如クナルニ関セス一時ハ露兵「ペンチヂ」ヨリ更ニ進テ「メルチャク」ヲ取リタリトノ虚説ヲ傳ヘタルカ為メ英新聞等ハ益ス戦ノ避クヘカラサルヲ説キ露新聞モ丁抹瑞典ノ間ニ軍艦ヲ徘徊スル者アリト云ヒ英艦若干既ニ「バルチク」海ニ入りタルト傳説シ英政府ハ軍費ヲ議院ニ請求スル為メ「コマロフ」「リュムスゲン」報告ノ異ヲ數ヘテ曲ヲ露ニ帰シ露政府ハ之ニ対シテ「コマロフ」ノ報告ヲ公布シ曲却テ英ニ在ルヲ論スル等外形頗ル切迫ノ趣アリテ宣戦実ニ且タニ迫レル者ノ如ク本月一日二日ニ到テ龍動ヨリ達スル電報英廷ハ平和ノ望アルカ如シト云ヒ某々新聞ニモ此意ヲ掲載セリト云ヒ就中常ニ平和ヲ唱ヘル「パール、マール、ガゼット」ノ如キハ亜富汗境界「ジュルフィカル」「メルチャク」ノ北ヲ以テ画スルニ決セリト云テ平和ヲ証スル者アルニ論ナク露廷カ「コマロフ」ノ電信ヲ公布シテ曲直ヲ弁論スルハ宣戦ノ地ヲ為スニ外ナラスト云ヒ又本月一日露帝「ガッチナ」宮ノ會議ハ戦ノ避クヘカラサルヲ決セラレタル也ト傳フル者アリテ未タ平和ノ状況ヲ現セス之ヲ外務ノ高官ニ質セシニ戦機熟セリト云フ者ハ双方軍備ノ整フヲ云フ者ニシテ必スシモ虚傳ニ非ス然レトモ平和ノ望未タ曾テ全ク絶セス去迎「パール、マール、ガゼット」カ傳フルカ如ク境界線ノ決セル等ハ素ヨリ未タ之レアルヘキノ事ニ非ス唯英国ノ退讓之ニ類スル者アリテ平和ノ局ヲ結ヒ得ヘキ者今日露政府ノ望ム処ニシテ此望數日前ニ比スレハ更ニ一層増セル也ト答ヘタリ。即チ世間喋々戦ヲ云フ者多キト英国カ軍費ヲ請求スルノ実アルト兩政府カ演説ニ新聞ニ交ニ相論難スル処アルニ關セス英国幾分ノ退讓夙ク既ニ案ニ在リト知ラレタリ同五日ニ到テハ龍動電報英国海軍省カ新タニ着手シタル一般ノ工ヲ止メタルヲ報シテ平和ノ前徴ナリト云ヒ同夜當府ノ交際官カ集会セル席ニモ皆平和期シ得タリト語り合ヘリ、之ヲ外務二三ノ高官ニ質セシニ其言フ処互ニ詳略アレトモ之ヲ約言スレハ出征将官ノ行為ヲ糾問スルハ露帝ノ決シテ肯セラレサル処ニシテ之ヲ仲裁ニ付スルモ亦其肯セラレサル処ナリシカ今ヤ英廷ノ要スル処出征将官ノ軍事ニ關セル行為ハ措テ論セス唯兩政府ノ發セル訓令共ニ其兵ノ前進ヲ禁シタルニ關セス終ニ此衝突ヲ生シタルハ全ク訓令ノ解釈如何ニ在ルコトナレハ亜富汗兵カ「ムールガヴ」左岸ニ在リシハ果シテ其理アルカ露兵カ同シク該岸ニ至レルハ果シテ非ナラサルカ兩政府訓令ノ解釈果シテ何レカ當ヲ得タルヤ之ヲ友

国君主ノ仲裁ニ帰シ而シテ此論ノ大體タル境界ヲ何ノ地ニ画スヘキカハ之龍動ニ於テ議セントノ事ニ止マレリ、英国既ニ「ペンヂデ」ノ挙曲偏ニ露ニ在リトスルノ論ヲ止メ軍事ノ行為ハ措テ論セス境界又多少ノ退讓ヲ辞セスト云フノ意アルヲ見レハ露ハ殆ト其欲スル処ヲ全クスル者也然ルヲ尚固ク執テ應セサルノ理ナケレハ即チ其意ニ應セシ也但シ両兵互ニ前進ヲ止ムヘシトノ事（所謂三月十七日ノ「アレンジメント」ナル者）ハ其实二月下旬英国ノ発議ニテ双方同意ノ上三月三日双方将官ニ傳タルナリ然ルニ亜富汗兵カ其後更ニ進テ河岸ノ左ヲ占タルハ不可争ノ事實ナレハ露ニ於テハ決シテ背信ノ責ニ任スルノ理ナシ境界ハ地理ト人種ノ実況ニ就テ定メサルヘカラス其議ハ龍動ニ於テスヘキヤ否今尚商議中ニ在リ仲裁者ノ丁抹玉タルヘシト云フ説アレトモ是レ最モ未タ決セサルノ事ナリ要スルニ平和期シ得タリトノ一事ハ確言シ得ヘキモ其他ハ尚數日ノ後ニ非サレハ確言シ得ヘキニ非ラスト云フノ意ナリキ於是始メテ去ル一日「ガッチナ」宮ノ会議モ世間傳フルカ如キ戰ヲ決スルノ議ニハ非スシテ平和ノ着歩ヲ議セラルコト明瞭トナリタリ傳説スル処ニ據レハ此日皇帝御前ニ於テ諸親王諸省卿等列席ノ評議ナリシカ仲裁ノ論受クヘカラズト固執スル人モアリシカモ外務卿主トシテ平和ヲ主張シ今若シ英国ノ退讓ニ出テタル此論ヲ斥ケテ受ケサラハ両国ヲシテ戦争ノ慘状ニ陥ラシムルノ外ナシ予職ヲ奉シテ平和ヲ保スルヲ以テ自ラ任セリ若シ此論ヲモ斥クヘシトナラハ予ハ職ヲ奉スル所以ヲ知ラスト迄ニ論セリト云フ果シテ然ラハ今回ノ平和「ギールス」氏ノ力多キニ居ルト云フヘシ同六日龍動電報英議院ノ問答ヲ戦セタリ異論ヲ仲裁ニ任スヘキ事境界論ハ龍動ニ於テ議定スヘキ事等前條記スル処ト略相同シ但シ此時ヨリシテ英議院ハ大ニ其政府ノ挙動ニ不満ノ意ヲ顯ハシタリ英議院ノ如此反対論アルニ関セス両国政府ノ論ハ愈確定ニ及ヒ露国官報ハ五月八日（露曆四月二十六日）ヲ以テ「ペンヂデ」一挙「ゼネラル・コマロフ」ノ行為訓令ニ違ヘル者ニ非ラザルハ明カナレトモ此挙ヨリシテ英露両政府間曾テ互ニ約シテ共ニ其兵ノ前進襲撃ヲ止メタル訓令ノ解釈ニ付テ異議ヲ生シ各其己レノ見ル処ヲ是トシテ之ヲ変スルヲ欲セス故ニ不得止ハ此一件ハ仲裁ニ附シテ両国ノ榮名威光ニ害ナカラシメ以テ境界論ヲ議定スルニ障リナカラシメントストノ一文ヲ掲載シ以テ定界論ノ尋常脚步ニ復シテ漸次其目的ニ達スヘキヲ公布シ又英政府ハ「リュムスゲン」ヲ龍動ニ召還シ境界論ノ議ニ与ラシメ境界論委員ノ任ハ大佐「リヂウエイ」ニ委スヘキ由ヲ議院ニ告ケタリ英国カ「ポルトハミルトン」港ヲ取りタリトノ事ハ露人ノ深く惡ム所ナルハ前報載スル処ノ如クナリシカ爾後英露間ニ問答アリシヤ否聞ク処ナシト雖モ頃日新聞紙ニ該港ハ英カ取りタルニ非ラス一時艦隊ヲ其邊ニ置キタル迄ナリト云ヘルヲ露人モ果シテ如此ノミト云テ少シク解ケタルノ趣アリ露国ハ「ヘラッ

ト」ヲ取ルヘキ意ナキヲ証明セリトノ報知龍動ヨリ達シテ諸新聞ニモ載セタレトモ如此ノ証明ハ例令之ヲ為スモ時ニ及テ破ルニ難カラス又惑ハ破ラサルヲ得サルコトアルヘケレハ有無ハ事ニ利害ナキ者ノ如シ

五月九日 上申 外務省記録 明治18年公第五二号」

B 同報告の添付文

「附録五月八日（露四月廿六日）官報摘譯

亜富汗事件ニ付露政府布告

四月十八日（我曆四月三十日）ヲ以テ官報ニ載セタル条中「クシク」河岸ニ於テ露兵亜富汗兵ト衝突ノ源由ヲ開陳セリ右布告ニ呈出スル処ノ報ヲ以テ証スヘキ如ク「コマロフ」中将カ亜富汗兵ヲシテ「クシク」河ノ左岸ヲ退カシムルノ目途ヲ以テ為セル挙動ノ陸軍省ヨリ中尉ニ傳ヘタル號令ニ毫モ違フコトナキハ陸軍省中尉ニ令スルニ單ニ亜富汗「エミル」ノ兵カ既ニ占領セル「パンヂヂ」原ヲ限り此ニ抛ルコトナカラシムルヲ以テセリ故ニ三月十八日ノコトタル「コマロフ」中将聊其責ニ任スルノ理ナシ爾來帝國政府ト大不列顛國政府ト紛紜ノ項タル彼ノ境界論決スルノ日迄露兵亜富汗兵互ニ進撃廢止ノ議ニ付両政府間ニ成レル約ニ對シニ二政府ノ見解孰レカ正当ナルヤノ一問題ニ止マレリ更ニ言葉ヲ換ヘ之ヲ言ヘハ「コマロフ」中将ニ典ヘタル號令果シテ彼ノ約意ト符合セシヤ又或ハ露政府ハ龍動政府ノ確言セル如ク露兵總督ニ向テ進撃中止ノ令接到次第亜富汗ノ陣ハ其何レニ在ルヲ問ハス惣テ襲撃ヲ廢止スヘシト令スルノ義務タリシヤヲ判然セシムルニ在リシナリ然ルニ露英両政府孰レモ此疑問ニ就キ下タス処ノ見解ヲ措クヲ能事看做ササルヨリ境界論議定上妨碍ナカラシメンカ為メ若シ要用ト認ムル時ハ不同意ノ項ヲ以テ双方選舉スル処ノ仲裁ニ任セ彼ヲシテ両政府ノ名譽及國權ヲ全フスヘキ法方ヲ案シ以テ宜シク事ヲ決セシムヘキヲ承允セリ。之ト同時ニ兩國政府ハ曩キニ成レル期算ニ基キ境界画定ノ談判ヲ再起スルコトニ同意シ之ニ添フニ境界重要ノ場所ハ予メ両政府間ニ於テ之ヲ約シ實際境線画定ノ事及境標設置ノ事等ハ之ヲ双方ヨリ特派スル処ノ委員ニ任スヘキヲ以テセリ境界画定事業ノ便ヲ計リ番兵ハ兩國委員其場ニ到ル毎ニ之ヲ此ニ移シ境線定マルニ從ヒ互ニ番兵ヲ駐シ夫ヲシテ各得ル処ノ地方ヲ警シメ平安ヲ保ツヲ任セシムヘシ 二橋謙譯」

附録4「アフガン」論近況第三」

A 「アフガン」論近況第三」

「明治十八年五月在露國公使館報告（續）第三

「アフガン」論近況

「ペンヂデ」一挙ハ不得止ニ於テハ之ヲ友国君主ノ仲裁ニ付スルヲ計ルヘシトノ議ニ止メ境界線ノ事ハ龍動ニ於テ議スベシトノ申合ニ基キ英ハ「グランヴィル」「キムベルリ」二氏之ヲ任シ露ハ大使「スタール」之カ主トナリ中亜細亞測量ヲ以テ世ニ知ラレタル「レスサル」ヲシテ参贊タラシメ龍動ニ會議シテ約案ヲ調成シ伯得府ニ送りシニ此案「チエルフイカル」「メルチャク」ノ二所ヲ挙テ「アフガニスタン」ニ帰スヘシトセル者露領ノ要害ヲ失スル者ナリトテ露政府ノ異義ヲ生シ英政府ハ此要害ノ地「アフガニスタン」防御ノ為メ不可欠トシ固執シテ動カス此故ヲ以テ未タ妥定ニ至ラス欧州諸新聞之ヲ傳ヘテ事再ヒ破綻ノ恐アリト云フ者アルニ至レリ露国外務ノ高官ニ聞ク所ニヨレハ事速決ヲ期シ難ケレトモ互ニ相譲ル処アリテ平和ヲ破ラスシテ局ヲ結フヘキハ疑ヲ容レス唯土人ノ相互ニ争擾ヲ起スヘキ機会ヲ減セン為メ計ル処ノ者両意相恰ハサル処アレトモ又大体ヲ破ルニ足ル者ニ非スト云ヘリ其詳細ヲ聞クヘカラスト雖トモ「ヂエルフイカル」「メルチャク」ノ二所境界線ノ基礎タルハ動スヘカラサルノ実ニシテ其孰ニ属スヘキヤノ点ニ付テ互ニ争フ所アル者タルハ明ラカナリ露国ハ「カブール」ニ「ポリチカルエゼント」ヲ置ンコトヲ望ミ英ハ之ヲ拒ムトノ説アリ又露国ハ英人ヲシテ「ヘラット」防御ニ係ル建築ノ工事ニ關係セシムルヲ拒ムトノ説アレトモ共ニ未タ確説ヲ得ス但シ二国既ニ境ヲ接シ商賈ノ往来互ニ之アルヲ知ラハ官吏ノ駐紮又其故ナキニ非ス之ヲ望ム素ヨリ其理アルヘシ唯果シテ今日此議ヲ決スルヤ否未タ知ルヘカラサルノミ境界論ハ如此引續キ談判アレトモ仲裁ノ論ハ殆ト忘レタルカ如ク欧州諸新聞ハ丁抹王日耳曼帝ノ間ナルヘシト論スル者アレトモ英露両政府ノ間ニハ未タ何等ノ運ヒモ付サルカ如シ元ト此事露政府ニテハ言語文字ノ上ニ於テノミ同意シタレトモ眞實ニ於テハ始メヨリ此意アラサリシ者ノ如ク露国新聞ハ英国ノ面目ヲ存セシムヘキ為メ詞ヲ仲裁ノ口ニ借リテ理直露ニ在ルヲ云シムル迄ナレハ眞ニ仲裁ト名クヘキ者ニ非ス事實如此ナルヲ思ハバ英国モ必ス強テ之ヲ望サルヘシト迄論セリ頃日外務ノ高官ニ質セシニ仲裁ノ事ハ露国今日未タ思ヒ及ハスト答ヘリ蓋シ仲裁ヲ要セストスル者露政府ノ意ナルヲ知ルニ足レリ「コマロフ」將軍ニハ露曆五月二日ノ詔書ヲ以テ三月十八日（我三月三十日）「ダシュケプリ」ノ挙先見果決其當ヲ得テ勇敢又賞スルニ堪ヘタリトノ賞詞アリテ金剛石ヲ以テ裝飾セル金刀ニ「膽略」字ヲ記セルヲ賜リ又其幕僚少佐「ザクリエフスキー」ニモ同シク「膽略」字ヲ記セル金装刀ヲ賜ヘフ此他未タ広報ナシト雖モ勲章ヲ送ラレタル數三百ニ及ヘリト傳説スルヲ以テ見レハ頭賞洽ネキ事知ルヘキナリ人或ハ其賞ノ過当ナルヲ疑フ者アレトモ之ヲ賞スル者ハ曰ク彼カ戦勝素ヨリ賞スルニ足ル者アリ某勝利ノ後兵ヲ「ク

シク」左岸ニ退ケテ其右岸ニ據ラサル等処置皆宜キヲ得タリ蓋シ露皇ノ意モ彼カ羣蠻ヲ撻伐スルニ當リ能ク其偽計ヲ案シテ敵ノ意表ニ出テ我軍ヲ全クシテ我國威ヲ輝カシ併セテ境界線ヲ進ムルノ基ヲ為セリト云フニ在テ詔書中先見果決ノ文字アル即チ此意ヲ表セル者ナリト云テ其過當ノ賞ニ非サルヲ証セリ以テ露国々論ノ一斑ヲ見ルニ足ル

明治十八年五月二十三日 花房義質艸

B 同報告の添付文

「コマロフ」中將報告譯

二橋謙譯

「トランスカスピック」州長兼同州鎮台司令長官陸軍中將

「コマロフ」ヨリ「カフカス」軍団總督へ報告 官報摘譯

三月六日（我 18 日）「ムールガブ」方面ノ兵ヲ「イマン、バ、」ニ集メテ已来予自ラ之カ指揮ヲ任セリ、七日八日（十九日 二十日）右兵全隊ヲ「アイマク、ヂャル」へ進メ糧車ヲ悉ク此ニ移シ麵包燃場ヲ造營セリ「イマン、バ、」へハ二十五人ノ分隊ヲ遺セリ同九日（二十一日）「アイマク、ヂャル」ヨリ參謀士官二人ヲ派シ亜富汗兵布陣ノ形況ヲ候ハシメリ右士官等「コザック」四人ヲ從へ亜富汗陣營ヲ距ルコト約二「ウオルスト」ナル「キジル、リ、テペ」ノ我カ徵募兵屯ニ抵リ亜富汗兵ヲ望見シ其見ル処ヲ具狀セシニ宛モ其前遣兵長及探偵等ノ報スル所ヲ槪メタリ參謀士官等曰く亜富汗兵其數二千五百乃至三千ニシテ而シテ據處甚タ固タシ唯其左翼ノ如キハ稍弱レリト。「クシク」ノ左岸「タシ、ケプリ」ノ邊ニ於テ三月十日（二十二日）僅ニ亜富汗ノ遣兵數騎ト歩兵約五十人計高ミニ胸壁ヲ掘レルヲ見タリ同十二日（二十四日）我兵「ウルシ、ツウシャン」ニ宿トリ翌日進テ「キジル、リ、テペ」ノ我番兵所ヨリ二「ウオルスト」即チ亜富汗營ヲ距ル尚四五「ウオルスト」ノ所ニ至テ營ヲ張レリ予此所ヲ撰テ布障セシ者亜富汗人ヲシテ空シク騷擾セシムルコトナク「クシク」ノ右岸ニ據レル彼兵ハ其俟安居セシメ而シテ予カ得ル所ノ命令「タシ、ケプリ」占領ノ事ハ之ヲ和談ニ譲リ以テ其命ヲ奉ラント欲セシカ為メナリ然ルニ亜富汗人ハ「タシ、ケプリ」以北ノ原ニ露兵ノ出ツルヲ見ルヤ忽チ「クシク」ノ左岸ニ強大ナル騎兵隊ヲ張り後チ之ニ加フルニ歩兵若干ト大砲二門トヲ以テセリ予於是我カ障營ヲ保護スルニ適當ノ手段ノ施スヲ要ト認メ爾來三月十八日（三十日）ニ至ル迄毎日歩兵半小隊ト「コザック」分隊トヲ先鋒ニ派シ交番セシメタリ尤モ此間我番兵孰レモ二月五日（十七日）我カ徵兵ノ據レル区界即チ「キジル、リ、テペ」ヲ踰へ前進セシコトナシ先是三月十四日（二十六日）英国定界委員長「ゼネラル・ルムスデン」カ視察ノ為メ「ペンジ」へ派遣シタル「カピテ

ン、エット」ヨリ露兵指揮長宛テ一書到レリ書中「エット」ノ報スルニ「ナイブ、サラル」即チ亜富汗都督彼ニ告ク曰ク露將某「エット」ト相会センコトヲ望ミ而シテ此会合タルヤ互相ノ現状ヲ鮮明スルニ在リト、予參謀中佐「ザフルジュフスキ」ニ命シ中佐ノ名ヲ以テ「カピテン、エット」ニ答ヘシメ曰ク露將誰カ如何ナル会合ヲモ望ミシ者ナシ然リト雖モ彼レ若シ之ヲ欲セハ中佐自ラ午後五時ヲ以テ出会スヘシト、会合實ニ就レリ彼英方ヨリハ「カピテン、エット」「カピテン、リッセク」「ドクトル、ヲウエン」及印度人二人来レリ、中佐「ザリルジュフスキ」ハ互ニ紹介会釈ノ後チ英人等ニ食ヲ勸メ而シテ復言シ曰ク露將誰カ何会合ヲ望ミシ者ナシ是レ恐ラクハ彼等ノ誤聞ニ出テタルナラント、英人等即チ之ニ答ヘ曰ク誤レル坎果シテ然ラハ幸ニ堪ヘス此誤聞アリシニ由リ好知己ヲ得タルナリト又英人露英兩政府間ニ一致ノ事アルヲ挙ケ曰ク此一致アルヨリ彼等覆蔵ナク吐露スル者ハ「パング」ニ於テ「サリック」種民ノ旧状ヲ維持スルノ難題ヲ授ケラレ頗ル窮セリ互ッ此命ヤ之ヲ奉スルコト時ヲ追テ益ス難シ矧ヤ露兵亜富汗兵ト衝突ノ患少カラサルヲヤト此際英人ノ深ク注意シテ搜リ得ントセシハ露亜兩兵衝突ノ件ニシテ我カ企圖スル所何ニ在ルヤヲ知ンコトヲ欲セリ中佐「ザクルジュフスキ」之ニ答ヘ曰ク身長官ヨリ如何ナル全權ヲ受ケス且長官ノ意何ニ在ルヤ知ルヘカラス然レトモ英人等如シ之ヲ欲セハ其要スル所ノ疑問ニ對シ自家ノ意見ヲ吐露スルハ敢テ辭セサル所ナリト中佐曰ク露兵亜兵ヲ襲フノ意ナキハ現状強ク其然ルヲ証スヘシ何ナレハ露兵若シ苟クモ如斯意アラハ我今布陣スル所ニ到ルニ及テ乍チ亜兵ヲ蹂躪スルニ又何ノ妨ケアラシヤ唯黙止スルニ忍ヒサル者ハ亜兵因故ナク其遣兵ヲ正面及兩翼ニ於テ前メ而シテ寨ヲ築クク等ノ挙ナリト英人之ニ答ヘ曰ク衝突ノ事ハ期スヘクシテ而シテ疑フヘカラス只復言スルハ彼等頗ル困難ノ場合ニ身ヲ置ケリ萬一事アルラントスルニ際シ豫メ之カ報知ヲ得バ彼等深ク之ヲ謝スヘシト中佐之ニ答フルニ固ヨリ敢テ辭セサル所ナリ露国士官ニ取り事情ノ然ラシムル丈ケハ好テ彼等ノ望ム所ニ從フヘシノ言ヲ以テセリ翌十五日（二十七日）「カピテンエット」更ニ中佐「ザクルジュフスキ」ニ書ヲ致シ添エルニ露英兩政府間ニ成レル談合ノ件ニ関シ「ロルド、グランウィル」ヨリ「ゼネラルレムスデン」ニ送レル電信写ヲ以テセリ予中佐「ザクルジュフスキ」ニ命シ「カピテンエット」ニ答ヘシメ曰ク予ハ素ヨリ亜富汗人ヲ攻撃スルノ意ナシ唯彼我兩兵衝突ノ意ヲ省ンニハ頃口過進シタル亜富汗ノ先鋒ヲ退ケサルヘカラスト同十六日「カピテンエット」中佐「ザクルジュフスキ」ニ答ヲ贈リ而シテ先鋒ノ進退ヲ議セシカ為メ更ニ相会センコトヲ請ヘリ予中佐ニ命シ出会ヲ諾セシメリ但シ先鋒ノ進退ヲ議スルハ當時不可欠ノ要件ナリキ我「ムールガブ」ノ軍団「キジルテペ」、到ルヤ亜富汗人ハ直ニ我ガ陣營ノ正面及兩翼「ク

シク」ノ左岸ニ向テ其先鋒ヲ進メ又騎兵ヲ派シ殊ニ「クシク」左岸ニ於テ壘寨ヲ營ムコト切ナリキ右ノ次第ナルヲ以テ予亦斥候ヲ遣ラサルヲ得サリシナリ即チ三月十四日（二十六日）參謀大尉「プラサロフ」ニ「ヂギット」人五名ヲ附シ之ヲ「ムールガブ」ノ右岸ニ派シ翌十五日ニ至リ衛兵トシテ狙撃一小隊ヲ追送シ彼ニ合セシメリ此日「クシク」ノ左岸斥候ノ為メ別ニ「メルフ」徵募兵ノ内「トルコマン」百人隊ヲ「カライモラ」ヘ向ケ派出セリ予「ムールガブ」ノ右岸ニ一小隊ヲ派セシヤ亜富汗人ハ之ニ對シ同所ニ在ル五十人未滿ノ遣兵ニ応援トシテ二小队ヲ遣リ我小队ニ接スルコト約八百歩ニシテ我ニ速ニ退クヘシト催シ又我小队ノ通辞タル衝募兵軍曹ヲ囚ヘ之ヲ拘留スルコト時餘此間彼ニ汚辱ヲ加ヘ終ニ於ツニ亜富汗人ハ銃器ヲ手ニシテ露人ヲ迎ヘントノ事ヲ傳フヘキノ約ヲ以テセリ三月十四日（二十六日）「ムールガブ」右岸ノ実況ニ就キ報知ヲ接スルヤ予命シテ當時斥候ヲ行ヘル士官ニ宛テ二葉ノ舌代ヲ作ラシメ帰營ノ嚴命ヲ下セリ第一ノ舌代ニハ添記スルニ予「ムールガブ」ノ右岸ニ番兵ヲ常駐スルヲ欲セストノ言フ以テセシカ此舌代ハ亜富汗人ノ奪フ所トナリ今ニ至ル迄返付セラレス又此舌代ヲ帶ヒタル「ヂガット」人ハ亜富汗ノ為メニ擒ハレ彼陣ニ徹夜セリ三月十五日「ムールガブ」ノ右岸ニ派セシ一小隊ハ予カ號令ニ由リ其日已ニ帰營セリ予カ此號令ヤ全軍團ニ傳ヘタル者ニシテ萬緒亜富汗人ト衝突ヲ避ケ彼レ若シ発砲スルコトアルモ予カ號令ヲ待タズシテ答砲スルコトナキヲ警メリ、亜富汗兵左翼ノ形況ヲ候ハシムル為メ中佐「アリハノフ」ニ「メルフ」徵募兵百人隊ヲ附シ派出セシカ亜將「ヂヤルネイリ、ポスエヂン」汗ハ數百騎ニ將トシ又追撥セリ然ルニ此時亜兵トノ出会無事ニテ中佐「アリハノフ」ハ「ヂヤルネイリ」ト懇話シ殆ト「タシ、ゲプリ」ニ至ル迄彼ト並行セリ唯此ニ來テ「ヂヤルネイル」「アリハノフ」ニ退ンコトヲ請ヒ若シ之ヲ諾ヤスンハ兵器ノカヲ假ラサルヲ得サルヘシト發言セリ、何ヲ措キ其ノ情頗ル困難ナリシハ我無勢ノ先鋒ニシテ亜富汗人ハ騎兵ノ多キニ乘シ先鋒ニ兵ヲ遣ルヲ惜マス漸ク前進終ニ三月十六日（二十八日）至テハ両翼ヨリ啗ニ我先鋒ノ線ノミナラス我營亦彼カ為メニ鎮サレタリ、亜富汗人ノ驕慢無禮日ニ益ス長シ復タ其ノ停止スル所ヲ知ラス而シテ動モスレハ我ヲ罵詈シ曰ク「此ヲ引掃フヘシ我ハ「メルフ」人ニ非ラス我ヲ「トルコマン」人視スル勿レ我レ此レ皆亜富汗人ニシテ英人ヲ打挫キシモーナラス汝等如シ去ラスンハ亦當サニ打チ挫クヘシ」ト三月十六日（二十八日）亜富汗ノ一遣兵我レ之ヲ罰スルコトナキヲ確信シ予カ命シテ「ムールガブ」ニ架セシメタル粗畧ノ渡梁即チ我陣ヲ距ル僅々數十歩ノ所ニ來レリ彼レ何ヲカ欲スルヤ退クベシトノ我求メニ答ルニ露人如何シテ渡ルヤヲ見ンコトヲ欲スト云ヒ而シテ我レ數度要求ノ復チ始メテ數百歩ヲ退キ數時ヲ経ルニ及テ全ク去レリ亜富汗人ノ無

禮答ムル者ナキヲ以テ日ニ益ス長シ如クコト此曰ク送ラハ數日ヲ出テスシテ彼ヨリ攻撃セラルヘキラ洞觀シ（此レ實ニ空想ニ非ラサリシハ三月十八日（三十日）ノ事ヲ以テ証スベシ）又内ニ在テハ我兵殺氣支ヘ難ク且ツ我予カ左右ニ待スル「トルコマン」首長貴族其他「トルコマン」徵募兵等恰モ露國ノ威光ヲ*³⁴⁷ルカ如ク空シク消陰スルニ堪ヘス故ニ予果斷ヲ放スニ決シ三月十七日「コブツエフ」ニ百人隊ヲ附シ派遣シ書ヲ亜富汗將「ナイブ、サラル」ニ致シ彼レ「クシク」ノ左岸ト「ムールガブ」ノ右岸「クシク」接流スル所ヨリ下ニ出セル先鋒ヲ一日間ニ引キ拂フヘキヲ嚴求セリ亜富汗人ハ我此求メニ對シ尚只「クシク」ノ左岸ニ兵力ヲ増シ且ツ壘寨ヲ忙築スルノミナリシモ予揃未タ和談ノ望ミヲ失ハス故ニ英人ノ求メニ應シ約セル時刻ニ彼ト出会スヘキヲ中佐「ザクルジェフスキ」ニ命シ戒シムルニ亜兵ヲ「クシク」ノ左岸ヨリ殘ラス引拂フヘシトノ予カ要求ハ依然變セサルヘキヲ以テセリ中佐「ザクルジェフスキ」ハ予カ命令ニ基キ英人ニ会合ヲ約シ且ツ書中添言シ曰ク本人ノ意見ニ據レハ此会合ニ亜將一人ヲ招クニ如カスト中佐刺セル時限ニ「カピン、エット」ト出会シ而シテ予カ「ナイブサラル」ニ寄セタル書束ノ趣意ハ同將ヨリ「エット」ニ通シタルヤト問ヒタルニ「エット」然リト答フ中佐又亜將一人ヲ会合ニ招クヲ欲ストノ意ヲ傳ヘタルヤト問フ「エット」答ヘ曰ク其望ヲ遂ルハ素ヨリ敢テ辭セサル所中佐ノ意ハ之ヲ「ナイブ、サラル」ニ傳ヘシモ彼ハ此日亜將悉ク在陣ヲ要スト答ヘリト、又亜富汗人猥リニ先鋒ヲ前シテ敢テ悼ル所ヲ知ラス是レ露兵ノ實ニ忍フヘカラサル所ナリトノ「ザクルジェフスキ」ノ言ニ對シ「カピテン、エット」曰ク亜富汗ノ先鋒或ハ更迭スルヲ得ヘキ者アリ然レトモ其先鋒ヲ悉ク「クシク」ヨリ引キ拂フハ乃チ陣ヲ棄ツルニ等シ亜兵目下布陣ノ場所タルヤ露英兩政府間ニ成レル約意ニ基キ彼レ妨ケナク占據スルノ權アリト此際「カピテン、エット」中佐「ザクルジェフスキ」ニ乞ヒ約成レル日即チ三月五日（十七日）ニ於テ亜富汗ノ先鋒何地ニ在リシヤヲ知ンコトヲ欲セリ我士官答ヘ曰ク此日亜富汗ノ番兵「クシク」ノ左岸ニ在リシ事ハ承認スヘシト雖モ是レ僅ニ數人ニ過デズシテ當時露ノ斥候亦「クシク」及「タシ、ケプリ」ノ橋ニ達セリ今ヤ露兵一タヒ「クシク」河ニ接近セシ以上ハ復タ其左岸ヲ棄ツルコトナカルヘク且ツ曩日握手セル「ロルド、グランウィル」ノ電信寫ニ所載ノ夫ノ約定ニ於ニ此ヲ占領スルノ權アリ却チ亜富汗ノ先鋒前進ノ拳ハ全ク同電信ニ示セル約意ニ違フ者ナリト」於之英人曰ク露兵「クシク」ノ左岸ヲ欲スルハ何ノ地迄ナルヤヲ知ンコトヲ望ムト、中佐曰ク此問ニ答フルノ全權ヲ帶ヒズ唯「コマロフ」中將「クシク」ノ左岸ニ在ル亜兵引揚ケノ事ヲ要スル者ハ即チ露ノ先鋒ト相對シテ「タシ、ケ

347 一字不明

プリ」ノ邊ニ在セル者ヲ專指スルニテ是レ單ニ雙方先鋒ノ間ニ自然ノ堺ヲ挟ミ以テ萬一衝突ノ患ナキヲ保センコトヲ欲スル所以ナリ且此要求ト雖モ之ヲ以テ後日混合定界委員ノ決ニ置クヘキ件ヲ豫決セントスルノ意ニ非ラサルナリト、中佐「ザクルジェフスキ」英人ト面晤ノ次第ヲ聴キ又此談判與支ノ予カ嚴求一モ結果ナキヲ見今ヤ亜富汗人ニ求ムル所ヲ速ニ果タスノ外ナシト意ヲ決シ其夕即チ十七日午後八時「ムールガブ」軍ノ諸將ヲ會シ我現狀ヲ示シ軍團ノ達シニ記載ノ如ク要用ノ號令ヲ授ケタリ夕十時ニ至テ予カ要求ニ對シ「ナイブ、サラル」ヨリ答ヲ得タタリ書中報シ曰ク境界ノ事ハ都テ「カピテン、エツト」ト相議スヘキノ命「ヘラット」ノ知事ヨリ到リ速ニ「エツト」ト、相謀レリ又第一君命ヲ奉スルヲ主ナスト、予ハ事ヲ和ニ決センコトヲ今一タヒ試ント半公書ヲ以テ「ナイブ、サラル」ニ答ヲ贈リ友情ヲ表シ且曰ク予ハ最初ノ要求ヲ措ク能ハス唯非議ヲ容ルノニ由テ起レル衝突ノ始未ニ彼レ獨其責任スヘキ乃チ予ハ好誼ヲ保スル為メ百般配慮復タ手段ノ放スヘキ者アルヲ見サレハナリト翌十八日午前四時前夜ノ差圖ニ從ヒ諸兵營ノ撥セリ陣中殘ル所ノ者ハ番兵ト隊伍外ノ卒合セテ五十人ニ過キサリシ我右列ハ「トルケスタン」鎮墓第三大隊。内親王殿下「ラルガフェラドロウナ」ノ砲兵第二十一番「ブリガード」六番山砲半座。四小隊大砲四門ニシテ同大隊ノ指揮官陸軍大佐「カザンツオフ」之ニ総長トシ故陣ノ正面側面及背後ニ於テ一時ニ突出セン為メ砂丘ニ依リ進ミ騎兵ハ「クバン」ノ「コザック」兵、「カフカス」騎兵第一番聯隊第一第二第三百騎隊ト「メルフ」「トルコマン」ノ臨時徵募百騎ニシテ之ニ「トルコマン」ノ汗及名譽首長並ニ其停從ト予カ護衛タリシ「アハル、テケ」徵募兵ノ七騎ヲ合セ（合計四百騎）「メルフ」軍区ノ長官タル陸軍中佐「アリハノフ」ニ之ヲ督セシメリ中佐ハ號令ヨリモ稍左ヲ取り進行セリ故ニ騎兵ハ戰ノ初メ戰場ノ中央ニ在リ然レトモ予截止ム迄其占場ヲ變更セサリシ者ハ戰況及地形ニ於テ其甚タ適當ナルヲ認メタレハナリ又列ハ「トランスカスピック」狙撃第三番大隊第二第三小隊ト同第六番大隊第二第三小隊ヲ合セ聯合隊ト為シ陸軍大佐「ニクシチ」之ヲ統ヘ同シク曉四時ヲ以テ營ヲ撥シ號令ノ示ス所「キジルリテペ」ノ丘後ニ到テ陣セリ當時亜富汗兵布陣ノ實況如左「クシク」ノ左岸「タシケプリ」丘ト名ツクル所ハ即チ彼ノ先鋒ニシテ騎兵合セテ千二百騎計我ニ對シ既ニ此丘ニ據レリ側面ニハ歩兵一小隊計又壘ニハ大砲四門ヲ備ヘタリ稍右ニ倚シ少シク退キ「クシク」ノ左岸ニ更ニ常備歩兵數小隊ヲ置キ之ニ大砲三門ヲ合セリ大砲ハ皆提中ニ据ヘ覘口ト砲門ヲ現セルノミ其他ノ亜富汗兵ハ「クシク」ノ右岸彼ノ本陣ノ前面ニ列セリ「ムールガブ」ノ右岸ニハ戰ノ間亜兵約二百ヲ見タリ亜兵ノ我ト相戰ヒシ者ハ復チ報スル所ニ據リ判然セシカ約四千人ト大砲八門ナリシ又俘ノ白狀スル所ニ據レハ「ゼムシド」ノ

「エランタン」汗ナル者騎兵ノ一都ニ將トシテ本陣ヲ守リ以テ「サリック」人背後ヨリ襲撃スルコトアランヲ營メタリト前陳スル如ク我カ騎兵ハ號令ヨリモ一層直道ヲ進ミシカハ「トルケスタン」兵ヨリモ進行連ニシテ五時過ル頃已ニ「タシ、ケプリ」兵ニ掛リ而シテ亜富汗騎兵ニ接スルコト約五百歩ニシテ其正面ニ對シ留歩シ當時尙一「ウオルスト」計後ヘニ在ル「トルケスタン」兵ノ来ルヲ待テリ山砲半座ハ命シテ督ク騎兵ニ合セシメ別ニ「キジルリテペ」ニ陣セル「トランスカピック」聯合大隊ハ騎兵ノ援トメ進ムヘキ號令ヲ傳ヘタルニ其指揮官號令ノ意ヲ察諒シ小隊ツ、列ヲ正シテ追進セシメタリ、此時尚發砲スルコトナク、只曉ニ至テ双方番兵ヲ解キ各其陣ニ歸ラシメリ我方ヨリハ亜富汗兵ノ兩翼ヲ候ハシムル為メ其右翼ニハ亜「ヂヂット」人ヲ派シ左翼ハ番兵トシテ「コザック」三人ヲ「ヤレムテペ」ニ遣リ之ニ備ヘリ六時ニ及テ「トルケスタン」兵着セリ予此隊ニ山砲半座ヲ合セリ、「ナイブ、サラル」自ラ亜富汗ノ先鋒騎兵ニ到リ祝スルニ神譽ノ為メ組ミ合フヘシトノ言フ以テセリ騎兵呼フコト三回「アラー」「マホメト」宗ニテ義神ノヲ仰キ神ノ名ヲ以テ戰フヘシト答ヘタリ、中佐「アリハノフ」ハ此呼聲ヲ相圖トシ彼レ我ヲ攻撃スヘシト做シ部下ノ「コザック」全三百騎ト「ヂヂット」人ノ銃ヲ帶フル者約二十騎ニ「急ヶ」ト號令シタリ中佐ノ傍ニ待セシハ僅ニ殘餘ノ「ヂヂット」人ノミナリシ此時尚未タ砲声ヲ聞カス亜兵ハ宛モ因循スルカ如ク又予ハ我レ先タツチ發砲スルコトヲ禁セリ「ナイブ、サラル」巡覽ヲ了ルヤ暫クアツチ亜兵我騎兵ニ向テ砲銃火ヲ撥ケリ中佐「アリハノフ」我「コザック」ノ騎馬一匹頃傷セリトノ報ヲ得ルヤ即チ「コザック」全三百騎ニ連發ノ號令ヲ下シ連發セシムルコト一回其後ハ發砲定時定數ヲ以テセリ亜兵ハ八方ヨリ大砲及小銃ヲ撥シ歩兵ハ胸壁ニ隠レ騎兵ハ亂レテ稍退キシカ再タヒ進テ攻撃ヲ始ムルノ勢アリ就中三百騎計丘ヲ下リ我カ騎兵ノ背ヲ突ント馳接セリ此時中佐「アリハノフ」ハ「メルフ」ノ徵募兵百騎ヲ以テ彼ニ攻撃ヲ加ヘ夫ヲシテ馬上ヨリ銃火ヲ撥カシメリ又大佐「ニクシチ」ハ其兵正面ヨリ敵火ヲ受ルヲ暫ラク顧ミス右敵ノ騎兵ニ向テ連發セシムルコト三回此時予カ號令ニ由リ「トルケスタン」兵ニ小隊早ク已ニ夫ノ騎兵ニ向テ銃火ヲ發ケリ已ニシテ亜兵ハ我カ銃火ニ耐ヘス亂レテ「クシク」河ニ支リ急岨ヲ轉下シテ渡シニ馬合シ争テ右岸ニ越ヘタリ十時「トルケスタン」兵敵ト相距ル甚タ近く而シテ追射止マサリシカハ彼レ死傷極メテ多、我騎兵ノ背後ニ出テタル敵ノ騎兵ニ攻撃ヲ加フル為メ中佐「アリハノフ」カ行リタル「ヂヂット」ノ百騎ハ當初亂レ只其百騎ノ將「バ、ハン」ト共ニ第一ノ號令ニ由リ勇ヲ揮テ敵ノ隊伍ニ突入シタルハ終ニ數騎ニ過ギサリシ中佐「アリハノフ」之ヲ見ルヤ直ニ馬ヲ發ハシ身カラ「ヂヂット」百騎隊ニ到リ號テ曰ク敵中ニ死スル坎否スンハ彼ヲ殺戮セヨト此一声

百騎輒チ以テ勇ミ共ニ劍ヲ揮テ敵ヲ突ケリ此際「トルケスタン」兵ハ騎兵ヲ維持スルノ妙ヲ得其左翼ヲ延長セリ於是富汗兵ノ殘兵無數ノ死骸ト大砲四門及旗一流トヲ素テ全ク「タシケプリ」丘ヲ退キ「クシク」ヲ渡テ潰走セリ同時大佐「ニクシチ」ハ亜富汗先陣ノ左側ナル胸壁ヲ進撃セシカ亜兵ハ我カ銃鎗ノ鋭ク堪ユル能ハスシテ「クシク」ヲ渡リ逃走シ此際我兵ハ大砲三門ト隊旗一統ヲ得タリ胸壁ニ倒ル、敵ノ死骸其數ヲ知ラス亜富汗人ハ我ニ對シ微ナルモ亦更ニ敵抗ヲ試ミ彼カ「アクテペ」ノ砲火ニ乗シテ一部隊前テ列ヲ整ニ其餘多分ノ兵ハ「クシク」ノ右岸彼本陣ノ右即チ西ニ倚シテ列立シ銃火ヲ試ミタリ「アクテペ」ノ砲火ニ對シテハ我山砲半座之ニ當リ又彼ノ本陣ノ右ニ列セル敵兵ハ我「トルケスタン」兵ノ彈雨ヲ受ケ加フルニ我諸兵馳進「クシク」ノ彼岸ニ渡リタレハ亜兵復タ持スル能ハスシテ} 全ク潰走セリ予之カ追撃ヲ命セサリシ者ハ予カ目的トスル所偏ニ「クシク」左岸ヨリ亜兵引揚ノ要求ノ全クセントスルニ在リシヲ証センコトヲ欲シテナリ右ノ趣意ナルヲ以テ予ハ啻ニ我兵ヲシテ「ペンヂ」ニ向ヒ進行セシメサルノミナラス亜富汗ノ陣營ニサヘ據ラスシテ戦後數時ヲ経再タヒ我兵ヲ「クシク」ノ左岸ニ引揚ケ此ニ至テ始メ布陣セリ「アクテペ」ニハ數人ノ番兵ヲ張り不虞ニ備ヘタリ此事特別ニ肝要ナリシハ亜富汗營占領ノ後ニ於テ亜兵若干穴中或ハ天幕或ハ橋下ニ潜ミ我卒ヲ狙撃シ肯テ降ルヲ欲セサル者アリタレハナリ前陳スル如ク我ノ追撃スルコトナキニ関ハラス亜富汗人ハ十分ノ敗テ取レリ敵兵前軍與本軍數方「ウォルスト」ノ間壘寨砲座各所死骸ノ為メニ覆ハレタリ此他「クシク」ノ流勢ニ從テ流去セン者亦甚タ多シトス予亜兵ノ死五百餘人ナルヘシト當初思考セシカ遣兵等ノ後チ報スル所ニ據レハ「ヂヤルネイル」カ兵死セシ者千餘ニシテ而シテ敗走セシ者過半負傷セリト亜將中ニ就キ死セシ者四人「ナイブサラル」ハ身自ラ二丸ヲ受ケタリト傳説ス我兵ノ手ニ殘リシ者如左亜富汗陣營全部、砲座全部即大砲八門彈藥及附属具共、「ヂヤルネイル」ノ大旂號。歩兵大隊旗ニ流、印、太鼓、喇叭數多種食悉皆、兵器、硝藥、鉛、多量其他駱駝等は也亜富汗陣營中被服下衣其他食器等ノ散援セルアリ虜ハ僅ニ二十四人ニシテ就中七人ハ無傷其他ハ皆負傷セリ是レ我レ追捕セサルノ所致ニシテ夫ノ二十四人ト雖トモ故サラニ捕ヘタルニハアラスシテ自ラ降りシ者ナリ右無傷ノ虜一人ハ而足及顛ヲ繫カレ居リタリ虜等其長官ノ事及壘寨設築起工ノ時日ヲ語リシカ英人ノ所為ニ就テハ其白狀スル所明瞭ヲ欠ケリ唯亜兵「サリック」民ニ應援ヲ要請シ射者千餘人ヲ求メ戦ノ當日即チ三月十八日（三十日）ヲ以テ遅クモ確答ヲ得シコトヲ約セシハ實事ナリト慥メタリ右ノ如ク我レ全勝ヲ制セシハ全ク軍團一統ノ強氣ニ出テタル者ニシテ而シテ各隊將其拳動頗ル妙ヲ得號令ヲ斟酌シテ互ニ相援ケ以テ一大目途ヲ達セシナリ各隊附士官皆勇氣無比且士卒ヲシテ

能ク號令ヲ守ラシメタル實ニ美例ト謂フヘキノミ又士卒ハ號令ヲ速施シ且隊列嚴正平時訓練ノ日亦尚如此ク見ルコト多シトセス戰ノ間我兵誰カ一歩ヲ退キシ者ナシ「ヂヂット」人ハ皇帝ノ良臣タランコトヲ欲シ頗ル精勵血ヲ灑テ以テ常備軍ト朋タルヲ得タリ分捕大砲ハ閣下ノ指令アル迄暫ラク「アスハバト」ヘ送ル手筈ヲ為セリ隊旗ハ中佐「ザクルジェフスキ」ニ附シ閣下ヘ呈贈ス糧食ハ量目ヲ改メ而後官有ニ歸スヘキヲ命シ駱駝七十頭モ亦同シク官有ト為シ餘ノ數頭ハ「メルフ」ノ汗及戰ニ與カリシ同種徵募兵ニ援ク以テ飼草及薪等運搬ノ便ニ供セリ硝薬及鉛ハ命シテ水中ニ投セシメ陣營ハ兵士ニ授ク其需要ニ充テリ我死傷ハ如左

戦死 徵募兵少尉「セイド、ナザル、ユーズバシ」。「トランスカスピック」聯合狙撃大隊卒七人及「メルフ」徵募兵ノ「ヂヂット」人一人

傷 「カワカス」ノ「コザク」大隊第一番百騎長「コブツェフ」「トラン、スカスピック」狙撃第六番大隊少尉「ハバロフ」「トランスカスピック」聯合大隊卒十一人「トルケスタン」大隊卒二人「コザク」一人及「トルコマン」徵募兵四人

打悶 「トランスカスピック」狙撃第三番大隊長大佐「ニクシチ」同少尉「コスミン」、トランスカスピック」狙撃第六番大隊参謀大尉「クーロチキン」、聯合大隊卒十五人「トルケスタン」大隊卒一人及「コザク」二人

戦止テ「正午ノ頃「カピテン、エット」中佐「ザクルジェフスキ」ニ追次二書ヲ寄セタリ其甲ノ書ニ曰ク露兵如シ負傷多クンハ醫師「ラウエン」好テ治療ヲ助クヘシト又己ノ書ニ曰ク英人今危殆ナキヲ保シ難シ故ニ露ノ監護ヲ乞ヒ護衛ヲ得ンコトヲ欲スト第一書ハ我レ之ニ答ヘス第二書ニ對シテハ予「ザクルジェフスキ」ニ士官三人「ヂヂット」數人ヲ從ヘ「ペンデ」ニ赴キ「カピテン、エット」カ望ミニ應スヘキヲ命セリ然ルニ中佐「ザクルジェフスキ」「カピテン、エット」カ佳セル所ヲ訪ヒシ時ハ夫ノ書束ノ達セサルヘキヲ察シ彼己ニ此ヲ發セリ唯去ルコト尚ホ速カラス彼レ其護衛ト共ニ行クヲ見タクシカハ中佐「ヂヂット」二人ヲ馳セ彼ニ傳ヘシメ曰ク今我レ来レリ「カピテン」ノ意ヲ聽ント欲ス又成ルヘク其望ム所ヲ全クスヘシト右「ヂヂット」ノ見ル所此際「カピテン、エット」ハ「ベンガル」ノ騎兵ヲ護衛ト為シ敗走セル亜富汗騎兵ノ中ニ在セリト云フ但シ英人ハ我「ヂヂット」人ノ傳捷スル所ニ對シ一言ノ答詞ヲ為サ、リシ。戦後予ハ四方ニ斥候ヲ派セシカ數日ニシテ歸營報シ曰ク亜富汗人ハ槩子「バラ、ムールガブ」ニ遁レ「カラ、イ、モーラ」ヘ向ヒ

シ者甚タ少ナシ彼等「サリック」人ノ部落ヲ過ルニ及テハ急テ左右ヲ辨セス「バラ、ムールガブ」ニ到テ殆メテ息ヘリ然ルニ同所ニハ糧食ノ貯蓄最モ少ナキカ故ニ亜兵更ニ逃走歩ツ留メス而シテ「カレイノウ」ヲ指シ「ヘラット」ニ向ヘリト又報シ曰ク「ヂヤルネイル」ハ敗走ノ途上「ヘラット」ノ知事ヨリ一書ヲ得タリ書中露人ニ對シ固ク守ルヘキヲ諭シ應援既ニ發セリト云ヘリ「ヂヤルネイル」忿怒且失望ノ意ヲ表スル諺ヲ稱シ號フニ今已ニ遲シ復タ何ラカ要センヤト、英人ノ実況ニ就キ斥候ノ報スル所ニ據レハ今英人ヲ憎ム者特ニ「サリック」民ニ止マラス亜富汗人亦然リ亜富汗人ハ英人ノ遣セル舎ヲ焼キ又「サリック」人ハ雇ハレテ英人ノ荷物ヲ運搬セシカ之ヲ横領シテ我有ト為セリ又「ゼネラル、レムスヂン」ハ委員一統ヲ從ヘ「ヒエルネル」ヨリ「クサン」ニ退ケリト云フ三月二十一日（四月二日）大尉「プテサロフ」ヲ「ヂヂット」百騎ニ將トシテ斥候ノ為メ「カライモール」ニ遣リ同二十二日中佐「アリハノフ」ヲ「コザク」百騎ニ將トシテ更ニ「メルチャック」ニ派セリ右左官等斥候數日ニシテ帰り報シ曰ク前報実ナリト又曰ク斥候先キ今復タ亜人ヲ見ズト中佐「アリハノフ」ハ亜兵ノ退去セシ道ヲ行キシカ新塚極メテ多シ是レ彼レ敗走ノ際餓寒疲弱ノ為メニ斃レシ者ナリト云フ、目下「タシ、ケブリ」ハ氣候実ニ不順ニシテ降兩連日或ハ雪ヲ交ヘ太タ寒ク衣食充分ナル我兵スラ亦之ヲ苦ムヲ以テ亜兵ノ艱苦ハ推シテ知ルヘシ聞ク所ニ據レハ亜兵敗北ノ日「メリチャク」及「バラ、ムールガブ」ニ於テ寒烈ク大雪降レリト「ペンデ」ノ「サリック」民ハ戦後速ニ露人ヲ敬愛スルノ意ヲ表シ近隣ノ「アウール」（土人ノ家）數多ノ老翁砲声ノ止ムヲ俟テ我陣ニ詣リ服従ノ事ヲ予ニ陳セリ、又「サリック」人ハ我命ニ從ヒ乍チ働手百人ヲ出シ亜兵ノ遺骸埋葬ノ事ヲ任セリ埋葬ハ翌日之ヲ了セリ丁寧ヲ欠クモ地上ニ現出セサル迄ニハ土ヲ掛ケタリ、三月十九日（三十一日）「ペンヂ」ノ上等「サリック」人ヨリ惣代來レリ彼レ我カ為メニ為ス所アラントスルノ望ミハ予成ル丈ケ辭シテ之ヲ受ケス、予ハ「ペンヂ」ノ治安ヲ保スル為メ命シテ頭取ヲ撰ハシメ假リニ支配所ヲ置ケリ、同日「エルサリン」ノ「トルコマン」人ヨリ惣代トシテ「ヘルデカン」來リ請フニ露ノ属民タランコトヲ以セリ予之ニ答ヘ曰ク今尚ホ如此ノ事ヲ思フノ時ニ非ラス尤モ「エルサリン」種民ノ願意ハ之ヲ長官ニ通スヘシ唯彼等先ッ須ラク「アラマン」ノ掠奪義ヲ廢シ静謐ヲ守ルヘシト三月二十六日（四月七日）予「ナイブ、サラル」ニ書ヲ致シ曰ク予彼カ兵ニ敗ヲ與ヘシ者ハ彼予カ正當ナル求メニ應セサリシカ為メニシテ我敢テ敵抗ヲ望ミシニ非ラス亜富汗人ヲ敵視スルカ如キハ予今ニシテ尚ホ欲セサル所ナリト同二十七日「アラ、ラバト」及「ヅウルファガル」ヨリ予ニ報シ曰ク此ニヶ所モ亦亜富汗人全ク引揚ケタリト予本日「カラ、イ、モル」「ハンゴウズ」「アダム、エレン」及「プリハツ

ウム」ヲ經「セラクス」ニ向ケ出發スヘシ

千八百八十五年三月三十日（四月一日）「タシケプリ」ニ於テ

都督陸軍中將「コマロフ」手記」

С 同報告の添付文のロシア語原文

「№ 115. Рапорт Начальника Закаспийской области и Командующего в оной войсками Командующему войсками Кавказского военного округа³⁴⁸.

(Получено 26 апреля).

Даш-Кёпри, 30-го марта 1885 г.

6-го марта, по сборе войск Мургабского отряда в Имам-Баба, я принял на себя непосредственное командование этим отрядом. 7-го и 8-го марта передвинул весь отряд в Аймак-Джар, куда перевезены все продовольственные запасы и устроено там хлебопечение; в Имам-Баба оставлена команда в 25 человек. 9-го марта из Аймак-Джара посланы два офицера генерального штаба на рекогносцировку расположения афганских войск. Офицеры эти, в сопровождении четырех казаков, поехали на наш милиционерский пост в Кызыл-ли-Тепе, верстах в двух от афганского лагеря и, обзрев расположение афганцев, доложили обо всем замеченном. Доклад этих офицеров подтверждал прежде полученные сведения от начальника поста и разведчиков; офицеры генерального штаба, утверждая, что войск в афганском лагере должно быть более 2,500 — 3,000 человек, доложили, что позиция очень сильна, но левый фланг ее несколько слаб; на левом берегу Кушка, у Таш-Кёпри, 10-го марта видели только сторожевые посты из несколько всадников и с полсотни пеших на бугре, рывших траншеи. 12-го марта отряд ночевал в Уруш-Душане, откуда выступил на другой день и расположился биваком, верст двух не доходя до нашего поста, на Кызыл-ли-Тепе, т. е. верстах в четырех или пяти от афганцев. Место это выбрано мною в видах того, чтобы не возбуждать в афганцах ложной тревоги и в надежде привести в исполнение данные мне указания о занятии Таш-Кёпри мирным соглашением, оставив афганские войска сидеть спокойно в их лагере на правом берегу р. Кушка. Оказалось, что афганцы, немедленно после появления русских войск на равнине севернее Таш-Кёпри, поспешили выслать на левый берег Кушка сильный отряд кавалерии, к которой потом присоединили небольшую часть пехоты и два орудия. Тогда же я должен был принять

³⁴⁸ Афганское разграничение. С. 289-307

необходимые меры для охранения своего бивака и ежедневно, до 18-го марта, наряжал на передовые посты полуроту пехоты и взвод казаков; впрочем, во все это время ни один наш пост не располагался впереди пункта, занятого нашими милиционерами еще с 5-го февраля, т. е. впереди Кызыл-ли-Тепе.

14-го марта, утром, было получено письмо от капитана Иэта, назначенного для наблюдения в (пункте) Пенде, начальником английской пограничной Комиссии генералом Лемсденом. В письме этом, адресованном на имя начальника русских войск, капитан Иэт сообщает, что Наиб-Салар, т. е. начальник афганских войск, передавал ему, что какой-то русский начальник желает с ним видеться и что свидание необходимо для выяснения взаимного положения. На это письмо, по моему приказанию; отвечал подполковник генерального штаба Закржевский, что никто из русских начальников ни о каком свидании не просил, но, если угодно, то в 5 часов пополудни он выедет на встречу. Свидание в назначенное время состоялось. Со стороны англичан были: капитан Иэт, капитан Лассё, доктор Оуэн и двое индейцев.

Подполковник Закржевский, после взаимных представлений и приветствий, предложил англичанам закуску и затем повторил, что никто из русских военачальников не просил ни о каком свидании; что, вероятно, они ошиблись по какому нибудь недоразумению. На это англичане поспешили ответить, что если и произошла ошибка, то они ей очень рады, потому что, благодаря этой ошибке, они приобрели приятное знакомство. Затем англичане, упомянув, что между Российским и Британским правительствами состоялось соглашение и что, в виду этого соглашения, они решаются откровенно высказать, что находятся в очень затруднительном положении; что им поставлена трудная задача поддерживать status quo в сарыкском населении Пенде, и что задача эта с минуты на минуту становится труднее, особенно в виду возможности столкновений русских с афганцами; особенно настойчиво добивались сведения по поводу последнего обстоятельства, т. е. о намерениях русских. На это подполковник Закржевский отвечал, что он не имеет никаких полномочий от своего начальства и о намерениях его ничего не знает, но с готовностью, если им угодно, выскажет по интересующим их вопросам свое личное мнение, и прибавил, что самая очевидность событий и обстановки данной минуты может служить для них самым лучшим доказательством того, что русские не имеют ни малейшего намерения атаковать афганцев,

ибо если бы такое намерение существовало, то ничто не мешало русским уничтожить афганцев в первую же четверть часа по прибытии своем на место, на котором они устроили свой бивак; но что нельзя обойти молчанием, что афганцы без всякого повода начали выдвигать вперед и на фланги свои посты и рыть укрепления. Англичане ответили, что в исходе могущего произойти столкновения они нисколько не сомневаются, только повторяют, что их положение очень затруднительно и они были бы весьма обязаны, если бы их предупредили о могущих возникнуть осложнениях. Ответом на это было уверение в полной готовности быть к услугам и не оставляя сообщением, насколько это позволит положение русского офицера. На другой день, т. е. 15-го марта, капитан Иэт прислал другое письмо на имя подполковника Закржевского, с приложением копии телеграммы лорда Гранвилля генералу Лемсдену о соглашении между российским и британским кабинетами. На это письмо я приказал подполковнику Закржевскому отвечать, что я безусловно и не думаю ни о каких наступательных действиях против афганцев, но что именно, во избежание столкновения, необходимо отодвинуть назад слишком выдвинувшиеся в последние дни афганские посты. На это письмо капитан Иэт, от 16-го марта, отвечал просьбою о новом свидании, для того, чтобы переговорить об улажении вопроса о передовых постах. Я приказал вышеназванному офицеру генерального штаба отвечать, что он в условленное время на свидание явится. Действительно, предстояла настоятельная необходимость разрешить немедленно вопрос о передовых постах.

Афганцы, с самого дня прибытия Мургабского отряда к Кызыл-ли-Тепе, начали выдвигать свои посты вперед и на фланги русского бивака, на левый берег р. Кушка, начали на целые дни выдвигать массы кавалерии и усиленно занялись постройкой укреплений, особенно на левом берегу Кушка. Это вынудило меня, с своей стороны, выслать на рекогносцировки: 14-го марта, на правый берег р. Мургаба, капитана генерального штаба Прасалова с пятью джигитами, а 15-го марта того же офицера, дав ему в прикрытие роту стрелков. На рекогносцировку к левому берегу Кушка, по направлению на Кала-и-Мор, также 15-го марта, я выслал сотню туркмен Мервской милиции.

В ответ на высылку мною роты на правый берег Мургаба, афганцы выслали в подкрепление находившемуся там их посту, в составе до 50 челов., еще две роты и, подойдя к нашей роте шегов на 800, потребовали немедленного удаления, схватили урядника милиции, бывшего

при роте в качестве переводчика, продержали его более часа, наносили ему оскорбления и, наконец, отпустили с требованием передать, что они готовы встретить русских с оружием в руках.

По донесению о ходе дел на правом берегу Мургаба 14-го марта, я приказал написать офицеру, производившему рекогносцировку, две записки, в обеих — с категорическим приказанием вернуться на бивак; в первой записке еще было добавлено, что никаких постоянных постов на правом берегу Мургаба я ставить не желаю; но записка эта была перехвачена афганцами и до сих пор не возвращена, а джигит, везший записку, на всю ночь был задержан в афганском лагере. Рота, высланная на правый берег Мургаба 15-го марта, вернулась на бивак в тот же день перед вечером, согласно отданного мною вообще по всему отряду приказа: всячески избегать столкновений с афганцами и даже в случае открытия ими огня не отвечать без моего разрешения. Вдогонку сотне Мервской милиции, выехавшей под начальством полковника Алиханова, на рекогносцировку левого фланга расположения афганцев, выехал с несколькими сотнями кавалерии Джарнейль-Гос-Эддин-хан; тут встреча прошла благополучно. Подполковник Алиханов вступил с Джарнейлем в дружественный разговор и доехал рядом с ним почти до Таш-Кепри, где, однако, Джарнейль просил подполковника Алиханова удалиться, иначе высказывал необходимость прибегнуть к оружию.

Затруднительнее всего было положение мелких постов: афганцы, пользуясь многочисленностью своей кавалерии, не скупилась нарядом на передовые посты и протягивали свою цепь все дальше и дальше; так что к 16-му марта охватывали с обоих флангов не только линию наших передовых постов, но и самый бивак.

Дерзость и нахальство афганцев все возрастали: как только могли через кого-нибудь передать, не упускали случая высказывать: “убирайтесь отсюда; здесь не мервцы; здесь вам не туркмены; здесь все афганцы; бивали мы не раз англичан и вас побьем, если не уйдете”. 16-го марта один афганский разъезд, убедясь в полной безнаказанности, подъехал к самой переправе через Мургаб, которую я распорядился устроить через эту реку в виде ничтожного парома на баклагах, т. е. подъехали на несколько десятков шегов к биваку и на вопрос, что им надо и на предложение удалиться, отвечал, что они только хотят посмотреть:

на чем мы переправляемся, отъехал на несколько сот шагов лишь после неоднократных напоминаний, и совсем уехал через несколько часов.

Видя, что дерзость афганцев, оставаясь ненаказанной, все возрастает и, что если так будет продолжаться, то через несколько дней придется самому быть атакованным; предположение, которому впоследствии явились подтверждающая обстоятельства; замечая возбужденное состояние всего отряда и наконец брожение и даже как бы умаление русского обаяния между окружавшими меня туркменскими ханами, почетными людьми и милиционерами, — я нашел, что такое положение продолжаться не может, а потому почел необходимым предпринять крайнюю меру. 17-го марта, утром, я послал с разъездом, под командою сотника Кобцева, письмо к Наиб-Салару-Теймур-Шаху, начальнику афганских войск, с категорическим требованием в течении одного дня убрать все свои посты с левого берега Кушка и с правого берега Мургаба ниже впадения в него Кушка. Хотя со стороны афганцев, в ответ на это письмо, было заметно только новое усиление войск на левом берегу Кушка и лихорадочная работа по возведению укреплений, я все еще не терял надежды на мирное соглашение и потому приказал подполковнику Закржевскому выехать в условленное время на просимое англичанами свидание, но, вместе с тем, подтвердил этому штаб-офицеру, что требование мое убрать все афганские посты до единого с левого берега Кушка остается неизменным.

Подполковник Закржевский, по моему приказанию, изъявляя согласие явиться на свидание, вместе с тем в письме своем добавил, что, по его мнению, лучше всего было бы пригласить на предполагаемое свидание кого либо из афганских военачальников. Явившись в назначенное время на свидание, подполковник Закржевский спросил капитана Иэта, передавал ли ему Наиб-Салар содержание моего письма и; получив утвердительный ответ, спросил, передавали ли они его просьбу пригласить на свидание кого либо из афганских начальствующих лиц. На это капитан Иэт отвечал, что он с полной готовностью исполнил это желание, передавал о нем Наиб-Салару, но тот ответил, что в настоящий день он считает необходимым, чтобы все афганские начальники не отлучались от своих людей. Затем, на упоминание подполковника Закржевского о назойливом выдвигании афганских постов, вследствие которого положение русских войск сделалось невыносимым, капитан Иэт отвечал, что расположение некоторых афганских постов изменить можно, но совершенное

удаление их за Кушк будет равносильно оставлению позиции, которые афганцы, на основании соглашений между заинтересованными кабинетами, вправе занимать беспрепятственно; при этом просил самого подполковника Закржевского ответить: где именно находились афганские посты в день соглашения, т. е. 5-го (17-го) марта. На это наш офицер отвечал, что он признает, что действительно афганские посты в указанный день находились на левом берегу Кушка, но эти посты были составлены всего из нескольких человек, что русские разъезды тоже доходили до Кушка и моста Таш-Кепри, а теперь раз русские войска подошли к реке Кушку, — левого берега этой реки не покинут и занимать оный вправе на основании того же соглашения, о котором говорится в телеграмме лорда Гранвиля, копия с которой ему прислана; наступательные же действия афганских постов идут совершенно в разрез с условиями, постановленными в той же телеграмме.

На это англичане просили указать, до какого именно пункта русские претендуют на левый берег Кушка. Подполковник Закржевский отвечал, что он не имеет никаких полномочий для ответа на такой вопрос; генерал же Комаров требует очищения афганскими постами местности на левом берегу р. Кушка собственно против русских постов, только у Таш-Кепри, именно с целью избежать столкновения, поставив между аванпостами обеих сторон естественную преграду; но даже и этим требованием не желает предрешать могущих состояться впоследствии решений смешанной пограничной Коммисии.

Выслушав доклад подполковника Закржевского о результатах переговоров и увидя, что ни переговоры, ни категорические требования не привели ни к чему, я решил, что необходимо привести в исполнение поставленное мною афганцам требование, немедленно.

Для этого, к 8 часам вечера, в тот же день, т. е. 17-го марта я собрал начальников частей Мургабского отряда, изложил им сущность нашего положения и отдал необходимые приказания, изложенные в приказе по отряду.

Только после 10 часов вечера был получен ответ на мое требование от Наиб-Салара. В этом письме он уведомляет, что, получив приказание от гератского Наиб-уль-Гукуме советоваться о всех пограничных делах с капитаном Иэтом, он не преминул это сделать, и затем он прежде всего должен исполнять приказания своего Эмира. Желая еще раз сделать попытку к мирному окончанию дела, я дружеским, полуофициальным письмом ответил Наиб-Салару, что от своего первоначального требования отступить не могу, а

ответственность за последствия столкновения, происшедшего от дурных советов, падет на него, так как я всеми возможными мерами старался о сохранении дружественных отношений.

На другой день, 18-го марта, в 4 часа утра, войска, согласно отданной накануне диспозиции, выступили с бивака, оставив в лагере только караульных и часть нестроевых, всего до 50 человек.

Правая колонна, в составе 3-го Туркестанского линейного батальона и полубатареи 6-й горной батареи 21-й артиллерийской Ее Императорского Высочества Великой Княгини Ольги Федоровны бригады (4 роты 4 орудия), под общим начальством командира названного батальона полковника Казанцева, пошла, согласно диспозиции, песчаными буграми, для того, чтобы сразу выйти во фланг и тыл передовому участку неприятельской позиции; кавалерия, в составе 1-й, 2-й и 3-й сотен 1-го Кавказского конного полка Кубанского Казачьего войска и сотни временной Мервской туркменской милиции с присоединением к оной туркменских ханов, почетных старшин с их свитой и семи всадников Ахал-Текинской милиции, составлявших мой личный конвой (4 сотни), под общим начальством начальника Мервского округа подполковника Алиханова, пошла несколько левее, чем бы следовало по диспозиции, от этого очутилась к началу боя в центре позиции; что мною не было изменено и впоследствии, во время самого боя, так как по ходу одного и по местности оказалось вполне целесообразным.

Левая колонна, в составе 2-й и 3-й рот 3-го Закаспийского стрелкового батальона и двух рот тех же номеров 6-го Закаспийского стрелкового батальона под общим начальством командира 3-го Закаспийского стрелкового батальона, полковника Никшича, выступила, тоже в 4 часа утра, и приостановилась, согласно диспозиции, за бугром Кызыл-ли-Тепе.

Афганцы были расположены следующим образом: так названный Таш-Кепринский бугор, на левом берегу Кушка, составлял передовой пункт их общей позиции. На этом бугре уже ожидала нас в полной готовности афганская кавалерия, в составе около 1,200 коней; на фланге их выстроилось около роты пехоты; в окопах находилось 4 орудия; правее и несколько отступя назад, на левом же берегу Кушка было выстроено несколько рот регулярной пехоты и 3 орудия, все прикрытые окопами с бойницами для стрелков и амбразурами для пушек.

Остальные афганские войска были выстроены впереди своего лагеря на правом берегу Кушка. На правом берегу Мургаба, во все время боя, оставалось около 200 афганцев. Всего афганцев против нас было выстроено, как выяснилось впоследствии, около 4,000 человек при 8 орудиях, и кроме того, как передавали впоследствии пленные, Джемшидский Елантуш-хан с частью кавалерии охранял афганский лагерь с тыла от ожидаемого нападения сарыков.

Как сказано выше, наша кавалерия пошла более прямой дорогой, чем было определено по диспозиции, поэтому опередила туркестанцев и, в начале 6-го часа утра, поднялась на Таш-Кепринский бугор, подошла шагов на 500 к фронту афганской кавалерии, выстроила против нее фронт и остановилась, выжидая подхода туркестанцев, которые еще были в расстоянии около версты. Горной полубатарее я приказал покамест пристроиться к кавалерии; сводному Закаспийскому баталиону, стоявшему у Кызыл-ли-Тепе, послано было приказание пододвинуться вперед для поддержания кавалерии, но командующей сим баталионом предупредил приказание и в строю поротно подошел вперед. Покуда дело обходилось без выстрела, аванпосты обеих сторон к рассвету уже были сняты и отошли к своим частям; с нашей стороны для наблюдения за флангами были высланы: в пески на правый фланг разъезд из джигитов, за левым же флангом наблюдал пост из трех казаков на Ярым-Тепе. В исходе 6-го часа подошли туркестанцы, к ним я направил горную полубатарею. К передовой кавалерийской массе афганцев подъехал сам Наиб-Салар и приветствовал своих людей словами: “подвизайтесь во славу Божию”. На это афганцы отвечали троекратным криком, призывая Аллаха и крича, что будут сражаться во имя Господне.

Подполковник Алиханов, ожидая, что за этими возгласами последует немедленно атака, спешил все три сотни казаков и до 20 чел, джигитов, имевших ружья; в сомкнутом конном строю остались только остальные джигиты. Огня все еще не открывали; афганцы видимо не решались, нашим же я строго запретил открывать огонь первым. Только несколько минут спустя после объезда Наиб-Салара, раздались со стороны афганцев выстрелы по нашей кавалерии; когда подполковнику Алиханову доложили, что у нашего казака ранена лошадь, он приказал всем трем спешенным сотням дать залп и за тем открыл огонь определенным числом патронов по времени. Афганцы отвечали огнем со всех своих линий,

артиллерийским и ружейным. Пехота афганцев попряталась в траншеи; кавалерия же поколебалась, несколько отхлынула, но, видимо, начала готовиться опять к атаке, а часть их, силою коней в 300, спустилась с бугра и заскакала в тыл нашей кавалерии; против сих последних подполковник Алиханов направил в атаку мервскую сотню милиционеров и открыл огонь с коня коноводами, а полковник Никшич, оставив на время без внимания огонь, направленный на его колонну с фронта, сделал двумя ротами три залпа по кавалерии; в это время, по моему приказанию, и две роты туркестанцев открыли уже огонь по этой кавалерии. Такого огня афганцы не выдержали и бросились в полном расстройстве к р. Кушку; бросались с круч вниз и, толпясь густыми массами у брода, начали переправляться на правый берег; тут афганцы понесли весьма большие потери от неустанного провожания их огнем с близкого расстояния со стороны туркестанцев. Наши джигиты, пущенные подполковником Алихановым в атаку против афганцев; заскакавших в тыл нашей кавалерии, первую минуту замялись; только несколько храбрецов с командующим сотней прапорщиком Баба-Ханом по первой же команде врубались в ряды афганцев. Видя это, подполковник Алиханов подскакал к джигитам и крикнул: “умрите тут все, или истребите их”. Этого напоминания было достаточно и сотня дружно бросилась в сабли. Туркестанцы в это время для лучшей поддержки коноводов удлиннили свой левый фланг; тогда и последние остатки афганцев бросились бежать с Таш-Кепринского бугра за Кушк, покрыв весь этот бугор трупами и оставя в наших руках 4 орудия и знамя (Знамя взято с бою урядником временной милиции сарыком Аман-Клычем.).

Полковник Никшич в это время приказал идти в атаку на траншеи левого участка передовой афганской позиции. Афганцы не выдержали удара в штыки и бросились бежать на ту сторону Кушка, оставив на этом участке позиции в наших руках три орудия и знамя (Знамя взято унтер-офицером 6-го Закаспийского стрелкового батальона сапером Кобылкиным) и покрыв свои траншеи во всю длину трупами. Афганцы сделали еще последнюю, хотя и слабую попытку померяться силами с нашими войсками. Поддерживая артиллерийский огонь с Ак-Тепе, на который отвечала наша горная полубатарей, они начали выстраиваться отчасти впереди и большею частью правее (западнее) своего главного лагеря на правом берегу Кушка, силились поддерживать и ружейный огонь, но губительный огонь по ним туркестанцев и затем быстрое наступление всех наших войск и переход на тот берег Кушка,

отняли у афганцев всякую мысль о возможности дальнейшего продолжения боя. Все бросилось бежать в полнейшем расстройстве. Преследовать бегунов я не приказал, желая тем доказать, что единственной моей целью было исполнение моего требования об очистке левого берега Кушка.

В тех же видах, я распорядился не только остановить всякое движение войск к Пенде, но даже не остался ночевать в афганском лагере, а через несколько часов после боя перевел войска обратно на левый берег Кушка и там расположил биваком. На Ак-Тепе оставил только караул в несколько человек, дабы обезопасить бивак от возможной неожиданности. Мера эта была тем более необходимою, что, по занятии афганского лагеря, несколько афганских пехотинцев попрятались в ямах, палатках, под арками моста и стреляли по нашим солдатам, упорно отказываясь сдаться.

Не смотря на то, что преследования бегущих вовсе не было, поражение афганцев было полное. Вся их позиция, и авангардная и главная на несколько квадратных верст, все их окопы, траншеи и батареи покрылись трупами; множество трупов унесено быстрым течением Кушка. По моему соображению, афганцы потеряли убитыми более 500 человек, как передавали потом разведчики; сам Джарнейль считает свою потерю убитыми более 1000 чел., а из числа бежавших более половины раненых. Из начальствующих лиц афганцев убиты: один корнейль, два капитана, начальник Гезаринской кавалерии Шир-Хан; сам Наиб-Салар ранен, как передают, двумя пулями.

В наших руках остались: весь афганский лагерь, вся их артиллерия, в числе 8-ми орудий с зарядными ящиками и артиллерийскими припасами, огромный бунчук Джарнейля, два знамени пехотных баталионов, множество значков, барабанов, труб, все их продовольственные запасы: мука, ячмень; боевые запасы: большое количество пороха и свинца, и верблюжий транспорт.

В лагере валялось множество платья, белья и мелких вещей домашнего обихода. Пленных мы взяли не много, так как не преследовали, а взяли только тех, которые сами отделились; всего не раненых 7 и раненых 17 челов. Один не раненый был закован по ногам и за шею. От пленных получены сведения об их начальствовавших лицах, о времени начатия постройки укреплений, сбивчивые показания о роли, которую играли англичане, и положительные уверения о том, что от сарыков была потребована настоящая помощь не менее как в 1000

стрелков, и самый день боя, 18-го марта, был назначен последним сроком для категорического ответа.

Такую полную победу я могу приписать доблестному поведению всех чинов отряда. Начальники колонн выказали в превосходной степени дух почина, предупреждая приказания, когда нужно было одной части поддержать другую для достижения общей поставленной цели; все гг. офицеры служили прекрасным примером беззаветной храбрости и исполнительности для нижних чинов. Нижние чины исполняли каждую команду без замедления так дружно и стройно, как не всегда и на ученьи. Во все время боя ни один человек не ступил ни шагу назад. Джигиты употребляли все усилия стать достойными Государевыми слугами и своею кровью заслужили право на братское товарищество с регулярными войсками.

Отбитые орудия я распорядился отправить, впредь до приказания Вашего Сиятельства, в Асхабад; знамена отправляю к Вашему Сиятельству теперь же с подполковником Закржевским; продовольственные запасы, по приведении точного количества оных в известность, приказал обратить в собственность казны; часть верблюжьего транспорта, до 70 голов, также обратить в собственность казны, а несколько верблюдов отдать Мервским ханам и милиционерам, бывшим в бою, для подвоза фуража и дров. Порох и свинец приказал затопить. Лагерь передан в войска для употребления.

Мы потеряли всего в сражении убитыми — одного обер-офицера, прапорщика милиции Сеид-Назара-Юз-Баши, семь человек нижних чинов сводного Закаспийского стрелкового баталиона и одного джигита Мервской милиции; ранены: два обер-офицера: командир 1-й сотни 1-го Кавказского казачьего полка сотник Кобцев и подпоручик 6-го Закаспийского стрелкового баталиона Хабалов; нижних чинов: сводного Закаспийского баталиона — 11-ть, 3-го Туркестанского — двое, казак — один и туркмен-милиционеров — 4; контужены: один штаб-офицер и два обер-офицера: командир 3-го Закаспийского стрелкового баталиона полковник Никшич, того же баталиона подпоручик Космин и 6-го Закаспийского стрелкового баталиона штабс-капитан Курочкин; нижних чинов сводного баталиона — 15, Туркестанского — один и казаков — двое.

По окончании боя, около полудня, капитан Иэт прислал, одно за другим, два письма на имя подполковника Закржевского; в первом уведомлял, что доктор Оуен предлагает свои услуги

лечить наших раненых, если у нас их много, а во втором уведомляет, что англичане не считают себя в безопасности и просят покровительства и присылки конвоя. Первое письмо оставлено без ответа, а на второе я приказал подполковнику Закржевскому ехать с тремя офицерами и несколькими джигитами в Пенде и предложить капитану Иэту от моего имени просимую защиту. Когда названный офицер приехал в аул, где жил капитан Иэт, то оказалось, что он уже уехал, предполагая, что посланное им письмо не получено; но, так как капитан отъехал не далеко и находился со своими всадниками еще в виду, то подполковник Закржевский послал двух джигитов передать, что он, прибыл и готов выслушать капитана и, на сколько возможно, исполнить его просьбу. Посланные нашли капитана Иэта окруженным своим конвоем бенгальских улан и толпою конных бежавших афганцев. Выслушав присланных джигитов, англичане уклонились от всякого ответа.

После боя, я послал по разным направлениям разведчиков, которые через несколько дней вернулись и донесли, что главная масса афганцев побежала по направлению на Бала-Мургаб и только немногие на Кала-и-Мор; что бегут без оглядки, стараясь миновать сарыкские аулы; что только в Бала-Мургабе остановились на первый ночлег, но что, так как там склад запасов ничтожный, то бегство продолжалось без замедления на Кале-и-Ноу к Герату. Донесли, что Джарнейль по дороге получил письмо от гератского Наиб-Уль-Гукуме, в котором тот убеждал держаться против русских крепче, что подкрепления уже отправлены; на что Джарнейль, произнеся несколько народных слов, выражающих негодование и отчаяние, воскликнул: “теперь уже ничего не надо, потому что все пропало”. Об англичанах разведчики донесли, что негодование против них возбуждено не только в сарыках, но даже и в самих афганцах; что афганцы сожгли оставленные англичанами кибитки; что сарыки, нанявшиеся перевозить багаж англичан, вместо того, чтобы везти по назначению, увезли оный в свои аулы и присвоили себе. О генерале Лемсдене передавали, что он со всеми чинами Комиссии ушел из Гюльрана в Кусан.

21-го марта я отправить на рекогносцировку в Кала-и-Мор капитана Прасалова с сотней джигитов, а 22-го марта подполковника Алиханова с 100 казаками на Меручаг. Названные офицеры, пробыв на рекогносцировке несколько более суток, привезли известия, подтверждающая донесения разведчиков; они доложили, что пункты, до которых они доходили, очищены афганцами и, по слухам, их уже нет нигде на далекое расстояние.

Подполковник Алиханов, шедши по пути отступления афганцев, доложил, что действительно путь бежавших обозначается множеством свежих могил погибших от ран, голода, холода, напряжения сил на отчаянное бегство и других лишений.

Погода все это время стоит весьма неблагоприятная; холод, непрерывные дожди и иногда снег. Даже нашим войскам, снабженным всем в изобилии, приходится не мало терпеть от непогоды; положение же афганцев, лишившихся всего, должно быть чрезмерно тяжкое.

Передают, что в самый день бегства в Меручаке и Бала-Мургабе стояли жестокие холода и шел сильный снег.

Сарыкское население Пенде, сейчас же по окончании боя, поспешило заявить свои симпатии к русским. Немедленно, как только замолкли последние выстрелы, ко мне явились старики из ближайших аулов заявить о своей преданности.

По первому приказанию, сарыки немедленно выслали 100 человек рабочих для уборки афганских трупов и погребении их. На другой же день, трупы были убраны и хотя и недостаточно тщательно, но все-таки зарыты. На другой день после боя, т. е. 19-го марта, ко мне явилась депутация из всех почетных пендинских сарыков. От каких либо категорических заявлений с их стороны в нашу пользу я постарался их отклонить. Для учреждения порядка в Пенде, я приказал выбрать старшин и временное управление.

В тот же день прибыл ко мне, от племени эрсаринских туркмен, выбранный ими ханом, Гельды-хан с прошением от племени о принятии оногo в русское подданство. Гельды-хану я отвечал, что об этом теперь не время думать, прошение же эрсаринцев я представлю на благоусмотрение высшего начальства, а они сами пусть покамест только прекратят аламану и будут жить спокойно.

26-го марта отправил письмо к Наиб-Салару, в котором пишу, что к причинению поражения, нанесенного его войскам, я был вынужден неисполнением моего справедливого требования, но отнюдь не желанием открытия враждебных действий против афганцев; никакой вражды и теперь не желаю.

Из Ак-Рабата и Зюльфагара я получил известия 27-го марта о совершенном очищении афганцами и этих пунктов.

Сего числа отправляюсь в Серахс, через Кала-и-Мор, Хан-Гоуз, Адам-Елен и Пули-и-Хатун.

Командующей войсками,

附録5 「英露「アフガニスタン」論大概」

「明治十八年六月在露国日本公使館報告第四

英露「アフガニスタン」論大概

「アフガニスタン」定境ノ事ハ「ペンチテ」ノ一波瀾平和ノ談ニ帰シタルヲ以テ目下開戦ノ所ナキカ如シト雖トモ二国未タ兵備ヲ弛メスシテ談判ヲ重ヌルノ時ナレハ変化未タ測ラレサル者アリ頃日英政府カ議院ニ下付シタル「アフガニスタン」一件書類ハ諸国新聞等皆之カ大要ヲ記シ「ジェルナルドサンペテルスプール」又其大要ヲ記セリ此日報ハ世呼テ露外務卿ノ機関トスル者ニシテ特ニ露国ノ論意ヲ詳ニシタル者ノ如クナレハ今其大略ヲ抄譯シテ以テ露国論意ノ在ル所ヲ知ルニ便セントス此件露国外務大輔カ露曆一千八百八十三年十二月三十一日ノ書ヲ以テ在露英大使ニ告ルニ「アフガニスタン」ノ兵「ジュグナン」ノ地方ニ攻入り其首長ヲ禽ニセル旨ヲ以テシ大使ハ直ニ之ヲ本国外務卿ニ送り且露外務大輔カ露帝ノ命ナリトテ英国ノ威權ヲ以テ「アフガン」兵ヲ退シメ今後又如此ノ拳ナカラシメシコトヲ請ヘル由ヲ報セルニ始マリ其後千八百八十四年五月十七日ヲ以テ英大使ハ其本国外務卿ニ報スルニ露政府ハ委員ヲ命シテ英国委員ト共ニ論地ニ至リ兩國等シク滿意スヘキノ境界線ヲ劃定セシムルニ同意セル由ヲ以テシ付スルニ露外務卿ハ「アフガン」委員ヲシテ此事ニ與ラシムルトモ唯實際熟知ノ人トシテ加フヘク兩國委員ト同權ノ者タルヲ容サストノ事ヲ以テセリ同二十一日英大使ハ近頃露參謀ニテ出版セル亜細亞露領ノ圖ヲ論シ露外務卿ニ示スニ「ムールガープ」ト「ヘリールード」トノ間ニ位セル「サラクス」ニ至ル迄ノ地ハ「メルヴ」ノ地方ニ属セル者ニ非スシテ「アフガニスタン」ニ属セル者タルヲ以テセリ露外務卿ハ之ニ答ヘテ此地ハ「メルヴ」ニモ属セズ「アフガニスタン」ニモ属セザル自主自立ノ「チコルコマン」ノ領セル者ナリト云ヘリ二十八日英外務卿ハ其大使ニ答ルニ露政府ノ見ル所果シテ如此ナラハ談判退讓ノ結果期シ得ヘカラサルニ非ストノ意ヲ以テセリ六月十七日「グランヴィル」氏ハ英大使ヲシテ露外務卿ニ報セシメテ五月十七日ノ書中ノ所載定境委員ノ件ハ英政府同意セリト云ヒ且右委員ハ十月一日「サラクス」ニ會セシメンスル由ヲ云ヘリ五月二十七日英外務省カ接セル其使臣ノ報ニ露陸軍大佐「アリカノフ」ハ兵ヲ卒テ「ペンチデ」ニ向ヒ「クーシク」河ニ沿テ「プーリキスチ」迄上ラントスル由ヲ云ヘリ六月二十三日英大使ハ其外務卿ニ報スルニ露国外務省ハ書ヲ来シテ「アフガニスタン」ノ「アミール」ハ「ペンチデ」ヲ占領スル為メ兵ヲ發セリ同所ハ「サリク、チュルコ

マン」ノ住スル所ナレハ之ヲ「アフガン」兵ニテ占領スルハ露ノ容サハル所ナリト云ヘル由ヲ以テシ翌日英大使ハ更ニ電報シテ露外務卿ハ對話ニ右ノ書面ハ公然ノ者ニ非スト云タレトモ「ペンチデ」ヲ「アフガン」ノ領地ト見ルコトハ尚固ク之ヲ拒ミ「エミール」カ兵ヲ其地ニ送ルノ理ナキヲ論セリト云ヘリ七月二日英大使ハ「グランヴィル」ニ答ヘテ定境委員ノ事ハ英国ノ發議ニ露国ノ同意アリタリト云ヒ且露政府ハ右境界ハ「コヂヤサーレ」ニ止リ之ヲ以テ「アフガン」境界ノ起始トスルヲ欲スル由ヲ云ヘリ七月二十五日付ニテ露外務卿ニ送レル書中英政府ハ其意中ヲ吐露シ「アフガン」ノ国境ハ「サラクス」近傍ニ接セル由ヲ云ヒ且其境界ノ果シテ何処ニ在ルヲ最モ適当トスヘキヤハ實際土人ノ政權ニ伏スル限リヲ取調フヘキ定境委員ノ任メ取調ヘキコトナリト云ヘリ同三十日露政府ハ英政府ニ望ムニ委員ニ示スヘキ訓条今一層確實ナラシメンコトヲ以テシ且「サリクス」ノ種属ハ「チュルキスタン」ニ属セシムヘキヲ明カニセンコトヲ請ヘリ然レトモ「グランヴィル」ハ之ヲ拒メリ十月三日露政府ハ其委員ノ派遣ヲ遅延センコトヲ請ヒ一月十五日迄ナラテハ到着シ難シト云ヘリ十四日英大使ハ「グランヴィル」ニ報スルニ露国定境委員將軍「ゼリョノイ」亜細亞寮頭及「ジノヴィエフ」ト會晤ノコトヲ以テシ「ゼリョノイ」ノ言ニ定境委員カ境界線ノ基礎ヲ知ルコトナクシテ其常ヲ始ルハ甚タ歎スヘキノ事ナリト云ヒ願クハ先ツ一定ノ間地線ヲ定メ委員ハ此内ニ就テ境界線ヲ定ムルコトニ為シタシト云ヘル由ヲ以テセリ八十五年一月廿八日露外務卿カ在英大使ニ送レル書ハ左ノ意ナリ結局ヲシテ速カナラシメンコトヲ欲シ且露政府ノ陳述スル所ハ其最モ深く考慮セル者タルコトヲ英政府ニ於テモ注意アルヘキヲ信シ將軍「ゼリョノイ」ノ製セル圖ヲ英大使ニ送付セリ此圖ハ「アフガン」領界ヲ距ルコト遠キ「ドウンタバド」ヲ以テ間地ノ北端トセリ其南端ハ露委員ノ見ル所ヲ以テスレハ「ヘラット」ノ平地ノ北ヲ環リタル高地ヲ以テ限トスヘキカ如シ此線ハ會テ一千八百七十五年ニ於テ英国陸軍大佐「マクグンゴル」カ「アフガン」ノ真正境界ト見倣シタル者ニ據ル所ナリ「ペンチデ」ノ地ハ近コロ「アフガン」人カ占領セル者ナルヲ以テ之ヲ間地中ニ置ケリ露政府ノ意ヲ以テスレハ此圖ヲ以テ今後定ムヘキ境界線ヲ侵犯セントスル者ニ非ス此線ハ全ク双方委員及政府ノ間ニ於テ了會シテ後決定スヘキ者ト為セリ故ニ此圖ハ只双方委員ノ間ニ生スヘキ異議ヲ避ケテ其業ヲ易カラシメンカ為ニスル者ニシテ兼テ露政府ノ為ニハ今後定ムヘキ境界ハ「アフガン」人カ一時ノ占領ニ由テ變換ヲ生スルノ恐ナカラシメンコトヲ欲シ又露国委員カ其将来ノ境界ヲ豫メ実見レテ実況ヲ會得スルニ妨ナカラシメンコトヲ欲スルニ外ナラサルナリ然ルニ二月廿三日「グランヴィル」ノ答書ハ右ノ露政府ノ保証ヲ破却シタルヲ以テ此有様ニテハ両国委員カ「サリクス」ニ於テ會合スル

トトモ如此ノ會合ハ兩國政府ノ希望スル所ニ適セサルヘキノ趣ヲ現ハセリ何トナレハ露国委員ハ英国委員ニ會スルトモ唯英政府カ既ニ斥ケタルノ議ヲ重複スルノ外ナカルヘク然ルトキハ兩國政府ノ互ニ理會セサル者ハ兩國委員ノ為ニモ動スヘカラサルノ障碍タルヘク双方互ニ議ヲ止メテ別ル、ニ非レハ為スコトナクシテ空シク兩國政府ノ議決ヲ待ツノ外ナカルヘケレハ也現況如此ナルヲ以テ其易カラシメント計リタルコトモ徒ニ艱難ヲ加ルノ勢ニ至リタリ「プリカツーム」「ペンチデ」ノ事露国政府ハ十二月二十日付「グランヴィル」ノ書中云フ処ニ同意スル能ハス何トナレハ「プリカツーム」地方ハ大佐「マクグレゴル」カ所謂「アフガン」真正ノ境界線ヲ距ルコト九八十「キロメートル」ニ在リ此真正境界線ナル者ハ「ヘラット」ヨリ「ケーリズ」ニ至ルノ道ヲ以テ北面ヲ劃セル一帯ノ山脈ヲ以テ成レル者ニシテ且「プリカツーム」ニ置キタル露兵ハ未タ此地ニ於テ「アフガン」人ノ住セル者アルヲ見サレハナリ又「ペンチデ」ハ實ニ近コロ「アフガン」人ノ占領セル者タルコト去年中ニ回迄モ露人ノ彼地ニ旅行セル者アリテ明カナレハ之ヲ七十二年七十三年ノ約ニ照シテ當時既ニ彼カ領セシ者ト見ルヲ得サレハ也事實如此ナルニ関セス英政府ハ露政府カ呈出セル間地ヲ定メテ境界ヲ論スルノ區域ヲ定メントスルノ議ヲ斥ケテ受サルニヨリ露政府モ今ハ直ニ境界線ヲ豫定シテ互ニ兩國威權ノ及フベキ限界ヲ定ムルノ外他策ナキニ至レリ露国ノ意ヲ以テスレハ此線ハ「ジェルフィカル」ノ南九十「ウオルスト」ナル「ヘリルード」右岸ヨリ始リ「ケリジェリヤ」「ケリシスーメ」ヲ經テ「エグリゲウク」川ニ達シ其右岸ノ丘陵ニ從テ「チエメニビード」ノ古趾ニ及ヒ尚「クシク」右岸ノ丘陵ニ從ヒ「ハヴェジカン」ニ出夫レヨリ「メルチャク」ノ北ニ至テ止ミ「メルチャク」ハ「アフガニスタン」ニ属スヘク是ヨリシテ北ハ「カイザル」ノ平地ヲ劃シ西ハ「サンガラク」ヲ限リトセル山嶺ニ從ヒ「アンドコイ」ヲ東方線外ニ置テ「アムダリヤ」ノ岸「コジャサレー」ニ接スヘキ者トセリ右ハ大佐「マクグレゴル」モ真正ノ境界トセル者ナレハ今若シ「アフガン」ニシテ此境界ニ堡砦ヲ築クコトナク此方ノ住民ヲシテ恐怖止サルカ如キコトナカラシメバ此線ハ以テ兩國ノ境界トスルニ妨ナカルヘシ但「ペンチデ」ノ露国ノ威權ノ下ニ在シメサルヘカラサルハ論ナシ何トナレハ此地ハ主トシテ「サリクチュルコマン」人ノ住スル処ニシテ同人種ノ「ヨラタン」「ツアルバグ」等ニ在ル者ハ曾テ既ニ露国ニ從属セルニヨリ「ペンチデ」ヲ以テ「アフガン」ニ付セハ人種ヲ分割セサルヘカラス如此掠奪争鬪ヲ習ヒトセル遊牧民ヲ分割スルハ取りモ直サズ露国ト「アフガン」トノ間ニ争ヲ生スルノ元ニシテ兼テ又露英兩國紛争ノ源タラサルヲ得サルベケレバ也二月十九日英大使カ「グランヴィル」ニ送レル書中露兵ハ「アフガン」兵ノ前進ニ對シ此時既ニ「ジェルフィカル」ニ進メル由ヲ云

ヒ且露外務卿ハ「アフガン」兵戦ヲ挑ムニ非サレハ強メテ衝突ヲ避クヘキノ手立ヲ尽セリト云ヘル由ヲモ記セリ同日「ルユムスデン」ノ電報ニ露国大佐「アリカノフ」ハ皇帝ノ命ヲ奉セリトテ「アフガン」兵ニ「アクテペ」ニ退カンコトヲ要求シタレトモ「ルユムスデン」ハ之ヲ拒ミタル由ヲ云ヘリ越テ三日露騎兵一隊「ウルシドシャン」ヨリ来リ「アフガン」番兵ヲシテ退サルヲ得サラシメタリト報シ又大佐「アリカノフ」ハ「プリキスチ」迄ヲ占領スヘキノ命ヲ奉セリトテ「ルユムスデン」ノ之ヲ諾スヘキヤ否ヲ問ヘリト云ヒ又同日「ルユムスデン」ハ露兵「ジェルフィカル」「アクロバト」「プーリキスチ」ヲ占メタリト報セリ「グランヴィル」ハ三月三日ヲ以テ「ルユムスデン」ニ電報シテ露兵更ニ前進スルコトアラハ「アフガン」兵之ヲ力拒スルヲ得ヘシト云ヘリ三月四日以来「ルユムスデン」ハ衝突期迫レルヲ報セリ三月十三日英外務卿ハ其大使ヲシテ嚴重ニ露政府ニ云ハシムルニ「ペンチデ」ヲ襲撃スルコトナカランコトヲセリ露政府ハ之ニ答ヘテ「ペンチデ」襲撃ノ策アリト傳フル者ハ全く無根ノ説ナリト辯ゼリ同日（即三月三日）「グランヴィル」ハ露大使「スタール」ニ對シ露外務卿「ギールス」ヨリ一月十六日ヲ以テ發示セラレタル議ニハ同意スル能ハサル旨ヲ陳ヘタリ「グランヴィル」ハ現在ノ政權ニ関セス偏ヘニ地理人種ニ基キタル境界線ヲ以テ不可ナリトシ且同氏ハ「ギールス」カ論據トスル所ナル大佐「マクグレゴル」ノ意見ヲモ斥ケテ一個ノ旅行士官カ私見ヲ記シタルモノニシテ官府ノ事ニ非スト云ヒ「バドゲイ」「ペンチデ」ハ「アフガニスタン」ノ国ヲ為セシ以来常ニ之ニ属セリト主張シ実地穿鑿ヲ遂ケスシテハ「ペンチデ」ヲ外ニシテ境界ヲ定ムルコト成リ難シト云ヒ且真正ノ境界ハ「ヘリールード」川上「シリヤジ」ニ至リ「マイメナ」「アンドクージ」ヨリ「コヂヤサン」ニ達スルノ線ナラサルヘカラストシ左ノ間地ヲ劃シテ実地穿鑿ノ區域トナシ此内ニ就テ境界ヲ定ムルヲ同意スヘシト云ヘリ其劃スル所北ハ「サリテペ」ヨリ「サリヤジ」ニ至リ夫ヨリ「マイネメ」「アンヅコイ」ヲ經テ「コヂヤサーレー」ニ至テ止ミ南ハ「ヂュルフィカル」ノ南六理「ヘリールード」ヨリ始リ「ケリジェリヤス」「ケリジスーメー」ニ至リ「エグリグウク」川ニ達シ夫ヨリ「シヤマンイベイド」ニ至リ「クシュク」川右ノ山脈ニ從テ「カヴージカン」ニ達シ更ニ「メルチャク」ノ北ニ至リ「カイゾル」「サンガラク」ノ野ヲ劃スル山脈ニ從テ「コヂヤサーレー」ニ至ルモノナリ三月廿七日「グランヴィル」ハ兩國今互ニ激動ヲ止ムルヲ要スルノ意ヲ陳ベ「ギールス」モ「ヘラット」ヲ襲撃スルヲ忌メハ此事為シ難キニ非スト云ヘリ是ヨリ前十二日「ギールス」「グランヴィル」ニ答ルニ曾テ一月十六日（二十八日）ヲ以テ發議シタル境界線ハ變更スヘカサルノ意ヲ以テシ且定界委員ノ実地穿鑿ヲ遲延セシメサル様直チニ談緒ヲ纏メンコトヲ望メリ此時ニ於テモ

「ギールス」ハ「アフガニスタン」攻撃ヲ嫌忌スル意ヲ陳ヘ英露両国互双権力ノ及フヘキ所ヲ以テ境界一定ノ線ヲ劃スルヲ上策トスルノ意ヲ陳セリ四月四日「グランヴィル」ハ之ニ答ヘテ露国カー意始計ヲ主張シテ英国ノ所論ヲ斟酌セサルハ失望ノ至ナル由ヲ云ヒ併セテ如此ナラハ談判殆ト談絶スヘキノ恐アル由ヲ云ヒ尚互ニ平等ノ位置ヲ以テ談緒ヲ続キ両国相安スルヲ得ヘキノ方便ヲ見ルヲ得ンコトヲ露国ニ望メリ抄録是ニ終レリ今此摘譯ニ付テ更ニ其概略ヲ記スレハ露国ハ一千八百八十三年ノ末ニ於テ既ニ中亜細亞進取ノ事ヲ起シ兵ヲ此方面ニ派シ「アフガン」モ亦兵ヲ出シタルカ為メ十二月三十日ノ照会ヲ要スルニ至レリ之カ為メ英露互ニ往復問答ヲ重ヌル中露ハ忽チ「メルヴ」ヲ占メテ進取ノ実ヲ現ハシタルニヨリ更ニ論辯往復スル処アリテ両国各委員ヲ命シ實地ニ付テ宜キヲ相テ境界ヲ定メシムヘキニ決シ英ハ直ニ委員ヲ派シ現ニ「アフガン」政權ノ及フ処ハ其所領タルヘシトノ議ヲ執リテ實地ノ穿鑿ヲ始メタレモ露ハ現ニ「アフガン」政權ノ及フ所タリトモ今後「アフガン」ニ属セシムヘカラサル者アリトシテ此議ニ同セス地理人種ヲ以テ定境ノ基礎トセンコトヲ主張シ豫メ其穿鑿ニ付スヘキ間地ヲ定メント望ミ此議相合サルカ為メ委員ノ派出ヲ遅延シ又間地ノ論合ハスンハ直チニ境界線ノ大略ヲ豫定シテ實地ノ争論ヲ避ケンコトヲ計リタリ此時「アフガン」政權現ニ及フ処ノ猶廣キヲ以テ英ハ之ヲ棄ルヲ欲セス現ニ占領スル処ハ動カスヘカラスト主張シ「ペンチデ」等要所ハ「アフガン」兵ヲシテ之ヲ守ラシメ露兵妄進スルコトアラハ兵カヲ以テ拒ムヘシト令スルニ至レリ露モ亦タ要所ヲ失シテ人種ノ混合地形ノ不利ヲ来タスヲ欲セス互ニ進テ衝突且タニ迫ルニ至レリ於是両政府ハ互ニ進ムヲ制スルノ約ヲ成シタレトモ是ヨリ前既ニ露ハ前論ヲ變スルヲ肯セスト云ヒ英ハ露若シ一意其始計ヲ主張セハ恰モ號令ニ等シキヲ以テ談判接続ノ途ナシト云ヒ互ニ殆ト絶ヲ示スノ趣アリ之ヲ此書類ノ終末トシタレハ此後ノ事ハ書中ニ就テ見ルヲ得スト雖事實ノ顯著ナル者ヲ以テ之ヲ言ヘハ如此双方ニテ避ント計リタル衝突ハ終ニ之ヲ避ルヲ得スシテ其一且衝突スルヤ英政府カカヲ以テ拒ムヘシト令シ英將校カ助ケテ經劃スル処アリシニ論ナク「アフガン」兵仮令勇ナルモ露国節制ノ兵ノ前ニハ枯木ノ疾風ニ遇ヘルカ如ク一敗地ニ塗レテ守ヲ棄テ遠ク走レリ於是ハ英国自カラ兵カヲ以テ之ニ当ルニ非サレハ殆ト天下ノ笑ヲ免カレサル者アリ然レトモ英国ハ尚輕々シク戰ヲ言ハス衝突ノコトハ之ヲ仲裁ニ問ハントシテ一時其局ヲ結ヒ境界ノコトハ続テ之ヲ龍動ニ議スルコトトナシタリ尔後今日ニ至ル迄未タ決スル処ナシト雖露ハ「コマロフ」以下ニ賞ヲ領チテ忌憚スル所ナク英ハ事ニ托シテ「ルユムスデン」ヲ召還スル等勝敗自ラ定リタルノ色アリテ仲裁ノ事ハ殆ト忘レタルカ如クナル等皆今後ノ結果ヲトシ得ヘキ者ノ如シ但即今兩國相持シテ決セサル者ハ「ジュルフ

イカル」「メルチャク」ノ孰レニ属スヘキヤノ一点最モ重ク之ニ次ク者ハ境界ニ堡砦ヲ築クヲ許スヤ否ノ点ニナルヘシ曩日龍動ニ於テ一旦露大使カ右二所ヲ舉テ「アフガン」ニ属セシムルノ議ニ同意シタルモ露政府ハ之ヲ肯セサル等畢竟談判ノ一曲節ニシテ故ラニ時日ヲ移シテ互相讓與ノ議決スルヲ待ツ者ノ如シ而シテ昨今相傳フル処ヲ以テスレハ互相ノ讓與稍相近ツキ右二所ハ舉テ「アフガン」ニ付スルコトトシ兩政府ノ意向殆ト是ニ定マレリト云ヘハ結局蓋シ遠キニ非サルヘシ但其結局ト云フ者果シテ永久ノ平和ヲ保スルニ足ルヘキヤ否ヤハ世人ノ未タ洞知シ能ハサル所ナリト雖成ル説ニ從ヘハ露国ノ執拗「グラツトストン」ノ位ヲ危クスルノ勢アリ同氏ニシテ位ヲ去ラハ之ニ代ル者ハ守旧党即主戦党ナルヘク主戦党位ヲ得ルハ露ノ宰トセサル所ナレハ露帝ハ主トシテ此讓與ヲ可トセラレタルナリト云ヘリ未ダ其真偽ヲ知ラスト雖果シテ真ナリトセハ多少永続ノ和平タルヲ得ヘキカ如シ

六月一日 花房義質艸

附録6 7月の「アフガン」論近況」報告

「明治十八年七月在露国日本公使館報告

「アフガン」論近況

露英ノ異議殆ント將ニ一致ニ帰セントシテ唯「ヂュルフィカル」ノ一事両意未タ全ク合セサルカ為メ空シク往復ヲ費スノ日ニ當テ英国宰相更迭ノ事起レリ此更迭元ト此異議ノ為メ備ヘテ用ヒサル兵費ノ論ヨリ生セルニテ英国輿論其政府ノ措置ヲ快トセサルニ由ル者ナレハ諸国新聞モ此更迭ニシテ果シテ行ハレハ露英ノ關係必ス一変スヘシト云ヘリ當時露政府ハ猶望ヲ舊宰相ニ属セル者ノ如ク外務ノ高官モ多クハ旧宰相ノ復職期スヘシト云ヒ反對党政府ノ組織成就セサルヲ欲スルノ意ヲ見ハセリ之ヲ六月初半ノ形勢トス此間英大使ハ旧宰相ノ指令ヲ以テ談判ヲ續ケリ其詳細ハ得テ知ルヘカラスト雖露国ハ之ニ由テ英政党ノ更迭ニ既ニ決セル両国間ノ安件ヲ変スル者ニ非サルヲ保シ得タルカ如ク各新聞カ頻リニ英守旧党ニシテ位ヲ得ハ兩國ノ事必ス破綻セント論スルニ關セス外務高官ノ輩ハ龍動ノ談判ハ新内閣就職ノ上ハ速ニ定ルヲ疑ハス但境界実地ノ定域ヲ盡了スルハ三ヶ月ヲ要スルニヨリ暑熱既ニ報シテ風霜未タ其威ヲ逞シクセサルノ時ニ於テセサルヘカラス否ラサレハ又明年ニ涉ラスルヲ得スト云テ早晚平和結局ノ望絶ヘサルヲ證セリ其後英国新政府属組織定マリ各其職ニ就タルノ日新首相カ議院ニ於テセル演説ニ外交方針ノ多少變化セサルヘカラサルヲ論セシ所世間又囂露英間ノ變化ヲ論セルニモ「ジュルナル、ド、サンペテルスブルグ」ハ對ルニ露国ハ英国ト談判シタリ決シテ其甲党又ハ乙党ト談判シタルニ非ス故ニ政党ノ更迭

ハ両国既決ノ事ヲ変化スルヲ得スト云ヒ以テ其再ヒ動カスヘカラサルヲ主張セリ此間風説ニハ「アフガン」ニ内乱起レリト云ヒ「アミール」弑セラレタリト云ヒ皆露国ノ教唆ニ由ルト云ヒ或ハ露国ノ大兵境界ニ派往スト傳フルカ如キ不安ノ音信一ニシテ足ラス事實ニハ露カ「カスピク」海東ノ鉄路電線ヲ増設シ兵數ヲ増加シ英カ印度鉄路ヲ「アフガン」境内ニ延長シ何シモ其督促ヲ嚴ニシテ急速ノ成就ヲ期シ英ハ更ニ「アフガン」ヲ助ケテ「ヘラット」ノ城堡ヲ修理シ許多ノ大礮ヲ備ヘシメ援兵ヲ送ル等双方戰備益々急ニ夫ノ論地タル「ヂュルフィカル」ノ如キモ露国兵數ヲ増加シ「アフガン」亦其守兵ヲ増加スル等ノ事アリ加之ニ英首相カ議院ニ於テセル演説ニ談判局ヲ結ハサル間ハ兵備未タ解クヘカラスト論シ「アフガン」ニ對セル救援ノ約ハ等閑ニスヘカラスト云ヒ言「ヂュルフィカル」ノ「アフガン」ニ屬セサルヘカラサルニ及ヒシヨリ各新聞之ヲ傳ヘテ談判將ニ破裂セントスト云ヒ夫ノ「ペンヂデ」ノ二舞ヲ重ネテ是ニ見ルハ殆ト免レ難キ勢ヲ成シ露官ハ猶平和ノ結局ヲ疑サル者ノ如クナルニ関セス外務卿ノ機関ト編スル「ヂュルナル、ド、サンペテルスブルグ」ハ之カ説ヲ為シテ所謂「ヂュルフィカル」ハ「ヘリルード」河畔ニ位セル山間ノ一地ニシテ英国陸軍大尉「ピーコック」ノ圖ニ其地名ヲ記入セル處ヲ云フ也露国ハ此圖ヲ據トシテ其所ヲ定メ之ヲ「アフガン」ノ領トシテ存スヘキヲ諾セリ英国カ「アフガン」ノ為メ存スルヲ約セシ者果シテ是ニ限レリトセンカ兩國既ニ異議ナシ若シ此他ニ及ヘル者ナリトセハ英国ハ露ノ諾セサル者ヲ以テ「アフガン」ニ許セリト云ハサルヘカラス寧此理アラヤト云ヒ以テ陽ニ世間読者ノ過慮ヲ防キ陰ニ英国ノ要求其度ニ過ルヲ詰ルノ意ヲ見ハセリ談判ノ順成ニ障碍アル如此甚シキモ露国ハ目下開戦ノ案ナシトスル者唯外務官ノ話ニ止ラス海軍卿陸軍參謀本部長等頃日外国ニ旅行シ其他各国公使等前日和戦ニ疑ヲ抱キテ敢テ動カサリシ者モ頃日發シテ或ハ其本国ニ帰省シ又ハ他国ニ旅行スルノ迄ニ上レリ轉シテ昨令ニ至ツテハ龍動電報モ或ル新聞ハ右「ヂュルフィカル」ノ事ニ就テ諸新聞ノ囂々スル處多クハ議院ノ演説ヲ誤解セル者ナリト論シ就中「ハールマール、ガゼット」ノ如キハ「ヂュルフィカル」ハ露国既ニ「アフガン」ノ為メ之ヲ棄ルヲ諾シ今日其説ヲ變セサル者ナリ然ルヲ「アフガン」若シ其山北ノ牧場井泉等既ニ露ニ許シタルノ地ヲ以テ再ヒ之ヲ復セントシ英国實ニ之ヲ助クト云イシカ露ノ諾セサルヤ此セリ前日「グランヴィル」ノ之ヲ要求セル既ニ喪心ノ擧タルヲ免カレス「サリスブリー」若シ之ヲ今日ニ争フテ開戦ノ口実ノト為シト欲スルカ如キコトアラハ實ニ犯罪ノ擧ト云サルヲ得スト云ヒ其他續テ到ル龍動電報ニ諸新聞ノ言フ所ヲ傳ヘテ中亜細亞ノ形勢モ曩ニ報シタルカ如ク急迫ナラスト云ヒ露大使ノ談判モ都合好ク見ユ等ノ事アリテ大ニ其音調ヲ改メ露新聞ノ之ヲ揚載スル者亦彼等カ無

根ノ説ヲ傳ヘテ世間ヲ騒カスヲ止メ稍平静ニ帰スルノ趣アルヲ祝スル等世論從テ音調ヲ改
ントスル者ノ如シ此上諸説ヲ以テモ今日未タ決セサルハ「ヂュルフィカル」ノ事最重モナ
ル者ニシテ頃日未兩國ノ議或破綻センコトヲ恐ルト云ヘル者ハ前日「グラストン」在職ノ
日曾テ既ニ破綻ヲ恐レテ一旦殆ト息ミタル者ノ再燃シテ昨今再ヒ平静ノ趣ヲ見ハセルハ畢
竟其旧路ニ復セントスル者ナリ故ニ英国若シ速ニ局ヲ結ハントセハ今ヨリ數日ノ中必ス其
徹ヲ見ハスヘシ若シ然ラスシテ之ヲ固執セハ速結期スヘカラスシテ其間必ス多少ノ紛糾ヲ
生シ終ニ一タヒ大ニ局面ヲ變スルニ非サレハ止ムヘカラサル者ノ如シ譬ヘハ「ペンヂデ」
ノ事仲裁ニ任セント云テ未タ之ヲ誰人ニ委スヘキヲ定サルニ「ヂュルフィカル」ノ事又同
轍ヲ蹈ントスルノ恐アリテ今又更ニ「レシト」在留英領吏カ「セラクス」ニ至ルノ途ニ驢
馬ヲ失ヒ其露領ニ在ルヲ聞知シ之ヲ取戻ス為メ書記（土人）ニ案内者ヲ付シ露官ニ宛タル
書ヲ待セテ遣リシニ露官之ヲ捕ヘテ苛酷ノ取扱ヲ為シタリトテ兩國政府ノ照會トナリ露政
府ハ取調ヲ諾シタレトモ將軍「コマロフ」ノ報スル所ニ據レハ彼ノ者ハ始メ英領事ノ書記
タルヲ告ケス却テ闇牒タルノ證跡アリシニ由リ捕ヘタレトモ護衛兵ヲ付シテ「ペルシア」
ニ送り帰セリト申立タリト云フノ一事ヲ加ヘタリ此事目今重大トスルニ足ラサレトモ亦兩
國紛紜ノ生シ易キ一證トスルニ足レリ而シテ是ニ稍重大ノ關係ヲ生スヘキノ恐アル者ハ
「アフガン」ノ内乱ナリ前日傳ル所未タ全ク實ナラサリシモ昨日ノ電報稍其詳細ニ及ヘル
ヲ以テ見レハ全ク虚傳ナラサルカ如シ此事若シ實ニシテ速ニ平定セスレハ露ニ一ノ詞柄ヲ
與フル者ナリ抑露國カ今日カラ中亞細亞ニ專ニスルヲ得ルハ露澳獨ノ和平固キヲ得タルニ
由ル者ニシテ「シクルネウイス」三帝會合其基礎ヲ為セリト云フハ誣ヘカラサルノ論ナル
ヘク而シテ本年秋季ニハ此盟ヲ尋キテ再ヒ澳國「イシル」ニ三帝ノ會合アルヘシトハ春來
世間ノ傳説スル所ナリシカ頃日傳ル所ニ據レハ會合ノ場所ハ澳國ニ非スシテ獨逸國內ナ
ルヘシト云ヘリ是レ獨帝齡高キヲ以テ遠ク駕ヲ扛シムヘカラサルヲ以テ也ト云ト雖トモ抑
亦威望最モ高キヲ以テナルヘシ此會ヤ未發ノ事ナルヲ以テ豫メ其成跡ヲトスヘカラスト雖
去年「シクルネウイス」ノ會アリテヨリ欧州大陸ノ平和ヲ固クシタルノミナラス露獨ノ間
ニハ罪犯交付ノ約ヲ締シテ乱黨出沒ノ弊ヲ防キ澳獨ノ間ニハ協同関稅ノ議起リテ貿易ノ利
ヲ等クセントスルノ擧アル等着々同盟ヲ堅クスルニ在ルヲ以テ見レハ益々三大國大交際ヲ
親密ニシテ以テ欧州大陸ノ平和ヲ堅宰ナラシメントスルノ會タルハ疑ヘカラス此會ニシテ果
シテ此目的ヲ達セハ「バルカン」半島ニ於ケルノ政略上多少計劃アルヘキハ勿論「アフガ
ン」ノ事若シ今日速ニ局ヲ結スンハ或ハ此會ニ於テ結局ノ趣向ヲ定メ得ルコトナシトスヘ
カラス兎ニ角露英ノ事ハ兩國戰備ノ急ナルト英國輿論ノ囂キトニ論ナク目下欧州ノ治平ヲ

害スヘキ大戦ヲ開ヘキ虞ナキカ如シ

七月十九日 花房義質艸

附録7 8月9日の「アフガン論近況」報告

A「明治十八年八月在露国日本公使館報告

アフガン論近況

英露ノ紛議將ニ平和ニ帰結セントスルノ際英国宰相ノ更迭アリテ英議院ノ論再ヒ氣焰ヲ発シ為メニ諸新聞等モ兩國ノ争ハ終ニ砲火相接スルノ避クヘカラサルヘキヲ説クニ至リタレトモ七月十八九日ニ至リテ諸説再ヒ音調ヲ更メ稍平静ヲ復スルノ趣アリシハ曾テ報スルノ處ノ如シ其序曲ニ在テハ俄ニ之ヲ窺ヒ知ルニ由ナク唯「ヂュルフィカル」東方ノ連山及ヒ之ニ從テ通セルニ大路ヲ露領ニ属セシメント云ヒ「アフガン」ニ属セシメント云ウノ議兩國互ニ固執シテ相譲ルヲ欲セス一時世上ニモ此不穩ノ説ヲ傳フルニ至リタルナレトモ龍動伯徳府ノ間ニ幾回ノ往復ヲ重ネ双方互ニ稍相譲ル所アルベキヲ認メ此平穩ノ趣ヲ為セシハ疑フベカラザル者アリ然レトモ兩國互ニ兵備ヲ解カス鉄道ノ設置城砦ノ修築ヲ急ナル等ハ依然トシテ變セス唯英宰相カ去ル四日ヲ以テ議院ニ於テセル演説ニ兩國相持スル處互ニ相容レサレトモ又頓悟の望アリ其決議ノ今日ニ於テ遅々スル者ハ專ラ露国ニ於テ調査未タ盡ササル所アリテ之ヲ明ニセント欲スルカ為ナリトノ意アルヲ以テ頃日之ヲ露国外務ノ高官ニ質セシニ尤ト此山中ハ兩國共ニ未タ詳ニセサル者アリシタリ始メ「ヂュルフィカル」ヲ「アフガン」ニ属セシムヘキヲ許シタルモ露ハ英国所製ノ圖ニ其地名ヲ記シタル所ヲ指シ之ヲ許ストノ約シタルニテ其他露境ノ警備ニ要スルノ地ハ勿論露ニ属スヘキノ意ナリシニ英国ハ此名ヲ以テ附近山河ノ陔要ヲ總稱セル者トシ此陔要ノ地ヲ挙テ「アフガン」ニ属セシメサルヘカラスト云ヒ再ヒ是ニ異議ヲ生シタルナレトモ兩國国境ヲ界ルニハ各々其拠守スヘキ陔要ノ地ヲ保チテ之ヲ固クスルニ非スハ互ニ永久ノ安全ヲ保スヘカラサルハ明カナレハ更ニ協議スル所アリテ今度英国ニ於テ特ニ此方面ノ山河形勢ヲ詳ニセル地圖ヲ製シタレハ此圖ニ據リテ互ニ其拠守警備ノ点ヲ明ニシ退讓割與ノ点ヲ定メ即チ境界一定ノ線ヲ畫スルヲ議スヘキヲ決シ其圖今既ニ英ヲ發シテ露ニ至ルノ路ニ在レハ遠カラスシテ其圖ヲ得此諸点ヲ詳議スルノ運ヒニ至ルヘシトノ答ナリシ此詳議果シテ互相退讓ノ意ヲ以テスル者トセハ別ニ不時ノ異變ヲ生起スルニ非サルヨリハ必ス遠カラスシテ其好結果ヲ見ルヲ得ヘシ但シ嘗テ報セル露官ノ話ノ如ク暑熱既ニ散シテ風霜未タ成ヲ遅クセサルノ時ニ於テ實地ノ定域を畫了スルニ至ルヲ得ヘキヤ否ハ今日未タ之ヲ確言スルヲ得スト云トモ同所平穩

ノ状ヲ現ハシタルハ以上記スル所ニ止マラス露外務卿モ去ル五日ヲ以テ露京ヲ発シ妻子ヲ具シテ獨逸ニ遊浴セル等談判ノ大勢既ニ定マリタルヲトスルニ足ル者トス外務卿ノ此行ハ其名遊浴タリト雖トモ獨逸兩國ニ議スル為アル者タルハ人皆之ヲ疑ハス本府澳大使カ頃日賜暇ヲ以テ此本国ニ帰レル等ノ事ヲ見テモ来年伝説セン三帝會合ノ舉ト相関スルノ行タルヲ知ルニ足レリ但獨逸ノ此會ニ列セラルヘキヤ否ハ其高齢ニシテ且病後ナルカ為メ今日之ヲ確言シ得ヘカラス且此會合ノ地獨逸国ニ在ルヘキヲ伝説シタレトモ去ル六月七日ヲ以テ澳帝先ヘ駕ヲ扛ケテ「ガスタイン」ニ獨逸ヲ是先ツ兩帝ノ會合ヲ了セラレタレハ再ヒ三帝ノ獨逸国中ニ會合セラルル事アルマシキニ似タリ、露帝ハ即今「フィンランド」ニ幸セラレ近日同灣ニ舉行スル海軍大操鍊ヲ觀了テ一旦還御ノ後露曆八月中旬（我ハ八月下旬）ヲ以テ澳国ニ向テ発駕アルヘシト外務高官ハ秘話セリ獨逸モ*³⁴⁹案之ヲ許サハ*³⁵⁰ノ意ヨリスルモ先ハ往キ會セラルナルヘシ

八月九日 花房義質艸

B 8月19日の「アフガン」論境界近況

「明治十八年第二在露国日本公使館報告

「アフガン」境界論近況

英国所製詳細ノ地圖ヲ得テ兩國ノ境界ヲ劃定スヘキノ運ヒナリトハ前便報告スル所ニシテ爾後未タ之ニ由テ談判其歩ヲ進メタルヲ見ス「ヂュルフィカル」ノ論地ニ於テモ兩兵互ニ其既ニ占メタル地位ヲ守リテ敢テ侵犯スルコトナク時ニ多少世ヲ驚サントスル飛語アルモ忽チ消滅シテ未タ破綻ヲ促スノ甚シキニ至ル者アラス回テ世間傳説スル所ヲ顧ミレハ露政府意中英国守旧党政府ト此約ヲ了スルヲ利トセス改進黨再ヒ政權ヲ握ルヲ待チテ之ヲ了センコトヲ欲シ事ニ托シテ時日ヲ費シ竊ニ議員改選ノ結果ヲ待ツ者ナリト云ヒ又英国守旧党ニ在テモ現議員改進黨ノ多數ナルニ係ラス己レ政權ヲ掌握セルハ偏ニ「アフガン」論ニ於テ改進黨論ノ分裂アリシニ原スルヲ知ルヲ以テ今此事ヲ改進黨計劃ノ俛ニ結了セハ自己ノ衆望亦忽チ離レ去ランコトヲ憚リ此議員ノ改選ヲ了セサル間ハ「アフガン」論ニ於テ衆望ヲ繫續センコトヲ欲シ兩國互ニ此事ヲ速了スルヲ願ハサルノ意アリト云フ者アリ事實果シテ然ルヤ否確説ヲ得スト雖モ今日未タ全ク此局ヲ結ハサルニ露国ニ在テハ外務卿ハ二月月賜暇ヲ以テ外国ニ旅行シ皇帝亦近日澳国ノ行アルベキ等目下頗ル平穩ノ趣アリテ又急ニ此

³⁴⁹ 一字不明

³⁵⁰ 二字不明

局ヲ結フノ意ナキカ如ク英国ニテハ陸軍卿カ議院ニ報スルニ曾テ招集セル豫備兵ハ遠カラスシテ解散セシムヘキヲ以テセルアリ加之議院閉場英皇ノ勅語ニモ「アフガン」境界論ハ遠カラスシテ満足ノ結果ヲ得ヘキ望アリト云ヘリ此一句假令漠然タルヲ免カレサルモ亦以テ大勢既ニ畧ホ定マル所アルヲトスルニ足レリ大勢如此ナルニ論ナリ未タ其結局ヲ見サル者ハ專ラ彼ノ地圖ニ據テ兩國ノ據守スヘク割譲スヘキ諸点ヲ塾議スルニ由ル者ナルカ將タ前ニ載セタル凡説果シテ事情ヲ得タル者ニシテ兩國故サラニ遅々スル者欤未タ確説ヲ得ス露外務官ハ即今英国議院閉場シ宰相四方ニ散シ急速ニ事ヲ決スルノ時ニ非ストノミ語レリ其如何ハ姑ク後報ニ譲ル近来英露ノ談判如此遅緩ニシテ互ニ待ツコトアルカ如ナルニ方リテ諸国新聞ハ各種ノ凡説ヲ為シ或ハ英土攻守ノ同盟將ニ成ラントスト云ヒ或ハ英清ノ同盟既ニ成レリ露清ノ境將ニ忙心カラントスト傳説セリ其英土ノ同盟ハ英国カ埃及ヲ属スルニ其從來ノ方畧ヲ改メ土耳其ノ上国權ヲシテ多少増加セシムルヲ許シ之ニ代ルニ英戦艦ヲ黒海ニ入ル、ノ許諾ヲ得ル欤ヨシ夫迄ナラストモ土耳其ヲシテ別ニ露ニ當ラシメントスルノ計劃ニシテ之カ為メ今度埃及ニ遣ルヘキ全權公使「ドリュモンド、ウォルフ」ヲシテ先ツ「コンスタンチノーポール」ニ至ラシメ土廷ト協議スヘキノ報アレトモ佛国ト協議スル所ナキニヨリ佛ハ埃及ノ事ニ付英国ノ方畧己レヲ疎外ニスル所アルヲ喜ハス終ニ此囂々ノ論ヲ生セルナリト云ヘリ而シテ此事果シテ成就セハ露英ノ間必ラス變態ヲ生スヘシト云フ者アレトモ如此確然タル攻守ノ同盟ハ今日ニ成ルヘキニ非スト云者其實ヲ得タルカ如シ英清同盟ノ事ハ「グラドストン」在職ノ日ニ起原シ「ロベルト、ハルト」其事ニ任シ北京ニ於テ談判ヲ遂ケ六月九日恰モ「ガラドストン」カ辭職ヲ決スルト同時ニ之ヲ結ヘリト「レブブリク、フランセイス」新聞カ細カニ其情ヲ知レリト云テ之ヲ佛京ニ公ニセシニ始リ諸国新聞相傳テ互ニ其有無ヲ論シ得失ヲ議ス此時日本清国モ亦攻守ノ約ヲ結ヘリト傳ヘタリ此各同盟皆露国ニ對シテ相結ヘル者ナリト傳ルヲ以テ一日露外務大輔ト談此事ニ及ヒタルヲ機トシテ英清ノ約果シテ如何ヲ問シニ未タ確報ヲ得サレハ其有無ヲ知ラスト雖モ「ハミルトン」港ノ事ヲ以テ推セハ英国或ハ如此ノ計劃ナシトスヘカラス但確報ヲ得サルヲ以テ英国ニ對シテモ未タ問ヲ發セス「ハミルトン」ノ事ト雖モ曾テ私談ニ此事ニ問ヒ及ホシ漠然タル答ヲ得タル迄ニテ止メリ是レ「アフガン」ノ事兵ヲ接スルニ及ハスシテ定マルヘキノ望ミ未タ絶ヘサルニ徒ニ枝葉ヲ繁クスルヲ欲セサレハナリト云ヘリ於是予ハ日清同盟ノ間ニ對テ兩國既ニ境土ヲ接セス其欧州各国ニ對スルモ兩國利害ヲ異ニスル所アリテ国力又餘リアリト云フニ非ラス利害同シカラサル一友国ヲ助クル為メ如此ノ約ヲ結テ他ノ友国ノ情誼ヲ損スルハ日本政事家ノ為サハル処ナリ新聞傳フル処ノ如キハ在東洋ノ英国人カ自己心中

ノ想像ヲ寫シ出セル者ニ似タリト語りシニ果シテ然ラハ日本ハ今後モ従前ト同シク露国ノ良友ナルヘシ露国今日朝鮮ニ對シ友交貿易ノ外何事ヲ為スヘキノ意ナケレハ英清若シ實ニ朝鮮ヲ守ルノ故ヲ以テ露国ニ對スル攻守ヲ約セリトセンカ此約ハ用ユル所ナキ者ナルヘシト微笑シテ語レリ此事「アフガン」論ニ非ラサントモ其一枝節タルヲ以テ併セ録シテ參考ニ供ス

八月十九日 花房義質艸

附録 8 1885 年 11 月 4 日付『東「ルーメリヤ」変革（第 4）』報告

A「十一月第一

東「ルーメリヤ」変革（第四）

各國大使會議ノ意見書ハ去月十四日ヲ以テ之ヲ土廷ニ呈シ續テ之ヲ「ブルガリヤ」政府ニモ呈出シタリ其書意東「ルーメリヤ」ノ變ニ関シテ土廷ヨリ各大國ノ注意ヲ要セルニ答フル為メ露國ニ發論ニ基キ先ツ治安ヲ保シ流血ヲ避ケテ各國ノ熟議ヲ待ツヘキヲ勸告スル為メ會議セル由ヲ云ヒ次ニ土廷カ上國權ヲ保維シテ濫用セサルノ態度ヲ頌贊シ尚此態度ヲ保続スルヲ望ム由ヲ云ヒ又東「ルーメリヤ」ノ「ブルガリア」ト合セルハ伯林約ヲ犯セン者タルヲ責メ此舉ノ發起者自カラ其責ニ任セサルヘカラスト云ヒ境界線ニ兵ヲ集ムルヲ停シテ兵備ヲ修スルヲ止メテ常態ニ復セサルヘカラサルヲ誠ムルニ且各大國ハ等シク決シテ此變革ヲ贊助セサルノ意ヲ告クル者ニシテ此書ヲ「ブルガリア」政府ニ呈スルニ方ツテ各使尚之ニ加ルニ一切輕率ノ挙動アルヘカラサルヲ誠メ且切ニ兵備ヲ止ランコトヲ勸ムル由ヲ以テセリト云フ此時「ギリキー」「セルビア」共ニ異言罵シリ兵備急ナルヲ以テ土廷ハ此各大使ノ書意好厚ナルヲ謝シ併セテ「ギリキー」「セルビア」ヲ鎮靜セシムルニ助力アランコトヲ求メ同十九日ヲ以テ書中ヲ各大使ニ送り大使ハ各其本國ニ考趣ヲ通セリ是ヨリ各國ハ尚力ニテ「ギリキー」「セルビア」ニ鎮靜ヲ勸諭シ且互ニ往復シテ本會議ノ基礎ヲ議セリ本會議ハ誰カ主トシテ之ヲ招集スヘキヤ如何ノ方法ヲ以テ之ヲ開クヘキヤ議スル所何ヲ限トスヘキ等各國互ニ異見アリタレトモ土耳其政府主トシテ各國代人ノ「コンスタンチノポリ」ニ來會スルヲ請フノ手續ナル其招請書ニ唯「ブルガリヤ」「ルーメリヤ」ノ變ニ處スルノ方法ヲ議セントストノミ云テ其如何之ヲ處スルヲ欲スルヲ言サル為メ各國多少ノ議アリタレモ終ニ各其會合ヲ諾セリ新聞報スル所ハ先月廿九日開會スヘシトノ事ナリシモ「トルコ」カ未タ其副委員ヲ命セサル為メ十一月三日迄延セリト云ヒ此三日モ又空シク過キテ未タ開會ニ至ラス此間「ギリキー」「セルビア」ハ多少各國ノ勸諭ニ斟酌スル處ナキニ非サレ

トモ敢テ其兵備ヲ止メス就中「セルビア」ハ「ブルガリア」領ノ一要地ナル「ヴィーゲン」府方面ノ居民多ク「セルビア」人ナルニ其兵略通商共々便ナルトノ故ヲ以テ之ヲ取テ権衡ノ不平ヲ補フノ一部ト為サント主張シ一朝機アラハ忽チ兵カヲ以テ之ヲ占メントスルノ色アリ故ニ「ブルガリア」モ此方面ノ兵備ヲ厚クシ両兵殆ント境ニ相望ミ何時モ一大変ヲ生スヘキノ處アリ各新聞ハ今日ハ「ブルガリア」兵境ヲ越テ進ミタリト云ヒ翌日ハ「セルビア」兵境ヲ越タリト云ヒ或ハ「セルビア」ハ「ブルガリア」領民ヲ誘フテ其國ニ背カシムルノ企ヲ為セリ「ブルガリア」政府ハ数百ノ「セルビア」人ヲ獄ニ繋ケリト云フ等變報殆ント虚白ナシト雖トモ此諸報或ハ誇張或ハ無根ノ説ニシテ今日迄両兵共ニ犯スコトナキ者其実タリ然レトモ此論頗ル難事ト見ヘ数日前予外務卿ニ謁セシトキ「セルビア」公使ノ出ルヲ待チ代リテ其室ニ入りタルニ卿ハ眉ヲ蹙メテ予ニ向ヒ彼等『「セルビア」公使ヲ指シ併セテ「バルカン」半島諸少邦ヲ云フ』諸小邦ハ露國無数の財産生命ヲ抛チテ今日アラシメタル者ナレトモ一朝變ノ起ルヲ見テハ各々已ヲ利セントシテ兄弟相争フノ醜キヲ避ケス「セルビヤ」「ブルガリヤ」ノ間事變朝夕ニ起ラントスーツモ之ヲ許サハ半島全体ハ直チニ流血ノ域トナルヲ免カレサルベシ之ヲ憂ル我露國ニ於テ最モ深キ者ハ他ナシ曾テ供セル無数ノ犠牲ノ一朝擧ヲ泥土ニ委スルヲ以テ也幸ヒニ今日各國皆治平ヲ欲スルコト深ケレハ不遠ズシテ會議ノ基礎定マリ冀クハ平穩此局ヲ結フヲ得ンコトヲト云ヘリ同時ニ「ギンス」氏カ遊浴中「アレキサンドル」公ト會ヒシ時ノ事情ニ問及ヒシニ當時實ニ一語モ此事ニ及ハス若シ少シク其端ヲ現ハシタランニハ露ハ必ス之ヲ防クヘキヲ知リテ然ル者ナルカ頗ル怪ムヘシト云ヘリ「コンスタンチノポリ」ニ開クヘキ會議ハ本月三日ニハ必ラス開クヘシト聞ヘシトモ再ヒ其期ヲ徒過シ其故ヲ問ヘハ「トルコ」カ副委員ヲ命セサル為メナリト聞フレトモ自ら主トシテ各國ノ委員ヲ招キナカラ自國ノ委員ヲ命セサル者ハ別ニ其故ナカルヘカラスト考ヘ之ヲ外務大輔ニ質セシニ元ト各國ノ意見全ク同シキヲ得サルト佛ニ議員選舉ノ忙シクアリ伊ニ外務卿ノ更替アリテ訓令ノ後レタル等ノ事アリテ遲延シ今日ハ皆其訓令ヲ受ケタレトモ尚英國ノ意稍他國ニ異ナリ「アレキサンドル」公ヲ逐フノ事ハ「コンフェレンス」ノ議スヘキ限ニ非ストシ議若シ此事ニ及ハ、英國ハ其可否ヲ知ラスト云ヒ出セリ然ルニ「トルコ」ハ勿論此議ヲ呈出スルノ意ナリシカ共英國ニ憚ル處アリテ未タ之ヲ決スル能ハス為メニ副委員モ未タ命セス故サラニ遲延シテ英國意向ノ稍同一ニ歸スルヲ待ツ者ナリト云ヘリ於是予ハ露國ノ意向如何ヲ問ヒシニ先ツ「ブルガリア」ト「ルーメリヤ」ニ分割シテ意ノ如クナラシメ「セルビア」「ギリキ」等ヲシテ妄動ノ口実ナカラシメ以テ伯林條約ノ内ニ因ルノ基礎ヲ固クシ次ニ各國ノ委員ヲ命シテ「ルーメリヤ」ノ憲法ヲ改メ

其鄭重ニ過キテ却テ錯雜ヲ招ク者ヲ省略シテ簡易ニシ總督其他文武高給ノ官吏多キニ過クルヲ止メ要スルニ政費ヲ省キ租税ヲ輕クシ施政ノ具ヲ簡易強剛ナラシメテ以テ旧形ヲ保続セシメントスルニ在リ之ニ他ニシテ今日「バルカン」半島ノ治安ヲ保スヘキノ道ナシ獨逸澳伊太利共ニ此意ナリ唯ニ英ハ「アレキサンドル」公カ英皇ノ姻戚ニシテ相親ム厚キヲ以テ公に不利ナルノ計ヲ為スヲ欲セスト云ヒ前年（伯林會議時）分割論ノ主張者タリシモ今日ハ却テ合併ヲ贊助スルノ意アリテ「ペルソナル、ユニオン」ヲ許スヘキノ議アリ即「アレキサンドル」公ヲシテ「ブルガリア」ノ君主兼東「ルーメリヤ」ノ總督タラシメ一身兩國ノ政ヲ撰セシメント云フニ在リ其論一理ナキニ非ラザレトモ若シ如此ナラシメハ其名ハ強テ「スクチュコー」ナリトモ云ヘケレトモ其実ハ真ノ合併ト異ナラサレハ以テ「ギリキ」「セルビア」等ヲ鎮静セシムルノ道ナク依旧ノ政略行フニ由ナシ土廷素ヨリ此議行フヘカラサルヲ知レトモ又其破リ易カラサルヲ見ルヲ以テ自然開會モ遲延スルナリ但「ルーメリヤ」カ「ブルガリヤ」ト合併ヲ欲スルハ其本願ナレトモ現今ノ有様ニテハ合併却テ禍害ノ媒タルヲ知タレハ國民却テ「アレキサンドル」公ノ退クヲ望ムニ至ルヘシ事果シテ是ニ至ラハ英國モ大ニ異ヲ立ル事ヲ能ハス土廷モ英ニ憚ル処ナキニ至ラント云ヘリ「ブルガリヤ」ノ變ハ英國元ト之ニ與リテカアリトノ評アリ果シテ然ルヤ否ヲ問ヒシ答ヘテ此事確證ナシ但シ「バッテンブルグ」家ハ元ト英國ト相親ム事深く「アレキサンドル」公モ同ク英國ト相好シ加ルニ公ハ近頃其弟ノ英皇女ト婚スルニ龍動ニ會シタレハ此時内話アリテ英ハ親戚ニシテ好交アル「アレキサンドル」公カ勢力ヲ此地方ニ張ルヲ利トシ若シ明ラカニ之ヲ許ササルモ窃ニ之ヲ贊助シタルハ疑フヘカラサルカ如シト云ヘリ今多少ノ改革ヲ行フテ強テ「スタチュ・コー」ヲ守ラシナントスルモ終ニ永久ノ策ニ非サルカ如シ露國ハ元ト此合併ヲ主張セルニ今日既ニ成リタル合併ヲ再ヒ分割セント望ム者予ノ解シ得サル所ナリト云フテ其故ヲ問タルニ伯林條約ハ東欧半島ノ現状ヲ定メタル者ナリ或ハ露國ノ素意ニ違ヘル者アリト雖既ニ之ヲ定メタレハ又之ヲ守ラサルヘカラス若シ之ヲ守ラスンハ始メヨリ約ナキニ如カス況ヤ今若シ之ヲ動かサハ「ギリキ」「セルビヤ」「モンテネグロ」ハ云フニ及ハス「マチドニヤ」ニ「アルバニヤ」ニ到処愁訴アラサルハナク東欧半島ニ「トルコ」ナキニ至ラサレハ止ムヘカラス「トルコ」ノ欧州ニ存シ難キハ世聞往々其論アリト雖共邦國ノ喚起スル一朝ノ故ニ非ラサレハ其衰廢モ亦一朝ノ事ニ非ラサルベシ今日ハ未タ此大勢ヲ決スヘキノ時ニ非ラス故ニ露國ハ固ク伯林條約ヲ守リテ欧州ノ昇平ヲ保維セント欲スル者ナリ但「ルーメリヤ」ノ憲法ハ元ト各國委員ヲシテ創造セシメタル者ナレ共其結構理論ニ流レテ事情ニ即ナラサル者多シ譬ヘハ立法議政ノ權重キニ過キテ行政ノ權薄弱權衡ヲ得

スシテ施政ニ便ナラス以テ治安ヲ保スルニ足ラサル者アリ其他政府ノ組織モ鄭重ニ過キ為ニ冗費ヲ免レサル等要スルニ新立小國ニ適セサル者多シ是等ノ改正ハ條約ノ大体ニ關セスシテ為シ得ヘキノ改革ナレハ分割即依旧ノ議衆論ニ歸セハ更ニ各國委員ヲ命シテ憲法改正セシメ以テ目下ノ乱ヲ避ケントスルノ意ナリ然シ其會議モ未タ開クニ至ラス未タ俄ニ改正論ニ及フヲ得ス永久ノ策ノ如キハ他日自ラ之ヲ議スルノ機アルベシト云ヘリ會議ノ景況ハ開會ヲ待テ報スルヲ得ヘシト雖今姑ク其遲延ノ狀況ニ付テ聞ク所ヲ記ス

十一月四日 花房義質艸

B 追録

「世人ノ領ヲ延ヲ待チタル「コンスタンチノポリ」ノ會議ハ本月五月ヲ以テ開キタレトモ当日ハ各員互ニ全權字樣ヲ示スニ止リ議スル處ナシト云フ同七日ヲ以テ第二會議ヲ開キタレトモ未タ其詳細ヲ知ルヲ得ス「アレキサンドル」公ハ露國狙撃軍第十三大隊ノ名譽長ニシテ中將ノ名譽官タリシニ露帝之ヲ停メタル事露曆十月廿四日（我十月五日）ノ官報ニ載セタリ露國新聞ハ之ヲ傳ヘテ明カニ露國ノ意向ヲ示セル者トシ「コンスタンチノポリ」會議ノ課程ヲシテ大ニ容易ナラシメタリト云ヒ又此公ニシテ「ブルガリア」ニ君臨セン間ハ合併ノ舉決シテ認許スヘカラス若シ之ヲ許サントナラハ先ツ此公ヲ逐付セサルヘカラスト云テ今日未タ以逐付ノ議ニ及ハナン間ハ合併ノ事又成ルヘキニ非ラサルノ意ヲ見ハセリ本月七日（露曆十月廿六日）「ジュールド、サンペテルスブルグ」ハ「アジア、ハヴァス」電報ノ誤傳ヲ責メ露國カ今日兩洲合併許スヘキノ理アルヲ見ス「スクチュコー」ヲ維持セサルヘカラストノ意ヲ具サニ論シタリ其論參考ニ供スヘキ者アルヲ以テ譯出シテ是ニ付呈ス當府交際官中ノ話ニ據レハ「コンスタンチノポリ」ノ會議ハ流血ヲ今日ニ避クルノ外別ニ成功アルヘカラス英政府若シ更迭スル事アラハ或ハ「アレキサンドル」公ヲ逐フテ各國均シク合併ヲ是認スルニ至ルモ知ルヘカラザレトモ「サリスブリー」候ニシテ執權タラン間ハ決シテ公ヲ逐フヲ肯セサルヘク英國之ヲ肯セサル間ハ露國決シテ合併ヲ肯セサルヘシ然ラハ此結果ハ成敗共ニ來春積雪融解ノ候ニ至ルニ非サレハ見ルヘキニ非ラスト云ヘリ畢竟憶説ニ過キスト雖モ姑ク記シテ參考ニ供ス又開ク露政府ハ始メ嚴ニ「アレキサンドル」公ヲ廢セン事ヲ望ミタレトモ十日以來少シク其趣ヲ異ニシ正シク伯林約ノ舊ニ復スルヲ得ハ露ハ必ラスシモ公ヲ廢スルヲ望マサルヘシ露ニシテ之ヲ望マサルモ「ブルガリア」「ルーメリヤ」ノ人民恐ラクハ此君ヲ奉スルヲ欲セサルヘシト云ヒ少シク英國ノ鋒ヲ避ケタリト果シテ然ラハ此迴避ニヨリテ始メテ會議モ開クニ至レルナルヘシ又一事アリ當府在留英大

使「トルントン」ハ昨年末「コンスタンチノポリ」ニ轉任ノ命ヲ奉シ本年春中ニハ新任ノ地ト赴クヘカリシニ測ラスモ「アフガン」論ノ葛藤甚シキニ至レルヲ以テ引続当府ニ在テ其事ヲ弁セリ当秋ニ至リ此件始メテ緒ニ就キ当府ヲ去ルニ至リタレトモ同氏カ未タ任ニ就カサルニ方リテ卒然「バルカン」ノ變起リ急ニ「コンスタンチノポリ」ニ各大國使臣ノ集議ヲ要シ英ハ同府ニ大使ヲ欠ケルヲ以テ権リニ「ルーマニヤ」在留公使「ホワイト」ヲ以テ集議ニ与カラシメタリ然ルニ「ホワイト」ハ久ク「ルーマニヤ」ニ在テ此半島ノ議ニ熟セルカ故ニ尚同氏ヲ用フルヲ便トシ今度ノ會議ニモ同氏ヲ命シテ英國ノ第一委員タラシメタリ故ニ「トルントン」ハ任地ニ着シ雖トモ未タ其任ニ就カスシテ*³⁵¹英國ニ召寄せラレタリ奉命以來殆ト周年ニ及ヒ既ニ其地ニ至テ未タ其任ニ就カス一身上或ハ不快ノ事アルベシト雖英國カ事ニ付テ人ヲ選フノ周密ナル亦以テ見ルニ足ル者アリ事大体ニ関セスト雖モ外交上或ハ時ヲ之アルヘキノ事ナレハ國ニ所聞ヲ録ス

十一月九日識

C 一千八百八十五年十一月七日（露曆十月廿六日）聖比德府刊行「ジョナル、ド、サン
トペートルスボルグ」新聞記

「ソフヒヤ」府ニ在ル「アジヤンスハウス」新聞記者ハ奇怪ナル職務ヲ尽スモノナリ「コンスタンチノポリ」ノ會議ニ於テ為スベキ件及ヒ我露國ノ政略ニ関シ自家ノ私案ヲ「ソフヒヤ」及ヒ「フヒリポーリー」兩府ニ傳播スルハ「ビュルガリー」政府ニ在リテハ或ハ利益ヲ与ルヲ得ヘキモ我國ハ参考ヲ「ビュルガリー」ニ求ムルニ要セサルナリ「ビュルガリー」政府カ各國大使ノ勸告ニ従フ仕方ハ既ニ「ソフヒヤ」府發日通信中使タル論旨ニ於ケルカ如クナラサレハ素ヨリ如此トシテ熟考討議スヘキニ非ラサルナリ斯ノ如キ術策ヲ以テ成約ヲ動シ各大國ヲ激動セシメントスルカ如キハ「革命」ノ文字若シ深く人心ヲ感動スルコト或ルー二ノ國ニ於テ全ク其抵抗カヲ压倒シタルカ如キニ非ラサレハ為シ得ヘカラサルナリ抑「ビュルガリヤ」人ハ革命ヲ行ヒタルニ非ラスヤ歐洲ハ之ヲ認可スルノ意アラハ之ヲ認可スルノ場合ニ至ルベシ然シナカラ何等ノ場合ニ於テモ歐洲ハ此方向ニ傾カサルヲ得サルノ理アランヤ斯ノ如キ論者ハニ重要ナル區別ヲ立証ツルコトヲ忘却シタリト云ハサルヘカラスナリ一國ニ於テ其政体ヲ變革スルニ當リテハ他國ノ政府ヨリ決シテ之ニ干涉スヘカラサルハ假令近世ノ万國公法ニ於テ之ヲ認メルトモ本件ノ場合ニハ適用セサルナリ如何トナレハ「アレキサンドル」公及ヒ「ソフヒヤ」府ノ革命党ハ此区域ニ止マラス「ビュル

³⁵¹ 一字不明

ガリヤ」國ノ部分ニ非ラサル一國ヲ着手シタレハ即チ各國締結セル條約ノ一ケ條ヲ違背スルモノナリ一千八百七十一年倫敦府ニ於テ調印シタル條約ヲ用レハ該條約ニ調印シタル國々ハ調印國一致ノ承諾ヲ經ルニ非サレハ該條約ニ違背スルコトヲ禁止スルノ特條ヲ設ケリ調印ノ各國果シテ之ヲ守ラサルヲ得サルコトナレハ其強國及ヒ臣國ノ間ニ於テモ均シク之ヲ守ラサルヲ得サルハ勿論ナリ權利論ハ既ニ斯ノ如シ將又時機ノ論ニ付テハ「ジョルナルデバー」新聞通信者ハ能弁ヲ以テ之ヲ之ヲ維持シタリ我々ハ既ニ數回論述シタル如ク右巴里ノ新聞カ痛撃シタル我露國ノ政略ハ「ビュルガリヤ」合併ノ幸福ヲ貴重スル為ニ歐洲西方ノ「ビュルガリヤ」合併元祖者ヨリ教諭ノ受クルヲ要セザルナリ目下ノ場合ニ於テハ此合併ハ忽チ大紛議ヲ生シ東方論ヲ紊乱スルニ非ラサルヨリハ実行スルコト能ハナサルモノナレハ平和ヲ維持スルノ手段ハ獨リ国體復舊（スタチュー・コ・アンテ）ノ策ヲ行フニ在ルノミ「カルノキー」伯爵モ既ニ「ハンガリー」ノ總代ニ向テ伯林條約ヲ維持スルコトハ東「ルーメリヤ」ノ憲法中ニ不便利ノ箇條ヲ改正スルコトヲ拒絕スルノ意ヲ含蓄セストノ旨ヲ陳述シタリ此憲法ノ如キハ該條約ノ一部分ニ非ラス歐洲各國委員ノ制定ニ係ルモノナレハ同様ノ手段ヲ以テ之ヲ改正シテ可ナリ該憲法ノ不完全ナルコトハ上述「デバー」新聞通信者能ク之ヲ繼述シタレハ茲ニ之ヲ掲載ス事体ヲ旧ニ復スルニ方リテハ憲法ヲ全ク守ラセンヲ得サルヘク且ツ善良ナル行政ヲ保証スルニハ憲法ヲ守ルニ在リトノ意見起ルベシ我々ノ意見ニテハ誤謬即チ茲ニ在リトス如何トナレハ憲法中ニハ改正ヲ要スルモノ多クレハナリ元來各國委員ハ此憲法ヲ草スルニ當リ實地ノ思想ニ因ラスシテ寧ロ理論ニ困レリ「ルーナリヤ」ノ如キ新國ニ於テハ單純ナル制度ヲ要シ行政官ノ権力ヲ強クセザル可ラス然ルニ却テ行政ノ機關ヲ錯雜シ其負擔ヲ増加シ而シテ議政權ニ重要ナル権力ヲ与ルコトニ尽力シタリ其結果タルヤ立法權ト行政權トノ間ニ混雜ヲ生シ「ビュルガリヤ」人ヲシテ其區域ヲ弁別スルコトヲ課サラシメ實ニ行政上ニ一憂亂ヲ生セシメ今回革命ノ舉ヲ助クルコト尠クナラザリキ去レハ之ヲ施行スルニハ事務ニ老練ナル人物ヲ要シタレトモ當時「ビュルガリー」人ハ常ニ政府ニ親接セサリシヲ以テ此人民中ヨリ適當ノ人物ヲ見出す事能ハス加フルニ「ルーメリヤ」國ハ貧窮ナルカ故ニ歐洲西方ノ國々ヨリ多数ノ人ヲ招聘スルコト能ハサリキ茲ニ政體ノ大要ヲ舉タレハ「ルーメリヤ」洲ヲ六郡二十六邑ニ分チ每郡每邑ニ長ヲ置キ之ヲ助ケンニ議會及ヒ警察官ヲ以テナス要スルニ僂國ノ制ニ倣ツテ其「アロンヂスマン」或ハ邑ノ数少キトモノニ均シ如何トナレハ「ルーメリヤ」ノ邑ハ首長トシテ行政官吏一人ヲ置キ我僂國ノ「アロンヂスマン」ノ如ク裁判所ニ置ケリ且ツ郡ノ職制ハ我僂國ノ制ヲ採用セリ即チ每郡議會ヲ置クコト全ク洲ニ於ケルカ如シ州議會ノ組織左ノ如シ

(第百二十五條)

第一 常制議員即チ州内ニ於テ二百モ多数ナル三

派ノ宗教社會の首長

第二 州内ニ在ル諸郡ノ数ニ五倍タル被選員

第三 右郡ノ数ニ均シキ総督指定ノ議員

要スルニ每郡議會ハ出処人種ヲ異ニスル三拾乃至三拾五名ノ議員ヨリ組織シ毎年二回會合ト我仏國八月ノ會ニ於ケル如ク九月ノ會ニ於テ歳出入費ヲ議定シ終リニ郡常置員三名ヲ選任ス我仏制ニ類スルハ茲ニ止マラス如何トナレハ行政首長ニ付與スルニ一千八百六十一年四月十三日ノ布告ニ因リ仏國ニ於テ行政首長ニ付與シムル諸権カヲ以テシ之ニ附與属セル所ノ四種ノ表ヲ成ル丈採用セリ議會並ニ郡常置員ニ開シテハ一千八百七十一年八月十日ノ法律ヲ其儘施行用シ仏國ニ於ケルト同様ノ権カヲ之ニ付與セリ洲政モ亦タ之準セリ洲會ハ五十六名ノ議員ヲ以テ之ヲ組織ス即チ(第六十八條)常制議員十名即チ第一、五派ノ耶蘇教社會ノ首長並ニ猶太教師、第二上等裁判所判事長第三上等行政裁判所判事長、第四會計検査官長三十六名ノ議員ハ人民一般ノ投票ヲ以テ選舉ス十名ノ議員ハ総督之ヲ選任ス此議會ハ議場ニ於テ三種ノ語ヲ用ヒ每員土留斯語、希臘語或ハ「ビュルガリー」語ニテ討議スルノ権ヲ有ス其混雜言語ニ依ヘタリ去ナカラ該議會若シ単ニ歳出入費ヲ議定シ投票スルノミニテ足レリトセハ或ハ其功アルヘケレトモ議會ハ法律ヲ制定スルノ権アリ政府ニ向テ質問ヲ為スノ権アリ議會カ最モ好テ仕事スル所ノモノハ此最後ノ二権ナルコトハ勿論ニシテ歳出入費件ノ如キハ之ヲ會議ノ終リニ譲リ其討論ノ時間カ決シテ四日以上ヲ超過シタルコトナシ會議ハニヶ月ニシテ閉会スレトモ餘リノ十ヶ月間ハ議會ヨリ選任スル所ノ拾名ノ常置員之ヲ代ル是レ即チ「ルーメリヤ」國制度ノ欠典ナルモノニシテ議員等ハ行政官ニ對シテハ彼ノ「チエール」氏ニ番トシ有名ナル監督員ノ地位ニ準備スルモノナリ行政ノ本職ハ頗ル錯雜ス總テ東方諸國ニ於テ最モ肝要ナル宗教法院ノ働ニ民事裁判及ヒ行政裁判ノ二種ノ法院アルカ故ニ「ルーメリヤ」人ハ頗ル惑ヒ孰レニ出頭シテ可ナルノヲ知ラス否ノミナニス右等ノ裁判所ニ於テモ其処理スヘキモノト処理スヘカラモノトノ権限ヲ知ラサセシメルナリ又大蔵省ニ於テハ收税官ト掌金官トヲ兼任セリ收税官ハ前稅ヲ徵收スル事ニ掌リ掌金官ハ之ヲ金庫ニ收ムルコトヲ掌ルナリ要スルニ大勢ノ官吏ヲ任用セサル可ラス此ノ如キ多数ノ官吏ハ仏蘭西ノ如キ大國ニテハ有用ナリト雖トモ人口八十萬ノ一洲ニ於テハ却テ煩シキニ堪ヘサルモノナリ爾來六ヶ年經ント此憲法ヲ説明スルニ費シ況ンヤ其説明タルヤ誤謬ヲシテ益大ナラシメタルハ此制度ノ不適當ナルカ故ナリ然レ共今我輩ハ強チ行政司法ノ

欠典ヲ論セス唯自由制度ヲ亦適用シタル結果ヲ論シテ止マン郡常置員ハ自ラ郡政ヲ掌握スヘキトモノシテ行政官ハ之ニ服従スヘキモノト眞實ニ信用シ官吏ヲ黜陟シ工事ヲ指揮採決シ郡税ヲ徴収集貯蔵シ直接ニ官吏及ヒ工事約定者ノ給料ヲ支弁シタリ斯ク如キ處置ハ其欠費ノヲ免レサルコトハ素ヨリ知ルヘキナリ又常置員ニ於テハ成ルヘキ丈ケ歐府ノ権力ヲ牽制シ知事ノ職ハ議員ノ布告ヲ發布シ行政官ノ権限内ニ在ル問題ヲ大抵議員ニ付スルニ止マレリ之ヲ要スルニ常置員ハ自ラ「サウユ、ピユブリック」嘗テ仏國ニ於テ無上ノ委員トナルモノ（権力ヲ掌握セシモノ）ニシテ行政官長等ハ下リテ局長ノ職ヲ執ルモノトナリタレバ是ヨリシテ政府ハ終ニ有レ共無キカ如クナレリ歐洲委員ノ定メタル莫大ナル事業ノ結果ハ斯ノ如シ右憲法ハ該委員等カ誠意ヲ以テ研究シタルモノナレハ其内ニハ善良ナル事モアルヘキハ固ヨリ疑ヲ容レスト雖トモ又斯ク如キ重大ナル欠典アリ去レトモハ東方平和定マリタル上ハ第一ニ此憲法ヲ改正シテ行政官ノ権力ヲ増加スベシ此事困マリ弊害ナキシ免カレ難シト雖トモ自由制度ヲ享有スルノ用意ナキ人民ニ向テ之ヲ濫用スルヨリ甚シキ弊害ハアラサルナリ如何トナレハ政權輻モスレハ寡人政府ノ手ニ落ち從テ甚シキ压制ヲ惹起スノ患アレハナリ云目下東「ルーメリヤ」ノ狀況ハ斯ノ如シ而シテ「デバー」新聞ノ通信者此報告ノ終リニ於テ「去九月十七日ノ革命ハ果シテ「バルガン」半島ノ國力平均ヲ破滅シタルヤ如何」ノ問題ヲ提出シタリ右通信者ノ意見ハ眞ニ消極ノ点ニ出テタル論ニシテ敢テ怪ムニ足ル事ニ非ラス右五百行以上ノ長文ノ書簡中「セルヴィヤ」及ヒ希臘ノ名豪モ見ヘス思ニ此二國ノ名ハ該通信者ノ敏捷ナル引証論ノ道ヲ妨クル多ナル可シ蓋シ茲ニ友覆シテ乞ハサルベカラサルモノナリ即チ問題ハ九月十七日ノ革命ハ理論上ニ於テ「バルカン」半島ノ國力平均ヲ破滅シタルヤ如何ニ非ラスシテ果シテ危害ト紛議ヲ醸成シタルヤ如何ヲ知ルニ在ルナリ若シ我カ巴里ノ同業者ハ「アテン」及「ベルリラット」ノ兩府ニ於テ衆トシテ其論ニ服セシメ果シテ希臘及ヒ「セルビア」兩國ノ民兵ヲシテ兵器ヲ放擲セシムルコトヲ得ハ該論ハ幾分カ実効ヲ奏スベシト云ハン然レトモ不幸其機會アラサルカ故ニ此論ハ未タ「ビュルガリー」ノ合併ハ土國ニ取り失フ所ナシト云ヒ又革命ハ有効ノ事業ナレハ之ニ對シテハ條約ハ其効力ヲ失フト云フノ意ヲ証スルニ足ラザルナリ尚一步ヲ進ミテ云ハサル可ラサルモノアリ即チ一般ノ平和ヲ維持セサル可カラス而シテ之ヲ遂ルノ道ハ國體復旧ノ主義ヲ守ル外、他ニ非ラサルナリ各大國中大抵ハ之ヲ職認スルコトモ豪モ避疑セザレハ「コンスタンチノポリ」ノ會議ニ於テモ一同速ニ此方向ニ傾斜スヘキト希望スルモ可ナリ

附録9 1885年11月16日付の『ブルガリア変革（第5）』、1885年11月21日付の『ブ

ルガリア変革 (第 6)』

A 1885 年 11 月 16 日付の『ブルガリア変革 (第 5)』

「明治十八年 十一月第二在露國日本公使館報告

「ブルガリヤ」変革 (第五)

本月七日ヲ以テ開キタル「コンスタンチノポリ」第二集會ニ於テハ各員互ニ其本國意見ノ大畧ヲ陳述スルニ止リ「スタチューコー」(依囑)ヲ可トスルハ異議ナカリシト雖モ之ヲ「ブルガリヤ」政府ニ通スル事ハ未タ決スルニ及ハスシテ止メリト云フ当日各國所要ノ意見未タ詳悉スルヲ得サレトモ兎角決スルコトナク空シク時日消ルスハ其實ナリ然ルニ「セルビヤ」「ブルガリヤ」ノ間ハ日々ニ益々悪キヲ加ヘ本月八日兩國之哨兵互ニ放銃ヲ始メ九日至リテ猶不止ニ於テ終ニ今夕ニ至テ「セルビヤ」兵三百計ヲ以テ二十五人計リナル「ブルガリヤ」兵ヲ逐ニ斥ケ「ブルガリヤ」ハ之ヲ「セルビヤ」ニ報シテ其不法ヲ責メタルニ「セルビヤ」ハ答テ其兵ヲシテ放テ護テ譴ヲ拭サシメサル由ヲ云ヘリ於是「ブルガリヤ」政府ハ其兵ニ命シ此三百人ノ「セルビヤ」兵ヲ見テ群盜ト為シ討テ退ケヨト令シ十三日朝七時半ヲ以テ之ヲ襲撃セリ「セルビヤ」ハ此舉ヲ以テ故ナク戦ヲ挑ミ且國ヲ辱シムル者トシ見テ宣戦ノ挙ト為スト云ヒ明(十四日)朝六時以後ハ兩國相待ツテ戦時ノ状タルヘキツ宣ヘ今交際官「ランカベール」ヲシテ之ヲ「ブルガリヤ」政府ニ傳ヘシメ同時ニ之ヲ國中ニ布告シ軍隊ニ宣告シ又之ヲ各國に公告シ即チ翌十四日ヲ以テ「ツアリブロード」「クリストーラ」「グレゴワ」「ヴラシナ」四所均シク其兵ヲ進メリ此宣戦ノ報未タ「ブルガリヤ」都ニ達セサルニ夙ク既ニ「セルビヤ」兵進テ境ヲ越タリト見ヘ「ブルガリヤ」ハ「セルビヤ」カ宣戦ナクシテ妄リニ其兵ヲ進ミテ境ヲ侵セル者恕スヘキニ非ラスト即日(十四日)式ヲ具ヘテ宣戦ヲ行ヒ直チニ防禦ノ兵ヲ發セリ同十五日「ジョナルド、サンペテルスブルグ」ハ此諸報ヲ戴セテ痛歎ノ意ヲ表シ露國カ治平ヲ欲シテ拮据スルノ厚キニ關セス終ニ事ノ是ニ至レルヲ慨キ之カ為メニ真主唱ニヨリテ集リタル「コンスタンチノポリ」ノ會議モ殆ント無効ニ歸スヘキヲ歎シ是レ畢竟英國ノ異見之ヲ始ニ遅々セシメタルニ由ルトシ又「トルコ」政府カ不斷ニシテ固ク依囑ノ政略ヲ執テ速ニ決スル能ハサルノ致ス所ナリト云ヘリ此大意ハ右宣戦ノ事ト共ニ即日電報シタレハ夙ク敢テ聽ニ違セシナルベシ爾後「コンスタンチノポリ」ノ會議モ再ヒ其体面ヲ改ムルコトナク澳露英各々別ニ執ル所アルヘシト雖モ未タ其詳ヲ得ス確信期アルヲ以テ先ツ「セルビヤ」「ブルガリヤ」カ互ニ宣戦セルノ大略ヲ報シ餘ハ得ルニ随テ漸ク將ニ之ヲ報セントス

十一月十六日 花房義質艸

B 1885年11月21日付の『ブルガリア変革（第6）』

「明治十八年在露國日本公使館報告

十一月第三

「ブルガリヤ」変革（第六）

「セルビヤ」ハ「ブルガリヤ」ニ向テ宣戦シ直チニ四所等シク進テ「ブルガリヤ」ノ境ニ入り同時ニ「トルコ」政府ニ告ケテ此挙決シテ「トルコ」帝ノ威權ヲ害スルノ意アルニ非ラス却テ帝威ノ依然「ブルガリヤ」ニ行ワレテ虜ノ如クナラシメンコトヲ欲スル者ナリト云ヒ共ニ之ヲ敵視セサラン事ヲ乞ヒ各大國ニ向テハ「セルビヤ」謹テ伯林會議ノ規約ヲ守リ各大國ノ忠告ニ従ヒ合テ「コンスタンチノポリ」ノ會議速ニ「ブルガリヤ」「ルーメリヤ」ヲシ虜体ニ渡シ「セルビヤ」ヲシテ又其虜ニ安スルヲ得セシメラレンコトヲ定メリ然ルニ會議ノ決未タ何ノ日ニ在ルヲ知ラス而シテ境場事日々ニ疎ク終ニ自ラ兵ヲ執テ之レヲ處スルノ止ヲ得サルニ至レリ但「トルコ」ニ敵スルノ意決シテ之レアルニ非ラス又伯林約ニ違フノ意毫モ之アルコトナシト云ヘリ「トルコ」ハ之ニ答ルニ「トルコ」ヲ害スルノ意ナキハ方ニ之ヲ了セリ今後此好意ノ替ルコトナカラシムコトヲ欲スト云ヘリ之ヲ詳説スレハ「セルビヤ」カ今日ノ挙ハ「ブルガリヤ」「ルーメリヤ」ノ合併ヲ許スヲ欲セサルニ過キス決シテ「トルコ」ヲ害セントスルニ非ラストノ意ハ之ヲ了得セリ然ル上ハ仮令今日兵力ヲ以テ「ブルガリヤ」ノ地ヲ占ムルモ「ブルガリヤ」ニシテ虜ニ渡セハ「セルビヤ」又直チニ兵ヲ退ケテ其虜ヲ渡セサルヘカラス此意果シテ然ラハ「トルコ」ハ「セルビヤ」ノ宣戦ヲ以テ之レニ敵スル者ト視效サスト云フノ意ナリ各國ノ答ル所小差アリト雖モ大畧此レ意ナリト云フ「アレキサンドル」公ハ「セルビヤ」ノ侵入ニ對シテ防禦スルノ外「トルコ」ニ向テ援助ヲ乞ヒ「ルーメリヤ」合併ノ挙ハ事草卒ニ起リ勢ニ流血ノ恐レアルヲ以テ之ヲ救フンカ為カ敢テ自カラ之ニ當リ恭シク其認可ヲ乞ヘリ而シテ未タ命ヲ得ス唯秩序ヲ守リ平安ヲ保シテ乱ノ隣邦ニ及フヲ避クヘシトノ命ヲ得タリ爾來專ラ誠意ヲ副シコトヲ欲シテ日夜維力ニテ幸ヒニ兩州生靈ノ流血ヲ避ケ秩序ヲ守リ平安ヲ保スルヲ得テ今日ニ至レリ因ラサリキ隣境自立ノ一邦「セルビヤ」故ラニ難ヲ構ヘ妄リニ兵ヲ動カシ来リテ「ブルガリヤ」ノ境ヲ侵セリ伯林約ノ第一条宣戦ノ權ヲ「ブルガリヤ」ニ許サス擅ママニ宣戦スヘカラス故ニ敢テ之ヲ為サズ但「ブルガリヤ」ハ土帝ノ屬國ナリ仮令既ニ屬國ノ境ヲ侵セリ狀ヲ具シテ上國ノ援助ヲ乞フトノ旨ヲ陳セリ「トルコ」ハ之ニ答フルニ「セルビヤ」ノ侵犯ハ「ルーメリヤ」合併ノ舉ニ源シテ偏ニ「アレキサンドル」公ノ自カラ招タニ由リテ起レリ故ニ

今「セルビヤ」兵ヲ退カシメントセハ公先ツ「ルーメリヤ」ヲ去テ本領ニ還帰セサル可カラス故ニ「トルコ」ハ先ツ公ノ直チニ「ルーメリヤ」ヲ退去スルヲ要ストノ旨ヲ以テセリ此退去ヲ促スコトハ免拠ニ先タチ會議之レヲ決シテ土耳其ヨリ既ニ「ブルガリヤ」ニ通シタルヲ以テ今更ニ又之ヲ復セルヤ「コンスタンチノポリ」ノ會議ハ既ニ五回ニ及ヒタレトモ英國ノ議同シキヲ得サルカ為メ僅カニ「アレキサンドル」公ノ退還ヲ促スニ止リ殆ント未ター事ヲモ決セサルノ状ナリシニ「セルビヤ」ノ宣戰「アレキサントル」公ヲシテ大ニ困阨ニ陥ラシメタルヲ以テ公ハ止ヲ得ス懷ヲ「トルコ」ニ乞フニ至リシニ「トルコ」ハ「セルビヤ」今日ノ挙ヲ以テ偏ヘニ非ス為サザル故公ノ乞ヲ斥ケテ却テ其退去ヲ迫レリ然ルニ「セルビヤ」ノ攻撃ハ勢益々急ニシテ「セルビヤ」王親カラ將トシテ境ヲ越ヘ本營ヲ「ツアリブロード」ニ置キ「ドラゴマン」ノ峽ヲ扼シ更ニ進テ「スリヴリニツァ」ニ迫レリ「スリヴニツァ」ハ首都「ソフィヤ」ヲ距ル僅カニ二百程ナルヲ以テ「ブルガリヤ」ハ全カヲ用ヒテ之ヲ防カサレハ首都危キニ至レリ其レニ於テ「アレキサンドル」公ハ徒ニ「ルーメリヤ」ヲ擁シテ却テ本國首都ヲ失スルニ至ランコトヲ慮リ自カラ帰リテ「ソフィヤ」ニ入り又其兵ノ「ルーメリヤ」ニ在ル者ヲ召還シ専ラ防禦ニ従事セシメ更ニ「トルコ」ニ告ルニ「ブルガリヤ」人民ハ公ト共ニ恭順ヲ土帝ニ表シ「ブルガリヤ」兵ハ公ト同シク「ルーメリヤ」ヲ退去セル由ヲ以テセリ元ト「コンスタンチノポリ」會議ノ最モ難スル処ハ各國意見ノ一ニ帰セサル処ハ公ヲ退クルノ一事ナリシニ今日計ラスシテ此事既ニ定マリタレハ此上ハ誰カ代リテ「ルーメリヤ」ヲ治メサル可カラス其「トルコ」政府タルハ素ヨリ論ヲ待タサルコトナレハ「トルコ」ハ此報ヲ得テ直チニ委員（ハイコムミスジョネル）ヲ派シテ先ツ其政ヲ撰セシメ併テ今後改革ノ地ヲスヘキヲ孜シ會議モ亦之ヲ可決セリト云之ヲ本月十九日即第六回會議ノ結果トス善シ開會以來ノ嘉好結果ナリト云フ「セルビヤ」「ブルガリヤ」ハ連日相戰テ止マス始三日間ハ連戰殆ト皆「セルビヤ」ノ勝利ニシテ四道ノ兵皆境ヲ越テ「ブルガリヤ」ニ入り「セルビヤ」王モ親カラ將トシテ「ソフヒヤ」ニ向ヒ境ヲ越テ「ツアリブロード」ニ本營ヲ置キ前軍ヲ進メテ「ドラゴマン」峽ヲ扼シ更ニ進テ「スリヴニツァ」ニ迫リ勢ヒ数日ナラズシテ「ソフヒヤ」ニ迫ラントスル者ノ如クナリシモ十七日已來「ルーメリヤ」ヨリ帰り來リテ此方ニ向テ防禦スル者アリ且首都既ニ近キカ故守禦殊ニカムルヲ以テ兩兵互ニ勝敗アリテ「セルビヤ」兵是ヨリシテ進ム能ハス日々相敵シテ激戰シ今日ニ至レリ而シテ西北「ウイヂシ」等ノ所ニ至レハ始メ一挙トシテ敵ノ手ニ陥ルヘキ事ナリシモ今日専ラ精銳ヲ「スリヴニツァ」方面ニ集メタルヲ以テ数日來北部ノ戰報ハ殆ト之レヲ聞カサルニ至レリ連日ノ戰爭如此ニシテ「セルビヤ」兵ハ一意「ソフヒヤ」ヲ

得ントスル者ノ如クナルモ「ブルガリヤ」兵亦能ク防キ容易ニ此目的ノ達スベカラズ数日ヲ出テスシテ休戦又ハ講和ノ意ヲ生スルナルベク各國亦タ必ラス之レヲ忠告スルニ至ルベシ元ト此戦ハ宣戦ノ口実「ブルガリヤ」ヲシテ独リ大ナラシムヘカラスト云フニ外ナラザルニ「ブルガリヤ」公ハ既ニ「ルーメリヤ」ヲ去テ「ブルガリヤ」ニ歸リタレハ先其口実ヲ失タリト云ヘリ随テ「トルコ」モ停兵退還ヲ促スノ理アルベク各大國モ無為ヲ責ムルノ理アルベク況ヤ「セルビヤ」モ全勝期シ易カラサルヲ知タルヘケレハ終ニ久シク交戦シテ徒ニ流血ヲシテ多カラシムルコトナカルベシ頃日外務大輔ニ談シ此事ニ及ヒタル中、同氏ノ言ニ「セルビヤ」「ギリキー」等諸國ハ「ブルガリヤ」ノ一挙「ハルガン」半島ヲ挙テ多少ノ変化アルニ至ルヘシト思ヒ誤リ各大國カ制スルヲモ領カス國カニモ仕ヘサル兵ヲ集メ機ヲ見テ動カントセシニ「ブルガリヤ」ノ變ハ歐洲大國治平ヲ欲スル素定ヲ動カスニ足ラス暗ニ英國カ之ヲ保庇スルヲ除キテハ他ニ之ヲ援助スル者ナクニ三帝國ハ意ヲ同クシテ之ヲ斥クルヲ見終ニ其起ルヘキ機ヲ失ヒタルナリ然ルニ「ブルガリヤ」公カ自國人望ノ漸ク離レテ自己身地ノ危キヨリ一事ヲ為シテ之ヲ維持セシト欲シタルニ同シク「セルビヤ」王モ自己ノ身既ニ固カラサルニ今此大兵ヲ集メタレハ無為ニ錯日スルハ内乱ノ種子タルノ恐アリ寧禍害壽モ少クシテ僥倖或ハ期シ得ヘキノ一事ヲ選テ之ヲ執リ終ニ此宣戦ニ及ヒタルノ情アリ「ギリキー」トテモ殆ト此趣ヲ同シクスレトモ幸ニ兵力自カラ頼ムニ足ラス且「トルコ」ニ敵セスシテ動クヘキ道ナキ故今日迄動カサルナリ「ブルガリヤ」公モ英國ノ保庇ハ演説談判ニ止リ其稍實際ノ救援モ財貨ノ貸與ニ止リ其他仰クヘキ道ナキヲ知ラス自カラ其地位ニ從サルヲ知フヘシ國中素ヨリ英ノ保庇ヲ屑シトセサルノ党多シ而シテ公ノ兵力終ニ「セルビヤ」兵ヲ防クニ足ラス英ノ保庇モ既ニ「セルビヤ」兵ヲ斥クルニ足ラス又「トルコ」ヲシテ黙セシムルニ足ラサルヲ知ラス此輩「アレキサントル」公ヲ逐テ目下ノ禍害ヲ避ケ、國家ノ安寧ヲ計ルベシ故ニ此「セルビヤ」宣戦ノ挙ハ一時流血ヲ免カレサレトモ畢竟平定ヲ速カナラシムルノ媒ナルベシ如此ニシテ事平定セハ爾後「アレキサントル」公カ依然「ブルガリヤ」ニ君臨スルヲ得サルベキハ論ヲ待タス故ニ露國ハ公ヲ逐フノ議ヲ強テ會議ニ呈出セスシテ止メリ「セルビヤ」王モ各大國ノ勸告ヲ用ユル能ハス終ニ此妄動ヲ為シ貸財ヲ貶シ人命ヲ損シ一モ補フ所ナクンハ殆ト其位ニ任サルニ至ルヘキカ唯「ギリキー」ハ之ヲ見テ自ラ戒メ敢テ妄動スルコトナクンハ幸ニ免カ、ルヲ得ンカト云ヘリ右外務大輔ノ話ハ「アレキサントル」公「ルーメリヤ」退去前ノ事ナレトモ併セ考ヘキ者アルヲ以テ附シテ紙末ニ添ス

十一月二十一日 花房義質艸

附録 10 1885 年 12 月の『ブルガリア変革 (第 7)』、『ブルガリア変革 (第 8)』報告

A 1885 年 12 月 4 日の『ブルガリア変革 (第 7)』報告

「明治十八年 在露國日本公使館報告

十二月第一 「ブルガリヤ」変革 (第七)

「コンスタンチノポリ」之會議十一月廿一日ノ席ニテハ英使ヲ除クノ外各使ハ皆「トルコ」委員ヲ「ルーメリヤ」ニ派シ各國亦同シク悉ク委員ヲ派シ及訶ヲ為サシムルニ同意シ又此當委員執務ノ方法等ニモ異議ナカリシト云フ然ルニ英使ハ其後ノ会ニモ或ハ訓令ヲ欠キ或ハ旨趣ヲ異ニシ常ニ各國ノ議ニ同セス其間「ブルガリヤ」ハ「セルビヤ」ニ勝チテ大ニ國中ノ人心ヲ固クシ併セテ外国ノ感情ヲ起サシメタルヲ以テ事情大ニ開会ノ日ト異リタレハ此上ハ最早此会ヲ止メテ大會議ヲ開クニ非サレハ其效ヲ見サルヘシト云フニ至レリ但「ゼリビヤ」「ブルガリヤ」ニ休戦ヲ勸ムルノ一事ハ別ニ之ヲ議シ露國ノ撥議ニヨリ各國同意ナル由ヲ記シ「セルビヤ」「ブルガリヤ」ニ在ル各國使臣連名ノ書ヲ以テ同廿四日之を兩政府ニ呈出セリ「トルコ」ハ二十一日ヲ以テ「アレキサントル」公ニ答ヘテ其恭順ヲ領シ且ツ委員ヲ「ルーメリヤ」ニ派スルノ議決ヲ告ケ且直チニ彼地方ノ平安ヲ保シ秩序ヲ復スルノ事ニ従フヘキノ意ヲ告ケ又此ノ決議ハ各大國ノ意ニシテ兼テ上國カ属國ニ臨ムノ好意ナル由ヲ言ヘリト云然ルニ「アレキサンドル」公ハ更ニ之ニ答ヘテ属國臣民實ニ上國ニ抗スルノ意ナキハ曾テ陳スル所ニ明カナレハ決シテ派員ヲ拒ムト云ハス但今日「ゼルビヤ」ノ事急ニシテ當國人心ヲ防クニ専ラナルカ為メ派員ニ接スルノ設ナク從テ平安ヲ害シ秩序ヲ乱ルノ恐レナシトセス願クハ此派員ノ期ヲ緩クシ「セルビヤ」ノ事平ラクヲ待タレコトヲ言ヘリ然レトモ「トルコ」ハ終ニ其委員ヲ派シ前モ兵ヲ各所ニ備ヘテ萬一力抗スルコトアラハ之ヲ力撃セント拷スル者ノ如シ此委員ノ行果シテ秩序ヲ復スルニ至ルヘキヤ特タ大ニ之ヲ乱ルヘキヤ或ハ各國直ニ計ル処アルヘキヤ未タ之ヲ知ルヲ得ス「ゼルビヤ」「ブルガリヤ」ノ戦ハ十七日以来多ク「ブルガリヤ」ノ勝利ニシテ「セルビヤ」ハ勢日々ニ退縮セリ此時既ニ休戦ノ議起リタレトモ「セルビヤ」カ其兵ヲ國內ニ退カシムルヲ肯セサルヨリ未タ戦ヲ止メス二十日二十一日ハ大雪尺余ニ及ヘトモ「スリヴニツァ」ノ西ニ戦フテ「セルビヤ」兵ヲ退ケ二十三日ニハ進テ「ドラゴマン」峽ノ要所ヲ抜キ二十四日「ツアブロード」(「セルビヤ」國境)ノ北部ニ戦テ又勝チ二十六日ニハ「セルビヤ」ヨリ又休戦ノ議ヲ起シ各國使臣モ交モ勸告スレトモ凡テ可カス午後一時ヲ以テ「アレキサントル」公自ラ首トシテ境ヲ抜ヘ「セルビヤ」ノ地ニ入り「ピロト」府ヲ距ル五「キロメートル」ノ処ニ迫リ戦ヒ夜半ニ

及テ既ニ其一部ヲ取り二十七日早朝ヨリ又戦ヒ夜ニ至リテ「セルビヤ」兵ハ全ク府ヲ棄ツテ退キ「ブルガリヤ」兵代リテ之ヲ占メタリ「セルビヤ」ハ連戦不利ナルニ及テ速ニ休戦ノ勸告ヲ諾シタレドモ「ブルガリヤ」公ハ敵ヲ境外ニ斥ケ自身「セルビヤ」ニ入りテ後其命ヲ謹マント云テ容易ニ勸告ニ従ハス遂ニ境ヲ抜ヘテ「セルビヤ」ノ地ニ入り「ピロート」府ヲ取りテ之ニ拠リ先ニ「セルビヤ」ニ在ル澳公使カ来リテ澳國政府ノ意ヲ陳シ歐洲今日ノ秩序ハ動スヘカラス公ノ兵連戦如何ニシテ止スレハ終ニ澳兵ト相会スルニ至ルヘシト云ヘルニ*³⁵²テ始テ之ヲ諾セリ蓋シ公ノ意既ニ敵兵ヲ境外ニ斥ケ自身敵地ノ一府ニ拠レリ武名ニ於テ恥ル處ナク國辱又洗キ得タリ既ニ各大國ノ勸告アリ復スルニ澳國激切ノ勸告ヲ以テス聽カサルヘカラスト決セルナリ十一月廿七日ノ事トス是ヨリ互ニ戦ヲ止メテ善後ノ計ヲ議スト雖モ「ウイゲン」方面ハ「セルビヤ」兵猶深ク「ブルガリヤ」ノ内ニ在リ「ウイゲン」城ヲ攻ムルノ時ナレハ休戦ノ令未タ至ラスシテ戦ヒ二十八日ノ夜ニ及ヘリ二十九日ヨリハ兩軍全ク戦ヲ止メ「ピロート」「アクパラカン」ノ間ヲ限リテ互ニ兵ヲ進メス始テ休戦講和ノ條目ヲ議セリ然ルニ「セルビヤ」ハ休戦ノ期ヲ十二月三十一日迄トナシ兩軍當日占拠セルノ地ハ各互ニ之ヲ守ラント云ヒ若シ又双方共ニ兵ヲ退ルヲ得ヘリハ敢テ之ヲ辞セスト云ヒ「ブルガリヤ」ハ之ヲ肯セスシテ更ニ其意ヲ呈出シ第一「ブルガリヤ」國中ニ至ル「セルビヤ」兵ヲ悉ク退クヘシ第二「ブルガリヤ」ハ休戦ノ為ノ限リタル線内ニ其兵ヲ存留スヘシ第三休戦定ルノ後ハ直チニ講和ノ委員ヲ任スヘシト云ヘリ其後「セルビヤ」ハ其兵ヲ「ウイゲン」方面ニ在ルモノト「ブルガリヤ」兵ノ「ピロート」ニ在ル者ト各互ニ退ケント云出タレトモ「ブルガリヤ」ハ「セルビヤ」ヨリ軍費ヲ償フニ非サレハ不可ナリトシテ之ヲ肯セス兩議相合サル如此ニシテ未タ定マル所ヲ知ラサレトモ世人ハ議成ラサルヲ慮ル者ノ如ク「ヂユナル、ド、サンペテルスブルグ」ノ如キモ是等ノ形勢ヲ報シテ平和期シ難キヲ歎セリ始メ此「ブルガリヤ」ノ変起ルヤ露帝ハ先ツ其將校ノ「ブルガリヤ」ニ在ル者ヲ召還シ続ヒテ「アレキサントル」公ヲ露國ノ軍藉ヨリ削除シ頗ル不快ノ状ヲ示サレタレトモ近日公ノ兵カ連戦連勝シテ敵兵ヲ境外ニ斥ケ猶進テ止マサルノ勢アルニ及テ頗ル其氣鋒勇銳忍耐守律ノ諸目ヲ具備セルヲ感賞アリテ是偏ヘニ露國將校カ積年從事シテ励精養成セルニ由ナリトテ陸軍少將「プリンス、カンタクーゼン」ニ賞詞ヲ賜ヒ同少將ト共ニ「ブルガリヤ」「ルーメイヤ」ノ軍ニ從事セシ將校下士官ニ洽ネク此意ヲ傳ヘシメラレ本月一日（露十一月十八日）ノ官報ニ載セタリ（「カシタクーゼン」ハ「ブルガリヤ」ニ陸軍卿タリシヲ變乱ノ為メ召還セラレタル人ナリ）露國新聞ハ此賞詞ノ事ヲ評シテ「ブルガリヤ」ハ

352 一字不明

創造經營一々恩ヲ露ニ負ヘル者ナリ今日恩ニ背キ希望ニ迷ヒ輕忽事ヲ起シテ兄弟ノ争ヲ為ス事歎スルニ餘リ有リト雖モ露帝カ此輕挙ヲ惡ムノ深キニ一笑セス猶此幼國ヲ愛慈擁護シテ止サルノ盛意ヲ今此賞詞ニ見ワサレタルハ全國ノ等シク歡喜スル所ナリト云ヘリ外國新聞ハ此事ヲ論シテ露帝ハ夙ニ「アレキサントル」公ヲ除名シタル失策ヲ覺リ此好機會ヲ以テ先ツ此領ヲ為シテ少シク之ヲ恢復シ「ブルガリヤ」「ルーメリヤ」ニ失シタル人望ヲ維カシコトヲ計ル者ナリト評セリ其果シテ然ルヤ否ヤ窺フヘカラスト雖モ始メ露國ハ公ヲ逐フノ議アリテ後之ヲ止メタレトモ是レ逐ハサルモ自カラ其地位ニ任サルニ至ラント豫想セルニ由ル者トシテ公ノ「ブルガリヤ」ニ君タルヲ欲セサルハ前後同一ナリシ然ルニ今日公ノ兵力善ク戦ヒ國內人心モ益々公ニ傾キ他外國モ大ニ感情ヲ異ニシタレハ露國モ多少其意ヲ變セルナルヘク外國人中ニハ澳國カ「セルビヤ」ヲ煽動シテ戦ヲ起サレタルハ策ノ最モ失セル者ナリ露國カ之ヲ支ルニカメシテ「ブルガリヤ」ノ人望ヲ失シタルハ多年ノ事業ヲ泡沫ニ付スル者ニシテ更ニ過テルノ甚タシキ者ナリト云ヒ露人中ニモ出ヲ除名シタルハ輕忽ナリ大國ノ体度ヲ失セリト云ヒ或ハ獨逸帝モ之ヲ可トセスシテ私ニ其意ヲ露帝ニ書送セラレタリト云ヒ又露帝ハ之ヲ悔ヒテ責メ陸軍卿ニ在リトシ卿ハ是ヨリ病ヲ以テ籠居セリト傳フル者アリ是等ノ説悉ク信スヘキニ非スト雖モ其後久シカラスシテ此賞詞ノ事アリシハ事直チニ「アレキサントル」公ニ係ラスト雖モ公ニ對セル露帝ノ意又稍前日ニ異ナルノ徵トスヘキカ如シ前右世人ノ評論モ全ク其故ナキニ非ラス陸軍中將「チエルナエフ」ハ曾テ「セルビヤ」ノ兵權ヲ握リ其獨立ノ戦ヲ為シ「セルビヤ」最高ノ勲位ニ居レリ今度ノ戦起ルニ及ンテ中將ハ此勲章ヲ返却シ且書ヲ「セルビヤ」王ニ奉リ我曾テ王國ノ軍ニ在テ「トルコ」ト戦ヒ此寵異ノ光榮ヲ辱クセリ今ヤ陛下ハ當時「セルビヤ」ノ旗下ニ在リテ共ニ其公共ノ仇敵ト戦ヒタル「ブルガリヤ」人ニ向テ戦ヲ起セリ此時ニ方リテ身猶此寵榮ニ居ルヲ得スト陳セリ事大体ニ関セスト雖モ其人近コロ日本ニ遊ヒ我皇上ノ寵遇ヲ蒙リタルノ因ヲ以テ是ニ付シ称シ併セテ露國人心ノ一班ヲ見ルニ供ス

十二月四日

花房義質艸

紀聞

露國ノ制度タル諸院省ノ長官ハ勿論府知事縣令其他鎮台長ノ如キ一方面ニ當リ施政ノ權ヲ司ル者ハ其管轄内ニ施行セシ百般ノ政事ヨリ人民ノ情態官吏ノ勤怠等ニ至ル迄悉ク其要領ヲ舉ケ毎歲一タビ報告書ヲ製シ直ニ之ヲ帝ニ奏呈ス而シテ帝ハ其報告書ヲ受ケ熟覽以テ政績ヲ考ヘ若シ事ノ其意ニ適セサル者アルニ遇ヘハ其傍ニ疑問ノ標ヲ付シ或ハ疑問ト嗟歎トノ標ヲ併示シ又事重大ナリト認ムル所ハ此頃殊ニ注意ヲ要ス等ノ評ヲ識シテ之ヲ諸卿會議

若シクハ國議院ニ下付シ審議セシムルヲ以テ常トス聞ク頃日一縣令ノ券呈セシ報告書中其管内法官ノ状ヲ具シテ曰ク本縣裁判所ノ法官ハ概ネ皆ナ其人ヲ得テ縣民冤ヲ訴フルノ声ヲ聞スト雖モ獨リ裁判所長素行修マラス衆ノ厭忌スル所ト為レリ因テ司法卿ニ稟議スル所アリト雖モ未タ其要領ヲ得ス蓋シ法官ハ終身官ニシテ司法卿之ヲ進退スル能ハサルノ故ナランカト帝此頃ヲ閱スルニ迄ンテ忽チ筆ヲ執リ此ノ如キノ法官モ猶終身其官ニ在ラシメサルヲ得サル乎ト特書シ以テ之ヲ司法卿ニ示セリト蓋シ帝ハ裁判上百端獎害ノ因テ起ル所ハ専ラ法官ノ終身官タルニ在リト説ヲ執リ其制ヲ廢セント欲スルモ前司法卿チボーコフ氏ノ所見之ト異ナル所アリ是即チ今回同卿ノ更迭ヲ来タセシ重因中ノ一ナリト云フ固ヨリ道政ノ浮説振リニ信ヲ措ク能ハスト雖モ志以テ露帝カ孜テ親ラ政務ヲ執ルノ一班ヲ窺フニ足レリ

B 1885年12月12日の『ブルガリア変革（第8）』報告

「明治十八年 在露國日本公使館報告

十二月第二

「ブルガリヤ」變革（第八）

「ブルガリヤ」「セルビヤ」ノ休戦ハ十二月三十一日迄ト云ヒ又一月十三日迄トモ云タレトモ孰レモ合議ニ至ラス交互退兵ノ議亦行ワレス却テ互ニ兵ヲ増派シテ不止去ル九日ハ兩兵又一小戦ヲ為スニ至リタレハ諸新聞等ハ傳テ再ヒ敵對ヲ始メタリト云タレトモ此小戦ハ僅カニ半時間ニシテ止ミ今度休戦ノ始ヨリ兩軍ノ間ニ往来スル澳使「ケウヴェン・ヒューレル」ノ周旋ヲ以テ兩國等シク居間ヲ各大國ニ請フニ至リ露伊獨三國在澳大使附士官ト澳國ト相共ニ兩軍ノ間ニ入り先ツ休戦ノ議ヲ定ムヘキニ決セリト云是レーツニハ「セルビヤ」カ再戦ヲ欲セサルニ由ルト雖「ブルガリヤ」モ前ニ「セルビヤ」カ敗軍ノ恥辱ヲ洗ントシテ日々其兵ヲ調ルノ侮ル可カラサルアリ後ロニ「トルコ」委員カ「ルーメリヤ」ニ向ヒ或ハ兵カヲ以テ迫ルベキニ顧ミサル可カラサル者アリ況ンヤ各大國ノ意ヲ以テ澳國カ急迫ニ勸告セルニ由リテ始メタル休戦ナレハ卒カニ之ヲ破リテ大國ヲ激セシムヘカラサルノミナラス又之ニ由テ望ヲ結果ニ繁ク所ナカルヘカラサレハナリ露國ハ當時ノ政略専ラ半島ノ舊體ヲ維持シテ歐洲大國間ノ平和ヲ保スルニ在タルヲ以テ先ツ其將校ヲ召還シ續テ「アレキサンドル」公ヲ軍籍ヨリ删除スル等ノ舉アリタレトモ皆露國カ事ヲ起セルニ非ラサルヲ証スルニ止リ「トルコ」兵ヲシテ「ブルガリヤ」「ルーメリヤ」ヲ蹂躪セシムルヲ許サス又澳國ノ威權ヲシテ獨リ半島ニ重カラシムルヲ許サ、ルハ勿論ナレハ澳國カ竊カニ「セルビヤ」ニ銃砲軍資ヲ給スルハ露ノ甚タ喜ハサル處ニシテ「セルビヤ」軍中澳國將校多キカ如キハ

各人頗ル之ヲ憤リ「ブルガリヤ」兵ノ勝利ヲ聞テハ殆ト露兵カ澳兵ニ勝タリト云フ色アリテ之ヲ喜ヒ露帝カ此勝ヲ喜ヒ「カンタクーゼン」以下ヲ賞セラレタルノ舉モ人之ヲ評シテ澳國ニ對セル表意ナリト云ヘリ其最モ甚タシキハ「スラーブ」協會ト云（「スラーブ」人種ノ利益ヲ計ルー私社ニシテ東方論ニ勢力アル）社ヨリ醫官六人看護婦十人金拾萬「フランク」ツハヲ送ルトテ會シタルキ會長「ゼネラル、ヂユルノヴィ」カ演説ニモ「セルビヤ」王ハ「スラーブ」人全体ノ利益ヲ忘シ「スラーブ」協同ノ大敵ニ誘惑セラレ此戰ヲ起セリト云テ暗ニ澳國ヲ誹議シ其終リニ「我輩「スラーブ」人ノ協同益ニ堅固ナルヲ得ヘキハ我大君皇帝ノ勅語ニ於テ之ヲ証スヘシ「スラーブ」人ノ為メニハ一新世紀ヲ恥始メタルゾ予ハ今ヨリ期ス我党ノ人ハ我皇ノ一呼ヲ得ハ忽チ之ニ應シテ一千八百十二年（「ナポレオン」一世露ニ入ル年）ニ於ルカ如ク「神明ハ味方ニ御座ルゾ」ト唱ヘナカラ我皇ノ側ニ集リ我財産ヲ抛チ我生命ヲ棄テ、惜マサランコトヲ」ト云ヘリ此語ノ激ニ過クルハ其後帝ノ叱責ヲ蒙レリトノ説アルヲ以テモ知ラル且一私社ノ集會ニシテ慈善ヲ勸ムル演説ナレハ政略ト相關セストモ云ハ、云フヘケレトモ人心澳國ヲ敵視スルハ高官貴族モ之ヲ衆中ニ公言シテ忌サル者又掩ヘカラサルノ實タルヲ見ルベシ頃日「イグナチエフ」氏ヲ見シトモ同氏露土戰爭ノ後「サンステファン」ニ結ヒタル條約ノ事ニ語り及ホシ此條約ハ余カ多年研究シタル人種風俗宗教地理ニ基キ定メタルモノニシテ半島ノ昌平特リ之ニ由テ望ムヘキ者ナルヲ伯林會議ノ机上論ニ破ラレタリ此机上論ノ想像地圖ハ永久ニ存シ得ヘカラサルハ勿論ナレハ早晚今日ノ如キ變ヲ生スルハ素ヨリ露人ノ期シ待テル處ナリ然ルニ今「ブルガリヤ」カ僅カニ其動クノ機ヲ誤テリトテ各國共ニ途方ヲ失シ其持論ヲ忘レ露國ニシテ分割ヲ唱ヘ英國ニシテ合併ヲ可トスル等殆ト冠履倒置ノ奇勸ヲ呈シ江湖ノ笑柄トナレリ畢竟「ブルガリヤ」ニ「ルーメリヤ」ヲ合併スルヲ許セハ「セルビヤ」ヲ「ボスニヤ」「ヘルゼゴビナ」ノ方ニ廣ムルヲ許サハル可カラサル者自然ノ勢ナルニ澳國此自然ノ合併ヲ妨ケ己レヲ利セントシ竊ニ「セルビヤ」ヲ煽シ「ブルガリヤ」ノ一方ヲ許シ貸スニ財ト兵トヲ以テシ此兄弟ノ争ヲ起サシメタリ露國ハ唯目前ノ平和ヲ欲シテ所謂半生半熟ノ手段ヲ以テ之ニ処シ平和ヲ望テ平和ヲ得ス徒ニ素論ヲ棄テ大計ヲ誤ラントス可歎也ト語レリ見ルヘシ露國カ戰ヲ避ントシテ百方盡カスルモ廟堂ノ内既ニ異議多キヲ又見ルベシ前段私社集會ノ演説果シテ一人ノ私言ニ非サルヲ以上陳スル處ニ明ナルカ如ク數日來大ニ異状ナシ唯昨日ノ「ジョルナル・ド・サンペテルブルグ」ニ英新聞「パル・マル・ガゼット」ノ摘訳「ノヴィコフ」婦人ノ通信ヲ掲ケ之ヲ評シテ此書ハ通信者カ露國政略ノ正直公明ナルヲ英國公衆ニ示セル者ナレドモ「ブルガリヤ」カ勝ニ乘シテ「セルビヤ」ニ入ルニ及テ澳國ハ露國ノ發議ヲ以テ

強テ「アレキサンドル」公ニ休戦ヲ詔セシメタリト云ヘル者ハ誤リナリトノミ弁シタリ是レ其餘ノ紀事精確ナルヲ証スヘキ者ニシテ且其文簡明前後事情ヲ通觀スルニ便ナレハ再譯シテ茲ニ附録シ以テ順次報告ノ要略ニ當ツ

十二月十二日 花房義質艸

C 一千八百八十五年十二月十二日刊行「ジョナル・ド・サンペテルブルグ」

新聞抄譯

左一文ハ「パル、マル、ガゼット」新聞ニ宛テタル通信ニシテ現今ノ變乱ニ對スル露國政略ノ充分ニ方正誠実ナリコトヲ英國ノ公衆ニ示スモノナリ然レトモ此通信者ノ文中ト一点ノ誤謬アリ「アレキサンドル」公カ勝ニ乘シ戦争ヲ「セルビヤ」ニ移サント企ツルニ及テ澳國ハ露國ノ撥議ニ因リ干涉ヲ行ヒ「アレキサンドル」公ヲシテ止ヲ得ス休戦ヲ約セシムルニ至レリ云ハ、ト確言シタリ誤謬ハ即チ是ナリ露國ノ勸告ハ「セルビヤ」兵カ「ブルガリヤ」へ領地内ニ始メテ進入シタル時ニ於テ既ニ明示セリ而シテ此勸告ノ目的ハ速ニ流血ノ挙ヲ止ムルニ在ルナリ誤謬ノ點ヲ明示スルハ要用ト思ワル、カ故ニ茲ニ一言ス「パルマル、ガゼット」新聞ハ「マダム、ド、ノウキコウ」婦人ノ稿ニ係ル「バルカン半島ノ戦争ニ関スル實情」ト題スルー文ヲ掲載セリ左ノ如シ「バルカン」半島ノ近事ト關シテハ當「真ノ実情」ヲ陳ブルノ時ナルカ余ハ然リト思考ス且ツ余ハ吾カ恩恵ヲ吐露スルコトヲ得ルモノナレハ該地方ノ世ニ顯ワレザル事情ヲ一相發セント欲ス但シ余ノ記述ハ政府ノ記録ニ基クモノニ非ラスシテ（蓋シ政府ノ記録ハ真ニ冗長ニシテ倦厭ヲ生セシムルモノナリ）獨リ「ペテルブルク」及ヒ「モスコウ」ノ支府ヨリ見ル所ノ確信スヘキ私信ニ因ルモノナリ先ツ第一ニ外交上ノ点ヲ關スル件ヨリ陳述セン「バルカン」半島将来ノ方向ニ付テハ今ヨリ一ヶ年前「スキールニウイス」ニテ三帝会合ノ際澳國ト露國トノ間ニ於テ協議ヲ遂ケリ此協議ノ目的ハ互ニ相反對スル所ノ利益ヲ調和シ且ツ平和ヲ維持スルニアリキ余ハ此事ニ關シ更ニ詳述スルニ及ハス左ノコトニテ足レリトス即チ澳國ニ於テハ「ブルガリヤ」ト東「ルーメリヤ」合併ノコトハ露國ノ認可ヲ得テ成ル可キモノト認ムルカ故ニ之ヲ以テ伯林條約ニ違背スルモノトナサハルベシ左リナカラ露國ノ擁護ニ因リ合併ヲ公布シタル上ハ澳國ニ於テモ「ボスニー」及ヒ「ヘルゼゴウインヌ」ノ兩州ヲ公然合併スヘシ但シ露國ニ於テハ萬一澳兵「セルビヤ」ノ領地ニ進入スルニ於テハ之ヲ以テ開戦ノ公告ト看做ス旨ヲ約セリ實際ノ利益ニ關シ「スキールニウイス」ニ於テ遂ケタル協議ノ要略ハ左ノ如シ露國ハ「ビ

ユルガリヤ」ヲ東「ルーメリヤ」ニ合併スルコトヲ以テ相當ト思考スルトモハ之ヲ為スノ自由アルヘシ然ルトモハ奥國ハ此合併ヲ以テ「ボスニー」及ヒ「ヘルゼコビーヌ」ノ兩州ヲ其版圖ニ入ル、ノ合圖ト為スヘシトノ議ナリ然シナカラ幻ノ如ク伯林條約ヲ紊乱スルノ時機ニ至リテハ何等ノ決議モアラザリキ「ド、キールス」氏カ去秋「フランチエンバッド」ニ滞留中「ブルガリヤ」ノ君タル「アレキサンドル」公ハ之ヲ訪問セラレタリ其時該公ハ露國外務卿ノ發言ヲ待タシテ同卿ニ向ヒ「ブルガリヤ」國內ハ甚タ平穩ニシテ合併ノ舉動ノ起ルヘキ恐ハ更ニナキ旨ヲ自カラ痛言シタリ故ニ「ド、キールス」氏カ此保証ヲ露帝ニ告ケタルハ尤ノコトニシテ露帝モ亦「ブルガリヤ」ニ於テハ騷擾ノ起る患ナキコトヲ同盟ノ帝等保証スルコトニ於テ豪モ猶豫セラレサリキ然ルニ斯ノ如ク窮屈ナル保証ヲ為シタル後未タ一ヶ月ヲ經スシテ「アレキサンドル」公ハ「フヒリポ・リー」府ニ於テ合併ヲ公告シタリ是時ニ方リ露國人心ノ驚愕ト憤懣ハ如何リヤ請フ之ヲ判断セヨ否ノミナラス「アレキサンドル」公カ言フ食ミタルカ為メニ世人ヲシテ露政府ハ誠実ナキ政府ナリトノ疑ヲ大ニ起サシメタリ澳國ニ於テモ獨國ニ於テモ又露國ニ於ケモ人皆思ヘラク露人ノ胸中ニ深く抱藏スル所ノ一志望ヲ斯ク俄然実施シタルハ多少政府直接ノ事業ナリト露帝ハ此件ヲ以テ不信ノ議ヲ得タリトマテニ思考セラル、ニ至リシハ素ヨリ當ニ然ルヘキノコトニシテ伯林條約ヲシテ無効ノモノニナサシムルコトヲ「アレキサンドル」公ト共ニ謀リナカラ「クレムジュー」ニ於テハ該條約ヲ維持スルコトヲ公言シ以テ同盟ノ帝ヲ欺キタルハ露帝ノ所業ナリトスルモノアリキ我露帝ノ性質ヲ論スルハ余ノ職分ニ非ラスト雖モ該帝ノ天資嫌忌セラル、モノハ不信詐欺ヨリ甚シキモノアラサルハ余ノ確言シ得ル所ニシテ苟モ帝ニ接近スル所ノ人ハ此点ニ於テハ必ラス余ト同論ナルベシ實ニ「アレキサンドル」帝第三世ノ如キ誠実公平ナル人ハ又世ニアラザルナリ是ニ因テ之ヲ觀レハ該帝カ「アレキサンドル」公ノ不信ヲ怒リ強ヒタルハ怪ムニ足ラサルナリ否ノミナラス露帝ハ又歐洲大國ノ承諾ヲ經ザル暴力火急ノ合併ハ必ラス戰爭ヲ惹起スニ至ルヘキフヲ知セリ事是ニ至ラハ澳國ハ「セルビヤ」ヲシテ干戈ヲ動カサシムルノ機会ニ乗セサルヲ得サルベク希臘モ亦タ忽チその騷乱ヲ連累セサルヲ得サルベシ茲ニ於テ露國第一等ノ人ナル我露帝ハ歐洲ノ平和ヲ謀ルカ為メニ露國政略上ノ目的実行ヲ放棄セサルヲ得サルノ地位ヲ執ルニ至リタルハ大ニ歎スヘキノ義務ト謂ツベシ然レトモ「アレキサンドル」帝第三世ハ此事ニ於テハ毫モ*セラレス先ツ第一ニ其一身上ノ信義及ヒ露國ノ信義ヲ維持シ其同盟國トノ誼ヲ堅固ニシ及ヒ「セルビヤ」希臘ヲシテ戰爭ヲ起サシメサルコトヲ務メサル可カラス而シテ露帝ノ第一着手ハ「ビュルガリヤ」ノ軍役ニ在ル所ノ露國士官ヲ召還スルニ在リキ是時「アレキサンドル」

公ハ此等ノ士官ヲ將ニ東「ルーメリヤ」ニ送ラントスルノ際ナリシヲ以テ若シ此事行ワレタランニハ土留形ノ領地ニ攻入ルモノナレハ土國ハ之ヲ開戦ノ公告ト認メ必ラス復讐ヲ為スヘキハ疑ヲ容レサルナリ露國士官ノ引拂ヒタルトキ「アレキサントル」公ハ其兵ニ向テ演述ヲ為シ多クノ證據ヲ挙げテ「露國士官ノ引拂ヒタル日ハ該公ノ生涯中最モ幸福ナル日ナリ又此士官ハ國家ノ危急ニ方リテ其職ヲ遁逃セルモノナリト」ノ旨ヲ公告シタリ此語タルヤ真ニ苛酷ニシテ且不當ノ譴責ト云フヘキナリ而シテ頃日起リタル件ハ以テ全世界ニ向テ露兵ノ膽勇ヲ示スニ足ルモノナリ而シテ「アレキサンドル」帝カ「アレキサンドル」公ヲ露國ノ兵籍ヨリ除名シタルハ該公カ露兵ニ加ヘタル此公然タル凌辱ニ答ルモノナリキ第二ノ方略ハ事体復旧（スクチュ、コ、アンテ）ヲ要求スルニアリキ但シ露國人心ハ頗ル不平ヲ鳴シタリ「ブルガリヤ」ノ長老等カ露帝ニ哀訴シテ此合併ノ承諾ヲ歎願セシトキハ帝モ頗ル哀情ヲ催サレ「ブルガリヤ」合併ニ對スル朕カ同情相憐ムノ意ハ汝又タ疑フ能ハサルナリ然レトモ朕ハ義ニ於テ朕カ同盟ノ二帝ト分離スヘカラサルヲ如何セン」ト曰玉ヘリ然ルニ是時ニ方リ此同盟ノ一帝ハ「セルビヤ」人ヲシテ盛ニ戦争ノ用意ヲ為サシメタリ蓋シ澳國ハ充分己レニ利益アル保証ヲ得タル後「セルビヤ」兵ニ多クノ軍資ヲ與ヘ軍用品ハ勿論總テ「ブルガリヤ」ヘ攻入ノ為メニ要スル所ノモノハ悉ク授与シタリ而シテ露國ハ「アレキサンドル」公ヲ事体復旧ノ方向ニ導ク為メ百方交際上ノ手段ヲ尽シタレトモ其効ナカリキ又英國カ「コンスタンチノプル」ノ會議ニ於テ反對論ヲ主張スルニ論ナク露國ハ固ク其議ヲ執テ動かサリシニ露國カ先見シタル事果シテ起レリ即チ「セルビヤ」兵カ「ソフヒヤ」府ニ向テ進軍スルノ命ヲ受ケタルモノ是レナリ露國ハ澳國ヲシテ此危険ノ事業ヲ試ムルコトヲ止メシムルコト能ワサリキ何トナレハ澳國ハ答テ云ワン露國ハ東「ルーメリヤ」ノ騷擾ヲ妨壓セサル可カラサルニ何故ニ之ヲ為セサ、リシカト露國ハ實ニ力及フ丈ケノコトハ為セリ特ニ「ブルガリヤ」ノ事体復旧ノ事ハ露國之ヲ保証スルトノコトハ「ベルグラッド」及ヒ維也納ノ兩府ニ於テ明ニ之ヲ了會セシメタルナリ「セルビヤ」ハ「ソフヒヤ」府ヲ乗取ルヲ得ヘキモ露國ハ「セルビヤ」ヲシテ「ブルガリヤ」ノ領地一「エークル」ダモ占領スルコトヲ許サ、ルベシ然ルニ戦争ノ氣運ハ転回シテ「アレキサンドル」公ハ露國ノ訓練セル所ノ兵ヲ指揮スルノカアルフヲ世ニ示シタリ「ビュルガリヤ」人ヲシテ勝利ノ域ニ達セシメタル士官等ハ殆ント残リナク露兵ノ列ニアリテ共ニ勤勞セル者ナリ然シナカラ「アレキサンドル」公ハ侵入ノ敵兵ヲ撃チ却ケタル後勝ニ乘シテ戦争ヲ「セルビヤ」ノ國內ニ移サンコトヲ企テタリ是ニ於テ澳國ハ露國ノ發議ニ因リ之ニ干涉シ「アレキサンドル」公ヲシテ止ヲ得ス休戦ヲ約セシムルニ至レリ露國ハ斯ノ如ク其信義ヲ守ルノ証ヲ與ヘ

タレハ此上ハ事体復旧ノ主義ヲ変更スルノ議ニ同意スルモ妨ケナカルベシ然レドモ此事固ヨリ露國ノ好テ為ス所ニ非ラス蓋シ各國ノ締結セル伯林條約ノ疑條ヲ俄ニ変更スルコトハ一般ノ平和ヲ乱シ極メテ大ナル危険ヲ醸スノ恐レアルヲ知レハ也此危険ハ即チ露國ノ素志タル平穩合併ノ主義ニ悖ラシムルモノナリ

天野瑚次郎譯

附録 11 1886年1月の『ブルガリア変革（第10）』

「明治十九年 在露日本公使館報告

一月第一

「ブルガリヤ」変革（第十）

「セルビヤ」「ブルガリヤ」ノ休戦議定リ交互退兵ノ事行ワレタルヨリ再ヒ各大國ノ會議ヲ以テ此局ヲ結ハントスルノ意ハ仏伊二國ノ發議モアリシ由ナカラ既ニ二度ノ會議無効ニ歸シタルヲ以テ第三ノ會議奏效見込ナシトシテ此議ハ熟スルニ至ラス一日「ギールス」氏ニ此會議果シテ開カルヘキヤ若シ開カハ伯林約ヲ変スルニ至ルヘキ者タルヤト問シニ各國定見ヲ異ニシテ會議スル事ニ益ナキハ近例既ニ顯著ナリ露國ハ此種ノ會議ヲ惡ムヲ以テ決シテ之ヲ開クヲ欲セス寧ロ「トルコ」ヲシテ専ラ之ニ任セシメ各國ハ己レニ害ナキヲ見テ之ヲ許諾スルヲ勝レリトスト語レリ勢此如ナルヲ以テ各國ハ「トルコ」ノ委員ハ「ブルガリヤ」ノ代人ト共ニ「セルビヤ」代人ト會ヒ平和ノ約ヲ議スヘキニ嘆シ更ニ露討論ノ上其議約ノ地ヲ選定セントシテ未タ定マラス然ルニ「セルビヤ」モ「ギリキー」モ依然「ブルガリヤ」「ルーメリヤ」ノ合併ハ自國ニ相当ノ擴張ヲ得ルニ非サレハ許スヘカラストノ說ヲ主張シ益々軍備ヲ修スルヲ以テ此時卒カニ和約ノ協議ニ及フヲ得ス是ヲ以テ露國主トシテ各國ニ議シ各大國ノ意向テ「ギリキー」「セルビヤ」「ブルガリヤ」ニ等シク兵備ヲ解クベコトヲ勸メ「トルコ」モ此諸國ニシテ兵備ヲ解カハ同シク之ヲ解クヘシト云ニ然リタレトモ「ギリキー」ハ未タ此勸說ヲ容レス頻リニ陸海ノ軍備ヲ擴張ス「セルビヤ」ハ稍此勸說ニ從ントスル者ノ如クナシレトモ未タ全ク之ヲ從ヘリト云フニ至ラス「バロンジョミニ」此現況ヲ評シテ英國ノ謀略三帝國ノ協同ヲ妨ケ世界ノ治安ヲ妨タル者ナリト云ヒ其故ヲ問ハハ元ト露澳兩國「バルカン」半島ニ威權ヲ爭フ者アルハ争ヘカラサルノ實ナレトモ英國ノ妨碍ナクハ此事今日ニ起ラサルヘク仮令起ルモ最初ノ會議能ク之ヲ止ムルヲ得タルナルベシ今日ニ至テモ露澳ノ間若シ一点ノ疑心ナクハ澳ヲシテ「セルビヤ」王ヲ助ケテ内乱ヲ防シメ若シ必要ナラハ澳兵ヲシテ「セルビヤ」ヲ占メシメ「トルコ」ハ専ラ「ギリキー」

ノ侵入ヲ防キテ「ブルガリヤ」ニ許スヘキ願ヲ許サハ各國異議ナキノ結局ヲ見ルニ難カラサルヘケレトモ澳兵一タヒ「セルビヤ」ヲ占メナハ乱平クノ日ニ及モ之ヲ退ケサルヲ疑フニヨリ露國ハ澳國ヲシテ此舉アラシムルヲ許サス之ヲ許サハラントスルニヨリ「セルビヤ」ノ内乱ヲ未發ニ防クヲ慮ラサルベカラス之ヲ慮カルカ為「セルビヤ」ノ異議ニ顧ミル所ナキ能ハス是皆澳露相忌ムノ致ス所ト雖モ畢竟英ノ謀略之ヲシテ然ラシムルニ外ナラスト語レリ現況此如キト雖モ近日「ブルガリヤ」外務卿ハ「コンスタンチノポリ」ニ至リテ上國屬國間ノ關係ニ付テ議スル所アリ議將ニ協フ所アラントスト傳説シ「セルビヤ」ト「ブルガリヤ」ノ和約ハ「トルコ」委員ト共ニ「セルビヤ」ニ議スルニ定マレリト云ヒ「ギリキ」陸軍ハ「トルコ」ノ元ト恐ルハニ足ラストスル処ニシテ本府在留「トルコ」大故ニ此「ギリキ」ノ挙動*³⁵³シテ「トルコ」現ニ六拾万ノ兵アリ甚タ「ギリキ」ヲ懼レスト云ヘリ此語一場ノ談話ニ過サレトモ各國既ニ「ギリキ」ノ軍備ヲ止メンコトヲ勸ムルニ急ニ海軍ノ如キハ英國主トシテ之ヲ力拒スヘキノ説アルニ至リタレハ事情再變スルニ非サレハ和約成ルヲ告ケ「ブルガリヤ」「ルーメリヤ」ノ合併又稍其形ヲ為シテ是ニ一局ヲ結フヘキニ似タリ唯未タ之ヲ今日ニ必スシモ得ヘカラザルノミ澳帝ハ此事ニ付キ前外務卿「アントラスシー」ノ意ヲ問ハレ其意見書ヲ当外務卿「カルノキー」ニ示サレ「カルノキー」氏又其意見書ヲ奉レリトノ事アリ其詳得テ知ルヘカラスト雖モ露澳同盟ノ事「アントラスシー」ハ確乎タル約書ヲ作為シテ之ヲ固カラシムルヲ可トシ「カルノキー」氏ハ兩國君臣相信シ相許サハ必スシモ約スルヲ須ヒスト意ナリト云但「アントラスシー」ノ意ハ「バルカン」半島ノ回教民ヲ保護スルハ澳露同シク自カラ任スル処ナレドモ確乎タル定約アリテ其交互ノ威權ヲ限界スルニ能サレハ今日相信シ相許ス者他日忽チ相疑ヒ相争フ者ナタサルヲ保シ難シト云ニアリテ言深切周到素ヨリ論セシト雖モ「カルノキー」カ之ヲ容レサル又其意ヲ異ニセルニ非ラスシテ唯兩國利害ノ係ル処スクノ如ク容易ニ分界定劃スヘキニ非サルヲ知ルニヨル者ナルヘシ

明治十九年一月廿日

花房義質

附録 12 1883—1886 年における花房義質の活動の年表

年月日	主な出来事	原拠
-----	-------	----

³⁵³ 一字不明

1883年（明治16年）		
83.1/21	小松原英太郎は、花房義質に「閣下露国行には原敬随行然るべし」等の内容の書簡を送付する	『花房義質関係文書目録』
83.3/3	三条太政大臣の訓令による特命全権公使と任命される；太政官の訓令によるロシア在勤と任命される；太政官の訓令によるスウェーデン・ノルヴェー公使兼勤と任命される；太政官の訓令による二等官相当一等年棒下賜される	ロシア帝国外交史料館、ファンド195「駐東京公使館文書」、ファイル84；犬塚孝明『ニッポン青春外交官』；紫田紳一「花房義質関係文書」について」等
83.3/6	「(中略) 花房義質が、当月3日に全権特命公使と任命された(中略)」日本外務大臣井上馨より駐日ロシア公使宛電報が届く	ロシア帝国外交史料館、ファンド195、ファイル84
83.3	ロシアへ向かう。『事略』「在留公使として其即位式に参列する「中略」早く行けといふことで三月に立って行った」と記録される	黒瀬義門；『花房義質関係文書目録』
83.3/17	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』（メモ式）を作成	紫田紳一「花房義質関係文書」について」
83.3/17	東京を出発；「Tamis」号にて；船旅	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』
83.3/18	ロシアへ向かう途中；船旅；紀州（和歌山）を經由	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』
83.3/19	ロシアへ向かう途中；船旅；佐多岬を經由	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』
83.3/20	ロシアへ向かう途中；船旅	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』
83.3/21	ロシアへ向かう途中；船旅	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』
83.3/22	ロシアへ向かう途中；船旅	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』

83.3/23	ロシアへ向かう途中；船旅	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』
83.3/24	ロシアへ向かう途中；船旅	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』
83.3/25	ロシアへ向かう途中；船旅；広東を経由	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』
83.3/26	ロシアへ向かう途中；船旅；香港を経由	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』
83.3/27	ロシアへ向かう途中；船旅	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』
83.3/26	ロシアへ向かう途中；船旅	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』
83.3/29	安南に到着；安南海岸を見物	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』
83.3/30	サイゴンに到着；市中滞在；Sholen へ行く；井上馨は、花房義質に「貴兄妻君蜂須賀と同行出発」等の内容の書簡を送付	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』；『花房義質関係文書目録』
83.3/31	サイゴンを出発	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』；『花房義質関係文書目録』
83.4/1	ロシアへ向かう途中；船旅	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』；『花房義質関係文書目録』
83.4/2	シンガポールに到着；ホテル・ヨーロッパ滞在；清国領事官 Tzo Pingling（左乗隆）と面会；アヴァと面会；蜂須賀、安藤に書状を出す	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』
83.4/3	シンガポール滞在	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』
83.4/4	シンガポール滞在；清国領事官 Tzo Pingling（左乗	『明治一六年露国赴任途

	隆) と面会；シンガポールを出発；	上の日誌及雑感詩集』
83.4/5	ロシアへ向かう途中；船旅	『明治一六年露国赴任途 上の日誌及雑感詩集』
83.4/6	ロシアへ向かう途中；船旅	『明治一六年露国赴任途 上の日誌及雑感詩集』
83.4/7	ロシアへ向かう途中；船旅	『明治一六年露国赴任途 上の日誌及雑感詩集』
83.4/8	コロンボに到着	『明治一六年露国赴任途 上の日誌及雑感詩集』
83.4/9	コロンボ滞在；群馬県出身の伊藤国蔵は「ロシア」 号でコロンボに到着	『明治一六年露国赴任途 上の日誌及雑感詩集』
83.4/10	コロンボ滞在	『明治一六年露国赴任途 上の日誌及雑感詩集』
83.4/11	コロンボを出発	『明治一六年露国赴任途 上の日誌及雑感詩集』
83.4/12	ロシアへ向かう途中；船旅	『明治一六年露国赴任途 上の日誌及雑感詩集』
83.4/13	ロシアへ向かう途中；船旅	『明治一六年露国赴任途 上の日誌及雑感詩集』
83.4/14	ロシアへ向かう途中；船旅	『明治一六年露国赴任途 上の日誌及雑感詩集』
83.4/15	ロシアへ向かう途中；船旅；卓子島を経由	『明治一六年露国赴任途 上の日誌及雑感詩集』
83.4/16	ロシアへ向かう途中；船旅；アデンに入る	『明治一六年露国赴任途 上の日誌及雑感詩集』
83.4/17	ロシアへ向かう途中；船旅	『明治一六年露国赴任途 上の日誌及雑感詩集』
83.4/18	ロシアへ向かう途中；船旅	『明治一六年露国赴任途 上の日誌及雑感詩集』

83.4/19	ロシアへ向かう途中；船旅	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』
83.4/20	ロシアへ向かう途中；船旅	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』
83.4/21	ロシアへ向かう途中；船旅	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』
83.4/22	ロシアへ向かう途中；船旅；海峡に入り、クスマリアにて宿泊	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』
83.4/23	ロシアへ向かう途中；船旅	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』
83.4/24	ロシアへ向かう途中；船旅；ポルト・サイドで上陸	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』
83.4/25	ロシアへ向かう途中；船旅	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』
83.4/26	ロシアへ向かう途中；船旅；「カンチャ」島を經由；三条太政大臣の訓令による従四位 ³⁵⁴ が与えられる	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』；紫田紳一
83.4/27	ロシアへ向かう途中；船旅	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』
83.4/28	イタリアに到着；「ナプル」（ナポリ？）滞在；検疫手続きが行われる；ニシダ同道で島を見学	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』；1883年5月4日付上野景範書簡
83.4/29	ロシアへ向かう途中	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』
83.4/30	ロシアへ向かう途中；ローマを出発	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』
83.5/1	ロシアへ向かう途中；「テンセニー」を出発；「雪景	『明治一六年露国赴任途

³⁵⁴ 華族の爵位では、男爵の初叙位階に相当し、陸軍・海軍では中尉相当とされる。

	色は美しき」と記録されている（アルプスを横断？）	上の日誌及雑感詩集』
83.5/2	パリに到着；伊藤がパリに到着	『明治一六年露国赴任途 上の日誌及雑感詩集』
83.5/3	パリ滞在；駐仏日本公使館を訪問	『明治一六年露国赴任途 上の日誌及雑感詩集』
83.5/4	パリ滞在；上野景範は、花房義質に「朝鮮は清国の 附庸国なりという朝鮮の書簡」等の内容の書簡を送 付	『明治一六年露国赴任途 上の日誌及雑感詩集』；『花 房義質関係文書目録』
83.5/5	パリ滞在；マルシャルと面会；「翌日に出発する」 という内容の電報を山内へ送る	『明治一六年露国赴任途 上の日誌及雑感詩集』
83.5/6	パリ滞在；木村、山崎と面会；パリを出発	『明治一六年露国赴任途 上の日誌及雑感詩集』
83.5/7	ベルリンに到着；コーマンにて朝食；青木と面会； 夜にベルリンを出発	『明治一六年露国赴任途 上の日誌及雑感詩集』
83.5/8	ロシアへ向かう途中；「エイドキョン」、「ヴィルボ レン」を経由；ダヴィドフ、イタリア大使ニグリは パリを経て、赴任先の日本へ向かう途中で当地を経 由すると記録している	『明治一六年露国赴任途 上の日誌及雑感詩集』
83.5/9	ペテルブルグに到着	『明治一六年露国赴任途 上の日誌及雑感詩集』
83.5/10 ～17	ペテルブルグにて；アレクサンドル三世の戴冠式で 出席する ³⁵⁵ ；「其露西亜の皇帝の即位式はエライ 盛んな大層なものであるが之はマア式が大層盛ん であった」という言葉を残している	黒瀬義門；『花房義質関係 文書目録』
83.5/10	ペテルブルグにて；外務省を訪れる；スツルヴェ、 ギールス、ウランガリ、オステン・サゲン、ルヴォ	『明治一六年露国赴任途 上の日誌及雑感詩集』

³⁵⁵いずれの日である。確実な日付は不明である。

	フ、マラコウスキー、ブロセー、ケネディ、アンネンコフ、ダヴィドフ、ジノヴィエフと面会；スウェーデン公使へ名刺を差し出す	
83.5/11	ペテルブルグにて；パレードを見に行く？；ガリーチン、ジョミニ、ポシェット、ウランガリと面会；スウェーデン公使 Due（氏名のみ記載）；伊藤、青木へ書状を出す	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』
83.5/12	ペテルブルグにて；ダヴィドフ、ケネディ、デンマーク公使 Vind、スチュルメルと面会；レスノウスキーへ名刺を差し出す	『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』
83.5/14	ペテルブルグにて； 『駐露公使花房義質日誌』が開始される；ただし、「巴里公使館九時着大山食すロシア書状差し出す光明寺大山二人来る」と記録されているので、『駐露公使花房義質日誌』著者はパリに滞在していると明らかになっている	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.5/15	ペテルブルグにて 『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；宇川、大山、光明寺、奥田と面会	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.5/16	ガッチナにて；花房義質がアレクサンドル三世に謁見し国書を提出；汽車にてペテルブルグから出発し、ガッチナ宮に到着；日本公使館の山内書記官は同行 『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；宇川、大山、光明寺、松方兄弟と面会	『外務省上伸在露国特命全権公使花房義質同国皇帝陛下へ謁見の件』；『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』
83.5/17	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；難波、宇川、光明寺と面会	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.5/18	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；宇川、大山、光明寺と面会；ロシア、東京	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』

	へ書状を差し出す；マルシャルと面会；松方との面会	
83.5/19	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；宇川、大山、光明寺、奥田との面会	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』
83.5/20	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；宇川、杉山との面会；ロシアへ書状を差し出す	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』
83.5/21	モスクワでの滞在？ 『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；宇川、大山、光明寺、奥田と面会；ロシアより書状が来る；上野景範は、花房義質に「速やかに当府御出でを待つ」等の内容の書簡を送付	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』；『花房義質関係文書目録』；1883 年 5 月 21 日付上野景範書簡
83.5/22	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；マルシャルと面会；宇川と面会	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』
83.5/23	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；宇川と面会	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』
83.5/24	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；宇川と面会；蜂須賀は国事（？）；ロシアより書状が来る	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』
83.5/25	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；宇川、光明寺、川上と面会	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』
83.5/26	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；宇川が来る；パリ市内にて「御奥様」（花房義質の妻？）は同行	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』
83.5/27	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；蜂須賀と面会する；宇川、大山が来る；モスクワへ書状を差し出す	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』
83.5/28	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；宇川が来る	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』

83.5/29	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；宇川が来る	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』
83.5/30	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；「御奥様」（花房義質の妻？）と千鶴は同行する	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』
83.5/31	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；宇川が来る；光明寺が来る；パリ市内の仕立屋にて	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』
83.6/1	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；モスクワより書状が来る	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』
83.6/2	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；宇川、光明寺が来る	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』
83.6/3	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；宇川、光明寺、蜂須賀と面会す；競馬にて	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』
83.6/4	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；宇川、光明寺、蜂須賀と面会	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』
83.6/5	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；パリ市内にて「御奥様」は（花房義質の妻？）同行；宇川、蜂須賀と面会	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』
83.6/6	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；宇川、大山、千鶴、蜂須賀が来る	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』
83.6/7	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；宇川、大山が来る；大中、ロシアも書状を差し出す	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』
83.6/8	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；宇川、光明寺、藤川と面会	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』
83.6/9	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；宇川が来る；仕立屋にて；蜂須賀は外出；「御奥様」（花房義質の妻？）は千鶴の同行でパリ	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』

	市内にて	
83.6/10	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；蜂須賀はイギリスへ出発	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』
83.6/11	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；ロシアへ書状を差し出す	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』
83.6/12	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；蜂須賀がイギリスより戻る；マシャル、宇川、大山と面会	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』
83.6/13	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；宇川、大山、蜂須賀と面会	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』
83.6/14	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；宇川、マシャルと面会；パリ市内にて「御奥様」（花房義質の妻？）は同行	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』
83.6/15	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；宇川、光明寺、大山、奥田、蜂須賀、難波と面会；「汽車で公使とオーストリアへ行く ³⁵⁶ 」と記載されている	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』
83.6/16	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はパリに滞在；宇川、光明寺、難波が来る；大山同行で外せい門の見学する；上からパリの景色を眺める	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』
83.6/17	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者は夜 8 時ベルリンに到着；「御奥様」（花房婦人？）の同行；ベルリン市内のホテルに滞在	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』
83.6/18	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はベルリンに滞在；「御奥様」（花房の妻？）の同行；青木公使と面会；夜ベルリンを出発	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』
83.6/19	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者は汽車で移動；国境で汽車が変わる	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』

³⁵⁶ 公使とは、花房義質のことか？

83.6/20	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』の著者はロシアに到着；駅に二橋、山内は出迎えに来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.6/21	ロシアにて；ペテルブルグにて；スツルヴェの元へ行く；難波が来る；公*（花房公使？）に従四位が与えられる	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.6/22	ペテルブルグにて；難波が来る；荷物が着く；エラキンの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.6/23	ペテルブルグにて；安藤、難波同道、ペテルブルグ市内で行動する	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.6/24	ペテルブルグにて；スツルヴェと面会	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.6/25	ペテルブルグにて；難波が来る；シュリサ女中が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.6/26	ペテルブルグにて；アミル・ポシェトへ行く；難波、山内同道、リルエラキンの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.6/27	ペテルブルグにて；安藤、難波同道、ペテルブルグ市内で行動	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.6/28	ペテルブルグにて；スツルヴェと面会；難波が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.6/29	ペテルブルグにて；スツルヴェの元へ行く；難波が来る；山内が来る；山内とモノスツイリ（修道院）へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.6/30	ペテルブルグにて；安藤が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.7/1	ペテルブルグにて；スツルヴェ、ポシェットと面会；曾根が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.7/2	ペテルブルグにて；日誌では「旦那様（花房義質？）はお出でになる」と記録されている。エラキンの元を訪れる；馬車で外を回る等	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』

83.7/3	ペテルブルグにて；スツルヴェ、ポシェトと面会； 日誌では「サリスキー玄人（？）来て、「シュリサン」＊洗礼式へ行く」等と記録されている	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.7/4	ペテルブルグにて；安藤が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.7/5	ペテルブルグにて；マダム・スツルヴェスが出発するので、旦那様（花房？）、千鶴、安藤、山内、駅まで見送りをする；ホシェトと面会	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.7/6	ペテルブルグにて；旦那様（花房？）は外出；エラキンの元へ行く；馬車で外を回る等	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.7/7	ペテルブルグにて；難波は9時に出発する；山内が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.7/8	ペテルブルグにて；日誌では「岡山、青木（青木周蔵？）30日に会う」と記録されている。書状を差し出す；安藤、植木が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.7/9	ペテルブルグにて；マダム・モローが来る；馬車でピエール帝旧宮殿を見物	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.7/10	ペテルブルグにて；ネフスキー大通、カーメニストロブスキ・プロスペクチヴを散策	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.7/11	ペテルブルグにて；モロー、安藤が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.7/12	ペテルブルグにて；モローが来る；公園地へ行く；上野景範「食物入一箱着かず」等の内容の書簡を送付する	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『花房義質関係文書目録』
83.7/13	ペテルブルグにて；モリツリーウエンと面会；山内が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.7/14	ペテルブルグにて；船でクロンシュタード港、オラニエンバム、ペテルゴフ、スツレルナを見学	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.7/15	ペテルブルグにて；安藤は公使館へ引越し、同居	『駐露公使花房義質日誌

	することになる；難波はパリのマシヤルへ贈り物を送る	明治16年』
83.7/16	ペテルブルグにて； モーロ、安藤が来る；安藤と馬車で買い物；ブローチ、指輪、簪等を買う	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.7/17	ペテルブルグにて； モーロが来る；ナベレジナヤ・ネヴァ等、ペテルブルグ市内を散策	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.7/18	ペテルブルグにて； モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.7/19	ペテルブルグにて； モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.7/20	ペテルブルグにて； 山内、赤羽が来る；エラキンの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.7/21	ペテルブルグにて； 外務省のプロセスと食事；ロシア査証が発行される（花房と山内）	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；紫田紳一
83.7/22	ペテルブルグにて； 船でスリセルブルグへ、湖の島の城を見物	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.7/23	ペテルブルグにて； 船で帰る；マダム・ポシェットが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.7/24	ペテルブルグにて； モーロが来る；山内、安藤が来る；オゼルキー湖水を巡る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.7/25	ペテルブルグにて	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.7/26	ペテルブルグにて； マダム・モーロが来る；安藤と旦那様（花房？）は仕立屋へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.7/27	ペテルブルグにて； 山内、安藤が来る；カーメンヌ・オーストロフにて食事；スヴェーデンより書状が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.7/28	ペテルブルグにて； モーロが来る；安藤、赤羽とお茶を飲む	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』

83.7/29	ペテルブルグにて； 山内、安藤の元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.7/30	ペテルブルグにて； 山内、安藤の元へ行く；家主 の老母の誕生のパーティに出席	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.7/31	ペテルブルグにて； モーロが来る；山内、赤羽他 と出かける	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.8/1	ペテルブルグにて； モーロが来る；エグルス（教 会）を見学	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.8/2	ペテルブルグにて； モーロが来る；モーロへ謝礼 金を支払う；馬車でポシェットの元へ行く；旦那様 （花房？）と千鶴と食事；井上へ東京へ銀の匙を 12 個を送る；旅行の準備をする	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.8/3	ペテルブルグにて； 祝日に当たって、兵隊のパレ ードを見る；ベテルゴフにて外務卿ギールスと面 会；馬車で駅へ移動	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.8/4	スウェーデンへ船で出発；安藤、赤羽、二橋は見 送りに来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.8/4 ～10/31	『瑞典ノ威国旅行日記』を作成 ³⁵⁷	紫田紳一（外交史料館所 蔵）
83.8/5	スウェーデンへ向かう船にて； 船でヘルジンホル ヌまで行き、到着後、アルポヒウドロンに宿泊	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.8/6	スウェーデンへ向かう途中； アボに到着	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.8/7	スウェーデンに到着； グランド・ホテルに宿泊	『駐露公使花房義質日誌

³⁵⁷紫田紳一「花房義質関係文書」について」外交史料館報 第 7 号、1994 年 3 月、82-103 頁。ただし、『瑞典ノ威国旅行日記』は 1885 年 8 月 4 日～10 月 31 日の日付で書かれている。

		明治 16 年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.8/8	スウェーデンにて；各地見学；王宮前に小さい蒸気 船に乗る；日本外務省には、ロシア皇帝謁見の件の 報告書が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『瑞典諾威国 旅行日記』；国立公文書館
83.8/9	スウェーデンにて； 山内、宇川、モーロは同行	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.8/10	スウェーデンにて； 旦那様（花房？）、山内は外務 省を訪れる；「スケプスホルメン」の砲台の見学；「ソ ットマヘラル」へ行く；ポルトガル公使と面会	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.8/11	スウェーデンにて； モーロが来る；「ミュゼ・ナシ ョナル」、「ミュゼ・ド・ノールヴァジ」、「ミュゼ・ ド・コスチュムナショナル」を見学；「ウルリクス ダル」王宮へ行く；モナコ領事勤めマーンが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.8/12	スウェーデンにて； マーンが来る；「ハアレイ・ロ ワヤル」王宮を見学；モーロが同行；ロシアより郵 便物が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.8/13	スウェーデンにて； マーンが来る；エクリス（教 会）へ行く；モーロ、山内は同行；シャルダン・ボ タニック（庭園）へ行く；ロシアより書状が着く； 赤羽、安藤、二橋に書状を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.8/14	スウェーデンにて； モーロ、山内が来る；「ミュゼ ーエトノグラフィク」を見学；フランス公使と面 会；「ドロットニングホルム」王宮を見学；マーン は案内者となる；ハルク（公園）を一回り帰る	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.8/15	スウェーデンにて； モーロ、山内が来る；「ミュゼ ードヒストアルナチュラル」を見物	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『瑞典諾威国 旅行日記』

83.8/16	スウェーデンにて； モーロ、山内、マーンが来る； 馬車で一回りをして帰る	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.8/17	スウェーデンにて； モーロ、山内が来る；「ソウテ リヤン」 カナルを通る；港を船で見物	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.8/18	スウェーデンにて； カナルを通る；田舎を回る； 運河や湖を船で見物	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.8/19	スウェーデンにて； 「ハイストル」 町を見物；「ウ エネルボルグ」を通り、王宮へ行く；「トロルハダ ン」へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.8/20	スウェーデンにて； 3 時は「ゴツムーンフルグ」に 到着；「ジヲリンミ」別荘、シャルダン・ボタニッ クを見物	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.8/21	スウェーデンにて； 馬車で出発、船に乗り換え、2 時に「トローハッタン」に到着	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.8/22	スウェーデンにて； 「トローハッタン」を出発； 別事で「アスベタメン」で降りる；「イスカイヤ・ チステタニ」 駅を發、「フレデリクスハルド」 駅を 經由し「クリスチャニヤ」（オスロ）に到着	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.8/23	スウェーデンにて； 博物館、王宮を見物	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.8/24	スウェーデンにて； 「ヲスカルシヤル」 王宮を見 物	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.8/25	スウェーデンにて； 「リイルストコム」を經由し	『駐露公使花房義質日誌

	アポ港に到着	明治 16 年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.8/26	スウェーデンにて；「アルピカ」、「エタネ」、「ブ ロンスベル」、「アペケンス」、「カールスタッド」、「キ ルスケンハームン」等を経由し「ストックホルム」に 到着；馬車で「エカテリヌホルム」へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.8/27	スウェーデンにて；市中見学	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.8/28	スウェーデンにて；宇川、山内が来る；花房は外 務省を訪れる；マーンが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.8/29	スウェーデンにて；山内が来る；ロシア領事館へ 行く；「ミュルガルタン、ベルベケール」塔を見学	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.8/30	スウェーデンにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.8/31	スウェーデンにて；マーンが来る；「ビブリヨテッ ク」図書館へ行く；宇川、山内が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.9/1	スウェーデンにて；シャルタンを一回りする；マ ーンが来る；フランス公使と面会	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.9/2	スウェーデンにて；マーンが来る；兵隊交代を見 学	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.9/3	スウェーデンにて；皇帝が戻られるので駅まで拝見 に行く；山内は外務省へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『瑞典諾威国

		旅行日記』
83.9/4	スウェーデンにて；各地見学	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.9/5	スウェーデンにて；各地見学	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.9/6	スウェーデンにて；日誌では「謁見」という単語のみと記録されている（スヴェーデン皇帝に謁見？）	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.9/7	スウェーデンにて；花房、山内は馬車で一回りして帰る；マーンが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.9/8	スウェーデンにて；山内が来る；「カールスブルグ」にて；「ラーゲルヘーム」（地名のみ記載）；別荘へ行く；ペテルブルグより電信が着く	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.9/9	スウェーデンにて；ホテルを出発し、船でスウェーデン東南町「ウプサラ」まで移動する；ペテルブルグより書状が届く；井上外務卿宛で条約改正の件の電報を送付	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『日本外交文 書』第16巻；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.9/10	スウェーデンにて；宇川、山内が来る；ペテルブルグより書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.9/11	スウェーデンにて；博物館を見学；アメリカ公使と面会	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.9/12	スウェーデンにて；花房、山内、アメリカ公使は、トロンニングホルム王宮へ行く；日本公使、山内書記官、アメリカ公使が出席し、皇帝、皇后、皇太子	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』

	と御陪食する；マーンが来る	
83.9/13	スウェーデンにて；山内が来る；マーンが来る；オペラを見に行く	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.9/14	スウェーデンにて；山内が来る；マーンが来る；山内は外務省を訪れる	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.9/15	スウェーデンにて；花房、山内は外務省を訪れる；ロシア公使が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.9/16	スウェーデンにて；フィンランドのアポ港に到着	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.9/17	スウェーデンにて；ロシアへ汽車で出発	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.9/18	ペテルブルグにて；ペテルスブル駅に到着；安藤、二橋は出迎えに来る；花房、山内は外務省を訪れる；パリへ書状を差し出す	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.9/19	ペテルブルグにて；山内はモーロへ行く；シャルダンを一回りして帰る；山内、二橋が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.9/20	ペテルブルグにて；モーロが来る；安藤とプチャーチンの元へ行く；エラキンを一回りして帰る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.9/21	ペテルブルグにて；モーロが来る；安藤、山内の同行でオペラを見に行く；東京より新開が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.9/22	ペテルブルグにて；モーロが来る；おしず、太郎、	『駐露公使花房義質日誌

	鉄へ手紙を差し出す	明治 16 年』；『瑞典諾威国旅行日記』
83.9/23	ペテルブルグにて；モーロが来る；花房は外出し直ちに帰る；曾根が来る	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』；『瑞典諾威国旅行日記』
83.9/24	ペテルブルグにて；モーロが来る；「ゲーレゲル」が来る（？）；山内と船でマリチム・カナルへ行く；山内、安藤、大前、二橋同道、市内で行動；「フランセス・ルヴォフ」と面会；外務卿ギールス、ジノヴィエフ外務大輔が来る；井上外務卿より条約改正の件で電信が届く	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』；『日本外交文書』第 16 卷；『瑞典諾威国旅行日記』
83.9/25	ペテルブルグにて；モーロ、安藤、山内が来る	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』；『瑞典諾威国旅行日記』
83.9/26	ペテルブルグにて；モーロ、安藤、山内が来る；山内が出発；安藤、赤羽は駅まで見送る	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』；『瑞典諾威国旅行日記』
83.9/27	ペテルブルグにて；モーロが来る；花房は、二橋、山内、安藤が同行し外出する；浅山顯藏は、花房宛に「税則談判済み先月帰朝」等の内容の書簡を送付	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』；『瑞典諾威国旅行日記』；『花房義質関係文書目録』
83.9/28	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』；『瑞典諾威国旅行日記』
83.9/29	ペテルブルグにて；モーロが来る；安藤、山内へ行く；エラキンを一回りして帰る	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』；『瑞典諾威国旅行日記』
83.9/30	ペテルブルグにて；花房は、二橋、安藤同道で外出；書状が着く（？）	『駐露公使花房義質日誌明治 16 年』；『瑞典諾威国

		旅行日記』
83.10/1	ペテルブルグにて；モーロが来る；「ペトロフバトリチ」夫妻が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.10/2	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.10/3	ペテルブルグにて；モーロが来る；「トラフテンベルグ・マダム」が来る；「ヘトロフバトリチ」へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.10/4	ペテルブルグにて；モーロが来る；新開が到着	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.10/5	ペテルブルグにて；モーロが来る；イギリス代理公使と面会	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.10/6	ペテルブルグにて；モーロが来る；マダム・ポシェットが来る；井上外務卿宛に「条約改正ニ関スル露国政府ノ内意申報ノ件」覚書を送る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『日本外交文 書』第16巻；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.10/7	ペテルブルグにて；小松原英太郎は、花房宛に「永島事件も近く完結見込み」等の内容の書簡を送付	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『花房義質関 係文書目録』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.10/8	ペテルブルグにて；モーロが来る；浅田（？）、スウェーデンより、イギリスの木村より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.10/9	ペテルブルグにて；モーロが来る；アメリカ公使の夫婦と娘が来る；イギリス代理公使ケネディの元へ	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典諾威国

	行く；バトリヂ・マダムが来る	旅行日記』
83.10/10	ペテルブルグにて；モーロが来る；ハトリヂの元へ行く；花房は、二橋と一回りして帰る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.10/11	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.10/12	ペテルブルグにて；モーロが来る；蜂須賀より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.10/13	ペテルブルグにて；モーロが来る；花房は、山口、曲木？に書状を差し出す	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.10/14	ペテルブルグにて；モーロが来る；ビュツオフ、アメリカ公使、ジノヴィエフ外務大輔、スウェーデン公使、ルヴォフの元へ行く；支那代理公使が来る；公信が着く；安藤、山内（氏名のみ記載）；柳原、井上、曲木？、新開より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.10/15	ペテルブルグにて；モーロが来る；エラキンを一回りする	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.10/16	ペテルブルグにて；モーロが来る；ジノヴィエフが来る；イギリス代理公使マダム・ケネディが来る；様田（？）より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.10/17	ペテルブルグにて；モーロが来る；馬車で二橋は外出；青木より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.10/18	ペテルブルグにて；モーロが来る；マダム・ハトリヂが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典諾威国

		旅行日記』
83.10/19	ペテルブルグにて；モーロが来る；ハトリヂを一回りする；ビュツォフ、スヴェーデン公使、マダム・ヂュウ夫人が来る；雨宮、様田（？）へ書状を差し出す	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.10/20	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.10/21	ペテルブルグにて；ベルギー公使と面会；外務省次官バロン・ジョミニの元へ行く；ロシア海軍大将アドミラル・レスソースキー、工業卿ポシェット、モスクワ知事ゼネラル・ドルゴルギーが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.10/22	ペテルブルグにて；モーロが来る；花房は、二橋と外務省を訪れる	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.10/23	ペテルブルグにて；モーロが来る；「ビーアー」が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.10/24	ペテルブルグにて；モーロが来る；花房は、安藤は馬車で外出；蜂須賀へ為替を送る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.10/25	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.10/26	ペテルブルグにて；モーロが来る；式部頭のスチュルメルが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典諾威国 旅行日記』
83.10/27	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典諾威国

		旅行日記』
83.10/28	ペテルブルグにて；モーロが来る；外務省のバトルスキー、ジョニミと面会；今井、中村より書状が届く；ポルトガル公使の妻バロンネーサシトー、ルーマニア公使の妻クレッレスコ、ポランド公使の妻マゼルを一回りする	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.10/29	ペテルブルグにて；モーロが来る；トラフテンベルグへ行く；マダム・ハトリヂが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.10/30	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.10/31	ペテルブルグにて；モーロが来る；プチャーチンの葬式へ行く；日誌では、プチャーチンは1855年日本へ来て、日露通商条約を結んだ等とコメントされている；安藤と馬車で仕立屋へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『瑞典ノ威国 旅行日記』
83.11/1	ペテルブルグにて；モーロが来る；仕立屋が来る；シミズに書状を出す；「安藤は地図（を購入する？）」等と記載されている	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.11/2	ペテルブルグにて；モーロが来る；ハトリヂが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.11/3	ペテルブルグにて；モーロが来る；宮内省の勅使が来る；明治天皇の誕生日にあたって、宮内省、外務省、工業省などの人の参加で集会を開催	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.11/4	ペテルブルグにて；モーロが来る；花房は外務省を訪れる	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.11/5	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.11/6	ペテルブルグにて；モーロが来る；医師リーヴェン	『駐露公使花房義質日誌

	が来る	明治 16 年』
83.11/7	ペテルブルグにて；モーロが来る；マダム・ハトリ ヂが来る；7 月 28 日付の中村より状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.11/8	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.11/9	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.11/10	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.11/11	ペテルブルグにて；ハトリヂへ行く；青木、榎本、 駒井へ書状を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.11/12	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.11/13	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.11/14	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.11/15	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.11/16	ペテルブルグにて；モーロが来る；花房は、ウラン ガリを訪問；ビュツオフと面会；井上外務卿より「蔚 陵島引上者ノ処置に関する件」電報が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『日本外交文 書』第 16 卷
83.11/17	ペテルブルグにて；モーロが来る；井上外務卿より 「条約改正ニ関スル「ビスマルク」公ノ内訓ニ関ス ル件」電報が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『日本外交文 書』第 16 卷
83.11/18	ペテルブルグにて；イギリス代理公使ケネディ、ス ウェーデン公使、ポシェットと面会	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.11/19	ペテルブルグにて；モーロが来る；山内より書状が 届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』

83.11/20	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.11/21	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.11/22	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.11/23	ペテルブルグにて；モーロが来る；今井、中野より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.11/24	ペテルブルグにて；モーロが来る；ハトリヂが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.11/25	ペテルブルグにて；モーロが来る；「シチュルメン」（式部のスチュルメル？）が来る；オステン・サケンが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.11/26	ペテルブルグにて；モーロが来る；マダム・ハトリヂが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.11/27	ペテルブルグにて；モーロが来る；小松原より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.11/28	ペテルブルグにて；モーロが来る；花房は市内へ出かける	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.11/29	ペテルブルグにて；モーロが来る；花房は安藤が同行し外出	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.11/30	ペテルブルグにて；モーロが来る；マシテス・ヂュツセル・マトマセルが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.12/1	ペテルブルグにて	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.12/2	ペテルブルグにて；スツルウエ親子の元へ行く；ビュツオフ、フランス・ガリーチン、プチャーチン、ローヴォフと面会	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.12/3	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌

		明治 16 年』
83.12/4	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.12/5	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.12/6	ペテルブルグにて；モーロが来る；オステン・サケ ンと面会	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.12/7	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.12/8	ペテルブルグにて；モーロが来る；安藤、二橋は、 エラキンの元へ行く；アルカジヤ・カフェーへ行 く；マダム・バトリヂが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.12/9	ペテルブルグにて；「シチュルメル」（式部のスチュ ルメル？）、ビュツエフ、マルコフスキーと面会	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.12/10	ペテルブルグにて；モーロが来る；マダム・ビュチ フが来る；マルコフスキーと面会	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.12/11	ペテルブルグにて；モーロが来る；アメリカ公使の 元へ行く；ガリーチン親子の三人、バトリヂと面会	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.12/12	ペテルブルグにて；モーロが来る；外務省を訪れ る；オクシオンへ行く；マダム・マルコスキーが来 る；井上外務卿宛に「条約改正ニ関スル露国政府ノ 覚書寫送付ノ件」電報を送付	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』；『日本外交文 書』第 16 卷
83.12/13	ペテルブルグにて；モーロが来る；オランタより巻 きタバコが届く；水野、青木、太郎、様田？より書 状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.12/14	ペテルブルグにて；モーロが来る；ビュチフ、マリ コフスキーの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』
83.12/15	ペテルブルグにて；モーロが来る；ビウツオフと面 会	『駐露公使花房義質日誌 明治 16 年』

83.12/16	ペテルブルグにて；モーロが来る；エルミタージへ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.12/17	ペテルブルグにて；モーロが来る；ビウツオフと面会	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.12/18	ペテルブルグにて；モーロが来る；マリコスキーの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.12/19	ペテルブルグにて；花房は、二橋同道で外出	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.12/20	ペテルブルグにて；モーロが来る；「ピロト」に到着？；様田（？）より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.12/21	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.12/22	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.12/23	ペテルブルグにて；モーロが来る；ポシエットは火曜日に来る；ヴェツオフは水曜日に来る；東京の両親様へ書状を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.12/24	ペテルブルグにて；モーロが来る；外務省を訪れる	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.12/25	ペテルブルグにて；モーロが来る；「プロミプラスレ」が来る；オステン・サゲンと面会	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.12/26	ペテルブルグにて；モーロが来る；ビユツオフの娘が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.12/27	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.12/28	ペテルブルグにて；モーロが来る；ガッチナ王宮にて皇后に謁見；石幡貞は、花房宛に「内地の景況交信及び新聞にて承知の通り急迫」等の内容の書簡を送付	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』；『花房義質関係文書目録』

83.12/29	ペテルブルグにて；モーロが来る；バロン・ロセンと面会；ビュツオフ、プランセス・ルヴォフの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.12/30	ペテルブルグにて	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
83.12/31	ペテルブルグにて；モーロが来る；ハトリヂの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治16年』
1884年（明治17年）		
84.1/1 ～1/13	『明治十七年露都滞在日記』を作成（メモ式）	紫田紳一（外交史料館所蔵）等
84.1/1	ペテルブルグにて；ローゼンが来る；オランタのヨハイムより新年ハガキが届く；「月曜日」（前日）ジヨミニ、ポシエツト、ジッビエフ、アンネコフ、ガリーチン、レソウスキーが呈着	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』；『明治十七年 露都滞在日記』
84.1/2	ペテルブルグにて；モーロが来る；日本へ電報を送付	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』；『日本外交文書』第17巻；『明治十七年 露都滞在日記』
84.1/3	ペテルブルグにて；モーロが来る；ビュツオフの元へ行く；公信が届く；井上外務卿宛「最恵国条款ニ条件ヲ附スルノ件」電報を送る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』；『日本外交文書』第17巻；『明治十七年 露都滞在日記』
84.1/4	ペテルブルグにて；モーロが来る；井上外務卿宛「最恵国条款ニ条件ヲ附スルノ件」の電報を送る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』；『日本外交文書』第17巻；『明治十七年 露都滞在日記』
84.1/5	ペテルブルグにて；モーロが来る；「マルケス・ジェオヨフ」の元へ行く？；松田、堀口、お母様、太郎、青木、今西、近藤等より書状が届く；公信が届	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』；『日本外交文書』第17巻等

	く；井上外務卿宛「最恵国条款ニ条件ヲ附スルノ件」の電報を送る	
84.1/6	ペテルブルグにて；モーロが来る；ハント・アメリカ公使の元へ行く；ルーマニア公使の元へ行く；マルコフキーの娘が来る；曾根が来る？；蜂須賀より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』；『明治十七年 露都滞在日記』
84.1/7	ペテルブルグにて；モーロが来る；馬車で「アンネフ」（アンネンコフ？）の元へ行く；「マカラフィ」、ビュツオフ、ガリーチン、ポシェットと面会；ジョミニより伝言が届く；井上、両親、塩田、松田、省部、中村、駒井（氏名のみ記載）；公信を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』；『明治十七年 露都滞在日記』
84.1/8	ペテルブルグにて；モーロが来る；「デュセス・ガリヌ・ミハイロウナ」に謁見；フランス公使官（単語のみ記載）	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』；『明治十七年 露都滞在日記』
84.1/9	ペテルブルグにて；モーロが来る；オリガ・フodorouナに謁見；バロン・ジョミニ・マダムが来る；イギリス公使の元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』；『明治十七年 露都滞在日記』
84.1/10	ペテルブルグにて；モーロが来る；フランス公使が来る；アレクサンドラ・ジョセホウナに謁見；蜂須賀、奥村より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』；『明治十七年 露都滞在日記』
84.1/11	ペテルブルグにて；モーロが来る；マリー・パウロウナ、「ナゼニーマリシミアノウナ」に謁見；ルーマニア公使の妻が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』；『明治十七年 露都滞在日記』
84.1/12	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』；『明治十七年 露都滞在日記』
84.1/13	ペテルブルグにて；モーロが来る；王宮へ行く；「シツルメン・マダム」の元へ行く；上野、橋本、渡辺、両親、斎藤へ手紙を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』；『明治十七年 露都滞在日記』

84.1/14	ペテルブルグにて；モーロが来る；バロン・ローゼンが来る；「シュツルメン」が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.1/15	ペテルブルグにて；モーロが来る；ルオフ、アンネコフと面会；奥義制は、花房宛に「当地太平なれど商況不振」等の内容の書簡を送付	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』；『花房義質関係文書目録』
84.1/16	ペテルブルグにて；モーロが来る；マリー・パウロウナに謁見；スウェーデン公使が来る；アメリカ公使の元へ行く；新開が到着	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.1/17	ペテルブルグにて；モーロが来る；花房は外出；「コンテス」が来る（公爵の氏名不明）	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.1/18	ペテルブルグにて；モーロが来る；王宮「ハアレザイベル」へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.1/19	ペテルブルグにて	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.1/20	ペテルブルグにて；ガリヌ・ミハイロウナが世話している子供学校の見学；皇帝、皇后、宮様はそこを訪れる；日本の両親へ手紙を差し出す	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.1/21	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.1/22	ペテルブルグにて；西村、安藤が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.1/23	ペテルブルグにて；外務省へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.1/24	ペテルブルグにて；桑原、杉村？より書状が届く；11月7日付の駒井より娘の写真が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.1/25	ペテルブルグにて；イギリス公使より案内状が届く；フランス公使より案内状が届く；アベル（氏名のみ記載）フランス（単語のみ記載）	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』

84.1/26	ペテルブルグにて；イギリス公使の元へ行く；「バトリヂ」親子が来る；「ファレソベル」が来る；塩田、松田、徳田、河本、中村、駒井、省部へ書状を送る；案内状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.1/27	ペテルブルグにて；バトリヂが来る；フランス公使へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.1/28	ペテルブルグにて；バトリヂ・マダムが来る；二橋同行、王宮へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.1/29	ペテルブルグにて	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.1/30	ペテルブルグにて；二橋、山内は外務省へ行く；モローに謝儀を支払う；「コチュベ」（氏名のみ記載）	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.1/31	ペテルブルグにて；「コチュベ」の元へ行く；イギリス大使館での晩餐会にて	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.2/1	ペテルブルグにて；フランス・ロオフ、モスクワ蔵書館長バロン・フルレル、マドマゼル・マロコフスキー、「アヂナシンスキー夫妻」、「プタシンスキー婦」が来る；二橋は冬宮にて皇帝、皇后、皇太子に謁見	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.2/2	ペテルブルグにて；花房は外出；松田より書状が届く？	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.2/3	ペテルブルグにて；ビュツオフ、ガリーチン、スツルメルと面会；イギリス大使館へ行く；ポシェットの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.2/4	ペテルブルグにて；イギリス代理公使ケネディが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.2/5	ペテルブルグにて；「ヘトロフハトリチ」の土曜、ビツユオフにて木曜日の晩餐会の案内が届く；山内、様田、青木？へ書状を送る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』

84.2/6	ペテルブルグにて；両人（花房夫妻？）、赤羽、二橋は冬宮にて皇帝、皇后、宮様に謁見	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.2/7	ペテルブルグにて；アメリカ公使と面会；プタシンスキー、アンネンコフと面会；プユツオフの元にお茶に招かれ行く；皇后様に謁見	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.2/8	ペテルブルグにて；青木、両親へ手紙を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.2/9	ペテルブルグにて；モーロに写真を送る；バトリチ？の婚礼 15 年記念の祝い会に両人（花房夫妻？）赤羽、二橋は行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.2/10	ペテルブルグにて；邦楽についてクルバノフの演説を聞く；新開が到着	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.2/11	ペテルブルグにて；マダム・ポシェットが来る；ツルベツカヤ婦人と子供が来る；モスクワ華族会館長婦人より木曜日の晩餐会の案内が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.2/12	ペテルブルグにて	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.2/13	ペテルブルグにて；モーロが来る；花房、二橋は外務省を訪問；サトヒン、プタシンスキーが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.2/14	ペテルブルグにて；ツルベツカヤ親子と面会	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.2/15	ペテルブルグにて；花房、オーストリア（大使？）、トルコ公使館を訪れる；コンテス・ヂュヘル、フランス大使アツヘルの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.2/16	ペテルブルグにて；ジノヴィエフ夫妻が来る；オーストリア大使が来る；トルコ大使に招かれ晩餐会に参加；30 人は出席；東京の両親、太郎へ手紙を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.2/17	ペテルブルグにて；赤羽、二橋とアレクサンドル皇帝に謁見；ポシェットの元へ行く；マルコフスキー	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』；外交史料館

	にて子供の夜会に招待され、行く；省部より書状が届く；メルブ地方のロシアとの併合の件の報告を送付	
84.2/18	ペテルブルグにて；モーロが来る；式部頭のドルゴルキーの御宅へ招かれ、行く；雨宮、蜂須賀へ書状を差し出す	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.2/19	ペテルブルグにて；モーロが来る；公信が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.2/20	ペテルブルグにて；モーロが来る；外務省へ行く；ドルゴルキーの元へ行く；ブユツオフの元へ行く；レソフスキーの所へ行って、名刺を置く；森有礼へ手紙を出す；アルバムをフランスへ差し出す；皇后様（単語のみ記載）	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.2/21	ペテルブルグにて；モーロが来る；バロン・ジョミニの元へ行く；官報が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.2/22	ペテルブルグにて；モーロが来る；オシエスキーへ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.2/23	ペテルブルグにて；モーロが来る；両親、太郎、鉄より手紙が届く；柳原、水野、良知へ書状を差し出す；「勲章局総裁。ペルシア（公使？）の勲章の催促；トルコ大使の勲章の催促；スウェーデン公使の勲章の催促；モンテネグロ」等が記載されている	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.2/24	ペテルブルグにて；モーロが来る；宮内省、ドルゴルキー、ヴォロンツォフ・ダシコフ、スウェーデン公使、アメリカ公使（氏名、及び場所等のみ記載）	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.2/25	ペテルブルグにて；モーロが来る；蜂須賀の妻より写真、手紙が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.2/26	ペテルブルグにて；モーロが来る；サトヒンが来る	『駐露公使花房義質日誌

		明治 17 年』
84.2/27	ペテルブルグにて；モーロが来る；アメリカ公使ハントの死去；花房は葬式へ行く；マダム・ポシェットが来る；様田？書状を出す；公信が届く；フランスの宇川へ（書状を？）出す	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.2/28	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.2/29	ペテルブルグにて；モーロが来る；花房は、外務省を訪れる；サトヒンが来る；王宮へ行く；皇帝、皇后、宮様に謁見	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.3/1	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.3/2	ペテルブルグにて；モーロが来る；バロン・ジョミニと面会；ポシェットの元へ行く；パリのマダム・マルシャルより書状が届く；父、太郎、鉄より手紙が来る；早川、中村より書状が着く；山口より 12 月 28 日付の書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.3/3	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.3/4	ペテルブルグにて；モーロが来る；アメリカ公使を見送りに行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.3/5	ペテルブルグにて；モーロが来る；安藤が同行で外務省を訪れる	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.3/6	ペテルブルグにて；モーロが来る；二橋は外務省へ行く；花房はエラキンの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.3/7	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.3/8	ペテルブルグにて；モーロが来る；バロン・ジョミニ、マダム・サトヒンが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』

84.3/9	ペテルブルグにて；モーロが来る；皇帝の誕生日で市中は賑やかである；伊藤参議、柳原、池田より従三位の件の書状が届く；ペルシア代理公使（言及のみ）	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.3/10	ペテルブルグにて；モーロが来る；ウランガリの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.3/11	ペテルブルグにて；モーロが来る；マルコスキーの娘が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.3/12	ペテルブルグにて；モーロが来る；二橋は外出；レソウスキーにて皇帝、皇族方等に謁見；青木、山内より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.3/13	ペテルブルグにて；モーロが来る；アメリカ公使の元へ行く；レソウスキーの所へ行って名刺を置く；山内へ書状を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.3/14	ペテルブルグにて；モーロが来る；外務省より書状が届く；朝鮮、島村、加藤、楓、久水（氏名、地名のみ記載）	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.3/15	ペテルブルグにて；モーロが来る；モンレネグロ国の皇帝と外務省大臣に日本の勲章が当てられる；花房は、両親、小原に書状を出す；ギールスと面会；ペトロフハトリヂが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.3/16	ペテルブルグにて；モーロが来る；花房は、赤羽、安藤の同行で外出；光明寺より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.3/17	ペテルブルグにて；モーロが来る；外務省へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.3/18	ペテルブルグにて；モーロが来る；外務省へ勲章の件で訪れる；ケネディ、ビュツオフの元へ行く；フランス大使館へ行く；蜂須賀より書状が届く；フランス公使館よりソワレの案内状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』

84.3/19	ペテルブルグにて；モーロが来る；ルオフへ行く；小松原、中村、今西、省部、太郎より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.3/20	ペテルブルグにて；モーロが来る；ペルシア国より一月一日付の状が届く？；サトヒンが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.3/21	ペテルブルグにて；モーロが来る；サトヒンが来る；ドイツ大使館へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.3/22	ペテルブルグにて；モーロが来る；サトヒンが来る；駒井へ兩人（花房夫妻？）より書状を出す；ダヴィドフが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.3/23	ペテルブルグにて；ビュツオフの元へ行く；スツルメン・マダムが来る；ジノヴィエフ、ルオフ、アンネコフの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.3/24	ペテルブルグにて；モーロが来る；バロン・ジョミニ、ビュツオフに招待される；フランス大使の元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.3/25	ペテルブルグにて；モーロが来る；ジョミニ、サトヒンが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.3/26	ペテルブルグにて；モーロが来る；フランス大使の元へ行く；ジョミニ夫妻、ビュツオフ、マルケン夫妻が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.3/27	ペテルブルグにて；モーロが来る；マダム・ポシェットが来る；「セルヌチイフ」が来る；エラキンの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.3/28	ペテルブルグにて；モーロが来る；プチャーチン姉妹が来る；カワセが届く；岡？より書状が着く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.3/29	ペテルブルグにて；モーロが来る；マルコフスキー、サトヒンと面会；柳原、東京の両親へ手紙を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.3/30	ペテルブルグにて；モーロが来る；ポシェットへ行く；マルテンスへ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』

84.3/31	ペテルブルグにて；モーロが来る；ビュツオフが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.4/1	ペテルブルグにて；モーロが来る；美術大学内博物館で展覧会を見る；ペトロパウロースキークレーポスチ帝家墓へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.4/2	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.4/3	ペテルブルグにて；モーロが来る；ビュツオフが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.4/4	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.4/5	ペテルブルグにて；モーロが来る；石坂、両親へ手紙、写真を差し出す；石坂、原田、小原、沢井、柴岡、小松原、出石、井上、中村（氏名のみ記録）	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.4/6	ペテルブルグにて；絵画の展覧会にて	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.4/7	ペテルブルグにて；モーロが来る；マントリンゲン、バロン・タルハントフ、アミラル・カズナコフの元へ行く；太郎より写真が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.4/8	ペテルブルグにて；モーロが来る；植物園の見学；日本の矢田部より書状が届く；タノミがある	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.4/9	ペテルブルグにて；モーロが来る；イギリス大使の元へ行く；オシャロスキーが来る；カズナコフ夫妻が来る；ハトリヂ夫妻が来る；海軍少尉より書状が届く（氏名不明）	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.4/10	ペテルブルグにて；モーロが来る；チェルニャエフ陸軍中將、マキシモウイチ植物本草学士が来る；美術大学で展覧会を見る；山内より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.4/11	ペテルブルグにて；モーロが来る；チェルニャエフ	『駐露公使花房義質日誌

	陸軍中将、マンケス・シェセル、ビュツオフの元へ行く	明治17年』
84.4/12	ペテルブルグにて；モーロが来る；チェルニャエフ、アンネコフ若夫婦が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.4/13	ペテルブルグにて；モーロが来る；チェルニャエフを見送りに行く；オシヤロスキーの元へ行く；グレーゲル親子が来る；東京の両親へ手紙を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.4/14	ペテルブルグにて；モーロが来る；ガクビチの元へ行く；大山より書状が届く；蜂須賀、奥田より即位式の本が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.4/15	ペテルブルグにて；モーロが来る；サトヒンが来る；父、太郎、鉄山内より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.4/16	ペテルブルグにて；モーロが来る；蠟細工の見学	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.4/17	ペテルブルグにて；モーロが来る；ケネディが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.4/18	ペテルブルグにて；モーロが来る；サトヒンが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.4/19	ペテルブルグにて；モーロが来る；イザキスキー寺にて祝祭	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.4/20	ペテルブルグにて；モーロが来る；ポシェット、ガロチン、ビュツオフ、ジノヴィエフ、コチュベ、ジョミニ、アンネコフ、ルオフ、ギールス、宮内省ダシコフ、ダヴィトフ、ロストフスキーの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.4/21	ペテルブルグにて；モーロが来る；バトリヂの元へ行く；ソリスキー、イギリス代理公使ケネディと面会；コンテス・ロストフツォフ親子へブーケを送る；ポシェット、プタシンスキーが来る；両親、青木、省部へ手紙を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』

84.4/22	ペテルブルグにて；モロが来る；グレーゲルの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.4/23	ペテルブルグにて；モーロが来る；今度日本へ書記官として行く人バロン・ローゼンは、スペエルという人を同行して来る；マダム・マルコスキー、ダヴィドフが来る；安藤はビツオフの元へ行く；スツルメンの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.4/24	ペテルブルグにて；ジョミニ・マダム娘連れが来る；イギリス代理公使ケネディ夫妻、ビュツオフ、ダヴィドフ弟、サトヒン、ブタシンスキー親子が来る；副田より書状が届く？；東京から鉄、太郎より手紙が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.4/25	ペテルブルグにて；モーロが来る；プチャーチン、セリメチフの元へ行く；バトリヂ夫妻が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.4/26	ペテルブルグにて；モーロが来る；大学博士プランス・タルハノフはマダムを連れ来る；オステン・サンケンの元へ行く；月曜日の案内状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.4/27	ペテルブルグにて；皇子の結婚式にて；冬宮での大舞踏会にて	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.4/28	ペテルブルグにて；皇子の結婚式にて；冬宮で大舞踏会にて	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.4/29	ペテルブルグにて；モーロが来る；サトヒンが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.4/30	ペテルブルグにて；モーロが来る；冬宮へ行く；イギリス大使館の娘二人、フランス大使館の娘二人、コンテス・シェツル娘、スウェーデン、オーストリア次官と面会	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.5/1	ペテルブルグにて；モーロが来る；医師リベンが来る；銀細工品を井上へ送る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』

84.5/2	ペテルブルグにて；モーロが来る；スペイエルより依頼書が届く；井上へ銀細工品、手紙を送る；蜂須賀の妻へ手紙を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.5/3	ペテルブルグにて；モーロが来る；医師リーヴェンが来る；ビツオフへ行く；花房、大前、安藤はイタリア大使館へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.5/4	ペテルブルグにて；モーロが来る；東京の両親、駒井、青木へ手紙を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.5/5	ペテルブルグにて；モーロが来る；徳田、田代が到着；マダム・ルオフが来る；花房は外出；マダム・ケネディが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.5/6	ペテルブルグにて；モーロが来る；田代、徳田が同行してスペイエル夫妻が来る；田代、徳田が同行して外務省へ行く；サトヒンが来る；マダム・アルハントワの死去；「露国公使訓令方ノ件」の電報が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』；『日本外交文書』第 17 卷
84.5/7	ペテルブルグにて；モーロが来る；ゼナラル・グレーグが来る；花房は、二橋、田代、徳田が同行してシャルダン・ボタニックを散歩	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.5/8	ペテルブルグにて；モーロが来る；医師リーウエンが来る；外務省へ行く；田代、徳田へ行く；井上外務卿宛に「露国政府訓令ノ大意内報ノ件」の電報を送る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』；『日本外交文書』第 17 卷
84.5/9	ペテルブルグにて；モーロが来る；イギリス代理公使ケネディ、ビツオフ、オランダ公使の元へ行く；レイマンより上着が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.5/10	ペテルブルグにて；モーロが来る；ビツオフ夫妻、マダム・ケネディが来る；駒井、田中より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』

84.5/11	ペテルブルグにて；モーロが来る；ポシェット、ジョニミ、ルオフへ行く；マダム・グレゲルが娘を連れ来る；ゼネラル・ルスケルレル同行でレソスキーが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.5/12	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.5/13	ペテルブルグにて；モーロが来る；安藤同道でコンテス・ロストフツオフ・マダムへ行く；エカテリンゴフ庭にて；エカテリンゴフ庭は開園され、多くの人が見物で訪れた	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.5/14	ペテルブルグにて；モーロが来る；博物館へ行く；ゼネラル・スチルレルより書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.5/15	ペテルブルグにて；モーロが来る；モナストリー（修道院）を見学	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.5/16	ペテルブルグにて；モーロが来る；コンテス・ヂュゼルの元へ行く；スウェーデン公使夫妻が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.5/17	ペテルブルグにて；モーロが来る；園芸博覧会にて	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.5/18	ペテルブルグにて；モーロが来る；皇太子ニコライ・アレクサンドウィチ 16 年の誕生日にあたって、祝祭にて；パトロスキーが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.5/19	ペテルブルグにて；モーロが来る；花房、田代、徳田同行でゲーレグへ行く；ガクフチが来る；華族会館へ招待される；皇太子へお祝いを申し上げる	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.5/20	ペテルブルグにて；モーロが来る；博物館へ行く；サトヒンが来る；外務省へ行く；太郎より書状が届く；桑原、小原、鈴木、御隠居より手紙が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.5/21	ペテルブルグにて；モーロが来る；外務省の井上より電信が着く？；外務省へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』

84.5/22	ペテルブルグにて；モーロが来る；アンネンコフの元へ行く；新開が到着	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.5/23	ペテルブルグにて；モーロが来る；コント・ラムスドフ Cont Lamsdorf の元へ行く；アバザの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.5/24	ペテルブルグにて；モーロが来る；マダム・ケネディは暇乞いに来る；東京へ書状を出す；蜂須賀より書状が届く；石坂、長瀬、小原、沢井、小松原、岡、山脇、関、井上、中井、浅田、佐藤、渡邊（氏名のみ記載）	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.5/25	ペテルブルグにて；モーロが来る；フランス・タルハノス？の元へ行く；グレーゲルが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.5/26	ペテルブルグにて；モーロが来る；クルバノフと面会；プチャーチンの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.5/27	ペテルブルグにて；モーロが来る；レイマンが来る；イギリス代理公使ケネディは出発し、見送りに行く；皇帝の即位式記念で国旗を出し、市中は賑やかである	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.5/28	ペテルブルグにて；モーロが来る；シュワロフの元へ行く；マダム・ポシエットが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.5/29	ペテルブルグにて；モーロが来る；ドクトル・リーベンが来る；花房はスウェーデン公使の元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.5/30	ペテルブルグにて；モーロが来る；博物館を見学；安藤はプチャーチンの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.5/31	ペテルブルグにて；モーロが来る；プチャーチンへ行く；有栖川親王は当地へお出でになった節、その世話人と食事会が開催される；日本へ行く本法院の官吏より頼みがある	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.6/1	ペテルブルグにて；モーロがセマシコの子供を男女二人を連れ来る；ポシエットの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』

84.6/2	ペテルブルグにて；モーロが来る；ラガルドニコラはモスクワへ出発し、駅まで見送りに行く；スウェーデン公使婦人が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.6/3	ペテルブルグにて；モーロが来る；コンテス・リニゲン夫妻が来る；太郎、シミズより状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.6/4	ペテルブルグにて；モーロが来る；セスタコフ、ミルユチン、コント・イグナチエフ、フランス大使館の書記官サンシール、スウェーデン公使、シシュキン、ビュツオフと面会；ルオフ、マルコフスキーはスツレルナへ出発する；パリの久山より書状が届く；日本の渡辺より手紙が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.6/5	ペテルブルグにて；モーロが来る；二橋が同行しジヤルダン・ボタニックへ行く；レイマン仕立屋より状が届く；太郎へ写真を送る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.6/6	ペテルブルグにて；モーロが来る；鉄より4月8日付の葉書が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.6/7	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.6/8	ペテルブルグにて；モーロが来る；安藤同行で外出	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.6/9	はペテルブルグにて；モーロが来る；安藤同行で外出	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.6/10	ペテルブルグにて；モーロが来る；学者ペロニスキー・ヤコフ・ペトリヴィチが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.6/11	ペテルブルグにて；モーロが来る；松岡、山内より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.6/12	ペテルブルグにて；モーロが来る；バトリヂへ行く；關新吾は、花房に「亜細亜協会一件」等の内容の書簡を送付	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』；『花房義質関係文書目録』

84.6/13	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.6/14	ペテルブルグにて；モーロが来る；花房は外務省を訪れる；山内より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.6/15	ペテルブルグにて；モーロが来る；花房は赤羽、安藤、二橋同行で外出	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.6/16	ペテルブルグにて；モーロが来る；パトリヂ夫妻が来る；？徳田、田代が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.6/17	ペテルブルグにて；モーロが来る；松井、マルシャルが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.6/18	ペテルブルグにて；モーロが来る；赤羽同行で外出	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.6/19	ペテルブルグにて；モーロが来る；アンチエイウイチが来る；スウェーデン公使の元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.6/20	ペテルブルグにて；モーロが来る；浅野夫婦が到着；金尾、石川、車野（氏名のみ記載）	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.6/21	ペテルブルグにて；モーロが来る；エルミタージを見物；浅野夫婦、金尾、石川、車野を招待する	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.6/22	ペテルブルグにて；モーロが来る；ペテルホフへ行く；王宮を見物	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.6/23	ペテルブルグにて；モーロが来る；冬宮の見物；ペトロパウロウスキー寺の見物	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.6/24	ペテルブルグにて；モーロが来る；浅野は出発；駅まで兩人（花房夫妻？）、赤羽、二橋は見送りに行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.6/25	ペテルブルグにて；モーロが来る；ビュツオフへ行く；ヒリャコフ鉱山博物館長と近頃面会の予定がある；日本より、父、太郎、鉄、桑原、中村、小松原、	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』

	様田より書状が届く	
84.6/26	ペテルブルグにて；モーロが来る；バトリヂへ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.6/27	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.6/28	ペテルブルグにて；モーロが来る；ヒリャコフは博物館、鉱山を案内する；田代、徳田同道；東京へ手紙を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.6/29	ペテルブルグにて；モーロが来る；ツアルスコエ・セローへ行く；武器室を見学する；パウソウスコクへ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.6/30	ペテルブルグにて；モーロが来る；ポシェットへ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.7/1	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.7/2	ペテルブルグにて；モーロが来る；コンテスタッドへ行く；田代、徳田が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.7/3	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.7/4	ペテルブルグにて；モーロが来る；赤羽、田代、徳田同行でコロस्ताッド港へ行く；「アフリカ」号軍艦を見学	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.7/5	ペテルブルグにて；モーロが来る；バトリヂと面会；曾根？が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.7/6	ペテルブルグにて；田代、徳田が来る；船で曾根が帰る；東京より鉄、太郎、今西夫妻より手紙が来る；東京へ手紙を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.7/7	ペテルブルグにて；モーロが来る；貨幣製造所を見学	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』

84.7/8	ペテルブルグにて；モーロが来る；徳田が来る；公 信が着く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.7/9	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.7/10	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.7/11	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.7/12	ペテルブルグにて；モーロが来る；井上馨は、花房 宛に「改正事件」等内容の書簡を送付	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』；『花房義質関 係文書目録』
84.7/13	ペテルブルグにて；モーロが来る；花房は赤羽同行 で外出	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.7/14	ペテルブルグにて；モーロが来る；太郎、上野より 書状が届く；マダム・ポシエットが来る；官報が届 く；山口（氏名のみ記載）	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.7/15	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.7/16	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.7/17	ペテルブルグにて；モーロが来る；安藤が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.7/18	ペテルブルグにて；モーロが来る；外務省へ行く； ベルリンの大山より電信が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.7/19	ペテルブルグにて；モーロが来る；松岡から手紙が 届く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.7/20	ペテルブルグにて；モーロが来る；ウランガリへ行 く；徳田、田代が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.7/21	ペテルブルグにて；モーロが来る；ベルリンの大山、	『駐露公使花房義質日誌

	浅野より書状が届く	明治 17 年』
84.7/22	ペテルブルグにて；モーロが来る；ビュタコフが来る；大山が来る？（到着予定？）；Boufakoff が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.7/23	ペテルブルグにて；フィンランド駅を発し、ウィボ ルグへ向かう；田代、徳田は同行	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.7/24	ペテルブルグにて；モーロが来る；ビュタコフ、ジ ノヴィエフの元へ行く；田代が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.7/25	ペテルブルグにて；モーロが来る；大山陸軍大臣、 日本の陸軍省代表団が到着；ホテルまで見送り、夜 は花房、赤羽同行でホテルにて	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.7/26	ペテルブルグにて；モーロが来る；大山、三浦、野 浦、川上、桂、志水、村井、失吹、小阪、伊地、野 島、原田、保賀と一緒に食事する；蜂須賀より電信 が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.7/27	ペテルブルグにて；モーロが来る；大山へ行く；レ イマンより荷物？が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.7/28	ペテルブルグにて；モーロが来る；パシコフは外務 省より来る；大山同行でポシェットの元へ行く；日 本の両親へ手紙を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.7/29	ペテルブルグにて；モーロが来る；ポシェットが来 る；大山、三浦、野津とパトルポフで面会するとい う外務大臣より案内状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.7/30	ペテルブルグにて；モーロが来る；ポシェットは出 発し、見送りに行く；外務省へ行く；ジノヴィエフ と面会；大山が来る；「来月 2 日に出発し、10 日頃 着く」という内容の蜂須賀より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.7/31	ペテルブルグにて；モーロが来る；チイセンハウセ ンが来る；コンニヤルが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.8/1	ペテルブルグにて；モーロが来る；大山、三浦、野	『駐露公使花房義質日誌

	浦は外務大臣に謁見	明治 17 年』
84.8/2	ペテルブルグにて；モーロが来る；ヒルアコフの元へ行く；蜂須賀より、両親より書状が届く；曾根が来る；大山が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.8/3	ペテルブルグにて；モーロが来る；田代、徳田、大山、二橋と食事；省部、中村、小松原より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.8/4	ペテルブルグにて；モーロが来る；ポシェットの元へ行く；志水が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.8/5	ペテルブルグにて；モーロが来る；大山大臣と晩餐会にて	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.8/6	ペテルブルグにて；モーロが来る；ロシア陸軍大臣と面会する；11 人は出発する；駅まで見送り	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.8/7	ペテルブルグにて；モーロが来る；外務省へ行く；蜂須賀、ベルリンより出発する	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.8/8	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.8/9	ペテルブルグにて；モーロが来る；蜂須賀が到着し、駅で出迎える；寺島宗則は、花房宛に「魯人は何等のプリンシプルによって前途国歩の目度とするか」等内容の書簡を送付	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』；『花房義質関係文書目録』
84.8/10	ペテルブルグにて；モーロが来る；蜂須賀と汽車でペテルゴフへ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.8/11	ペテルブルグにて；モーロが来る；二橋同行で外務省へ行く；蜂須賀と市内を見学	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.8/12	ペテルブルグにて；モーロが来る；花房、二橋、蜂須賀夫婦は市内を見学	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.8/13	ペテルブルグにて；モーロが来る；蜂須賀の元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』

84.8/14	ペテルブルグにて；モーロが来る；蜂須賀夫婦は同行する	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.8/15	ペテルブルグにて；モーロが来る；蜂須賀と一緒に小蒸気船に乗り、ネヴァー河を下る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.8/16	ペテルブルグにて；モーロが来る；蜂須賀と市内にて	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.8/17	ペテルブルグにて；モーロが来る；汽車で花房はクラスノエ・セロへ行く；陸軍士官の競馬にて	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.8/18	ペテルブルグにて；モーロが来る；新開が届く；東京の両親、省部、青木に手紙を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.8/19	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.8/20	ペテルブルグにて；モーロが来る；田代が来る；公信が着く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.8/21	ペテルブルグにて；モーロが来る；青木より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.8/22	ペテルブルグにて；モーロが来る；外務省へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.8/23	ペテルブルグにて；モーロが来る；ビュツオフの元へ行く；勲章の件で外務省へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.8/24	ペテルブルグにて；モーロが来る；ペテルブルグを出発する；松原より書状が届く？	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.8/24	『明治十七年露都滞在日記』を作成（メモ式）；『明治十七年露都滞在会計日誌』を作成	紫田紳一「花房義質関係文書」について
84.8/25	ヨーロッパ旅行；モーロが同行；プソコフに到着；ウィールノに到着；市中を見学；ペロストク経由でワルソヴィに到着	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』；『明治十七年露都滞在日記』
84.8/26	ヨーロッパ旅行；モーロは同行する；ワルソヴィを見学；ラジンキー王宮を見学；マダム・ルオフの	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』；『明治十七年

	いとは同行	露都滞在日記』
84.8/27	ヨーロッパ旅行；モーロは同行；チャコワを經由し、ドイツのオデンルベルグに到着	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』；『明治十七年 露都滞在日記』
84.8/28	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；レオポルトベルグにて；各地見学；蜂須賀より書状が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』；『明治十七年 露都滞在日記』
84.8/29	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；オーストリアのションブルン王宮を見学；本間は同行；パリの小松原は到着；電信が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.8/30	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；難波、末松、東條、小松原が来る；博物館を見学；東條が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.8/31	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；各地見学	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.9/1	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；各地見学	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.9/2	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；各地見学	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.9/3	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；ザルツブルグの市内を見学	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.9/4	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；各地見学	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.9/5	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；タウロの見学	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.9/6	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；チュリヒに到着；各地見学	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.9/7	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは	『駐露公使花房義質日誌

	同行；各地見学	明治17年』
84.9/8	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；各地見学	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.9/9	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；ベルヌに到着；各地見学	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.9/10	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；各地見学	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.9/11	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；各地見学；蜂須賀より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.9/12	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；蜂須賀へ行く；各地見学	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.9/13	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；エトリベルグ、チュリヒを見学	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.9/14	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；ミュニクに到着；本間より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.9/15	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；各地見学；橋本、難波が着く；岩佐、原田、末松が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.9/16	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；各地見学	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.9/17	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；ベルリンに到着する；各地見学；岩佐、末松が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.9/18	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；公使館へ行く；各地見学；オーストリアの橋本より書状が届く；ベルリン公使館へ書状を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.9/19	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行する；蜂須賀の妻へ書状を出す；末松が来る；ベルリンより書状が着く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』

84.9/20	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；各地見学	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.9/21	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；各地見学；マキシマリアン皇帝の遺跡を見学	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.9/22	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；各地見学；チンネベルグにて；スカンゾニと面会	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.9/23	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；各地見学；ミュニクにて	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.9/24	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；各地見学；ドイツのウイエマルクにて	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.9/25	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；各地見学；赤羽、二橋より書状が着く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.9/26	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；各地見学；ベルヴェデーレ王宮を見学；難波は同行	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.9/27	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；各地見学；カールンベルグにて	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.9/28	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；各地見学；ロシアより電報が届く；東條が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.9/29	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；各地見学	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.9/30	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；各地見学；難波は同行する；東條が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.10	岩倉具定は、花房宛に「弟露国在勤被命着到の上」等内容の書簡を送付	『花房義質関係文書目録』
84.10/1	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；各地見学；徳田、二橋より書状が着く；東條、	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』

	本間が来る	
84.10/2	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；各地見学；難波は同行；東條、本間が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.10/3	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；各地見学；公使館へ行く；「ドロンバック」園を見学；上野夫婦は同行	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.10/4	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；各地見学；陶器博物館を見学；オペラを見に行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.10/5	ドイツ、及びオーストリア、スイス滞在；モーロは同行；各地見学；東條、本間が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.10/6	ロシアに帰着；モーロは同行；ワルソヴィに到着；汽車で出発	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.10/7	ロシアに帰着；モーロは同行；ペテルブルグに帰着；二橋、赤羽は駅で出迎える；小川、杉本、都築が来る；東京より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.10/8	ペテルブルグにて；上野、東條、本間、難波、橋本に書状を出す；小川、杉本、都築が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.10/9	ペテルブルグにて；モーロが来る；外務省へ行く；二橋同行市内にて	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.10/10	ペテルブルグにて；モーロが来る；レイマンが来る；スウェーデン公使が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.10/11	ペテルブルグにて；モーロが来る；スウェーデン公使の元へ行く；勲章（言及のみ）；マダム・ルオフの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.10/12	ペテルブルグにて；ポシエットへ行く；ジョミニの元へ行く；日本より手紙が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.10/13	ペテルブルグにて；モローが来る；小川、杉本が来る；8 月 22 日付の鉄より手紙が届く；東條、本間へ	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』

	写真を送る	
84.10/14	ペテルブルグにて；モローが来る；レイマンの代理が来る；蜂須賀より状が届く；山内より状が届く；10月10日付の蜂須賀夫婦より手紙が届く；山内、松岡より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.10/15	ペテルブルグにて；モローが来る；外務省へ行く；桑原婦人より手紙が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.10/16	ペテルブルグにて；モーロが来る；花房、小川同行で市内にて	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.10/17	ペテルブルグにて；モーロが来る；コンテス・チュチェルの元へ行く；ジノヴィエフの元へ行く；スウェーデン公使の元へ行く；イギリス公使が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.10/18	ペテルブルグにて；モーロが来る；パトキック陸軍少尉、ポリス？（警察？）より電信が届く；デンマーク公使、ポルトガル公使、イギリス公使、コンミネの元へ行く；マダム・ポシエットが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.10/19	ペテルブルグにて；モーロが来る；花房は外務省を訪れる；井上大臣夫人へ手紙を出す；オーストリア書記官夫人、スウェーデン公使、ジノビヴィフ、ホシエットが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.10/20	ペテルブルグにて；モーロが来る；杉本、小川が来る；ダヴィドフが来る；井上外務卿宛「我覚書ニ基キ条約改正交渉開始方承諾ノ件」電報を送る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』；『日本外交文書』第17巻
84.10/21	ペテルブルグにて；モーロが来る；外務省へ行く；イギリス大使館へ行く；ケンディ、支那公使、ブラシル公使と面会；コンニャル、プチャーチン、ベルギー公使夫妻が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.10/22	ペテルブルグにて；モーロが来る；蜂須賀より品物が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』

84.10/23	ペテルブルグにて；モーロが来る；外務省へ行く；小川、杉本が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.10/24	ペテルブルグにて；モーロが来る；小川、杉本が来る；花房は、蜂須賀へ書状を出す；花房公使宛「来翰受領ノ件」電報が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』；『日本外交文書』第 17 卷
84.10/25	ペテルブルグにて；モーロが来る；小川、杉本が来る；イタリアへ山内、田中、黒川に書状を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.10/26	ペテルブルグにて；モーロが来る；オーストリア書記官、オランダ公使、アメリカ公使、デンマーク公使、ポルトガル公使バロン・ド・サント、イタリア代理公使、陸軍大佐レベデフが来る；蜂須賀夫人へ返事を出す；皇帝、皇后、皇太子より案内状が着く？	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.10/27	ペテルブルグにて；モーロが来る；ケネディが来る；オーストリアの大山より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.10/28	ペテルブルグにて；モーロが来る；安藤同行でプチャーチンの元へ行く；外務省へ行く；上野より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.10/29	ペテルブルグにて；モーロが来る；バトリチが来る；本間より手紙が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.10/30	ペテルブルグにて；モーロが来る；バトリチ、レイマンが来る；バロン・サント公使の元へ行く；スウェーデン公使マダム、アメリカ、オランダ、オーストリア（大使、及び公使？）の婦人と娘が来る；デンマーク（公使？）の娘二人、アメリカ（公使？）の娘は一人、そのマダム、ベリジク（公使？）の娘は一人が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.10/31	ペテルブルグにて；モーロが来る；スカンズニーより書状が届く；上野より来月 9 日に出発するという内容の手紙が届く；井上馨は、花房宛に「岩倉書	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』；『花房義質関係文書目録』

	記官貴館在勤に付処遇六等官待偶然るべき」等内容の書簡を送付	
84.11	伊藤博文宛に「清佛啓蒙二付台湾ヲ處する方略」覚書を送付	『秘書類纂』
84.11/1	ペテルブルグにて；モーロが来る；上野より品物が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.11/2	ペテルブルグにて；モーロが来る；駒井へ書状を出す；東京の鉄、省部、青木、中村、宇川より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.11/3	ペテルブルグにて；モーロが来る；松井、岩佐が来る；駒井より書状が届く；明治天皇誕生日にあたって、食事会、17 人の参加、その内、ギールス、ジョミニ、オステン・サゲン、ポシェット、ジノヴィエフ、ダヴィドフ、オジャロスキー、バトルスキー、コニアル、ステムペル、スヴェーデン公使、クールソック、ブアンラルラルスキー	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.11/4	ペテルブルグにて；モーロが来る；ドイツ公使マダムが来る；プチャーチンの元へ行く；マルコスキーの元へ行く；10 月 31 日付の難波より書状が届く；サトヒンが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.11/5	ペテルブルグにて；モーロが来る；プチャーチンの娘が来る；ギールスの元へ行く；アンネコフの元へ行く；ドイツ公使マダム・シュワイニツが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.11/6	ペテルブルグにて；モーロが来る；勲章が届く；ペルシア領事ジャバルアリオフが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.11/7	ペテルブルグにて；モーロが来る；外務省、書記官長らにおくる二等、三等の勲章と勲記をトルコ大使館へ持って行く；ペルシア大臣へおくる一等の勲章と勲記を公使館へ持って行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』

84.11/8	ペテルブルグにて；モーロが来る；医師リーウベンが来る；スウェーデン公使が来る；；東京の両親、鉄へ手紙を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.11/9	ペテルブルグにて；モーロが来る；デンマーク公使、アメリカ公使、マダム・アンネコフ、マダム・ルオフの元へ行く；アメリカ書記官、トルコ書記官と面会；安藤同行でポシェットの元へ行く；小松原より書状、写真が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.11/10	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.11/11	ペテルブルグにて；モーロが来る；東京から9月12日、18日付の書状、西*、杉山、岡山、出水、新開より書状、8月29日付の鉄より手紙が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.11/12	ペテルブルグにて；モーロが来る；マルコフスキー夫妻が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.11/13	ペテルブルグにて；モーロが来る；アンネコフ夫妻が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.11/14	ペテルブルグにて；モーロが来る；医師カラセフスキーが来る；フランスのマルシャル夫妻が娘を連れ来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.11/15	ペテルブルグにて；モーロが来る；「ダムエトモアゼル」が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.11/16	ペテルブルグにて；モーロが来る；榎本夫人へ写真、両親、青木へ手紙を送る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.11/17	ペテルブルグにて；モーロが来る；バトリヂ夫妻が来る；プチャーチン親子が来る；ルオフが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.11/18	ペテルブルグにて；モーロが来る；マダム・ポシェットが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.11/19	ペテルブルグにて；モーロが来る；イギリス人クム	『駐露公使花房義質日誌

	ベルランドのパフォーマンスを見る	明治 17 年』
84.11/20	ペテルブルグにて；モーロが来る；アメリカ公使、フランス（公使）アペル、ポルトガル（公使）バロン・ネサント、ルーマニア（公使）クレツレスコへ行く；サトヒン、マルテンスが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.11/21	ペテルブルグにて；モーロが来る；バトリヂ夫妻が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.11/22	ペテルブルグにて；モーロが来る；マダム・バロネサント、マダム・ジノヴィエフが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.11/23	ペテルブルグにて；モーロが来る；書記官同行でルーマニア公使クレツレスコが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.11/24	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.11/25	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.11/26	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.11/27	ペテルブルグにて；モーロが来る；サトヒンが来る；山内より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.11/28	ペテルブルグにて；モーロが来る；ブタシンスキーが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.11/29	ペテルブルグにて；モーロが来る；マダム・ポシェットが来る；新開が到着	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.11/30	ペテルブルグにて；モーロが来る；ペルシア公使が来る；駒井、青木、両親へ手紙を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.12/1	ペテルブルグにて；モーロが来る；岡山、西、杉山へ書状を出す；兩人（花房夫妻？）は赤羽同行シアメリカ公使館へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.12/2	ペテルブルグにて；モーロが来る；プチャーチンの	『駐露公使花房義質日誌

	元へ行く	明治 17 年』
84.12/3	ペテルブルグにて；赤羽同行でギールスの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.12/4	ペテルブルグにて；バロネサントの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.12/5	ペテルブルグにて；バロネサントへ行く；バトリヂ、 グーレゲル、コンテス・デュセルへ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.12/6	ペテルブルグにて；モーロが来る；スウェーデン公 使の元へ行く；ルーマニア公使クレツレスコが来 る；バトリヂより案内状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.12/7	ペテルブルグにて；ジョミニの元へ行く；アンネコ フ、ガリーチンの元へ行く；バトリヂの案内で大芝 居へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.12/8	ペテルブルグにて；ジョミニ親子が三人で来る；ク ルバノフが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.12/9	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.12/10	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.12/11	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.12/12	ペテルブルグにて；モーロが来る；ルーマニア公使 マダム・クレツレスコ、デンマーク公使マダム・キ ュールが娘を二人連れ来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.12/13	ペテルブルグにて；モーロが来る；スウェーデン公 使マダムより案内状が届く；ゼナラル・グーレゲル が娘を連れ来る；マダム・デュエが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.12/14	ペテルブルグにて；ホシェットの元へ行く；スウ ェーデン公使の元へ行く；駒井、鉄へ手紙を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』

84.12/15	ペテルブルグにて；モーロが来る；スウェーデン公使はトウエに晩餐へ招待される	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.12/16	ペテルブルグにて；モーロが来る；バロン・サント夫妻、キュール親子は四人、スウェーデン公使マダムが来る；マルコフスキーが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.12/17	ペテルブルグにて；モーロが来る；ジョミニの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.12/18	ペテルブルグにて；モーロが来る；皇太子の誕生日で市中は賑やかである；フランス公使マダム・アベルが娘を連れ来る；両親、鉄より 10 月 25 日の書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.12/19	ペテルブルグにて；モーロが来る；花房は、マルテンスを訪問する；プチャーチンが娘をつれ来る；マダム・ルオフが来る；ギールス外相の元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.12/20	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.12/21	ペテルブルグにて；モーロが来る；フランセス・ルオフの葬儀にて；チェルニャエフ、バトリヂが来る；太郎は小学校を卒業する？	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.12/22	ペテルブルグにて；ダヴィドフが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.12/23	ペテルブルグにて；安藤が同行、食事	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』；『明治十七年 露都滞在日記』
84.12/24	ペテルブルグにて	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.12/25	ヨーロッパ外遊；ベルリンに到着；ホテルにて；青木、小松原と面会；野村、棚橋の元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 17 年』
84.12/26	ヨーロッパ外遊；ハンブルグに到着；安藤が着く；	『駐露公使花房義質日誌

	園田、棚橋夫妻が来る；キールに到着	明治17年』
84.12/27	ヨーロッパ外遊；マルソル経由、コペンハーゲンに到着	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.12/28	ヨーロッパ外遊；マルモに到着	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.12/29	ヨーロッパ外遊；ストックホルムに到着；外務省へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.12/30	ヨーロッパ外遊；モナコ領事館のマーンが来る；外務省へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
84.12/31	ヨーロッパ外遊；モナコ領事官 マーンが来る；赤羽より書状が届く；ホテルの主人で開催された晩餐会にて、200人は出席；東京へ新年の祝う電信を送付する；赤羽へ新年の祝う電信を送付	『駐露公使花房義質日誌 明治17年』
1884	(日付不明)「Zulifikar,Meroutchak!」と記載されている	『明治十七年露都滞在日記』
1885年(明治18年)		
85.1/1	ヨーロッパ外遊；スウェーデン海軍中将ラーゲルクラントが来る；二橋同行で市中を廻る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.1/2	ヨーロッパ外遊；スウェーデン皇帝に親書を差し出す；皇后に謁見する；松方より書状が届く；両親、青木、省部へ手紙を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.1/3	ヨーロッパ外遊；蜂須賀より新年の手紙が届く；その返事を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.1/4	ヨーロッパ外遊；スウェーデン皇太子に謁見；デンマーク公使ビール、オーストリア公使と面会	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.1/5	ヨーロッパ外遊；スウェーデン皇后に謁見	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.1/6	ヨーロッパ外遊；カトリック寺へ行って、クリスマス儀式を見る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』

85.1/7	ヨーロッパ外遊；アンネンコフ、ポシェット、ジョミニより書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.1/8	ヨーロッパ外遊	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.1/9	ヨーロッパ外遊；スウェーデン皇太妃に謁見	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.1/10	ヨーロッパ外遊；イギリス公使リュムボルト、イギリス公使ギリキのところでの晩餐会にて	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.1/11	ヨーロッパ外遊；デンマーク公使ビールと面会	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.1/12	ヨーロッパ外遊；デンマーク公使ビールより書状が届く；太郎、鉄、寺見、近藤より書状が届く；青木周蔵は、花房宛に「朝鮮一件速やかに結局は我政府の平和主義に起因」との書簡を送付	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』； 『花房義質関係文書目録』
85.1/13	ヨーロッパ外遊；イノサレス社の記念式にて	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.1/14	ヨーロッパ外遊；博物館の見学；両親、太郎、鉄、井上、青木、渡辺へ手紙を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.1/15	ヨーロッパ外遊；マーンが来る；赤羽より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.1/16	ヨーロッパ外遊；赤羽より書状が届く；オーストリア公使と面会	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.1/17	ヨーロッパ外遊	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.1/18	ヨーロッパ外遊	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.1/19	ヨーロッパ外遊；王宮、議院へ行く；皇帝が出席で演説	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.1/20	ヨーロッパ外遊；マダム・ブローロ？娘を連れ来	『駐露公使花房義質日誌

	る	明治 18 年』
85.1/21	ヨーロッパ外遊；ウルリクスタグへ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.1/22	ヨーロッパ外遊；赤羽より書状が届く；マーン同行で市中を移動	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.1/23	ヨーロッパ外遊	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.1/24	ヨーロッパ外遊；外務省で開催される晩餐会にて；各国公使は出席	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.1/25	ヨーロッパ外遊；マーンが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.1/26	ヨーロッパ外遊；王宮へ行く；王宮舞踏会にて皇后、皇太子に謁見	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.1/27	ヨーロッパ外遊；ノルデンミュルドへ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.1/28	ヨーロッパ外遊	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.1/29	ヨーロッパ外遊；ハンクに到着；ヒヴィニエに到着	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.1/30	ペテルブルグに到着；關新吾は、花房宛に「旧冬朝鮮騒動以来支那との関係悪化」の件の書簡を送付	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』； 『花房義質関係文書目録』
85.1/31	ペテルブルグにて；フランス大使館の晩餐会にて	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.2/1	ペテルブルグにて；イギリス大使、ジョミニ、ジノヴィエフ、コンテス・リンゲン、アンネンコフ、ガリーチンと面会する；青木、おしづ、鉄より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.2/2	ペテルブルグにて；アメリカ公使、デンマーク公使	『駐露公使花房義質日誌

	と面会	明治 18 年』
85.2/3	ペテルブルグにて；モーロが来る；チェルニャエフが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.2/4	ペテルブルグにて；ギールス外相と面会；スウェーデン夫妻が来る；マルテンスが来る；マダム・ビールに写真を差し出す	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.2/5	ペテルブルグにて；ビールが来る？；小松原より書状が着く；兩人（花房夫妻？）は大前、岩倉が同行し、オペラを見に行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.2/6	ペテルブルグにて；モーロは書状を差し出す；デュセルの元へ行く；マダム・ジノヴィエフが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.2/7	ペテルブルグにて；ドイツ大使、トルコ大使と面会	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.2/8	ペテルブルグにて；王宮へ行く；市中のカルナヴァルにて；東京の太郎、鉄、おしづより手紙が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.2/9	ペテルブルグにて；マダム・ホシュェットが来る；マルコフスキー夫妻が来る；エリザヴェタ・フョドロウナに謁見の案内が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.2/10	ペテルブルグにて；エリザヴェタ・フョドロウナに謁見；マダム・ジョミニが来る；岩倉が同行し市中を廻る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.2/11	ペテルブルグにて；プチャーチン姉妹が来る；花房は岩倉同行で島を回る；太郎、鉄等より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.2/12	ペテルブルグにて；兩人（花房夫妻？）は王宮へ行く；舞踏会にて	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.2/13	ペテルブルグにて；モーロが来る；小松原へ書状を出す；ベルリンの青木へも書状を出す；二橋が同行し市中を廻る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.2/14	ペテルブルグにて；モーロが来る；松方、富田へ手	『駐露公使花房義質日誌

	紙を出す；父へ手紙を出す	明治18年』
85.2/15	ペテルブルグにて；花房の誕生日の祝い会にて；「リスボン」万国郵便会議「中略」ノ件」電報が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』；『日本外交文書』第18巻
85.2/16	ペテルブルグにて；モーロが来る；外務省へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.2/17	ペテルブルグにて；モーロが来る；ポシェットが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.2/18	ペテルブルグにて；モーロが来る；外務省へ行く；マルテンスより、二橋より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.2/19	ペテルブルグにて；モーロが来る；バトリヂが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.2/20	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.2/21	ペテルブルグにて；モーロが来る；コンドラテンコの絵画を見物	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.2/22	ペテルブルグにて	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.2/23	ペテルブルグにて；モーロが来る；外務省へ行く；チェルニャエフが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.2/24	ペテルブルグにて；モーロが来る；バロン・チャーゼンハウセンに四等勲章を渡す；ゼネラル・ヴァンノウスキーに一等勲章を渡す	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.2/25	ペテルブルグにて；モーロが来る；ニコライ・ペトロビチ・ミクネウイチ少佐に五等勲章を渡す；「ロマニア・マダム」が来る（ルーマニア公使婦人？）	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.2/26	ペテルブルグにて；モーロが来る；外務省へ行く；ケネディが来る；トルコ書記官が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.2/27	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌

		明治 18 年』
85.2/28	ペテルブルグにて；モーロが来る；外務省へ行く；岩倉の謁見に関する書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.3/1	ペテルブルグにて；チェルニャエフが来る；ポシェットの元へ行く；二橋より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.3/2	ペテルブルグにて；ネフスキー寺院をめぐる；1 月 8 日の徳島？より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.3/3	ペテルブルグにて；岩倉が同行し、エルミタージを見学	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.3/4	ペテルブルグにて；モーロが来る；マダム・ギールスが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.3/5	ペテルブルグにて；モーロが来る；蜂須賀へ書状を差し出す	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.3/6	ペテルブルグにて；モーロが来る；デンマーク公使キールの晩餐に出席；様？田へ書状を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.3/7	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.3/8	ペテルブルグにて；プチャーチン姉妹、プロセー夫婦が来る；小松原から書状が届く；中村、太郎に書状を差し出す	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.3/9	ペテルブルグにて；モローが来る；マダム・ギールスが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.3/10	ペテルブルグにて；モローが来る；医師リーヴエンが来る；アミラル・カピトフが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.3/11	ペテルブルグにて；モローが来る；医師リーヴエンが来る；「ヨハイスキ」、ロストフツオフが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.3/12	ペテルブルグにて；モーロが来る；医師リーヴエンが来る；菊池大六、永井久一郎が来る；バロン・ダルハンドラの葬儀にて	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』

85.3/13	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.3/14	ペテルブルグにて；モーロが来る；菊池大六、永井久一郎が来る；日誌では、「露今上踐祚之慶」等が記録されている；モーロに25ルーブル謝儀として支払われる	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.3/15	ペテルブルグにて；モーロが来る；菊池大六、永井久一郎が来る；市内にて岩倉と外遊	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.3/16	ペテルブルグにて；モーロが来る；菊池大六、永井久一郎が来る；ブラジル公使の葬儀にて；公信（が届く？単語のみ記載）；家主が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.3/17	ペテルブルグにて；モーロが来る；菊池大六、永井久一郎が来る；マダム・コンパンが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.3/18	ペテルブルグにて；モーロが来る；菊池大六、永井久一郎が来る；マダム・カピトフ、ハトリヂ、イギリス公使、ドイツ公使、フランス公使、マダム藤等（？）の元を一回りして帰る；小松原英太郎は、花房宛に「魚形魚雷製造伝習の件青木公使へ依頼せしも既に海軍省より任命の運び」等の内容の書簡を送付	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』；『花房義質関係文書目録』
85.3/19	ペテルブルグにて；モーロが来る；菊池大六、永井久一郎が来る；午前、外務省へ行き、午後、ギールスに招かれて行く；相客は40人あまり出席	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.3/20	ペテルブルグにて；モーロが来る；コンテス・デュセルの元へ行く；關新吾は、花房宛に「留守宅皆々様健全」等の内容の書簡を送付	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』；『花房義質関係文書目録』
85.3/21	ペテルブルグにて；モーロが来る；「スヂエグリツ」工事学校を見学する；金属器展覧会にて；日誌では「英領事から為替来る」等が記録されている	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』

85.3/22	ペテルブルグにて；モーロが来る；小松原、山内から書状が届く；エカテリンゴフへ行き、エカテリナ女帝の古宮を見学	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.3/23	ペテルブルグにて；モーロが来る；ドイツ皇帝 88 歳を祝うドイツ大使館で晩餐会にて；外務大臣夫妻、各国大使、公使合計 36 人は出席	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.3/24	ペテルブルグにて；モーロが来る；スウェーデン公使の元へ行く；デンマーク（公使？）の元へ行く；外務省へ行く；バトリヂが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.3/25	ペテルブルグにて；モーロが来る；ドイツ大使、外務卿、ゼネラル・グレーグ等が来る；山内へ書簡を書く；オーストリア公使ギルデンと面会	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.3/26	ペテルブルグにて；モーロが来る；日本の外務省より筆等文具は届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.3/27	ペテルブルグにて；モーロが来る；浅田徳則は、花房宛に「公使館書記生増員により赤羽氏困難同氏より御輔へ内申」等の内容の書簡を送付	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』；『花房義質関係文書目録』
85.3/28	ペテルブルグにて；モーロが来る；曾根が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.3/29	ペテルブルグにて；駒井へ書状を差し出す；東京、朝鮮、近藤、奥、小松原より書状が届く；スウェーデン夫妻（公使？）が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.3/30	ペテルブルグにて；モーロが来る；クジャクセキ器等を買う	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.3/31	ペテルブルグにて；モーロが来る；オエンスキーが来る；東京から太郎の写真が届く；ハトリヂ夫婦が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.4/1	ペテルブルグにて；モーロが来る；ペトル宮殿の見物	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』

85.4/2	ペテルブルグにて；モーロが来る；ペルシア公使館へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.4/3	ペテルブルグにて；モーロが来る；「オーエンスキー」の元へ行く；イギリス代理公使ケネディの元へ行ったが留守	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.4/4	ペテルブルグにて；モーロが来る；イギリス代理公使ケネディが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.4/5	ペテルブルグにて；馬車で次の人物のところを回って、お土産を差し上げる：ジョミニ、ジノヴィエフ、ハトリスキー、オステ・サゲン、ギールス夫妻、アンネンコフ、ガリーチン、ポシエツト、デユエ、マルコスキー、スチユルメル、バトリヂ	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.4/6	ペテルブルグにて；花房は外出；東京へ手紙を差出す	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.4/7	ペテルブルグにて；モーロが来る；ダヴィリフが来る；「ヨワイスキ」、ロストフが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.4/8	ペテルブルグにて；モーロが来る；スウェーデン公使の元へ行く；ギールスと面会；バトリヂが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.4/9	ペテルブルグにて；モローが来る；バザル、バラガンを一回りする；マダム・ジョミニが来る；ウラジオストクから1月4日付の書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.4/10	ペテルブルグにて；皇帝が舞踏会を催す；フランス大使と舞踏会にて面会；皇帝、皇后、親王が出席；花房公使宛に「リスボン」万国郵便会議「中略」ノ件」電報が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』；『日本外交文書』第18巻
85.4/11	ペテルブルグにて；モーロが来る；「ピシュチュニ・ヤリ」島を見学	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』

85.4/12	ペテルブルグにて；モーロが来る；ロストフ、プチャーチン、キュールの元へ行く；東京へ書状を差し出す；山内、松岡より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.4/13	ペテルブルグにて；モーロが来る；マルケス・デュセルと面会；2月20日付の太郎、おしずより書状が届く；太郎より日記が届く；日本へ文書を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.4/14	ペテルブルグにて；モーロが来る；赤羽はアメリカへ行く予定である	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.4/15	ペテルブルグにて；モーロが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.4/16	ペテルブルグにて；モーロが来る；父、おしづ、鉄、五二郎、太郎より書状が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.4/17	ペテルブルグにて；モーロが来る；教育博覧会を見物；絵画の博覧会を見学；地図屋で中垂細垂の地図を買う	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.4/18	ペテルブルグにて；モーロが来る；メソドとキリル聖人千年祝祭；カザン寺院にて行列；二橋より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.4/19	ペテルブルグにて；モーロが来る；バロン・エオステン・サゲンをベルギー公使、デンマーク公使ゼネラル・キュールと面会；日誌では「伊藤と李鴻章は朝鮮の件、話し合い続ける旨」等が記録されている；条約締結の件の電報が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.4/20	ペテルブルグにて；モーロが来る；赤羽はアメリカへ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.4/21	ペテルブルグにて；モーロが来る；花房は、マルテンスを訪れる	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.4/22	ペテルブルグにて；モーロが来る；花房はウランガリの元を訪れる	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』

85.4/23	ペテルブルグにて；モーロが来る；デンマークのマダム・キールは娘一人を連れ来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.4/24	ペテルブルグにて；モーロが来る；ドイツ大使より 28 日の夜会の案内が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.4/25	ペテルブルグにて；モーロが来る；朝鮮公使として赴任のウエベルが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.4/26	ペテルブルグにて；モーロが来る；午後 6 時は晩餐会が開催される；ジョミニ、ジノヴィエフ、ウランガリ、マルテンス、スチュルメル、バトルスキー、ヴェベールと面会；赤羽、二橋、岩倉が同行	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.4/27	ペテルブルグにて；モローが来る；外務省へ行く；東京へ日記、文を差し出す	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.4/28	ペテルブルグにて；モーロが来る；ドイツ大使館のソワレへ行く；3 月 13 日付の久上から書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.4/29	ペテルブルグにて；モローが来る；蜂須賀へ書状を差し出す	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.4/30	ペテルブルグにて；モローが来る；デンマーク公使夫婦が来る；「ベルジク娘」、「アメリカ娘」(?）、オランダ公使、スウェーデン公使と面会	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.5/1	ペテルブルグにて；モローが来る；岩倉同道で兩人（花房夫妻？）は島へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.5/2	ペテルブルグにて；モローが来る；花房は外務省を訪問；「バトリジ」夫妻が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.5/4 ～5/15	『明治十八年露都滞在中日記』を作成（メモ式）	紫田紳一「花房義質関係文書」について
85.5/3	ペテルブルグにて；モーロが来る；エカテリナ女帝ペテルブルグ町ノ法施行 100 年祭、市中にぎわう；工業博覧会にて	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.5/4	『駐露公使花房義質日誌明治 18 年』の著者は、ペ	『駐露公使花房義質日誌

	<p>テルブルグにて；モローが来る；工業博覧会を見学；花房は外出</p> <p>『明治十八年露都滞在中日記』の著者はノルヴェイ一へ向かう；『D□beln』号汽船にて；ストックホルムまで妻と一緒に移動</p>	<p>明治18年』；『明治十八年露都滞在中日記』</p>
85.5/5	<p>『駐露公使花房義質日誌明治18年』の著者は、ペテルブルグにて；モローが来る；午後、デンマークへ行く（デンマーク公使？）；マンテスリンデンへ行く</p> <p>『明治十八年露都滞在中日記』の著者はフィンランドにて；「ヘルシグホルス」にて（フィンランド語でヘルシンキ）；「フルンスパルク」にて昼食</p>	<p>『駐露公使花房義質日誌明治18年』；『明治十八年露都滞在中日記』</p>
85.5/6	<p>『駐露公使花房義質日誌明治18年』の著者は、ペテルブルグにて；モローが来る；花房は外務省を訪れる；マダム・キールの元へ行く</p> <p>『明治十八年露都滞在中日記』の著者はフィンランドにて；トゥルク（アボ）に到着</p>	<p>『駐露公使花房義質日誌明治18年』；『明治十八年露都滞在中日記』</p>
85.5/7	<p>『駐露公使花房義質日誌明治18年』の著者は、ペテルブルグにて；モローが来る；イギリス公使、マダム・リルンリンが来る；ベルリンに青木にクジヤク石を差し出す；バトリジ、赤羽が来る</p> <p>『明治十八年露都滞在中日記』の著者はストックホルムに到着</p>	<p>『駐露公使花房義質日誌明治18年』；『明治十八年露都滞在中日記』</p>
85.5/8	<p>『駐露公使花房義質日誌明治18年』の著者は、ペテルブルグにて；モローが来る；官報が届く</p> <p>『明治十八年露都滞在中日記』の著者はスウェーデン外務卿エーレンス・ヴァルドと国事長「ラーゲルヘルム」と貿易長「ヴィトヘルド」と面会</p>	<p>『駐露公使花房義質日誌明治18年』；『明治十八年露都滞在中日記』</p>
85.5/9	<p>『駐露公使花房義質日誌明治18年』の著者は、ペ</p>	<p>『駐露公使花房義質日誌</p>

	<p>テルブルグにて；モローが来る；花房は赤羽とマダム・アンネンコフと島を回る；バトリジが来る；マダム・ジョミニ娘を連れ来る；赤羽は明日出発；花房は、『アフガン論近況第二』報告を送付</p> <p>『明治十八年露都滞在中日記』の著者はスウェーデンにて；ストックホルムにて；各所見学</p>	<p>明治18年』；『明治十八年露都滞在中日記』；国立公文書館</p>
85.5/10	<p>『駐露公使花房義質日誌明治18年』の著者は、ペテルブルグにて；モローが来る；赤羽が出発；花房、二橋、岩倉は駅まで見送り；オーストリア公使、アメリカ公使、トルストイの元へ行く</p> <p>『明治十八年露都滞在中日記』の著者はスウェーデン皇帝に謁見</p>	<p>『駐露公使花房義質日誌明治18年』；『明治十八年露都滞在中日記』</p>
85.5/11	<p>『駐露公使花房義質日誌明治18年』の著者は、ペテルブルグにて；モローが来る；浅田、太郎、おしずくに書状を差し出す；オーストリア大使が来る</p> <p>『明治十八年露都滞在中日記』の著者はスウェーデンにて</p>	<p>『駐露公使花房義質日誌明治18年』；『明治十八年露都滞在中日記』</p>
85.5/12	<p>『駐露公使花房義質日誌明治18年』の著者は、ペテルブルグにて；モローが来る；マダム・ポシェットが来る</p> <p>『明治十八年露都滞在中日記』の著者はスウェーデンにて；皇太子に謁見；日本博物館を見学</p>	<p>『駐露公使花房義質日誌明治18年』；『明治十八年露都滞在中日記』</p>
85.5/13	<p>『駐露公使花房義質日誌明治18年』の著者は、ペテルブルグにて；モローが来る；両人（花房夫妻？）と岩倉は、庭開きでエカテリンゴフに出かける</p> <p>『明治十八年露都滞在中日記』の著者はスウェーデンにて；「ベルドソンド」船造所（ドック）を見学</p>	<p>『駐露公使花房義質日誌明治18年』；『明治十八年露都滞在中日記』</p>
85.5/14	<p>『駐露公使花房義質日誌明治18年』の著者は、ペテルブルグにて；モローが来る；両人（花房夫妻？）</p>	<p>『駐露公使花房義質日誌明治18年』；『明治十八年</p>

	は岩倉と市中で外遊 『明治十八年露都滞在中日記』の著者はスウェーデンにて	露都滞在中日記』
85.5/15	『駐露公使花房義質日誌明治18年』の著者は、ペテルブルグにて；モローが来る；博覧会を見学；博覧会にてクルバノフと面会；赤羽よりベルリンより書状が届く 『明治十八年露都滞在中日記』の著者はストックホルムを出発；船旅；「クルスホルム」を通過	『駐露公使花房義質日誌明治18年』；『明治十八年露都滞在中日記』
85.5/16	『駐露公使花房義質日誌明治18年』の著者は、ペテルブルグにて；モローが来る；シャルタン・ボタニクへ行く；バトリジが来る 『明治十八年露都滞在中日記』の著者は、トゥルク（アボ）に到着	『駐露公使花房義質日誌明治18年』；『明治十八年露都滞在中日記』
85.5/17	ペテルブルグにて；モローが来る；「夏の庭」（レトニー・サド）で散策；デンマークへ行く（デンマーク公使？）；クルバノフ、グレバノフ写真家が来る	『駐露公使花房義質日誌明治18年』
85.5/18	ペテルブルグにて；モローが来る；皇太子の誕生日で、市中がにぎわう	『駐露公使花房義質日誌明治18年』
85.5/19	ペテルブルグにて；モローが来る；9時に大前が到着	『駐露公使花房義質日誌明治18年』
85.5/20	ペテルブルグにて；モローが来る；「バルチスキーザヴォド」造船所を見学；「かつて私物であり、現在、政府の持ち物となる」等コメントを残している	『駐露公使花房義質日誌明治18年』
85.5/21	ペテルブルグにて；モローが来る；花房と大前は外務省へ行く	『駐露公使花房義質日誌明治18年』
85.5/22	ペテルブルグにて；モローが来る；花房と大前はオランニエンバウムへ行く	『駐露公使花房義質日誌明治18年』
85.5/23	ペテルブルグにて；モローが来る；シャポヤ（帽子	『駐露公使花房義質日誌

	屋) へ行く ; 「マンテスリンデン」 へ行く ; 花房は、 コマロフ中将報告訳付き 『アフガン論近況第三』 報 告を送付	明治 18 年』; 国立公文書館
85.5/24	ペテルブルグにて ; モローが来る ; 花房と大前は「ペ テルゴフ」 へ行く ; 赤羽より書状が届く ; トロイツ (三位三体) 祝祭で市中にぎやかである ; カピトフ 夫妻が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.5/25	ペテルブルグにて ; モローが来る ; 「カナル」 を 見学 ; 開港の工事が終了されいと記録されている	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.5/26	ペテルブルグにて ; モローが来る ; スウェーデン 公使、フランス公使へ行く ; 赤羽、小松原、棚橋へ 書状を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.5/27	ペテルブルグにて ; モローが来る ; 新港と運河の 開港式にて ; 皇帝、皇后が出席 ; 船でパレードを見 る ; ポシエツト中将は工事長であり、新港は「実に 大事業なり」というコメントを残している ; 花房は、 『ペテルブルグ開港式の概況』 報告を送付	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』; 国立公文書館
85.5/28	ペテルブルグにて ; モローが来る ; 「マンテンス リンデン」 夫妻が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.5/29	ペテルブルグにて ; モローが来る ; 兩人 (花房夫 妻?) と岩倉は外出	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.5/30	ペテルブルグにて ; モローが来る ; 「夏の庭」 の散 策	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.5/31	ペテルブルグにて ; モローが来る ; 青木、両親に書 状を差し出す	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.6/1	ペテルブルグにて ; モローが来る ; 「マレンジョ エンスキ」 へ行く ; レイマンが来る ; 花房は、 『ア フガン論近況第四』 報告を送付	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』; 国立公文書館
85.6/2	ペテルブルグにて ; モローが来る ; スウェーデン公	『駐露公使花房義質日誌

	使は暇乞いに来る	明治 18 年』
85.6/3	ペテルブルグにて；モローが来る；花房は二橋同行で外出	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.6/4	ペテルブルグにて；モローが来る；花房、大前は「リュルダポテック」へ行く；マルコフスキー夫婦が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.6/5	ペテルブルグにて；モローが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.6/6	ペテルブルグにて；モローが来る；シャルタン（庭）へ行く；マルコフスキー夫婦が明日出発；ショミニ、ガクブチ、ルオフが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.6/7	ペテルブルグにて；モローが来る；「リュルダポテック」へ行く；シャルダン・ポタニックを一回りして帰る；兩人（花房夫妻？）より写真を送る；文書を使わず	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.6/8	ペテルブルグにて；モローが来る；島を一回りして帰る；銀行で金数受取に来る；ヒリヤコフが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.6/9	ペテルブルグにて；モローが来る；伯徳府は磁器製造所を買得；午後は、兩人（花房夫妻？）は二橋と磁器製造所の見学；イタリアの松岡より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.6/10	ペテルブルグにて；モローが来る；銀行へ行く；花房は海軍卿へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.6/11	ペテルブルグにて；モローが来る；田中公使、松岡に書状を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.6/12	ペテルブルグにて；モローが来る；赤羽に書状を出す；写真複写 2 枚を差し出す；小松原英太郎は、花房宛に「（在ペテルブルグ花房公使宛）野村氏と受講の普国国法講義来月末頃までと予想」等の内容の書簡を送付	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』；『花房義質関係文書目録』

85.6/13	ペテルブルグにて；モローが来る；日誌では「別荘へ引越、二橋は公使館残りタリ」と記録されている	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.6/14	ペテルブルグにて	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.6/15	ペテルブルグにて；モローが来る；庭で稽古；船で島めぐり；赤羽、小松原より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.6/16	ペテルブルグにて；二橋、ブロッセが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.6/17	ペテルブルグにて；オゼルキーへ行く；岩倉、大前が同行	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.6/18	ペテルブルグにて；モローが来る；日本、大阪の塩田、太郎、鉄等より書状が届く；官報が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.6/19	ペテルブルグにて；モローが来る；トルコ大使より書記官が来る；二橋も来る；午後島へ行く；小松原に写真と書状を差し出す	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.6/20	ペテルブルグにて；レイマンの元へ行く；公使館で（ソワレ？）、二橋は昨夜泊る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.6/21	ペテルブルグにて；マダム・ポシェットの元へ行く；スウェーデンへ行く（公使館？）；ブタシンスキーの娘が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.6/22	ペテルブルグにて；モーロが来る；シャルダン・ホタニック（庭）へ行く；安藤（？）同行、島を一回りして帰る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.6/23	ペテルブルグにて；兩人（花房夫妻？）、大前は植木屋へ行く；ブタシンスキーの元へ行く；トルコ大使の元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.6/24	ペテルブルグにて；バトリヂ夫妻、二橋が来る；晩餐会にて	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.6/25	ペテルブルグにて；モローが来る；デンマーク公使	『駐露公使花房義質日誌

	が来る	明治 18 年』
85.6/26	ペテルブルグにて；モローが来る；ハトリヂは電信を送りに来る；二橋、コフ残り、別々送る（？）	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.6/27	ペテルブルグにて；モローが来る；外務省へ行く；二橋が来る；写真が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.6/28	ペテルブルグにて；モローが来る；花房は、ホシェット、イギリス大使を訪問する；浅田（？）、両親、太郎、鉄へ書状を差し出す	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.6/29	ペテルブルグにて；モローが来る；シャルタン・ボタニークを一回りする；デンマーク公使より書状が届く；スウェーデン公使が来る；オランダ公使館へ行く；「ケルツ・ヨハナ」へ文書、写真を差し出す	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.6/30	ペテルブルグにて；モローが来る；ヒリヤコフが来る；デンマーク公使夫婦が来る；スウェーデン公使が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.7	在露国在勤公使館書記官大前退藏、同岩倉具経、同二橋謙、同令夫人、佛人モロー女史と伯徳堡にて（写真 ³⁵⁸ ）	黒瀬義門『子爵花房義質君 事略』
85.7/1	ペテルブルグにて；モローが来る；花房はセッタコフを訪問する；写真師が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.7/2	ペテルブルグにて；モローが来る；ギールス外相を訪れる；ホシェット夫妻（？）が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.7/3	ペテルブルグにて；モローが来る；衣類の買い物をする	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.7/4	ペテルブルグにて；モローが来る；島を一回りして帰る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.7/5	ペテルブルグにて；モローが来る；ペトロフバトリヂが来る；リヴェヂヤの見学	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』

³⁵⁸ 附録 14 を参照。

85.7/6	ペテルブルグにて；モローが来る；ギールスの娘の葬式にて；ドイツ大使館へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.7/7	ペテルブルグにて	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.7/8	ペテルブルグにて；モローが来る；二橋が来る；写真が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.7/9	ペテルブルグにて；モローが来る；写真の写しが届く；二橋が来る；花房は、大前、岩倉、二橋同行で外出	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.7/10	ペテルブルグにて；モローが来る；シャルダン・ボタニックを一回りする；小舟で島での外遊；蜂須賀、奥津に書状を差し出す	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.7/11	ペテルブルグにて；モローが来る；兩人（花房夫妻？）、岩倉、大前、モロー、二橋の写真が届く；井上に写真、書状を差し出す；日誌では、「英国から安田？出仕送りに来る」と記載されている；3月4日付の書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.7/12	ペテルブルグにて；モローが来る；花房、岩倉、二橋は駅へ行く（二橋の見送り？）；小松原から書状、「おきちゃん」の写真が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.7/13	ペテルブルグにて；モローが来る；東京より千鶴より書状と日記が届く；日誌では「義質様は絵行く」と記録されている（絵画の展覧会へ？）	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.7/14	ペテルブルグにて；モローが来る；ロズ写真師が来る；花房、岩倉、大前は島へ行く；マダム・トルントン娘を連れ来る（イギリス大使トルント婦人？）	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.7/15	ペテルブルグにて	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.7/16	ペテルブルグにて；モロウが来る；サラサ製造所を	『駐露公使花房義質日誌

	見学；6人の写真をモロウに一枚スベニールを送る；午後、ヒリャコフが来る	明治18年』
85.7/17	ペテルブルグにて；「ケールスブルク」へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.7/18	ペテルブルグにて；庭を一回りして帰る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.7/19	ペテルブルグにて；トルコ書記官が来る；「パルゴロフ」へ行く；花房は、『アフガン論近況』報告を送付	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』；国立公文書館
85.7/20	ペテルブルグにて；花房、岩倉、大前同行で公使館へ行く；デンマーク親子4人が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.7/21	ペテルブルグにて；東京の両親から書状が届く；花房、岩倉、大前は「マレンダ」葬式に出席；午後、バトリヂが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.7/22	ペテルブルグにて；花房、岩倉は夜会に出席	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.7/23	ペテルブルグにて；モローが来る；島を一回りして帰る；パトリヂ親子が来る；西園寺に書状を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.7/24	ペテルブルグにて；モローが来る；パトリヂ夫妻が来る；花房は「マキシモウイキ」へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.7/25	ペテルブルグにて；モローが来る；岩倉、大前、曾根が来る；松井の死去の知らせが届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.7/26	ペテルブルグにて；モローが来る；「ミルフル」へ行く；ポシェットの元へ行く；絵画の先生ペレンスが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.7/27	ペテルブルグにて；モローが来る；ペレンスが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.7/28	ペテルブルグにて；モローが来る；ペレンスが来る；6月18日付の川上より書状が届く？；午後、公	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』

	信が着く；「マキシモウイチ」が来る；兩人（花房夫妻？）は、曾根を連れ島へ行く	
85.7/29	ペテルブルグにて；モローが来る；ペレンスが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.7/30	ペテルブルグにて；モローが来る；ペレンスが来る； 26日付の宇川より書状が届く；長谷川？、千鶴より 6月6日付の書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.7/31	ペテルブルグにて；モローが来る；花房はペレンス の元へ行く；西園寺公望より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.8/1	ペテルブルグにて；モローが来る；ペレンスが来 る；「サーウァルランゲル」と面会；アメリカの赤 羽より7月15日付の書状が届く；陸奥より書状が 届く；中野は当地に来る；兩人（花房夫妻？）岩倉 と一緒に島へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.8/2	ペテルブルグにて；デンマーク公使へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.8/3	ペテルブルグにて；モーロが来る；皇后の聖名日で 市中にぎわう；兩人（花房夫妻？）、岩倉、大前は 船でペテルコフに行って、馬車で王宮を見物する； 250人の参加の食事会にて；「ケーアングレー」より 書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.8/4	ペテルブルグにて；モーロが来る；「ザーウァルラ ンゲル」が来る；天野より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.8/5	ペテルブルグにて；モローが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.8/6	ペテルブルグにて；モローが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.8/7	ペテルブルグにて；花房は外務省へ出かける	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』

85.8/8	ペテルブルグにて；「ザーヴァルランゲル」が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.8/9	ペテルブルグにて；花房は、『アフガン論近況』報告を送付	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』；国立公文書館
85.8/10	ペテルブルグにて；「ザーヴァルランゲル」が来る； 兩人より東京へ駒井に書状を出す；ベルリンより書状が届く；モローが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.8/11	ペテルブルグにて	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.8/12	ペテルブルグにて；「ザーヴァルランゲル」が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.8/13	ペテルブルグにて；モローが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.8/14	ペテルブルグにて；花房、岩倉、大前は、レスノエ・コルプスへ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.8/15	ペテルブルグにて；「サーヴァルランゲル」が来る； 12時に天野が到着；午後、陸奥より書状が届く；マダム・グレーケルが娘を連れ来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.8/16	ペテルブルグにて	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.8/17	ペテルブルグにて；「ザーヴァルランゲル」が来る； モローが来る；花房は天野を連れて外務省を訪問； 大前、岩倉が陸奥の出迎えに行く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.8/18	ペテルブルグにて；陸奥、国府寺が来る；東京へ文書を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.8/19	ペテルブルグにて；「ザーヴァルランゲル」が来る； 陸奥と一緒に出かける；エルミタージへ行く；花房は、『アフガン論近況』報告を送付	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』；国立公文書館
85.8/20	ペテルブルグにて；モローが来る；陸奥と一緒にペ	『駐露公使花房義質日誌

	テルコフへ行く；ヒリャコフの娘が来る；永井久一郎より書状が届く	明治18年』
85.8/21 ～8/30	『明治十八年露都滞在中日記』を作成（メモ式）	紫田紳一「花房義質関係文書」について
85.8/21	ペテルブルグにて；モローが来る；陸奥と国府寺が来る；両人は、岩倉同道、外務省へ行く；公使館へ行く；中村、太郎へ文書を出す「知事ペルフィリエフ」、「コントステインバグ」、「ゼネラル・オガリョフ」（氏名のみ記録）	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』；『明治十八年 露都滞在中日記』
85.8/22	ペテルブルグにて；「ザーウアルランゲル」が来る；（ザーウアルランゲルに27ルーブルが支払われる）；陸奥と国府寺が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.8/23	ペテルブルグにて；「ザーウアルランゲル」が来る；モスクワへ出発；両人（花房夫妻？）、大前、陸奥、国府寺が同行	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.8/24	モスクワに到着；ホテル・ジュリーにて；クレムリン、ウスペンスキー寺、カテドラル・ソーフォール等を見学；「知事ペルフィリエフ ³⁵⁹ 、下役コンテステインバグ、警視官ゼネラル・オガリョフ、警視総監ゼネラル・コヅロフ」（氏名、及び職種のみ記録）	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.8/25	モスクワ、及び周辺にて；式典用の冠を拝見；ペトロフスキー王宮を見学	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』；『明治十八年 露都滞在中日記』
85.8/26	モスクワ、及び周辺にて；「エトグラフィク・ミュージー」を見学；「アルヒーヴ」を見学；「メゾン・ヂ・ザンファンツルーヴァ」を見学（棄児院）	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』；『明治十八年 露都滞在中日記』
85.8/27	モスクワ、及び周辺にて；駅に到着；「ガルゲル」、	『駐露公使花房義質日誌

³⁵⁹ 当時、モスクワ州の知事であった。

	「ワラノウィチ」は出迎え；12人の参加の食事会にて；「知事「ゼネラル・バラノフ ³⁶⁰ 」、「ゼネラル・カレヴォ」、町長役（マイル）「ソボレフ」、「ネクリュドフ」、市行事「コーゼル」「チトフ」等と面会；博物館を見学	明治18年』；『明治十八年露都滞在中日記』
85.8/28	モスクワ、及び周辺にて；「ワラノウィチ」、「ネクリュドフ副知事」が来る；駅にゼネラル・バラノフが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』；『明治十八年露都滞在中日記』
85.8/29	モスクワに到着；バザルを一回りする；陸奥が同行；「ワラビョワ・ゴレ」（雀山）を見学	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』；『明治十八年露都滞在中日記』
85.8/30	ペテルブルグに到着；天野は出迎えに来る；ニジニー・ノブゴロド写真等の荷物を陸奥に預けてもらい、陸奥は来年3月に日本に帰国する予定	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.8/31	ペテルブルグにて；陸奥が来る；外務省へ行く；陸奥に荷物を預けてもらい、きたる19年2月に着くはずであるというコメントを残している	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.9/1	ペテルブルグにて；モローが来る；大前は公使館へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.9/2	ペテルブルグにて；花房、天野同行で陸奥、国府寺の見送りに駅に行く；中村より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.9/3	ペテルブルグにて；兩人（花房夫妻？）は、天野、大前同道、公使館へ行く；金子が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.9/4	ペテルブルグにて	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.9/5	ペテルブルグにて；パリより松方より写真、書状が届く；「英大使館イトマコヒ」へ行く；デンマーク公使の元へ行く；天野に頼んで、河井に写真を出	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』

³⁶⁰ 当時、ニジニー・ノブゴロド州の知事であった。

	す	
85.9/6	ペテルブルグにて；クロンシュタットへ行く；レスノイ・コルプスを見学（ペテルブルグの北地区）	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.9/7	ペテルブルグにて；オランダのヨハナより書状が届く；花房は、画2枚、手紙をおしず、久上に差し出す	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.9/8	ペテルブルグにて；大前はクロンシュタットへ行く；ケイテルが来る；兩人（花房夫妻？）、天野、岩倉が同行し、島へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.9/9	ペテルブルグにて；二橋、？中より書状を差し出す	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.9/10	ペテルブルグにて；桑原、小松原、陸奥より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.9/11	ペテルブルグにて；イサク寺よりアレキサンドル・ネヴェスキー大寺院まで行列がある；祝祭にて	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.9/12	ペテルブルグにて；オランダの中村、島村、日本のおしずより書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.9/13	ペテルブルグにて；ホシェットの元へ行く；ペルシア公使へ行く；陸奥、青木、小松原へ書状を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.9/14	ペテルブルグにて；モローが来る；花房はウランガリを訪問	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.9/15	ペテルブルグにて；モローが来る；ヤコフはイギリス公使館へ、下男の婚礼に同行	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.9/16	ペテルブルグにて；モロウが来る；大前、天野が同行し島へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.9/17	ペテルブルグにて；モロウが来る；パロン・ジョミニが来る；松岡、田中へ金（を渡す？）	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.9/18	ペテルブルグにて；モロウが来る；イタリアの田中、松岡？より書状が来る；マダム・レイマンが来る；	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』

	当外務省より、伊藤、川嶋、赤羽、勲章は三つ来る	
85.9/19	ペテルブルグにて；モローが来る；ウラジオストクの萩原より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.9/20	ペテルブルグにて；モローが来る；「ディケル」が来る；マダム・ジョミニの元へ行く；岩倉同行で晩餐会にて；ベルリンの青木より18日付の書状が届く；来月中旬に田中が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.9/21	ペテルブルグにて；モローが来る；井上外務卿、浅田、堀口へ書状を出す；アメリカの赤羽より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.9/22	ペテルブルグにて；モローが来る；花房はトルコ大使、澳国大使を訪れる；太郎より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.9/23	ペテルブルグにて；モローが来る；オーストリア大使が来る；東京より両親、青木、岡山の鉄、太郎より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.9/24	ペテルブルグにて；モローが来る；マダム・ジョミニが来る；デンマーク公使マダム・キーユルが娘を連れ来る；花房、岩倉、大前、天野はレスノエへ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.9/25	ペテルブルグにて；モローが来る；バロン・ローウゼンマダムを連れて来る；レイマンが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.9/26	ペテルブルグにて；モローが来る；外務省へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.9/27	ペテルブルグにて；モローが来る；スツルウエの元へ行く；ガリーチンの元へ行く；花房は、太郎、両親へ手紙を差し出す	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.9/28	ペテルブルグにて；モローが来る；イギリスより近藤？より書状が着く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.9/29	ペテルブルグにて；モローが来る；近藤より書状が	『駐露公使花房義質日誌

	届く	明治 18 年』
85.9/30	ペテルブルグにて；モローが来る；イギリス大使館へ行く；蜂須賀より 9 月 27 日の書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.10/1	ペテルブルグにて；モローが来る；イギリス本屋へ行く；太郎より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.10/2	ペテルブルグにて；モローが来る；スツルウエの元へ行く；イギリスの書記官グロヴェールが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.10/3	ペテルブルグにて；モローが来る；ペルシア公使館へ行く；勲章の件、川島、田中、金子より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.10/4	ペテルブルグにて；モローが来る；ポシェットへ行く；蜂須賀に返事を送る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.10/5	ペテルブルグにて；モローが来る；フランス大使、ドイツ大使の元へ行く；岡山、青木、両親へ写真を送る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.10/6	ペテルブルグにて；モローが来る；花房は、外務省、海軍省へ行く；デンマークへ行く（デンマーク公使館？）；ポシェットより 1881 年の竹内以下使御一行 24 名の写真を送られてくる	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.10/7	ペテルブルグにて；モローが来る；マダム・デュエが来る；駅でトルントン（駐露英国大使）を見送り	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.10/8	ペテルブルグにて；モローが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.10/9	ペテルブルグにて；モローが来る；マダム・ポシェット、スウェーデン公使、バトリヂ、ベルギー公使が来る；「ワランタ」、「スエテン」へ行く（オランダとスウェーデン公使館？）	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.10/10	ペテルブルグにて；モローが来る；アメリカ公使へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』

85.10/11	ペテルブルグにて；モローが来る；バトリヂが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.10/12	ペテルブルグにて；モローが来る；ギールスへ行く (ロシア外務卿ギールス)；ペルシア公使が来る； マダム・スツルウエが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.10/13	ペテルブルグにて；モローが来る；マダム・スツル ウエが来る；「フランセス・オボレンスキー」(氏名 のみ記載)	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.10/14	ペテルブルグにて；モローが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.10/15	ペテルブルグにて；モローが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.10/16	ペテルブルグにて；モローが来る；マダム・スツル ウエの元へ行く；海軍省より勲章の件で状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.10/17	ペテルブルグにて；モローが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.10/18	ペテルブルグにて；モローが来る；マダム・オボレ ンスキーが来る；スツルウエ親子が来る；8月22日 付で久上より書状が届く；山内より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.10/19	ペテルブルグにて；モローが来る；花房は外務省へ 行く；塩田、中村、山内、省部(氏名のみ記載)	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.10/20	ペテルブルグにて；モローが来る；ベリジク書記官 へ行く；アミラル・ホシュットが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.10/21	ペテルブルグにて；モローが来る；ロシア外務卿ギ ールスの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.10/22	ペテルブルグにて；モローが来る；フランセス・オ ボレンスキーが来る；外務省より書状が届く；赤羽 より書状が届く；松山、金子へ為替を送付	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.10/23	ペテルブルグにて；モローが来る；バトリヂが来る	『駐露公使花房義質日誌

		明治 18 年』
85.10/24	ペテルブルグにて；モローが来る；岩倉は奥太利へ行く（オーストリア大使館？）；大前はコニアルの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.10/25	ペテルブルグにて；モローが来る；フランセス・オボレンスキーが来る；デンマークへ行く（デンマーク公使館？）；外務省のプロッセが来る；太郎、鉄、両親より手紙が届く；赤羽より手紙と 23 ポンドが届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.10/26	ペテルブルグにて；モローが来る；ヨワイスキが来る；赤羽より為替が届く；ロンドンの横浜正金銀行の徳田利彦へ返事を出す？	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.10/27	ペテルブルグにて；モローが来る；マコフが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.10/28	ペテルブルグにて；モローが来る；レイマンの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.10/29	ペテルブルグにて；モローが来る；フランセス・オボレンスキーが来る；ヨワイスキ・ロストフが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.10/30	ペテルブルグにて；モローが来る；レイマンが来る；スツルウエの元へ行く；イギリスの横山より受取が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.10/31	ペテルブルグにて；モローが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.11/1	ペテルブルグにて；オボレンスキーが来る；花房、大前同行で花屋へ行く；陸軍卿、内務卿（単語のみ記載）	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.11/2	ペテルブルグにて；モローが来る；外務卿は病気でコトワリされる；中村、沢井へ書状を出す	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.11/3	ペテルブルグにて；モロが休み；明治天皇誕生日で	『駐露公使花房義質日誌

	集会を催す；外務大輔ウランガリ、外務省のアジア局の局長ジノヴィエフ、同副長バトルスキー、同局次官ウオエンスキー、バロン・ローゼン、欧州部局長バロン・オステン・サゲン、勅使コント・キセリョフ、バロン・ジョミニ夫妻、デンマーク公使キューール、海軍卿セスタコフ、ギールス、ワンノウスキー、グレエセル、ブンゲ、海軍中将アマラル・ポシエット、陸軍中将リヒテル、式部ドルゴルキー、スヴェーデン公使ドエ、スチュルメル、リールリング、コニアル、パンコフ、ダヴィドフ等、21人が参加する	明治18年』
85.11/4	ペテルブルグにて；モロが休み；花房は、イタリア公使の元へ行く；外務省へ行く；アメリカの母娘の三人が来る；イギリスよりお金が届く；花房は、『ブルガリア変革第四』報告を送付	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』；国立公文書館
85.11/5	ペテルブルグにて；モロが来る；オボレンスキーが来る；新聞、公信、二橋より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.11/6	ペテルブルグにて；モーロが来る；スツルウエへ行く；太郎、鉄、朝鮮の早川より手紙が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.11/7	ペテルブルグにて；モローが来る；レイマンが来る；スウェーデン公使の元へ行く；バトリヂが来る；ルーマニア公使の元へ行く；小松原より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.11/8	ペテルブルグにて；オボレンスキーが来る；カピトフ、ロストフ、フランス公使、ギールスの元を一回りし帰る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.11/9	ペテルブルグにて；モローが来る；スウェーデン公使が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.11/10	ペテルブルグにて；モローが来る；マダム・クレツ	『駐露公使花房義質日誌

	レスコが姪を連れ来る	明治 18 年』
85.11/11	ペテルブルグにて；モローが来る；マダム・グレスセルが来る；花房、大前と一緒に外出；マダム・スツルウエ、バロン・ローゼンの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.11/12	ペテルブルグにて；モローが来る；フランセス・オボレンスキーが来る；花房は外出；公信が着く；青木、沢井、新庄より書状が届く；浅田徳則は、花房宛に「四月二日日付外務卿宛上申」の件の書簡を差し出す	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』；『花房義質関係文書目録』
85.11/13	ペテルブルグにて；スウェーデン公使の晩餐会の案内が届く；花房、大前は外出；松方、奥田、中村より書状が届く？	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.11/14	ペテルブルグにて；モローが来る；花房は、市中一回りして帰る；小松原より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.11/15	ペテルブルグにて；オボレンスキー夫妻が来る；花房は外出；赤羽より勲章の受取の件の書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.11/16	ペテルブルグにて；モローが来る；花房は、『ブルガリア変革第五』報告を送付	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』；国立公文書館
85.11/17	ペテルブルグにて；モローが来る；レイマンの元へ行く；岩倉より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.11/18	ペテルブルグにて；モローが来る；マダム・スツルウエ、ボリスが来る；花房、大前同行で外出	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.11/19	ペテルブルグにて；モローが来る；ウランガリへ行く；オボレンスキーが来る；スウェーデン公使館より案内書が届く；トルコ大使、フランス大使夫妻、ルーマニア夫妻、オランダ夫妻と面会	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.11/20	ペテルブルグにて；モローが来る；花房はポシェットの元を訪れる	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.11/21	ペテルブルグにて；モローが来る；花房は、スウェ	『駐露公使花房義質日誌

	ーデン（公使？）、二一三軒一廻りして帰る；「チゼンハウセン」が来る；ドイツ大使より次の月曜日の晩餐会の案内書が届く；花房は、『ブルガリア変革第六』報告を送付	明治18年』；国立公文書館
85.11/22	ペテルブルグにて；モローが来る；ジョミニ、ジノヴィエフ、デンマーク（デンマーク公使？）一廻りして帰る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.11/23	ペテルブルグにて；モローが来る；フランス大使館へ行く；マダム・スツルウエが娘を連れ来る；フランセス・オボレンスキー同行で外出	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.11/24	ペテルブルグにて；モローが来る；スツルウエの元へ行く；花房へ絵の本、二橋、安藤の書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.11/25	ペテルブルグにて；モローが来る；日本より柳原の手紙が届く；早川の手紙が届く；為替が届く；駐日ダヴィドフ公使の死去直後、ロシア外務卿宛にシュペーア代理公使の電報に「「中略」花房氏へお知らせするよう....」と記載される	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』；ロシア帝国外交史料館、フオンド133「外務大臣官房文書」、ファイル102
85.11/26	ペテルブルグにて；モローが来る；オボレンスキーが来る；マダム・スソスキーが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.11/27	ペテルブルグにて；モローが来る；ニジニー・ノブゴロド知事ゼネラル・バラノフの元へ行く；コンテス・ヂュセルの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.11/28	ペテルブルグにて；モローが来る；レスソースキーの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.11/29	ペテルブルグにて；モローが来る；ポシェットの元へ行く；オボレンスキーが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.11/30	ペテルブルグにて；モローが来る；花房は、ドイツ大使館へ行く；岩倉はベニスに着く；赤羽より10月22日付の手紙が届く；福田、水野より手紙、公	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』

	信が届く；ドイツ大使館の晩餐会へ招待され、出かける	
85.12/1	ペテルブルグにて；モローが来る；花房は、大礼服用の上着が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.12/2	ペテルブルグにて；モローが来る；ジョミニが来る；コンテス・ジュセルへ行く；レイマンの元へ行く；バトリチが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.12/3	ペテルブルグにて；モローが来る；フランス大使館より晩さん会案内状が届く；駐日ロシア公使はダヴィトフ死去の件の電信が届く；オポレンスキーが来る；花房は、外務省へ行く；ギールスと面会	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.12/4	ペテルブルグにて；モローが来る；プチャーチンが来る；安藤よりお金50ルーブルを受け取る；花房は、『ブルガリア変革第七』報告を送付	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』；国立公文書館
85.12/5	ペテルブルグにて；モローが来る；花房は外出；ルーマニア公使、アメリカ公使の元へ行く；岩倉より書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.12/6	ペテルブルグにて；モローが来る；バロン・サント、スツルウエの元へ行く；フランス公使マダムが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.12/7	ペテルブルグにて；モローが来る；花房は、スツルウエの元へ行く；デンマークの親子が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.12/8	ペテルブルグにて；モローが来る；勲章を与える人は冬宮で食事；花房は、スツルウエの元へ行く；ガリーチンより書状が届く；バトリチ夫妻が来る；岩倉夫妻が到着	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.12/9	ペテルブルグにて；モローが来る；岩倉夫妻が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.12/10	ペテルブルグにて；モローが来る；岩倉夫妻が来る；フランス公使館へ行く；ギールス、ウランガリ、	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』

	ジョミニと面会	
85.12/11	ペテルブルグにて；モローが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.12/12	ペテルブルグにて；モローが来る；岩倉夫妻が同行し市中を回る；花房は、『ブルガリア変革第八』報告を送付	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』；国立公文書館
85.12/13	ペテルブルグにて；モローが来る；オボレンスキー、チェルニャエフ、ボグダノウイチ・マダム姉妹、ジョミニと面会	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.12/14	ペテルブルグにて；モローが来る；レイマンが来る；ギールスの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.12/15	ペテルブルグにて；モローが来る；岩倉が同行し市中を回る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.12/16	ペテルブルグにて；モローが来る；医師リエベンが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.12/17	ペテルブルグにて；モローが来る；医師リエベンが来る；ジョミニ、プチャーチン、チェルニャエフ、フランス公使と面会	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.12/18	ペテルブルグにて；モローが来る；バトリヂの元へ行く；岩倉夫妻が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.12/19	ペテルブルグにて；モローが来る；スツルメル、ペルシア公使と面会；両人は岩倉夫妻が同行しフランス公使元へ行く；コトハリより書状が届く；ホシエットより書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.12/20	ペテルブルグにて；モローが来る；オボレンスキーが来る；岩倉夫妻、バトリヂ夫妻が同行し晩餐会に出席	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』
85.12/21	ペテルブルグにて；モローが来る；岩倉夫妻が来る；公信が着く	『駐露公使花房義質日誌 明治18年』

85.12/22	ペテルブルグにて；モローが来る； マダム・ジョミニが娘を連れ来る；岩倉夫妻が来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.12/23	ペテルブルグにて；モローが来る； 花房は、ギールスの元へ行く；レイマンが来る；兩人（花房夫妻？）は岩倉夫妻、大前、天野同行で出かける	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.12/24	ペテルブルグにて；モローが来る；オボレンスキーが来る；フランス大使館へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.12/25	ペテルブルグにて；モローが来る；岩倉が同行し、マルケス・チュセルの元へ行く；プチャーチンの元へ行く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.12/26	ペテルブルグにて；モローが来る； プチャーチンより書状が届く；ヒリャコフの元へ行って、イギリスへ行く（イギリス大使館？）	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.12/27	ペテルブルグにて； オボレンスキーが来る；兩人（花房夫妻？）は、岩倉だ同行してマダム・キュール、ポシェット、スツルヴェの元へ行く；プチャーチンより書状が届く	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.12/28	ペテルブルグにて；モローが来る； 花房はスウェーデン公使の元へ行く；デンマーク（デンマーク公使？）とジョミニは二人で来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.12/29	ペテルブルグにて；モローが来る； 王宮でアレクサンドラ・フョドロウナに謁見	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.12/30	ペテルブルグにて；モローが来る； 兩人、岩倉夫妻が同行して市中を回る；西園寺、浅田徳則より書状が届く；バロン・サントよりコトワリが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
85.12/31	ペテルブルグにて；モローが来る	『駐露公使花房義質日誌 明治 18 年』
1886 年（明治 19 年）		
86.1/20	ペテルブルグにて；『ブルガリア変革第十』報告を	国立公文書館

	送付	
86.1/24	ペテルブルグにて；關新吾は、花房宛に「小生昨年 の改革で非職となれり」の件の書簡を送付	『花房義質関係文書目録』
86.2/26	ペテルブルグにて；井上馨は、花房宛に「(機密第 七号) 加藤書記生書記官に昇任・天野書記館ローマ 公使館へ転任」の件の書簡を送付	『花房義質関係文書目録』
86.3/4	ペテルブルグにて；日本の外務省より電報が届く	『日本外交文書』第19巻
86.3/6	ペテルブルグにて；日本の外務省に電報を送る	『日本外交文書』第19巻
86.3/9	ペテルブルグにて；井上外務卿宛に「条約改正会議 「中略」ノ件」電報を送る	『日本外交文書』第19巻
86.5/5	ペテルブルグにて；小松原英太郎は、花房宛に「31 日他の日本人と共に愚妻当境到着、柳橋書記官引越 跡に居住」の件の書簡を送付	『花房義質関係文書目録』
86.6/27	『露国より帰朝の途中における日記「(かえりのみ ちくさ) 其一』』を作成	紫田紳一「花房義質関係文 書」について」
86.6/27	ロシアより帰朝する；ペテルブルグのワルシャワ駅 を出発し、パリ行汽車に乗る；ツアルソコエ・セロ を経て、内藤、山本、高木らはガッチナ駅まで送る； 「ロシア皇帝の別宮あり...」等が記載される	『露国より帰朝の途中に おける旅日記』(かえりみ ちくさ) 其一
86.6/28	ウィールノに到着；ナポレオンが大敗された記念碑 を見学；ウィルバーレンにてロシア紙幣をドイツ紙 幣に両替；コニングスベルグを経てロシア国境を過 ぎる	『露国より帰朝の途中に おける旅日記』(かえりみ ちくさ) 其一
86.6/29	ベルリンに到着；河嶋と駅で会う；在独日本公使館 で青木を訪ねる；昼食は在独ロシア大使館にて；「コ チュブ」氏と面会；大使は留守である	『露国より帰朝の途中に おける旅日記』(かえりみ ちくさ) 其一
86.6/30	ベルリンを出発；棚橋と一緒に駅まで見送り；一室 貸し切りで行く；ハンブルグへ向かう；ウィテンベ ルグを経てハンブルグに到着；「ホテル・デ・ヨー	『露国より帰朝の途中に おける旅日記』(かえりみ ちくさ) 其一

	ロッパ」にて宿泊；英語を話せるガイドを雇って、ハンブルグ市内観光をする；船で湖を遊覧；相場会所、ハンブルグの住宅街などを見学	
86.7/1	サンパウリ浜を出発；イギリスへ向かう；アルトンに到着；汽船にて	『露国より帰朝の途中における旅日記』（かえりみちくさ）其一（外交史料館所蔵）
86.7/2	汽船にて移動	『露国より帰朝の途中における旅日記』（かえりみちくさ）其一
86.7/3	クレープストンを経て、ブラックオールに到着；ケンシントン・パルク・ガルデンにて上野ら在英日本公使館員と会う	『露国より帰朝の途中における旅日記』（かえりみちくさ）其一
86.7/4	ロンドンにて；上野と昼食；鈴木の洋服を注文する；晩に蜂須賀と夕食	『露国より帰朝の途中における旅日記』（かえりみちくさ）其一
86.7/5	ロンドンにて；立田を連れて本屋を見る；上野は同行	『露国より帰朝の途中における旅日記』（かえりみちくさ）其一
86.7/6	ロンドンにて；「スコロフ」氏と元駐日英公使「アールコック」氏と会う；上野夫妻が同行	『露国より帰朝の途中における旅日記』（かえりみちくさ）其一
86.7/7	ロンドンにて；市内観光；ポリテクニク・インスティテュート、ウェスミスト・アクワリウム等のを見学	『露国より帰朝の途中における旅日記』（かえりみちくさ）其一
86.7/8	ロンドンにて；三宮、蜂須賀、岩倉と一緒に昼食	『露国より帰朝の途中における旅日記』（かえりみちくさ）其一
86.7/9	ロンドンにて	『露国より帰朝の途中に

		おける旅日記』(かえりみちくさ) 其一
86.7/10	上野が同行しリチモンドへ向かう	『露国より帰朝の途中における旅日記』(かえりみちくさ) 其一
86.7/11	ロンドンにて；オールコック氏の御宅を訪れたが、不在である；チェスキー・ガーデンにて皇太子（プリンス・ウェールズ）の出席の園遊会	『露国より帰朝の途中における旅日記』(かえりみちくさ) 其一
86.7/12	ロンドンにて；写真展等を訪れる；上野が同行；横山とデポーを見る；お茶の展示を訪れる；来月 18 日にリバプールからアメリカへ向かう「チャイナ」号の汽船の切符を手配；夜半イギリスの外務省のジズリエリーと茶会	『露国より帰朝の途中における旅日記』(かえりみちくさ) 其一
86.7/12	下級年棒下賜される（井上外務大臣の訓令による）	紫田紳一「花房義質関係文書」について」
86.7/13	上野、松田、前田、原田と一緒に動物園へ行く	『露国より帰朝の途中における旅日記』(かえりみちくさ) 其一
86.7/14	上野の自宅にて 10 人余りの出席の茶会が開催	『露国より帰朝の途中における旅日記』(かえりみちくさ) 其一
86.7/15	立田と一緒に二人のインド人と会う	『露国より帰朝の途中における旅日記』(かえりみちくさ) 其一
86.7/16	ロンドンを離れ、サン・パンクラス駅からマンチェスターへ向かう；上野と横山が同行；夜 8 時マンチェスターに到着	『露国より帰朝の途中における旅日記』(かえりみちくさ) 其一
86.7/17	マンチェスターにて；ピールパーク等を見学	『露国より帰朝の途中における旅日記』(かえりみ

		ちくさ) 其一
86.7/18	ピーヴァプールへ出発；ニューヨークの富田へ電信を送る；ピーヴァプール港で汽船に乗る；周辺を見学	『露国より帰朝の途中における旅日記』（かえりみちくさ) 其一
86.7/19	クINSTOWNに到着；周辺を見学；本船に戻ってアメリカへ向かう	『露国より帰朝の途中における旅日記』（かえりみちくさ) 其一
86.7/20	船旅	『露国より帰朝の途中における旅日記』（かえりみちくさ) 其一
86.7/21	船旅	『露国より帰朝の途中における旅日記』（かえりみちくさ) 其一
86.7/22	船旅	『露国より帰朝の途中における旅日記』（かえりみちくさ) 其一
86.7/23	船旅	『露国より帰朝の途中における旅日記』（かえりみちくさ) 其一
86.7/24	船旅	『露国より帰朝の途中における旅日記』（かえりみちくさ) 其一
86.7/25	船旅	『露国より帰朝の途中における旅日記』（かえりみちくさ) 其一
86.7/26	船旅	『露国より帰朝の途中における旅日記』（かえりみちくさ) 其一
86.7/27	船旅	『露国より帰朝の途中に

		おける旅日記』(かえりみちくさ) 其一
86.7/28	ボストン港に到着；パカル・ハウスで宿泊；ボストン・ミュージアムを見学	『露国より帰朝の途中における旅日記』(かえりみちくさ) 其一
86.7/29	富田はニューヨークから来る；フレンチの元を訪れる；不在で、帰宅	『露国より帰朝の途中における旅日記』(かえりみちくさ) 其一
86.7/30	ジレヴェイ氏、リード氏、アトワード氏の御宅を訪問	『露国より帰朝の途中における旅日記』(かえりみちくさ) 其一
86.7/31 ～8/22	『露国より帰朝の途中における日記「(かえりのみちくさ) 其二」』を作成	紫田紳一「花房義質関係文書」について
86.7/31	ボストンにて；ニュー・ポトを散歩；「プロビデンス」号汽船に乗り、ニューヨークに向う	『かへりみちくさ(其二)(筆書き)最初の部欠 明治19年8月1日-8月23日』
86.8/1	ニューヨーク市内を見学；富田と一緒に木綿社会「ノットン、エキスチアンジ」にて；ウイリアム・ブロックの元を訪れる	『かへりみちくさ(其二)(筆書き)最初の部欠 明治19年8月1日-8月23日』
86.8/2 ～8/23	『露国より帰朝の途中における日記「かえりのみちくさ 其二 最初の部欠(筆書き)」』を作成	紫田紳一「花房義質関係文書」について
86.8/2	ニューヨーク市内見学；裁判庁等を見学	『かへりみちくさ(其二)(筆書き)最初の部欠 明治19年8月1日-8月23日』
86.8/3	ニューヨークにて；木綿織物店「クラクリン」社等を見学	『かへりみちくさ(其二)(筆書き)最初の部欠 明

		治 19 年 8 月 1 日－8 月 23 日』
86.8/4	ニューヨークにて；木綿博覧会にて；西郷と面会	『かへりみちくさ（其二） （筆書き）最初の部欠 明 治 19 年 8 月 1 日－8 月 23 日』
86.8/5	ニューヨークにて；木綿博覧会にて；井上馨、西郷 諸子と会話	『かへりみちくさ（其二） （筆書き）最初の部欠 明 治 19 年 8 月 1 日－8 月 23 日』
86.8/6	ニューヨークにて；畠山義就の元を訪れる	『かへりみちくさ（其二） （筆書き）最初の部欠 明 治 19 年 8 月 1 日－8 月 23 日』
86.8/7	ニューヨークにて；吉田夫婦、西郷田中夫婦、井上 夫婦及びその娘、關澤杉山と面会	『かへりみちくさ（其二） （筆書き）最初の部欠 明 治 19 年 8 月 1 日－8 月 23 日』
86.8/8	ニューヨークにて；天野潮次朗と一緒にニューヨー クを出発し、ワシントンへ向かう	『かへりみちくさ（其二） （筆書き）最初の部欠 明 治 19 年 8 月 1 日－8 月 23 日』
86.8/9	ワシントンに到着；ワシントンにて；公使館へ行 く；書記官吉田、書記生浅山に会う；吉田と一緒に 両議院を見学；「パテント」館を見学；その他、ミ ュジューム等を見物	『かへりみちくさ（其二） （筆書き）最初の部欠 明 治 19 年 8 月 1 日－8 月 23 日』
86.8/10	ワシントンにて；{在米日本} 公使館に獵規則の件、 及び税権回復の件について会談	『かへりみちくさ（其二） （筆書き）最初の部欠 明 治 19 年 8 月 1 日－8 月 23

		日』
86.8/11	ワシントンにて；ボトマン河を下り、ワシントン居を見学	『かへりみちくさ（其二） （筆書き）最初の部欠 明治19年8月1日－8月23日』
86.8/12	ワシントンにて；日本公使同道で外務省を訪れる；「ガドワル」に面し在魯米館の*意を謝し....」等記載される。大丞「ブローン」に面会；独立宣告の草案本書を閲覧し、「開拓使のために種馬として買ひ入れたる二匹の馬を今度日本に送らんとするよしなる....」吉田と「ケプロン」と一緒に見学	『かへりみちくさ（其二） （筆書き）最初の部欠 明治19年8月1日－8月23日』
86.8/13	ワシントンにて；10日までナアガラ、カナダ、「シントローレンス」河を下って、「モントレアル」、「シヤムオウレイン」、ジョージアの両湖、「ハツドソン」河を下るといふ吉田二郎と旅行予定をたてる；来者、その他関係の各府に書簡を送る	『かへりみちくさ（其二） （筆書き）最初の部欠 明治19年8月1日－8月23日』
86.8/14	ワシントンにて；白殿にて；大統領ゼネラル・ガラントに謁見；「明年夏よりを外交に旅行の企あり其冬日本に三四日間留める見込なりなどの話しあり...」；陸軍ゼネラル・セルマンと面会	『かへりみちくさ（其二） （筆書き）最初の部欠 明治19年8月1日－8月23日』
86.8/15	ワシントンを出発；吉田書記生は同行；ナアガラへ向かう	『かへりみちくさ（其二） （筆書き）最初の部欠 明治19年8月1日－8月23日』
86.8/16	ナアガラに到着	『かへりみちくさ（其二） （筆書き）最初の部欠 明治19年8月1日－8月23日』
86.8/17	ナアガラ滝にて	『かへりみちくさ（其二）

		(筆書き)最初の部欠 明治19年8月1日-8月23日』
86.8/18	五大湖の遊覧;ナアガラ河及びオンタリオ湖、キングストン、シントローレンス河にて	『かへりみちくさ(其二)(筆書き)最初の部欠 明治19年8月1日-8月23日』
86.8/19	五大湖の遊覧、カナダへ向かう;アレキサンドリア・ベイ、オンタリオ、モントリアルにて	『かへりみちくさ(其二)(筆書き)最初の部欠 明治19年8月1日-8月23日』
86.8/20	カナダにて;モントリアル、シントローレンス河にて	『かへりみちくさ(其二)(筆書き)最初の部欠 明治19年8月1日-8月23日』
86.8/21	カナダにて;シャムオウレイ湖、タイコンデロガ、ジョージア湖にて	『かへりみちくさ(其二)(筆書き)最初の部欠 明治19年8月1日-8月23日』
86.8/22	カナダにて;ジョージア湖、オルバニー、ハツドソン河にて	『かへりみちくさ(其二)(筆書き)最初の部欠 明治19年8月1日-8月23日』
86.8/23	カナダにて;オルバニー、ハツドソン河等にて;フィレデルフィアを經由してニューヨークへ向かう	『かへりみちくさ(其二)(筆書き)最初の部欠 明治19年8月1日-8月23日』
86.8/24	ワシントンに到着;井上に面会;井上はフィレデルフィアへ出発;野津福原に面会;{在米}公使に面	『かへりみちくさ(其三)(筆書き)明治19年8月

	会	24日－8月31日』
86.8/25	カロライナ州にて；エンフィールドにて；ゼネラル・エスト、ブラック等地域の農家に会う	『かへりみちくさ（其三）（筆書き）明治19年8月24日－8月31日』
86.8/26	北カロライナ州のエンフィールドにて；ウイilmingtonを 経由しチャルレストンへ向かう	『かへりみちくさ（其三）（筆書き）明治19年8月24日－8月31日』
86.8/27	チャルレストンに到着	『かへりみちくさ（其三）（筆書き）明治19年8月24日－8月31日』
86.8/28	チャルレストンで周遊	『かへりみちくさ（其三）（筆書き）明治19年8月24日－8月31日』
86.8/29	チャルレストンのアスリー河で周遊；「海島綿の産殖地に至る「フラデー」氏の綿畑を見る…」	『かへりみちくさ（其三）（筆書き）明治19年8月24日－8月31日』
86.8/30	アウグスタ、コロムビアの経由でアトランタへ向かう	『かへりみちくさ（其三）（筆書き）明治19年8月24日－8月31日』
86.8/31	アトランタにて；「マルコルンハウス」(Markhorn House) に投し沐浴喫飯、新聞を一読；「パルロット」兄弟 (G.W. Parrot & Bro.) 社中に綿納屋を見学；同氏同行でアタランタ木綿織場 (Atlanta Cotton Factory)、 「キンボール」 (H.J. Kimball) 氏が頭領である木綿織場を見学；ニューオリンズに向かって出発	『かへりみちくさ（其三）（筆書き）明治19年8月24日－8月31日』
86.8/24 ～8/31	『かえりのみちくさ 其三（筆書き）』を作成	紫田紳一「花房義質関係文書」について
86.8/24	『露国より帰朝の途中における日記「(かえりのみ	紫田紳一「花房義質関係文

～9/2	ちくさ) 其三』を作成	書』について」
86.9/1	サウアナを經由し、ニューオリンズに到着	『かへりみちくさ (其四) (筆書き)最後の部欠 明治19年9月1日-9月11日』
86.9/2	ニューオリンズにて;綿商集会にて;ブラックと面会	『かへりみちくさ (其四) (筆書き)最後の部欠 明治19年9月1日-9月11日』
86.9/3	ニューオリンズにて	『かへりみちくさ (其四) (筆書き)最後の部欠 明治19年9月1日-9月11日』
86.9/4	ニューオリンズ、ウイキスブルグにて	『かへりみちくさ (其四) (筆書き)最後の部欠 明治19年9月1日-9月11日』
86.9/5	ニューオリンズにて;「エンド・ミチエル」社を訪れる;スタール、ブラック、ボナムに面会	『かへりみちくさ (其四) (筆書き)最後の部欠 明治19年9月1日-9月11日』
86.9/6	ニューオリンズ、ミスシスシピ州にて;「3時の汽車にて「ウイキスブルグ」を發する「中略」二夜を経て、横浜に向へき船に乗り20日して到り着く「中略」5時半「ジャクソン」に着す是は「ミスシスシピ」州の首府なり....»;井上馨は花房に「(機密内信)臨時交際費として千円下賜(附)花房全権公使俸給調書」の件の書簡を送付	『かへりみちくさ (其四) (筆書き)最後の部欠 明治19年9月1日-9月11日』;『花房義質関係文書目録』

86.9/7	ジャクソンを出発	『かへりみちくさ（其四） （筆書き）最後の部欠 明 治19年9月1日-9月11 日』
86.9/8	カンサスシチーに到着	『かへりみちくさ（其四） （筆書き）最後の部欠 明 治19年9月1日-9月11 日』
86.9/9	カンサスシチーにて；寝台車に乗り換える	『かへりみちくさ（其四） （筆書き）最後の部欠 明 治19年9月1日-9月11 日』
86.9/10	オマハに到着	『かへりみちくさ（其四） （筆書き）最後の部欠 明 治19年9月1日-9月11 日』
86.9/11	グリーンリヴルに到着	『かへりみちくさ（其四） （筆書き）最後の部欠 明 治19年9月1日-9月11 日』
86.9/1 ~9/11	『露国より帰朝の途中における日記「かえりのみち くさ 其四 最後の部欠（筆書き）」』を作成	紫田紳一「花房義質関係文 書」について」
86.9/2 ~10/8	『露国より帰朝の途中における日記「（かえりのみ ちくさ）其四』』を作成	紫田紳一「花房義質関係文 書」について」
86.9/17	石幡貞は花房に「昨日井上氏へ面陳お話の趣旨」の 件の書簡を送付	『花房義質関係文書目録』
86.10/20	従三位 ³⁶¹ が与えられる（伊藤内閣総理大臣の訓令に よる）	紫田紳一「花房義質関係文 書」について」

³⁶¹ 爵位の内、子爵に相当し、軍人の階級では陸軍大将に相当する。

86.10/23	岩倉具経は花房に「黒田内閣顧問別紙記載の数氏へ勲章賜与希望」の件の書簡を送付	『花房義質関係文書目録』
86.11/24	大谷光勝は花房に「滞露中岩倉具経への御配慮に厚謝」書簡を送付	『花房義質関係文書目録』
86.12/27	伏見宮別当に兼任される（伊藤宮内大臣の訓令による）	紫田紳一「花房義質関係文書」について
1887年（明治20年）		
87.1/6	ロシア在勤を被免される；スウェーデン・ノルヴェー一兼勤を被免される（内閣の訓令による）	紫田紳一「花房義質関係文書」について

原拠参照：

黒瀬義門『子爵花房義質君事略』、東京：東京印刷、1913年；『花房義質関係文書目録』東京都立大学付属図書館事務室編、東京 第1期 仮目録、東京、北泉社、1996年；紫田紳一「花房義質関係文書」について」外交史料館報 第7号、平成6年3月、82-103頁；『駐露公使花房義質日誌』明治16、17、18年（書写資料）1883-1885年、サンクト・ペテルブルグ3冊、北海道大学所蔵；『秘書類纂』、中巻、伊藤博文編、東京：秘書類纂刊行会 1933年；『日本外交文書』、明治期 第16巻、東京：外務省編纂、巖南堂書店、1996年；『日本外交文書』、明治期 第17巻、東京：外務省編纂、巖南堂書店 1996年；『日本外交文書』、明治期 第18巻、東京：外務省編纂、巖南堂書店、1996年；『日本外交文書』、明治期 第19巻、東京：外務省編纂、巖南堂書店、1997年；稲葉千春『ロシア外交史料館 日本関連文書目録 I（1850-1917年）』ナウカ、1997年；犬塚孝明『ニッポン青春外交官』東京：NHKブックス、2006年；ロシア帝国外交史料館 フォンド133「外務大臣官房文書」、ファイル102、フォンド195「駐東京公使館文書」、ファイル84；『かへりみちくさ（其二）（筆書き）最初の部欠 明治19年8月1日-8月23日』、外交史料館所蔵；『かへりみちくさ（其三）（筆書き）明治19年8月24日-8月31日』、外交史料館所蔵；『かへりみちくさ（其四）（筆書き）最後の部欠 明治19年9月1日-9月11日』、外交史料館所蔵；『露国より帰朝の途中における旅日記（かへりみちくさ）其一』、外交史料館所蔵；『明治十八年露都滞在中日記』、外交史料館所蔵；『明治一六年露国赴任途上の日誌及雑感詩集』、外交史料館所蔵；『瑞典諾威国旅行日記』、外交史料館所蔵；『明治十七年露都滞在中日記』、外交史料館所蔵

附録13 駐露時代（1883—1886年）花房義質の文通

1883年

1. 日付：1883年1月21日

差出人：小松原英太郎（こまつばら・えいたろう）

小松原英太郎（1852—1919年）は内務省警保局長、静岡県知事、司法次官、内務次官、第二次桂内閣文部兼農商務大臣、貴族員議員という目覚ましいキャリアを遂げた明治期の人

物である。1879年『山陽新報』の編集長だった小松原は、翌年三月に同郷の先輩花房義質の推薦で外務省御用掛となり官界に入る³⁶²。1883年に太政官文書局設置され、官報の編輯発行を行うため、そこで小松原は文書局幹事となり、編輯と庶務を担当している。1884年6月に、外務書記官としてドイツ公使館在勤を命じられる。

原文「熱海温泉場尾張屋ニテ花房義質様御親展御留守皆様御機嫌能御起居被遊候間御安神可被下候 益々御清福御坐可被遊寿賀之至奉存候依病氣モ最早漸々御快愈被遊候儀奉存候 扱 閣下露国行キ付テハ原敬随員トシテ御召連之儀何卒相叶候様願上度就テハ此頃吉田大輔殿入洛中ニ有之度々御出逢御閑話之節モ事御談リ被下誰レカ御召連相成候ハバ必ス原ヲ御連被下候様願上候且ツ他ヨリ熱心者出 デ往々妨ケ之這入る事有之候間旁吉田大輔 殿へ同人事御談リ奉冀リ候右願用迄如此御坐候

一月二十一日 小松原英太郎 恐惶謹言」

2. 日付：1883年3月30日

差出人：井上馨（いのうえ・かおる）（1836年1月16日～1915年9月1日）

明治・大正時代の政治家。萩藩（山口北部）出身。明治維新政府成立後、新政府の参与となり、外交問題に携わる。のち参議兼工部卿、外務卿、第一次伊藤内閣外務大臣、第二次伊藤内閣内務大臣³⁶³。

原文「*³⁶⁴益御多詳御安全ナル航海ニテ御露有之事ト存遠察候御病後彼是近来如何被為在候哉 別テ御保養専一奉存候御出立後細君被*³⁶⁵今日快気ニテ蜂須賀公使ト同行被来候都合ニ相運ヒ候間御放慮被下度候 凡テ*³⁶⁶下衆ニ從ヒ八百弗丈齊藤ヨリ受取候而凡テ御支度等ニ五百弗計ヲ費シ申候残三百弗ハホレバミ為換ニ*³⁶⁷候而細君江御渡候*³⁶⁸請取有モ封中候間御覽被下度候 少々請取有無之分モ有之候得共ラウハメ之細君ニ何モ依頼シ相伺候仕合ニ而其辺御察*³⁶⁹被下度候末子ニモ御出立翌日ヨリ病床へ臥候而未タ全快不*³⁷⁰候

³⁶²東京都立大学付属図書館事務室編『花房義質関係文書目録』46頁、133頁；『日本近現代人命辞典』、東京：吉川弘文館、2002年、434頁。

³⁶³東京都立大学付属図書館事務室編『花房義質関係文書目録』50頁；『日本近現代人名辞典』101頁。

³⁶⁴ 二字不明

³⁶⁵ 一字不明

³⁶⁶ 一字不明

³⁶⁷ 二字不明

³⁶⁸ 四字不明

³⁶⁹ 一字不明

³⁷⁰ 一字不明

付愚妻申合候*³⁷¹者充分相伺不申候得共却テ急御出立故エコノミカルニ相済之候事モ可有
之ト奉存候又ラウタ細君ハ*³⁷²世話仕候事故銀貨ヲ遣シ候事モ如何敷候間同席モ有之候
ハ、衣類之地又ハ御見計ヒヲ以仕度御*被来候而御*³⁷³被下度亦又何モ礼ヲ致シ不申*³⁷⁴
未タ申*³⁷⁵候*³⁷⁶之事*³⁷⁷無之候ニ付蜂須賀*³⁷⁸御座*³⁷⁹被下度候*³⁸⁰勿々謹言

三月卅日 井上馨

義質志臺」

3. 日付：1883年5月4日

差出人：上野景範（うへの・かけのり）（1845年1月8日～1888年4月11日）

明治時代前期の外国官。大蔵大丞、外務少輔、元老院議員。

鹿児島に生まれ、洋学を修め英語・蘭語に通じた。1868年1月外国事務御用掛となり、香港やハワイなどの出張を経て、1870年6月に特例弁務使として英国に赴き、1870年8月帰朝。1871年11月外務少輔となり、1875年9月より1878年4月まで英国駐在特命全権公使。1879年9月条約改正取調御用掛。1880年2月外務大輔に任じられ、同年7月条約改正局が設置されるやその局長となり、井上馨外務卿の条約改正事業を推進。1881年7月義定官兼任。1882年7月～1884年12月在澳国公使。1885年2月元老院議員に転任³⁸¹。

原文「遠航無恙御安着之由、欣賀此事ニ御座候、小官依旧碌々消光仕居候、御降神可被下候、近々御着可有之事ハ兼テ残り居、魯行ニハ、カナラズ当府を御通過可有之事必然ニ付、久々ニテ拝晤ヲ得、本邦之近況モ詳ニ承リ申可候ト、楽ニ御待申居候処、去月廿八日附テ伊国ヨリ御差出之書翰相*³⁸²其地ヨリ直ニ巴理ニ附テ、御発途可有之旨御報告、実ニ望ヲ失候次第ニ御座候、此上ハ最早致方無之候ニ付候、能キ都合ヲ以テ、拝晤之機ヲ待ツ外無之候、乍去其機ヲ得ル之期モ、イツ頃来ル可キ敷不可計候間、御着任之繁忙之閑ヲ以テナ

371一字不明

372三字不明

373一字不明

374二字不明

375二字不明

376一字不明

377二字不明

378一字不明

379一字不明

380二字不明

381 『日本近現代人名辞典』135頁。

382一字不明

リトモ、本邦之景況御通知被下候ハ、無此上幸ニ存候、浅野公使³⁸³ニ御託被下候 井上卿ヨリ之書簡モ今朝着到、聊、政府之御模様モ相分リ（日清朝鮮之関係ヲ云）、此先我政府之繁忙ヲ来ス之時ニ至ルベシ、米・朝鮮之条約³⁸⁴書ハ花盛都府ニテ、議院之批准ハ経候得共、朝鮮ヨリ曾テ米国大統領ニ宛テ送リタル、朝鮮ハ清国ノ附唐国ナリト云書簡ハ、イマタ大統領ヨリ、何トモ返答差遣不申候、左候ヘハ、条約書之体面ニハ、朝鮮ハ清国ノ属国ニ非ラサル事、明ニ有之候、又英独等之政府モ、其属国タル朝鮮ニ、条約ヲ締結スルハ、肯セサル所ナルベシ、然ラハ李鴻章之狡智ヲ以テ、朝鮮ヲ清国ノ属国タリト、此機ヲ以テ証明セントスルモ得可カラザル事ト相考候 此比清政府ニテ、軍備之用意有之ハ日本ト夤³⁸⁵之企ナリト、支那・朝鮮等ニ在勤スル人ノ報告ニモ、稍其意ニ抛ルモノ、如シ、乍併、小官之考ニハ、之モ李氏之狡猾手段ニテ、支那東京（トンキン）ニ、佛政府ヨリ此比軍艦兵隊ヲ出セ³⁸⁶、御承知モ有之ヘシ、巴理府之議院ニ而ハ、已ニ其軍費ヲ議スル等ニ至リ候程ノ事ナレハ、支那政府モ又、之ニ応スル軍備ヲ整エサルヲ得ズ、去リナガラ、此軍備ハ佛ニ対シテ為ス歟、或ハ日本ニ対スルモノ歟、世ニ公ニセス、佛国ニ向テハ、聊モ干戈ヲ辞セサル之強条ヲ示シ、我国ニハ向ツテハ、軍備ヲ整テ、日本ヲ撃破ノ意アルヲホスニ有ルナラン、若然ラハ、方今我国ニ於テ之カ為ニ、貧乏之身代ヲ以テ、不相応之軍備ヲ為スハ、然ル可カラス、又彼ノ狡猾手段ヲ信シテ、俄ニ驚キ出シ、騒動ヲ為スモ余リ能キ事トモ見得ス、可成丈、清政府之策略イヅレニ在ル歟、欺術ヲ以テ我ヲ脅スニ非ル歟ヲ、充分ニ探偵スル事緊要ト存候、当埠政府ハ、是迄弁理公使ヲ我国江派出イタシ有之、我国ヨリ全権公使派遣相成候ハ、交際上礼典之権衡ヲ失フ様相考候間、全権公使派遣有之候事ハ、内々相談致度旨、本省江相伺候処、直ニ採用相成、小官ヨリ当国外務卿江面晤ヲ遂ケ候処、余程宜敷請合ニテ、数日ヲ経て、Caunt Zalisky ヲ 全権公使ニ任シ、我国江派遣相成候事ニ相成候、当政府ハ、是迄朝鮮条約ニ付而ハ、少シモ手ヲ出候事無之候ニ付、模様相索リ候処、朝鮮ハ昔日本ニ属シ、此比ハ清国ニ属スル事ヲ云張ル由、依ツテ、先ツ英・独ナドト之条約締結相成候上、弥其国ノ性質明ニ相成候ハ、条約之締結ニモ可相掛候トノ返答候テ、朝鮮トノ条約締結ハ、敢テ意トセザル様ニ被察候、然ルニ、今度新公使ザリスキイ

³⁸³ 浅野長勲（あさの・ながこと）幕末・明治期の大名・政治家。薩長両藩の倒幕運動、土佐藩の大政奉還運動に加わる。1869年（明治2）広島藩主。議定・参与・イタリア公使・貴族院議員などを歴任。（1842～1937）

³⁸⁴ 1882年5月22日に調印された米朝条約。

³⁸⁵ 一字不明

³⁸⁶ 二字不明

氏出發ニ付、同氏ニ締約ノ権理ヲ、奥国政府ヨリ付与シテ、朝鮮ト結約ヲ為サシメハ、他日清国ハ、朝鮮ヲ以テ其附唐国タルノ論ヲ発スル事、能ハサル可シ、然レハ我国ト清国ト将来之關係ニ於テ、我ヲ又益スル所アルベシトノ見込モ、井上氏ニ有ル様子ニテ、種々申越之趣有之間、度々当国外務卿江面晤ヲ遂ケ、内々ニ勸告之積リテ、先ツ是迄之情実ヲ委敷相咄シ、又此の度此度、米国政府ニテ条約批准、其他朝鮮ニテ独人ヲ雇い、要路ニ優待スル等、一切之事ヲ通知セシニ、彼ニ於テ朝鮮条約ハ捨置ヘカラズト、緊要ニ相考候様子ニ相見得、種々朝鮮之景況ナド質問致候上、朝鮮ト結約之事ハ至極同意ニ付、此度日本江派出スル新公使、コントザリスキイ氏ニ、訓令ヲ付与スヘシ之答有之候、又訓令中ニ、何等之廉最緊要ナル可キ歟ノ咄シ有之候間、小官ハ第二ケ条ヲ以テ彼ニ相示候、其第一ケ条ハ、朝鮮ヲ以テ清国ノ附唐国ト認ム可カラス、第二ケ条、清国人ノ朝鮮國中ニテ之得ル権理ハ、押テ奥国人ニモ等シク及ブベシ、外務卿之ヲ聞、最優待国之条（上ニ云第二ケ条中ノ下条ヲ云）ハ、方今各国普通之例ナレハ、朝鮮ニテ相拒ミ候事モ有ル間敷、兎角速ニ其訓令取調ニ可相掛ト、至極部合宜敷候。其後大輔ニ面晤候処、右訓条取調、直ニ同人ニ申付相成候旨承リ候、在英国魯公使館之書記官タリシ人ハ、此度在日本魯公使ニ被任旨、風聞有之候、右ハ實説ニ候ヤ、ストルウエー之後任ハ、曾テ米国ニ魯公使タリシ人ニ被任候事ハ、已ニ彼ノ地ヨリモ通知相成居候処、今突然此変撰、不審ニ相考候間、任地御着之上御聞合、内々御洩可被下候、取急相認、乱筆御批准読奉希候、不尽

五月四日 上野景範

花房義質志臺」

4. 日付：1883年5月21日

差出人：上野景範

原文：「His Excellence

Monseigneur Hanabusa

Minister du Japan

Hotel Dussaux Moskow

羅馬ヨリ之尊書ニ対シテハ過日御安着之*³⁸⁷之為一封巴里迄出置候乾物類ハ旅中ニ重疊之厄介相掛イマタ今日迄ハ到着不致候得共カナラス両日中ニハ相届久々ニテ日本料理モ賞味可致楽ニ相待居候。謁見モ首尾能相済候由今度ハ先度ト違ヒ大礼服之武威モ殊更ニ志臺之

³⁸⁷三字不明

面目ヲ耀シ（大和屋重次郎之仕立ニモセヨ）旧之魯人モ*³⁸⁸ヲ*³⁸⁹候事ト斯ク隔地ニ在リナガラ*³⁹⁰且令夫人モ此事ニテ巴里迄之安着モ直ニ御面会無之ハ寔ニ不勘御迷惑ニ*³⁹¹候。モスコ之長逗留ヲ止メ候、可成ハ速ニ当府江御出当府江モ速ニ御出候様屈指相待候。小生ニハ此府着以来引続充分之壮健ニ無之此頃弥不気色ヲ覚候間著名之医ノートワーゲルニ診察ヲ乞候処神経痛ナリト云事ニテ此小生ニシテ比痛アリトハ名医モ当ラザル所アリト思フ物也何モ餅ハ餅屋ト其論ニ從ニシカズト種々ノ療治ヲ加エ候上遂ニ来月一日ヨリ当時之近地保養地江参候事ニ相成候就而ハ七月末頃ニハ御兩人トモ当府江御来旅有之御報モ有之旨其頃ニハカナラズ帰館御着待受度御着之時限モ電信ニテ御申越可申候令夫人之衣類御新調ニ付云々御申越荊妻江モ相談致候処先年井上妻君荊妻等イツモ頼付ケ之仕立屋（39、Rue du Sentier Paris Masion Ducly）ナルハ外廻リモ不致極上ノ仕立屋ニモ有之間敷候得共*³⁹²公使達ニハ至極相当之以合ナル店ト相考候御申越シ書中ニ衣類ハ当分御野敷見習之様ニ御認相成候得共夫モ国書ノ慣習ニ從ヒ衣服之制度モ各異リ英国ニ而ハ大礼ニハ必ラズ婦人衣服ノ後ロニ長キニ間余リ之切レヲ引き当国ニ而ハ皇室ノ婚姻之大礼ニ非ラサレハ其事ナシ魯国ハ礼式等之事随分鄭重ナル国之様子ナレハ令夫人謁見之時ハ如何之制度ニ可有之ヤ若右長尻尾ノ制度ナレハ之モ御用意無之候而ハ相済間敷比方礼服ハ凡千五百佛之価ナルベシ御野敷見習之衣服ハ二重子ニテ合テ二千二百佛位ナルベシ其他下着地味色々ノ木綿モノ手拭ナドジュボンナドハ六枚位モ御*³⁹³不相成候テハ洗濯之用意モ有之、御*³⁹⁴自由ニ可有之候価モ凡合千五六百佛ニハ可相成サテ御申越之中櫛笄之点ニ於テハ其判断實ニ困入り申候右者首粧リ指輪等ヲ御示被成候事ナラン右ハ其品々質ニヨッテ価格モ無限モノナレバ御野敷見習之衣服ニ属スル分ハ極上細工之金細工位ニシテ玉宝玉等ヲ不用ザルモノ亦大礼服之方ニ属スルモノハ巴里製之ダイヤモンド贖ニ而モ不苦ト考候其例ハ曾テ鮫島妻君ニハ贖ヲ以テイツモ其用ヲ弁セリト云也佛ノミニアラス当府ニ而モ貧乏之公使ハ凡其類アリト云只指輪之分ハ人ノ能ク注目スル所ナレハ真ノ極上ナルヲ要ス比*³⁹⁵ニ徒費ヲ要シ囊中ヲ空スル

388一字不明

389一字不明

390四字不明

391二字不明

392二字不明

393二字不明

394一字不明

395一字不明

勿レ又沓上着沓足袋等ノ費用モ考アルベシ然ラハ依頼代之分ハ大凡五六千佛モ御用立*³⁹⁶
相成候*³⁹⁷之*³⁹⁸不足ハ有之間敷候 右拝復迄 勿々謹言

五月廿一日

花房義質志兄

二白奥様江愚妻ヨリ宜敷申出候イヅレ当府ニテ拝*³⁹⁹之上ナラデハ何モ心事ヲ難*⁴⁰⁰候御
推測可有候」

5. 日付：1883年7月12日

差出人：上野景範

原文：「益御清寧奉拝察候然ハ日本ヨリ御提携被下候食物入壺箱ハ那港於テ届方*⁴⁰¹御遣嘱
相成候*⁴⁰²来*⁴⁰³有之受取切手ヲモ*⁴⁰⁴収イタシ居候然ルニ其物以外ニ来着無之不審ニツ
キ在*⁴⁰⁵塞メカジェリー社へ問合候処無答之在所ヲ知ルニ由ナシ就テハ其箱之様子其表書
之認メ方等分り次第尚篤ト*⁴⁰⁶索可致旨申来候間御手数箱之様子及表書之認方等御記憶之
処御示シ被下候ハ幸之至ニ御座候 先御願*⁴⁰⁷迄御座候 不宣

7月十二日 上野景範

花房義質様 尚々別紙*⁴⁰⁸文又御電覽之上御戻シ

被下候様願上候」

6. 日付：1883年9月27日

差出人：浅山顯藏（あさやま・けんぞう）朝鮮国補佐官外務七等属、外務三等属、釜山総
領事館で在勤した⁴⁰⁹。

原文：「時下弥御安寧御奉務被為在極恐悦之至奉存候。降而、小生義、去月初旬税則税制相

396一字不明

397二字不明

398一字不明

399一字不明

400一字不明

401三字不明

402四字不明

403一字不明

404一字不明

405一字不明

406一字不明

407一字不明

408一字不明

409東京都立大学付属図書館事務室編『花房義質関係文書目録』46頁。

濟、右御用ニ而、帰朝罷在リ御宅江モ相伺候処、御機嫌克被為居候間、併セテ御安念奉希候。去ル七月廿三日ニハ仁川ニ於テ有志者相集リ随分盛会ニ有之候。然ルニ同日ニ於テ電報ヲ以テ近藤書記官江御通*⁴¹⁰之義、我々同輩江モ同官ヨリ御披露被下孰レモ感銘之限リニ御座候。近々ニハ在東京之者丈ケ相会シ親睦会ヲモ開キ、又記念碑建設之事相取極可申筈ニ御座候。竹沢公使ニモ近々帰朝之筈ニ御座候。朝鮮モ異情無之、先ツ「モレンドルフ」協弁ニテ万事御進*⁴¹¹ニカヲ得、先ツ政府ハ、近々、強固ナルモノノ如シ。故ニ*⁴¹²家之朴流孝、金玉拘ハ少シ別派ト成リ、勢イ弧ナレ共、国王ニ出張被命候。是ハ兼テ御承知被遊候材木 之件ニテ近来ハ五六百名モ潜航致タル由、右人民ヲ取？次第一ト先帰京、直ニ帰住之積ニ御座候先ハ乱楮ヲ以テ御無沙汰之御*⁴¹³且ツ御伺迄如此御座候。*⁴¹⁴余後？ニ相讓候。恐々頓首 十六年九月廿七日 浅山顕蔵 敬具

花房大人閣下」

7. 日付：1883年10月7日

差出人：小松原英太郎

原文：「花房義質殿

親展

尚々御令闈江可然御傳声被下度候愚妻ヨリモ宜敷申上呉候様申出候益御精穆可被為在恭賀之至奉存候不相渝御疎音打過候御海容可被降候但池田家改革一件モ存外面倒ニ而永嶋一条之始末モ今以不取片付御尊父様昼夜御苦勞相成居候御尊母様モ依然御滞京被成居候皆様御機嫌能被為在候間御安神可被成候永嶋事件モ最早近日完結ニ可至将来家政向之規則等確立改革其巧ヲ奏スルノ日ハ遠キニ非サルヘシト奉存候松田金次郎儀モ神戸製作所御担任已来全ク面目ヲ一変候程御実効モ相顕ハレ候趣ニ而工部省中之評判至テ宜敷中井モ毎々人ニ誇リ居候程ニ御座候過日ハ御榮進欣喜之至奉賀候又直三郎殿モ伊藤参議之手ニ被属候事ニ可相成儀ト奉存候小生ハ官報發行已来丸切打*⁴¹⁵リ毎日朝ヨリ晚五時頃迄暑中休暇モ不成只管ヲ多忙ニ消光仕*⁴¹⁶致度ト存居候御憐察可被下候*⁴¹⁷モ無事寺見習モ勢能ク尽力居候

410一字不明

411一字不明

412一字不明

413二字不明

414一字不明

415一字不明

416一字不明

趣ニ御座候小生此頃ハ全ク外務省へ顔ヲ出ス遑モ無之先日吉田大輔之宅ヲ訪閑話之節老台
モ御地ニ而大々御好評之趣話有之書信之序ニ宜敷申上呉候トノ事ニ而候先ハ御無音之御断
旁御寸楮如此御座候

敬具 十月七日 小松原拜

花房様」

8. 日付：1883年12月28日

差出人：石幡貞（いしはた・でい）漢学者。福島県出身。安井息軒に師事。1871年外務省
に出仕。柳原氏に随行し清国に渡る。帰国して司法省に出仕。1874年朝鮮事件を機に外務
省に戻る。朝鮮修好条約締結に尽力。1882年事変のとき、花房義質を同行する。1882年朝
鮮から帰国し、第二高等学校教授となる⁴¹⁸。

原文：「奉賀太*⁴¹⁹申上今更*⁴²⁰御伺申上候モ唐突ニ属シ候様ニ相成候付当年モ最早今日限
リニ而閉省ト相成*⁴²¹御伺申上候。其後ハ定而*⁴²²地ニ*⁴²³ヒ御平安可被過ト奉存候。御
不在宅ニ而モ察*⁴²⁴一同様御変リモ不*⁴²⁵安心存候。次ニ小生家モ異事無之候間、御*⁴²⁶念
被下候。偕而赴任後ハ*⁴²⁷時々御噂致シ内地之景況ハ公信及新聞ニ而追々御承知被*⁴²⁸候
通り、世間一統窮迫ニ而物価ハ日増低落薄*⁴²⁹スルハ至極幸福ニ御座候。弁公使モ先日帰
朝ノ途中ニ逗留*⁴³⁰他ニ面陳之由大應先帰*⁴³¹他其後之昀務覚状モ無之様子ニ*⁴³²則*⁴³³
ニ付而ハ閣下年末懇切之*⁴³⁴情モ漸ク*⁴³⁵多ク*⁴³⁶清人之専横ヲ厭ヒ頃日ハ我々傾向之情

417 二字不明

418 東京都立大学付属図書館事務室編『花房義質関係文書目録』71頁；『明治人命辞典』上
巻、東京：日本図書センター、1987年、イ巻、98-99頁。

419 二字不明

420 三字不明

421 七字不明

422 一字不明

423 一字不明

424 二字不明

425 二字不明

426 一字不明

427 十一字不明

428 一字不明

429 一字不明

430 四字不明

431 一字不明

432 三字不明

433 二字不明

434 一字不明

435 五字不明

多ク極而金尹之政ヲ思ヒ候之由、人情之趨走、常ニ如此モノト存候御発足前、兼而内々申上置ハ一条難事トハ存候得共、若シ好*⁴³⁷シ候ハハ御用使奉願上候遭*⁴³⁸詩紀*⁴³⁹出版之運ニ至不申、此節ハ藤野ニ見セ置候何連明年早々評モ出来之上校正開板之積リ、右出来之上ハ早速御送り可申上候。尤モ此度ハ*⁴⁴⁰二十三年探*⁴⁴¹記事及雜記等モ併而三卷出版之積リニ御座候欧州ニ而ハ詩作モ不似合故*⁴⁴²ト奉存候。小生モ頃日何ヤラ多事ニ*⁴⁴³勝レ更ニ詩文モ出来不申、八月モ即座間ニ合セノミニ有之、恥入申候。奥義則ヨリ時ニ好吟贈り来リ、先日書付ニ而明年ハ早々帰京之由申来リ副田モ別ニ不相変奉聆之由ニ御座候柳原賞勲局長官ニモ時々面晤候。何モ相変*⁴⁴⁴御座候。今日ハ大*⁴⁴⁵中ニ付餘ハ後便ニ譲リ、乍憚赤羽書記官ニモ宜布奉願上候。*⁴⁴⁵拝具

十二月廿八日 石橋貞

花房公使閣下 御奥様ニモ御変リナク為在候様奉伺候

猶宜*⁴⁴⁶御転声奉願上候。

同断」

1884年

9. 日付：1884年1月15（17？）日

差出人：奥義制（おく・ぎせい）外務少録、朝鮮元山在勤外務省二等属兼判事補、外務省記録局一等属で勤務の経験を積んだ⁴⁴⁷。

原文：「新禧益御綏福被成御重歳奉蒙祝賀候。当方無事加年罷在候御降神被成下度候。当地ハ近来無事太平ニテ商況ハ不様昨年中之*⁴⁴⁸物価会計ハ拾五万円余在之一昨年ニ比スレハ五十四万円余之減少ニ及*⁴⁴⁹例ニ依レハ只今ハ当国之歳晚ニ付正月之新衣ヲ製スル為メ*

436 二字不明

437 三字不明

438 一字不明

439 一字不明

440 一字不明

441 一字不明

442 五字不明

443 一字不明

444 四字不明

445 二字不明

446 一字不明

447 東京都立大学付属図書館事務室編『花房義質関係文書目録』104頁。

448 一字不明

449 三字不明

⁴⁵⁰巾杯ハ頗ル気配可宜筈ナルニ各床共*⁴⁵¹閑*⁴⁵²ニ在之候。扱生在勤専行之処妻子共之内
兎角病弱者出来年中無*⁴⁵³ニテ医薬ヲ煩シー*⁴⁵⁴ハ兼テ御報通申上候通り赴任之翌年*⁴⁵⁵
ノ日ニ帰シ*⁴⁵⁶ニ垂トシテ一戸病神仕候。因テ旧冬賜暇帰朝之願ヲ差出候*⁴⁵⁷不遠東帰可
相成ト伸頸相待居候。右年甫御祝詞旁相伺度拝陳仕候。頓首在

明治十七年一月十七日 奥義則

在露京眠雲先生 ニ白、竹沢公使過日帰朝巷説ニテハ前田統*⁴⁵⁸事公使トナリテ漢城ノ*
⁴⁵⁹シ竹沢公使ハ清国ニ転任スルヤニ噂*⁴⁶⁰ネ候。果シテ然ラハ統*⁴⁶¹事ハ如何ニモ高運ナ
ル*⁴⁶²人ニ有之此如御報道申上候」

10.日付：1884年6月12日

差出人：關新吾（せき・しんご）東京曙新聞、大阪日報主筆、元老院書記官、大分・新潟・
広島各県書記官、福井県知事、三陽新報社長、岡山県教育会長、岡山市会議員、岡山商業
会議所特別教員であった⁴⁶³。

原文：「拜啓 在之至*⁴⁶⁴公電拝誦仕候極寒之候御地ハ存外之事ト存ジ安*⁴⁶⁵如何ヤ御伺申
上候。然ハ先便申上候後*⁴⁶⁶重ニ*⁴⁶⁷シ居候付亜細亜*⁴⁶⁸等一件ハ大人様ト御相談申上候。
出会金五百円丈ハ兼テ思借仕候。尤モ御承知ノ貧生ニ付、一時ニ納候義ハ難成候へ共、其
辺ハ実情オ話シ（軍務委員ハ北沢生弥故）*⁴⁶⁹メ易キ方法ニ相極メ置候間、御安神可下候。

450一字不明

451一字不明

452一字不明

453一字不明

454一字不明

455一字不明

456五字不明

457一字不明

458一字不明

459二字不明

460一字不明

461一字不明

462一字不明

⁴⁶³東京都立大学付属図書館事務室編『花房義質関係文書目録』190頁；『明治人命辞典』下
巻3、東京：日本図書センター、1994年、17頁。

464一字不明

465一字不明

466一字不明

467一字不明

468一字不明

469一字不明

又近藤氏ノ方へモ逐次相片付、此次ハ統テニ元金三拾円丈ノ残額ト相成候間、是又御休神可被下候。右ニ付テハ、色々御心配相煩シ、今更御礼ノ申様モ無之次第御恕シ可被下候。御⁴⁷⁰様御⁴⁷¹事此頃ハ相当⁴⁷²御上京ニテ、熱海御入浴中直三郎殿モ⁴⁷³大人様ハ不相替本所へ々御苦勞御察申上候。原田以下へモ先便御申伝候事、夫々相通申、兎角埒明不申義ニハ困リ申候。思借ノ大礼服ニテ⁴⁷⁴冠ヲ模シ候間、御⁴⁷⁵納可被下候。又家族一同中村一家トモ⁴⁷⁶テ御令閨へ御目見申上候。御令閨様ニモ御地ニテ洋装ノ御⁴⁷⁷可有今後弥御⁴⁷⁸相成度、家族ノ者共渴望仕居候。御国此頃ハ流行物変シ撃劔及柔術相撲等大流行一昨日モ⁴⁷⁹館ニテ折角天覽御座候。其故芝居大衰微先ハ見舞迄如此ニ御座候。

拝具 十七年六月十二日認 関新吾拜

花房公使閣下」

11. 日付：1884年7月12日

差出人：井上馨

原文：「拝読仕候、益々御多詳御精勤、奉敬賀候、⁴⁸⁰欠キ勝、不要御許容奉祈候、又、奥様御着後者、交際上之費用等ニ付、御配慮有之候由候、過日モ電報有之候義ニ付、其額ハ機密金ヨリ繰上ニ仕置候間、御安心被下度候一書記官御申越候ニ付、早速差出シ可申之処、人繰之都合モ有之、今以遅延仕候、併、当年中二者、尙人差出可申、実者岩倉具任事ヲ、書記官ニ⁴⁸¹シ度、尤右ニ付、先日已来、大蔵省転任為仕候而、当分外務省務ニ見習中候、後々書記官ニ、⁴⁸²之積ニ御座候、少々、御不充分ニ可有之候得トモ、御勘弁被下度候、一改正事件モ、中々以テ手間取、今以會議ヲ開ク場合ニモ至リ兼申居候、子細者、各公使訓令ヲ不受、亦追々受取候上ニテ、多少之異見モ異同ヲ生シ、形状ニテ、未タ何ヲ以ヘーシスニ成ス歟ヲ、極ル事不能候故、追々英公使等ト内談之上、別紙英之メモランダ

470三字不明

471一字不明

472二字不明

473二字不明

474二字不明

475一字不明

476三字不明

477二字不明

478二字不明

479二字不明

480四字不明

481一字不明

482二字不明

ム江対スル、コントラメモランタムヲ制シ、則八十二年、吾提出按ヨリ各国政府之不同意ヲ斟酌候而、コンプロマイスシテ、*⁴⁸³之コンセツシヨント、彼之意ニ同意スヘキ事柄ヲ含ミ、事按候。不日各公使江モ、公然差出可申。多分不同意モ可相生候得共、最早此上者、減格御改兼候間、其後含ニテ好機ニ乗シ、我*⁴⁸⁴意之アル処、夫々之政府江御通知被下度、尤訓令受タ姿ニ御取計被下間敷候、只内訓ト迄者、御放言候而モ、不苦候、又ケ条々之理解ハ、小松原事為其*⁴⁸⁵御地江差廻シ申候、御聞取被下度候、独仏等之模様ニ付テモ、同人ヨリ御聞取被下度候、又、近情モ書記不仕候、同人之口説ニ付*⁴⁸⁶可申候

七月十二日 井上外務卿

全権公使花房義質殿*奥様江可然御傳声奉願候」

12. 日付：1884年8月9日

差出人：寺島宗則（てらじま・むねのり）（1832年6月21日～1893年6月6日）神奈川県知事、参議兼外務卿、文部卿、元老院議長、宮中顧問官、伯爵。明治初年の外交を主導し、マリア・ルス事件、ロシアと千島樺太条約締結などかかわる。1882—1884年に駐米特命全権公使を務める⁴⁸⁷。

原文：「六月廿七日ノ貴帖相達、辱*⁴⁸⁸読、益御安康奉拝賀候、小生無事于今在米候、放意可被下候、偕、モスコウニ於テモ、ダイナマイト之再発モナク、大礼無事相済、為魯所賀未だデスポチック之運命尽キサル瑞兆、併、魯人ハ何等ノプリンシプルニ由テ、前途国制之目度トスルカ、民*⁴⁸⁹更ニ開クルニテハ、国会ヲ不用トスルカ、又ハ到底缺クトモ善シトスルカ、民生ノ幸・不孝ニ関スル要点ナレハ、何トカ説アルヘシ、実々定規ノ中ヲヌ人事ヲ、ドウシタラハ幸生ニ誘掖シ得ヘキヤ、我国人ノ如キ、軽忽浮薄ナルニハ問フモ無益ナレトモ、魯人ノ性沈実慎重、必ス説アリヤ、又は思ノ外無説ナリヤ好機御探索可被下候、細君モ御地へ御憤発候由、携婦ノ交際ハ、随分御困却ト存候、一体我邦人ノ外交ハ、欲情甚秘ニシテ、相見相言フ総テ上面浮薄ノ心地、余程最ニテモ親密ニ至ルトハ難為、故ヲ以テ瞬息ノ立談等ニテ、密意ヲ伝ヘ探ルカ如キ秘技ハ、難施スヘカラサル。耶、是亦御高論

483 二字不明

484 一字不明

485 一字不明

486 一字不明

487 東京都立大学付属図書館事務室編『花房義質関係文書目録』211頁；『日本近現代人名辞典』691頁。

488 一字不明

489 一字不明

ヲ乞フ、其他此地*⁴⁹⁰ト無事也、本邦ノ近頃ハ、仏ト安南件アリ、例ノ疎暴ナルチリクー先生、北京ニ至リ、再ヒ驕慢ナル李鴻章ニ突キ当リ、其中裁ヲハークス狂使ニ託セハ、何等ノ結局ニ至ルヤラン、併シ人間交生（ソサイアルヘノメナ）ノ発見、千姿万態、初メハトウヤラ理屈ニ合ハヌヨウナレドモ、ドウカコウカ治マリ、カ付クモノト見ヘタリ、惣シテ見レハ、交生ノ法則ヲ求メテ、カツトメテ良道ヲ撰ハント、苦学スルモ無益カ、如何是亦一問題、御存懷*⁴⁹¹時下折角御*⁴⁹²御今聞ヘ可然御伝語可被下候、恐惶頓首

寺島宗則 八月九日

花房義質殿

13. 日付：1884年10月

差出人：岩倉具定（いわくら・ともさだ）（1852年1月18日～1910年4月1日）

（岩倉具視の次男）東山道鎮撫総督、参与、侍従職幹事、宮内大臣、公伯。1882年3月に伊藤博文の欧行に随従した等⁴⁹³。

原文：「露国全権公使 花房義質

一簡拝啓下愈御清穆被成御奉職遙ニ奉レ欣喜候是迄一書モ不呈疎闊之処御海容可被下候今般禺弟義其国在勤被命本人ハ勿論迂生ニ於テモ大慶不斜候着到之上ハ公私共細大ト無ク無御隔意御示教被下度奉頼候別而相願度義者ハ同人性酒ヲ嗜ミ亡祖父在世中嚴戒ヲ加ヘ候事モ有之且自ラ顧ミル所有リテ節制之意ハ相見ヘ候得共未タ壯年時処ニ依リ欲量過度間々有之殊ニ胃弱遂ニハ衛生ヲ害スルニ至ラン乎ト甚タ關心然レトモ千里之波涛ヲ隔難奈幸ヒニ老台其地ニ御在留大ニカヲ得候冀クハ老台亡祖父二代ラレ真之子弟ト御見做シ飲酒節制之義痛ク御訓戒被下度然ル時ハ本人之為メノミナラズ故家之幸福不過之此義只菅御依頼申候一内国静謐御放慮清佛対戦結局如何ン是他ノ事ニ非ズ我政府尤戎心スベキ時也本年暴風両度或ハ地震再三之天変ナ内国之損害不少苦々敷事ニ候近況禺弟ヨリ御聞取被下度此ニ略ス時下御愛護御奉務可成候右御依頼御安否伺旁如斯候

忽々頓首 十七年十月 岩倉具定

花房義質殿 追而迂生先般家督相統被仰付候亡祖父同様御愛顧不相成替奉庶幾候也」

14. 日付：1884年10月21日

490一字不明

491二字不明

492四字不明

493東京都立大学付属図書館事務室編『花房義質関係文書目録』76頁；『日本近現代人名辞典』119頁。

差出人：花房義質

原文：「橋本之来ルヲ幸ニ欧州之名医ニ妻之病ヲ診察シテモラヒ置度維納ニ出懸候処イル懸違ヒ終ニ瑞西ニテ橋本ニ出会伴テ「バウアリア」之「ニュニツク」府マデ来リ同府ヨリ又「チンネベルグ」へ同行「プロフエスツル」「スカンバニー」ト申老医ニ診察ヲ請ケ伯得府之医師へ添書ヲ得テ帰り申候右之為前後兩度合三週間近ク維納ニ留リ上野ニモ度々出会候処同氏之病氣ハ意外重病ニテ誠ニ氣之毒之至ニ候得共何レ帰朝之上田舎ニテモ参リ由ナリ療治スル外致方モ有之間敷大山トノ御往復之末暇休ヲ賜タルハ本人ニモ満足之様子ニテイル帰朝後之都合杯モ合ヒ候事ニ御座候本月末ニハ発期モ大山相談ニテ取極メ緒方某トモ医師之帰朝スルト同時ニ来月末之船ニテ出立之積ニ相成候何レ御厄介不少事ト想像仕候慣敷者ナラ急ニアクチフシ御用ニ相立候様ニハ相成間敷候ニ付何レ心永ク保養方御心添被下候外無之事ト奉存候留守宅モ不相變御心添万事御厄介相成候事例之直三郎モ御省ニテ勤続候由何卒少シモ早く御用立候様相成呉候様*⁴⁹⁴御座候*⁴⁹⁵御教示御仕用*⁴⁹⁶期後音又讓公機信候

草々頓首 十月廿一日 井上外務卿閣下 尚々令夫人へモ宜申上度妻ヨリモ申上候可然御執合奉願候也」

15. 日付：1884年10月31日

差出人：井上馨

原文：「花房全権公使殿

内信 親展

内信

今般岩倉書記官其館在勤被成候ニ付而ハ赤羽書記官若シ同人ノ次第ニ有之候へハ其地位ニ付詮議可相遂旨去廿三日暗号電信ニテ御申立ノ趣了意致候然処岩倉書記官ハ既ニ本省ニ於少書記官ノ位置ニ罷在リ候ニ付テ其館ニ転任致候テモ失張六等官相当ヲ以テ取扱候儀省法当然ニ有之殊ニ其奏任官タリシ事ハ赤羽書記官ヨリモ年所ヲ経ル事既ニ久シク有之候ニ付而ハ自ラ同人ノ上席ニ位スヘキ儀ニ有之候然ルニ赤羽書記官ノ儀ハ年来其館ニ在勤致居事務ニモ塾シ候儀ニハ候へ共現任ノ官等ニ昇任セシ已来未タ年数モ相立チ不申候ニ付此処ニテ進級為致候ハ内規ニモ相触レ他ノ公館諸員ニ対シテモ權衡ヲ失フベキニ付右御申立之趣

⁴⁹⁴二字不明

⁴⁹⁵二字不明

⁴⁹⁶三字不明

ハ目下何分ニモ取計兼候儀ニ有之候且又ニ橋書記官生儀其館ニ於テ必要ノ技能モ有之御用箱相来候ニ付進級被成候様機密信第三十一号ヲ以テ御申立相成候処同人ハ明治十二年十月二等書記官ニ被任候へ共右ハ当時海外公使ノ臨制中其以下ノ官等成設無御座候ニ付一時不次ノ起任ニ及候儀故其後帰朝ノ際四等属ニ任命相成候儀付今八等官之位置へ昇級ノ運ニ至リ兼候儀ニ有之候右之次第ニ付折角之御申立ニ候へ共御来意ニ難応候此段回答申達候以上
明治 17 年十月三十一日 外務卿井上馨

特命全權公使花房義質殿」

1885 年

16. 日付：1885 年 1 月 12 日

差出人：青木周蔵（あおき・しゅんぞう）（1844 年 3 月 3 日～1914 年 2 月 16 日）外務一等書記官、ドイツ全權公使、外務次官、山県・松方両内閣外務大臣。1873 年外務省入省。外務省 1 等書記官を経て翌年駐独公使。のち駐オーストリア、オランダ各公使を兼任。1886 年第 1 次伊藤内閣の外務次官⁴⁹⁷。

原文：「本日十八日之貴東忝領収、御地ヨリ直ニ航于氷海トノ御事、重而不得拜晤候、万々遺憾ニ存候、朝鮮一件速ニ結其局候、遅（スナワチ）、如貴論、或ハ我政府之、平和主義ニ起由候モ難計、併シ、与支那之談判未済ニ候間、井上氏或ハ、諸種之*ヲ熟考觀察イタシ居候歟ト、尚全例之望ヲ、断兼居候、頃日魯国新聞 “Novisti” 之社説ニ拠レハ、魯政府ニ而 “Auellpart” 嶋ヲ領略シ、其威ヲ太平洋ニ皇張スル存念有之由、果而然ラハ、我事止矣トモ申度存候、十式因果之代リニ、*⁴⁹⁸我方へ*嶋ヲ配付置候ハ如何々々、小生義久敷比洲ニ在留候処、”foreign affairs” 之故障無之ハ、、追次東京替ヲ思立候而如何云々、御懇論被下、多謝々々、勿論聖皇之上意ヲ承ケ、力量相応之職務ヲ負担シ、且拮据勉礪候事者、御互確知之義務ニ有之候間、帰朝候而モ、被命候ハ、決而抗命、或難願のニ謝絶スル等之卑怯ハ、不起心得ニ候得共、自起而給賜暇等之事ハ、姑ク敢不為、*⁴⁹⁹特ニ浅薄卑屈、及不人望之一迂漢タルヲ以、平素小心翼翼ニテ、勉居候段、御憐察可被下候、先ハ拙答、差出度、其内時下共自重千金不啻候、早々頓首 十八年一月廿一日青木周蔵

花房義質臺梧下 尚々、御含置可然御*⁵⁰⁰意可被下奉願候」

17. 日付：1885 年 1 月 30 日

⁴⁹⁷東京都立大学付属図書館事務室編『花房義質関係文書目録』43 頁。

⁴⁹⁸二字不明

⁴⁹⁹一字不明

⁵⁰⁰一字不明

差出人：關新吾

原文：「奉賀新年当地モ余程寒氣厳敷、明治九年以来之度ト申ス事ニ御座候。其御地ハ猶更之事ト奉存候。皆様御安泰ニ被致候哉、奉*⁵⁰¹賀候。当地御宅皆々様御*⁵⁰²御母公様ニモ暮*⁵⁰³ノ御厭モ無之、御*⁵⁰⁴ニ御座候御安慮可被成候。拙宅モ一同無恙相暮シ居申候乍憚御休神可被下候。世間モ旧冬朝鮮騒動以来支那トノ關係*⁵⁰⁵ニテ兎角騒々敷、随テ直三郎殿モ*⁵⁰⁶務御多忙ニ御座候。但シ朝鮮ノ方ハ手早ク片付キ申候。此上、支那一件ハ如何可相成哉、島村君モ此頃至急帰朝小 貞治モ同断ニ御座候。寺見*⁵⁰⁷一モ旧秋以来帰朝滞京氷雪之為メ三月頃迄ハ在京之由、日々小官相会シ歎話仕居候池田*⁵⁰⁸一件ニ付、小松原之報ニ依レハ、色々御心配之趣右事件モ一旦ハ妙ナコトニ成候姿之处、松方卿財務ニ関セラレ大人様初メ我々相證人迄旧ニ復シ何角好都合ニ御座候。委曲ハ結果ニ至リ*⁵⁰⁹ニテ御報可申上*⁵¹⁰之*⁵¹¹テハ雨降りテ地固ルト言フ勢ニ付、稍安心仕候。私*⁵¹²モ*⁵¹³々消光公務ニハ身体健康ノ為ノ日々欠勤モ不致励精仕居候。原田、小原ヲ初メ同御人モ皆モ*⁵¹⁴折々面会御噂ノミ仕候。御奥様ニ宜ク御伝声可被下候。家族一同ヨリ宜ク申呉*⁵¹⁵申上候。左様御 分可被下候、先ハ当用ノミ乍*⁵¹⁶弥以見舞*⁵¹⁷申上候。余ハ後使ニ可申上候。

拝具 十八年一月三十日認 日本東京

關新吾 無異」

18. 日付：1885年3月18日

差出人：小松原英太郎

原文：「去十三日之貴翰拝誦仕候岡山新聞切抜封入之尊書伝々右ハ御回付被遣他之書信ト一

501一字不明

502二字不明

503一字不明

504一字不明

505一字不明

506一字不明

507一字不明

508一字不明

509一字不明

510一字不明

511一字不明

512一字不明

513一字不明

514一字不明

515二字不明

516一字不明

517一字不明

併既ニ返達仕申候間最早御落手被下候事ト奉存候一魚形水雷製造伝習有之件ニ付度々青木公使へ御依頼之御申越相成候趣ニ御座候処右製造ニ就而ハ最初ヨリ只老人之監督ヲ容ルス約定ニ相成居申候該約書ハ公使之承認ヲ要シ候都合ニ而即当時承認有之候由ニ御座候左候而老人之監督者ハ既ニ海軍省ヨリ取極メ相命居候次第ニ御座候間我等生折角之志願難令貫徹甚氣之毒ニ存候依而＊此際大久保＊氏江モ談示相試候得共何分致方無之候間左様御承知被下我等生へモ可然御説諭相成度旨野生ヨリ得貴意置候様青木公使ヨリ囑命有之候

花房義質様

侍史

乍末筆御令聞江可然御風声御願申候当地ハ意想外ニ温暖ニ有之申候貴地ハ定メテ当地ニ比テ無色之事ト奉存候猶一面銀世界之中ニ御無事被遊候事ト致推察候野生当境到着後教師ニ就キテヨリ既ニ殆ト六ヶ月間日々語学ニ浸事之別ニ本邦人トノ間及ヒ其地之人トモ交際モ不致専ラ勉学仕居候得共未タ進歩之効ヲ不見失張り文法ニモ不叶ル片言雜リ之話ガ少シ出来ル位之事ニ御座候御憐察被下候此様子ニ而ハ当年中相費シ不申而ハ衆人之中ニ出テ談話出来候様之域ニハ達申間敷実ニ残念之至存候斯ク碌々貴重之光陰ヲ欧地ニ於テ消過候事誠ニ意外ニ而甚＊⁵¹⁸ニ御座候得共一足飛ニ学問可致道モ無之致方無御座候尤来月初旬ニハ野村氏帰府可有之然レハ例之講義之続キヲ聴キ可申積ニ御座候一既に電報ニ而御承知候半在海牙桜田臨時代理公使不慮之死有之右ニ付同公使館書記生諸般之措置方当惑致居候様子ニ而青木公使ニ出向呉候様依頼申越候既ニ出来候不体裁ハ取返シ不相付候得共可相成ハ此上之不体裁相曝シ候様之事無之様致度依而兎ニ角彼地ニ赴キ諸般之措置方一応相談ニ預リ候積ヲ以テ同公使ハ昨夜彼地へ向ケ出発相成候尤明日者帰館之筈ニ候由候（又当外務省へハ＊⁵¹⁹届モ致サス出向カレ候都合ニ御座候）桜田之葬式ハ明後金曜日之由ニ御座候一別紙山脇氏之書信チト旧聞ニ属シ候得共御友ニ関スル事情モ記載有之候間残念供高覧候御一覽後返達被下候ニハ不及候右要用旁得貴意候 忽々頓首

三月十一日認 小松原英太郎拝

万里之遠洋波涛之險氣候＊⁵²⁰之御障ナク御安着相成リ大慶至極之事ニ御座候其後御地ハ有名之不氣候地故如何ト御案申居候処＊依リ承知致シ安心仕候御留主御＊事御安心有之度小生モ無事日々勤務罷在候早速手紙差出可申之処愚妻義御出立之際ヨリ病氣之処其後追々重

⁵¹⁸二字不明

⁵¹⁹二字不明

⁵²⁰二字不明

病ニ立至リ種々治療致候得共其功ナク遂ニ九月八日死去致シ引続キ俗事蝟集相成御無音ニ打過候次第多罪々々*寺*七八月帰京滞在相成リ明年解永之後ニアラザレバ出発無之度々面会不相変勇敷御座候其出立後別ニ大ナル奇事異聞モ無之自由党ハ先般大坂ニ同党会議ヲ開キ党ノ存廢ヲ議セシニ板垣ノ發議ニテ多数ニ依リ遂ニ解党致候ヨリ拾府県下ニ散在セル小自由党派モ從テ夫々解党シ唯今之處デハ公然タル自由党ハ帝国境内ニハ無之板垣ハ同会議ニテ何力愚痴ラシキ演説ヲナシ暫ク郷里ニ眼ル旨ヲ明言シテ土佐ニ歸リ此頃ハ耶蘇外国教師ヲ頻ニ同国へ捜シ同教ノ弘通ニ暗ニ尽力セル様子ニテ從テ同地ハ追々同教盛大ニ至リ旧自由黨員モ熱心*⁵²¹教法ニ依リテ人心ヲ取り然ル後ナス処アラントスルカ恰モ露ノ故ピートル大帝ノ故智ニ倣フ者カ何ニシテモ大ニ弱リタルニ相違ナシ自由党解党トナリシヨリ同黨員中ノ*⁵²²ニハ随分糊口ニ窮スルモノカ不*⁵²³ヲ謀ル者アリ先頃茨木県ニ同黨員十二三名狂氣ノ如ク暴レ出シ某警察分署ヲ襲ヒ巡查ト戦ヒ互ニ死傷アリ惟ハ容易ナラザル有様ニテ憲兵出張シテ夫々捕縛スレバ僅々党類ハ十二三名ニテ悉ク捕縛現今訊問中ナリ唯恐ルベキハ同人等ハ自ラ暴烈薬ヲ製造シテ之ヲ所持シ之ヲ暴烈セシメル事ニテ誠ニ劍呑ナル次第ナリ其後埼玉県下秋父郡中ニ一大暴動アリ農夫博徒等ヲ煽動シ一時其人数ハ五六千ニシテ銃器ヲ携へ勢甚ダ猖獗全部ニ波及シ憲兵鎮台兵出張小戦争アリ凡ソニ周間程ニテ鎮定ス巨魁ハ田代虎助ト云ヘル博徒ニテ其他三百代言或ハ旧自由黨員ナリシ由ニテ現ニ訊問中ナリ其他*⁵²⁴知県下ニテ国事犯*⁵²⁵ハ米価*⁵²⁶ク農商共々疲弊ニテ処々不穩ノ模様ナレドモ發シタルハ前ニヶ所ニテ此際好機會ニテ暴發スレバ各地ノ不平連忽チ蜂起スル事ト連想スルモ存外否絶テ応スル者ナクシテ倒ルニ至ル誠ニ憫笑ノ至ナリ改進黨モ大隈河野前島北畠等頭分*⁵²⁷断然同党ヲ脱シタルニ付キ同党モ首領ヲ失シ跡ハ沼間島田藤田等ニテ我々大将ナレバ到底同党ノ維持ハ覺束ナリ過日同殘黨員ノ會議ニ依リ先ヅ同党ハ首領ナシニ存在スル事ニハ決シタレドモ已ニ頭領ナク我々大将ノ党ナレバ追々新聞ニ広告シテ同党ヲ脱スル者アリ同党モ今二三ヶ月ノ命脈ナラン然ル時ハ二三ヶ月後ニ至ラバ我国ハ公然タル政事上ノ党派ナク円滑ナル社会ト相成リ可申大隈等脱党ノ主意ハ十分解セザレドモ世間ノ沙汰ニハ同氏等モ再ヒ政府ニ頭ヲ突込タキ模様ト同党ノ費用ヲ出スニ限リナキニ襲セシトノ事ナ

521四字不明

522三字不明

523一字不明

524一字不明

525五字不明

526五字不明

527一字不明

リト此説当ラズト雖トモ或ハ真ニ近カラン已ニ御聞及トハ存候得共本月朝鮮京城ニ於テ暴
発アリ則チ同日京城内郵便局開業式アリ（郵便局ハ此頃朝鮮府我カ官吏ヲ雇ヒ新ニ郵便ノ
法ヲ設ケタルナリ）何方ノ刺客カ守旧党ノ一人閑泳翊ニ大傷ヲ負ハセ夫ヨリ大騒動トナリ
租口開花ノ両党中重立タル者七八名暗殺セラシテ遂ニ王城モ焼失シ支那兵朝鮮兵ト合シテ日
本兵ヲ襲ヒ戦争トナリ我兵及商人合シテ二十余名殺サレ竹添公使ハ兵士及ヒ日本人ヲ纏テ
仁川湊ヘ引揚ケ日本公使館及ヒ兵營ハ焼カレタリ右ノ報告十三日到達夫々朝野共随分議論
アリ遂ニ井上外務卿特派全權大使トシテ去ル二十二日同地ヘ向テ出發アリ此後如何ノ事ニ
至ルヤ平和ニ帰候ハ申迄モナキ事ナレドモ何分今回ノ事ハ支那ノ關係尤大ナルヲ以テ随分
面倒ナラン就テハ各府県下共人氣大ニ引立チ義勇兵ヲ出願スル者モアリ中々勇敢事ニ御座
候此件ヨリシテ銀米共俄ニ騰貴シ從テ物価ニ波及シ為ニ商況大ニ活発トナリ不景氣ノ歎声
ハ少々朝鮮海ヘサラリト飛去リタルガ如シ其他寄事ナシ時事新報明年ヨリ日曜ノ外ハ大祭
日元日モ大三十日モ休刊セズトノ一種ノ發明ヲ福沢翁ナセシヨリ各新聞社モ競テ之ニ倣ヒ
東京日新聞ノ如キ日曜モ休マズ三百六十五日発行シオ負ニ二葉ノ新聞ヲ朝夕壹葉宛毎日二
度配達スル事ニシテ各社共代価ハ是迄通ナレバ看客ハ利益ナレドモ社ハ追々共倒ナラレネ
ヨイガト存候千賀君ノ伯林通信ハ生キタル眼玉ヲ持タル人ノ評判宜シク政事社会ノ景況ト
カ何トカハ官吏ナリ商人ナリ一般洋行人ノ常ニ報道スル処ナルガ此様ノ事ハ強テ通信ナク
トモ大略ハ欧文新聞ニテ知ルヲ得レバ要用ニハ違ナキモ欧文新聞ニ出ヌ土地ノ風土人情等
ハ實ニ貴重ノ者ニシテ通信ノ必用ハ此点ニアリ小生モ日報社ガ伯林通信ヲ載スルヲ樂テ読
ミ身ハ伯林市街ニアルノ思ヲナシ居候猶近々諸景況御報道有之度候万代氏モ近々大勉強ニ
テ大分学事モ進歩セシ様子ニ御座候木庭氏モ參事兩三日前拾五円増給相成候今回モ此位ノ
事ヨリ外ニ申上候事無之余ハ後便之節申上候御地氣候悪敷候間十

分御自愛奉願候頓首 十七年十二月廿六日夕燈火ノ下ニ認ム

山脇 巍 小松原国兄 江」

19. 日付：1885年3月20日

差出人：關新吾

原文：「餘寒尚甚敷処弥御安泰奉賀候。陳者*⁵²⁸御無音ノミ相過恐縮之至ニ御座候。今回、
大前氏御館ヘ赴任相成候ニ付テハ当*⁵²⁹候ヘバ同氏ニ御聞取可被下候御留守皆々様御*⁵³⁰

⁵²⁸三字不明

⁵²⁹一字不明

⁵³⁰一字不明

敷直二郎様ニハ伊藤大使ニ御随行、此頃清国へ赴カレ誠ニ可祝之至ニ御座候、*⁵³¹地へ御向発之儀ナレバ*⁵³²ノ慮質之至如何申越候へ共、一ニハ快事ニ付、分ニテ*⁵³³通サルベク、二ニハ不*⁵³⁴軍*⁵³⁵正モ御*⁵³⁶ナレバ御宅ニモ充分御安念相成居申候。又当地ハ麻疹病大流行ニテ*⁵³⁷倭様太*⁵³⁸様ニモ御罹リ相成候へ共、皆軽症ニテ太郎様ノ如キハ最早御全快御安神可被成候池田家一件モ段々好都合ニ立山*⁵³⁹兎角竹堂為偏 偏信之宿癖ヤス内事外*⁵⁴⁰等ノ事モ*⁵⁴¹之大人様御心配御察申候大前氏ハ寺見氏ノ紹介ニテ近来頗ル懇意ニ相成殊ニ拙宅近所ニ住シ度之面会致候余程好キ人物ニ御座候。何分宜ク願上候。寺見氏モ本月廿二日当地出發歸任ノ途ニ就キ申候。島村*⁵⁴²氏ハ尚滞京中ニ御座候。長瀬ノ次男鳳輔高野ノ長男*⁵⁴³三等段々引続キ米国へ留学致シ好*⁵⁴⁴ヲ行ハ此辺モナキ事ト*⁵⁴⁵致居候。右ハ大前氏出發ニ付、不取敢御見舞旁如此御座候。御奥様ニモ乍憚宜ク御致声奉願候。*⁵⁴⁶白
三月廿日認 関 生

花房閣下

追テ、*⁵⁴⁷々榻所類三氏、過日、熱氣ニテ帰朝、寺見ノ客宿所ヨリ佐藤病院ニ入り療養、手ヲ尽シ候へ共、遂ニ遠逝、誠ニ可惜事ニ御座候。是迄種々御世話相成候人物ニ候へバ、尚

以憾惜之義ト奉存候。」

20. 日付：1885年3月27日

差出人：浅田徳則（1848年10月26日～1933年3月10日）条約改正掛、外務省通商局長

531一字不明

532二字不明

533一字不明

534一字不明

535一字不明

536二字不明

537一字不明

538一字不明

539四字不明

540一字不明

541二字不明

542二字不明

543一字不明

544二字不明

545二字不明

546三字不明

547一字不明

兼会計局長、神奈川・長野・新潟・広島各県知事、貴族院議員⁵⁴⁸。

原文：「拝啓過日宮之下二東宮殿下之御機嫌奉伺終テ貴地へモ伺候可仕心組之処当地（茅々崎）ニ差向フ用事出来両日滞在候テ今日者帰京之用アリ遂ニ貴地へハ御無音申上候頃日土肥博士其外参候之故深ク御按思申上候得共暫花房公使殿 徳則為親展 私信 公使館書記官、兩名ニ相成候ヨリ、赤羽氏困難之地位ニ相立候事情縷々仰、輔へハ内信ニ両御申立相成、生ニモ其儀ニ参シ、可及丈御意見之如ク、相通候様賛成ヲ尽シ候へ共岩倉氏之儀ニ就而ハ、種々之事情モ有之、只今之姿ニ据置候外、無之場合ニ決定セラレ、赤羽氏之如キ、甚以氣之毒千万ニ存候、依而請願相成候トヨリ帰朝事聞届候ヨリ、致方ナシト迄ニ相成候間、今暫時忍耐相成候様、小生ニ於而モ希望イタシ候、近日外公使館書記官之内ニハ、彼此更迭モ有之候俟ニ、ウエケンシーナキニシモアラズ、好工夫モ御座候事奉存候、且又、兼而御話申上候外交官奏聞条例之如キモノモ、一通起草致候、其内ニハ発行相成度モノト存候間、此儀決行セハ、甲乙修隙之動機ニ相成可申歟、ニモ存候、旁折角御歴治、相成度奉存候伊藤大使小*⁵⁴⁹着之報ハ、御座候得共、未面談之報ナシ、両三日中ニハ、必相接可申存候遣使之政策ハ、既ニ外務卿ヨリ御承知ト存候、昨今佛・清平和之儀、別而開ケ候トノ風説アリ、果シテ然ラハ、急々*⁵⁵⁰御策ナル*⁵⁵¹イロケアルカ如シ外務卿、過日一月間ハ函根ニ微行相成リ候、是*⁵⁵²条約改正之余備ニ御座候整頓ニ付、両三日前ニ帰京相成候実ニ本省近來之*⁵⁵³地ハ、名壯ス可カラザル*⁵⁵⁴御座候、夫故公存意外ニ而疏音*⁵⁵⁵大前之出立ニハ、何レ*⁵⁵⁶色仕度モノト存居候処、又々其期ヲ失申候近藤モ、当分來月中ニハ高平与交代之事*⁵⁵⁷奉存候公使ハ何人ナルヤ未定*此人ハ*⁵⁵⁸着ニ依リ*⁵⁵⁹其撰ニ*⁵⁶⁰スル事与被察候、書外讓期被下候、此書御一読後、丙丁ニ付セラレ度候、草々拝面 三月廿

⁵⁴⁸東京都立大学付属図書館事務室編『花房義質関係文書目録』44頁；『明治人命辞典』下巻2、東京：日本図書センター、1988年、あーノ巻25頁。

⁵⁴⁹一字不明

⁵⁵⁰四字不明

⁵⁵¹七字不明

⁵⁵²二字不明

⁵⁵³一字不明

⁵⁵⁴二字不明

⁵⁵⁵四字不明

⁵⁵⁶一字不明

⁵⁵⁷一字不明

⁵⁵⁸一字不明

⁵⁵⁹一字不明

⁵⁶⁰一字不明

七日 徳則

花房賢台閣下

赤羽へモ公使一書差出度存居候処取急候間位置ノ事ハ折角御慰藉カシコ」

21. 日付：1885年6月12日

差出人：小松原英太郎

原文：「Kaiserlich Japanische Geosandtschaft zu Berlin

A Son Excellence

Monseigneur Hanabusa

Ministre du Japon

Peterburg Grand Morskaya , 48

玉葉拝誦懇篤之御成*⁵⁶¹感謝候然処野村氏ト共ニ*⁵⁶²仕居候普国（プロシア）之法ノ論義未タ相*⁵⁶³ニス坎来月末頃迄相*⁵⁶⁴リ可申哉ト予期仕居申候*⁵⁶⁵相濟候*⁵⁶⁶内務或ハ農商務ノ事務ニ就キ實際行政之手続等取調致*⁵⁶⁷御座候間*⁵⁶⁸初夏御貴地漫遊之志望ハ難相果ト存候伊集院大野山内*⁵⁶⁹ラ未タ当地滞留之事承知不仕候*⁵⁷⁰六月十二日猶々過日赤羽氏へ御*⁵⁷¹付可相成金子之儀ニ付*⁵⁷²之趣*⁵⁷³早速取計*⁵⁷⁴処御*⁵⁷⁴相成*⁵⁷⁵定済ニ相成申候乍未筆御令閏江宜敷御致声奉願上候」

22. 日付：1885年11月21日

差出人：浅田徳則

原文：「九月御認貴書拝誦候四月三十日*⁵⁷⁶相成候事御座候今便*⁵⁷⁷候内信之趣共伝承叶候

561 二字不明

562 二字不明

563 一字不明

564 一字不明

565 四字不明

566 二字不明

567 二字不明

568 三字不明

569 一字不明

570 五字不明

571 一字不明

572 二字不明

573 二字不明

574 二字不明

575 七字不明

576 七字不明

此儀ニ就而者*⁵⁷⁸直ニ御回答被致ニ御座候*⁵⁷⁹等申候得共御帰朝之事ハ多分無差支相運申候シカシ候住之処ハ*⁵⁸⁰如ク其人ニ或ハ差支可申坎与懸念有之様ニ相聞申候蓋シ*⁵⁸¹ニ而者*⁵⁸²之事朝夜御*⁵⁸³ヲ被望候哉ニ被察申候然シ御内情モ有之事故孰レトモ*⁵⁸⁴ハ御帰朝之事ニ相成可申*⁵⁸⁵次第御座候故代理ハ当分岩倉書記官ニ被仰付候事与存候小生伝聞致候処ニ而者貴館ヲ動員中露語ニ熟候者必要ニ被*⁵⁸⁶察候就而者御都合次第ニ而御申立ニ相成候而者本省中諸国語ニ通候一員武藤龍二郎先年コルサコフニ在リシモノニ而モ派遣セラレ候様*⁵⁸⁷トノ*⁵⁸⁸ニ而候尤同人館員ヘ相*⁵⁸⁹ヘモ宜敷坎与存候御帰期之事ニ就而者外務卿ヨリ直ニ御承知ト存候得共或ハ今便未ニ不相成与存候*十一月廿一日 徳則

花房義臺閣下」

1886年

23. 日付：1886年1月24日

差出人：關新吾

原文：「恭賀新年当地御両親様初メ拙宅一同無異加年仕候。御休神可被下候。但シ私義ハ昨年之改革ニテ*⁵⁹⁰相成リ大人様初メ旧同僚ノ新拜命者其他*⁵⁹¹山、高崎（五六）ノ諸*⁵⁹²モ色々配意致呉候ヘ共、前々ノ改革ト違ヒ人員ニ制限ヲ立テラレ中々ムズカシキ様子ニ御座候。柳原伯ヘモヲ以テ相願候処、能ク*⁵⁹³之呉ラレ候御使モ有之候ハハ右*⁵⁹⁴其他御思召ヲ以テ大*⁵⁹⁵ノ中又ハ*⁵⁹⁶ニアル人々ニ可然御周旋願上度奉祈候。私モ一旦ムズカシキ

577 三字不明

578 三字不明

579 四字不明

580 三字不明

581 三字不明

582 十字不明

583 二字不明

584 二字不明

585 一字不明

586 一字不明

587 一字不明

588 一字不明

589 一字不明

590 三字不明

591 一字不明

592 一字不明

593 一字不明

594 二字不明

595 一字不明

596 二字不明

途ニ決セル且ハ一朝*⁵⁹⁷為メ又々動向ヲ転ズル如キハ餘リ輕薄ニ*⁵⁹⁸ヶ将来ノ妨ニモ可相成奉存候ニ付決シテ狼狽周章セズ閑居慎重致居候へ共、何分家累ハ多ク功績モ少ナカラズ。彼是困却御 察被下、何分御助成切ニ奉願上候。今回ノ改革ニテハ郷友中*⁵⁹⁹小原、沢原ヲ存シ黒田木庭初メ*⁶⁰⁰表等*⁶⁰¹迄皆々*⁶⁰²ト相成、何トモ困リ入申候。先ハ竹内、正志、島尾、中牧ニ随ヒ歐行スルニ付キ御*⁶⁰³ヲ兼*⁶⁰⁴用迄如此ニ御座候。尚近次ハ同人ニ御聞可被下候。餘ハ後使可申上候

敬日 壹月廿四日 関新吾

花房公使閣下 聞候原田小原連名宛ノ御 正ニ拝誦、候本所一件先々目出度恐賀ノ至ニ奉存候。*⁶⁰⁵後ハ*⁶⁰⁶之厚リ*⁶⁰⁷ノ至ニ御座候。只一日油断大敵ノ葺言ノミ服膺仕リ*⁶⁰⁸勉注意*⁶⁰⁹安意可被下候乍憚御令閤様并ニ天野大前ニ御逢之節御伝声奉願候」

24. 日付：1886年2月26日

差出人：井上馨

原文：「本月十九日付電信ヲ以テ貴伊奥三公使 館員転任等ノ義ニ付御申越ノ趣ニ対シ同廿四日付電信ヲ以テ加藤書記生ハ在勤書記官ニ任ゼラレ天野書記生ハ在羅馬公使館へ転任申付仕旨回答致シ、併セテ貴殿兼テ御請求通り来ル五月ニ至リ帰朝可被成旨ヲモ申達候ニ付疾リ御承知可被成ト存候。右御来電中田中公使ハ、加藤書記生ノ代リニ吉田二等属羅馬府在勤外務書記生ニ被任度旨請求致候趣ニ有之候得共、同人ハ本省必要ノ人物ニシテ当分之内海外在勤難申付ニ付キ、天野書記生ヲ以テ加藤書記生ノ後任ト致候義ニシテ同公使ニ於テ満足可致筈ト存候。且又天野書記生ハ西園寺公使所望ノ由ニ有之候得共維納府ハ格別事務繁忙ノ地ニモ無之候ニ付過日転任ノ棚橋書記官并宇野書記生兩人ニテ用弁ニ差支有之間存候ニ付天野書記生ハ羅馬へ転任申付候義ニ有之候。猶又五辻五等属ヲ其館会計主務ニ被

597 二字不明

598 一字不明

599 二字不明

600 一字不明

601 三字不明

602 二字不明

603 一字不明

604 二字不明

605 一字不明

606 七字不明

607 二字不明

608 一字不明

609 四字不明

命度義ニ関シテハ無*⁶¹⁰、加藤書記官ハ天野書記生ト交代致候義ニ付、大前書記生從來ノ通り会計主務ニテ更ニ会計主務トシテ書記生一名増員スルノ必要無之筈ト存候右*ノ末本月廿四日付電信ヲ以テ前述本大臣ノ電報ニ対シ更ニ本大臣ノ再考ヲ請求相成候得共、右ハ難聞届旨、同廿五日回電致候ニ付、己ニ夫々御処分相成候義ト存候。元來公使館員進退若クハ転任ノ義ニ付テハ各官ヨリ御申出ノ意見ハ拙者参考之材料ト相成候迄ニ止リ候義ニ付、一旦決定相成候上ハ再考ヲ御請求相成候共、其効無之候条此如将来トモ御記念可被成候右申進候也

明治十九年二月廿六日 外務大臣任 井上馨

特命全權公使 花房義質殿

追テ本書写西園寺田中兩公使江御送付相成度候也」

25. 日付：1886年5月5日

差出人：小松原英太郎

原文：「益御請穆奉賀候過日ハ御尊翰御恵投被下拝誦仕候早速御答可申上処去三十一日愚妻義当境へ到着イタシ幸ヒ棚稿書記官之跡へ住込ミ家財モ極必要之分丈ケハ譲受候得共不慣之新世帯彼是当惑仕候事多ク尤棚稿之世話ニ而家政取締候老婆壺人ヲ手ヲ入レ候此老人ハ貧貴様ニシテ親ハ司法省之大書記官タリシ由廿年之齡頃迄ハ十分教育ヲ受ケタル者ニ御座候趣此人一切家事ノ世話ヲイタシ呉候乍衣服ノ事ヤラ何ヤラ諸事煩敷不識不知御*⁶¹¹遷止相成申候不*⁶¹²御高*⁶¹³候*⁶¹⁴品川公使夫婦并井上書記官夫婦ハ今晚当境到着之都合ニ御座候比ハ巴里ニ而衣服等調製ノ為ニ滞留有之居候事ニ御座候愚妻ハ一切当府ニ而調製之都合ニイタシ候ニ付去三十一日他ノ日本人拾餘名ト同行参着仕候次第ニ御座候閣下并御令閨様五六月之*⁶¹⁵当境へ御立寄相成候御予定之趣近日拝顔ヲ可得愚妻モ*⁶¹⁶樂御待申上候石坂剛二郎云々御懇諭之趣拝承乍去同人事目今依然独仏境界即チ「ライン」河近傍ニ留テリ且中学校へ入学イタシ居申候当府へ呼出スレハ少ナクモ三五日ノ時日ヲ費ヤサザルヘカラズ又出貴ヲモ要スルニ付如何哉ト愚慮仕居候尚御覽慮可被下候御留守宅皆々様先々御無異之趣直三郎様ハ近来至極御壯健大二朗様は毎モ至極御堅勝御勉強之由ニ御座候御留守宅ヨ

610一字不明

611一字不明

612一字不明

613二字不明

614一字不明

615一字不明

616一字不明

リ愚妻へ御宅之品物モ有之候由ナレ共未タ荷物到着不致候按到次第御転送可申上候先ハ右
答遷延之御断旁如此御座候 恐々頓首

五月五日 小松原英太郎

花房様閣下」

26. 日付：1886年9月6日

差出人：井上馨

原文：「井上馨

花房全権公使俸給調書

一英貨四百七拾貳磅拾貳志壹片

是ハ賜暇帰朝ニ付、十九年四月一日ヨリ六月十四日迄

七十五日分在勤年棒妻女費共

但一ヵ年義質貳千三万磅

一英貨貳百四拾三磅拾貳志貳片

是ハ帰朝ニ付、旅中俸給片道分定額

合計

英貨七百十六磅四志三片 精算額

右之處

英貨五百七拾五磅 回送済及留守宅儀共

内

英貨九拾三磅九志拾壹片

是ハ会第二三号預リ証書ヲ以返納済

差引

英貨貳百三拾四磅拾四志貳片

此銀貨千五百五拾三円九拾三錢壹厘七月三十一日相場

銀貨壹円ニハ

英貨三志片四分ノ一

右之通

十九年九月

機密内信

今般特別之訳ヲ以臨時交際費トシテ金千円下賜相成候問御査収相成度、此段申進候

明治十九年九月六日

外務大臣伯 井上馨

特命全權公使花房義質殿」

27. 日付：1886年9月17日

差出人：石幡貞

原文：「肅啓、先日ハ兩度煩清閑奉恐入候。*⁶¹⁷示以前井上氏へ頃日兩三度罷越候処、或ハ
来客有交、或ハ行違、不得面晤候。昨日始而面陳之處、御咄シ之越旨、未ダ徹底不致罷在
候哉*⁶¹⁸乎ナル顔色、困ル事情相*⁶¹⁹ケ、依頼候処、閣*⁶²⁰寮ニ而ハ、極而異事配員ニ而
*⁶²¹餘之由、依而猶他*⁶²²寮へ之推薦依頼候置*⁶²³無覚束旨相不申候早意平常疎遠相過候
故ト存候。然レバ猶御一案願上度、此*⁶²⁴条館*⁶²⁵願上ル*⁶²⁶候得共、御邸宅一件今朝モ
二三ヶ所内檢之處未ダ場所物件*⁶²⁷充分ニ而*⁶²⁸一ニヶ所*⁶²⁹当リハ売地之返答今朝日中
ニ参リ候積リニ付、篤ト探究ノ上可申上心得*⁶³⁰急キ*⁶³¹之由ニ候得共、時節柄当区ハ高
爽之地故*⁶³²々之山師入込之競リ上ヶ仕候故*⁶³³究之上ナシデハ申上兼候俸井上氏之方前
文之如ク結果無覚束有之ニ付、何分此上*⁶³⁴力煩シ*⁶³⁵恐入候得共到底當時之身分ニ而ハ
無事ニ*⁶³⁶事情、先日申上候通りニ付、*⁶³⁷ヲ*⁶³⁸シ不*⁶³⁹煩*⁶⁴⁰猶又如此、餘ハ面委可

617一字不明

618一字不明

619一字不明

620一字不明

621二字不明

622一字不明

623二字不明

624一字不明

625一字不明

626一字不明

627三字不明

628一字不明

629一字不明

630一字不明

631二字不明

632一字不明

633一字不明

634一字不明

635一字不明

636二字不明

637二字不明

638二字不明

639一字不明

640一字不明

仕候。*⁶⁴¹

九月十七日 貞 拝

花房様 侍史」

28. 日付：1886年10月23日

差出人：岩倉具経（いわくら・ともつね）（1853年～1890年）（岩倉具定の弟）東山鎮撫副
総督、大蔵少書記官、1885－1887年に外務書記官（ロシア公使館在勤）、宮中顧問官、子
爵⁶⁴²。

原文：「内信

益々御清*⁶⁴³奉賀候。陳者黒田内閣顧問当地滞在中其取調事件ニ関係候別*⁶⁴⁴記載之數氏
之為報酬無章賜与相成度即チ右數氏所持之勲章等取調候処、末尾ノ二氏ヲ除キ就レモ自国
勲一等之分式個或ハ三個ヲ所持致居候。依テ之ニ相当セル勲章ヲ寄贈セントスレバ、孰レ
旭日大授章ニ無之テハ彼此不相叶、乍去、現ニ其位*⁶⁴⁵ヨリ之ヲ言フコトハ漸ク省中一科
ノ科長

タルニ過ギザル人モ有之、是迄叙勲相成居候向へ対シテ權衡且ツ将来叙勲可相成向へ対シ
テノ利害ヨリ之ヲ觀察スルコトハ、其勲等ヲ孝定スルコト極メテ困難ニシテ寧ロ更ニ与へ
ザル方可然且今般取調上之實際ニ対シ相孝へ候モ強テ叙勲ニモ及ブ間敷ト見込、一旦叙勲
論ハ断然廃止ノコトニ發議致候へ共、同顧問ニ於テハ此困難アルニ拘ハラズ叙勲論ヲ主張
被致候ニ付、公信ニテモ申立ハ致シ候モノノ、其实外務大臣ノ參觀ニ供スル迄ノコトニ有
之候。勲等詳細ノ義ニ到リテハ、追テ同顧問帰朝之上親シク閣下ノ御意見ヲモ承リ度モ趣
ニ有之随テ右困難ノ事情ヲモ予メ閣下へ通知致置キ呉レトノ依頼ニ任セ右申進候間、可然
ル会 キ相成度候。餘ハ後噂ニ譲リ早々 拝具

明治十九年十月廿三日

臨時代理公使男岩倉具経

特命全權公使花房義質殿

官領省次官、元老院議員

⁶⁴¹三字不明

⁶⁴²東京都立大学付属図書館事務室編『花房義質関係文書目録』77頁；Lensen G.A. *Japanese Diplomatic and Consular Officials in Russia*.p.25

⁶⁴³一字不明

⁶⁴⁴一字不明

⁶⁴⁵一字不明

枢密議員ウラジミル・イワノウィチュ・ウエシニヤコフ

所持勲章

白鷺大綬章（次等ナキ*⁶⁴⁶ 特ニ大綬章ト掲グ）

神聖ウラジミル勲二等

神聖安那勲一等

神聖スタニスラウ勲一等

神聖ウラジミル勲三等

内務省中央統計院長

枢密院議員ニコライ・アレキサンドルウィチニ・トロイニツキー

所持勲章

神聖安那勲一等

神聖スタニスラウ勲一等

神聖ウラジミル勲三等

大蔵省東部シベリヤ収税課長

（官位デイスツウィテリヌイ・スタツスキー・サウエトニク）

イワン・ワルフオメェウィチェ・キフニフスキー

所持勲章

神聖安那勲一等

神聖スタニスラウ勲一等

同ウラジミル勲一等

同安那勲二等

同スタニスラウ勲二等帝冠付

同安那勲三等

陸軍参謀大佐

アレキサンドル・レオンチェウィチュ・ガルナク

神聖スタニスラウ勲三等

黒竜江軍管司令長官付

陸軍参謀大尉フェルジナンド・マルリキェウィチェ・ウエベク

所持勲章

⁶⁴⁶ 二字不明

神聖安那勲三等劔并ニ紐付」

29. 日付：1886年11月24日

差出人：大谷光勝（おおたに・こうしょう）（1817年4月22日～1894年1月15日）真宗大谷派東本願寺法王第十二世、清国上海・朝鮮釜山に別院開設、伯爵⁶⁴⁷。

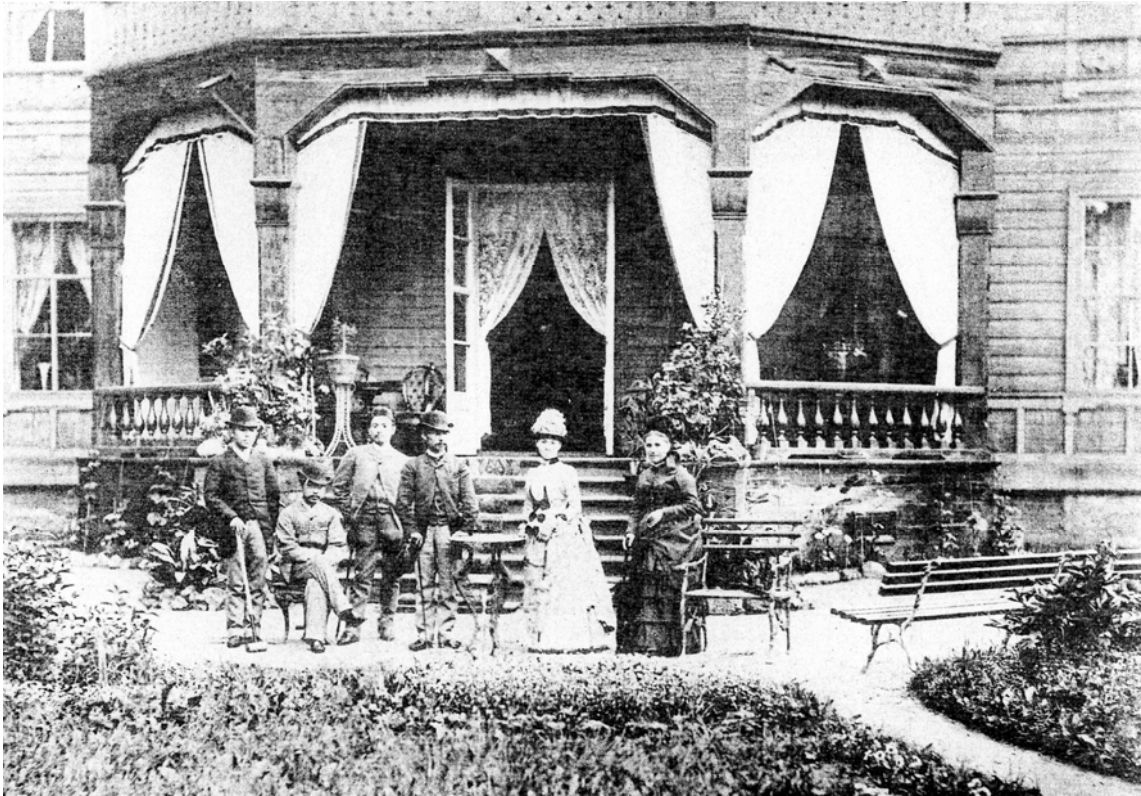
原文：「拝啓、先日ハ七条停車場ヨリ之御書翰正ニ相達シ即時拝誦仕候。先以、御清適恭賀之至ニ御座候。陳者永々露国ニ御駐筭之処、先般無御滞御帰朝之段、不耐折賀候。御滞在中ニハ岩倉、様子事、始終不洩、蒙御懇待之事*⁶⁴⁸承大慶之至リ自然拝謁シテ厚謝有度旨、兼而申越候而、細君ニモ厚リ御世話ニ相成候段大慶之極候。宜御鳳声希候。誠ニ御急キノ折柄態々御投書何モ御入念之御事、恐縮仕候。仍乍延引御礼御報迄如斯御座候也。恐々頓首 十一月廿四日認置 大谷光勝

花房 義質殿 机下 尚々追テ」

⁶⁴⁷東京都立大学付属図書館事務室編『花房義質関係文書目録』99頁。

⁶⁴⁸二字不明

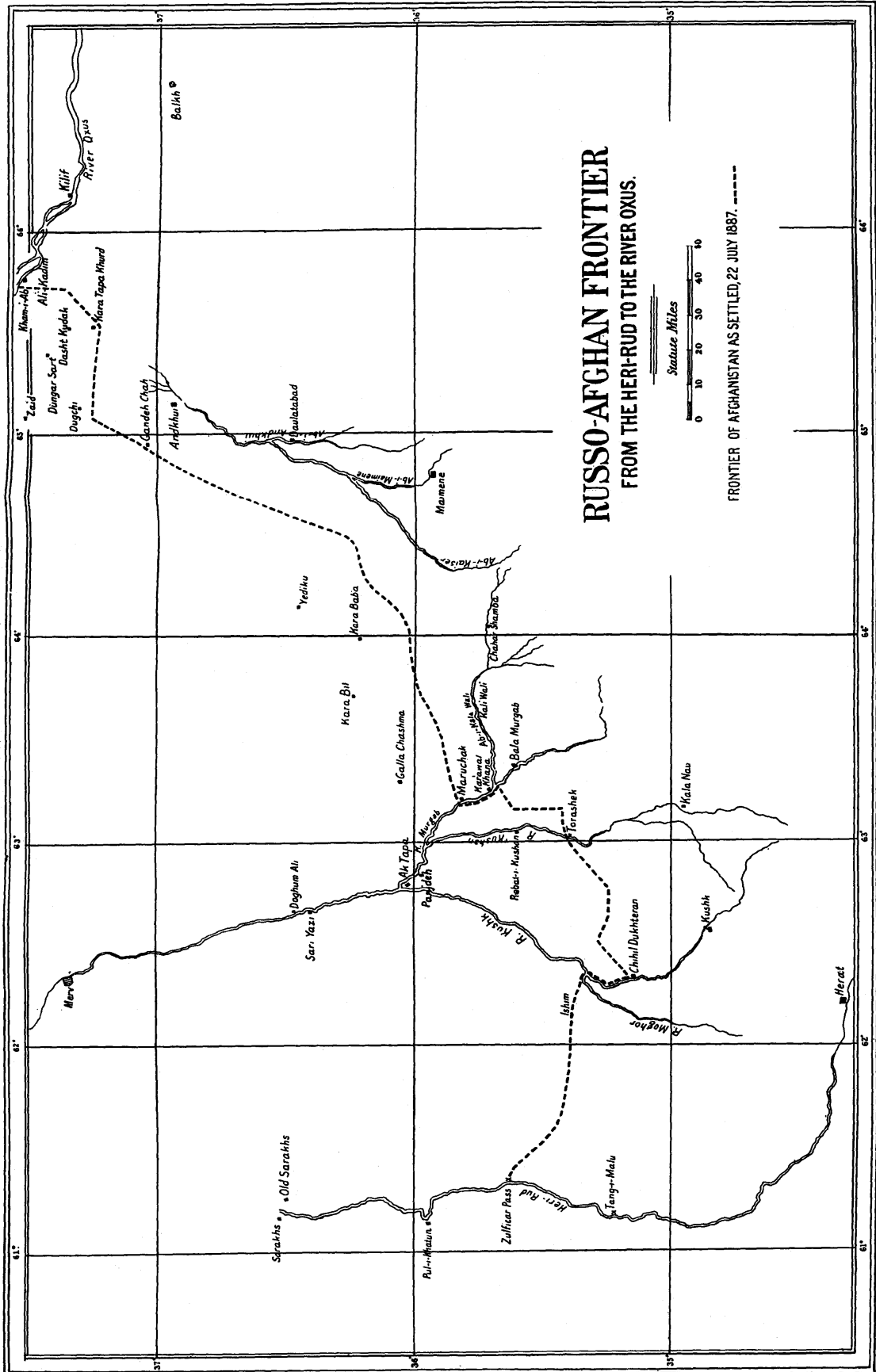
附録 14 写真



「明治 18 年 7 月 露国駐劄特命全權公使時代伯徳堡に於いて撮影向って左より書記官大前退藏氏、同岩倉具経氏、同二橋謙氏、伯爵、同令夫人、佛人モロー女史」
写真参照：黒瀬義門『子爵花房義質君事略』東京：東京印刷、1913 年

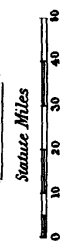
附録 15 1887 年のアフガニスタン・ロシア境界線確定の地図

地図参照：Krausse A. *Russia in Asia: A Record and Study*, London: G. Richards, 1900.



**RUSSO-AFGHAN FRONTIER
FROM THE HERI-RUD TO THE RIVER OXUS.**

FRONTIER OF AFGHANISTAN AS SETTLED, 22 JULY 1887. -----



Great Richard, London.